

令和 4 年 12 月

# 市川市議会定例会会議録

令和 4年 12月 2日 開会  
令和 4年 12月 16日 閉会

市川市議会

# 目 次

第 1 日 12 月 2 日（金曜日）

○議事日程（第 1 号）	1
○会議に付した事件（19件）	1
○出席議員（42名）	2
○欠席議員（なし）	3
○説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	4
○開会・開議	5
○議長報告	
・執行機関に対する出席要求	5
○会議録署名議員指名	5
○日程第 1 会期の件	5
○日程第 2 発議第10号 松井努議員（会派「緑風会」）に対し、地方自治法第132条に違反した責任を改めて問うとともに、議員辞職を含め自らの責任の取り方を示すよう勧告する決議について	
・提案説明	
越 川 雅 史	5
・可決	6
○日程第 3 議案第32号 市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	
日程第 4 議案第33号 市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定について	
日程第 5 議案第34号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	
日程第 6 議案第35号 市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	
日程第 7 議案第36号 市川市手数料条例の一部改正について	
日程第 8 議案第37号 市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
日程第 9 議案第38号 市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
日程第10 議案第39号 令和 4 年度市川市一般会計補正予算（第 7 号）	
日程第11 議案第40号 令和 4 年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	
日程第12 議案第41号 令和 4 年度市川市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	
日程第13 報告第31号 専決処分の報告について	
日程第14 報告第32号 専決処分の報告について	
日程第15 報告第33号 専決処分の報告について	
日程第16 報告第34号 専決処分の報告について	
日程第17 報告第35号 専決処分の報告について	
日程第18 報告第36号 専決処分の報告について	
日程第19 報告第37号 専決処分の報告について	

（一括議題）

・提案説明

市 長 田 中 甲 ..... 7

・代表質問

1. 日 本 共 産 党 金 子 貞 作 ..... 9

財 政 部 長 稲 葉 清 孝  
 こ ども 政 策 部 長 秋 本 賢 一  
 総 務 部 長 植 草 耕 一  
 街 づ くり 部 長 川 島 俊 介  
 環 境 部 長 根 本 泰 雄  
 保 健 部 長 二 宮 賢 司  
 文 化 ス ポ ー ツ 部 長 森 田 敏 裕  
 道 路 交 通 部 長 藤 田 泰 博  
 生 涯 学 習 部 長 永 田 治  
 企 画 部 長 小 沢 俊 也  
 情 報 政 策 部 長 佐 藤 敏 和  
 市 長 田 中 甲

○休 憩 ..... 2 0

○開 議 ..... 2 0

金 子 貞 作 (再) ..... 2 0

保 健 部 長 二 宮 賢 司  
 財 政 部 長 稲 葉 清 孝  
 総 務 部 長 植 草 耕 一  
 企 画 部 長 小 沢 俊 也  
 文 化 ス ポ ー ツ 部 長 森 田 敏 裕  
 道 路 交 通 部 長 藤 田 泰 博  
 生 涯 学 習 部 長 永 田 治

2. 無 所 属 の 会 長 友 正 徳 ..... 2 7

財 政 部 長 稲 葉 清 孝  
 企 画 部 長 小 沢 俊 也  
 広 報 室 長 麻 生 文 喜  
 保 健 部 長 二 宮 賢 司  
 こ ども 政 策 部 長 秋 本 賢 一  
 環 境 部 長 根 本 泰 雄  
 総 務 部 長 植 草 耕 一

○休 憩 ..... 3 7

○開 議 ..... 3 7

長 友 正 徳 (再) ..... 3 8

財 政 部 長 稲 葉 清 孝  
 市 長 田 中 甲

企 画 部 長 小 沢 俊 也  
 保 健 部 長 二 宮 賢 司  
 こ ども 政 策 部 長 秋 本 賢 一  
 環 境 部 長 根 本 泰 雄

○散 会 ..... 47

**第2日 12月5日（月曜日）**

○議事日程（第2号） ..... 49  
 ○会議に付した事件（17件） ..... 49  
 ○出席議員（41名） ..... 50  
 ○欠席議員（1名） ..... 51  
 ○説明のため出席した者の職氏名 ..... 51  
 ○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 ..... 52  
 ○開 議 ..... 53  
 ○日程第1 議案第32号 市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について  
 日程第2 議案第33号 市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定について  
 日程第3 議案第34号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
 日程第4 議案第35号 市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について  
 日程第5 議案第36号 市川市手数料条例の一部改正について  
 日程第6 議案第37号 市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
 日程第7 議案第38号 市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
 日程第8 議案第39号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第7号）  
 日程第9 議案第40号 令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
 日程第10 議案第41号 令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第3号）  
 日程第11 報告第31号 専決処分の報告について  
 日程第12 報告第32号 専決処分の報告について  
 日程第13 報告第33号 専決処分の報告について  
 日程第14 報告第34号 専決処分の報告について  
 日程第15 報告第35号 専決処分の報告について  
 日程第16 報告第36号 専決処分の報告について  
 日程第17 報告第37号 専決処分の報告について

（一括議題）

・代表質問

3. 緑 風 会 荒 木 詩 郎 ..... 53  
 （補 足 質 問 者） 石 原 み さ 子  
 財 政 部 長 稲 葉 清 孝  
 危 機 管 理 室 長 佐 久 間 剛

企 画 部 長	小 沢 俊 也	
総 務 部 長	植 草 耕 一	
街 づ く り 部 長	川 島 俊 介	
市 長	田 中 甲	
石 原 み さ 子	.....	6 8
財 政 部 長	稲 葉 清 孝	
危 機 管 理 室 長	佐 久 間 剛	
市 長	田 中 甲	
○休 憩	.....	7 1
○開 議	.....	7 1
石 原 み さ 子 (再)	.....	7 1
総 務 部 長	植 草 耕 一	
こ だ も 政 策 部 長	秋 本 賢 一	
4. 創 生 市 川 加 藤 武 央	.....	7 6
街 づ く り 部 長	川 島 俊 介	
道 路 交 通 部 長	藤 田 泰 博	
経 済 部 長	小 塚 眞 康	
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康	
文 化 ス ポ ー ツ 部 長	森 田 敏 裕	
保 健 部 長	二 宮 賢 司	
市 長	田 中 甲	
○散 会	.....	9 6

**第 3 日 12 月 6 日 (火曜日)**

○議事日程 (第 3 号)	.....	9 7
○会議に付した事件 (17件)	.....	9 7
○出席議員 (42名)	.....	9 8
○欠席議員 (なし)	.....	9 9
○説明のため出席した者の職氏名	.....	9 9
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	.....	1 0 0
○開 議	.....	1 0 1
○日程第 1 議案第32号	市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	
日程第 2 議案第33号	市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定について	
日程第 3 議案第34号	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	
日程第 4 議案第35号	市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	
日程第 5 議案第36号	市川市手数料条例の一部改正について	
日程第 6 議案第37号	市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	

- 日程第7 議案第38号 市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第39号 令和4年度市川市一般会計補正予算(第7号)
- 日程第9 議案第40号 令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第41号 令和4年度市川市下水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第11 報告第31号 専決処分の報告について
- 日程第12 報告第32号 専決処分の報告について
- 日程第13 報告第33号 専決処分の報告について
- 日程第14 報告第34号 専決処分の報告について
- 日程第15 報告第35号 専決処分の報告について
- 日程第16 報告第36号 専決処分の報告について
- 日程第17 報告第37号 専決処分の報告について

(一括議題)

・代表質問

5. 公	明	党	中	村	よ	し	お		101
	(補	足	質	問	者)	小	山	田	直 人
	財	政	部	長	稲	葉	清	孝	
	水	と	緑	の	部	長	高	久	利 明
	生	涯	学	習	部	長	永	田	治
	学	校	教	育	部	長	藤	井	義 康
	こ	ど	も	政	策	部	秋	本	賢 一
	保	健	部	長	二	宮	賢	司	
	企	画	部	長	小	沢	俊	也	
	道	路	交	通	部	長	藤	田	泰 博
	市		長		田	中		甲	
○休	憩								121
○開	議								121
	小	山	田	直	人				121
	こ	ど	も	政	策	部	秋	本	賢 一
	保	健	部	長	二	宮	賢	司	
	企	画	部	長	小	沢	俊	也	
	道	路	交	通	部	長	藤	田	泰 博
	生	涯	学	習	部	長	永	田	治
6. 自	由	民	主	党	細	田	伸	一	134
	財	政	部	長	稲	葉	清	孝	
	企	画	部	長	小	沢	俊	也	
	総	務	部	長	植	草	耕	一	
	広	報	室	長	麻	生	文	喜	
	学	校	教	育	部	長	藤	井	義 康
○委	員	会	付	託	(議	案	第	32	~41号) 147

○請願の委員会付託	1 4 7
○散 会	1 4 7

#### 第 4 日 12 月 12 日（月曜日）

○議事日程（第 4 号）	1 4 9
○会議に付した事件（12件）	1 4 9
○出席議員（42名）	1 4 9
○欠席議員（なし）	1 5 1
○説明のため出席した者の職氏名	1 5 1
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	1 5 1
○開 議	1 5 3
○休 憩	1 5 3
○開 議	1 5 3
○日程第 1 議案第32号 市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	
日程第 2 議案第33号 市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定について	
日程第 3 議案第34号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	
日程第 4 議案第35号 市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	
日程第 5 議案第36号 市川市手数料条例の一部改正について	
日程第 6 議案第37号 市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
日程第 7 議案第38号 市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
日程第 8 議案第39号 令和 4 年度市川市一般会計補正予算（第 7 号）	
日程第 9 議案第40号 令和 4 年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	
日程第10 議案第41号 令和 4 年度市川市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	

（一括議題）

#### ・委員長報告

健康福祉委員長 石 原 み さ 子	1 5 3
環境文教委員長 宮 本 均	1 5 5
建設経済委員長 大 久 保 た か し	1 5 6
総務委員長 久 保 川 隆 志	1 5 7

#### ・議案第39号令和 4 年度市川市一般会計補正予算（第 7 号）に対する修正動議の提案説明

岩 井 清 郎	1 5 9
---------	-------

#### ・討論

金 子 貞 作（議案第33、34号に反対）	1 5 9
越 川 雅 史（議案第39号原案に反対、修正案に賛成）	1 6 0

#### ・各可決

○日程第11 請願第 4 - 1 号 携帯電話基地局を設置又は改造する時には事業者はその計画を地域住民等に対して説明を行うこと及び設置済みの携帯電話基地局についてその事業者は地域住民等の求めに応じて説明を行うことの条例化を求める請願	1 6 3
--	-------

・委員長報告	
環境文教委員長    宮    本    均	164
・不採択	165
○休憩	165
○開議	165
○日程第12 一般質問	
1. 国    松    ひろき	165
(1)子育て施策について	
(2)自治会に対する本市の認識及び加入率と支援について	
(3)道路交通行政（都市計画道路の見直し、都市計画道路整備プログラム、都市計画道路3・5・26号） について	
こども政策部長    秋    本    賢    一	
○休憩	171
○開議	171
国    松    ひろき（再）	171
こども政策部長    秋    本    賢    一	
市民部長    蛸    島    和    紀	
財政部長    稲    葉    清    孝	
道路交通部長    藤    田    泰    博	
2. 小    泉    文    人	179
(1)用途地域について	
(2)人口と税収について	
(3)財政見直しについて	
(4)市民の移動手段の確保（シェアサイクル・オンデマンド交通）について	
(5)本市公共施設の電気料金の高騰について	
街づくり部長    川    島    俊    介	
財    政    部    長    稲    葉    清    孝	
企    画    部    長    小    沢    俊    也	
市                    長    田    中                    甲	
道    路    交    通    部    長    藤    田    泰    博	
福    祉    部    長    立    場    久    美    子	
総    務    部    長    植    草    耕    一	
○休憩	192
○開議	192
3. 青    山    ひろかず	192
(1)水害対策について	
(2)空き家対策について	
(3)（仮称）押切・湊橋に関する市の認識について	
(4)コミュニティバスについて	



水と緑の部長 高久利明  
 街づくり部長 川島俊介  
 道路交通部長 藤田泰博

○散会 ..... 198

**第5日 12月13日(火曜日)**

○議事日程(第5号) ..... 199

○会議に付した事件(1件) ..... 199

○出席議員(42名) ..... 199

○欠席議員(なし) ..... 200

○説明のため出席した者の職氏名 ..... 200

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 ..... 201

○開議 ..... 202

○議長報告

・中核市移行に関する特別委員会委員長互選結果 ..... 202

○日程第1 一般質問

4. 宮本均 ..... 202

(1)自治会への支援について

(2)公共施設の学習専用スペースの設置について

(3)公園の整備(公園内の喫煙対策及びトイレ老朽化対策)について

(4)市が考える江戸川水辺空間の整備について

(5)中核市移行に関する市の見解について

市民部長 蛸島和紀  
 財政部長 稲葉清孝  
 生涯学習部長 永田治  
 広報室長 麻生文喜  
 水と緑の部長 高久利明  
 企画部長 小沢俊也  
 中核市準備担当理事 鹿倉信一  
 市長 田中甲

5. 石原よしのり ..... 212

(1)学校給食について

(2)環境行政(環境施策推進参与の活動、太陽光発電設備の導入)について

(3)住宅ストックの有効活用について

(4)独り暮らし高齢者について

学校教育部長 藤井義康  
 企画部長 小沢俊也  
 環境部長 根本泰雄

市 長 田 中 甲  
 街 づ くり 部 長 川 島 俊 介  
 福 祉 部 長 立 場 久 美 子

○休 憩 ..... 2 2 4

○開 議 ..... 2 2 4

6. 大 久 保 た か し ..... 2 2 4

- (1)道の駅いちかわについて
- (2)交通安全行政（都市計画道路3・4・18号の安全対策）について
- (3)防犯カメラについて
- (4)いちかわ市民まつりについて
- (5)新規事業者をサポートする取組について

観 光 部 長 関 武 彦  
 道 路 交 通 部 長 藤 田 泰 博  
 市 民 部 長 蛸 島 和 紀  
 経 済 部 長 小 塚 眞 康  
 財 政 部 長 稲 葉 清 孝  
 企 画 部 長 小 沢 俊 也

7. 中 町 け い ..... 2 3 4

- (1)降ひょうにより被害を受けた市民への支援について
- (2)公立保育園の給食について
- (3)色覚チョークの導入について
- (4)図書館運営について
- (5)高齢者保健福祉サービスについて

財 政 部 長 稲 葉 清 孝  
 福 祉 部 長 立 場 久 美 子  
 こ ど も 政 策 部 長 秋 本 賢 一  
 学 校 教 育 部 長 藤 井 義 康  
 教 育 長 田 中 庸 惠  
 生 涯 学 習 部 長 永 田 治  
 福 祉 部 長 立 場 久 美 子

○休 憩 ..... 2 4 7

○開 議 ..... 2 4 7

8. や な ぎ 美 智 子 ..... 2 4 7

- (1)特別支援学校のスクールバスの安全対策について
- (2)空き店舗について
- (3)「介護予防・日常生活支援総合事業」について
- (4)ドッグランについて

学 校 教 育 部 長 藤 井 義 康  
 経 済 部 長 小 塚 眞 康

福 祉 部 長 立 場 久 美 子  
環 境 部 長 根 本 泰 雄

○散 会 ..... 2 5 6

**第 6 日 12 月 14 日 (水曜日)**

○議事日程 (第 6 号) ..... 2 5 7

○会議に付した事件 (1 件) ..... 2 5 7

○出席議員 (42 名) ..... 2 5 7

○欠席議員 (なし) ..... 2 5 8

○説明のため出席した者の職氏名 ..... 2 5 8

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 ..... 2 5 9

○開 議 ..... 2 6 0

○日程第 1 一般質問

9. 高 坂 進 ..... 2 6 0

(1)マイナンバーカードについて

(2)江戸川河川敷の整備について

(3)事業者電気・ガス料金高騰対策支援金について

(4)国民健康保険税について

市 民 部 長 蛸 島 和 紀

保 健 部 長 二 宮 賢 司

水 と 緑 の 部 長 高 久 利 明

経 済 部 長 小 塚 眞 康

10. 清 水 みな子 ..... 2 7 1

(1)公園・緑地について

(2)図書館利用券のセキュリティー対策について

(3)デジタル地域通貨の導入について

水 と 緑 の 部 長 高 久 利 明

生 涯 学 習 部 長 永 田 治

企 画 部 長 小 沢 俊 也

○休 憩 ..... 2 8 0

○開 議 ..... 2 8 0

11. 石 原 たかゆき ..... 2 8 0

(1)市川公民館に隣接する公共用地について

(2)国府台第 3 号踏切に隣接する変則五差路について

(3)G I G A スクール構想の環境整備について

(4)予算シーリング、マイナス 5 % による教育関係費用への影響について

財 政 部 長 稲 葉 清 孝

道 路 交 通 部 長 藤 田 泰 博

情報政策部長 佐藤敏和  
 学校教育部長 藤井義康

12. 堀越 優	293
(1)デジタル地域通貨について	
(2)オミクロン株対応ワクチンの接種について	
(3)再開発事業計画について	
(4)教育行政（学校における働き方改革及び教職員不足の現状と今後）について	
企画部長 小沢俊也	
保健部長 二宮賢司	
街づくり部長 川島俊介	
学校教育部長 藤井義康	
教育長 田中庸恵	
○休憩	304
○開議	304
13. 久保川 隆志	305
(1)ごみの排出量削減について	
(2)長寿健康づくりについて	
(3)障がい者福祉について	
(4)八幡分庁舎等建替え計画について	
環境部長 根本泰雄	
保健部長 二宮賢司	
福祉部長 立場久美子	
学校教育部長 藤井義康	
財政部長 稲葉清孝	
こども政策部長 秋本賢一	
生涯学習部長 永田治	
○散会	317

**第7日 12月15日（木曜日）**

○議事日程（第7号）	319
○会議に付した事件（1件）	319
○出席議員（42名）	319
○欠席議員（なし）	320
○説明のため出席した者の職氏名	320
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	321
○開議	322
○発言の取消し（久保川隆志）	322
○日程第1 一般質問	

14. 西 村 敦	3 2 2
(1)災害への対応について	
(2)学校教育行政（不登校児童生徒及びいじめへの対応、ヤングケアラー）について	
(3)道路交通行政（ふたかけ歩道の改修、自転車走行空間ネットワーク整備計画及び自転車ブルーレーン）について	
危機管理監          水 野 雅 雄	
学校教育部長      藤 井 義 康	
道路交通部長      藤 田 泰 博	
15. さ と う ゆ き の	3 3 3
(1)子どもの遊び場について	
(2)無園児について	
(3)職員について	
(4)節電について	
(5)道路行政（宮久保6丁目未舗装道路の現状、課題及び今後の取組）について	
こども政策部長      秋 本 賢 一	
財 政 部 長          稲 葉 清 孝	
総 務 部 長          植 草 耕 一	
環 境 部 長          根 本 泰 雄	
道 路 交 通 部 長      藤 田 泰 博	
○休 憩	3 4 2
○開 議	3 4 2
16. 浅 野 さ ち	3 4 2
(1)介護予防による健康寿命の延伸について	
(2)鬼高地域の水害の現状と対策について	
(3)「選挙支援カード」の導入について	
(4)福祉行政（中高年のひきこもり及び成年後見制度における中核機関の設置の考え方）について	
福 祉 部 長          立 場 久 美 子	
保 健 部 長          二 宮 賢 司	
水 と 緑 の 部 長      高 久 利 明	
選挙管理委員会事務局長	小 林 茂 雄
市                  長 田 中 甲	
17. 増 田 好 秀	3 5 5
(1)自殺対策について	
保 健 部 長          二 宮 賢 司	
学 校 教 育 部 長      藤 井 義 康	
○休 憩	3 6 0
○開 議	3 6 0
・発言の訂正（選挙管理委員会事務局長）	3 6 1
18. つ ち や 正 順	3 6 1

(1)障がい福祉サービス事業所等に対する原油価格・物価高騰対策支援について

(2)（仮称）八幡市民複合施設の建設における児童遊園について

(3)新型コロナウイルスワクチン健康被害見舞金について

(4)風致地区内路地状（旗ざお）敷地の大型共同住宅建築について

福 祉 部 長	立 場 久 美 子
財 政 部 長	稲 葉 清 孝
保 健 部 長	二 宮 賢 司
水 と 緑 の 部 長	高 久 利 明
街 づ く り 部 長	川 島 俊 介

○散 会 ..... 3 7 2

**第 8 日 12 月 16 日（金曜日）**

○議事日程（第 8 号） ..... 3 7 3

○会議に付した事件（5 件） ..... 3 7 3

○出席議員（42 名） ..... 3 7 3

○欠席議員（なし） ..... 3 7 4

○説明のため出席した者の職氏名 ..... 3 7 4

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 ..... 3 7 5

○開 議 ..... 3 7 6

・議事進行に関する発言

松 井 努 ..... 3 7 6

議 長 松 永 修 巳 ..... 3 7 6

○日程第 1 一般質問

19. 稲 葉 健 二 ..... 3 7 7

(1)キャッシュレス決済について

(2)公立幼稚園について

(3)安心・安全なまちづくりについて

情 報 政 策 部 長	佐 藤 敏 和
財 政 部 長	稲 葉 清 孝
企 画 部 長	小 沢 俊 也
こ ども 政 策 部 長	秋 本 賢 一
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康
市 民 部 長	蛸 島 和 紀
危 機 管 理 監	水 野 雅 雄
福 祉 部 長	立 場 久 美 子
経 済 部 長	小 塚 眞 康
教 育 次 長	小 倉 貴 志

20. 秋 本 の り 子 ..... 3 9 0

- (1)新型コロナウイルス感染症「第8波」について
- (2)まちづくり（街全体のバリアフリー化の推進及び当事者の声）について
- (3)障がい児、者の洋服リフォームに対する助成について
- (4)海外から移住してきた子どものための日本語教室の環境について
- (5)大柏川第一調節池緑地のビジターセンターについて

危機管理監	水野雅雄
街づくり部長	川島俊介
水と緑の部長	高久利明
道路交通部長	藤田泰博
福祉部長	立場久美子
企画部長	小沢俊也
環境部長	根本泰雄
生涯学習部長	永田治

○休憩	400
○開議	400
21. 越川雅史	400

- (1)2023年度以降における市有バス貸出事業のあり方について
- (2)屋外サービス適正チェックリストの見直し及びデイサービスでの外出を伴う機能訓練の実施状況について
- (3)菅野駅前ロータリーの施設計画について
- (4)いわゆる「パワハラでっち上げ事案」に係る真相の究明及び議会への報告について

財政部長	稲葉清孝
福祉部長	立場久美子
道路交通部長	藤田泰博
市長	田中甲
総務部長	植草耕一
副市長	松丸多一

22. かつまた竜大	411
------------	-----

- (1)障がい者の相談支援体制について
- (2)八幡風致地区内路地状（旗ざお）敷地の大型共同住宅建築について

福祉部長	立場久美子
街づくり部長	川島俊介
道路交通部長	藤田泰博
水と緑の部長	高久利明

○日程第2 発議第11号 市川市議会の個人情報保護に関する条例の制定について	
・可決	422
○日程第3 発議第12号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出について	
・可決	423
○日程第4 委員会の閉会中継続審査の件	423
○日程第5 委員会の閉会中継続調査の件	423

○閉議・閉会 .....	4 2 4
<hr/>	
○委員会審査報告書 .....	4 2 5
○閉会中継続審査申し出書 .....	4 2 9
○閉会中継続調査申し出書 .....	4 3 0
○会議録署名議員 .....	4 3 1



第 1 日

令和4年12月2日（金曜日）

## 令和4年12月市川市議会定例会議事日程（第1号）

令和4年12月2日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会期の件
- 第2 発議第10号 松井努議員（会派「緑風会」）に対し、地方自治法第132条に違反した責任を改めて問うとともに、議員辞職を含め自らの責任の取り方を示すよう勧告する決議について
- 第3 議案第32号 市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 第4 議案第33号 市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定について
- 第5 議案第34号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第6 議案第35号 市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第7 議案第36号 市川市手数料条例の一部改正について
- 第8 議案第37号 市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第9 議案第38号 市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第39号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第7号）
- 第11 議案第40号 令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第41号 令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第13 報告第31号 専決処分の報告について
- 第14 報告第32号 専決処分の報告について
- 第15 報告第33号 専決処分の報告について
- 第16 報告第34号 専決処分の報告について
- 第17 報告第35号 専決処分の報告について
- 第18 報告第36号 専決処分の報告について
- 第19 報告第37号 専決処分の報告について

（代表質問） 日本共産党 金子貞作議員

無所属の会 長友正徳議員

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会期の件
- 日程第2 発議第10号 松井努議員（会派「緑風会」）に対し、地方自治法第132条に違反した責任を改めて問うとともに、議員辞職を含め自らの責任の取り方を示すよう勧告する決議について
- 日程第3 議案第32号 市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第33号 市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第34号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第35号 市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第36号 市川市手数料条例の一部改正について
- 日程第8 議案第37号 市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第38号 市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 日程第10 議案第39号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第7号）  
 日程第11 議案第40号 令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
 日程第12 議案第41号 令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第3号）  
 日程第13 報告第31号 専決処分の報告について  
 日程第14 報告第32号 専決処分の報告について  
 日程第15 報告第33号 専決処分の報告について  
 日程第16 報告第34号 専決処分の報告について  
 日程第17 報告第35号 専決処分の報告について  
 日程第18 報告第36号 専決処分の報告について  
 日程第19 報告第37号 専決処分の報告について

（代表質問） 日本共産党 金子貞作議員  
 無所属の会 長友正徳議員

出席議員 42名

や	な	ぎ	美	智	子
さ	と	う	ゆ	き	の
長		友	正		徳
佐		直	友		樹
つ		ち	正		順
小		山	直		人
つ		か	た		かのり
鈴		木	雅		斗
国		松	ひ		ろき
石		原	た		かゆき
清		水	み		な子
廣		田	徳		子
増		田	好		秀
中		町	け		い
久		保	川		隆志
浅		野	さ		ち
中		村	よ		しお
細		田	伸		一
石		原	み		さ子
青		山	ひ		ろかず
大		久	保		たかし
小		泉	文		人
高		坂			進
金		子	貞		作
秋		本	の		り子

か	つ	ま	た	竜	大
西			村		敦
宮			本		均
中			山	幸	紀
松			永	鉄	兵
荒			木	詩	郎
石			原	よ	し
加			藤	武	の
稲			葉	健	央
越			川	雅	二
大			場		史
堀			越		諭
か	い		づ		優
松			井		勉
竹			内	清	努
松			永	修	海
岩			井	清	巳
					郎

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田	中	甲
副	市長	松	丸	多
代表	監査委員	菅	原	卓
教	育長	田	中	庸
危	機管理監	水	野	雅
広	報室長	麻	生	文
総	務部長	植	草	耕
中核市	準備担当理事	鹿	倉	信
企	画部長	小	沢	俊
財	政部長	稲	葉	清
情	報政策部長	佐	藤	敏
文	化スポーツ部長	森	田	敏
市	民部長	蛸	島	和
経	済部長	小	塚	眞
観	光政策課統括課長	加	科	
福	祉部長	立	場	久
こ	ども政策部長	秋	本	美
保	健部長	二	宮	賢
				子
				一
				司

環 境 部 長	根 本 泰 雄
街 づ く り 部 長	川 島 俊 介
道 路 交 通 部 長	藤 田 泰 博
水 と 緑 の 部 長	高 久 利 明
行 徳 支 所 長	菊 田 滋 也
消 防 局 長	本 住 敏
選 挙 管 理 委 員 会 長	小 林 茂 雄
事 務 局 長	藤 城 久 保
農 業 委 員 会 事 務 局 長	板 垣 道 佳
会 計 管 理 者	小 倉 貴 志
教 育 次 長	永 田 治
生 涯 学 習 部 長	藤 井 義 康
学 校 教 育 部 長	

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	小 泉 貞 之
事 務 局 次 長	六 郷 真 紀 子
(議事担当)	
主 幹	米 津 孝 成
副 主 幹	金 子 貴 一
主 査	尾 本 悠 介
主 任 書 記	北 川 陽 介
主 任 書 記	高 柳 陽 一
(調査担当)	
主 幹	上 原 高
主 査	前 田 悠
主 査	岡 澤 英 康
主 任 書 記	荒 木 智 貴
書 記	福 井 寿 明

---

## 会 議

午前10時26分開会・開議

○松永修巳議長 ただいまから令和4年12月市川市議会定例会を開会いたします。

---

○松永修巳議長 直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会で説明のため、執行機関に対し、あらかじめ出席を求めておきましたから御報告いたします。

---

○松永修巳議長 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、清水みな子議員及び中山幸紀議員を指名いたします。

---

○松永修巳議長 日程第1会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月16日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって会期は15日間と決定いたしました。

---

○松永修巳議長 日程第2発議第10号松井努議員（会派「緑風会」）に対し、地方自治法第132条に違反した責任を改めて問うとともに、議員辞職を含め自らの責任の取り方を示すよう勧告する決議についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、松井努議員の退席を求めます。

〔松井 努議員退席〕

○松永修巳議長 提出者から提案理由の説明を求めます。

越川雅史議員。

〔越川雅史議員登壇〕

○越川雅史議員 無所属の会の越川雅史でございます。ただいま議題となっております発議第10号松井努議員（会派「緑風会」）に対し、地方自治法第132条に違反した責任を改めて問うとともに、議員辞職を含め自らの責任の取り方を示すよう勧告する決議について、提出者を代表して提案理由の説明を行います。

松井努議員（会派緑風会）は、令和3年12月8日の市川市議会本会議において、他人の私生活にわたる言論を展開したばかりか、市議会議員に当然に課せられている守秘義務に反する形で、市議会議員としての職務を通じて入手した一市民の機微情報までもを暴露いたしました。松井議員のかかる言動は、地方自治法第132条が規定する品位の保持に明らかに抵触するばかりか、市民の市政及び市議会、市議会議員に対する信頼を失墜させる許されざる行為であることから、これを不問に付すことは社会正義に反すると判断した有志議員が懲罰動議を発議し、過半数を超える議員がこれに賛同し、懲罰動議が可決されるに至ったものであります。

そして、松井議員自身も、令和4年2月8日の本会議において、一連の経緯と事実関係を認めた上で、「地方自治法第132条に違反した行為であり、議会の品位を保持し、秩序を守るべき議員の職責に顧みて、誠に申し訳ありません。ここに深く反省し、誠意を披瀝して陳謝いたします」と懲罰を受け入れ本会議場において陳謝したことから、本件は、本来であればこの段階で決着を見たはずでありました。

しかしながら、松井議員は、その後の3月7日付で、懲罰動議に賛成した市議会議員22名に対し、金110万円を支払えなどとする裁判を市川簡易裁判所に提訴いたしました。神聖であるはずの本会議場において、地方自治

法第132条に違反した行為であり、ここに深く反省し、誠意を披瀝して陳謝いたしますと自ら懲罰を受け入れ陳謝したにもかかわらず、それから1か月も経過していない、文字どおり舌の根も乾かないうちに懲罰に賛成した議員に対し訴訟を起こすという行為は、前代未聞の暴挙であるばかりか、地方自治法及び市川市議会を愚弄する行為でもあり、懲罰制度を有名無実化し、議会の権威と秩序、品位を汚す、地方議会制度に対する悪質な挑戦にほかならないと考えます。ましてや松井議員は、市川市議会において、議会運営委員長として、地方自治法や市川市議会会議規則に基づく議会運営を経験し、市議会議長を2度にわたり務めていた経緯に鑑みても、本来であれば、地方議会の運営に最も精通している市議会議員として他の模範となるべき立場にあるわけですから、その責任は強く問われるのが当然の道理であると考えます。

よって、本市議会は、松井努議員に対して、改めて地方自治法第132条に違反した責任を問うとともに、懲罰制度を有名無実化する悪質な挑戦をして、市川市議会の権威と秩序、品位を汚した責任を強く問うものであります。

については、松井議員自らの御判断において、潔く、直ちに市議会議員の職を辞することを含め、市民並びに市議会に対して分かりやすい形で、地方自治法第132条に違反した自らの責任の取り方を示すよう勧告するものであります。

以上です。

○松永修巳議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

松井努議員から、本件について一身上の弁明をいたしたい旨の申出があります。

お諮りいたします。この際、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議がありますので、これより起立により採決をいたします。

本申出に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松永修巳議長 起立者少数であります。よって松井努議員の一身上の弁明を許可することは否決されました。

お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより発議第10号松井努議員（会派「緑風会」）に対し、地方自治法第132条に違反した責任を改めて問うとともに、議員辞職を含め自らの責任の取り方を示すよう勧告する決議についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

松井努議員に対する除斥を解除いたします。

〔松井 努議員入場〕

○松永修巳議長 日程第3議案第32号市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてから日程第19報告第37号専決処分の報告についてまでを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

〔田中 甲市長登壇〕

○田中 甲市長 議案第32号から議案第41号までにつきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第32号市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、国政選挙における選挙運動の公費負担の限度額の見直しを踏まえ、市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額を見直す必要があることから提案するものです。

議案第33号市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定については、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める必要があることから提案するものであります。

議案第34号デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、関係条例中の条文の整備を行う必要があることから提案するものです。

議案第35号市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正については、人事院勧告等を踏まえて、一般職の職員の給料並びに期末手当及び勤勉手当の改正を行うとともに、これに合わせて市長等の期末手当の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第36号市川市手数料条例の一部改正については、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の改正に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定事務に係る手数料を見直すとともに、新たに追加された評価方法に基づく当該計画等の認定事務に係る手数料を定めるほか、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第37号市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正については、老朽化した東大和田保育園の園舎を建て替え、保育サービスのさらなる向上を目的として、同園を社会福祉法人による公私連携型保育所とするため、公の施設としての供用を廃止する必要があることから提案するものです。

議案第38号市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、配偶者等からの暴力被害者及び犯罪被害者等の居住の安定を図るため、入居の申込みに係る資格を緩和するとともに、入居者の選考において優先的な取扱いを行う必要があることから提案するものです。

議案第39号令和4年度市川市一般会計補正予算（第7号）について御説明いたします。補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億1,461万5,000円の増額を行い、予算の総額を1,778億474万9,000円とするものです。今回の補正予算は、物価高騰の影響を受けている子育て世帯への支援や、子育て・教育環境の整備のほか、魅力ある元気なまちづくり、保健福祉などの必要となる経費について増額補正を行う一方、執行差金などに減額補正を行うものです。

歳出予算の主な内容について申し上げますと、第2款総務費では、地域経済活性化のためのデジタル地域通貨を導入するための経費や、子どもの医療費の助成対象範囲を高校3年生までに拡大するためのシステム改修経費のほか、電気・ガス料金の高騰に伴い、第1庁舎をはじめとする各施設の光熱水費を増額する一方、八幡分庁舎建替事業において、建築資材の価格高騰や調達の遅れに伴う工事完了の時期の延伸による継続費の変更に伴い本



年度支出額を減額するほか、補正予算の財源調整のため、財政調整基金積立金の減額について、第3款民生費では、物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援するため、ゼロ歳から3歳までの乳幼児を対象とした赤ちゃん健やか応援給付金を給付するための経費や、子どもの医療費の助成対象の範囲を拡大するための経費のほか、生活保護扶助費などについて増額する一方、私立保育園の整備に係る補助金などの減額について、第4款衛生費では、保健センターをはじめとする各施設の光熱水費を増額するほか、新型コロナウイルスワクチンの接種により健康被害を受けた方への見舞金の計上について、第5款労働費では、若年者等就労支援施設の光熱水費の増額について、第6款農林水産業費では、降ひょう被害防止のため多目的防災網を整備する農業者に対する補助金のほか、市川漁港の航路浚渫工事費などについて、第8款観光費では、アイ・リンクタウン展望施設の光熱水費の増額について、第9款土木費では、道路の拡幅に係る経費や、市内駐輪場をはじめとする各施設の光熱水費を増額する一方、コロナ禍の影響により、里見公園の桜まつりイベント中止に伴う委託料などの減額について、第10款消防費では、消防救急デジタル無線機器損害賠償請求事件において和解が成立したことによる国庫支出金の償還金のほか、新型コロナウイルス感染症の第7波により救急出動の回数が増えたことによる消耗品等の購入経費について、第11款教育費では、小中学校の老朽化に伴う修繕費用や、物価高騰により小学校をはじめとする各施設の光熱水費の増額についてそれぞれ計上するものです。

また、歳入予算につきましては、歳出予算の補正に伴い、使用料及び手数料から市債までそれぞれ計上するものであります。

次に、継続費の補正では、八幡分庁舎建替事業において、建築資材の価格高騰や調達の遅れに伴う工事完了時期の延伸のため、継続費の総額、期間及び年割額を変更するものです。

次に、繰越明許費の補正では、こども福祉総合システム改修事業のほか7事業について、いずれも年度内の完成が困難であることから、繰越明許費の補正を行うものです。

次に、債務負担行為の補正では、第1庁舎7階改修設計委託料ほか6事業の追加を行うものであります。

最後に、地方債の補正では、総務費、民生費、農林水産業費及び土木費における限度額について、それぞれ変更するものです。

次に、議案第40号令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の歳入歳出の予算の補正は、2,544万3,000円の増額を行い、総額をそれぞれ62億7,144万3,000円とするものです。

補正予算の内容は、出納閉鎖期間等に徴収した令和3年度の保険料を納付するため、後期高齢者医療広域連合納付金について増額を行うもので、その財源として、繰入金、繰越金及び諸収入を充て、収支の均衡を図るものであります。

次に、議案第41号令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第3号）について、業務の予定量の補正では、資本的支出における建設改良費の減額に伴い、業務予定量の補正を行うものです。

次に、収益的支出の補正では、職員給与費の増額を行うほか、電気料金などの増額、ポンプ場や菅野終末処理場などにおいて不足が見込まれている動力費を増額する一方、借入利率の確定に伴い企業債利息を減額することにより、合わせて1,877万2,000円の増額をするものです。

次に、資本的収入及び資本的支出の補正では、資本的支出において、北方地区公共下水道整備事業のほか3事業について、継続費の年割額の変更に伴う本年度支出額の減額補正を行うほか、職員給与費やポンプ場整備費について増額補正を行い、合わせて1億5,157万3,000円の減額を行うとともに、資本的収入において、公共下水道整備、雨水事業の継続費の変更などに伴う企業債の減額を行うなど、合わせて5,765万円の減額補正を行うものです。また、その差額については、過年度分及び当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金によって補填をするものであります。

次に、企業債の補正では、公共下水道事業における起債について限度額を変更するものです。

次に、継続費の補正では、北方地区公共下水道整備事業については継続費の年割額の変更を行い、また、高谷2号幹線建設事業ほか2事業については、完了時期の延伸により、継続費の期間及び年割額を変更するものであります。

最後に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正について、収益的支出及び資本的支出における職員給与費の補正に伴い、併せて増額補正を行うものです。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○松永修巳議長 提案理由の説明は終わりました。

これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

初めに、日本共産党、金子貞作議員。

[金子貞作議員登壇]

○金子貞作議員 日本共産党の金子貞作です。代表質問を行います。

まず最初は、来年度予算編成の考え方についてです。

(1)物価高騰から市民の暮らしと営業を守ることについて。

市民から、物価がどんどん上がって節約も限界という悲鳴の聲が上がっています。所得の低い世帯ほど物価高による負担増が重く、実質賃金が伸びない下で値上げが家計を直撃しています。また、中小企業もこの物価高で苦境に追い込まれています。原材料費の値上がり分を価格に転嫁できないため、倒産、いわゆる物価高倒産が急増していると言われていています。物価高騰が続き、市民生活にも影響を及ぼしているが、本年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、どのような市独自の対応を行ってきたのか伺います。また、物価高騰に対する令和5年度予算編成の考え方についても併せて伺います。

(2)優先順位、財源確保の考えについて。

11月5日の「広報いちかわ」で、令和5年度予算編成において、クリーンセンターや斎場の建て替えを行いつつ給食費の無償化などを進める中、その他の大規模事業は十分に協議し検討した上でないと実施は難しいとしています。そこで、今後の大規模事業の優先順位の考え方を伺います。

また、財源確保のため、本市でも様々な取組をしていると思いますが、経費を削減する方法の一つとして、パソコンを再リースすることによりコストが削減できると認識しています。そこで、再リースの考え方について、併せて伺います。

次に、子ども医療費助成の拡充について。

対象者を拡充することですが、償還払いから始まる理由と、いつから現物給付が始まるのか。対象人数や、どのくらい増額になると見込んでいるのか、併せて伺います。

次に、ジェンダー平等について。

ジェンダーギャップ対策について、前回の9月定例会における無所属の会の代表質問で、本市の女性管理職の割合は、令和4年4月1日現在で22.3%ということは理解をいたしました。そこで、市内における非正規労働者の女性の人数と割合及び本市自治会における女性会長の人数と割合について伺います。

次に、マンションの維持管理について。

市内の現状と支援の考えについて伺います。令和2年6月に、マンション管理の適正化の推進に関する法律が改正されました。市川市もマンションの実態調査を実施していますが、現状と課題について、管理適正化法の改正に向けた市の計画と支援の考えについて、旧耐震マンションに対する施策の拡充について、併せて伺います。

次に、環境行政について。

地球温暖化防止対策について。北アフリカのエジプトで行われたCOP27では、気候変動の甚大な被害を受けている発展途上国の政府は、温室効果ガスを大量排出してきた先進国を追及し、壊滅的な温暖化を解決するための行動に移すよう迫りました。地球温暖化問題は、先進国の気候正義が問われています。市としてはどのように認識しているのか伺います。

次に、保健・医療行政について。

コロナ禍での保健・医療行政の現状及び課題について。介護施設でコロナに感染、施設内療養中に入院できないまま亡くなった入所者が全国で103施設に上ることが施設長らの連絡会で明らかになりました。

そこで、今年1月から直近までの市内死亡者数を月ごとに伺います。また、年代などの傾向と、在宅死が何人いたのかも併せて伺います。

次に、契約について。

(1) 昨今の物価高騰により工事価格の上昇が見込まれる中、公共工事の発注時における市の取組及び物価上昇に対する今後の対応について伺います。

(2) 人件費の上昇が今後も見込まれている中、市が発注する業務委託に従事している労働者の賃金確認について、市の見解を伺います。

(3) 去る10月21日の市立塩浜学園の解体工事における入札妨害に関する初公判の報道によると、被告3人はおむね起訴内容を認めたとのことだが、これに対する市の見解を伺います。

(4) 指定管理者制度の現状と課題について。本市でも保育園、福祉施設、文化施設、図書館などの56施設で、民間事業者による管理運営を行っています。指定管理者制度では、民間事業者のノウハウを活用した公共サービスの提供を行っていますが、指定管理者による公共施設の管理運営についての現状と課題について伺います。

次に、障がい者行政について。

(1) 障がい者のスポーツする権利の現状及び対策について。障がい者もスポーツする権利がありますが、スポーツする環境について、本市の現状及び対策について伺います。

(2) 公共施設などの使用料の障がい者への減免について。本市の障がい者への減免は、体育館など公共施設に75%の減免を実施していますが、駐輪場などの減免割合及び減免の人数について伺います。

次に、生涯学習について。

公民館主催講座及びオンライン講座の拡充について伺います。コロナ禍、家で本を読む人が増えています。そうした中で、公民館主催講座やオンライン講座にも関心が高まっていると思いますが、現状と、講座のテーマ選定基準について伺います。

以上、第1回目の質問といたします。

○松永修巳議長 質問は終わりました。答弁を求めます。

稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 私からは、大項目、来年度予算編成の考え方並びに契約についてお答えいたします。

初めに、来年度の予算編成の考え方についてです。

(1) 物価高騰から市民の暮らしと営業を守ることにについては、電気・ガス料金などの光熱費をはじめ、食料品などの生活必需品が値上がりするなど価格の高騰が市内事業者や家計を直撃している状況にあり、これまで新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、様々な物価高騰対策を講じてまいりました。6月補正予算では、食材費の高騰を受け、保護者に負担を強いることなく市内の公立小中学校の給食単価を引き上げるため、食材費として約4,500万円を増額しております。また、9月補正予算では、主に事業者向け支援として、市

内事業者に対する電気・ガス料金高騰対策支援や、保育施設等に対する給食費の負担軽減のほか、公共交通事業者に対する原油価格高騰対策支援、さらに農業者への肥料価格対策支援など、合計約6億9,100万円を増額し、事業を実施いたしました。本12月定例会には、物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援するため、赤ちゃん健やか応援給付金として約7億4,800万円の補正予算を計上しております。

そこで、令和5年度の予算編成についてですが、予算編成方針において、物価高騰の長期化に備えるため、業務の効率化を図り、常に国や県の動向を注視するとともに、市民生活や市内経済への影響を把握し適時適切に対応するとしております。

次に、(2)優先順位、財源確保の考え方についてです。優先的に整備するクリーンセンター及び斎場に次ぐ規模の公共施設の更新や整備については、緊急性や必要性を精査し、更新時期を判断することで、事業費が集中しないよう優先順位を定めてまいりたいと考えております。

次に、経費削減の手法としても注目される再リースについては、パソコンのリースは、物品の耐用年数の1.2倍をリース期間とし、入札により長期継続契約としております。なお、契約満了後は一般的にリース料が10分の1程度となることから、ウイルス対策を含む保守対応や製品の状態、保守費用などを勘案して再リースとするかを判断しております。

続きまして、大項目、契約についてお答えいたします。

(1)物価高騰による本市の公共工事への影響及び対応についてです。初めに、影響の1点目としては、設計金額の増額に伴い事業費が増となることとございます。本市の工事の発注では、国が調査、公表している公共工事設計労務単価を用いて労務費を積算していますが、物価高騰に伴い建設資材価格が上昇していることから、事業に係る費用も増加傾向となっております。2点目は、入札不調となるリスクとございます。物価上昇の速度が工事の積算に用いる建設資材価格の改定や公表を上回る場合、入札不調となる可能性が高まり、その結果、工期の遅れにつながるかとございます。3点目は、契約後に建設資材価格が上昇し、請負業者の負担が大きくなることです。

こうした影響への対応としては、発注時点において、毎月更新される資材などの最新の実勢価格を反映した設計金額とすることで入札不調のリスクの軽減に努めております。また、契約約款では、資材や労務費の変動に備えたスライド条項を設けており、請負業者から契約変更の申出に対応しております。特に、特定資材の価格の急激な変動に対応する単品スライドでは、増額分が対象工事費の1%以上で、残工期の2か月以上前に申出がなされた場合、変更契約を締結することが可能となります。

次に、(2)委託先での賃金確認等についてです。本市では、公契約要綱に基づき、設計金額3,000万円を超える工事などで、かつ、低入札調査を経て落札決定した受注者及び設計金額3,000万円を超える最低制限価格を適用した業務委託のうち、当該価格の102%以内で落札決定をした受注者に対しては、社会保険労務士による労働環境の確認を行っております。さらに、工事の場合は元請だけでなく下請の労働者も対象として市が賃金支払いの状況を確認しております。なお、公共工事設計労務単価の85%を賃金支払いの基準としており、この基準を満たしていない受注者に対しては改善指導を行っているところです。

次に、(3)市立塩浜学園の校舎取り壊しの入札妨害についてです。本件の入札妨害の事実認定に関しましては、現在公判中のため答弁を差し控えさせていただきます。

最後に、(4)指定管理者制度の現状と課題についてです。指定管理者制度の目的の一つに、民間事業者のノウハウを活用し、多様化する住民ニーズに対応することが挙げられます。このため、指定管理者については、市が提供する公共サービスの水準を超えることを選定の基準として議会にお諮りしております。指定期間中においては、指定管理者に対し、利用者アンケートなどを活用したモニタリングを義務づけるほか、担当課による指定

管理者へのモニタリングを実施することで提案内容の履行を確認しております。

そこで課題ですが、提案時のサービス水準を確保するためには、担い手である指定管理者における労働者に対しても、公共工事の受注者と同様に、環境の変化への対応が求められるものと考えております。

以上でございます。

**○松永修巳議長** 秋本こども政策部長。

**○秋本賢一こども政策部長** 私からは大項目2つ目の子どもの医療費助成の拡充についてお答えをいたします。

本市の子ども医療費助成制度は、保護者の経済的負担を軽減し、子どもの福祉の増進を目的として、千葉県に本市独自の取組を加え拡充を図ってまいりました。具体的には、県は、保護者の所得制限を設けて、補助対象を通院は小学3年生まで、入院は中学3年生までとしているのに対し、本市は、保護者の所得制限を設けず、県の補助対象に加え、通院、入院とも中学3年生までとしております。今回、子どもの健やかな成長を図るためには、安心して医療を受けやすい環境を整えることが重要であると考え、この助成制度をさらに進め、令和5年4月より助成対象を高校3年生、正確に申し上げますと、18歳になって最初の3月31日を迎える全ての者までの拡充を目指しております。

次に、助成方法につきましては、医療機関の領収書を添え、市へ申請して後日指定口座に助成金が振り込まれる償還払い方式と、医療機関の窓口で一定の自己負担金のみで受診できる現物給付方式がございます。高校生を償還払いとした理由につきましては、現物給付の対象とするためには、県が所管する審査支払い機関のシステム改修を待つて本市のシステムを改修する必要があることから、現物給付の準備が整うまでの間、償還払いとするものであります。現物給付につきましては、市のシステム改修後、高校生分の登録作業や受給券の発行等を行い、令和5年11月受診分から開始したいと考えております。また、拡充される助成対象人数は約1万900人で、その費用は年間約2億円を見込んでおります。

以上でございます。

**○松永修巳議長** 植草総務部長。

**○植草耕一総務部長** 私からは大項目のジェンダー平等に関する御質問にお答えをいたします。

本市における非常勤の職である会計年度任用職員の女性の人数及び割合につきましては、令和4年11月1日現在で、職員数が2,674名のうち、女性職員は2,093名で全体の約78%となっております。また、本市の自治会における女性の会長の人数及び割合につきましては、同じく令和4年11月1日現在で、会長が227名のうち女性の会長は28名で、全体の約12%となっております。

以上であります。

**○松永修巳議長** 川島街づくり部長。

**○川島俊介街づくり部長** 私からは、大項目、マンションの維持管理について、市内の現状と支援の考えについてお答えいたします。

本市では、マンション管理組合の運営や建物設備の維持管理などの状況について、平成12年度から5年ごとに実態調査を行っており、直近では令和2年度に調査を行っております。当該調査はマンションにおける安全で快適な住環境づくりに向けた施策の資料とするために実施をしており、その調査対象といたしましては、令和元年までに建設された3階建て以上の分譲マンション745棟を対象に調査を行ったものでございます。調査方法といたしましては、管理組合に郵送で行いまして、そのうち268組合から回答をいただいております。調査の結果から判明した主な課題を申し上げますと、居住者の高齢化が最も多く、続いて役員のなり手がいない、管理に無関心な区分所有者の増加や修繕積立金の不足、管理費の滞納、長期修繕計画を作成していないなどが挙げられております。

次に、マンション管理の支援として、令和2年6月にマンション管理の適正化の推進に関する法律が改正され、本年4月からマンション管理計画認定制度が創設されました。本制度は、自治体が作成するマンション管理適正化推進計画に基づき適切な管理計画を有するマンションを自治体が認定するもので、自治体はマンションの実態が把握できるとともに、維持管理への指導助言が可能となります。一方で、認定を受けたマンションは、管理水準の向上と、適正に管理されている物件として市場評価されるなどのメリットがございます。本市も、県や近隣市の動向を踏まえて、計画の策定に向けた検討を行ってまいります。

また、本市ではマンション管理の支援として管理組合に無料でマンション管理士を派遣し、様々な相談に応じております。さらに、千葉県マンション管理士会などの協力の下、マンション管理士による無料のセミナーや個別相談会なども実施しております。

次に、耐震基準を満たしていないマンションについてです。市内に745棟あるマンションの中で、特に昭和56年以前の旧耐震基準で建てられたマンションは248棟あり、市内に建つマンションの約3割を占めております。このようなことから、本市ではマンション居住者の耐震性への不安解消のため、旧耐震基準で建てられたマンションに対して平成16年より耐震診断、平成20年より補強設計及び改修工事の費用の一部を助成しており、とりわけ耐震診断の助成費用につきましては、実績等を考慮し、平成20年より助成額を約3倍に増額させるなど、耐震化の推進に向けて適宜見直しを行っております。今後は、さらなるマンションの耐震化の推進に向け、国の政策等を注視しながら、施策の拡充に向けた検討を行ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 私からは地球温暖化防止対策についてお答えいたします。

近年、熱波や洪水、山火事など、気候変動に起因すると考えられる自然災害が世界的に相次いでおり、2022年、令和4年11月に開催された国連気候変動枠組条約第27回締約国会議、通称COP27では、パリ協定で定められたルールを実施していくことについて詳細に議論がされました。2022年のパキスタンの大洪水など、先進国がもたらす地球温暖化によって途上国が受ける損失と損害に対する支援策が議題に挙げられ、地球温暖化の影響に脆弱な国々に対する損失と損害にフォーカスをした基金、仮称ロス・アンド・ダメージ基金を設置することとなりました。また、COP28に向けて、資金面での措置の運用化に関する勧告を作成するための委員会についても設置することとしております。これらの結果を踏まえ、今後、国がどのような施策を進めていくのか注視をしていきたいと考えております。また、基礎自治体である本市にあっては、引き続き地球温暖化対策を推進していかなければならないと認識をしております。

以上でございます。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 私からは保健医療行政についてお答えします。

死亡者数については、御遺族の人権や個人情報保護の観点などから、千葉県では市町村ごとの人数は公表していません。そのため、年代、性別、居住地などの詳細を本市では把握していません。なお、千葉県内の死亡者数は、累計で約2,700人、今年1月からは約1,700人となっています。

以上でございます。

○松永修巳議長 森田文化スポーツ部長。

○森田敏裕文化スポーツ部長 私からは、大項目、障がい者行政についての(1)障がい者のスポーツする権利の現状及び対策についてお答えいたします。

障がい者のスポーツ——以下障がい者スポーツと申し上げますが、障がい者スポーツの環境につきましては、

国、県及び市が策定する現行のスポーツに関する基本計画等に環境整備や啓発等に係る方向性を定めております。

初めに、国が策定した第3期スポーツ基本計画では、スポーツの価値を高めるための施策の一つに、スポーツに誰でもアクセスできることを掲げており、障がい者スポーツの実施環境を整備すること及び理解啓発に取り組むこととしております。同じく、県が策定した第13次千葉県体育・スポーツ推進計画においても、障がいのある人が生き生きと自分らしくパラスポーツに参加できる環境を整備していくことを施策として掲げております。また、本市の市川市スポーツ振興基本計画におきましても、障がいのある人のスポーツ推進に係る方向性として、障がい者のスポーツを体験する機会の提供と、障がい者スポーツに関する情報発信の充実を定めております。

次に、本市における障がい者スポーツの現状の取組でございます。本市では、市川市スポーツ振興基本計画に基づき、障がい者の方が気軽に参加できる障がい者軽スポーツ教室を年6回実施しているところでございます。また、情報発信として、障がい者スポーツを多くの人に身近に感じてもらうよう車椅子バスケットボールの体験や、プロチームの試合観戦などができる車いすバスケットフェスタを今年度開催する予定であります。このほか、10月のスポーツの日に開催するいちかわスポーツフェスタにおきましても、車椅子テニスの体験会等により理解啓発を図ったところでございます。

今後の対応といたしましては、今年度、本市のスポーツ施策の指針であります市川市スポーツ振興基本計画の見直しを進めているところであり、障がい者スポーツに係る計画での充実を図り、各施策に反映し、障がい者が快適にスポーツができるよう取り組んでまいりたいと考えております。また、いちかわスポーツフェスタやみんなでスポーツなどをはじめとする各種スポーツイベント等におきましても、障がい者スポーツの情報発信の場を設けるなど、障がい者スポーツへの理解啓発を図ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 私からは、大項目、障がい者行政についての(2)公共施設などの使用料の障がい者への減免についてお答えします。

障がいのある方への市営駐輪場使用料の減免につきましては、本市の包括的な福祉政策の一環として行っており、市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例及び同施行規則によりその可否を決定し、減免することとしております。具体的には、条例及び施行規則をもとに、市川市自転車等駐車場の使用料の減免に関する基準を定め、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、あるいはこれら手帳の交付を受けている方を同乗させる方を減免の対象としております。減免の割合は、いずれも5割としております。

続いて、減免の申請者数ですが、令和3年度の実績で申し上げますと、身体障害者手帳の交付を受けている方の申請が234人、療育手帳の交付を受けている方の申請が72人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の申請が164人、また、各手帳の交付を受けた方を同乗させる方の申請が2人、合計472人の申請に対して減免の交付決定を行っております。

以上でございます。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 私からは公民館の講座についてお答えいたします。

公民館で実施している公民館主催講座は、社会教育法の規定により行うこととされている事業で、市内に在住、在勤、在学している方を対象としております。公民館主催講座は、公民館を会場とする対面型の講座と、ユーチューブを利用するオンライン型の講座がございます。対面型の講座は、4月から9月の間を前期講座とし、10月から3月を後期講座として開催しております。なお、令和2年度と3年度は新型コロナウイルス感染拡大防

止対策に基づき対面型講座は実施できませんでしたが、今年度の前期講座より定員を減じて再開をしております。

今年度の前期講座の開催状況でございますが、公民館全15館で102の講座を延べ240回実施しており、1,311人の方に受講いただいております。なるべく幅広い年齢層の方々に受講していただけるよう、講座の5割程度を土曜、日曜日に開催するようしておりますが、比較的時間に余裕のある高齢者層の受講が多い傾向でございます。

次に、オンライン講座の現状でございます。オンライン講座による講座は、新型コロナウイルスの感染拡大による対面型講座の中止を契機に、令和2年度より新たに実施いたしました。配信期間中に限りますが、場所や時間を問わずに何度でも動画を視聴できることや、公民館に足を運ぶことが困難な環境にある方でも受講しやすいなどのメリットがございます。オンライン講座の受講登録と視聴状況でございますが、令和3年度は47講座、受講登録者は1,933人で、延べ視聴回数は2万2,913回となっております。また、対面型の講座が再開した本年度は、10月31日現在で13講座、受講登録者は2,180人で、延べ視聴回数は3,014回となっております。受講登録者の年齢層は10歳未満から90歳代までと幅広く、60歳代以上の方が約半数となっております。なお、配信中の動画は、1度登録いただければ全ての講座を視聴することができます。

最後に講座の選定基準でございます。オンライン講座を含む公民館主催講座のテーマ選定は、公民館運営審議会での審議を経て決定いたしました市川市公民館主催講座運営方針に基づいております。この運営方針では、地域の課題や住民の学習ニーズを把握して、講座で取り組む主な分野として、教養の向上、体育、レクリエーション、家庭教育、家庭生活、社会連帯意識、地域交流の促進等を挙げております。各公民館ではこの運営方針を踏まえつつ、施設の特色を考慮し、特定の分野に偏ることのないよう講座を計画し、実施しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 答弁は終わりました。

金子議員。

○金子貞作議員 それぞれ答弁ありがとうございました。それでは、通告に沿って再質問をさせていただきます。

まず最初は、来年度予算編成の考え方について伺いました。今、本当に物価が高騰する、こういうことで、本当に節約も限界という、こういう声が多数上がっております。共産党の試算によれば、2人世帯で年間約13万円の物価高騰による影響が出ていると、このように言われております。本市も様々、臨時交付金を活用して独自の施策に取り組んでいただいたことは理解をいたしました。しかし、今食料品の価格が高騰した下で、この支援が本当にどの世帯も必要とされているんですが、なぜ赤ちゃん支援なのかと。食べ盛りの高校生がいる世帯、中学生がいる世帯、こういう世帯のほうが物価高騰による影響が非常に大きいと思うんですが、この赤ちゃん支援にした、その理由についてまず伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

今回、国より交付されることとなった地方創生臨時交付金は、1つ目として、重点的支援として、あらかじめ推奨事業メニューが提示されていること、2つ目として、臨時交付金による支援の効果が生活者などに直接的に及ぶ事業を対象とすることの2点が要件とされており、この点を踏まえて検討を進めてまいりました。本市では、まずは物価高騰による給食食材費の上昇分を補填するとともに、学校給食費の無償化や子ども食堂への支援などにより、食の環境を通した子どもたちの健全な成長を支援しているところでございます。一方、ゼロから3歳児までの乳幼児を養育するに当たっては、紙おむつやミルク、離乳食や幼児食などは、物価の高騰を理由とし



て代替のものにしたり量を減らしたりすることが難しいものであり、このことは子どもの成長に大きな影響を与えるものと考えております。このようなことから、物価高騰による家計の負担を軽減するため、ゼロから3歳児の子育て世帯に対して給付金を支給することとしたものでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 本日に市長が子育て支援に非常に熱心に取り組まれていることは評価しております。赤ちゃんの問題についても理解をいたしました。ただ今、医療費がこの10月から2倍になる、それから年金も切り下げられるということで、国民生活全体が深刻な状況です。当面の緊急対策として、日本共産党は消費税の5%への引下げと、最低賃金を引き上げると、これを進めることが全世界帯に対して恩恵があるということを求めているので、ぜひ政府に対しても市として消費税の減税や最低賃金の引上げ、これをぜひ要望していただきたいということをお願いして、次の(2)の優先順位、財源確保の考えについて伺います。

今、パソコンの再リース、これで費用が10分の1程度になると、こういう答弁がありました。具体的には年間どの程度の額が削減されるのか伺います。

○松永修巳議長 佐藤情報政策部長。

○佐藤敏和情報政策部長 お答えいたします。

パーソナルコンピューターなどの再リースによる削減額につきましては、機器の状態により年度ごとに多寡がございますことから、来年度予算編成へ向けた参考数値といたしまして令和4年度で申し上げますと、年度末までに契約を予定しております案件を含め、契約件数は約70件、同等の機器をリースした場合の賃借料と比較して約2億9,000万円の削減を見込んでおります。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 再リースの制度を活用するなど、創意工夫で令和4年度は2億9,000万円の削減効果を見込んでいると、こういう答弁がありました。これは、毎年のようにこういう方法を当然取られているんだと思うんですね。パソコンは大体5年ですかね。それを1年延長するだけでも非常に削減効果は大きいということもありますので、ぜひこういった削減効果も、ぜひ今後も続けていただき、こういうことも市民にもっと知らせていただきたいと思うんですね。行政もやっぱり節約しながら住民サービス向上に努めていると、こういうことをぜひアナウンスしていただきたいなというふうに思います。いずれにしても、市民サービスの低下を招かないような財源確保をぜひお願いしたいと思います。

次に移ります。子どもの医療費助成の拡充について。

これは答弁で理解をいたしました。1万900人、財源は2億円かかると。これは本来なら私、千葉県がやるべきだと思うんですね。そして、国に対しても、やっぱりこういう子どもの医療費助成をぜひ18歳まで拡大してほしいと、こういう要望を上げていただきたいと思うんですが、今この千葉県で18歳まで助成している自治体の状況について伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

千葉県内で助成対象を高校生まで拡大している自治体は、県内54市町村のうち、市では16団体、町は13団体、村は1団体、合計30団体となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 分かりました。千葉県でも既に30団体ということで、半数を超えているわけですね。

2020年で子ども医療費助成を18歳まで市区町村で行っているのは804自治体です。全国でも約半数近くに及ぶ医療費助成が図られております。ぜひこれは国が率先して市区町村を支援する、そういう制度に踏み出すように、市長、ぜひこれは国に要望していただきたいと思います。

次に移ります。ジェンダー平等について。

ジェンダーギャップ対策について、これは今答弁いただきました。この庁内の非正規労働者の女性の割合が78%と。そして、町内会の自治会長は12%と。私、この数字を見て、ああ、本当にジェンダーギャップはひどいなと。なぜこの質問をするかというと、コロナ禍で2年連続で女性の自殺者が増えています。生きづらい世の中が要因の一つだと思います。憲法14条は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」。憲法24条は個人の尊厳を規定しています。日本共産党は、ジェンダー平等を実現する鍵は、経済的な不平等をなくすこと、意思決定の場に女性を増やし、あらゆる政策にジェンダーの視点を考えることです。

そこで、数字に見るジェンダーギャップの状況に対する本市の認識及び今後の職員の意識改革について伺います。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

本市職員における女性管理職の割合は、令和4年4月1日現在で22.3%といまだ低く、その一方で、非常勤の職である会計年度任用職員につきましては、先ほど御答弁をいたしましたとおり、女性の割合が高くなっております。その背景といたしましては、自ら管理職となることを選択しない職員や、配偶者の扶養の範囲内で勤務することを希望する会計年度任用職員などが一定数いることも確かであり、これらがジェンダーギャップの解消が進んでいない要因の一端とも捉えております。やはり、根底にはいまだ社会に根強く残る、男性は仕事、女性は家事というような固定的な性別役割分担意識の影響もあると認識をしているところであります。

本市におきましては、男女共同参画基本計画に基づく第7次実施計画において、各種審議会等への女性委員の登用の促進や、女性管理職登用の促進などを重点事業として掲げ、具体的な数値目標を設定して取組を進めているところであります。また、女性職員の職業生活における活躍を推進するため、女性活躍推進法に基づく第2次特定事業主行動計画におきましては、採用から管理職への登用に至るまでのあらゆる段階において女性職員が活躍できることを目指して、女性管理職の割合や、男性職員の育児休業取得率についての目標を掲げ取組を進めるとともに、管理職を目指す女性職員等を対象とした研修も実施をしているところであります。

今後のジェンダーギャップの解消に向けたさらなる取組といたしまして、会計年度任用職員を含め、全ての職員を対象に、ジェンダーギャップを感じたことがあるか、感じたことがあるとすればそれはどのような場面かなどを問う職場におけるジェンダーギャップに関する意識調査を実施したいと考えております。この調査の実施と調査結果をフィードバックすることにより、職員一人一人に職場内におけるジェンダーギャップを気づかせ、職員の意識改革を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 職場内でのジェンダーギャップ意識調査を実施するという今の答弁は一步前進だというふうに思いますが、実は私、この質問をするに当たって、兵庫県豊岡市の例を聞きました。2021年6月10日、「ドキュメント“ジェンダーギャップ解消”のまち」、兵庫県豊岡市の例がNHKで報道されております。豊岡市では、2018年にジェンダーギャップ解消戦略を出してジェンダーギャップ対策室をつくりました。女性のキャリアアッ

プ、働きやすさ、働きがい、職員の自律的な成長を後押しするアクションプランです。その結果、最近の議会答弁を私は聞きました。その結果、男性職員が育休を取る人が50%以上になっております。それから、市の審議会も女性を5割にするよう努め、22年度は35%、2019年度から9ポイント増加しております。それから、市民に理解してもらい、意識啓発を分野、対象ごとに実施し、市民からジェンダーを意識しながら行動するようになった、こういう声が出るなど行動変容につながっています。地域団体では、男女のバランスに配慮する、男女の割合を決める仕組みづくりなど男女が支え合う取組につながっていると議会で答弁をされております。このように、非常に短期間ですけれども大きな効果を上げています。今ではもう、女性はお茶を入れるというのは、これはもうほとんど解消されておりますが、男は仕事、女は家庭という意識が、市民の中にはまだまだ非常に根強いというふうに私は思っております。

そこで、この豊岡市の取組などを参考としながら、ジェンダーギャップに対する市長の認識と、解消に向けた決意を伺いたいと思います。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 金子議員から御質問いただきましたジェンダーギャップについて、私も大変強く関心を持っている一人であります。特に、兵庫県の豊岡市の例を挙げていただきましたが、市川市においても、これから能力のある女性幹部職員がどんどん出てきてもらいたいという気持ちを持っておりますので、具体的な施策を考えて、これから粘り強くジェンダーギャップの解消に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 市長、ありがとうございます。やっぱり豊岡市の市長さんの決意というのは、女性が就職し、そして進学する4人のうち1人しか地元に戻ってこない、こういう危機感を持ったわけですね。やはりこれは本当に、世界でも今ジェンダーギャップ解消が進んでおりますが、やっぱり市長さんが、ぜひ音頭を取ってジェンダーギャップを解消していくと、こういう決意の下で、本当に優秀な女性職員を引き上げて、そして庁内からこのギャップをなくしていくと。そして、市民の中に入ってこういう啓発も研修も行っていくということで、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に移ります。次に、マンションの維持管理について。

これは5年ごとに実態調査をやっているんですが、問題は昭和56年以前の旧耐震マンションですね。これは248棟あると。全体の3割ということで、私はこの旧耐震マンションが、やはり耐震診断を行って改修につなげていくという、こういう努力を今本当に急いで進めないと、大きな地震が起きた場合、マンションが倒れて道路を塞ぐと、こういったようなことが起きるわけでありまして。そこで、今回調査票を郵送したため回答率が低かったということですが、今後、未回答のマンションへ調査員を訪問させて実態調査を把握する必要があると思ひますが、その考えについて伺ひます。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

調査を開始した平成12年度は郵送による調査といたしましたが、その後の調査は全てマンション管理士に依頼して、直接訪問による調査を行ってまいりました。しかしながら、コロナの影響により直近の令和2年度は対面式ではなく郵送による調査としたところでございます。次回の調査は5年後の令和7年度を予定しており、調査時のコロナの状況にもよりますが、マンション管理士による訪問調査の再開も含めて、実態調査の精度の向上に努めてまいります。実態調査の精度が向上することで、よりマンションが抱える課題が明確になることから、耐震性に不安をお持ちのマンションなどへの助成制度の拡充につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 分かりました。実態調査をやった上で課題が見えてくると思うので、私がなぜ、このマンションに住んでいるわけじゃないんですけれども、市民から、旧耐震マンションなんだけれども、市川市の助成制度が非常に少ないと、それから使いづらいという声を聞いたわけなんです。やはり、これは市民が、マンションに住んでいる人が、本当に全員がやっぱり同意するようなそういう努力というのは、非常に膨大な時間と労力がかかると思うんですが、やっぱりこの相談活動、相談事業をもっと粘り強くやって、耐震改修につながるまでぜひ努力をお願いしたいというふうに思います。

次に、環境行政についてに移ります。

地球温暖化防止対策について、先ほど言いましたように、地球温暖化問題は、先進国の気候正義が問われていると。COP27で、このままでは目標は達成できないと。協力するか、それとも死滅するかを選択が今迫られていると。こういう私は非常に危機感を持っているわけなんです。

そこで、行政、市民、事業者などが気候危機を共有し、力を合わせて地球温暖化防止対策を強力に推進していくために、気候非常事態宣言を発信すべきと思いますが、この考えについて伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

気候非常事態宣言につきましては、千葉県内では2020年、令和2年11月に千葉市が千葉市気候危機行動宣言を、2022年、令和4年2月には柏市が柏市気候危機宣言～ゼロカーボンシティへの挑戦～を宣言しております。今後の国や近隣市の動向を注視しながら、現在取り組んでいる地球温暖化対策を推進していく中で、平田環境施策推進参与の知見をいただき、市長と相談していく中で、適切に判断をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 具体的に、この庁内の公共施設における太陽光発電の導入はどうなっていますか、伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 公共施設において太陽光発電設備を設置している庁舎を例にしますと、第1庁舎に設置されている太陽光設備容量は約50キロワットであり、令和3年度での年間使用される電力量約194万キロワットアワーのうち、太陽光発電量は約4万8,000キロワットアワーであり、年間使用される電力量に対して太陽光発電の割合は約2.5%となっております。また、第2庁舎に設置されている太陽光設備容量は約10キロワットであり、令和3年度での年間使用される電力量61万キロワットアワーのうち、太陽光発電量は約1万1,000キロワットアワーで、年間使用電力量における太陽光発電の割合は約1.9%となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 やっぱりこの市役所から再エネ、省エネで電力を、再生可能エネルギー100%にしていくと、こういうことを示していかないと市民には伝わっていかないと思うんですよね。私もいろいろネットで調べましたら、令和2年11月1日から国立市役所本庁舎の電力を再生可能エネルギー100%に切り替えています。電力会社と競争入札で電力を再生可能エネルギーに全部切り替えた。それから、令和2年度に横浜市役所新庁舎で使用する電力を再生可能エネルギー100%にこれもすると、こういうことが言われています。新しい庁舎はもう建ったわけですから、ここは全部再エネで電力は賄っていると、こういう見本をぜひ示していくことが、市民にも再エネ、省エネにつなげていく1つの道だと思うんですね。

それで、東京都が太陽光発電を、新築住宅に設置義務化を検討していますけれども、この東京都の施策に対す

る市の考えを伺います。また、川崎市も同じような検討をしているんですが、こういうことに対する取組内容と本市の見解を伺いたいと思います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

東京都は、本年5月25日から6月24日までパブリックコメントを募集し、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例、通称環境確保条例を改正し、都内の一般住宅に太陽光発電の設備を設置することについて、新築の場合は一定の条件の下で義務化する新たな制度を創設する方針を決定いたしました。新制度は住宅の購入者への義務づけではなく、条件を満たす事業者が対象となっております。東京都では、12月議会に条例改正案の提出に向け準備を進めていると聞いております。令和7年4月の制度施行を目指すものと認識しております。東京都の施策が太陽光発電設備の普及に与える影響や、同様の制度導入を検討している川崎市等の後続する地方自治体の動向を注視してまいりたい、そのように考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 そういう動きが出てきていることは、非常に私は喜ばしいと思うんです。やはりこの既存住宅だけでなく、新築住宅にも設置を、これは強制できないですけれども義務化する、そういう仕組みづくりがやっぱり必要だと思うんですね。市川市の省エネ、再エネのいろんなメニューが結構整っていますから、ぜひそうした、このCOP27で協力するか死滅するかの今岐路に立っているんだと、この危機感をぜひ庁内も、市民にも共有していただいて、今協力しなかったら大変なことになるんだよと、こういうことをぜひアナウンスしながら市の施策をぜひ周知していただきたいということを申し上げて次に移りたいんですが、議長、午後からでも。

○松永修巳議長 金子議員に申し上げます。残余の質問については休憩後にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

---

午後1時開議

○大場 諭副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3議案第32号から日程第19報告第37号までの議事を継続いたします。

金子貞作議員。

○金子貞作議員 次に、保健・医療行政について。コロナ禍での保健・医療行政の現状及び課題について再質問をさせていただきます。

まず、全数把握についてなんですが、コロナの全数把握を見直したことで市の正確な感染数が不明な状況となっていますが、感染者は適切な医療を受けているのか。また、ウィズコロナを掲げているが、第8波への備えは本当に大丈夫なのか、この点について併せて伺います。

○大場 諭副議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 国は、9月26日から療養の考え方を変更し、感染症法に基づく発生届の対象を、陽性となった全ての方から、高齢者などの重症化リスクの高い方などに見直しました。発生届の対象とならない方については陽性者登録センターへ登録していただき、この情報により陽性者数を把握しています。現在、病床不足は起きておりませんが、発生届の対象とならない方については、医療機関の逼迫を防ぐため自宅での療養を基本としています。自宅での療養時には、陽性者登録を行うことにより健康相談や配食サービスなどの支援を受けること

ができ、安心して療養できる体制としています。

以上でございます。

○大場 諭副議長 金子議員。

○金子貞作議員 私の知り合いも、心臓の疾患がある方なんですけれども、陽性になって生死をさまようほどの重症になってしまいました。今現在2か月半ぐらい入院しているんですけども、何とか回復に向かっているようですが、今、高齢者の場合は何らかの疾患を抱えている人が非常に多いので、みんなこのコロナにかからないように本当に外出を控えて、そして、ワクチンも4回目までは打って、5回目も、私の知り合いも打っていらっしやいますけれども、これは本当に、やっぱり情報を正しく知って、そして恐れると、こういう生活をやっていかなければならないと思うんです。

それで、情報収集についてなんですが、インターネットでの医療情報収集は、体調が悪くなる中では大変になってきます。また、デジタルが苦手な方にとってはそもそも難しいんですが、必要な情報の収集について、市はどう考えているのか伺います。

○大場 諭副議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 市民の誰もが必要な情報の収集ができることは重要なことと認識しております。本市では、インターネットが利用できない環境の方には電話で医療情報が確認できるよう、あんしんホットダイヤルや新型コロナウイルス対策コールセンターを設置しており、デジタルが苦手な方でも必要な情報を入手することができます。また、インターネットを利用できる環境にある方には、分かりやすい情報発信となるよう、市公式ウェブサイトの一層の充実を図ってまいります。感染防止や重症化予防には、換気や手洗いといった基本的な対策や、ワクチン接種などが重要です。広報紙を活用し、必要な情報を分かりやすく発信することに努めてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 金子議員。

○金子貞作議員 やはり換気や手洗いといった基本的な感染対策とワクチン接種を急ぐと、これがやはり感染防止を抑えていく基本だと思うんですが、全数把握がなくなったことで、やはり市民の中に外出しても安心だと、こういう何か気の緩みがやっぱり私は出てきているんじゃないかなと。松戸の広報では、最近の広報1面で、やっぱりワクチンと手洗いやうがい、この基本を広報1面で大きく取り上げていましたけれども、市川の場合は最近あまり、ワクチンのことは載せていますけれども、基本のページが非常に少ないということで、市の広報やホームページでも、やっぱりもっと基本のところをしっかりと周知徹底していただきたいなというふうに思います。

次に、医療提供体制についてですけれども、先ほども言いましたように、必要な人に必要な医療が速やかに提供できる体制こそ国や市の責務と考えておりますが、この点について市の答弁を伺います。

○大場 諭副議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 医療提供体制については、県が主体となって病床や臨時の医療施設を確保するなど、第8波に備えて体制を強化しています。本市の医療体制として、急病診療所では、夜間や休日に人数制限なく患者を受け入れています。12月初旬からは、患者増への対応として、発熱外来の逼迫軽減のため、医師、看護師などスタッフを増員し受入れ体制を強化してまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 金子議員。

○金子貞作議員 医療の逼迫はまだ起きていないということで安心しましたが、市川市民も利用している松戸市

の東松戸病院の廃止が松戸市議会で可決されました。私もこの病院にかかったことがあるんですけども、大柏の市民は結構利用しております。こういった本市への影響についてどう考えているのか。また、松戸市の医療圏では病床数が不足しているということですけども、市川市の状況はどうか伺います。

○大場 諭副議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 東松戸病院は本市に隣接しており、長期にわたり運営されてきたことから、市川市民の利用もあると伺っています。県は、地理や交通事情などを考慮した9つの医療圏を定めています。今回のような病院の廃止などにより地域の病床数が不足する場合、医療圏ごとに病院の新設、増設の募集を行うこととなります。本市と松戸市は医療圏が異なりますが、それぞれの医療圏で病床が不足しているとして公募が行われています。本市が属する医療圏では、令和4年4月現在で1,251床の病床の公募が行われています。また、県は令和6年度に保健医療計画を見直す予定であり、その際に必要病床数についても検討される見込みであることから、市民への医療提供に影響がないよう、県に意見を伝えてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 金子議員。

○金子貞作議員 松戸は医療圏が違いますけれども、県のほうでは慢性期や回復期の病床は3,000床不足していると言っているそうです。市川圏も1,250床ということで、今コロナがまだ続いている中で、病床削減ということは私はあってはならないというふうに思いますけれども、ぜひこの医療不足についてはしっかり県のほうに伝えて、必要な医療を確保していただきたいということを申し上げて、次に移ります。

契約について。

(1)物価高騰による工事価格の上昇の見込みについてはおおむね理解をいたしましたが、受注者からの申出により、資材や労務費の変動に備えたスライド条項の協議を行うということですが、現時点で対象となる案件は生じているのか伺います。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

現時点で、2件の工事案件について協議をしていると伺っております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 金子議員。

○金子貞作議員 2件の案件があるということで理解をいたしました。

次に、(2)の委託先での賃金確認等について再質問をいたします。先ほどの答弁で、公契約要綱で委託労働者にも85%の賃金が確保できるように指導助言をすると、こういうことの答弁でした。それで、実態はそうならないから私は質問するんですけども、一般廃棄物に従事する労働者から、賃金が上がらないという声を依然として聞いております。市では毎年どのように具体的な確認をしているのか、再度伺います。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

家庭からの一般廃棄物の収集を委託している市川市清掃業協同組合に関しては、社会労務士による労働環境の確認と、発注課職員による労働者の賃金の支払い状況の確認を行っております。具体的には、組合員ごとに当該業務に従事している労働者の賃金支払いや労働時間の管理が適切に運用されているかを、発注部署において賃金支払い報告書や賃金台帳、雇用契約書などで確認中と伺っております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 金子議員。

○金子貞作議員 令和4年の千葉県労務単価は、普通作業員、これは清掃労働者に当てはまるんですが、1日2万1,100円です。これを85%に換算すると1万8,000円もらわなければいけない、こういう計算になるんですよね。そうすると、相当な金額になります。私は言いませんけれども、この10年近く国交省は労務単価を毎年引き上げてきているんです。これはなぜかということをごさよく考えてほしいんですけども、要するに、若い人が入ってこない。若い人を雇って、そして、公共サービスが継続できるように、国が危機感を持って毎年労務単価を上げているわけなんですよ。85%確保しているからいいということじゃなくて、あとの15%で若い人が雇えるような、そういう指導助言が、私は踏み込んだ指導が必要だと、そういうふうに思っているんですよ。清掃労働者で言えば、市川の場合、週1日しか休んでないんですよ。祝日も働いています。正月も3日間しか休めない。こういう中で、この夏場は熱中症対策をしながら大変な労務を行っているわけなんですよ。こういう方々に、私はしっかりとモチベーションが上がるように、給料も毎年上がるとか、休日もちょうど休めるとか、そういうことにしていけないと、本当に若い人が入ってこない、こういうことになっていくので、ぜひ今後、この点については注視をしていきたいというふうに思います。

それから次に、(3)の市立塩浜学園の校舎取り壊しの入札妨害について伺います。この入札妨害、これはあってはならない重大問題だと思います。公平性が担保されないと、こういうことになるわけですから、市としては今後どのような対応、対策を講じていくのか伺います。

○大場 諭副議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

さきの9月定例会の他会派による代表質問におきましても御答弁をいたしましたとおり、現在公判中の事件について、例えば第1審の判決が出た時点など、適切な時期に改めて市として弁護士等に全体を検証してもらい、入札情報の取扱いやその在り方等について一定の仕組みを設けることなどの御提言をいただき、しっかりと総括をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○大場 諭副議長 金子議員。

○金子貞作議員 しっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、(4)の指定管理者制度の現状と課題について伺います。

施設に従事している労働者に対しても、環境の変化に対応する必要があるとの答弁でしたが、具体的に対応している事例があるのか伺います。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

公の施設の指定管理者制度の運用に関する指針では、指定管理者との協定書において、物価の変動などによる事業に係る対価の変更を明記し、人件費の上昇に対応することとされています。また、公契約要綱においても従事者の労働環境の確認を義務づけており、適切な労働環境の整備に努めているところでございます。労働環境の整備という観点からは、放課後保育クラブに従事する放課後児童支援員の処遇改善に対し、国からの補助金が交付されたことにより変更協定書を締結し、指定管理料を増額しております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 金子議員。

○金子貞作議員 指定管理者制度について、市川市も今後斎場の指定管理を検討していると思うんですけども、例えば千葉市の例なんですよけれども、議会答弁で、27年度から30年度までの指定期間の中で、計約6,800万円の黒字となっていますと。指定管理者制度では、年度末の余剰金はその年の総収入の10%を超えた額の2分の



1の額を市へ返還することになっていますが、斎場についてはこれまで余剰金の返還はなかったと。この余剰金の理由ですけれども、施設の警備業務等を正社員から外部委託、施設や火葬炉の保守点検を委託から自社で行うなど、指定管理者の努力により経費の削減を図って、その結果として黒字になったと、こういうふうに言っているんですね。要するに、人件費を安く抑えて、そして余剰金をつくって利益を上げているわけなんですね。だけれども、千葉市には返還されないと。だから、もうけを上げることが優先になっちゃっているわけですね。共産党は、そもそも斎場の運営管理は指定管理者制度にそぐわないと、労働条件についても不十分なことから市の直営に戻すべきだと、こう主張しております。共産党千葉市議団ですね。

保育園の例を挙げます。東京都でベネッセコーポレーションが保育園の運営者になったとき、年間1億7,200万円の運営予算が半分以下の8,400万円に削減されました。その理由は、保育スタッフが契約社員と短時間パートに置き換えられたと。そして最近も、本部費として本社が吸い上げるお金が2割を占めると、こういう実態も明らかになっています。ここでも、要するに保育の質を上げるんじゃなくて、人件費を安く抑えると、こういうことで運営費の半分が利益につながっていると、こういう実態なんです。

そこで、本市では今後クリーンセンター、斎場、仮称八幡複合施設で指定管理者制度の導入を検討していますが、指定管理者制度に関する本市の考えを改めて伺います。

○大場 諭副議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

これからの公の管理運営につきましては、直営だけでなく、民間事業者などの力を活用することも必要な視点であると考えております。また、施設の運営につきましては、多様化する市民ニーズに対し、費用対効果の視点やサービスの質の向上などの観点からサービスを提供することが必要であり、直営や民営化、指定管理者などを含めて、最も適した方法を選択していくことが重要でございます。今後も、指定管理者による運営が望ましいと考えられる場合には、その手法を含め、他市の事例を研究するなど、導入に向けては様々な角度から検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 金子議員。

○金子貞作議員 この指定管理者制度は2003年、政府の規制緩和政策の流れの中で導入されました。これが今、やはり職員の定数削減と運営費のコストカットに利用されていると、住民サービスの向上につながっていないと、こういう専門家の意見も出ているわけなんですね。コンピューターもそうですけれども、コンピューターのシステムをつくった会社が1社独占しちゃうんですよ。指定管理も、施設の指定管理を受ければそのノウハウができて、競争性がこれも発揮されないと、こういうことも他市では問題になっているんですね。1社独占にこうなっちゃうと。そういう中でもうけを上げることが、やっぱりなっているのが現実です。

他市ですけれども、2020年度指定管理者の職員中、正職員は1,469人に対し、非正規職員は2,497人と、非正規職員が1.7倍も多くなっている、このように非正規が主流になってきている、こういうことで本当に住民サービスの向上につながると、こういうふうなことにはなっていないのではないかと。このように、私は一旦これを導入して施設に指定管理をやってしまうと後戻りができなくなる、こういうふうには私は思っていますので、本当にこの他市の事例を検証して住民サービスの向上になる、そうした管理運営の検討をぜひお願いしたいというふうに思います。

次に移ります。障がい者行政について。障がい者のスポーツする権利の現状及び対策について伺います。

この問題、やっぱりオリンピックで、パラリンピックで、障がい者が本当に活躍する姿というのは我々も勇氣

づけられるし元気づけられます。日本の場合、障がいを持つ方というのは、例えば交通事故で足を失ってしまう、日本の場合はそういう事例が多いんですけども、他国では戦争によって手足を失ってしまう、こういう障がい者が多いそうなんですよね。そういう中でも、やはり障がい者であってもスポーツする権利があるし、その権利をやっぴり十分発揮できる環境を整えていかなければいけないんですが、本市のスポーツ施設における障がい者の利用状況及び障がい者スポーツの課題について伺います。

○大場 諭副議長 森田文化スポーツ部長。

○森田敏裕文化スポーツ部長 お答えいたします。

初めに、本市のスポーツ施設における障がい者の利用状況といたしまして、主にトレーニング室や陸上競技場、プールなどで利用いただいているところであります。年間の利用状況であります、令和3年度の実績で、国府台、塩浜及び信篤の3か所の市民体育館のトレーニング室で、合計で延べ約600人、国府台の陸上競技場では延べ約450人の方に利用いただいております。また、市民プールにつきましては、今年度夏の開場実績で、付添いの方を含め延べ約800人の方の利用がございました。

次に、課題についてであります。本市の障がい者スポーツの課題といたしまして、1つは、施設のバリアフリー化でございます。現在、体育館内の柔道場や剣道場などの施設によりましては、バリアフリー化がなされていない状況であり、今後、施設を改修する際にはバリアフリー化を逐次進めてまいりたいと考えております。

2つ目の課題といたしまして、障がい者スポーツの指導者の不足であると考えております。その対応として、市川市スポーツ推進委員などと連携し、千葉県が実施する初級障がい者スポーツ指導員養成講習会の情報などをスポーツ推進委員に周知し、指導者不足の解消に努めているところでございます。また、このほか障がい者スポーツの理解啓発につきましても一層努めていく必要があると考えております。

これら課題の早期解決に向け、障がい者の方がより快適に施設を利用できるよう、環境整備を進めてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 金子議員。

○金子貞作議員 課題については、施設のバリアフリー化があるということと、指導者が足りないと、こういう答弁がありました。私がなぜこの質問をするかという、クリーンスパで、水泳選手が障がい者の水泳教室をやりたい、こういうことで施設側をお願いしたんですけども、いい返事がもらえなかった、こういう話を聞きました。ここは指定管理者制度ですよ、クリーンスパはね。こういうやはり市民ニーズに応えた、そういう状況になっていないのではないかなと私は思いましたので、ぜひ対応を検討していただきたいと思っております。

次に、(2)の公共施設などの使用料の障がい者への減免について。これは本当に市川市は減免はよくやっていると、思います。公共施設で75%ということで、そして駐輪場でも50%の減免を行っている。他市より先駆けているというふうに私は理解をいたしました。

それで、この減免についてどのように周知しているのか、再度伺います。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

周知方法としましては、市公式ウェブサイトの駐輪場使用申請に係るページで、使用料の減免について御案内をしております。また、自転車等駐車場使用許可申請書を各市営駐輪場のほか、第1庁舎受付、行徳支所総務課、大柏出張所窓口、第2庁舎交通計画課の窓口において、申請書の中にも減免申請について案内して周知を図っております。なお、今後は広報でも案内を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 金子議員。

○金子貞作議員 分かりました。私も駐輪場まで減免しているとは思わなかったものですから、他市の事例なども聞いて今回質問した次第です。

次に移ります。生涯学習について。

公民館講座及びオンライン講座の拡充についてということで答弁いただきました。私もオンライン講座に登録しています。いろいろ体操だとか、いろいろ勉強になることが多くあります。それから、公民館講座についても、私も最近は行ってないんですけども、過去に大柏の歴史について学芸員からかなり詳しく学ぶ、そういう機会がありました。毎週1回、4回ぐらいですかね、連続で講義を聞いたんですが、私も大柏で生まれ育ったんですが、私でさえもよく知らなかったことが分かって、市川はこういう歴史があったのかと、こういうふうなことで非常にこの公民館講座も役に立ちました。

そこで、今コロナ禍で、やはりこういう家においてオンライン講座を見るとか、あるいはコロナが終息したら、やっぱり公民館講座に行っているいろんな講座を受けてみたいな、こういう方も増えてくると思うんですね。

それです、コロナ禍においてオンライン講座の拡充をもっと図ることができないか、再度伺います。

○大場 諭副議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 お答えをいたします。

主催講座のうち対面型の講座につきましては、公民館に集まり学ぶことからコミュニケーションが生まれやすく、学びの継続やサークルの立ち上げなど、新たな活動につながることを期待されます。このことから、公民館主催講座の基幹となるというふうに捉えております。一方で、オンライン型の講座は対面型の講座に比べ、新型コロナウイルスの感染状況による影響を受けにくいことや、好きな時間に場所を問わず受講できるなど、より多くの市民の方に学びの機会を提供できるというメリットがございます。

しかしながら、対面型の講座を実施するのに比べ、動画の作成等技術や作業量を要することや、配信という一方通行の形式であることから受講者の反応がつかみにくいことなどが課題として挙げられます。これらを踏まえ、今後対面型講座とのバランスを模索しつつ、オンライン型講座の学習内容の多様化や、動画作成技術の向上などを図り、充実してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 金子議員。

○金子貞作議員 ありがとうございます。先ほども言いましたけれども、やっぱり私の親は松戸の生まれですけども、私はここがふるさとなわけですよ。市川がふるさとという子どもたちはいっぱいいると思うんです。そういう子どもたちに、市川の歴史や文化を知ってもらうことや、命の大切さ、あるいは人権教育、こういうことももっと発信していく必要があるんじゃないかなというふうに思います。また、大学講座、専門的な講座ももっと関心ある人は見たいなと、こういうふうに私含めて思っているんですが、この辺についてもっと拡充は考えられないか伺います。

○大場 諭副議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 お答えいたします。

歴史や文化に関する講座は、各公民館の地域性に応じて毎年実施をしております。しかしながら、成人向けの内容が多いことから、今後は公民館周辺の学校なども連携しながら、子どもや親子を想定した分かりやすい内容の講座についても工夫してまいります。また、人権学習については、社会教育、生涯学習において大切な分野の一つでありますことから、関係部署と連携しながら、子どもたちに命や人権の大切さを伝え、また、学べる機会を充実させてまいります。

最後に、専門的な内容の講座を取り入れることについてでございます。公民館では、大学に講師を派遣していただき講座を実施することがございますが、その内容は、多くの方に比較的分かりやすいものとなっております。また、これとは別に、市民の生涯学習の事業として、市内の大学の御協力を得て専門的な内容も扱ういちかわ市民アカデミー講座を実施しております。今年度は、昭和学院短期大学では「令和の時代を楽しく生きる」を、また、和洋女子大学では「今、変化の時代のなかで」、また、千葉商科大学では「サステナビリティ時代の暮らし・地域・社会」をそれぞれテーマに、各大学6講座を開講しております。このアカデミー講座を中心に、大学の特性を生かした講座を今後も実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 金子議員。

○金子貞作議員 ありがとうございます。生涯学習ですから、やっぱりみんなが学びたいなと思うときに学べる環境があると、非常に人生がやっぱりより楽しく充実できると思うので、そういう機会をぜひ今後も拡充を検討していただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○大場 諭副議長 次の質問者、無所属の会、長友正徳議員。

[長友正徳議員登壇]

○長友正徳議員 無所属の会の長友正徳でございます。

少子化が止まりません。松野官房長官は28日の会見で、9月までの出生者数が過去最低だった2021年を下回るペースとなっており、危機的状況であるとの認識を示されました。このまま推移すれば、今世紀末には日本の人口は半減すると言われております。この国難を克服するためには、より一層少子化対策や子育て支援に注力していかなければなりません。今まさに持続可能な社会の構築に向けて、コンクリートから人へといったパラダイムシフトが求められているのではないのでしょうか。このチャレンジに市川市が率先して取り組んでいかれることを期待しております。

その上で、通告に従いまして、初回総括、2回目以降一問一答で代表質問を行います。

まず1番目の大項目、来年度の予算編成の方針についてのビュレット、将来危惧される財源不足に備えて来年度当初予算を本年度予算比で5%削減することについてです。

新聞報道等によれば、将来危惧される財源不足に備えて、来年度当初予算を本年度予算比で5%削減することや、新規拡大事業を凍結することなどにより、年間50億円以上の財源の捻出を目指されるとのこと。捻出した財源は、小中学校給食の無償化やクリーンセンターの建て替え、斎場の建て替え等に充当することとされております。小中学校給食の無償化は新しい事業であることから、同事業に係る経費、年間約17億7,000万円を新たに捻出しなければなりません。しかし、クリーンセンターや斎場の建て替えは既定路線に沿った事業であることから、計画的な積み立てが行われているのではないのでしょうか。

そこで、改めて捻出した財源はどのような事業に充当されるのか伺います。また、優先的に進める事業や取り組まざるを得ない事業を除き、原則として新規拡大事業の実施を凍結されるとのことですが、優先的に進める事業や取り組まざるを得ない事業とは何か、伺います。

また、人件費、交際費、扶助費といった義務的な経費は5%削減の対象から除外されるとのことですが、子育て支援に関わる経費も5%削減の対象から除外されるということによいか伺います。

上述の質問を含み、本市の来年度予算の編成方針の概要について伺います。

次に、2番目の大項目、少子化対策についての(1)女性の生涯未婚率の増加を抑制するための取組についてです。

市川市総合計画第三次基本計画案によれば、本市の合計特殊出生率は、2020年度時点で1.26であり、全国平均

の1.33を下回っています。全国平均の合計特殊出生率が1.33だからといって、決して世のお母さん方が1.33人しか子どもを産んでいないわけではありません。合計特殊出生率とは、15から49歳までの全女性のそれぞれの出生率を足し合わせて算出したもので、1人の女性が一生に産む子どもの数の平均とみなされる統計上の数値です。多くの人が勘違いしていますが、全女性という以上、この中には15から49歳の未婚女性も母数に含まれています。よって、未婚率が高まれば、それだけ合計特殊出生率は下がることになります。

2020年の女性の生涯未婚率は16.4%で、東京都に至っては20%を超えました。1980年代までは5%未満だったものが3倍増以上になったのですから、合計特殊出生率が下がるのは当然です。既婚女性は平均2人の子どもを産んでいます。問題は少子化ではなくて、少母化なのです。

そこで、本市のこのことについての認識と、女性の生涯未婚率の増加を抑制するための取組について伺います。

次に、(2)子どもを産み育てようと思えるようになる広報紙の編集についてです。岡山県の北東部に2019年に2.95という驚異的な合計特殊出生率をたたき出した奈義町という小さな町があります。ちなみに、市川市の合計特殊出生率は、2020年度時点で1.26しかありません。奈義町も2005年には1.41に低迷していましたが、今は3.0に迫っています。結婚をする、しない、子どもを産む、産まないは個人が決める選択なのは大前提です。ただ、子どもが欲しくても経済的な理由を含め育児への漠然とした不安から、希望する子どもの数を持っていない人たちもいます。これが少子化の背景の一つです。そこで、奈義町では2004年頃から独自の支援策を手厚くし始め、約15年の時間をかけて出生率を2倍にしました。奈義町によると、出生率回復のコツは、とにかく不安を解消することだそうです。お年寄りも男性も、うちの町は子育てに力を入れていますからねと口々に言っているそうです。町の広報紙の表紙は、全て子どもたちだそうです。中身も、町の子どもたちがスポーツ大会で活躍する様子などが紹介されているそうです。みんなで子どもたちのことを大切にしよう、育てていこう、そういう雰囲気をつくられるかがポイントだそうです。そこに子育て支援の手厚い制度が加われば、不安が安心へと変わり、子どもを産み、育てようと思えるようになり、結果として出生率は上がっていくのだそうです。

そこで、本市においても、奈義町を参考にして、市の広報紙の表紙を全て子どもたちにすることはできないか伺います。また、中身を事あるごとに本市の子どもたちが活躍する様子などを紹介することはできないか伺います。

次に、(3)新婚世帯への生活支援についてです。私は9月定例会において代表質問として、少子化対策、子育て支援についての一つとして、結婚新生活の支援についてと題した質問をしました。その趣旨は、国などが行っている新婚世帯に対して最大30万円から60万円を支給するという結婚新生活支援事業という制度を導入してはどうかというものでした。これに対する答弁の趣旨は、転入理由で最も多いものが結婚となっているのが本市の特徴であることから、そんな制度は導入する必要はないというものでした。

政府の今年度第2次補正予算案に、結婚に伴う新生活のスタートアップに関わるコストを軽減するための新婚生活支援事業の充実を図るための予算が盛り込まれました。少子化対策として行っている新婚世帯への生活支援について、対象となる世帯の所得の上限を、現在の400万円未満から500万円未満に引き上げるというものです。市川市は同制度を導入していませんので、市川市民はその恩恵に浴することはできません。結婚に伴う新生活のスタートアップに関わるコストを軽減すれば、子を持つという次のステップにつながりやすくなるのではないのでしょうか。

そこで、市川市は少子化対策として有効であるにもかかわらず、政府が旗を振っても結婚新生活支援事業を導入しないのか、再度伺います。

次に、(4)出産費用の助成についてです。厚生労働省は10月13日、公的病院での出産時にかかる費用が2021年

度に全国平均45万4,994円で、前年度比2,706円増えたと発表しました。出産した人が公的医療保険から受け取る、原則42万円の出産育児一時金を上回っています。出産費用は都道府県ごとに金額が大きく異なり、最高の東京都が56万5,092円、最低の鳥取県は35万7,443円で、差は20万円を超えているとのこと。正常分娩は自由診療のため医療機関が料金を設定しますが、年々上昇しているとのこと。東京都港区は、子どもの出産にかかる費用の一部を負担することにより、子育てをする家庭の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境を整備しています。区では、1人につき73万円という上限額または出産費用の実費額のいずれか低い額から出産育児一時金等を差し引いた金額を助成しています。1人につき最大助成額は31万円となります。港区のように、子どもの出産にかかる費用の一部を負担することにより、子育てをする家庭の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境を整備することは、少子化対策として有効ではないかと考えます。

そこで、市川市における出産費用や助成の現状について伺います。

次に、3番目の大項目、子育て支援についての(1)隠れ待機児童の解消に向けた取組についてです。

4月1日現在の市川市における国の基準に基づく待機児童数は、昨年に引き続きゼロでした。しかしながら、隠れ待機児童がいるのではないかと推測します。隠れ待機児童とは、保護者が求職活動をやめていたり、特定の保育園を希望したりしていることから待機児童としてカウントされない児童のことです。保留児童とも呼ばれます。横浜市は、隠れ待機児童2,937人のうち、保護者が育児休業の延長を希望する場合を除く1,647人について調査を行いました。その結果、隠れ待機児童が最も多かったのは1、2歳児で、全体の7割以上を占めていることが分かりました。また、隠れ待機児童になったケースでは、申請園数が少なかったり、単願の割合が高かったりする傾向があることが分かりました。このような調査結果を受けて、横浜市は1、2歳児を預けやすくなるよう枠を広げるとともに、これまでのようにやみくもに拡充を検討するのではなく、必要とされる地域に必要な枠を増やしたいとしています。本市においても、隠れ待機児童について横浜市と同じような状況があるのではないかと推測します。

そこで、本市の隠れ待機児童の現状と、その解消に向けた取組について伺います。

次に、(2)保育士配置基準の適正化についてです。国は、保育士1人当たり何人の子どもを見るかという配置基準を決めています。4、5歳児では30人を保育士1人で見ることになっています。ゼロから3歳児の基準は見直しがありましたが、4、5歳児は1948年以降、つまり70年以上一度も変わっていません。国が定める保育士の配置基準は、何事も起こらないという前提の下で成り立っていると言われていています。全国の保育施設の職員を対象にしたアンケートによると、今の基準では、災害時に子どもの命と安全を守れないといった声や、日頃の活動の中でも、散歩や水遊びの際に安全面に不安を感じているといった声が多く寄せられているそうです。ある保育園の園長は、送迎バス子ども置き去り事故の背景には余裕のない現場の状況があったのではないかと述べています。ある大学の教授は、安全を確保するためには、4、5歳児を例にすれば、15人に保育士1人といった欧州の先進国と同等レベルの基準に改めるべきだと言っています。私もそのとおりだと考えます。

そこで、市川市の保育士配置の現状と、保育士配置基準に対する認識について伺います。

次に、(3)送迎バス子ども置き去りの防止対策の現状と今後の取組についてです。9月5日に静岡県牧之原市で通園バス女児置き去り死亡事件が起きました。これを受けて、県と市がこども園の特別監査を行ったところ、送迎バスの運行などのルールや職員への具体的な指示がなく、組織的な体制が取られていない上、欠席連絡がないのに姿が見当たらない園児の保護者への確認の手順が明確でないなど、安全管理体制で法令などの違反を確認したということです。このため、県と市は当該こども園に対し、認定こども園法などに基づく改善勧告を出しました。勧告では、送迎バスの運行について、運転手や乗務員などそれぞれの職員の役割を明記したマニュアルを作成することや、園児の出欠確認に当たり、保護者への確認の手順やチェック体制を明確にすること、職員への

マニュアルの周知と実践的な研修をすることなど、5つの項目について改善を求めています。事故後に行った政府の緊急点検の結果、送迎バスは全国の保育所など1万787施設で2万2,842台使われていることが分かりました。1施設当たり2.1台使われていることとなります。このような送迎バス女児置き去り死亡事件の経緯を踏まえて、本市における送迎バスの利用状況並びにマニュアル作成や職員研修を含め、安全確保への取組状況はどのようなものか伺います。

次に、(4)仮称八幡市民複合施設の子育て支援機能の整備構想についてです。現在、仮称八幡市民複合施設的设计業務が行われています。この施設は、子育て支援機能を備えています。この機能は、旧八幡分庁舎の1階にあった八幡親子つどいの広場の機能を基礎にしているものと推測されます。この広場は、今は建て替えの関係でアクス本八幡2階に引っ越していますが、その機能が戻ってくるものと推測されます。ただ単に昔のままのものが戻ってくるということではなくて、新たな付加価値をつけて戻ってくるのが期待されます。

そこで、本件子育て支援機能について、どのような機能を具備しているのか。そして、それらは八幡親子つどいの広場と比べてどのように進化しているのか伺います。

次に、(5)良好な固定資産税収入を生かして子育て世代の定住促進を図ることについてです。市川市が直面している大きな課題の一つは、20代後半から40代後半にわたる、いわゆる子育て世代の転出超過です。住宅費が高いことがその原因ではないかと言われています。子育て世代の定住促進を図るためには、子どもの教育費や医療費の助成を拡充することによって、住宅費が高い分を相殺していかなければならないと考えます。住宅費が高いことは子育て世代にとってはデメリットかもしれませんが、市川市にとっては必ずしもそうではないのかもしれませんが。なぜならば、固定資産税収入が増えるからです。良好な固定資産税収入を活用して子育て支援を拡充すれば、子育て世代にとって住宅費が高い分を相殺することが可能となるのではないのでしょうか。

そこで、本市の固定資産税収入は近隣市と比べてどの程度良好なのか伺います。

次に、(6)子どもの医療費助成の拡充についてです。一般会計12月補正予算（第7号）に子どもの医療費助成を拡充するためのシステム改修費等として677万5,000円が計上されています。市民目線に立った取組であることから評価しています。私は、6月定例会において一般質問として子育て支援の推進についての一つとして、子ども医療費助成制度の拡充についてと題した質問をしました。こんなに早く実現するとは思っていなかったのも、大変うれしく思います。つきましては、本件補正予算案に関わる子ども医療費助成において、助成対象を中学生までから高校生までと拡大すること及びひとり親家庭等医療費助成において、自己負担額を300円からゼロ円へと無償化することの事業概要について伺います。また、これらに関わる来年度以降の運用はどのようなものか伺います。

次に、4番目の大項目、新型コロナウイルス感染症への対応についての(1)第8波に備えて発熱外来を拡充するとともに、臨時医療施設を開設することについてです。

既に新型コロナウイルス感染拡大第8波に入ったと認識されています。第7波までの反省に立って、第8波に備えなければなりません。特に、第7波では発熱外来や保健所で渋滞が起きました。これらを含め、医療提供体制が逼迫した結果、自宅放置死が次から次に起きました。国民皆保険制度が機能していません。これらの反省に立って、第8波に備えて医療提供体制を拡充していかなければなりません。

朝日新聞の調べによれば、発熱外来について、人口比でも医療機関比でも千葉県は全国で最低でした。人口10万人当たりの施設数で見ると、最多は鳥取県の57.5で、最少は千葉県の15.2でした。また、各自治体の全医療機関に発熱外来が占める割合は、最多は鳥取県の59.9%で、最少は千葉県の23.1%でした。こういった情けない状態から脱却するためにも、第8波に備えて発熱外来を拡充するとともに、臨時医療施設を開設することを含め、医療提供体制の拡充を図っていかなければなりません。このことについて市川市はどのように取り組んでいかれ

るのか伺います。

次に、(2)新型コロナウイルスワクチン健康被害見舞金の給付についてです。一般会計12月補正予算(第7号)に、新型コロナウイルスワクチン健康被害見舞金として350万円が計上されています。市民目線に立った取組であることから評価しています。この見舞金制度の概要について、なぜ医療費助成ではなくて見舞金なのか、なぜ給付額は3万5,000円なのか、なぜ100人分なのか、国の予防接種健康被害救済制度への申請状況はどのようなものか、国による認定や審査の状況はどのようなものか、給付時期はいつか、県内外での取組はどのようなものか、副反応症状の窓口への相談状況はどのようなものかを含めて伺います。

次に、5番目の大項目、カーボンニュートラルに向けた取組についての(1)電気自動車、EVの普及を促すための分譲マンションへの充電設備設置の促進についてです。

市川市では、脱炭素社会の実現に向けて、二酸化炭素排出量の削減に寄与する電気自動車の普及を加速させるため、電気自動車の購入費の一部、電気自動車と住宅等の中で相互に電力を供給できるV2H、ビークル・トゥー・ホーム、充放電設備設置費の一部を補助しておられます。充電設備の補助対象は市内に所在する一戸建ての住宅、事務所または事業所及び共同住宅とされています。これらのうち、共同住宅についてはマンション管理組合等が申請することとされています。共同住宅の場合は、合意形成を図ることが困難ではないかと推察します。

そこで、共同住宅からの充放電設備導入費補助金の申請状況はどのようなものか伺います。また、この申請状況は、一戸建ての住宅や事務所または事業所と比べてどのようなものか伺います。

次に、(2)御当地電力会社の設立構想についてです。私は、2016年6月定例会において一般質問として、市民電力、または御当地電力の立ち上げに対する支援についてと題して質問をしました。その後も事あるごとに御当地電力会社の設立に関わる質問をしてきました。最初の質問から6年以上が経過しましたが、一向に設立される気配がありません。これまでの間に環境の変化もあったのではないかと推察しますので、ここで改めて本市の御当地電力会社の設立構想について伺います。なお、答弁に際しては、現在と建て替え後のクリーンセンターの年間発電電力量、公共施設における年間受電電力量、発受電電力量の間の過不足、その他の再生可能エネルギー由来電力量の売買への取組及び御当地電力会社の設立時期を含めてくださるようお願いします。

次に、(3)PDCAサイクルを回すことによって、市川市地球温暖化対策実行計画の目標の達成を確実にすることについてです。私は2020年12月定例会で代表質問として、地球温暖化の抑制についてのうち、第二次市川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)案についてのうち、2017年度における二酸化炭素、CO<sub>2</sub>排出量の削減実績についてと題した質問をしました。この中で、私はCO<sub>2</sub>削減について、実績値が目標値に比べて大変低いことを指摘しました。第一次市川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)によれば、2017年度におけるCO<sub>2</sub>排出量削減割合の目標値は、2013年度を基準年度として内挿により求めると8.6%となります。これに対する実績値は、第二次市川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)では2.8%とされています。つまり、目標値8.6%に対して実績値は2.8%でしかなかったということになります。この調子では、2050年度にカーボンニュートラルにするという目標はとても達成できそうにありません。

そこで、PDCAサイクルを回すことによって、市川市地球温暖化対策実行計画の目標の達成を確実にしなければならぬと考えますが、このことについて市川市の見解を伺います。

次に、6番目の大項目、地域経済の活性化についての(1)電子地域通貨の導入についてです。

一般会計12月補正予算(第7号)にデジタル地域通貨運用システム構築等委託料として6,000万円が計上されています。大分時間がかかりましたが評価しています。私は、2019年2月定例会において一般質問として、電子地域通貨の導入についてと題した質問をしました。また、2021年12月定例会において代表質問として、2020年度の決算を踏まえて見えてきた課題への対応についての一つとして、キャッシュレス決済普及促進事業の効率化に



ついてと題した質問をしました。電子地域通貨が地域経済の活性化に有効であることは火を見るより明らかなのに、なかなか踏み出されなかったことでストレスを感じていました。しかし、ここに来てようやく踏み出されてよかったと思っています。

そこで、今回導入することとした電子地域通貨システムについて、金融機関は介在しなくてよいのか、デジタルディバイド対策は講じるのか、プレミアム率はどのようなものかを含め、その概要について伺います。

次に、(2)市内在住職員に対する住居手当の支給額の改善についてです。市内に居住されている職員の割合がどの程度かは承知していませんが、子育て世代の転出超過と同様に、住宅費が高いことから市外に居住されている職員の数は相当数に上るのではないかと推測します。これは、地域の富の地域外への流出にほかなりませんので、地域経済の活性化という観点から、なるべく抑制することが望まれます。また、市内在住職員が増えれば、災害時の初動対応力の向上が図られますので好都合です。

そこで、地域経済の活性化や災害時の初動対応力の向上といった観点から、市内居住手当を加算することによって市内在住職員の数を増やすことができないか伺います。

以上で初回質問を終わります。以降、御答弁をいただいた後、一問一答で再質問を行います。

**○大場 諭副議長** 質問は終わりました。答弁を求めます。

稲葉財政部長。

**○稲葉清孝財政部長** 私からは、大項目、来年度の予算編成の方針について及び子育て支援についての(5)固定資産税収入に関する御質問にお答えいたします。

本市では毎年、翌年度の予算編成を始めるに当たり、社会経済情勢や国及び県の動向、さらに、国や本市の中期的な財政見通しを基に編成方針を定め、その方針に基づき予算編成を行っております。令和5年度の予算重点施策では、学校給食費の無償化やクリーンセンター並びに斎場の建て替えを生活基盤づくり重要プロジェクトと位置づけ優先的に進めていくこととしております。加えて、老朽化した公共施設の改修や建て替えが数多く控えている状況です。公共施設の更新については、既に公共施設個別計画で位置づけられていますが、ウクライナ情勢や円安などを背景とした物価高騰があらゆるコストの上昇を招いており、特に、資材価格が高騰する中、今後老朽化した公共施設の更新時期が重なることにより、各年度の当初予算編成における財源の不足額が年々拡大していくと予測しております。仮に、現段階で措置を講じなければ、近い将来10%を超えるマイナスシーリングを課さなければならない状況に陥るものと危惧しております。

そこで、財政運営を持続可能なものとするためにも、将来を見据え、全庁的に財政の保全に努めることとしたものでございます。具体的には、向こう3年間の予算編成方針を補完するものとして、5%のマイナスシーリングをはじめ、新規拡大事業の原則凍結などを柱とする将来を見据えた財政保全措置と緊急事業選択の実施を示したところでございます。

今回の取組により捻出した財源については、優先的に進める生活基盤づくり重要プロジェクトのほか、子育て世帯へのさらなる支援や、老朽化が進む公共施設への対応などの関係経費に活用することを考えております。取り組まざるを得ない事業は法令で義務づけられているものが基本となり、優先的に進める事業とは、令和5年度予算重点施策に掲げた事業が基本となるものと認識しております。

なお、子育て支援に係る経費については、保育園の運営費や児童手当などの扶助費を除き、マイナスシーリングの対象としております。こうした一連の措置を実行することにより、議会を通じた市民からの要望に適切に対応できる市川市を築いていきたいと考えております。

次に、子育て支援についてです。(5)良好な固定資産税収入を生かして子育て世代の定住促進を図ることについてのうち、固定資産税収入についてお答えいたします。

近隣市を含めた令和3年度の土地に関する固定資産評価額は、1㎡の宅地平均で、市川市が約12万2,000円、船橋市が約8万1,000円、松戸市が約7万8,000円、浦安市が約16万1,000円、柏市が約5万8,000円となり、都心に近接する浦安市と本市が高水準となっております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 私からは、大項目、少子化対策についての(1)と(3)について、大項目、地域経済の活性化についての(1)についてお答えいたします。

初めに、少子化対策についての(1)女性の生涯未婚率の増加を抑制するための取組についてです。少子化の原因については、未婚化や晩婚化に加え、子どもを持つことによる経済的不安など、様々な要因が複雑に絡み合っていると考えられております。このことから、少子化対策として未婚率の増加の抑制は大切な対策の一つであると認識をしております。内閣府が実施した令和2年度少子化社会に関する国際意識調査によると、あなたの国は子どもを産み育てやすい国だと思いますかとの質問に対し、日本では6割以上がそうは思わないと回答しており、これは国際的に見ても非常に高い割合となっております。このことなどを踏まえると、引き続き若い世代が将来安心して本市で結婚や出産、子育てができると思える環境づくりに総合的に取り組んでいくことが必要であると考えております。

次に、少子化対策についての(3)新婚世帯への生活支援についてです。国で実施している新婚新生活支援事業は、少子化対策の一環として、20代から30代を中心とした新婚夫婦の新生活を応援するため、住宅の購入や新居の家賃、引っ越しなどにかかる費用の一部を支援する制度でございます。平成27年度に実施した本市へ転入された方へのアンケートや人口動態の特性を見ますと、本市は18歳から29歳の若い世代が結婚を理由に転入し、30代から40代前半のいわゆる子育て世代になると転出してしまう傾向がございます。本市では、若年層が転入超過となっていることを生かしつつ、子育て世代の転出を抑制するため、結婚後も安心して市川市で子育てをしたいと思っただけのような施策が重要であると考えております。

そこで、子どもの成長を社会全体で支える支援策として、これまでの取組に加え、学校給食費の無償化、子どもの医療費助成制度の拡充や、赤ちゃん健やか応援給付金など、成長に切れ目のない支援を充実させ、安心して子どもを産み育てやすい環境を整えてまいりたいと考えております。

次に、大項目、地域経済の活性化についての(1)電子地域通貨の導入についてです。本市が目指すデジタル地域通貨は、市内の資金循環により消費を喚起して地域経済の活性化を図るものでございます。加えて、健康づくり、エコ活動、市の事業へのボランティア参加などに対するインセンティブとしてポイントを付与し、デジタル地域通貨と交換できる仕組みとすることで市民の活動も活性化したいと考えております。金融機関の介在につきましては、千葉県の木更津市や岐阜県の飛騨地域で地域の信用組合が発行主体となっている事例がございます。本市におきましては、さきに御答弁したとおり、地域経済の活性化だけでなく市民活動の活性化も図ることを目的としていますことから、金融機関を介在とする形態ではなく市川市が発行主体となることを予定しております。

次に、デジタルディバイド対策についてです。本市が導入するデジタル地域通貨の主な利用形態はスマートフォンアプリを予定していることから、スマートフォンを使用しない方やデジタルに不慣れな方を含め、幅広い世代の方にデジタル地域通貨を利用いただくため、通貨の購入や支払いを行うことができるカードを導入する予定でございます。

最後に、プレミアム率についてです。今回の実証実験では、キャンペーンとして利用者がデジタル地域通貨を購入する際に、購入金額に応じて一定の率のプレミアムポイントを付与する予定でございます。さらに、大手キ

キャッシュレス決済サービスでも採用されているように、利用者が店舗で買物した際、支払金額に応じて1%程度の率の還元ポイントを付与する予定でございます。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 麻生広報室長。

**○麻生文喜広報室長** 私からは、少子化対策についてのうち、(2)の広報紙の編集についてお答えいたします。

本市では、子育て世代に対する施策として、9月市議会定例会で可決していただきました学校給食を無償化にすることや、本定例会に上程しております赤ちゃん健やか応援給付金の支給や、新年度より実施予定である子どもの医療費助成を拡充することなどを新たに進めているところでございます。このような本市の子育てに有効な施策を多くの方々に知っていただくことは、子どもを産み育てようとしている世代が本市に住んでもらえるきっかけになるほか、本市にお住まいの子育て世代の転出抑制の一矢になるものと考えております。そのため、本市の重要な情報発信手段の一つであります広報紙において、広く市民に子育てに有効な事業内容につきまして興味を持ってもらえるように周知することが大切であると考えております。広報紙の表紙につきましては、これまで主に特集に関連した写真やイラストを用いておりますが、より多くの方に手に取っていただけるように、表紙に笑顔あふれる子どもの写真を使うことや、親しみを感じられるようなデザイン画を使用することなど、さらなる工夫をしてみたいと考えており、明日発行予定の「広報いちかわ」では学校給食を特集として取り上げ、表紙に笑顔で給食を食べる子どもの写真を使い、子どもたちの安心で充実した食の環境を整える取組となる給食費の無償化について紹介しているところでございます。

今後も、関係部局と連携いたしまして、特集を組むなど本市が子育てに優しい町であることを多くの方に知っていただけるよう、積極的な広報活動を行ってみたいと考えております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 二宮保健部長。

**○二宮賢司保健部長** 私からは少子化対策についての(4)及び新型コロナウイルス感染症対策についての(1)と(2)についてお答えします。

初めに、少子化対策のうち(4)出産費用の助成についてです。令和3年度における国民健康保険の被保険者の出産費用は、平均で約57万円となっております。また、出産費用に対し、現在、国民健康保険加入者への出産育児一時金42万円の支給を行っており、そのほかの助成は行っておりません。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について、(1)医療提供体制の拡充と臨時医療施設の開設についてです。医療提供体制は、感染症法により県が主体となって整備しています。県では、11月時点で病床を約1,800床、発熱外来を約1,000機関確保しているほか、感染拡大に備え、千葉市内に約100床の臨時の医療施設を開設しています。また、診療が必要な自宅療養者に対して医師による往診を行うなど、医療提供体制を強化しています。

続きまして、(2)新型コロナウイルスワクチン健康被害見舞金の給付についてです。新型コロナワクチン接種による健康被害で苦しむ市民がいることを重く受け止め、国の予防接種健康被害救済制度に申請する方に対し、本市独自の見舞金を本定例会での審議後、1月から支給するものです。また、自己負担された医療費と受診証明書などの文書料を踏まえ、金額を3万5,000円とし、対象人数は、相談件数を踏まえ、おおむね100件を見込んでいます。これまでに申請された方も含み、国の救済制度で認定されなかった場合でも返還は求めません。

続きまして、国の救済制度への申請状況は、認定者が3人、審査待ちが23人、市へ申出をしている方が6人、合わせて32人の申請を受けています。ワクチン接種による健康被害に対する支援制度を千葉県内で実施している自治体はありません。県外では、愛知県、山梨県が県単位で、大阪府泉大津市では市単位で実施しています。

本市の新型コロナワクチン接種による健康被害の相談は、市役所第1庁舎に窓口を設置しているほか、コールセンターで受け付けています。今年度の相談件数は約1,100件で、相談の多くはワクチン接種後の発熱や家庭でのケアの方法についてであり、接種後によく見られる症状に関する内容となっています。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 秋本こども政策部長。

**○秋本賢一こども政策部長** 私からは、大項目、子育て支援の(1)から(4)、(6)についてお答えします。

まず、(1)であります。国の基準に基づく本市の4月1日時点の待機児童数は、令和3年より2年連続でゼロとなっております。国の基準により待機児童に含めない入園保留者につきましては、令和4年4月1日時点で446人となり、その内訳として、育児休業延長希望者が184名、認可外保育施設利用者が16名、特定の保育所のみ希望者が246名となっております。育児休業延長希望者を除いた保留者の年齢別の人数は、ゼロ歳クラスが20名、以下、1歳が158名、2歳が51名、3歳が24名、4歳が5名、5歳が4名となっており、1歳と2歳が全体の8割を占めている状況であります。また、区域別に見ますと、北部区域が193名、南部区域が69名で、特に国府台、中国分、大野などの地区で保留者が多くなっております。

そこで、解消に向けた取組ではありますが、利用申請の多い4月入園につきましては、利用調整を2回行い、1次選考で保留となった方に対して、2次選考の前に自宅の近隣で空いている保育施設の情報を提供するなど、保育施設を選びやすいよう環境を整えております。しかし、特定の保育施設のみ希望者の半数近くが1園のみの希望としている現状がございます。利用者は、自宅近くの保育施設を希望する傾向が強いことから、利用者にも選んでもらえるよう、必要な地域への施設整備を引き続き進めてまいります。

続きまして、(2)保育士配置基準の適正化についてであります。認可保育所における保育士配置基準は、千葉県の子童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例により規定されております。この基準では、ゼロ歳児は児童3人に対して保育士を1名以上配置すること、以下同様に、1、2歳児は児童6名に対して、3歳児は児童20名に対して、4、5歳児は児童30名に対して、それぞれ保育士を1名以上配置しなくてはならないとされております。なお、国において保育士等の業務負担を軽減するための制度として、特定の研修を受講した保育士の資格を持たない者を保育補助者として配置した場合に、施設を運営するための費用に加算する保育補助者雇上費加算や、清掃業務や園外活動時の見守りなどを行う保育支援者を配置するための保育体制強化費加算を設けております。これらに加えまして、本市においては単独で運営費に加算する制度として職員配置基準向上加算を設けており、これは国の制度とは異なり、保育士や看護師などの専門職について基準を超えた人数を配置した場合、その人数に応じ、人件費に相当する金額を運営費に加算するものであります。これらの制度については、市内で9割を超える施設が活用しており、これにより手厚い保育が可能となるとともに、保育士などの負担軽減にもつながっているものと考えております。

本市としましては、質の高い保育を提供するため、運営費の加算により、今後も必要な職員を配置できるよう対応してまいります。

次に、(3)送迎バス子ども置き去りの防止についてであります。本市の教育・保育施設における送迎バスの保有台数は、幼稚園14園20台、認定こども園等が7園11台、合計21施設で31台となっております。本年9月の静岡県における事故を受けて、千葉県からの依頼により本市職員が送迎バスを運行する施設に訪問して安全対策について調査をしたところ、安全管理に関するマニュアルなどにバスの安全対策が盛り込まれている施設が13、研修を実施している施設が20あることを確認いたしました。また、マニュアルが整備されていない研修を実施していない施設におきましても、バスを利用する園児の出欠情報の共有や降車後の車内確認など二重のチェック体制が整えられており、朝礼や職員会議等においても情報を共有していることを確認しております。

次に、(4)八幡市民複合施設、子育て支援機能についてであります。親子つどいの広場は、主にゼロ歳から3歳までの子どもとその保護者、または妊娠中の方が気軽に利用できる地域の子育て支援の拠点として、子どもを遊ばせながら、仲間づくりや情報交換、子育て相談などができる施設であります。この広場が複合施設に戻る際には、現在実施している内容に加えて、保護者が一時的に子どもを保育できない場合や、保護者のリフレッシュなどの場合に子どもを預かる一時預かりの実施を検討しているところでもあります。一時預かりは保育施設でも実施しておりますが、広場が、親子が日常的に利用している場であることを生かして、より気軽に短時間でも利用できるよう計画をしております。また、夕方から夜間にかけては、中学生や高校生を対象として、学校でも自宅でもない自由に過ごすことができる場所を提供する、中高生の居場所づくり事業を新たに実施する予定でございます。

最後であります。(6)子どもの医療費助成の拡充についてお答えをいたします。

初めに、助成制度の概要についてであります。子ども医療費助成は、中学3年生までの子どもを対象に、入院は1日、通院は1回につき自己負担金300円で受診できる制度であります。ひとり親家庭等医療費等助成は、低所得のひとり親家庭に対して、ひとり親と高校3年生までの子どもを対象に、入院は1日、通院は1回につき自己負担300円で受診できる制度であり、どちらも調剤を無料とし、現物給付方式で実施をしております。なお、ひとり親家庭等医療費等助成には所得制限が設けられております。

次に、令和5年度以降の運用についてであります。子ども医療費助成につきましては、対象を高校生まで拡大し、高校生分は令和5年4月受診分から、まずは償還払い方式で開始したいと考えております。その後、千葉県が所管する審査支払い機関のシステム改修、本市においての所要の作業を経て、令和5年11月分から現物給付方式への移行を目指してまいります。また、ひとり親家庭等医療費等助成につきましては、令和5年4月受診分から、自己負担金を無償としてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 根本環境部長。

**○根本泰雄環境部長** 私からはカーボンニュートラルに向けた取組についての3項目についてお答えをいたします。

初めに、(1)分譲マンションへの充電設備設置の促進についてです。国は、2035年までに乗用車新車販売を電動車100%にするという目標の実現に向け、分譲マンションへEV、PHV用充電設備導入のための補助、クリーンエネルギー自動車充電インフラ導入促進補助金を行っております。これは、充電設備費の50%及び工事費の100%を補助するものです。

一方、本市で行っている分譲マンションへの充電設備等の補助金は、建物から電気自動車に充電したり、電気自動車から建物に給電し、災害時などに電気自動車を蓄電池代わりに有効活用できる設備のV2H充放電設備の導入に際し要した経費または5万円のいずれか低い額を補助するもので、充電のみの設備に対する補助金はございません。

V2H充放電設備の補助金について、事業所や共同住宅は令和3年度から、また、戸建て住宅は令和4年度から実施しておりますが、令和4年11月末までの申請件数は、戸建て住宅からの1件のみとなっております。

次に、(2)御当地電力についてです。本市の公共施設が令和元年度に購入している電力量が約4万メガワットアワーであり、現クリーンセンターの売電量の約2万9,000メガワットアワーを公共施設に供給したとしますと、約7割の電力が再生可能エネルギーに切り替わることとなります。今後建て替えが予定されている次期クリーンセンターは発電機の能力が上がることから、売電量は増加することが見込まれます。クリーンセンターの廃棄物発電を公共施設に供給することは、本市の再生可能エネルギーの利用推進の取組の一つと考えられます。

しかしながら、その手法の一つである御当地電力、いわゆる地域新電力会社を取り巻く最近の状況は、2022年6月時点で104社が倒産や廃業、電力事業の契約停止や撤退をしております。また、一部の大手電力会社につきましても、特別高圧や高圧の新規契約を停止した時期もございました。これは、ウクライナ危機などに伴う燃料価格高騰の影響等によるものと認識をしております。これに加え、クリーンセンターのタービンの切削によって発電効率がおよそ4割低下し、発電機や施設の老朽化も顕著となっているところでございます。

このような電力市場の不安定な状況や、廃棄物発電の能力低下の中、地域新電力会社を設立することについては大変厳しい状況であり、設立の是非を含め改めてリスク分析を行った上での検討が必要なものと考えております。

最後に、(3)P D C Aサイクルについてです。市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、温室効果ガスの削減目標として、基準年度の2013年から2025年度までに23%削減、2030年度までに35%削減、2050年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指しております。国が昨年度、2030年度の二酸化炭素排出量削減目標を46%削減に上方修正したことから、今後、本市においても削減目標の見直しを検討していきたいと考えております。市域における二酸化炭素排出量は、令和元年度のデータでは約300万3,000 tとなっており、基準年である平成25年度326万8,000 tと比較すると、およそ26万5,000 t、8.1%の減少となっております。また、平成30年度と比較しても、僅かではありますが減少をしております。区域施策編では、計画の推進方策としてP D C Aサイクルに基づき計画を着実に推進し、継続的に取組の改善を図ることとしております。また、地球温暖化対策の取組状況を管理するため、各施策に応じた進捗評価指標を設け、毎年度、関係課から取組の進捗状況を報告してもらい、指標の進捗を確認しております。なお、進捗状況については、環境白書や市公式ウェブサイトにて公表をしております。

本計画を実効性のあるものとするために、市域から排出される二酸化炭素排出量について毎年度把握し、各施策、対策の進捗状況について引き続き評価を行ってまいります。この評価結果を踏まえ、必要に応じて新たな取組や今後の計画の見直しに反映させていき、目標達成に向け、二酸化炭素排出量の削減を図ってまいります。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 植草総務部長。

**○植草耕一総務部長** 私からは、大項目、地域経済の活性化についてのうち、(2)の御質問にお答えいたします。

住居手当につきましては、賃貸物件に居住する職員に対して月額2万8,000円を上限として支給するものでありますが、令和3年2月定例会におきまして、市内の賃貸物件に居住する職員に対しては、さらに1万円を加算する旨の条例改正を行い、令和3年4月1日より施行されているところであります。この条例改正におきまして、市内に居住する職員の割合がその当時およそ45%であったことを踏まえ、災害時の初動対応等に従事する職員の確保等のため、市内に居住する職員の割合を高めていくことを目的に行ったものであります。

以上であります。

**○大場 諭副議長** 長友議員に申し上げますが、再質問につきましては休憩後にお願いしたいと思います。よろしいですか。

この際、暫時休憩いたします。

午後2時44分休憩

---

午後3時15分開議

**○松永修巳議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を継続いたします。

長友議員。

○長友正徳議員 初回質問に対する御答弁をありがとうございました。以降、一問一答で再質問を行います。

まず、1番目の大項目、来年度の予算編成の方針についてのビュレット、将来危惧される財源不足に備えて来年度当初予算を本年度予算比で5%削減することについてです。

一般会計12月補正予算（第7号）に、子どもの医療費助成の拡充や、デジタル地域通貨の導入の準備のための予算が計上されています。これらは駆け込みセーフということで、来年度以降の新規拡大事業や5%削減対象からは除外されるかどうか伺います。

また、少子化対策や子育て支援も、持続可能な社会の構築に向けた取組であることから、除外されるのか伺います。

また、カーボンニュートラルに向けた取組も、国際約束であるとともに、持続可能な社会の構築や地域経済の活性化に資するものであることから、除外されるのか伺います。

また、地域経済の活性化に資する事業も税収増に寄与するものであることから、除外されるのか伺います。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

令和4年度の当初予算は、例年とは異なり4月に市長選挙を控えていたため骨格予算として編成し、本来当初予算で措置すべき新規拡大事業の経費は補正予算により計上いたしました。このことから、新年度予算については、今年度補正予算として可決された事業を新規拡大に準ずる継続事業として捉え、基本的には来年度も優先的に進めるべきものと認識しております。なお、少子化対策や子育て支援、カーボンニュートラルに資する施策、地域経済活性化事業などについては、一律にマイナスシーリングや凍結の対象から除外するのではなく、事業ごとに優先順位を定め、判断していくことになると考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 田中市長は、本件について、10月17日の記者懇談と10月31日の記者会見で明らかにされました。田中市長におかれては、本件について相当な思い入れをお持ちなのではないかと推察しました。

そこで、田中市長の本件に関わる思いと決意を伺います。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 長友議員から御質問いただきました。来年度から開始する財政保全措置は、御質問者が指摘してくださったとおり、私自身重大な覚悟を持って決定をいたしました。今、財政部長から答弁ありましたが、さきの9月の定例会でお認めをいただきました学校給食の無償化や、先送りされた、待ったなしとされているクリーンセンターの建て替え、さらに斎場の建て替えは、市民生活の基盤整備に必要な不可欠な項目であると、そう考えると同時に、その事業というのは莫大な予算を必要とする極めて重要な事業と捉えております。新規で既に決定している事業では、八幡の分庁舎がありますし、あるいはびあば一く妙典の子ども施設の建設、そういうものがございます。また、私自身は市川市には自前の保健所が必要だろうというふうに思っておりますが、この件に関しましては関連する特別委員会での推移を見守っていきたいというふうに考えております。

さらに、老朽化が進んでいる他の公共施設の更新、建て替えというのも大きな問題だと思っておりますが、その中には、学校の建て替え、あるいは南消防署の建て替えということも私の中ではこれからは必要になってくるというふうに考えております。そこで、持続可能な財政運営の礎を築くために、財政状況に余力のある現時点から強い決意で厳しい目標を課したものであります。

不交付団体である我が市川市が、10年先を見据え、市民の税金の使途の再点検を始めるのは常に今であるという判断をし、決断したものであります。マイナス5%シーリングや新規拡大事業の原則凍結というのがクローズアップされてしまいましたが、私の思いとしましては、無駄を省き、優先順位を明確にするという思いでありまして、いつまでも住み続けたいと思っただけの町をつくることに、それは市の、また私自身も使命として認識をしているところであります。

この間、タウンミーティングを重ねてまいりましたが、その場においても市民に理解をいただきたいという思いから、これらの話を自ら発言しております。市民の声を聞き、取り組むべき施策はしっかりと前に進めると、誰一人取り残すことのない、納税者である市民が喜ぶ市川市の姿、その社会の実現に向け邁進をしていきたいというふうに考えております。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 田中市長、御答弁をありがとうございました。今回の措置は、田中市長御自身が重大な覚悟を持って決定されたものであることが分かりました。また、持続可能な財政運営の礎を築くために、10年先を見据えて、税の使途を再点検した上で決断されたものであることも分かりました。先ほどから申し上げておりますが、松野官房長官は28日の会見で、9月までの出生者数が過去最低だった2021年を下回るペースとなっており危機的状況であるとの認識を示されました。その上で松野長官は、結婚支援、妊娠、出産への支援、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境整備、子育て世帯への経済的な支援などを進めていきたいと強調されました。これに呼応して市川市においても少子化対策や子育て支援を拡充していかなければなりません。限りある財源の中でこれを可能とするためには、コンクリートから人へとといったパラダイムシフトにチャレンジしていかれることを期待しています。

次に、2番目の大項目、少子化対策についての(1)女性の生涯未婚率の増加を抑制するための取組についてです。市川市は、かつて婚活支援事業あいステップをやっておられましたが、そのてんまつについて伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

市川市婚活支援事業あいステップは、市川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を受け、平成28年度から令和元年度までの4年間で計17回開催し、延べ848名の方に御参加をいただきました。開催後のアンケートでは8割以上の方から満足したという感想をいただき、事業としてはおおむね好評であったと考えております。しかし、定性的な評価はできるものの、プライバシーへの配慮が必要なことから、何組のカップルが実際に結婚に至ったかといった定量的な評価が難しく、定住促進への効果が把握できない課題がございました。一方、婚活支援事業を実施した時期には、従来のお見合いや婚活パーティーなどの婚活事業への民間事業者の参入に加え、最近では、民間事業者においても利便性の高いインターネットを活用した様々なサービスが提供されております。

令和3年の国立社会保障・人口問題研究所の第16回出生動向基本調査においても、異性の交際相手と知り合ったきっかけという質問で、男女ともに1割以上の方がインターネットで知り合ったと回答しております。このように、新たな出会いの創出に関しては、既に民間事業者が提供しているサービスを含め、SNS等を活用し、おのおのの生活様式や趣味など、多様な価値観に応じて相手を探す時代になっているものと考えております。このような背景から、婚活支援事業については令和元年度をもって終了したものでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 確かに市川市が直接的な婚活支援事業をやるのは困難かもしれません。ただ、現実には、結婚したくても、子どもが欲しくても、経済的な理由を含め、結婚や育児への漠然とした不安から結婚できない、ま



たは希望する数の子どもを持たない人たちがいると言われてしています。市川市におかれては、引き続き漠然とした不安の除去に取り組んでくださるようお願いいたします。

次に、(2)子どもを産み育てようと思えるようになる広報紙の編集についてです。市川市が子育てに力を入れているという雰囲気をどうつくれるかがポイントなのではないでしょうか。広報紙の表紙に子どもの写真を使ったり、中身で様々な部署が実施している子育てに関する事業を紹介したりすることによって、そういった雰囲気をつくってくださるようお願いいたします。

次に、(3)新婚世帯への生活支援についてです。松戸市は、本制度を導入しています。松戸市より市民税や固定資産税の収入が多い市川市が、本制度を導入できないわけがありません。このままだと市川市は少子化対策に取り組まない自治体だとか、持続可能な社会の構築には関心のない自治体だと思われるのではないのでしょうか。このことについて、市川市の見解を伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

全国的に人口減少や少子・高齢化が進んでいることから、本市においても、持続可能な社会の構築の一環として、少子化対策は重要な課題であると認識をしております。そこで、本市の人口動向から、転入超過となっている若い世代が将来の人生設計を描けるようなライフステージに応じた様々な子育て支援策を充実させることで、多くの若者が結婚し、子どもを産み育て、長く市川市に住み続けたいと思えるよう、効果的な施策を進めていくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 結婚新生活支援事業は政府が旗振りを行っている少子化対策でもありますし、人への投資でもありますので、ちゅうちょなく導入するべきだと考えます。近いうちに翻意されることを期待しています。

次に、(4)出産費用の助成についてです。政府は、少子化対策を強化するため、来年度から一時金を大幅に増やす方針を決めました。具体的な額は今年末に決めるとのことです。このように政府が少子化対策を強化する際に、市川市におかれては、出産費用の助成に関わる制度の導入について検討されるとよいのではないかと考えますが、このことについて本市の見解を伺います。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 現在、国では出産育児一時金の増額をはじめ、妊娠や子育て、家庭で安心して出産や子育てができる環境づくりを進めるため、新たな交付金の創設に向け審議が進められています。交付金の内容は、妊娠、出産に伴う経済的な支援も含まれておりますので、今後の動向を注視していきます。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 持続可能な社会を構築する上で最も重要なことは、少子化対策ではないでしょうか。他の自治体がやっていることは全てやった上で、本市独自の対策を講じていかれることを期待しています。

次に、3番目の大項目、子育て支援についての(1)隠れ待機児童の解消に向けた取組についてです。私は6月定例会で一般質問として、認可保育施設等整備事業について、待機児童ゼロの維持に向けた取組についてと題した質問をしました。これに対し、今年度の整備数について、認可保育園7施設、小規模保育事業所3施設の合計10施設、定員数は550名程度の増員を予定しているとの答弁がありました。こういった整備構想に隠れ待機児童の解消に向けた取組はどのように反映されているのか伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えします。

これまで市では、待機児童解消のため、主に保育需要が多い主要駅を中心としたエリアを重点整備地域に設定して保育施設の整備を進め、国基準での待機児童のゼロを達成しております。しかしながら、マンション建設や宅地開発による地域人口の増加、女性就業率等の上昇により継続的に保育需要が発生しており、定員が不足気味となっている地域もございます。これまでも、地域ごとの待機児童数や保留者数を考慮し、整備地域の選定をしてまいりましたが、今後も開発計画などの情報収集をするなど、保育ニーズの高い地域を正確に把握し、待機児童ゼロの継続と保留者の解消に向けて、必要な地域に適正な規模の保育施設の整備ができるよう取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 横浜市の調査が示すように、隠れ待機児童の理由は様々です。隠れ待機児童の解消に向けて、今後は保育園全体の質の向上を目指すとともに、園と家庭をうまくマッチングさせられるような情報発信を積極的に行うことを含め、保育を必要とする利用者のライフスタイルに合った多様な保育の実現に取り組んでくださるようお願いします。

次に、(2)保育士配置基準の適正化についてです。日本は、子どもにかかる予算が欧州と比べて低いと言われています。国立社会保障・人口問題研究所のまとめでは、子育て支援などの予算は、対GDP比でスウェーデンは3.40%、英国は3.24%、フランスは2.85%なのに対し、日本は1.73%です。子育て支援に関わる予算の倍増は国がやるべきですが、現状では、市民に一番近い地方がある程度身銭を切ってもやらざるを得ないと考えます。このことについて、本市の取組姿勢について伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えします。

本市といたしましては、限られた財源の中で本市独自の職員配置基準向上加算とともに、国の制度も積極的に活用していくなど、効果的な対応を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 保育士配置基準の適正化は、子どもの安全を確保するといった問題ですから、ほうっちはおけません。本来は国がコンクリートから人へといったパラダイムシフトを行って、子育て支援に関わる予算を倍増するべきだと考えます。しかし、当面は市民に一番近い地方がある程度身銭を切ってもやらざるを得ないと考えますので、今後ともしかるべき取組をしてくださるようお願いします。

次に、(3)送迎バス子ども置き去りの防止対策の現状と今後の取組についてです。政府は、静岡県牧之原市で起きた通園バス女児置き去り死亡事件を受け、バス内への警報ブザーなどの設置を義務化することを決めました。関連経費は今年度第2次補正予算案に盛り込まれます。このほか、政府は現場の職員らによる確認作業を徹底するための安全マニュアルを作成したり、安全教育の充実を訴えたりすることとしています。これらの政府のガイドラインに対して、本市はどのように対応されようとしているのか伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

国からは、今後送迎バス運用に当たっての安全管理マニュアルや、安全装置の使用に関するガイドラインが示される予定となっております。市では、このような痛ましい事故の発生は絶対に防止しなければならないと考えており、公表される安全管理マニュアルにつきましては、各施設に積極的な活用を強く求めるとともに、義務化

される安全装置の導入支援については、国や県の動向に注視しながら、迅速に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 バス内に警報ブザーなどを設置することは、子ども置き去りの防止対策として有効と考えられます。しかし、最終的にヒューマンエラーを防止するのは人です。引き続き、人への投資を強化してくださるようお願いいたします。

次に、(4)仮称八幡市民複合施設の子育て支援機能の整備構想についてです。子育て相談事業は、子育てにまつわる親御さんの不安を解消するという点において有効ではないかと考えます。また、一時預かり事業は親御さんの活動範囲を広げるという点において有効ではないかと考えます。中でも、一時預かり事業については、地域とともに子どもの成長を育む施設という基本理念に沿った運営をされるとよいのではないかと考えます。

2019年に合計特殊出生率2.95という驚異的な数字をたたき出した岡山県奈義町には、チャイルドホームという子育て施設があります。そこでは、先輩のお母さんや子育てベテランのおばあちゃんたちが、子どもと一緒に留守番をしてくれます。まかせて会員とおねがい会員をあらかじめ登録しておいて、それぞれの会員のマッチングを図るという方式です。親だけでなく、子どものためならと惜しみなく手を差し伸べてくれる町の大人たちが様々な役割を担い合い、地域ぐるみの子育てが成り立っています。この奈義町のやり方は、本件施設の地域とともに子どもの成長を育む施設という基本理念に合致していることから、導入する価値があるのではないかと考えますが、このことについて本市の見解を伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

地域の子育て経験者などが一時的に子どもを預かる事業として、本市ではアンティ・マミー事業を実施しております。これは、公民館や地域子育て支援センターなどにおいて、月に1回から2回、子育て支援ボランティアが保育士とともに10名程度の子どもを預かるものであります。一方、複合施設での一時預かりにつきましては、子どもの保育を安全かつ確実に行うため保育士の配置を検討しているところです。しかしながら、この複合施設では子どもたちが地域の方に見守られながら健やかに過ごせる場所を目指していることから、今後、地域ぐるみの子育てに向けて、地域の子育て経験者にどのように協力をしていただくか、その手法や仕組みづくりについて検討をしてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 本件施設の子育て支援機能において、新たな付加価値について実績を積み重ね、それをその他の27の施設に展開されることを期待しています。

次に、(5)良好な固定資産税収入を生かして子育て世代の定住促進を図ることについてです。子育て世代の転出超過を抑制するためには、少なくとも本市の固定資産税収入が近隣市と比べて良好な分を子育て支援に充当することが望まれます。

そこで、その良好な固定資産税収入を活用して、子育て支援において近隣市との差別化を図る考えはあるのか伺います。また、本市の子育て支援に関わる施策は、近隣市と比べてどのように差別化されているのか伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

本市では、市税などの貴重な財源につきましては、適切に必要な施策に充当をしてきております。これまでも子育て支援については、妊娠、出産、子育てなど、それぞれのライフステージで必要となる支援を実施してまいりました。特にこれからは人口20万以上の都市としては県内初となる学校給食費の無償化や、令和5年4月からは県内有数の子どもの医療費助成制度となるなど、安心して子育てができる環境づくりを進めているところでございます。引き続き子育て世代への支援を含め、いつまでも住み続けたい持続可能な町の実現を目指して取り組んでまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 豊かな地域と、そこに地域住民が根を下ろして生活していることが地域の富であると考えます。どうかデメリットをメリットに変えて、子育て世代の転出超過を抑制してくださるようお願いいたします。

次に、(6)子どもの医療費助成の拡充についてです。10月20日に市川市、柏市、我孫子市及び鎌ヶ谷市の4市が合同して、千葉県に対し、子ども医療費助成制度の拡充に関する緊急要望書を提出されました。この要望が実現すると、市川市等にとってどのような明るい未来が到来するのか伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

本年10月20日、市川市長をはじめ、柏市長、我孫子市、鎌ヶ谷市の4市で、千葉県知事へ子ども医療費助成制度の拡充について緊急要望書を提出いたしました。内容といたしましては、1つ目は、現在、県の子ども医療費助成制度の対象が、通院が小学3年生まで、入院が中学3年生までとなっているのを、いずれも高校3年生まで拡大すること。2つ目は、子ども医療費助成制度を高校生まで現物給付で実施できるよう、システムの改修など、県において必要な体制を構築することを要望したところであります。

まず、1つ目の要望が実現した場合であります。小学4年生から中学3年生までの通院分の助成は、本市が単独で負担しております。今後、高校生まで対象を拡大しますとさらに負担が増えることから、この要望が実現しますと、県補助金の大幅な増額が期待できることから、財政負担の軽減につながります。

次に、2つ目が実現した場合であります。高校生までの医療費助成については、現物給付が実現いたします。これにつきましては、要望書の提出から1週間後に県よりシステム改修を行う旨の連絡があり、2つ目の要望が実現する見込みとなっております。このことは、高校生も医療機関の窓口で、いわゆる3割負担分全額を立て替えることがなくなり、安心して子育てができる市川市につながるものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 市川市におかれては、さきの公立小中学校の給食費の無償化に続いて、このたび医療費の高校生までの無償化を決断されました。これらの子育て支援の拡充について、市川市民は高く評価しているのではないかと考えます。現下の閉塞した社会においては、人への投資は極めて重要であると考えますので、今後とも、子育て支援の拡充について、さらなる高みを目指してくださるようお願いいたします。

次に、4番目の大項目、新型コロナウイルス感染症への対応についての(1)第8波に備えて発熱外来を拡充するとともに、臨時医療施設を開設することについてです。10月20日に市川市、柏市、我孫子市及び鎌ヶ谷市の4市が合同して、千葉県に対し、子ども医療費助成制度の拡充に関する緊急要望書を提出されました。これに倣って、第8波に備えて発熱外来を拡充するとともに、臨時医療施設を開設することを含め、医療提供体制の拡充を図ることについても、近隣市と合同して千葉県に対し緊急要望書を提出することはできないか伺います。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 第8波への備えとして、臨時医療施設の開設など、医療提供体制の拡充について近隣市の意向を確認しながら県への要望を検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 医療後進県からの脱却を目指して、積極果敢な行動を取ってくださるようお願いいたします。

次に、(2)新型コロナウイルスワクチン健康被害見舞金の給付についてです。国に認定を求めて申請した26人や申請準備中の6人の健康被害の状況はどのようなものか、国に認定された3人のケースはどのようなものか、及び本市の本件に関わる取組姿勢はどのようなものか伺います。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 本市に申請された方の主な症状には、急性心筋炎や脳梗塞、呼吸困難などがあります。また、国で認定された3人の主な症状は、指の硬直、顔面の神経麻痺、アナフィラキシーなどであり、通常起こり得る副反応の範囲を超えているものとして認定を受けています。

次に、本市の姿勢でございますが、本市といたしましては、新型コロナウイルス蔓延防止のため実施しているワクチン接種で健康被害が生じた場合、市民に一番近い行政主体である市が向き合うことが重要であると考えています。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 海外でも、新型コロナウイルスワクチン健康被害はたくさん報告されています。本市においては、今後も健康被害に関する相談が寄せられるものと想像されます。どうか引き続き市民目線で対応して下さるようお願いいたします。

次に、5番目の大項目、カーボンニュートラルに向けた取組についての(1)電気自動車、EVの普及を促すための分譲マンションへの充電設備設置の促進についてです。

2020年度市川市分譲マンション実態調査報告書によれば、総住宅総数23万4,080戸のうち、専用住宅が23万4,640戸であり、専用住宅の建て方別割合は、分譲マンションなどを含む共同住宅が65.4%、一戸建てが32.1%を占めております。共同住宅のほうが多いわけですから、共同住宅への充電設備の設置を促進しないと、電気自動車、EVの普及はおぼつかなくなるのが分かります。

東京都は、今年の9月上旬に設置業者や自動車メーカー、マンションの業界団体などと充電設備の普及に向けた連携協議会を設立して、アンケート調査で充電器設置に前向きな管理組合を抽出して、来年3月に設置業者との相談会を開催することとしています。

そこで、本市でも東京都を参考にして連携協議会の設立や相談会の開催をされるとよいのではないかと考えますが、このことについて市川市の見解を伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

東京都では、国の補助制度と併用できる充電設備導入促進事業を実施しています。この促進事業では、設置する補助金のほかに、充電設備等の設置に当たってアドバイス等が必要な場合、マンション管理の専門家を派遣するマンションアドバイザー派遣制度を設けております。さらに、本年9月には関連する団体や事業者で構成するマンション充電設備普及促進に向けた連携協議会を設置し、活動を開始しております。

分譲マンションへの充電設備の設置に当たっては、マンションの管理組合や住民の合意形成に関することなど様々な課題があると思われまますので、今後、こういった協議会や相談会などについて研究をしてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 東京都は、2025年度から新築マンションへの充電器設置を義務化することとしています。そこで、本市でも東京都を参考にして新築マンションへの充電器設置を義務化されるとよいのではないかと考えますが、このことについて本市の見解を伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 新築マンションへの充電器設置など電気自動車の普及促進策につきましては、平田環境施策推進参与の助言をいただきながら検討をしております。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 分譲マンションへの電気自動車、EVの充電設備設置については、合意形成を図る点において難点があることから、市川市において支援して下さるようお願いいたします。

次に、(2)御当地電力会社の設立構想についてです。御当地電力会社の設立については6年以上にわたって質問してきましたが、一向に設立される気配がありません。そこで、進捗しない理由は何なのか。一番のネックは何なのか伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

クリーンセンターのタービン切削や、発電機や施設の老朽化による廃棄物発電の能力低下や、燃料価格高騰に起因する電力市場の不安定な状況は、地域新電力会社を運営していくには大変厳しく、リスクの高い状況であるという認識をしております。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 御当地電力会社は、カーボンニュートラルに向けた取組の要です。また、地域経済の活性化に寄与するものでもあります。電気代として域外に流出していた地域の富が、域内を循環するようになるからです。一刻も早く設立されることを期待しています。

次に、(3)PDCAサイクルを回すことによって、市川市地球温暖化対策実行計画の目標の達成を確実にすることについてです。市川市は、ISO14001環境マネジメントシステムに関する国際規格は取得されているのでしょうか。もし取得されていないのであれば、何に基づいて環境マネジメントをやられているのか伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 本市では、ISO14001の取得に向け、平成13年10月から環境マネジメントシステムの運用を開始し、平成14年3月にISO14001の認証を取得いたしました。その後、3年ごとの更新審査を2回実施し、3回目に当たる平成22年度には、10年間のシステムの取組により職員の環境負荷の低減の意識が浸透したことなどの理由から更新は行わず、平成23年3月に認証を返上いたしました。返上後は、平成13年の環境マネジメントシステムに基づき運用をしております。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 2050年カーボンニュートラルは国際約束です。他人事にしないで、自分事として管理手法の改善を行いつつ、その目標の達成に向けて加速して下さるようお願いいたします。

次に、6番目の大項目、地域経済の活性化についての(1)電子地域通貨の導入についてです。先行する電子地

域通貨では、このコロナ禍で疲弊する地域経済を支援するためにプレミアム率を一時的に引き上げたりしていますが、本市ではこのような運用は考えているのか伺います。また、地域経済の活性化を確実にするために、地元資本の店舗におけるプレミアム率は高くするといった運用は考えているのか伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

本市におきましても、今回の実証実験では地域経済の支援とデジタル地域通貨としての強いインパクトを打ち出すため、プレミアムポイントには平成27年度に実施したプレミアム商品券事業と同程度のプレミアム率の設定を予定しております。また、デジタル地域通貨の導入に当たり、地元資本の中小店舗を支援することが1つの重要なポイントであることから、中小店舗における消費を喚起するため、利用者が店舗で買物した際に付与する還元ポイントは、大規模店舗と比べて高い還元率を設定する予定でございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 地域経済の活性化を確実にするためには、域内消費を促進しなければなりません。そのためには、品ぞろえを豊富にすること等により店舗の魅力を向上しなければなりません。このことに本市はどのように取り組まれるのか伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

デジタル地域通貨の普及に当たっては、市内の店舗で買物をしていただけるよう数多くの店舗が参加するとともに、各店舗の品ぞろえを豊富にするなどの工夫も必要だと考えております。今後、実証実験の実施に向けて、商店会や店舗に事業の協力やお願いをしておりますが、その中で、店の状況、地域経済の現状や課題、デジタル地域通貨の活用方法などについて御意見を伺う機会も多くなってまいります。このような多くの御意見を商店会や店舗と共有することで店舗の魅力を向上させ、地域経済の活性化につなげることができるよう、今後、関係機関、関係部署と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 初めてのことなので、途中で不測の事態が発生するかもしれませんが、不断の見直しにより早期に軌道に乗せて、地域経済の活性化を確実にされることを期待しています。

次に、(2)市内在住職員に対する住居手当の支給額の改善についてです。2021年4月1日から、市内の賃貸物件に居住する職員に対して、市内居住手当として1万円を加算されたとのことでした。その効果がどのようなものか伺います。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

住居手当の加算の対象となっております市内賃貸物件に居住し、住居手当が支給されている職員の数につきましては、条例改正の直前となります令和3年3月31日では272人でありましたところ、条例改正後1年が経過した令和4年3月31日においては302人となり、30人の増加となっております。また、直近の令和4年11月30日におきましては311人となり、条例改正前と比較いたしますと39人の増加となっております。加算の対象となる職員の数は増加傾向にありますことから、一定程度の効果は出ているものと考えているところであります。

また、令和3年2月定例会における条例改正時の附則におきまして、改正条例の施行後3年を目途として実施状況を勘案し、検討を加えると規定をしておりますことから、今後、令和5年度までの状況に基づき令和6年度

に検証を実施し、制度の継続等について検討をしてみたいと考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 千葉県佐倉市議会は、9月28日、市内の持家に居住する職員に対する住宅手当を復活させる条例改正案を原案どおり賛成多数で可決しました。手当を復活させた理由は、職員の市内居住を促進して災害対応の迅速化を図るためであるとしています。

そこで、本市においても、佐倉市を参考にして、市内の持家に居住する職員に対しても市内居住手当を支給することはできないか伺います。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

持家に対する住居手当につきましては、主に住居の維持管理費用を補填する趣旨で支給をされていたものですが、同様の趣旨で支給をしている民間事業所が少数である等の理由により、平成21年の人事院勧告で廃止が適当とされ、国においては平成21年度に廃止をしたところであり、同年には、総務省から全国の自治体に対し廃止を基本として検討するよう通知が発出されたところでもあります。

本市におきましては、平成26年度に実施をいたしました人事給与制度改革の一環として、地方公務員法の均衡の原則等に基づき、国家公務員と同様に廃止をすることとし、条例改正により経過措置を設けた上で、平成29年10月から支給をしていないところでもあります。また、令和3年4月1日時点で、全国の自治体の約9割で廃止をされており、千葉県におきましては、佐倉市を除く全ての自治体で廃止をされております。このような経緯等もありますことから、持家に係る住居手当の支給につきましては、地方公務員法を踏まえ、十分慎重な検討が必要であると考えているところであります。

以上であります。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 人事院によると、国家公務員の持家に対する手当については、民間企業でも同様の仕組みが少なくなり、公務員優遇との批判も背景にあったことから2009年に廃止されました。しかしながら、同年に総務省が廃止を通知した地方公務員の持家手当と、今回佐倉市が導入することとした住宅手当では、政策目的が異なります。よって、市内の持家に居住する職員に対しても市内居住手当を支給することについて、引き続き検討してくださいようお願いします。

以上で無所属の会の代表質問を終わります。ありがとうございました。

---

○松永修巳議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時6分散会



第 2 日

令和4年12月5日（月曜日）

## 令和4年12月市川市議会定例会議事日程（第2号）

令和4年12月5日（月曜日）午前10時開議

- 第1 議案第32号 市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 第2 議案第33号 市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定について
- 第3 議案第34号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第4 議案第35号 市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第5 議案第36号 市川市手数料条例の一部改正について
- 第6 議案第37号 市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第7 議案第38号 市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第8 議案第39号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第7号）
- 第9 議案第40号 令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第41号 令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第11 報告第31号 専決処分の報告について
- 第12 報告第32号 専決処分の報告について
- 第13 報告第33号 専決処分の報告について
- 第14 報告第34号 専決処分の報告について
- 第15 報告第35号 専決処分の報告について
- 第16 報告第36号 専決処分の報告について
- 第17 報告第37号 専決処分の報告について

（代表質問） 緑 風 会 荒木詩郎議員、石原みさ子議員  
創 生 市 川 加藤武央議員

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第32号 市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第33号 市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第34号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第35号 市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第36号 市川市手数料条例の一部改正について
- 日程第6 議案第37号 市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第38号 市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第39号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第9 議案第40号 令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第41号 令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第11 報告第31号 専決処分の報告について
- 日程第12 報告第32号 専決処分の報告について

日程第13 報告第33号 専決処分の報告について

日程第14 報告第34号 専決処分の報告について

日程第15 報告第35号 専決処分の報告について

日程第16 報告第36号 専決処分の報告について

日程第17 報告第37号 専決処分の報告について

(代表質問) 緑 風 会 荒木詩郎議員、石原みさ子議員

創 生 市 川 加藤武央議員

出席議員 41 名

や な ぎ	美 智 子
さ と う	ゆ き の
長 友	正 徳
佐 直	友 樹
つ ち や	正 順
小 山 田	直 人
つ か こ し	た か の り
鈴 木	雅 斗
国 松	ひ ろ き
石 原	た か ゆ き
清 水	み な 子
廣 田	徳 子
増 田	好 秀
中 町	け い
久 保 川	隆 志
浅 野	さ ち
中 村	よ し お
細 田	伸 一
石 原	み さ 子
青 山	ひ ろ か ず
大 久 保	た か し
小 泉	文 人
高 坂	進
金 子	貞 作
か つ ま た	竜 大
西 村	敦
宮 本	均
中 山	幸 紀
松 永	鉄 兵
荒 木	詩 郎

石	原	よ	し	の	り
加	藤	武		央	
稲	葉	健		二	
越	川	雅		史	
大	場			諭	
堀	越			優	
か	い	づ		勉	
松	井			努	
竹	内	清		海	
松	永	修		巳	
岩	井	清		郎	

欠席議員 1名

秋 本 の り 子

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田	中	甲
副	市	松	丸	多
代	表	菅	原	卓
監	査	田	中	庸
委	員	佐	久	間
教	育	麻	生	文
危	機	植	草	耕
管	理	鹿	倉	信
室	長	小	沢	俊
広	報	稲	葉	清
室	長	佐	藤	敏
総	務	森	田	敏
部	長	蛸	島	和
中	核	小	塚	眞
準	備	加	科	
担	当	立	場	久
理	事	秋	本	美
企	画	二	宮	賢
部	長	根	本	賢
財	政	川	島	泰
部	長	藤	田	俊
情	報	高	久	利
政	策	菊	田	滋
部	長			
文	化			
ス	ポ			
ー	ツ			
部	長			
市	民			
部	長			
経	済			
部	長			
観	光			
政	策			
課	統			
括	課			
長				
福	祉			
部	長			
こ	ど			
も	政			
策	部			
部	長			
保	健			
部	長			
環	境			
部	長			
街	づ			
く	り			
部	長			
道	路			
交	通			
部	長			
水	と			
緑	の			
部	長			
行	徳			
支	所			
長				

消 防 局 長	本 住	敏
選 挙 管 理 委 員 会 長	小 林 茂	雄
事 務 局 長	藤 城 久	保
農 業 委 員 会 事 務 局 長	板 垣 道	佳
会 計 管 理 者	小 倉 貴	志
教 育 次 長	永 田	治
生 涯 学 習 部 長	藤 井 義	康
学 校 教 育 部 長		

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	小 泉 貞 之
事 務 局 次 長	六 郷 真 紀 子
(議事担当)	
主 幹	米 津 孝 成
副 主 幹	金 子 貴 一
主 査	尾 本 悠
主 任 書 記	北 川 陽 介
主 任 書 記	高 柳 陽 一
(調査担当)	
主 幹	上 原 高
主 査	前 田 悠
主 査	岡 澤 英 康
主 任 書 記	荒 木 智 貴
書 記	福 井 寿 明

---

○松永修巳議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○松永修巳議長 日程第1議案第32号市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてから日程第17報告第37号専決処分の報告についてまでを一括議題といたします。

これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

質問者、緑風会、荒木詩郎議員。

〔荒木詩郎議員登壇〕

○荒木詩郎議員 おはようございます。緑風会の荒木詩郎です。通告に従い、緑風会を代表して初回総括2回目以降一問一答にて質問させていただきます。なお、補足質問は石原みさ子議員が行います。

まず、来年度の予算編成方針について伺います。

田中市長が行った本年10月17日の記者会見は大きく取り上げられました。10月18日付新聞各紙には、市川市の予算編成方針として、幹部職員を集めて行った予算編成説明会で、各部局で進められている来年度の当初予算について、各部局の予算要求額を人件費や扶助費、公債費などを除き、本年度予算比で5%削減する、来年度から小中学校の給食費無償化が始まり、大型公共施設のクリーンセンターと斎場は優先的に取り組むべき事業とし、新規事業は原則として凍結する方針とのことであります。先順位者への答弁にもございましたが、この方針については重要な点ですので、我が会派に対しても、改めて報道されたポイントについて、概要をお聞かせください。今後3年間、この方針の下に予算が編成されると報じられましたが、こうした措置によって、市民生活にどのような影響が及ぶことになるのか、事務事業が滞ることはないのか、市川市の御所見をお聞かせください。

次に、市川市の危機管理の在り方について伺います。

本年2月に始まったロシアのウクライナ侵攻は、世界中に大きな衝撃を与えました。核兵器所有国の侵略行為は、自由と民主主義に対する力による挑戦であり、断じて容認できるものではありません。我が国は、このような行為を、はるか西方の欧州において起きた他人事のように感ずるのであれば、事の本質を見誤ることになりかねません。東アジアも例外ではなく、我が国周辺においても独裁国家が複数存在し、ミサイルを保有する国家や、南西諸島を軍力で脅かす国家が我が国を脅かしているという状況にあります。こうした中で、市川市には市民の安全、安心を守る責任があります。我が国を取り巻くアジアの軍事情勢が、我が国及び本市の市民生活に与える影響について、どのように認識しておられるのか、市川市の御見解をお聞かせください。

特に国連決議で国際法違反と指摘され、経済制裁措置を受けているにもかかわらず、核ミサイルの開発行為を続けながら、我が国周辺において、これまでにない頻度で挑発行為を繰り返している北朝鮮は、最近になっても、ICBMと見られる長距離弾道ミサイルを我が国のEEZ内に落下させるなどという看過できない行為を横行させています。我が国の領域を越えるミサイルが現実には飛来している現状を見れば、首都東京を狙うミサイルが本市を直撃するという可能性を完全に否定するすべはありません。政府は、本土に着弾するミサイル攻撃に対処するため、Jアラートシステムを構築する途上にあると考えます。このシステムが有効に機能するものであるのか疑問視する声もありますが、これ以外に弾道ミサイルから身を守るすべがないのも事実です。サッカーワールドカップで日本が勝ち上がったのも、現実を直視した作戦を練り、行動したからだ、あるOBの選手が語っておりましたが、弾道ミサイルから身を守るのも同じことなのではないでしょうか。仮にJアラートが発出された場合に備え、市民にどのような対応を求めるのか、国民保護計画への位置づけはどのようになっているのか、

お答えください。

次に、危機管理室の改組、危機管理統括部の設置について伺います。そもそも市川市の危機管理体制は一元化されていないように思います。本来、危機管理監の下に事務局としての危機管理室があり、市の危機管理を統括する組織体制を組む必要があるべきところを、危機管理監と危機管理室との統制が曖昧になっており、こうした体制を改めるべきではないかと考えますが、市川市の御認識をお尋ねいたします。

次に、マンションに特化した防災対策について伺います。

最近、関東地方での地震が多く発生しています。中でも大きな横揺れの場合、マンション等の高層の建物への影響も大きいと考えます。東日本大震災の際には、私の住むハイタウン塩浜でも大きな被害を受けました。住んでいる場所や向き、高さなどにより被害の程度は異なりましたが、家財道具がめちゃめちゃに壊れ、最高層の14階の建物にお住まいの方からは、恐ろしいほど大きく揺れたとお聞きしました。本市では、集合住宅に住む市民が6割と多い状況です。そこで、戸建て住宅とは異なるマンション特有の問題や防災対策についてお聞かせ願います。

次に、法律に規定される各種の計画について伺います。

平成23年5月、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは、市の独自の判断に委ねられることとなりました。しかし、総務大臣から、引き続き個々の自治体の判断で地方議会の議決を経て基本構想の策定を行うことが可能である旨の通知が出され、市川市をはじめ基本構想を策定する地方自治体が大部分であります。地方分権が叫ばれながら、一向に実現していない今日の中で、地方自治法を改正してもなお、国が法律により国の計画に合わせた計画をつくるように地方公共団体に求めている例も多いのではないかと思います。

そこで伺いますが、法律により市町村が策定する計画には、策定しなければならない、あるいは策定するものとするという文言で策定が義務づけられた計画と、策定することができる、策定に努めなければならないなどという表現で、市町村が任意に策定するよう規定されているものがあると思いますが、市川市における計画策定の現状について、法定義務化されている計画にはどのようなものがあるのか。また、任意に策定することとされている計画にはどのようなものがあるのか、その現状をそれぞれお答えください。

市川市が計画を策定する際に考えなければならないのは、国の言うことをうのみにするのではなく、立法意思を踏まえつつ、市川市の実情に見合うような計画、市川らしい計画とすることが大切であると考えます。また、縦割り行政の弊害が指摘されておりますが、中央省庁間の調整がないままに、それぞれの省庁がばらばらな考え方で計画策定を求めてくるのに対して、受皿である市町村は、縦割りで押しつけられた計画のそれぞれを整合性を持って実現していくことが求められていると思います。市川市の各種計画の中で最も上位に位置づけられるべきは、地方自治法の改正で任意とはなりましたが、市川市も策定している市川市総合計画であります。市川市が策定する各種の計画は、法定、法定外のものも含めて、この総合計画と整合性を持って市川市らしいものとして策定され、総合計画に基づいて各種の計画相互の整合性が図られていると考えてよいのか、お答えください。

次に、法務機能の強化について伺います。

市川市の法務機能は、現在、単独の独立の課として法務課というところが担っております。これは総務部に所属しているのでありますけれども、私は、これでいいのかどうかというように思います。これからは地方政府の時代だと言われておりますが、国の立法機能というのは内閣に法制局があり、立法府である国会には衆参両院に法制局があります。それと同じように、市川市の法制局、あるいは法制部とでもいうべきものをしっかりとした組織としてつくっていく必要があるのではないのでしょうか。今の法務課を法務部という独立した組織にする、そして、その中には立法機能や行政訴訟事案への対応といった2つの機能をきちんと分けて、それぞれの課として

独立して設けて、単独の部をつくるべきであると考えます。市川市にも、過去にそういう時代があったのでありますが、こういう法務機能を強化した法制部、あるいは名前をはかつてのような法務部でもよいのですが、この組織を新設することについての御見解をお聞かせください。

次に、女性に対する暴力、DVをなくすための取組についてお尋ねします。

新型コロナウイルスが中国・武漢で発見されたのが2020年1月、ちょうど3年になります。それ以来、私たちの行動は制限され、仕事や学校ではリモートが進み、自宅にいる時間が長くなりました。その影響もあり、家庭でのDVや児童虐待が増加していると聞きます。市川市におけるDVの現状と課題について、また、DV防止と児童虐待防止の取組の連携について伺います。

次に、ふるさと納税制度について伺います。

11月9日の千葉日報によりますと、ふるさと納税で昨年度に県が受け入れた寄附額は、全国で最も少ない361万円にとどまる一方、県外に約86億3,000万円流出したことが分かった。県内市町村の流出額の最多は約16億1,300万円の市川市、受入額1億2,700万円に対し控除額が約17億4,000万円となったという記事が掲載されています。この制度は総務大臣の下で、平成19年に置かれたふるさと納税研究会で議論が始まり、生まれ育ったふるさとに貢献できる、または自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができるという納税における自主選択権をかなえるものとして、平成20年に創設されたものです。ところが、制度が始まると、自治体の寄附に対する返礼品が様々用意されてきたことや、インターネットの返礼品カタログサイトが登場したり、ワンストップ特例制度が創設され、確定申告の手続が免除になったことなどもあり、全国的に寄附額が急増し、返礼品の過熱競争が問題視されるなど、今日なお、制度制定当初の目的からかけ離れたものになっていると言わざるを得ません。私は、過去何度かこの制度の問題点を指摘してまいりましたが、改めてお尋ねします。ふるさと納税制度の現状とこれに対する市川市の御認識をお聞かせください。

次に、塩浜4丁目のまちづくりについて伺います。

この地域には住宅団地が存在しております。塩浜4丁目地区の大半を占めるハイタウン塩浜は、昭和50年代前半に住宅・都市整備公団——現在のUR都市機構であります——が開発し、分譲・賃貸マンションの集合体として入居が開始され、ハイタウン塩浜の中に商店街も設置されるなど、子育て世代が移り住むための環境が整っており、多くの子育て世帯が入居し、市営住宅も同時期に整備されたこともあり、小中学校の児童生徒も多く在籍し、活気のある町として歩んでまいりました。しかし、住宅団地には年齢というものがござります。現在はかつての子育て世帯も子どもたちが独立し、高齢者夫婦、あるいは高齢者の独居世帯が多くなり、高齢化率も高くなるなどの環境の変化があります。かつてはマンモス校であった塩浜小中学校も児童生徒数の減少に伴い、行徳地域全体を学区とする義務教育学校塩浜学園が誕生し、地域とのよい関係が築かれつつあります。団地が大きな1つの町としてつくられ、高齢化していく塩浜4丁目地域全体の現状と課題について、将来を見据えたまちづくりについての市川市の認識と果たすべき役割はどうあるべきなのか、お考えをお聞かせください。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。

○松永修巳議長 質問は終わりました。

答弁を求めます。

稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 私からは大項目、来年度予算編成方針並びにふるさと納税制度についてお答えいたします。

初めに、令和5年度予算編成方針の概要についてです。予算編成の基本的な考え方としては、市民生活や市内経済への影響を把握し、適時適切に対応するとした社会経済情勢等を踏まえた対応、真に必要な事業であるかを



検証し、その上で事業の優先順位を定め、特に重要な事業に対しては集中的に財源を投入する事業の選択と集中、特定財源の保全を徹底するほか、これまでにない創意工夫により新たな財源の確保に努めるとした安定した財源の確保を3本の柱としております。また、この編成方針に合わせ、将来を見据え財政運営を持続可能なものとしていくために、財政保全措置と緊急事業選択を実施することといたしました。その内容としては、1点目、5%のマイナスシーリングの実施では、今年度の当初予算総額から人件費、公債費、扶助費といった義務的な経費や新規拡大事業などの臨時的な経費を除き、一般財源ベースで5%の削減を求めています。これは、物価高騰の長期化に備えるため、業務の効率化を図り、あらゆる経費の見直しと節減に努めるためのものがございます。2点目、新規拡大事業の凍結では、優先的に進める事業や取り組まざるを得ない事業を除き、原則として新規拡大事業を凍結するものです。3点目、準大規模建設事業の実施時期の見直しでは、クリーンセンターの建て替えや斎場の再整備を最優先し、それに次ぐ規模の公共施設の更新や整備については事業の実施時期を見直すことで、事業費が集中することを避けることとしたものです。4点目、新規の土地購入の制限では、大規模な公共施設の更新整備を行っている間の財政負担の軽減を図るため、原則として10億円を超えるような高額な土地の購入を抑制するものです。

次に、5%マイナスシーリングや新規拡大事業の原則凍結の実施による市民への影響についてです。保育園の運営費や障がい者の支援、生活保護の扶助費など、生活を維持していく上で欠かせない経費については、滞ることのないようシーリングをかけずに予算を確保することとしております。5%マイナスシーリングの対象となる事業などについては、真に必要なかの検証を行った上で、事業や事務経費の見直しを行うとともに、業務の効率化により経費の圧縮を図っていくこととしております。こうした考えの下、市民の安全性を確保するための事業などは継続して着実に実施していきたいと考えております。新規拡大事業についても優先的に進める事業や取り組まざるを得ない事業については対応を図ることとし、行政サービスや事務事業の停滞を招くことのないよう配慮してまいります。

続きまして、ふるさと納税制度についてお答えいたします。各年度における決算ベースとなりますが、市民税控除額は、令和元年度が2万5,943件で12億7,609万9,000円、令和2年度が2万7,788件で13億9,621万9,000円、令和3年度が3万7,524件で17億7,795万2,000円となっております。一方、寄附額は、令和元年度が688件で4,086万5,000円、令和2年度が1,049件で4,812万8,000円、令和3年度が1,636件で1億2,651万6,000円となり、令和元年度から3年度までの3年間で42億3,476万1,000円の歳入減となっております。地方交付税の交付団体には、ふるさと納税による減収額の75%が基準財政収入額から控除されるため、普通交付税として措置されますが、本市のような不交付団体には普通交付税が交付されないため、減収額への補填はなされないこととなります。このため、個人市民税が歳入の根幹をなす本市においては、流出した財源の影響は大きいと認識しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 佐久間危機管理室長。

○佐久間 剛危機管理室長 私からは危機管理の在り方の(1)とマンションに特化した防災対策についてです。

初めに、東アジアの軍事情勢とJアラートについてです。まず、弾道ミサイルについてです。防衛省によると、北朝鮮はこれまで幾度となく弾道ミサイルの発射を繰り返し、何らかの飛翔体が発射されたものなどを含め、本年は11月30日現在で32回、約50発ものミサイルを発射しています。そのうち我が国のEEZ、排他的経済水域内にも2発の弾道ミサイルが落下したと推定されています。また、10月4日に発射された弾道ミサイルは青森県上空を通過し、我が国のEEZ外の太平洋に落下したものと推定されている事案もあります。一方、南西諸島では、本年8月4日に中国が台湾周辺で軍事演習を実施し、9発の弾道ミサイルを発射しています。このうち

5発が沖縄県波照間島の南西、1発が与那国島の北北西、我が国のEEZ内に落下したものと推定されています。そして、中国は本年6月に3隻目の空母を整備しています。また、最新のステルス戦闘機を開発するなど、日本の防衛白書によると、中国の国防費は増加を続けています。

近隣諸国の軍事行動は、我が国の国民生活や経済活動に大きな影響があり、弾道ミサイルの発射は人の命の問題に直結する重大な事案と認識しています。弾道ミサイルは、発射が確認されてから10分程度で到達する可能性があるため、市では、国からの緊急情報を瞬時に伝えるJアラート、全国瞬時警報システムを活用し、市民へ迅速に情報発信する仕組みを構築しています。弾道ミサイル発射時に市民が適切に行動できるよう、Jアラートによる情報発信や弾道ミサイルの発射に伴う避難行動などについては、市川市国民保護計画に位置づけています。

次に、マンションに特化した防災対策についてです。マンションも戸建住宅も防災対策の基本的な考え方は同様です。個人や家庭で行う自助、住民同士で助け合う共助が重要であることに変わりはありません。マンションと戸建て住宅で異なる点は、主に建物の構造や居住形態であると考えています。マンションの場合、エレベーターが停止してしまった場合には、戸建住宅と比べ避難や支援物資の運搬の負担が大きいことが考えられます。また、水道に被害がなくても、排水管が破損していた場合、上層階の住民がトイレなどを使用すると、下の階へ汚水があふれ出てしまうといった問題も起こり得ます。こういったマンション特有の問題については、事前に居住者で話し合い、災害時のルールをつくることが重要であると考えます。

以上でございます。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 私からは大項目、危機管理の在り方についてのうち(2)危機管理室の改組、危機管理統括部の設置についてと、大項目、各種行政計画についてと、大項目、法務機能の強化についてにお答えいたします。

初めに、(2)の危機管理室の改組についてです。危機管理監の事務などを定めている市川市危機管理監の担事事務及び事務決裁に関する規程の第3条第1項では、「危機管理監は、市長の命を受け、危機事態の発生時における応急措置の実施その他の危機管理に関する事務を掌理し、全ての一般職の職員を指揮監督する。」と規定されております。また、同条2項では、「危機管理監は、危機管理室の所掌する危機管理に関する事務について、日常的に危機管理室に属する職員を指揮監督する。」と規定されております。これらの規定から、危機管理監は市長の直轄の職として位置づけられるとともに、危機管理室の上位に位置し、平時から危機管理室が所掌する事務全般について職員を指揮監督し、必要な指示などを行っています。また、危機管理室は有事の際、市民の生命、財産を守る組織であるとともに、市長の指示を現場に速やかに伝達する組織として、日頃から危機管理に関する業務を全庁的に展開し、他の部署との連携強化を図っております。このように危機管理監の指揮監督の下、危機管理室が他の部を統括し、有事に備えた対策及び関係機関等の総合調整を行っていることから、本市の危機管理体制は一体的に行われているものと考えております。

次に、各種行政計画についてです。本市だけでなく、行政機関は多種多様な施策を効率的に推進するため、一定の公の目標に対する達成手段や達成時期などを示した計画を策定しております。複雑多様化する市民ニーズへの対応など、本市においても様々な計画を策定しており、上位計画との整合性、その計画の実効性を確保することは重要であると認識しているところでございます。現在、本市における法に定めのある計画のうち、策定が義務化されているものは、災害対策基本法に基づく市川市地域防災計画など27の計画、策定が努力義務となっているものは、スポーツ基本法に基づく市川市スポーツ振興基本計画など20の計画があります。一方、市が任意で策定しているものは、市川市地域エネルギー計画など38の計画があります。これらの計画については、市川市総合計画が定める基本目標や各施策に沿ったものであり、計画相互の整合性を確認して策定や改定を行ってござい

す。

最後に、法務機能の強化についてです。現在の法務課は、平成25年度に組織の効率化を図ることから、当時の総務部法制課と市民法務課を統合して新設したものであり、それぞれの課の機能を併せ持った組織でございます。法務課は訴訟グループと例規グループの2グループで業務を行っており、訴訟グループには、主に訴訟、不服申立て、法律相談などの行政訴訟事案への対応機能を、例規グループには、主に条例等の制定改廃に係る審査、行政手続関係などの立法機能を備えております。地方分権による事務権限、裁量の増大、住民ニーズの多様化などを背景にコンプライアンスへの意識が高まっており、自治体における法務機能の強化が重要視されていることは認識しているところでございます。今後も、法務課の2グループがそれぞれの機能を十分発揮できるよう、職員の育成などを含め、現在の組織体制により、行政訴訟事案や行政手続などに適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 私からは大項目、女性に対する暴力、DVをなくすための取組についてに関する2点の御質問にお答えいたします。

初めに、(1)の現状と課題についてであります。男女共同参画センターの相談室では、女性相談員による女性のためのあらゆる相談として、電話による相談と対面による相談を実施しております。それらの相談のうちDV相談につきましては、令和2年度の1,015件から、令和3年度は1,399件と約1.4倍に増加をしております。今年度は4月から10月までの7か月間で825件と、令和3年度の同時期の781件に比べ僅かに増加をしております。その要因といたしましては、コロナ禍におけるテレワークの拡大により、パートナーとともに過ごす時間が増えたことに加え、世帯収入が減少したこと等により、当事者間に生じていた不満等がさらに膨らんでDVにつながり、それがDV相談の増加になっているものと考えております。長引くコロナ禍により、増加する相談件数にしっかりと対応できる体制としておくことが課題であると認識をしております。

次に、(2)の児童虐待防止に関する取組との連携についてであります。子どもの目の前で行われる夫婦間の、いわゆる面前DVは、児童虐待の一つとして捉えられており、児童に対する直接的な虐待を含め、DVと児童虐待には深い関係がございます。このことから、DV防止を所管する多様性社会推進課と児童虐待防止を所管するこども家庭支援課とが共通のシステムを使用して相談内容などの情報を共有しながら、緊密に連携して、DV、児童虐待の事案に対応しているところであります。

以上であります。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 私からは大項目、塩浜4丁目のまちづくりについて(1)及び(2)についてお答えします。

塩浜4丁目は、千葉県が昭和40年代に行った埋立事業により整備された地域であり、UR都市機構が開発したハイタウン塩浜には、分譲住宅、賃貸住宅が64棟あり、そのほかにも市営住宅が4棟、県立行徳高校、塩浜学園、塩浜保育園、塩浜体育館などがございます。これらの建物は昭和53年ごろから建設されており、古いものでは築40年を超えております。

人口の推移でございますが、令和4年10月末で約5,100人が暮らしており、10年前の平成24年は約5,600人であったことから、人口は減少傾向にございます。また、65歳以上の人口も、平成24年時の約1,150人から、10年後の現在では約1,900人に増加しており、今後も高齢化は進むものと思われまます。ハイタウン塩浜のような大規模な団地は、ほぼ同時期に建設されており、年数の経過とともに建物の老朽化や居住者の高齢化などが課題となっ

ており、以前にもハイタウン塩浜のエントランスなどの共用部における段差の解消や手すりの設置などのリフォーム相談があり、リフォーム工事の助成を行うあんしん住宅助成制度を御案内し、工事費の一部を助成したところでございます。大規模団地の老朽化は全国的な課題となっており、本市といたしましても、人口減少や高齢化社会を見据えた地域全体のまちづくりを考えていくことが、今後重要であると考えております。

続きまして、(2)地域の将来を見据えたまちづくりにつきましては、とりわけハイタウン塩浜の老朽化、高齢化といった団地特有の課題に対処するためにも、自治会、管理組合、UR都市機構などと市川市との連携が何より必要かつ重要なものと考えております。そのため、本市は関係団体に対して積極的にまちづくりについての話し合いの場へ参加を促すなど、働きかけを行ってまいります。今後は、全国のまちづくりの事例を研究し、地域の方々と情報を共有しながら、ハイタウン塩浜の建て替えなども含めて、将来の塩浜4丁目の目指すべきまちづくりに向けて検討を進めてまいります。

以上でございます。

**○松永修巳議長** 答弁は終わりました。

荒木議員。

**○荒木詩郎議員** それぞれ御答弁ありがとうございました。それでは、再質問させていただきますが、まず、来年度の予算編成方針については石原みさ子議員が再質問させていただきます。以下、私の質問通告分の再質問を行わせていただきます。

まず、危機管理の在り方について再質問をさせていただきます。東アジアの軍事情勢について、本来、これは国の仕事でありまして、防衛省ですとか外務省などが情報を集積、分析をしているわけでありますけれども、しかし、市民の生命、身体に関わる問題でありますので、市川市も関心を持って必要な措置を講ずるべきだと思います。国や県、あるいはマスコミからの報道などもしっかりと把握をしていただきまして、そういったものを通じて情報を共有していくということが必要なんだと思います。

それで、御答弁では具体的な数字をいろいろ挙げていただいたのでありますけれども、今年になって弾道ミサイルを北朝鮮が32回、50発、中国も9発発射しているということでございます。さらに、中国は3隻目の空母ですとかステルス戦闘機を開発している。この国防費は半端でないものでございまして、中国の国防費は30年間で39倍増えている。この30年間に39倍に増やして、米国にも迫る勢いに国防費は達しているということでございまして、この額は日本の防衛費の6倍以上というものでございます。北朝鮮にしましても、中国にしましても、大変不気味な動きをしているわけで、危機管理室長の御答弁でも、重大な事案と認識しているというふうにありますけれども、まさに市川市にとっても重大な事案であるというふうには認識すべきだと思います。

そこで再質問させていただくんですが、Jアラートの有効性には疑問もちょっとあるわけですが、そうした声がありつつも、これ以外に身を守る手段がないのも事実であります。これをやはり有効に活用しなければならぬのではないかと考えています。市川市もJアラートに対抗する仕組みをしっかりと構築していくという御答弁にもありましたけれども、そうであるならば、Jアラートが発動された場合に、どのように行動すべきなのか、もっと市民にPRすべきであるというふうには考えるんですけども、これについての御所見をお聞かせください。

**○松永修巳議長** 佐久間危機管理室長。

**○佐久間 剛危機管理室長** Jアラートが発報した場合は速やかな避難行動が必要であることから、市公式ウェブサイトや弾道ミサイル落下時の行動について分かりやすく紹介しています。具体的には、本年はこれまで弾道ミサイルの発射により落下、または上空を通過する可能性がある地域に2度、Jアラートが発報されています。引き続き市民に周知できるよう、広報に力を入れていきます。

以上でございます。

○松永修巳議長 荒木議員。

○荒木詩郎議員 ありがとうございます。市のウェブサイトで紹介されているという御答弁でしたが、これについて、私ももちろん承知をしておりますが、あのサイトをどれだけの方が理解をして、危機意識を持っているのかということが疑問なわけでございます。市川市にはまだJアラートが発令されたことがないわけで、私も市川市自身に弾道ミサイルの対処の危機意識が薄いように感じております。我が国は唯一の被爆国でありまして、広島や長崎に原爆が落とされたんですけれども、そのときに、物陰に潜んだことで、少しの対応によって被災の度合いが大きく違っているという現実を経験したわけですね。これが現実を直視することなんだと思います。例えば実際にあった話で、広島駅で被爆したときに、そこのトイレの中に入って命を取り留めたという話がありました。こういった、やはり歴史的な事実を学ぶべきであると思います。

そこでお伺いしますが、市川市の国民保護計画の16ページのところに、「国の基本方針に示される武力攻撃事態等の種類と市川市での可能性」という記述があるんですけれども、一番最初に「着上陸侵攻」というのがあります。2番目に「ゲリラや特殊部隊による攻撃」というのがあります。そして3番目に「弾道ミサイル攻撃」というのがあるんですけれども、これに三角の印がついているんですね。「東京への大規模攻撃の影響を受ける可能性のみ」だということで、丸、バツ、三角の三角になっているんですけれども、北朝鮮のミサイルの精度というのは、はっきり言って分からないわけですね。極めて不透明であります。つまり、ミサイル攻撃についての危機意識をもっと高めるべきだと私は思っているんです。北朝鮮のミサイルの精度がどれだけあるか分かりませんが、まかり間違っても市川市に落ちないとは限らないわけございまして、私はその可能性もかなりあるんじゃないか。東京を狙って外れたら市川市に着弾しますので、そういう事態も考えなければならないと思う。そう考えるならば、国民保護計画への記述の丸、バツ、三角の三角ではなくて、丸にして表記をするべきだというふうに思うんですけど、これについての御所見をお聞かせください。

○松永修巳議長 佐久間危機管理室長。

○佐久間 剛危機管理室長 本市の国民保護計画では、市の地域特性などから、考慮すべき事態を想定し、記載しています。そして、想定する事態ごとに起こり得る可能性が高いものを丸、一定の条件で考えられるものは三角、発生の可能性が低いものをバツと表しています。計画では、弾道ミサイル攻撃は三角と判断しています。これは、市内に直接標的となる施設はないと判断した上で、市域の特徴から、首都への攻撃の巻き添えを受ける可能性は絶対はないと言い切れないことから、総合的に判断したものです。

以上でございます。

○松永修巳議長 荒木議員。

○荒木詩郎議員 総合的に御判断をいただいた上で三角だということでございます。こうした記述はやむを得ないんだと思うんですけれども、改めて北朝鮮のミサイルの精度というのを想像いただきたいと思うんです。この間、日本の上空を越えたということがありましたけれども、これはどれだけ正確に飛んだのか分かりません。そして、金正恩という人は何をするか分からない。東京が標的になって、市川に落ちるかもと今申し上げましたけど、それも分からないわけですね。極めて不透明だというふうに申し上げて、国民保護計画への記述は三角でもいいんですけども、私は丸に近い三角として対応を市川市に求めたいと思います。十分な危機意識を持って対応いただきたいというふうに申し上げまして、次の質問に移ります。

(2)の危機管理室の改組、危機管理統括部の設置についてですけれども、私は初当選が平成15年なんですけども、それ以来、危機管理の問題を重要な課題として議会で質問してまいりました。平成15年には市民生活部というところに暮らしの安全課というのがありまして、そこで防災対策ですとか、あんしん共済ですとか、交通安全

ですとか、そういった内容を扱っている課がありました。それ違うだろうというんで、平成16年には市民生活部の中に災害対策課ができました。平成18年に総務部に危機管理課ができました。そして平成20年に危機管理部が置かれて、危機管理担当、防犯担当というのができました。そうしましたら、平成21年の11月29日に市長選挙があって大久保市長が誕生いたしました。大久保市長は機構改革というのを大変重視されまして、そういうこともあって、危機管理部が平成23年の2月定例会で廃止をするという提案がなされまして、これが廃止をされた。そして、皮肉にも平成23年2月に廃止になった途端に3・11の大震災が起きたわけですね。部を課に降格させた途端に、3月までで危機管理部がなくなって、4月から危機管理課の所管という奇妙な行政体制で、あの震災に取り組んだということだったわけです。それをまた部にすぐ戻すわけにはいかないというんだと思いますが、平成24年に危機管理室というのは誕生いたしまして現在に至ったわけでございます。

こういう経緯で今の危機管理室というのがあるんだと私は思っているんです。やはり危機に際して全庁を統括するのは、総務部の中にあるとかつて御答弁いただいたんですけども、全庁を統括するのは総務部だという御答弁だったんですけども、やっぱり総務部ではなくて危機管理監、危機管理室が全庁を統括すべきだと思っています。今の御答弁では、そのようなお話もあったようなんですけども、やはり危機管理部というものを、統括部でもいいんですけども、新設すべきだと思うんですけど、市の認識をいま一度お尋ねしたいと思います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 今、御質問者がおっしゃられたように、いろんな変遷を経て今の現状の組織に至っております。ただ、現在でも危機管理の統括者は危機管理監の職にある者を充てるということで、一体的に危機管理体制がなされているものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 荒木議員。

○荒木詩郎議員 御答弁をいただきました。おっしゃるとおり、規定ではそうなっているわけですね。それから、危機管理監は部長を指揮監督する。部長の上にあるというふうな位置づけるべきだと私は思っております。そうであるならば、9級じゃなくて10級でないとおかしいのかなというふうに思っています。有事には市長直属のトップに危機管理監はなるわけで、それが有事の際に全庁を指揮監督することになるんだと思うんですね。危機管理室長と言いながら次長扱いになっていますね。今、危機管理監が部長の扱いになっていて、危機管理室長というのは次長の扱いというふうになっています。しかし、組織図を見ますと、そうなっていないんですね。危機管理監は指揮監督の権限を持って、有事の際は全庁、平時には危機管理室ということを考えているんだとしたら、そういう組織図に直していただきたいと思います。危機管理室と広報室は、今、並列に置かれていますが、広報室長は答弁席におられますが、危機管理室長は議会の答弁席にいないわけですね。今いみじくも危機管理監にちょっと御都合があって危機管理室長が答弁席に座っておりますけれども、これはやはり見直すべきだと思うんですね。組織図を実態に即したものにしていこうということについての御所見をお尋ねしたいと思います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 危機管理室は市川市行政組織条例におきまして、市長の権限に属する事務を処理するための行政組織として位置づけられており、市長の直轄組織として規定されていることから、本市の組織図におきましても、そのように表記をしております。しかし、さきの御答弁のとおり、危機管理監の指揮監督の下、危機管理室があり、危機管理体制を一体的に行っていることから、危機管理監と危機管理室の関係性につきましては、実態に沿った組織図に見直すことも検討してまいります。

なお、危機管理監は、平時から危機管理室を統括しておりますので、本議会におきましては、通常は危機管理監が説明者として出席をさせていただいております。

以上でございます。

○松永修巳議長 荒木議員。

○荒木詩郎議員 ありがとうございます。組織図を実態に即したものに検討するという御答弁をいただいたので、それで結構であります。部を新設することにはこだわりませんので、実態として、しっかりとした市川市の危機管理体制が築かれているというのが一番大切なことだと思いますので、ぜひそれについてしっかりと御認識をいただきたいと思います。市長の下に危機管理監がいて、その下に危機管理室があって、その下に市川市全体のオール市川市の組織をつくるべきだというふうには一番思っております。それが一番大事なことだと思います。そのような強力な組織体制が分かるような組織図をぜひ作っていただきたいというふうに要望したいと思います。

一番大事なことは、危機に際して常にアンテナを張り巡らせる。いざというときに何が起きたのか速やかに認識して、対応できる情報収集体制を整備する。我が国の周辺で何が起きているのか、市川市の周辺で何が起きているのか、国や県からの情報提供を待つ。それは待つ場合もあるんでしょうけれども、市川市自身が情報を収集しておくようなしっかりとした機能を持っていただきたい。そうした組織を持つ、それができて初めて危機管理対応が有効に機能するのではないかと思います。それがあって初めて住民の避難誘導ですとか、安全避難の問題が解決できるんだと思います。今、個人情報の保護ですとかプライバシーの保護というのが求められている中であって、地域社会の中にどんな人が住んでいるのか分からない。そういう状態で、独り暮らしの高齢者や障がい者、全ての住民が安全に避難できる体制を整備することが大事なんだと思います。自助、共助、公助というふうに言われてきて、それが重要なことは分かるんですけども、民生委員ですとか任意加入の自治会ですとかマンションの管理組合に責任を押しつけるというのが、私は無理があるんだというふうに感じています。危機管理の組織を強化していただいて、危機管理室の職員がこれを進めていくというような体制もぜひ整備をしていただきたいというふうに思います。これを要望して、次の質問に行きたいと思います。

次に、各種の行政計画についてお尋ねをいたします。再質問いたします。行政計画相互の整合性について、図られていると。各種の計画が市川市の総合計画と整合性を取って策定をされているという御答弁をいただきましたので、これは了としたいと思います。策定の過程では合致をしているんですけども、その後、御答弁にもありましたけれども、策定後にずれが生じるという場合が出てくると思うんですね。やはり策定後においても総合計画と整合性を常に意識していただいて、御答弁にあったように、必要があればしっかりと改定をしていくということが大事だと思いますので、ぜひそれをやっていただきたいというふうに要望させていただきます。

御答弁は具体的な数字も触れておられました。法定義務化された計画が27件、努力義務の計画が20件、それから根拠規定がない任意の計画が38件だという御答弁でございました。かつて十五、六年ぐらい前に同じような質問をしたときの企画部長の御答弁は、70を超える件数があるというお話だったんで、今これを合計しますと85件ですかね。やや増えているんですけども、私の認識では、地方分権改革というのが進められて、平成21年の閣議決定で、地方分権改革推進計画で枠づけの見直しというのが行われて、先ほど申し上げましたが、地方自治法の改正が平成23年に行われて、自治体行政の基本となるべき基本構想自体が法定義務としての議決事項が廃止をされて、法定義務化された計画というのが減ってきている。一方、任意の計画が増えたんだろうというふうに、この数字を先ほど教えていただいて私は思いました。義務規定ではない、努力義務となっているもの、あるいは根拠規定のないものという、こうした計画が増えているんだろうと。やはり内容を伺いますと、市川市の政策判断の上に計画が策定される。市川市らしい計画が増えているように思います。

そこで、要望なんですけど、努力規定になっている計画、これは国や県からつくれというふうに言ってこない計画でありますけれども、法律で努力規定となっている計画の中で、市川市として策定することがふさわしい計画

がまだあるんじゃないかというふうに思うんですけども、これについての検証がまだ実はなされていないんですね。かつて私が質問したときには、そうした漏れがないかどうか洗い出し作業を進めるという御答弁があったんですけど、今日の御答弁を聞いた範囲では、まだその御答弁もなかったわけで、改めて要望したいんですが、法律で努力義務とされている計画がどれだけあるのか。その中で、市川市としてつくる必要がある計画があるんじゃないか。これの洗い出しの作業をぜひ進めていただきたいというふうに要望いたします。

それで、国や県に横並びではない市川市らしい条例をつくっていくということで、次の質問になるわけなんですけれども、法務部の設置でございます。御答弁をいただきましたけれども、これも意見だけ述べさせていただきたいと思うんですけども、平成21年と22年に法務部というのがあって、法制担当と市民法務担当が置かれた時期がございました。平成23年に、いわゆる機構改革で危機管理部と同様の時期に廃止をされました。総務部の下に1つの課として置かれることになったんですけども、国は法律をつくる、地方自治体は条例をつくるわけですね。政府には、先ほど申し上げましたように内閣法制局というのがある。これも登壇して申し上げましたけど、国会にも衆議院法制局、それから参議院法制局というのが独立の組織体として存在をしております。地方自治体も地方政府である以上、立派な政策法務の体制を持つべきじゃないかと私は思うんですね。これは市長も衆議院の議員をされておりましたので、よく御存じだと思うんですけども、政府の内閣法制局と全く同じ組織体が衆議院と参議院に置かれているんです。これはもう法定で横並びで同じ組織になっているわけですね。ところが、ほとんど政府提出の法案が出てくる。内閣法制局は物すごく忙しいんですね。それに対して衆議院、参議院は立法義務を補佐する組織でありますから、それぞれ衆議院と、参議院にしっかりとした組織が実はあるんですね。衆議院法制局、参議院法制局というのがあって、実態としては、相対的にこれは内閣法制局に比べるとゆとりがあるというふうに感じているわけなんです。そうであるならば、宝の持ち腐れと言ったらあれですけども、そうしないためにも、例えば衆議院法制局の若手の職員を市川市に出向してもらって、ウィン・ウィンの関係と言うんでしょうかね。国の立法事務をつくる国家公務員が地方自治体に出向して、地方の事務、行政を知ることとは、国の立法措置にも大変有効な影響を与えるというふうに思いますし、市川市に例えばそういう国会の法制局から職員が来て、立法事務を実際にやるのを手伝ってもらうというのは、市川市の立法機能を強化する上でも、とても必要な、大事なことじゃないかなというふうに私は思うんです。現実問題として、私はやろうと思えばやれるんじゃないかと思っています。これをやっている都市は、市町村は今ありませんけれども、市川市はそういうことはやるべきじゃないかなというふうに私は実は思っているんですね。田中市長は国会議員であられたので、よくお分かりだと思うんですけども、行政機構をどうするかというのは、検討するのは行政自身でありますから、これは私からこれ以上はお尋ねしませんけれども、市川市らしい条例をつくる市川市らしい組織が必要なんではないかというふうに申し上げて、これは御答弁は結構ですけども、しっかりとした検討をしていただきたいというふうに要望させていただきます。

次に、ふるさと納税制度についてお尋ねいたします。これも私は何回も質問をしているんですけども、ふるさと納税制度の現状と市川市の認識についてお答えをいただいたわけですけども、私がさっき読み上げた新聞記事の数字と若干数字が違っているんですけども、それは誤差の範囲だというふうに、部長の答弁のほうが正確であるというふうに受け止めたいと思います。過去3年間の寄附額と住民税控除額の収支を見ると、42億円強の収入減になるという御答弁だったんですけども、昨年度について見ますと、例年の倍以上の寄附を集めたというので、担当部課の御努力は認めるわけなんですけども、しかしながら、桁がやはり違うんですね。1桁違う。私も5年前にこの質問をしたときには、単年度で3億5,000万円の減収になっていた。これでも大変だと思っていたんですけども、今度の数字を聞いて本当に驚きました。財政に与える影響は極めて大変なものだというふうに思っております。



そもそもこの制度というのは、始まりからおかしいんだと思うんですね。今から15年前に、平成19年、当時の菅総務大臣が外遊先のパリで、いわゆる同行遊説というんですね。そこでふるさと納税制度の創設を提起をしたわけです。外遊先の会見で、ついてきていた記者にリップサービスをすれば何ですけれども、そういうマスコミで報道されたのが第1報で、構想は始まった。実はそれは参議院選挙の直前だったんです。よく政治家はやるんですけれども、選挙前に新聞に大きく取り上げられるような構想を打ち上げる。やはり現に大きく取り上げられていたわけなんですけども、このように、私からすれば思いつきのように打ち上げられた気配が外遊先の会見で打ち上げられたというのは、ちょっとたちが悪いんじゃないかなというふうに当初から思っていました。しかし、総務大臣の下にふるさと納税研究会というのが立ち上げられて、総務省から、当時1%支援制度を市川市がやっておりましたので、千葉光行市川市長が実践的な評価を踏まえての意見を期待されて、研究会の委員として加わって制度が実現したということだったんですね。

ところが、申しあげましたように、創設のときの趣旨と大きくかけ離れて、返礼品競争の過熱になってしまっている。政府も返礼品の調達価格を、寄附金額の3割を超える場合は速やかに是正しろという指導を出しまして、これも実は効果が余りなかったわけですね。返礼品を送るという制度創設当初、想定されていなかったものが行われている。そもそも少年少女が大きくなって、担税力を持った成人になって、社会人になって、出たふるさとに、自分が育てられたふるさとだということで、感謝の気持ちを込めて納税をするという、そういう制度だったはずなんです。それが、過度な返礼品による納税者の獲得競争が始まって、これはおかしいと思うんですね。制度創設当初、東京都知事だった石原慎太郎知事が、この制度はもう税体系からかけ離れているんじゃないかという批判をしたんですけど、まさにそれが今、当たっているというふうに言わざるを得ないわけです。市川市の市長がふるさと納税の研究会に加わったっていうんですから市川市もしっかり責任を持って、これを是正する声を上げるべきだと思います。市川市は大変な損失を受けているわけで、制度の廃止、もしくは趣旨に立ち返って、返礼品そのものを廃止すべきだということを市川市が国に提言をする責任があるんじゃないかと思うんですけれども、財政部長いかがでしょうか。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

本市単独での国などへの要望は難しいものと認識しております。なお、ふるさと納税制度に関しましては、京葉広域行政連絡協議会などを通し、市民税控除分について現行の地方交付税制度の枠組みから外し、住宅ローン控除などと同様に地方特例交付金により補填するなどの対策を講じるよう、国に要望した経緯がございます。引き続き国や県に対し制度の改善などの要望を検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 荒木議員。

○荒木詩郎議員 ありがとうございます。国に直接言うというのはなかなか難しいことなんだろうなと思いますよ。実際に一地方都市が国に直接物を申し出て制度を変えろということではなくて、やはり一定の組織体を通じて、市長会ですとか、そういうところを通じて国のほうに働きかけていくことが大事なんだろうなというふうに思っています。こういう制度ができちゃったわけですから、今のところは要望しつつ、受け入れるしかないんですが、そもそも納税に関わる事務を、今、観光事業推進課がやっているんですね。これはちょっとおかしいんじゃないか。ふるさと納税制度ですから、何でこれを観光事業推進課が担当するんですかね。ちょっと企画部長、これでいいんでしょうか、お答えいただきたい。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 ふるさと納税制度では、市外の方から、より多くの支援を受けるための仕掛けづくりが重

要であると認識しております。令和元年6月にふるさと納税制度における返礼品に関する基準が改正され、返礼品として地場産品を扱うことになったことから、各自治体では、知名度アップにつながるシティープロモーションや観光の促進に力を入れるようになりました。本市でも、返礼品となる特産品や本市の魅力となる観光資源を市外の方々へ一体的に発信することが、より効果的なPRとなり、多くの支援が期待できると考えたことから、令和2年度に企画部から新設いたしました観光部に事務移管したものでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 荒木議員。

○荒木詩郎議員 御答弁をいただきました。制度がある以上、しようがないと言えしようがないのかもしれませんが。財政部長の御答弁も、仕掛けを考えるとといった企画部長の御答弁も、お気持ちは大変よく分かります。気持ちは分かるんですけども、これに対して千葉県は、千葉日報を見る限り、この記事によると、全国で最低だということなんですけれども、その理由というのが、制度の趣旨を尊重して返礼品を用意していないということなんです。したがって、全国一収支が悪いということのようなんですけれども、これは私はちょっと注目値するのかなというふうに思っています。制度の趣旨を尊重して返礼品を用意していないからということですね。その一方で、制度そのものがあるというのは認めて、オンラインの申請を可能にするということを導入するとか、もっと利用してもらえる環境を整備したいという御答弁を県のほうではされたようなんですけれども、これはやはり立派なもんだと思っています。これが私は正論なんじゃないかなと思っています。ふるさと納税をコマースでやって、そのコマースに応募して減税をする、返礼品をもらうというようなことが現に行われているんですけれども、これは本当に私はナンセンスだと思っています。そのコマースをやる会社に市川市もお金を出してコマースに参加をして、ふるさと納税を募っているでしょう。そんな必要は私はないんじゃないかと思えます。そんなお金を払うぐらいなら、県と同じようにした措置を、やはり検討すべきじゃないかと思うんです。これはもう本当に天下の悪税です。こんな制度は、やはり一刻も早く廃止をしていただきたいというふうに申し上げて、次の質問に移ります。

塩浜4丁目のまちづくりについて、(1)地域全体の現状と課題についてお伺いをいたしました。塩浜4丁目というのは、御答弁にあったように、高齢化率がこの10年間で15.2%伸びておりまして、37.2%だというふうにおっしゃったんですけども、賃貸住宅は比較的若い方も住んでいらっしゃるんですね。分譲住宅のほうが高齢化率は高いんです。私のおります第1分譲は43%あります。塩浜4丁目全体で37.3%とおっしゃいましたけれども、分譲住宅のほうが高齢化率は高い。そして、毎年毎年、1歳年齢が上がっているというのが現状だと思います。これは大変もう深刻な問題で、市川市の中でも特にこの地域が急速に高齢化をしているわけですね。結局、高度成長のときにできた団地が、全国的にこれは同じような現象が起きているわけなんですけれども、同じような課題を、解決しなければならない課題を抱えているわけなんですけれども、市川市でもどのような対策があるのか、それぞれ自治体で対策があると思うんですけども、どんな対策を講じているのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

対策につきましては、今後、先ほどの答弁のとおりですが、積極的なまちづくりについての話合いの場に参加を促すなど、UR都市機構などの関係団体と協議の場を設けてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 荒木議員。

○荒木詩郎議員 分かりました。かつて高齢化をして、子どもさんが大きくなって、その子どもができて、近くに同居したり近居したりするために住宅を建て替える場合に、また購入する場合に、同居・近居支援をする補助

制度というのが市川市であったんですね。それが今なくなっちゃったんですね。これは6月定例会の石原みさ子議員の質問でお答えをいただいているようなんですけども、そのときの御答弁では、まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間が令和元年度で終了して、それに伴ってなくなったというお答えだったようなんですけども、これを調べてみると市川市の単独事業だったわけで、これは国の補助金か何かがなくなって事業もなくなったのかなと思っておりましたら、市の単独事業でやっていたということだったんで、これはなぜなくなったのか、さっぱり分からないんですね。市川市独自の制度であるならば、ぜひ改めてこれは復活をしていただきたいというふうに思っています。特に私などのような団地はそういう例が多いんですね。子どもが近くに引っ越して来て一緒に住む、親の近くに住むという、大きな団地ですから、そういう家庭が結構ある。それに助成をしていただくというのはとても大事なことだと思うんです。ぜひそれは再検討をお願いしたいと思います。

塩浜4丁目は、約2,500世帯というURの大きな団地を抱えていまして、それが3つの団地に分かれていまして、分譲住宅が2つあって、賃貸住宅が1つある。それから、その近くには30m道路を挟んで市営住宅もあるわけですね。URが造った3つの団地と、それから市営の団地があって、URの団地というのは、一緒に賃貸も分譲も同じ敷地の中にできているわけですから、いわゆる一団地認定という仕組みになっていると私は認識していまして、将来に建て替え計画があった場合には、分譲2つと賃貸、それぞれ別々に建て替えるのではなくて、一緒に建て替えないと進まないんですね。これは、やはり市川市が関わらないと進んでいけないんじゃないかと思っています。市営住宅もあって、市営の建て替えなんかも、やはりこれから出てくると思うんですけども、例えばセットになって4団地の将来を、やはり考えていくというようなことが必要んじゃないかなというふうに思っています。例えば賃貸住宅には結構空き家がある。その空き家を活用して市営住宅の方に移り住んでもらって、市営住宅を建て替えるというようなこともできるんじゃないかと思っています。そうしたことを、やはりやるべきだというふうに思っています。

平成23年に3・11の東日本大震災が起きまして、大変な苦勞を塩浜4丁目の方たちはやったんですけども、そのときには、支援を含めて4つの団地が1つになって乗り越えたという経験があります。当時、2時40分に地震が起きて、みんなサラリーマンは帰ってくるのに電車が止まっちゃって、歩いて帰ってきたわけですね。仕事から帰ってきていろいろ対策を練って、4つの団地が1つになって会議を毎日のようにやりました。水が止まっている分譲住宅と動いている、水が出ている分譲住宅があって、水を分かち合った。市営のほうにも分かち合って、給水車も市川市をお願いをして、危機管理部長から県のほうに電話をしてもらって、真っ先に塩浜に呼んでもらった。そうやって危機を乗り越えたわけです。水道管が破裂をしちゃいまして、水がプールみたいにあふれたんですね。この水は飲めないけれども、お風呂を沸かしたり、トイレに流したり、生活用水として使えるわけです。ですから、そのときに、昼間は大人は仕事なものですから、塩浜中学校の生徒が大きなポリバケツにプールのような水をくんで、エレベーターが止まっているものですから、上の階まで高齢者のほうに持って上がっていった。その役割を塩浜中学校の生徒さんがやってくれたわけなんですね。そうした経緯がございます。そういうふうに乗り越えて、3・11、毎年その時期に地域みんなが集まって災害対策を話し合っています。4連協を中心に、市川市の危機管理室、それから南消防署、塩浜学園、PTA、幼稚園、保育園、社会福祉協議会、みんなが3・11の頃の土曜日になるんですけども、集まって、それで協力するという枠組みが既にできているんですが、URが出てこないんですね。地震のときにも何もしてくれなかった。それから10年がたって、塩浜学園は一貫校になって防災教育を一生懸命やっている。塩浜ふるさと防災科というのができて、その塩浜ふるさと防災科で授業をやって、災害対策についてしっかりと経験して身につけている。塩浜の町を歩いて地域のことをよく知って、いざというときに何が危ないか、どうやって避難したらいいか、そういうのを実際に体験をしながら勉強しているわけですね。塩浜学園で、実は塩浜かるたというのを授業で6年生の子どもが作っているんですね。塩

浜の地域を歩いて実際に見て回って、かるたをこういうふうに作っているんですね。これはこの間、地域の文化祭で披露されて、1つ500円だったかな。買ったんですけども、例えば、「きれいだな 塩浜の花 いいにおい」、「アコレはね みんなの家庭を ささえてる」。アコレというのはスーパーですね。行徳支所の向かいにあるんですけども、アコレというのが団地の中であって、そのスーパーがみんなの家庭を支えているんだという内容のかるた。大変よくできたかるたで、ぜひ市長さんにも1つ買っていただきたいと思っているんですけども、そういうふうに、塩浜の地域というのは、学校とともにできて、学校とともにあるというふうに思っています。そういう地域だと思うんです。地域が、学校が、みんなで協力してコミュニティーをつくっているというふうに思っています。市長もまちづくりを、地域の人が住んでよかったと思えるような市川市をつくりたいというふうに、御答弁で先日おっしゃいましたけれども、この塩浜4丁目のまちづくり、地域づくりについて、市長の考え方を私の最後の質問としてさせていただきたいと思っておりますので、よろしく答弁をお願いします。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 緑風会の代表質問で荒木議員から御質問をいただきました。大変お元気そうで、けがも克服されました、切れ味の鋭い御質問を幾つもいただきました。どのテーマも本当に市川市が真剣に考えていかなければいけない、そういうテーマをいただけたと、大変ありがたく思っております。

ちょっと答弁の前にお聞きしていて、私が直接質問を受けたわけじゃないんですが、実は国会時代、衆議院法制局からヘッドハンティングしまして、政策秘書に若いスタッフを自分の事務所に雇用いたしました。本当に日本の法学部というのは、立法学を学ぶことがほとんどできない状況ですから、内閣法制局、あるいは衆議院法制局、参議院法制局から初めて法律をつくるという現場で学んでいく、その人材を市川に呼んだらどうかという話などもいただきまして、大変面白い提案をいただいたなど、もしそれが実現できると、本当に条例をつくるということの大切さを皆さん方に知っていただくことになるのかなというふうにも思いながら聞かせていただきました。また、ふるさと納税のことも触れていただきまして、私は今、市川市民の税金というのが、市民税が、ある意味ふるさと納税の原点として考えていくべきなんではないかというふうに理想を掲げています。つまり、皆さん方が、市民が納めた税金がしっかりと返礼品として市民に戻るということを市川市がしっかりできていれば、市民の皆さん方は市に納税することを本当に進んで行ってくれるわけで、もちろんふるさとに納税したいという方もいらっしゃるでしょうけども、市川市がふるさとなのだという思いを持っていただける市を、市議会議員の皆様方と一緒につくっていききたいなというふうに思いながら、ここも聞かせていただきました。

さて、荒木議員が最も把握されているハイタウン塩浜、塩浜地区のまちづくり、問題点を含むまちづくりに向けての強い思いを聞かせていただきました。私自身、この塩浜4丁目については、浦安に最も隣接している地域でありまして、塩浜体育館があり、あるいは野球場などが整備されている。さらには、海に近くて市民が集中して暮らしている地域という見方も塩浜4丁目にはできるんだろうなというふうに思っています。私は、魅力あるまちづくりが十分可能な地域である、しかし、そのためには、町に住む人の平均年齢が若返っていくための施策を取らなければいけませんし、また、マンションの建て替えということも課題として取り組んでいかなければいけないというふうに思います。私自身も活性化に対するアイデアを複数考えておりますので、これからは関係する皆さん方と目指すべきまちづくりについて、タイムスケジュールも含めて、今から一緒に考えていきたいというふうに考えております。御指導どうぞよろしくお願いいたします。

○松永修巳議長 荒木議員。

○荒木詩郎議員 どうもありがとうございました。残余の質問は石原みさ子議員にお譲りして、私からの質問はこれで終わります。

○松永修巳議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 緑風会の石原みさ子でございます。補足質問をいたします。

まず最初の質問は、来年度予算編成方針についてです。財政部長の御答弁をお伺いいたしました。予算編成の基本的な考え方の3本の柱は、社会経済情勢などを踏まえた対応、事業の選択と集中、そして安定した財源の確保であるということでした。また、財政運営を持続可能なものとしていくために4つのことを実施したいということで、その1つ目が5%マイナスシーリングの実施、これは一般財源ベースで5%の削減をするということ。そして、2つ目に新規拡大事業の凍結。こちらは優先的に進める事業や取りまざるを得ない事業を除き、原則として凍結ということでした。また、3つ目は準大規模建設事業の実施時期の見直し。こちらはクリーンセンターの建て替え、それから斎場の再整備を最優先するために、大規模なお金のかかる建設事業の時期が重ならないように調整していくというふうに理解しました。そして、最後の4つ目としては新規土地購入の制限ということで、原則として10億円を超える高額な土地の購入を抑制するということでした。

そこで再質問いたします。原則として新規拡大事業は凍結ということですが、優先的に進める事業や取りまざるを得ない事業は除くということでした。では、この優先的に進める事業、取りまざるを得ない事業というのはどのようなものを指すのでしょうか。また、クリーンセンターや斎場以外の公共施設の整備状況と今後の方向性についても併せてお答えをお願いします。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

新規拡大事業においては、令和5年度予算重点施策に掲げた事業を基本として、市長公約や所信表明を踏まえ判断していくこととなりますが、現時点においては防災などの市民の安全、安心に係る経費や、子育て支援など子育て世代の定住促進に資する経費、地域経済の活性化に資する事業などのうち早期に着手すべき予算を優先させるものと認識しております。

次に、クリーンセンターと斎場以外の公共施設の整備状況並びに今後の方向性についてです。公共施設の整備については、公共施設個別計画に基づき進捗状況を確認し、計画を見直すこととしております。令和元年度から4年度の第1期については、行徳野鳥観察舎や文化会館など、計画どおりに進捗した施設がある一方で、学校や公民館などは更新時期にずれが生じております。そこで、今後の方向性については、財政負担の平準化を図るため、事業費が集中しないように緊急性や必要性の観点から優先順位を定め、令和4年度末に予定している公共施設個別計画の見直しに反映したいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 御答弁伺いました。防災や子育て世代の定住促進、そういったことに関しては優先される予算が出てくるということで、ちょっと安心いたしました。やはりマスコミが独り歩きしている部分もございまして、私自身もいろいろな市民の方から、この件はどうなっているのかと聞かれることが大変多く、確認させていただいたわけなんですけれども、やはり市民の安全、安心に直結すること、また、今、市川市が抱えている一番の課題、若い人たちにいかに市川に住み続けていただくか、そういったことは本当に必要な予算だと思いますので、今後ともそちらへの予算の配分というものはなくすことがないよう、よろしくお伺いいたします。

また、学校や公民館もみんな老朽化してきておりますけれども、こちらに関しては令和4年末予定という御答弁でしたので、あと三、四か月ぐらいの間に公共施設個別計画の見直しのものが出来上がってくるということで、またそちらを期待したいと思います。このテーマに関しては、これで結構でございます。ありがとうございました。

次に、マンションに特化した防災対策についてお伺いいたします。私は平成30年、福岡市を視察し、福岡市マ

ンション防災・減災マニュアルという啓発冊子を用いた取組に大変感謝しまして、12月定例会にて、本市でもマンションならではの災害特性を考慮した防災マニュアルの作成をしてはかがかと御提案いたしました。そのときは防災対策のチラシを作成されたことは存じておりますけれども、その後の進捗についてお伺いしたいと思います。

先ほど荒木議員もおっしゃったように、市民の6割が集合住宅に暮らしている本市だからこそ、本市の防災力をさらにもう一段ステップアップさせていくためには、マンションにお住まいの方向けの防災マニュアルの作成をして、そのマニュアルを活用した啓発ということが必要と考えます。市の認識、方向性を伺います。

○松永修巳議長 佐久間危機管理室長。

○佐久間 剛危機管理室長 本市には多くのマンションが存在しており、マンションに特化した防災対策は重要です。質問者の提案を受け、遅くなってしまいましたが、「マンションにおける地震対策のススメ」というチラシのほかに、現在、他市の事例などを参考にしながら、市川市版のマニュアルを作成しているところです。内容は、家庭での自助対策やライフライン被害への対策、備蓄の重要性、自主防災組織の結成や補助制度を活用した減災対策などを載せています。具体的には、家具の転倒防止やローリングストックを活用した最低3日間の食料や飲料水の備蓄などの自助対策、停電によるエレベーターや入り口のオートロック、機械式駐車場の停止など、ライフライン被害によって生活に欠かせない設備が使用できなくなった場合の対策、自主防災組織への資機材の購入や修繕に対する費用の補助制度など様々な取組を紹介しています。一方、建物自体は非常に頑丈であり、倒壊の危険性は低いと考えられることから、必要な備蓄を実施することによる自宅での避難生活、在宅避難の有効性なども紹介しています。このように、戸建住宅とは違いマンション特有の内容を多く掲載しています。また、文章のタイトルとイラストを見れば、文章を読まなくても内容が分かるよう、そして誰にでもなじみやすいように工夫をし、A4判で20ページから30ページ程度の読みやすい量にする予定です。このほか、マンション特有のルールなどを取りまとめて、防災対策のひな形をつづります。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原議員。

○石原みさ子議員 御答弁ありがとうございます。私の提案を受けて現在作成中ということで、大変前向きな御答弁をいただきました。また、中身についても少し御説明していただきましたけれども、どの項目も非常に重要なことが書かれているんだなということがよく分かりました。また、字ばかりのちょっと読みづらいものとは違って、イラストがふんだんにあって、またA4判で二、三十ページということですので、きっとこれはすぐ役に立つ、そういったものになるのではないかと期待しております。

では、再質問いたします。マンションの防災マニュアルが素案までできているということだったんですけども、今後、マンション防災関係者やマンションに住む住民の方の声をそのマニュアルに取り入れてはかがかと思えますけれども、いかがでしょうか。また、このマニュアルは、いつ頃の完成を目指していて、どのように周知していくのか。そちらも御答弁をお願いいたします。

○松永修巳議長 佐久間危機管理室長。

○佐久間 剛危機管理室長 今後は自主防災組織を結成しているマンション管理組合などにマニュアルへの意見を求めるなど、実態に即した内容にしていきます。また、マニュアル作成後の活用方法は、マンション管理組合などを対象に講習会を開催するなど、より具体的な説明をしていきたいと考えています。マニュアルは本年度中の完成を目指しています。周知については、市公式ウェブサイトへの掲載のほか、マンション管理組合向けに案内するなど、多くの機会を捉えて周知したいと思います。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 御答弁伺いました。市民へ意見を求めた上で、今年度中に完成を予定しているということでした。大変楽しみです。また、活用方法としては、マンション管理組合などを対象に講習会を開催していくということでした。これはぜひやっていただきたいと思います。とかく人というのは、防災マニュアルを持っていると、もう全部分かってしまったような気になって、持っているけど、その中身をよく見て使うということができないときもあると思うんですね。ですので、このマニュアルを作って終わりではなくて、このマニュアルはあくまで一種の道具であって、それを活用して初めて防災力というのはアップしていくものだと思いますので、ぜひ周知、活用方法、そういったことには力を入れていただきたいと思います。市公式ウェブサイトにも出すということだったんですけども、高齢の方など、なかなかネットになじんでいない方も多くいらっしゃいますので、細かく丁寧に御説明してもらいたいと思います。

では、もう1点再質問いたします。作成しているマニュアルの使い方と効果についてお伺いいたします。先ほどから活用のお話をちょっとしておりますが、市民に具体的にはどのように活用してもらいたいと考えているのでしょうか。また、期待している効果について御説明ください。

○松永修巳議長 佐久間危機管理室長。

○佐久間 剛危機管理室長 マンションは1つの建物の中で多くの方が暮らしています。これが最大の特徴です。この居住形態を生かした災害対策を進め、居住者同士での強固な共助が確立できれば、1棟の建物で多くの被害が減らせることにつながります。東日本大震災のときに断水が発生した塩浜地域では、市が配布した飲料水や給水車からの水を子どもたちやマンションの居住者が協力して配布していました。このように、災害時においてスムーズな共助を行うためには、ふだんから居住者同士、顔の見える関係を築くことが大切です。このマニュアルを通して、災害への備えや対策について自分事として、あるいは自分たちのこととして、家族や居住者同士で話し合いを進めるきっかけになることを期待しています。そして、このマニュアルを活用して多くのマンションなどで防災計画を作成していただきたいとも考えています。強固な防災体制の構築により、一人でも多くの命を守る、この点を最大の効果にしたいと思っております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 御答弁伺いました。スムーズな共助ということのお話ありがとうございました。防災は、結局その原点というのは、顔の見える関係であるかどうか、日頃のお付き合いとか、いざというとき、有事のときに協力し合えるかどうかということが、日頃どういうお付き合いをしているのか、今隣にどういふ人が住んでいるのかも分からないというケースも非常に多くなってはおりますけれども、やはり同じマンションに住む人同士、同じ課題を抱えるわけですから、その共助の部分を各マンションの管理組合など、高めていくための知恵というのが必要になってくるんだなと改めて思いました。また、防災計画を作成してほしいということ、こちら私も市民に向けて発信していきたいと思います。

そして、この最大の効果は命を守ることというお話がございました。本当に全くそのとおりでして、一番重要な私たちの課題、使命ではないかと思います。

そこで、最後に田中市長へお伺いいたします。本市は市民の6割が集合住宅で暮らし、4割が戸建て住宅に暮らしています。ですが、これまでの市の防災計画などは、ほとんどが戸建て住宅向けにつくられているんですね。一方、昨今、地震や大雨など自然災害の発生が大変多くありまして、その備えに対してはますます重要であると考えます。本市では、喜ばしいことに、もうすぐ独自のマンション防災マニュアルが完成するところなんですけれども、市民の命を守るという行政としての最大の使命を果たすのに、このマンションマニュアルを最大限に活

用して本市の防災力をさらに向上させていってはいかがかと思ひますし、その必要があると思ひます。市長の御見解をお願いいたします。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 今まで石原議員からも継続してこの質問をいただいていたというふうに連絡を受けていますが、今日は危機管理上、危機管理監がおりませんで、危機管理室長が頑張つて答弁してくれているので、何か安心した思いが私自身が持っているところなんです、失礼しました。タウンミーティングも開催している中で、マンションにおける地震対策、これをもつと市川市がしっかりと提示してほしいということを複数の方から言われました。まさに今作っていますマンションにおける地震対策のマニュアル、もしかすると年度内に作るというのではスピード感がないというふうに思われているかもしれませんが、早急に対応して提出できるようにしてまいりますので、御理解をいただきたいというふうに思ひます。

地震が起きたときに健康に被害を及ぼしたり、あるいは命に関わる、そういう状況になることが最小限にとどめられるように、市川市ができることを事前に対応しておくことは非常に重要なことだというふうに思ひます。また、お持ちになられている財産に対しても損害が起きるようなことになることが最小限にとどまるように努めていきたいというふうに思ひます。マンションにお住まいの皆さん方の自ら備えて、共に助け合う力をより強くしていくために役立てていただけるように、このマニュアルを急ぎ皆さん方に御提示できるようにしたいと思ひます。

以上です。

○松永修巳議長 石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 市長、前向きな大変よい御答弁をありがとうございます。3月末ぐらいになるのかなと思ひていたんですが、マニュアルの作成を急がせるという大変前向きな御答弁をいただきました。多くの市民が期待していると思ひますし、これをぜひ活用したいと思ひますので、ぜひ今後もお力添えをお願いいたします。

では、次の質問に移ります。

○松永修巳議長 石原みさ子議員に申し上げますが、残余の質問については休憩後をお願いしたいと思ひます。よろしいですか。

○石原みさ子議員 はい。分かりました。

○松永修巳議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

---

午後1時開議

○大場 諭副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1議案第32号から日程第17報告第37号までの議事を継続いたします。

石原みさ子議員。

○石原みさ子議員 会派緑風会の石原みさ子でございます。午前中に引き続き補足質問を行います。

私の最後の質問は、女性に対する暴力、DVをなくすための取組についてです。総務部長より御答弁をお伺いしました。毎年11月はDV、ドメスティックバイオレンス根絶強化月間です。今年は、「性暴力を、なくそう」をテーマに、全国で様々なキャンペーンや取組が行われました。ちなみに、今日私がしておりますバッジ、このパープルリボンが女性に対する暴力根絶のシンボルであり、その隣にあるオレンジ色のバッジは、皆さんもよく御存じの児童虐待根絶の象徴であります。令和2年度内閣府の調査によれば、配偶者からの身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、または性的強要のいずれかを受けたことが何度もあったとする者の割合は、女性10.3%、男



性4%でした。つまり、女性の10人に1人がDVを受けていて、女性のほうが多く被害に遭っているということが言えます。一方、男女共同参画白書によりますと、相談件数は令和2年度が18万2,188件と令和元年度の約1.5倍となっており、毎年10万件を超える高い水準で推移しております。総務部長の先ほどの御答弁によりますと、市川市のDV相談件数は、令和2年度1,015件、令和3年度1,399件と1.4倍に増加とのことでした。国と同じ傾向が見られると思います。千葉県によりますと、市町村のDV相談件数は、この5年間で2割増えている、特に電話相談の伸びが顕著であり、対面での相談は減少しているということでございます。

そこで、本市の状況をお伺いします。電話相談、対面相談のそれぞれの件数と傾向についてお答えください。

○大場 諭副議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

DV相談における電話による相談の件数は、令和2年度の727件から令和3年度は1,033件に増えております。また、令和4年度は4月から10月までの7か月間で589件となっており、令和3年度の同時期の583件と比べ、ほぼ横ばいであります。一方、対面による相談の件数は、令和2年度の288件から令和3年度は366件に増えております。また、令和4年度は4月から10月までの7か月間で236件となっており、令和3年度の同時期の198件と比べ僅かに増加をしております。

次に、相談件数の傾向であります。電話による相談の割合が、令和2年度は71.6%、令和3年度は73.8%、令和4年度は71.4%と高い比率で推移しており、コロナ禍前の令和元年度の66.2%に比べ高い割合となっております。その要因といたしましては、コロナ禍で外出の機会が減ったことなどによるものと考えております。

以上であります。

○大場 諭副議長 石原議員。

○石原みさ子議員 御答弁をお伺いしました。市川市の場合、電話相談、対面相談ともに減ってはいなくて、特にコロナ禍前、コロナの前と比べると、今非常に電話対応の割合が増えて高い割合になってきているということでございます。やはりコロナで自宅にいる時間が長くなったこと、また、いろいろな行動の規制によりストレスを抱えていることなどが、こういったDVを生む原因になっているのではないかと考えられます。この件数なんですけれども、今御答弁いただいた件数というのは、市川市男女共同参画センターが配暴センターとして対応した数と理解しますが、実際は直接警察に相談に行ったり、あるいは民間の相談窓口で相談している方も多くいらっしゃると思いますので、実際の相談件数というのはもっと多いというふうに思います。

では次に、DV相談の内容について伺います。その傾向や特徴についても併せてお答えください。

○大場 諭副議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

まず、DV相談の内訳につきましては、殴る、蹴るなどの身体的暴力に関する相談が、令和2年度は484件、令和3年度が662件、令和4年度が4月から10月までの7か月間で410件となっております。また、暴言や無視などの心理的暴力に関する相談は、令和2年度が970件、令和3年度が1,372件、令和4年度が4月から10月までの7か月間で809件、生活費を渡さない、勝手に借金をつくるなどの経済的暴力に関する相談は、令和2年度が307件、令和3年度が701件、令和4年度が4月から10月までの7か月間で409件となっております。

次に、DV相談の傾向につきましては、この3年間では心理的暴力に関する相談が最も多く、次いで令和2年度は身体的暴力が多かったのに対し、令和3年度以降は経済的暴力に関する相談が多くなっております。その要因といたしましては、コロナ禍により世帯収入が減少したことなどによるものと考えております。

以上であります。

○大場 諭副議長 石原議員。

**○石原みさ子議員** 相談の内容、傾向についてお伺いいたしました。この3年間の傾向としては、以前から心理的暴力はあったんですけれども、令和2年度は身体的暴力が目立っていたところ、令和3年度は経済的暴力が非常に多くなってきているということです。部長答弁にもございましたように、やはり世帯収入が減っていることに対して、将来への不安ですとか家族の今後に対するもやもやというか、そういったものがかなり鬱積してきているのではないかというふうに推測します。

次の質問に移りますが、では、私は男女共同参画センターの相談員の方と懇談したことがあるんですけれども、以前は、10年ぐらい前まで、お話を伺って、じゃあ一緒にいろいろと対策を考えていきましょうねと言って別れて、また会う約束をしている、そういう相談の仕方をしていたそうなんです。ところが、今はもうすぐ、今動かなきゃいけない、そういった緊迫した状況の相談というのが非常に増えておりまして、相談員の皆さんも、以前とは違う環境の中で仕事をしているような状況だと伺いました。

それでは、再質問しますが、今夜泊まる場所がない、逃げてきたなどのように、シェルターなど一時保護施設へ緊急避難を必要とする方が生じた場合は、現状はどのような対応、体制をしいているのでしょうか、御説明をお願いします。

**○大場 諭副議長** 植草総務部長。

**○植草耕一総務部長** お答えいたします。

一時保護施設等への緊急避難の対応件数は年度によって変動はございますが、直近の状況を見ますと、令和3年度が5件であったのに対し、令和4年度は4月から10月までの7か月間で既に8件に上っており、令和3年度の同時期の2件から大幅に増加をしております。一時保護施設等への緊急避難の対応につきましては、まず男女共同参画センター相談室の女性相談員がDV被害者から状況を聞き取り、その後、多様性社会推進課の職員が避難先と調整をした上で、避難先まで同行いたします。また、職員は必要に応じて警察での事情聴取にも同行するほか、避難先を出た後の生活再建に向けた住居の確保や日常生活用品の購入等に同行するなど、様々な支援を行っております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 石原議員。

**○石原みさ子議員** 今、緊急を要する場合の支援の流れを御説明いただきました。DVの発生件数、相談件数ともに増加傾向にあり、これまででも非常に早い対応をしなくてはならないようなケースが増えている中で、対応する上での課題、また解決するための方策というものは、どのようなことだと思われそうですでしょうか、御見解をお願いします。

**○大場 諭副議長** 植草総務部長。

**○植草耕一総務部長** お答えいたします。

男女共同参画センターの相談室では、電話、対面を問わず、現在7名の相談員が交代で、1日当たり3人の相談体制で対応しておりますが、さきに御答弁をいたしましたとおり、電話による相談の件数が高い比率で推移をしておりますことから、現在より、さらに増加をすることになった場合には、電話回線の増設や、それに伴う女性相談員の増員など、適切に対応してまいりたいと考えております。

また、市の公式ウェブサイトには、電話やメールで24時間相談可能な内閣府の相談窓口であるDV相談+（プラス）にリンクを張っているほか、本年11月からはSNSを活用した相談支援を開始し、相談内容がDV被害に関わるものである場合には、男女共同参画センターの相談室につなげていくよう体制を整えるなど、相談窓口を拡充したところであります。

次に、緊急避難につきましては、一時保護施設等への緊急避難者が増加しておりますことから、多様性社会推

進課の職員がDV被害者に同行支援を実施する機会は、今後増えていくことも想定をされるところであります。現在、職員2名の体制で対応に当たっておりますが、今後、緊急避難者がさらに増加をする状況となった場合には、体制の見直しを含め検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○大場 諭副議長 石原議員。

○石原みさ子議員 御答弁伺いました。電話回線の増設、今まであまり聞いたことがなかったと思うんですけど、それから、それに伴う女性相談員の増員。女性相談員も5名ぐらいの体制から徐々に増えていって、今7名ですけれども、もっと今後必要になってくるかもしれない状況にあるということですね。相談員は専門職ですので、見つけるのが非常に難しいと思います。というのは、市川市でこういう相談件数が増えているのと同じように、近隣他市もみんな同じ状況なわけですね。そうすると、どこの市もいい相談員を欲しがらるわけです。相談員の方々は1年更新の契約ですので、もう50円でも時給が高いと、そっちにすぐ移ります。ですので、やはり質の高い相談員は長く市川で働いてもらえるように、時給や福利厚生、そういったことも今後はちょっと配慮していく必要があるのではないかと思います。

相談の窓口の拡充をしたところ、SNSを使った相談支援を開始したということで、これはLINEだと思いますが、いきなりLINEで細かい深刻な相談というのは難しいと思うので、まだぼちぼちという状況だろうと思うんですけれども、でも、なかなか声を出したりすることができない状況の方もいらっしゃるんで、これは非常にいいと思います。

それから、ちょっと気になりましたのは、多様性社会推進課の職員が2名で対応している。少なくありませんか。非常に緊急を要するようなことが多い中で、たった2名で大丈夫なのかなというふうに思ったんですが、また、聞くところによりますと、その2名の方はDVに特化した仕事ではなくて、ほかの業務もこなしていらっしゃるということですので、やはりそういう意味では、人材をもう少しここに当てるということは今後の課題だろうと思いました。ぜひ前向きに検討をお願いいたします。

次の再質問です。暴力を許さない、そういう環境をつくるために、DV根絶に向けた周知啓発への取組が非常に重要だと思います。市川市ではどのような啓発活動をされているのでしょうか、お伺いします。

○大場 諭副議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

第4次DV防止実施計画では、DV防止の啓発に関する取組の一つとして、DV相談の窓口である男女共同参画センターの相談室を案内するカードや、千葉県女性サポートセンターに直接つながる電話番号を記載したカードなどを公共施設の窓口や庁舎内のトイレ等に配置しております。これらのカードは持ち帰られる方も多く、一定の周知につながっているものと考えております。

また、多様性社会推進課が定期的に発行する機関紙「ウィズレター」も公共施設等に配置しており、特にDV根絶強化月間である11月にはDV防止を特集し、DVの形態や相談窓口などの掲載をしております。また、強化月間ではDV防止に効果的とされるアンガーマネジメント講座を実施しており、本年はオンラインにより25名の参加があり、参加者からは、学んだ内容を実生活に取り入れたいなどの感想をいただき、一定の成果があったものと考えております。

そのほか、男女共同参画センターを拠点としてDV被害者の支援活動を行う市民団体との連携や、市の公式ウェブサイトにおけるDV関連記事の掲載などによって周知啓発に努めているところであります。

以上であります。

○大場 諭副議長 石原議員。

**○石原みさ子議員** 御答弁ありがとうございます。行っている啓発を挙げていただきましたが、私としては、まだまだ消極的ではないかと指摘させていただきます。今年の11月15日、先月ですけれども、千葉県では県のDV対策班が中心になって、千葉駅そごう前で防止のキャンペーンを行いまして、その際、私も参加してまいりました。当日は警察音楽隊が演奏されて、女性支援団体の皆さん、県内に13団体あるんですけれども、そういった皆さんも集まって、県の職員と一緒にチーバクんのパープル色のバッグを1,200袋配ったんですね。その中には皆さんに知ってほしい情報が入っておりまして、例えば児童虐待とDVの関係ですとか、これはDVなんだよというようなことを知らせるチラシなどが入ってまして、また、今こういうときですので、マスクなども入っていました。あっという間にこの1,200袋がはけてしましまして、その場を通りかかった女性の方から言われたんですけれども、公共の場でこうやって優しく教えてくれるのは本当にありがたいと、また、これはいつ今度やるんですかというようなお話もありまして、非常にうれしく思いました。実際、年に1回しかやっていないんですけれども、私は、こういうことを市川の駅や本八幡駅前、行徳駅前でもやるべきじゃないかなと思っています。県に対応して私なんかはお手伝いに行くわけなんですけど、いつもやっぱり地元でやりたいなという思いはあるんですね。ですので、ぜひ多様性社会推進課に旗振り役になっていただいて、女性に関わっている団体とか自治会の方とか民生委員の方とかを巻き込んで、もっともっと活動していただきたいと思います。

それから、11月28日に私は別件の用がありまして浦安市役所に行つてまいりました。そうしましたら、1階の市民の目のつくスペースで、このパープルリボンで飾られた展示をしていました。今、市川市役所の中でそんな展示は見かけていないですね。一步も二歩も遅れを感じて帰ってきたんですけれども、ぜひ来年からは特にこの11月、DV防止強化月間のときには、多くの市民の方に知らせるチャンスですので、そういったキャンペーンや展示をやっていただきたいと思います。これは強く要望いたします。

次の質問に移ります。次は(2)の児童虐待との連携について伺います。これはこども政策部長にお答えいただくんですけれども、児童虐待に関する相談件数、傾向、対応する職員の体制について、御答弁をお願いします。

**○大場 諭副議長** 秋本こども政策部長。

**○秋本賢一こども政策部長** お答えいたします。

本市が児童虐待相談として対応した子どもの実人数は、令和元年度が969人、令和2年度が1,146人、令和3年度が1,154人で増加傾向にあります。近年の傾向といたしましては、虐待相談の種別において、子どもの見ていところで家族に暴力を振るう面前DVを含む心理的虐待が増加し、令和3年度は45.1%と最も多くなっております。この傾向は全国的な傾向でもございます。これらの児童虐待に関する通告や相談はこども家庭支援課で受け付けており、担当する職員は、管理職1名を含む20名となっております。市内を8地区に分け、担当者を割り当てる地区担当制を採用し、支援を行っております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 石原議員。

**○石原みさ子議員** 御答弁伺いました。こども政策部こども家庭支援課では20名体制で対応していると。先ほどの多様性社会推進課とは桁が違う人数でちょっと驚くんですけれども、市内8地区に分けてということでした。もう一つ私から提案なんですけれども、今、県の市町村のうち、県が確認しているだけで31市町がDV防止と虐待防止の窓口を一本化しています。組織が一緒になったところもあれば、そうじゃないところもあるんですが、窓口は一本化しています。今、市川は別々にやっていますね。もちろん連携はしていると思うんですけれども、この状況の中で、より強固な連携をしていかなくちゃいけないところにあると思うんですね。

そこで、1つの例としまして、千葉県では熊谷知事が今年の4月から県の男女共同参画課にありましたDV対策班を健康福祉部児童家庭課に移しまして、その児童家庭課の中にDV対策班を持ってきて、児童家庭課で児童

虐待をしている職員とDV対策をしている職員が、もうほとんど隣の席で一緒に働いているんです。そういう状況の中で、どんなメリットがあるのかなと思って、私聞いてみました。そうしますと、まず、どうしてそういうことになったのかというと、DVや児童虐待の相談が来たときに、両方にかかっているケースが非常に増えて、多いところが発端のようなんですけども、そのメリットとしては、相互理解、互いの課題が分かりやすくなった、職員の資質向上、例えば研修も合同で行いますし、広報啓発も一緒に行っているので内容が非常に充実してきた、すぐ隣にその係があり、これどうしようか、これどうなっている、そういう相談も非常にスピード感を持ってできるようになったということでした。デメリットは何ですかと聞いたんです。そうしましたら、デメリットはみんな考えてみたんですけど、ありませんという答えでした。実際は4名の方がDV対策班として児童家庭課へ移ったわけなんですけど、ぜひ市川市でもそういったことも視野に入れて、今後の対応を考えていただきたいと思います。これは私からの提案でございます。ぜひ市長、お考えになってください。よろしく願いいたします。

では、これで緑風会の代表質問の補足質問を終えます。ありがとうございました。

○大場 諭副議長 次の質問者、創生市川、加藤武央議員。

〔加藤武央議員登壇〕

○加藤武央議員 創生市川の加藤武央でございます。通告に従いまして、会派を代表して質問させていただきます。

6月定例会では、我が会派の代表質問で稲葉議員が取り上げた6月3日付で甚大な被害を受けた市川の梨の支援対策として、被災農業者災害見舞金、総額900万円の補正予算を専決処分することができたことは、私は大変に素早い被災農家への支援策ができたと思っております。そして9月定例会では、岩井議員が大きな被害を受けた梨畑の防災網整備支援の要望を、さらには、市川市農業者肥料価格高騰対策支援金の補正予算が可決でき、肥料購入においても支援策ができたと思っております。本当にありがとうございました。今回の12月定例会の一般会計補正予算では、多目的防災網設置事業補助金を計上していただきました。この補助金計上も大きな被災を受けた農家の皆様方への追加支援策の一つとなりますので、ぜひとも各議員の皆様方には特段の御配慮をよろしくお願い申し上げます。そして、全国消防操法大会で市川市消防団第6分団が千葉県を代表して、今回初めてとなる準優勝の成績を収め、個人の部でも、三谷昌秀氏が2番員として優秀選手に選ばれました。さらには、文化の日千葉県功労者表彰として、消防防災功労者として本市消防局長の本住敏局長が受賞されました。私も議員活動を20年間務め上げてきた消防委員として、改めてお祝い申し上げさせていただきます。おめでとうございます。

それでは、通告に従いまして、各項目ごとに代表質問をさせていただきます。

まずは市川駅南口の京葉ガス工場跡地の開発事業の進捗状況についてです。この計画は、地元の京葉瓦斯株式会社が京葉ガス市川工場跡地に中高層都市型住宅を中心とした潤いある緑豊かなまちづくりを目指して、本年4月に事業計画相談書を提出したと伺っております。その後、6月には本事業の事前公開板の設置、そして現在は住民説明会を開催していると思っております。市川市として、私としても大変に大きな事業計画であると思っております。

そこで質問しますが、本事業の計画内容と進捗状況についてお聞かせください。

次に、柏井町1丁目の株式会社淀川製鋼所に関連する社員寮約10棟の解体工事の進捗状況と事業計画についてです。この質問は、中町議員が前回の定例会で取り上げていただきましたが、私も本定例会で、その後として取り上げさせていただきます。2022年5月に御近隣の皆様へとして、解体工事のお知らせが配布され、私のところにも相談がありました。確かに貴社所有物であり、どのように処理をされようとする自由であるとは思いますが、何しろ柏井町1丁目の住民にとっては大変に大きな関心事でもあります。何しろ鉄筋コンクリート造り5階建てを

8棟、鉄骨造り5階建てを2棟、延べ床面積2万103㎡と、柏井町全地域にとっては、本事業跡地の処遇は非常に大きな問題となると思ったからです。たとえ解体工事申請に対して、アスベスト等の処遇については完璧であり、問題はなく、解体業者に許可を下ろしたとの市側の答弁では納得できません。その後どのような事業展開を目指しての解体工事なのかぐらいは、事業主に聞くことはできなかつたのでしょうか。

そこで質問しますが、市が考える柏井町1丁目の将来のまちづくりについて。そして、市が考える柏井町全地域のまちづくりについての考え方をお聞かせください。

次に、仮称北市川駅整備構想と周辺の都市計画見直しの質問のその後についてです。この事業案件は議員としてのライフワークであり、各定例会では何度も取り上げ、お願いしてきました。担当部局の答弁では、平成28年度には権利者有志による事業準備会が発足され、その後には習志野市の奏の杜や柏市の柏の葉キャンパス、流山市のおおたかの森などの準備会の方々を視察し、よい企画になったと答弁もいただきました。今後は、新駅を含めた土地利用方針を基本とした合意形成の図られた部分から、段階的にまちづくりを進めることと検討するとの答弁をいただいております。

そこで質問しますが、平成28年に発足された権利者有志による事業準備会の現況と、今後はどのような活動を目指していくのかお聞かせください。

そして、都市計画見直しに関しては、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、新駅設置を視野に入れ、地域に必要な都市機能を集積した新たな拠点の形成を図り、まちづくりについては地元地権者において構成される事業準備会とともに検討を重ね、学校などの乗降客数を増やすための施設についても検討したいと考えています。今後は駅前広場や道路などの施設についても検討を重ね、まちづくりの進捗に合わせて、必要になる都市計画手続を進めてまいりますとの御答弁もいただいております。

そこで質問しますが、市としては、当該地域に対してどのような都市計画の手続を進めていくのか、もう少し具体的にお知らせください。

次の項目である道路行政についてです。

国道464号北千葉道路——これは市川・松戸ですね——の進捗状況と農業振興地域指定の見直しについてです。本事業は、昭和44年の都市計画決定から現在まで、長い年月をかけ、国、県、沿線都市等で検討、調整をする場を設け、構造や整備手法について検討してきました。そういった状況の中、2022年9月中旬から10月下旬を指定し、大町地先の約3.5kmの区間の地質構造、地盤の性質を把握するために国が調査を行うとお知らせがありました。早急な事業推進を願う私としては、一歩でも前に進んでいただきたい。

そこで質問しますが、調査期間は既に終了していると思うので、同地区での調査結果はいつ頃知らされるのか。そして、今後の進捗状況をお聞かせください。

そして、大町地区の梨街道に沿って通過する高架線道路計画によって、大きな事業計画となるこの大町の農業振興地域整備計画の見直しに対する市の考え方をお聞かせください。

2番目に、都市計画道路3・3・9号柏井大町線の進捗状況と見直しですが、都市計画道路の優先順位は6月定例会の答弁で理解はしました。私は、本事業の完成順位としては理解しますが、勝手に計画事業用地に線引き指定される多くの土地権利者の人たちにとっては、指定によっては相続税支払いのための売却が、事業の遅れなどによって土地の売却先が決まらず、さらには、所有の計画予定地の土地が幾らで買い取られるかも分からず、本人が気に入った土地の購入は諦めたなどの苦情も伺っています。そこで、本事業計画に賛成していただいている多くの土地権利者の人たちには、ぜひとも早急な対処を切にお願いをしたい。

そこで質問しますが、柏井地区の都市計画道路3・3・9号の事業に賛同されている地権者の土地収用を優先して収用できないか、お聞かせください。

次に、柏井線のバス路線、若宮小学校から若宮入り口の路線変更に関する認識についてですね。

この路線は、2009年4月に新バス路線として下総中山駅前から市川リハビリセンターの京成バスが運行されました。駅前始発バス運行時には、くす玉や乗車記念品を配っていただく等、駅前商店街の皆様方には大変にお世話になったのを記憶しております。初めて乗り入れた下総中山駅構内にバス駐車場を整備するには、多くの関係者の御協力もいただきました。この事業もだんだん知れわたり、バス利用者も多くなり、京成側も構内の停車場に雨よけの屋根の整備をしていただきました。今では若宮小学校前、若宮入り口、さらには柏井清山荘前などは多くの利用者がいます。しかし、若宮小学校前、若宮入り口の2丁目、3丁目の南側に居住する市民から、生活する上で最も重要となっていた地元のスーパーが10月末日をもって閉店となると急に知らされました。若宮2丁目、3丁目地区は、市内でも非常に多くの高齢者が居住する地域でもあります。その人々が下総中山駅前や船橋法典駅前の商店などを利用したくても、現状では今の若宮小学校前、若宮入り口のバス停まで歩いて行けないんですよ。ぜひとも1路線を、若宮商店街に最も近くなる新路線を加えることはできないかと思っております。

そこで質問しますが、若宮2丁目ー3丁目間に新たな路線の変更はできないかお聞かせください。そして、路線の変更にはどのようなクリアしなければならない課題点や問題点があるのかもお聞かせください。

次の項目の教育行政についてですが、(1)の小学校児童の通学かばんの指定及び携行品の重量問題についてです。

この問題は、私の孫が今年、小学校の1年生に入学しましたが、体格に合わない大変に大きなランドセルを背負って登下校をしている姿を見送りながら、ふと、この状態で、特に夏場などに30分以上かけて登下校している1年生がいると思うと、非常に負担がかかってしまうのではと思ったのです。私は、早急に理にかなった登下校に改善すべきではないかと思えます。

そこで質問しますが、小学校の生徒がランドセルを使用して通学となったのは、どのような理由によって、いつ頃から実施されたのかお聞かせください。そして、高学年になると逆に大変に大きく体が成長しているのに、大変に小さなランドセルを背負わなくてはならないのも不思議です。この問題もどのような理由によって、いつ頃から実施されたのかお聞かせください。

(2)の鬼高小学校の学区編入についてです。来年度から鬼高小学校は、兄弟が通学していない新入生の学区編入はできないと決定されました。来年度の鬼高小の入学予定者数は約155名、35人学級とすれば4クラスと残り15名が1クラスとなり、5クラス編制の場合は20名の受入れ枠があると私は思っております。確かに来年度の新1年生クラスの転入生徒も考えているんでしょうね。しかし、以前からも鬼高小への学区編入希望者数は毎年約30名近くおり、抽せん会も行われてきたと伺っています。なぜに来年度からは希望者全員を締め出すのですか。なぜに抽せん会を行わないのですか。

そこで質問しますが、どのような理由によって来年度の編入制度を認めなかったのかお聞かせください。そして、このような決定を下した状況に至った経緯をお聞かせください。

次に、今後の県立現代産業科学館の運営継承問題についてです。

9月30日の千葉日報には、千葉市長交代の影響が県立現代産業科学館の行く末に及んでいると大きく取り上げられました。内容としては、県が博物館の機能を維持したままの運営継承を市に打診したところ、村越前市長のときは、新たな学校整備の意向と同科学館の閉鎖を示した。田中現市長に替わった現在は、学校整備の意向はないと一転し、県と前向きに協議していく姿勢を示した。県は博物館としての中核的な機能と一般利用の継続を前提に運営継承を市に打診した。市は市長が交代してから、県との具体的な話合いはしていないと明言し、課題は山積しているが、県とは前向きに協議したいと記載されておりました。市川の現代産業科学館の取扱いに対し、このような状況下となっていることに対し、私も勉強不足であり、非常に驚いています。

そこで質問しますが、今後の県立現代産業科学館の運営継承に対する市としての考え方についてお聞かせください。

次に、東京外郭環状道路に伴い発掘調査で発掘された国史跡北下瓦窯跡の市としての整備基本計画についてです。

市川市国分にある北下瓦窯跡は、2004年に東京外郭環状道路の建設に伴う発掘調査で出土。同史跡は、1967年に国指定史跡に指定され、瓦窯跡も2010年に追加指定された約2,300㎡を取得して史跡公園にすることを目指していますが、外環道路建設の関連工事の影響もあり、このうちの約670㎡は東日本高速道路の関連法人と国土交通省が保管しており、市による適切な保管ができていない状況の中、今年7月からは国、県、市、東日本高速道路の4者で協議開始。市としては、来年度に用地を取得する方針で調整が進んでいる。さらには、取得後には有識者を含めた実行委員会を立ち上げ、史跡を適切に保管、活用するための整備基本計画を策定すると予定し、実際の整備は早ければ2026年度から取りかかると記載されておりました。

そこで質問しますが、1点目は、市が目指す史跡整備とはどのようなものなのか、市の考え方をお聞かせください。

2点目は、取得後に有識者を含め実行委員会を立ち上げる計画とあるが、どのような趣旨の委員会を目指すのか、市の考え方をお聞かせください。

次に、10年近く借り上げてきた姥山貝塚公園の駐車場を解約したことによる、公園利用者から再整備の要望に対する市のその後についてです。

この問題は、平成20年9月、平成25年9月、令和2年9月、各定例会で取り上げ、今回で4回目となりますが、同公園は縄文時代後期の馬蹄形貝塚であり、昭和42年には国の史跡指定を受けるなど、同公園は全国に誇れる公園なのですが、残念ながら、開設当時から来園者用の駐車場・駐輪場整備の計画はありませんでした。結果は皆様方の想像どおり、違反駐車と地元住民のトラブルが多く発生していましたが、そのような状況を改善すべく、同公園に直に隣接する土地300坪を市は土地権利者から借り受けることができたために、いつかはトラブルは全くありませんでしたが、平成20年3月、市側からの一方的な解約によって、現在はトラブルがまた発生しています。それから多くの再整備の要望があり、議場で強く要望したのですが、いまだに市側からの行動がありません。地権者には不動産会社から買い付けの相談も現在あります。この土地は、同公園用に駐車場が整備できる最後に残った隣接地なのです。千葉元市長、大久保元市長、村越前市長も、いずれは市が買い上げますとお願ひし、借り受けてきた市との契約であったと私は伺っております。そういった状況の中での突然の解約なのです。

そこで質問しますが、1点目は、現在、姥山貝塚公園利用者の違反駐車、駐輪車の対策を市はどのように考えているのかお聞かせください。

2点目は、伝統ある縄文時代後期の馬蹄形貝塚の国の史跡指定である歴史公園の保存体制を、市はどのように考えているのかもお聞かせください。

次に、2023年の完成を目指す国府台野球場整備工事の進捗状況とネーミングライツ制度導入についてです。

この質問も何度も何度も各定例会で取り上げてきました。昭和25年開設された千葉県で最も古くなった国府台野球場で行われた企画、日本プロ野球名球会と地元アマチュア野球人との親睦大会での金田正一氏が述べた、まだこんな古い球場があったんですねの発言に端を発したかは分かりませんが、ようやく野球場の工事が着手しました。当初の契約では、2023年3月の完成を目指していましたが、その後の遺跡調査により、予定が1年ほど遅れることとなり、市川市野球協会をはじめ、多くの各協会の関係者も首を長くして完成を待っていました。しかしながら、このたび文化財の追加調査により、工事がさらに遅れると聞きました。完成が遅れるのは残念です。



が、その理由が文化財の出現に関するとあれば、文化都市市川としてはやむを得ないと考えています。とはいえ、工事の完成はいつになるのか、いつから新しい球場を利用できるのか、野球関係者は大変気にしております。

そこで質問しますが、開場に向けて、これからのスケジュールについて市の考え方をお聞かせください。

そして、ネーミングライツ制度の導入についてですが、2021年9月定例会でもこの質問を取り上げましたが、何しろ制度の導入は、市の新たな財源の確保や施設の適正な維持管理の経費の計上にも役立つとの答弁を部長からいただいています。約5年間をかけてしまいました。野球場内、体育館内の有料広告の募集も、市側の御協力によって、何とか多くの有料広告を設置することができました。この事業によって、少額ではありますが、市の財源確保にも役立ったと私は思っております。

そこで質問しますが、国府台野球場の完成に伴うネーミングライツ制度の導入体制及び公募開始時期について、考え方をお聞かせください。

最後に、市が貸主である保健医療福祉センターが公募によって重複契約となっている移譲問題についてです。

この問題も2020年9月、2021年9月定例会でも取り上げましたが、この問題は1つの建物の持ち主である市川市が、医療法人城東桐和会と介護老人保健施設デイサービスの2つの企業に建物を貸し出したことによって生じた問題であります。そこで、2021年9月定例会では、残り2年半となった桐和会との基本協定書の履行を、貸主である市川市はどのように考えているのかと質問しましたが、残念ながら、本市としては城東桐和会が病院運営移譲に関連する基本協定書等に基づき、誠実に履行するものと認識しておりますとの答弁でした。まるで他人事のような答弁でしたね、これね。移譲まで残り約1年となった市川市と城東桐和会、さらには15年契約期間がまだ多く残っている状況の市川市と介護老人保健施設デイサービス、私は、やはりこの状況を生み出した貸主である市川市が双方に声をかけて改善を目指すべきであると思っております。何しろこの施設の公募に対しては、担当する常任委員会委員全員は、公募すべきでない、当時の副市長に強く要望した経緯もありますよね。覚えていますよね。しかし、残念ながら前市長の決断によって公募を実行したのです。そのときには既に介護老人保健施設デイサービスとの契約は締結した状況のままですよ。

そこで質問しますが、保健医療福祉センターの二重契約を締結している問題の解決策を目指す市川市としての役割について、どのように考えているのかお聞かせください。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○大場 諭副議長 ここで議長と席を交代いたしますので少々お待ちください。

〔副議長降席・議長着席〕

○松永修巳議長 議長席、交代いたしました。よろしくお願ひします。

質問は終わりました。

答弁を求めます。

川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 私からは市内のまちづくりについての(1)から(3)についてお答えいたします。

初めに、(1)市川駅南口の京葉ガス市川工場跡地の開発事業の進捗状況についてでございます。京葉ガス市川工場跡地の開発事業については、平成29年から事業者である京葉瓦斯株式会社より相談を受けており、本年4月に宅地開発事業計画相談書を受理し、宅地開発条例に基づく手続を始めております。6月には事業内容を周知する看板を設置し、近隣住民説明会が開催されたと報告を受けております。住民説明会においては、事業者である京葉瓦斯より、中高層都市型住宅を中心とした潤いある緑豊かなまちづくりを開発コンセプトとした事業計画が示されました。計画の概要を申し上げますと、市川駅側の北街区には地域貢献施設及び賃貸マンションを計画し

ており、中央街区には定期借地権付分譲マンション及び災害時の一時避難場所となる中央広場並びに商業施設を計画し、さらに、アクティブシニア向けのサービス付高齢者住宅を配備する計画でございます。そのほか、西街区には運動広場を、南街区にはコンビニエンスストアを配備し、これらを往来可能な歩道で結ぶなど、町並みの整備計画が示されております。今後のスケジュールといたしましては、宅地開発条例に関する道路や公園などの公共施設の整備並びに駐車場などの公益的施設の整備について、関係部署との協議が終了後、宅地開発条例に基づく協定書の締結を進めてまいります。今後の予定といたしましては、来年5月ごろから工事を着手し、全ての竣工予定時期は令和8年夏ごろと聞いております。

続きまして、(2) 柏井町1丁目の株式会社淀川製鋼所に関する社員寮約10棟の解体工事の進捗状況と事業計画についてお答えします。淀川製鋼所の社員寮解体工事については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定に基づき届出が提出されております。この届出に基づき、本年6月には現地の立入調査を船橋労働基準監督署と合同で行いました。また、大気汚染防止法に基づくアスベストの除去に関する届出も提出され、解体作業によりアスベストが漏えいしないための養生等の確認について、市職員が現地立入調査を行うなど、適正な対処に努めるよう指導助言を行っております。これまでの工事において、近隣の方から解体工事に伴う騒音、振動の苦情が1件あったため、工事事業者に対して指導を行っております。工事の進捗状況につきましては、現在は建屋の解体中でございますが、年内には解体を終了する予定と聞いております。今後の解体工事については、基礎の解体やくい抜き工事、整地作業が残っておりますが、来年の4月末には更地になる予定の届出が出されております。解体後の計画につきましては、現段階では、更地となった跡地の活用について、市への相談等は特にございませんが、解体後の跡地は約2.6haの広大な敷地となりますので、地元住民の住環境などにも大きく影響があるものと考えております。

次に、柏井町地域のまちづくりにつきましては、本市のまちづくりの指針である都市計画マスタープランにおいて、柏井町の北部は緑豊かな自然環境や農環境の維持を図るゾーン、南部は緑豊かな地形特性を生かした住環境を形成するゾーンと位置づけているところです。南部に位置する柏井町1丁目においては、大半が第1種低層住居専用地域に指定され、低層住宅地として良好な居住環境が形成されております。当該地においても周辺と調和するよう、引き続き良好な住環境の形成を図ることを目的とし、市が積極的に関わっていくことが必要と考えております。

最後に、(3) 仮称北市川駅整備事業につきましては、これまでの鉄道事業者との協議において、新駅設置に関しては鉄道事業上の技術的課題と運行計画上の課題が示され、新駅設置とまちづくりの同時施行は、事業スケジュール上困難と判断したところです。しかしながら、本市としましては、地域の課題解決に向けたまちづくりの検討は必要と考え、平成28年に発足された地元権利者で構成されます事業準備会と、これまで20回に及ぶまちづくりの検討を行ってきたところです。この検討におきまして、鉄道事業者との協議結果などを踏まえ、改めて本地域におけるまちづくりの可能性を探るため、民間事業者との意見交換などを通じて様々なアイデアや意見を募集するサウンディング調査を事業準備会とともに実施しております。この調査に対しては、2つの事業者から提案がなされ、検討区域全体を対象とした土地区画整理事業と、幹線道路沿道に商業施設の設置という提案内容がありました。また、この提案における課題として、事業者より、事業実施に係る事業性や権利者の合意形成についての意見もいただいております。この提案から、事業実施への大きな課題として、権利者の合意形成が挙げられていることから、新たなまちづくりの実現に向けては、事業準備会の意見を聞きながら、権利者の合意形成を図ることが必要なものと考えています。また、都市計画手続につきましては、まちづくりの検討熟度に合わせて必要となる都市計画の見直しを検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 私からは大項目、道路行政に関する市の認識についての(1)国道464号北千葉道路の進捗状況と農業振興地域指定の見直しについてのうち、この道路の進捗状況についてと(2)都市計画道路3・3・9号柏井大町線の進捗状況と今後の見直しについて、次の大項目、柏井線のバス路線の路線変更に関する市の認識についてお答えします。

初めに、(1)についてです。現在の進捗状況については、この道路の地質調査について、国が本年9月下旬から現地作業に着手し、調査結果取りまとめ等の作業を進めているところであります。地質調査の結果については、道路設計に必要な基礎調査であり、公表することは考えていないと伺っております。今後は、測量や地質調査結果を基に道路設計を進めていくとのことでございます。なお、全体的なスケジュールについては未定であり、現時点において示せる段階ではないと伺っております。本市としましては、今後も早期整備に向け、引き続き広報活動や国、県への資料提供、用地交渉等を円滑化させるための測量作業など、できる限りの協力をしてまいりますと考えております。

続いて、(2)都市計画道路3・3・9号柏井大町線の進捗状況と見直しについてであります。この都市計画道路は、柏井町1丁目地先を起点とし大町地先を終点とする総延長4,400mの道路でございます。現在、千葉県が事業主体となって船橋市上山町地先から通称木下街道を横断し、本市の柏井町1丁目の向根公園付近までの延長1,156mの区間について、平成13年6月から事業を進めております。このうち市川市区間は約520mでございます。進捗状況については、千葉県に確認しましたところ、現時点での用地確保率は約76%で、実施している作業といたしましては、市川市域の事業化区間において分筆登記等の手続を円滑に行うため、用地測量を実施しているとのことでございます。この用地測量の完了は令和5年3月を予定しており、その後、用地取得交渉を進めていく予定とのことでございます。また、まとまった用地の確保ができ、なおかつ工事着手が可能となった箇所については整備工事を進めており、今年度は船橋市との市境に当たる柏井町1丁目地先、延長約80mの整備工事を実施している状況でございます。

続いて、土地の収用についてですが、千葉県が行う都市計画道路事業は、事業認可を取得し、事業化した後、用地取得などを実施しており、事業化していない区間については施工者が決まっていないことなどから、用地の先行取得は困難であるとのことでございます。このようなことから、事業化されていない区間の用地につきましては、計画に賛成されている権利者の土地であっても、現時点で取得することは難しい状況でございます。本市といたしましては、事業化区間の早期整備に向けた協力をしていくとともに、未事業化区間の事業化に向けた検討を引き続き要望していくなど、早期の用地取得に至るよう努めてまいります。

次に、柏井線のバス路線の路線変更に関する市の認識についてお答えします。柏井線はJR西船橋駅、下総中山駅を起点として、若宮地区、北方町地区、船橋法典駅、柏井町地区を経由し、市営霊園、保健医療福祉センターを終点とするルートで、京成バスシステムが運行する路線バスでございます。令和3年度の輸送人員は、平日の1日平均で1,144人で、若宮地区にあるバス停における鉄道駅までの平日の運行本数は、船橋法典駅に向かう北方面の便が31便、下総中山駅に向かう南方面の便が34便となっております。この路線は不採算路線であると伺っており、この路線の一部をルート変更するためには、ルート変更後に採算の向上が見込まれることが必要と考えられます。また、新たに運行するルートで安全面などバス路線として支障なく走行できるかや、運行経路の変更に伴う運行時間の増加により、ルート変更した先のバス停への到着時間が遅くなることなどが課題として考えられます。本市といたしましては、交通の便の悪い地域の解消や、高齢者等の移動手段の確保など、市民の移動利便性向上が重要と考えていることから、地域の方々の合意形成がされ、ルート変更の要望書が提出されるなどした際には、バス事業者に要望書を提出するとともに、課題への対応方法について運行事業者と意見交換するな

ど、調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 私からは道路行政に関する市の認識についてのうち(1)大町地区の農業振興地域指定の見直しについてお答えいたします。

農業振興地域制度は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、将来にわたって農業を振興する地域を都道府県知事が指定し、市町村がその地域内の農業振興地域整備計画——以下、整備計画と申します——を策定し、優先的な補助金交付などの農業施策を実施することにより、農業の発展を目的とする制度であります。本市の農業振興地域は、地域ブランド市川の梨の一大産地である大町と大野町の一部を千葉県が指定しており、本市がその地域内において農業上利用すべき土地の区域として整備計画を定めております。北千葉道路は、農業振興地域に指定されている大町地区内の東西方向に計画されており、このため、当該地区が南北に分断されることにより、農地までの往來が非常に困難になることや、一団の農地が分断されてしまうなど、従前の営農環境を維持できなくなることが懸念されております。市が定める整備計画の見直しにつきましては、農業振興地域の整備に関する法律で、おおむね5年ごとに農地等の面積や土地利用の動向、農業就業人口の規模などに関し、現状及び10年後の社会情勢の見通しを考慮した基礎調査を行い、その結果に基づいて都道府県知事に協議し、同意を得なければならないと規定されております。本市では、現在、令和2年度に実施した基礎調査に基づき、整備計画の見直しについて千葉県との協議を進めております。

協議では、北千葉道路の整備によって分断される北側は整備計画を定める上で基準となる10ha以上の一団の農地を確保することができなくなること、農地の地権者などから整備計画の見直しを望む声が多く寄せられることなどを伝えております。一方、県からは、北千葉道路の未事業化区間の整備時期が未確定であることから、今回の見直しに北千葉道路に起因する事故については反映することが難しいとのこと。しかしながら、北千葉道路の整備により、一団の農地が分断されることは確実なことから、整備計画の見直し時期や農地の取扱いなどを、現在、千葉県に申し入れております。

農業振興地域内の農家にとっては、様々な事情により営農を継続することが困難になるなど、将来の営農環境に対する不安から、整備計画の見直しの要望があることも理解しております。地域内の個々の案件につきましては、一定の条件を満たすことで、個別に農業振興地域内の農用地からの除外も可能となる場合もあります。このことから、農用地の除外につきましては、地権者の要望を踏まえながら、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 私からは大項目、教育行政についての2点についてお答えいたします。

初めに、(1)小学校児童の通学かばんの指定及び携行品の重量問題についてです。ランドセルは日本独特のものであり、通学用として小学校で使われるようになったのは明治20年が初めとされ、全国に広がり始めたのは昭和30年代以降であります。利用につきましては、国、県、市においても基準及び指定などはなく、身体的な理由などにより本市小学生の一部にランドセル以外のかばんで登校している児童がいることを認識しております。ランドセルの重さ対策として、平成30年に文部科学省より通知があり、携行品の持ち帰り方について指導、助言を行ってきており、今年度も児童の安全面、健康面を考慮し、荷物の軽量化について具体的な対応を行うよう、学校に周知徹底を図りました。多くの学校では、家庭学習で使用しない教科書や習字道具、絵の具、家庭科の裁縫セットなどは学校に置くこととしており、携行品の負担が大きい小学校低学年については、学習用タブレットは持ち帰らないなど、家庭学習にて使用するもの以外は学校に置いて帰るよう、重量の軽減に努めております。今

後も携行品の重量が増えないようにすることに加え、安全性にも注意しつつ、通学かばんの使用について柔軟に対応することを学校に周知してまいります。また、現在は低学年、高学年で使用の区分は行っておりませんが、それぞれの年代にふさわしい軽量、かつ丈夫なランドセル以外のかばんの利用も構わない旨の情報提供を行ってまいります。

続いて、(2) 鬼高小学校区における学区指定の見直しについてです。市川市の公立小学校、中学校、義務教育学校への入学については、学校ごとに通学区域を定め、原則指定学区の学校に入学していただいております。しかし、やむを得ない理由がある場合には、転入学する指定学校の変更を申請することにより、指定学校に隣接する学区の学校への転入学を認めています。この場合、変更の理由が許可する基準に合っていること、変更を希望する学校側の施設に余裕があること、通学距離があまりにも遠くならないことや通学経路の安全が確保されていることの3つの条件に適合することが必要となります。新入学児童の受入れ人数については、令和3年4月1日、できる限り1学級の人数を少なくして、よりきめ細かな指導ができる体制をつくるための法律が制定されたことを受けて、令和3年度から市内全ての小学校及び義務教育学校前期課程について、1学級35人以下の学級とした場合に必要な教室数があるか、学区に住んでいる入学予定者数は何人か、学区に転居してくる入学予定者数は何人か、学区外から入学を希望する人数はどのように変わるかなど様々な条件を考慮しながら、各学校とも10人から20人程度の増加を見越して決定しております。鬼高小学校につきましては、令和4年5月1日現在、令和5年度入学予定者数が155人、学区外からの申請数が30人程度の見込みですが、新1年生のために用意できる教室は5教室が限度となる環境であること、また、1入学年度のみ教室不足等が見込まれる場合は、指定学校変更を申請した家庭による抽せんで指定学校変更を認めておりますが、鬼高小学校は、今後数年間にわたり学区外からの申請を含む入学予定者数が増加し、そのたびに学習に必要な教室数が不足する状況となることが明らかであります。一人一人の教育的ニーズに応じた、よりきめ細かな指導ができる体制づくりを進めるためにも制限をかける必要があることから、令和5年度の入学児童についても、兄や姉が在籍している場合のみ指定学校の変更を可能とすることといたしました。

以上でございます。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 私からは3点の御質問にお答えいたします。

初めに現代産業科学館の移譲についてです。千葉県立現代産業科学館は、平成6年に産業に応用された科学技術を体験的に学ぶ施設として鬼高に設置された敷地面積約1万8,000㎡、建築面積約5,000㎡の博物館です。同館は主に現代産業の歴史、先端技術への招待、創造の広場及び科学情報コーナーの4つのエリアで構成されており、本県の産業の発展を支えた産業遺産資料と、これを支えた産業革命に関する科学技術資料等を約2,500点収集しています。これらは外国の科学館や県内企業等の協力を得て収集しており、現在も県内企業等の支援を受けて活動しております。現代産業科学館の移譲については、平成17年頃から千葉県と協議してまいりましたが、ここでは千葉県による移譲の動きが本格化いたしました平成30年以後の経緯について御説明をいたします。

平成30年8月、千葉県生涯学習審議会から、県立博物館・美術館の今後の在り方についての第1次の答申が出されました。その中で、現代産業科学館のような特定テーマを扱う博物館は、長期的な視点で地元での活用を含め、現状の県運営の在り方を見直すとの方向性が示されました。令和元年11月、この答申を受けて、千葉県教育委員会から、現代産業科学館に係る本市における利活用の可能性について照会がございました。これに対し、本市は隣接する教育機関等と連携し、当該地区が本市の教育拠点となるよう新たな学校の整備を検討しており、現代産業科学館の展示資料は、新たな学校の教育課程の中で活用するとともに、市民が自由に見学できる展示体制も検討したい旨回答いたしました。その後、令和2年3月の同審議会からの第2次の答申を経て、同年9月に千

千葉県教育委員会から千葉県立博物館の今後の在り方が示されました。その中で、現代産業科学館が地元市からの誘致に基づき設置された経緯や、産業界等の協力の下、本県の発展の礎を築いた現代産業の歴史を核とした貴重な展示等がなされていることに鑑みると、これら中核的な機能が確実に継承され、引き続き一般利用に供されることを前提にした上で、多くの方々に親しまれるための創意工夫を含め、継承すべき内容や活用方法等について協議していくという移譲の取組の方向が示されました。本市は令和2年から4年にかけて、数次にわたり船橋市と浦安市と本市の3市で構成する京葉広域行政連絡協議会を通じて、千葉県に対し、新たな学校の整備という本市の意向を尊重して移譲の協議をするよう要望いたしました。千葉県は現代産業科学館の中核的な機能が確実に継承されなければ移譲しないという方針を堅持したことから、協議は調いませんでした。

その後、御質問者からありましたように、令和4年9月30日付の千葉日報において、現代産業科学館の移譲についての記事が掲載されました。本市では、この記事の掲載前から、懸念となっていた現代産業科学館の移譲に関する方針を庁内で検討しておりましたが、この時点では跡地に学校を整備しないという方針は固まっておりました。その後、この記事を契機に、10月に千葉県と本市の担当者が協議を行いました。本市からは、跡地に学校を整備するというこれまでの主張は白紙に戻すことを伝えるとともに、移譲に際しては現代産業科学館の施設の老朽化や、展示物の保存管理などの問題があることを明らかにした上で、引き続き協議をしていく旨、相互に確認をいたしました。

次に、2点目の北下瓦窯跡の史跡整備及び整備基本計画策定委員会の内容についてお答えいたします。北下瓦窯跡は、下総国分寺、国分尼寺に対して瓦を供給するための生産施設の跡であり、国分寺を含めた全体が史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡となっております。そこで、令和5年度に公有地化する予定である北下瓦窯跡につきましては、史跡全体の整備を見据えた上で整備することとしております。具体的な遺跡の見せ方や保存の方針などにつきましては、土地取得後に発足させる予定であります整備基本計画策定委員会の中で検討してまいります。本委員会は、北下瓦窯跡の整備基本計画の策定に際し、検討、助言をいただくため、考古学などの史跡関係分野の専門家、史跡の活用に関する専門家、関係行政機関の職員など6名から8名程度で構成することとし、令和6年度中に発足させたいと考えております。また、この委員会では、利用者となる市民の声も取り入れるため、学校連携を見据えて、近隣小中学校の教員や市民団体など様々な方の御意見を伺う機会を設ける予定でございます。他市の事例なども参考にしつつ、有意義な委員会となるよう努力してまいります。

最後に、姥山貝塚公園についてでございます。令和2年9月定例会で答弁いたしました近隣への調査として実施した公園のニーズに関する調査の結果について申し上げます。令和3年10月から12月にかけて、土日を含めて延べ15日間、近隣住民や利用者に対し聞き取り調査を実施いたしました。調査には約300件の回答があり、公園機能について、おおむね現状で満足しているとの結果が得られました。なお、駐車場、駐輪場の整備に関する設問では、65%が整備不要との回答でございました。また、最近では路上駐車、駐輪に関する苦情等は市に届いていないことや、令和5年度からの新規事業原則凍結などの予算編成の方針もあることから、現時点で駐車場等を整備することは困難と捉えております。しかしながら、今後も姥山貝塚公園の市民ニーズに注意してまいりたいと存じます。

次に、歴史公園である姥山貝塚公園の活用方法についてお答えをいたします。姥山貝塚は、昭和42年に国史跡に指定され、昭和54年には姥山貝塚の保存と活用を目的として姥山貝塚公園を開設したところでございます。公園内には馬蹄形の貝塚層の位置や広がり縁石等で明示するほか、発掘調査が実施された地点と出土物を紹介する説明板が設置されるなど、来園者が縄文時代に思いをはせることのできる公園となっております。また、近隣の柏井小学校では、縄文時代を専門とする学芸員が訪問して出前授業をしており、子どもたちにとって姥山貝塚をより身近に感じ取る機会になっていると考えております。さらに、来年度には姥山貝塚から出土した5体の人

骨について、最新のDNA鑑定結果から判明した成果を報告する講演会を新潟医療福祉大学との共催で実施する予定となっており、姥山貝塚に関する新たな関心と呼ぶものと期待しております。市といたしましては、今後とも姥山貝塚を活用することにより、本市の縄文遺跡への関心を高めていくよう努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 森田文化スポーツ部長。

○森田敏裕文化スポーツ部長 私からは国府台公園野球場整備工事に係る御質問にお答えいたします。

現在施工中であります国府台公園野球場整備工事は、設計施工一括プロポーザル方式で発注し、令和2年12月に佐藤工業・佐藤総合計画特定建設工事共同企業体と契約いたしました。契約工期は令和4年度末までであり、設計を進めつつ、既存野球場の解体等から工事に着手いたしました。なお、野球場の位置は埋蔵文化財の出土が想定される地区に指定されており、発掘調査が必要であるため、グラウンドなどは先行して発掘調査を実施し、スタンド部などは解体工事後の調査を予定しておりました。その結果、解体後のスタンド部の発掘調査において、想定より高い位置で文化財の出土が確認されたところでございます。そのため、教育委員会と協議を行い、文化財を盛土により保護することとし、当初計画より高い位置にグラウンドを整備する方針となったため、昨年秋より設計の見直しを進めておりました。その後、野球場や周辺等の発掘調査が進められる中、かつて下総国府の役所があった区域とされる国衙の様相が野球場の周辺において明らかになってきたところであります。このことから、今回整備の機会に野球場の周辺を含め遺跡の全体像を正確に把握するため、より詳細な調査を実施することとし、再度の工程見直しを行うこととなりました。現在、発掘調査の内容や範囲及び追加工事の内容などを確認しており、令和6年度の完成を目途に工程を精査しているところでございます。

次に、課題についてであります。今後の課題といたしまして、発掘調査と野球場整備工事が同一現場での作業となるため、安全管理とスケジュール管理が重要であると考えております。そのため、現在、教育委員会と発掘調査のスケジュールや調査範囲等、詳細な内容について協議を進めております。今後も引き続き工事施工業者を含め、定期的に会議を開くなどし、進捗状況を共有しながら、現場の安全を確保しつつ、発掘調査と野球場整備工事が着実に進捗するよう調整を図ってまいります。

次に、ネーミングライツ制度についてお答えいたします。ネーミングライツ制度は、財源の確保や継続的、かつ安定的な財政基盤の確立による施設の適正な維持管理のほか、ネーミングライツパートナーとの協働による地域の活性化も期待できる制度でございます。本市はこれまで八幡市民会館や北市川運動公園などでネーミングライツ制度を導入しております。国府台公園におきましては、平成21年に国府台市民体育館のネーミングライツの公募を実施いたしましたが、企業からの応募はなく、結果として制度の導入には至りませんでした。しかしながら、現在におきましては、公募条件等を整理した上でネーミングライツ制度を導入できる状況になってきたものと考えております。ネーミングライツの導入につきましては、工程の精査と設計の進捗を見極めつつ、スケジュールや公募条件の整理などを行い、精査してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 私からは保健医療福祉センターについてお答えします。

保健医療福祉センターの土地、建物については、現在、リハビリテーション病院を運営している城東桐和会が令和5年度末までに買い取ることであります。このため、本市としては城東桐和会により、協定に基づいた履行が期限内になされるものと考えておりますが、期限が迫っていることなどから、本市としても進捗の確認を行ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 答弁は終わりました。

加藤議員。

○加藤武央議員 それぞれ御答弁ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

まずは、市川駅南口工場跡地ですね。京葉瓦斯さんののですが、地元の京葉ガス市川工場跡地に中高層都市型住宅を中心とした潤いある緑豊かなまちづくりを目指すということで企画されて、実行されているわけですが、この市川駅南口から産業道路まで行く道路は、この地域に地域貢献施設、賃貸マンション、商業施設、定期借地権付分譲マンション、これはすごく大きいですよ。さらにはアクティブシニア向け住宅、コンビニエンスストア、さらには運動場、中央広場などが完成されますね。計画されています。市川市としては非常に大きな町並みがつくり上げられると思っています。市川の南口の玄関口ですよ。そこに大きな町、1つの団体ですよ。ですから、この事業に関して市川市の皆さん方はどのような考えを持って見守っていただけるのかなと思って取り上げさせていただいたわけですが、貴社は、今までにも地元住民の皆様方には大変に御迷惑をかけているということも理解しております。京葉瓦斯本社にて実施された入社試験、入社式や社員の通勤などによる混雑などによって、通路も変えてください。市側からもお願いしてきたと思っております。このような状況の中で本事業が完成した場合、すごいですね。分譲マンションプラス賃貸マンションまで全部入ってきて、イオンのスーパーまで入ってくるわけでしょう。これが1つのラインにみんな乗ってきますよ。ですから、こういった場合に、私はこの南口から産業道路までは、ぜひとも道路の拡幅をお願いしたいと、このことを願うわけですが。

私は、そこで再質問させていただきますが、南口から産業道路に向かったの拡幅工事は無電柱化、これは前も、亡くなったけど金子先生は、ぜひともここで無電柱化してほしいと、北海道の視察まで行ってやったんですが、市川市の土地は高過ぎてなかなか買えないということで諦めたときもありましたが、今回そのような無電柱化整備ができないのか、市の考え方をまずお聞かせください。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

御質問の市川駅南口から産業道路に接続する道路は市道0216号として認定している道路で、本年8月に策定しました市川市無電柱化推進計画において優先整備路線として選定しております。当該道路につきましては、京葉ガス市川工場跡地の開発に伴い利用者の増大が見込まれることや、バリアフリー法の重点整備地区にあること、宮田小学校の通学路であることなどから、無電柱化の優先整備路線として、おおむね10年以内に着手すべき路線に位置づけております。そのため、本年9月定例会において、当該路線について無電柱化の推進及び検討を進めるための電線共同溝概略・予備設計業務委託に関する予算を確保させていただいたところでございます。この委託業務では、開発事業に合わせた電線共同溝方式による無電柱化の設計を実施するほか、同方式による無電柱化に必要となる歩道幅員が確保されていない開発事業区域より北側の区間につきましては、無電柱化の実現可能性や整備手法について検討を行うこととしております。

以上でございます。

○松永修巳議長 加藤議員。

○加藤武央議員 ありがとうございます。無電柱化の計画をしてくれるということは大変うれしいと思っておりますが、実はこの京葉瓦斯さんのところの工場跡地側、反対側じゃなくて西側のところには、ちょうど産業道路が手前からはセットバックしてくれますよね。ですから、何造ろうと、何やろうと、結局、賃貸マンションのところまではセットバックしてくれると思います。でも、残り、そこから市川駅南口まではなかなかやってくれないと思うんですよ。これをぜひともやって初めて、あの道路は大きな道路になると思います。ただ、途中で止



まっただけで、京葉瓦斯さんの御協力によってセットバックしたところだけが取りあえずと言いますけど、やれるところはどんどんやってください。そしてその間、そういった形になってくれば、うちも協力しようとかいろいろ出てくると思いますので、とにかくこの京葉瓦斯さんの1つの事業体は市川市にとっても大変大きな財産になると思います。ですから、市川市としては、京葉瓦斯さんには大変大規模なまちづくりとなる事業計画ですから、住んでみたい町市川、住んでよかった町市川、そして住み続けたい町市川、これをぜひとも目標に頑張ってもらっていただくこと、支援していただくことを要望して、これはこれで結構です。ありがとうございました。

次に行きます。次に、これは柏井町1丁目の淀川製鋼所に関する10棟解体ですね。これは、私も柏井町1丁目、さらには柏井町1丁目から4丁目全区域です。ほとんど1丁目に町はあるんですけどね——にとっては大変大きな問題が生じると思っています。柏井町の1丁目地区は区画整理事業によって大変すばらしい環境の下で、約45坪以上の住宅地と整備され、そして高さ制限も規制されています。このような環境の中で、同地区に淀川製鋼所の社員寮は独自に自治会活動や盆踊り等を実施するなど大変にすばらしい活動をしてきた実績のある社員寮が、今回解体されます。この柏井町1丁目にとって、特にこれは中心地区の建物でしたよね。この建物は真ん中ですよ。その後の再利用計画が分からないでは、地元に住む住民にとっては非常に心配します。本来であれば、解体するんだから、その時点で会社としては何か造るんだろう、何か売るんだろう、何かやらないかということで、計画実行して初めて解体をするんじゃないかと私は思うんですよ。まず解体しておいて、そのまま更地にして、民間企業は5年、10年なんかほっておきませんよと思っています。これをもしも、その土地を分譲住宅とした場合には、逆に柏井保育園、柏井小学校、これは今、満杯です。今、柏井保育園なんか入れないですよ。ゼロ歳、1歳、2歳は今、待機児童です。待機児童ゼロじゃないですよ。いるですよ、実際。さらには、小学校も満席です。教室がいっぱいです。そういった状況の中で、今でも柏井町1丁目から4丁目で相続が発生すると、ほとんどが50戸連檐等で、全部20戸とか、40戸とか、十幾つとかとぼんぼん家が建っています。その人たちが買うのは、ほとんどが新しく子どもを育てようとする人たちです。この人たちもいっぱい来ています。そういう状況の中で、さらにあんな大きなところの敷地に分譲住宅ができれば大変なことになりますよ。ですから、前もってどういうものを建てますかぐらいは聞くべきですよ。今私のところへちょっとうわさが来ているのは、これは物流センターができるんですよと聞いているんですよ。物流センターというと、柏井3・3・9号が行田から大町へ入ってきますよね。あの道路が出来上がれば、目の前ですから、物流にはもってこいなんですよ。ですから、そういうものもあるのかなと思って大変心配しております。逆にそういった状況になれば、また交通量も多くなってきますよね。そういうことを心配しているわけでございます。

今回、そこで再質問させていただきませんが、市として淀川製鋼所跡地には今後どのような土地利用が考えられるのか、その市の考え方をお聞かせください。よろしく申し上げます。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えします。

当該地は用途地域の指定が第1種低層住居専用地域となっておりますことから、建築物の用途については、専用住宅、店舗や事務所を兼ねた住宅、共同住宅や診療所などの建築は可能ですが、交通問題等が懸念される物流倉庫等の建築はできません。また、高さが10mを超える建築物も原則として建築できません。今後、跡地の計画において、地元住民の住環境の保全が図られるよう、土地所有者である淀川製鋼所と協議、調整を行ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 加藤議員。

○加藤武央議員 部長ありがとうございました。私の心配は1つ消えました。とにかく物流とか何かになると、

ちょっと大きな柏井町1丁目自体が、前は失敗していますけど、区画整理組合で失敗した事業は私も認めますが、大変有効な立派な町並みになっています。船橋古典駅にも最初は改札口を柏井側からも造ってくれとやったけど、こんな少ない住民のところにできませんと言われたんですよ。それが今、考えましようと考えています。ですから、北口のほうにもできれば改札口を造ってくれという、じゃあ考えましようまで、それだけ柏井町は人数が多くなってきたんですよ。ですから、そういった状況の中で物流ができなくなって住民が入ってくる、これで結構です。ただ、それにはそれだけの準備をして、市のほうとして受入れ体制を十分理解してくれて初めてすばらしい環境の下で出来上がると思っていますので、この事業の考えでは、ぜひとも市の皆さん方をお願いするのは、すばらしい町並みになるように、それで、柏井というのは、私が1丁目のときに住居表示をお願いしたんですが、住居表示をお願いしても、調整区域が多過ぎてできません、区画外です。辞めた誰だっけ、公明党さんの（「松葉さん」と呼ぶ者あり）松葉議員が稲越をやったら、稲越はいいと言われた。稲越なんか丁名も何もないところで、人数も少ないところで、そっちが先に行ったことは非常に悔しいと思っていたんだけど、調整区域はしようがないよね。ここにはかなわないと思うんで、今後もまたそれもやっていかなきゃならないと思いますので、ぜひともいい、すばらしい町並みをつくってください。よろしくお願いします。ありがとうございました。

次に行きます。次に、仮称北市川駅整備計画と周辺の都市計画見直しについてですが、御答弁で理解はしました。私は何度も何度もお願いしてきたのは、新駅周辺のロータリー部分の土地確保こそが生命線であり、この環境整備によっていろいろな施設が整った結果、JR側が目指す乗降客数1万5,000名の確保ができると思っています。そのために看護学校や病院等の誘致も各定例会で取り上げてきた経緯があります。幸手からの看護学校、船橋からの病院などなどお願いしてきたんですが、今回、直近では大手企業のクラブチームがグラウンド用地として使わせてくれないかということまで私のところに来ておりますので、そういう連絡もいただいておりますのが今の現状でございます。例えばこの北東部スポーツタウン内に体育館や合宿所、運動場を整備すれば、多くの高校、大学、企業からの運動部や吹奏楽部の利用者数も増えてくると思うんですよ。結果、新駅の乗降客数の増加も見込めると思っております。とにかく前市長ではなかなか御協力できなかったんです。だから質問していませんでした。北東部地区のスポーツタウン構想でしたが、私は仮称北市川駅整備構想を目指すことによって、北東部地区全体が大きく生まれ変わる地域であると思っていますので、この事業計画は早急に実施すべきと考えてはいません。即ちやれとは言っていません、市長。これから市川市が目指すスポーツタウン構想と同様に、できる箇所から事業展開をお願いしてほしい、そういうふうには思っております。

そこで再質問しますが、今後、市が目指そうとする集客の考え方についてお聞かせください。お願いします。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えします。

仮称北市川駅整備事業の実現へ向けた課題としまして、乗降客数の確保も1つの課題として認識しております。この課題に対しまして、学校、病院、運動施設などは乗降客数の確保につながる施設の一つと考えます。新たなまちづくりの実現には、これら施設整備の可能性も含め、様々な観点からの検討も必要であると考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 加藤議員。

○加藤武央議員 部長、ありがとうございました。大変うれしいです。ただいまの私と部長の答弁を、ずっとやり取りを聞いておまして、田中市長、私が今まで述べた事業案に対してどのように考えているのか、まずお聞かせください。お願いします。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 創生市川、加藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

私の部屋には、加藤議員から頂いた仮称北市川駅周辺の整備計画図面が貼ってあります。したがって、本事業の必要性や議員の強い思いについて十分理解はいたしているところであります。また、私自身も住民の皆さんから、多少諦めの思いが交じる引き続きの要望を受けているところであります。そこで少し、御存じならば失礼かと思いますが、広域行政連絡ということを中心に、松戸の市長さん、そして船橋の市長さん、柏の市長さん、私も交じって4地区で会議を開いているときの雑談の中で、松戸の市長さんが、新松戸駅と新八柱駅の間の駅の計画の、そんな話が出てまいりました。そろそろ実際に動き出すような空気感を感じましたので、お互いにそれぞれの首長が切磋琢磨する、そういう会議なんです、一歩先をやられたなというふうに思いました。ただ、前向きに捉えるならば、仮称千駄堀という駅だそうですが、もしこれが実際にできるならば、どのような形で進めて実際に駅を造ることにこぎつけたのか、それをしっかりとリサーチしまして、市川市にもできるというように思い、交渉をさらに進めていきたいというふうに思っています。市立総合医療センターや21世紀の森と広場へのアクセスの改善、これらを核とした地域の活性化、1日の乗降客を2万人と想定して、70haの調整区域のうち45haを市街地に編入したと、こういうことですね。地権者は400人いるという場所が、今進められようとしているという情報もございますので、市川でもしっかりと計画を立てて、加藤議員にも相談しながら、段階的に進めていければなというふうに思っています。

本市の北東部の将来を踏まえて、正直申し上げまして、財政保全措置との兼ね合いの上で、可能な状況があるかどうかということをしかり、常に模索してまいりたいというふうに思います。

○松永修巳議長 加藤議員。

○加藤武央議員 市長、ありがとうございます。私も前々の回か、そのときに千駄堀の21世紀の森と広場のところが、松戸と市川が合併すれば、一気に経費が半分ずつ払えるじゃないかということも議場で取り上げたことがあるんですが、残念ながら頓挫してしまって、ぜひともよろしく願います。お世話になります。

それでは、国道464号北千葉道路の進捗状況と農業振興地域指定について質問させていただきます。部長、御答弁ありがとうございます。よく理解できました。私は国道464号北千葉道路に関しては、新たに特別委員会の設置をお願いしている一人でございます。市川市が本事業推進の中心となることを目指していただきたいのです。ぜひとも地元計画予定の地権者に対しても御配慮をよろしく願います。

そして、私はこの道路、464号北千葉道路整備を早急をお願いするもう一つの理由は、これは大町地区全域を高架線で通過する事業でありますので、今こそ農業振興地域整備計画の見直しをお願いするわけでございます。市川市議会では並木元委員長の下で、農業振興地域に関する請願を全会一致で採択したのですが、その後、何ら音沙汰なしの状態です。しかし、今回の国道464号北千葉道路整備計画では、大町地区のど真ん中を通過する事業計画であり、当地区では市川大野駅の開設以来の大変に大きな事業となりますので、今こそ大町地区の農業振興地域整備の見直しの問題を取り上げていただきたいんです。たしかこの農業振興地域整備計画に関しては、何年かごとに見直すとの御答弁もいただいていたのですが、この事業計画こそが最も大きな見直しの機会ではないかと私は思っております。

そこで質問しますが、同地区の後継者のためにも、大町地区の農業振興地域計画の見直しに対する市の考え方を聞かせください。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 お答えいたします。

農業振興地域の整備に関する法律では、「経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは」、「遅

滞なく、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。」と規定されております。本市としましても、北千葉道路の整備や農業振興地域整備計画を変更すべき機会であると捉えております。そのため、未事業化区間となっている大町地区の事業化が決定された時点で、農業振興地域整備計画の変更の手続を開始することが適切であると考えております。その際に、計画変更に必要な協議を速やかに開始できるよう、県に対し強く要望してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 加藤議員。

○加藤武央議員 どうもありがとうございました。ぜひとも力強い、また御支援をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

次に、都市計画道路3・3・9号柏井大町線についてですね。この問題の地元柏井から大町地区の皆様方から、長い年月をかけて経過等の質問もされてきた経緯があり、今回も質問をさせていただきましたが、この計画予定地に指定された多くの地権者の皆様方は、計画予定地指定によって、自分の土地でありながら、その有効活用が全くできず、相続税を支払おうとしても、売手先が見つからなかったり、土地価格を減額されたりと、非常に困っているのが現状ですよ。この人たちは、御自分から都市計画道路に売却するからと申請してはいません。しかし、この人たちは本事業に対しては御協力していただける土地権利者なんですよ。実際に私の支持者の方は、昨年、100歳を迎える前にしてお亡くなりになりましたが、その1年前でしたら、現在収用しています。今、柏井の地区まで入ってきていますよね。その100m先という非常に近距離ですよ。その1,500坪ぐらいある土地の1,200坪が、ちょうど真ん中が計画予定地にかかってしまっているんです。何も有効に使えないんですよ。その人は、その土地だけしかないんです。あとは自宅なんです。だから、仕方なく自宅を売らなきゃならないんですか。こういう大きな問題があったんですね。とにかく相続税支払いにも私が御協力することはできませんでした。このように多くの事業計画予定者の皆様方には、事業には協力していただけるが、都市計画道路3・3・9号柏井大町線の開通にはまだまだでも、開通は6月定例会でありましたね。順番とかあったんで、完成は遅くなるなというのは理解しています。ただ、部分的にでも収用できるというところには、せめて柏井町1丁目から4丁目ぐらいは手を挙げてもいいんじゃないの、その人たちは買ってあげてもいいんじゃないのというふうには私は思っているんですね。

そこで再質問しますが、同計画予定地外の先行取得に対する市の考え方をお聞かせください。また、先行取得に対し問題点、課題点があれば、まとめてお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

事業化していない箇所用地取得につきましては、現在、本市におきましても千葉県と同様に行ってはおりません。その理由としましては、広範囲にわたり点的に用地を取得することになってしまい、その場合、利用できるようなまとまった土地となり整備が可能となるまでに長期間を要する用地取得をすることとなり、そこに多大な費用を投入することになります。これにつきましては、土地開発公社による代行買収の場合におきましても、原則5年後に買戻しが必要となることから、同様となります。また、市が取得した場合及び土地開発公社により先行取得した場合のいずれの場合におきましても、取得してから事業化までの長期にわたり、維持管理のための費用がさらに必要となることも挙げられます。このほか、法律では、先行取得の場合は土地の取得費用等のみとなり、建物や工作物に関する補償を受けることができないことや、公共事業に係る税の特別控除額が事業化した後に取得した際と比べて低くなるなど、地権者にとっても有利にならない面があり、用地を取得するに当たり課題となり得る要素があることが挙げられます。事業化する前に先行して用地を取得することには課題があり

ますことから、本市といたしましては、県に対し、整備に向けた協力をしていくことなどにより、早期の用地取得に至るよう努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 加藤議員。

○加藤武央議員 部長、ありがとうございました。今、答弁で分かったんですが、事業認可をされていないところを先行で取得すると5,000万控除とか1,500とか3,000とかという控除はできないんですね。残念ですよ。私は今まで外環のあれをずっと農協の職員のとときはやっていたので、5,000万控除か、その分、全額買ったら税はゼロになります。8億、10億でも土地を買えばゼロだと、そういうふうな感覚をちょっと持っていたんで、線引きはしてあっても、事業前というふうに解釈するんですね。これは私は初めて知りました。これは覚えてよかったと思います。とにかく先行取得するには相当大きな問題があるということも理解しました。ただ、問題は、斜面とか、反対して売らないという人が四、五軒、現在いますよね。そういう人たちの予算は取ってあるわけでしょう。取ってあるけど5年、10年も反対するために、1期目の事業認可が下りないと、新たに柏井町4丁目とか大野までは事業認可が下りないということ、それはおかしくないか。であれば、その人たちはもうほっとけと。手を挙げているところから、その予算を使えばいいじゃないかというような考え方があって、逆に今ちょっと考えていたんですけど、これに関しては分かりました。とにかく事業前の地権者のデメリットは、私も初めて知りましたので、これは理解します。とにかく少しでも早く進めていただいて、1期目の区画が終わって、新たに柏井町1丁目から柏井町4丁目ぐらまでとか大野ぐらまでは新たな事業認可を下ろしてほしい。このことを要望して、これは結構でございます。

議長、どうします。まだちょっとあると思うんですけど。

○松永修巳議長 あとどのくらいかかりますか。

○加藤武央議員 あと2つ、3つは要望にまとめますけど、それでも3つ、4つありますよね。質問が3つ、4つあると思う。

○松永修巳議長 休憩しましょうか。

○加藤武央議員 いいですか。

○松永修巳議長 続行しますか。

○加藤武央議員 20分でもいいですよ、皆さんがいいって言うなら。早めにやりましょうよ。私も早めにどんどん抑えていきますから。

○松永修巳議長 分かりました。続行いたします。

○加藤武央議員 続行する。皆さん、トイレ休憩は自由に行ってもらおうということ。いいですか。

○松永修巳議長 よろしいですか。

[発言する者多し]

○松永修巳議長 20分程度で終わるんならば。

○加藤武央議員 20分で抑えるように頑張りますよ。

○松永修巳議長 お願いします。

加藤議員。

○加藤武央議員 次行きましょう。そのまま行きますよ。

次は柏井線のバス路線、若宮線ですよ。この路線変更についてです。それでは、これ能書きはあまり言わないようにしましょう。この事業に関しては、通過する柏井線のバス路線事業者と地元関係者、そして岩井議員、戸村元議員の御協力をいただき開通できた事業です。ありがとうございました。私は、この長年の赤字路線とし

ていた、苦慮してきた下総中山駅銀行前の廃止を検討する経緯もあったが、今では柏井小学校前、若宮小学校から柏井町4丁目は非常に乗降客が多い状況になっておるので、ぜひとも若宮2丁目、若宮3丁目地区の住民は、スーパーかどやが10月末日をもって閉店されたのはすごい大きな環境になると思っておるんです。ここで、この地区の高齢者の皆様方に寄り添ったバス路線案として、始発から午前10時前と午後4時以降は現状どおりでいいですよ。そのまま通過していきましょう。ただ……（発言する者あり）いいですか。何かある。大丈夫。では、行きますよ。午前10時から午後4時までの指定時間帯を設ければ、新たな新路線対象者が利用できるように、地元関係者と市に対して要望活動を行う計画が今あるんですよ。要望があったらと言いましたよね。実際、要望しようとしています。ですから、今の若宮のところの3丁目、2丁目の人たちの商店街の近くの、あの人たちはもうこっちに来られない。来られないから、ぜひとも1区画下げてほしいと。商店街寄りにバス停だけ1個下げてくれば、10時から3時、4時までだったら通勤、通学にも迷惑をかけません。ですから、そうやったことによって京成側も利用が増えるんじゃないかと。1区画だけ変更する路線なんで、商店街の人も、実はここに移動商店が動こうとしています、これはあくまでも一過性であって恒常的なものじゃないんで、生活をしていく健康のためにも、やはり下総中山駅前とか船橋法典駅前のほうに行くバスは必要なんですよ。これは恒常的なバスにしてほしいという要望の動きがありますので、ぜひともこの要望が出たら、それに対して対応してください。これは質問しません。よろしく申し上げます。1個目終わり。

次に、小学校のランドセル問題。これはランドセルの問題ですが、部長の答弁で理解はしました。ただ、千葉市では、私が小学校4、5年生の頃、集合写真を見ると、1年生、2年生、3年生は前のほうに座っていて、ランドセルなんです。4年生、5年生、6年生は肩のショルダーの白いバッグだったんです。これで何で地区的にこんなにいるのかなと思って、今思ったら千葉市は平気なんですよ。1、2、3がランドセル、4、5、6はショルダー。よく昔、ベーゴマをやっていたね。ベーゴマをやっていたときのバケツのところに使ったりなんかして、結構便利にしていたんです。そういった状況がありましたので、千葉市だけなのかなと思って確認したんです。規制はないんですね。自由なんですね。じゃ、できたら、申し訳ないですけど、少しでもいい状況を学校側だけが話し合うじゃなくて、父母会にもこういうのがありますよ、こうですよということはPRしてください。ぜひよろしく願い申し上げます。これはこれで結構です。

そして、学区見直しですね。学区見直しに関しては、私は鬼高小の学区見直しに対しては、12年間携わってきました。今回は、そうすると155名が地区内にいるわけでしょう。その中の1クラスが35人とすると、4クラスで140名。そうすると、15人が、さらに1クラスを設けると。どうやっても5クラスはできるんです。どうやっても変更しても、32人にしたとしても、5クラスはつくらなきゃならない。であれば、1名でもオーバーした場合には駄目なんですか。35、35、30とやって、36が1クラスできてもいいんじゃないか。そういう場合は4クラスで割るとか、そういう考え方はできないのかなと思って、その見解だけちょっと教えてください。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

1学級の児童生徒数の上限については国が定めた法律によって決められており、1学級40人を標準とする考えで学級編制を行ってきました。しかし、よりきめ細かな指導ができる指導体制づくりを狙いとして、平成23年に小学校1学年については1学級35人を標準とする法律を定めるなど、少人数学級の実現に向けて取り組んできました。千葉県におきましても、国と同じように少人数学級の実現に向けて、平成25年度からは県独自で小学校2学年及び中学校1学年は1学級の人数を35人以下、小学校3から6学年及び中学校2、3学年においては、1学級の人数を38人以下にすることができる基準を定めて、学校の実情に応じて学級編制ができるよう、弾力的な運用をしてきました。そして、少人数学級の教育的効果をさらに高めるために、国は令和3年4月1日、小学校に

において、全学年を1学級35人以下とする法律を定め、令和3年度から令和7年度まで段階的に1学級の人数を引き下げていくことが決まりました。市川市におきましても、国や千葉県の方針に基づき教育環境を整備している中、1学級当たりの基準を超えた人数を配置した場合、保護者や市民の方々から理解は得られない状況になると思われます。したがいまして、法律に基づき、市内の全小学校、義務教育学校前期課程については、令和3年度から令和7年度までの間に、小学校2学年から小学校6学年まで1学級の児童数を35人以下とする学級編制を進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 加藤議員。

○加藤武央議員 ありがとうございます。そうしますと、先ほど答弁で、やむを得ない理由がある場合には隣接する学区の学校への入学を認める場合として、3つの条件に適合することが条件ですとの答弁をいただきましたよね。そこで再質問しますが、それでは田尻地区から稲荷木小学校までの新1年生が登下校する場合の時間と安全性をどうやって考えるんですか。そして、田尻地区から鬼高小学校に登下校する場合の新1年生の時間と安全性をどのように考えるのか、まずお聞かせください。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 本来はそれぞれの学校が学区の中央にあることが理想ですが、児童生徒にとっては学校までの距離が遠くなってしまう現状があります。田尻地区からの鬼高小学校への通学距離は近いことは認識していますが、通学距離については、関係法律に小学校の通学距離はおおむね4km以内と定められており、田尻地区から稲荷木小学校までも規定の距離となっていることから、御質問の通学時間についても規定内と捉えております。安全性につきましては、外環道路建設に伴う通学路の見直しを行い、交通安全施設等に関する法律に基づき、関係課で点検後、安全確認を行い、通学路として指定しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 加藤議員。

○加藤武央議員 ありがとうございます。まとめますが、あとは、関係者の皆様方の判断にこれはお任せします。今日もいっぱい来られておりますが、この人たちは学区編入のお願いをしている皆さん方です。とにかく指定学区変更に関しては、対象となっている多くの関係者の皆様方から御理解がいただけるように、よろしくお願い申し上げます。これはこれで結構です。

県立現代産業科学館の移譲については、結構です。御苦労さまでした。しゃべりたいんですけど、やめます。

そして、東京外郭環状道路で発掘された北下瓦窯跡の市としての保存活用についてですが、この質問で、部長の答弁でよく理解できました。ありがとうございます。結構です。これもやめます。

姥山貝塚公園の駐車場を解約した再整備の要望についてですが、これはちょっと言いたいんですが、私は、これは何度も何度もお願いして、10年以上軽く過ぎているんですが、これはやっぱりアンケート調査で、3か月、15日間やったけど、逆に65%が不要と答えていたと平気で私に答えてきたんですが、これは確かでしょう。それは解約した後に行って、その利用している人たちに聞けば、駐車場がないんだから、車で来る人なんかいないですよ。隣接した人たちしかいないでしょう。私のところへ来ているのは、障がい者施設の人たちの運動とか、保育園とか幼稚園のマイクロバスが来て、そこに止めて、運動を1時間、2時間やって帰って、そういう人たちのハッスルする場とか、そういう意味合いを兼ねて運動していた人たちが、先生、もう使えなくなっちゃうんです、駄目になりました。そういう質問です。何とか早く造り直していただけませんかという要望が来ているんです。すぐ周辺の人たちに聞いて、車なんか要りませんよというのは当たり前ですよ、これ。誰に聞いているんですか。まして3か月で15日間、1か月は5日でしょう。土日も含めたとしても大したことないじゃないですか。

私は、ですから今回は、じゃ、今まで隣接していた人たち、使っていた人たちにアンケートを聞いてみたらどうですかという意味で言ったんですよ。これを平気で65%不要だとか、そういうことに関しては私は納得しない。

史跡指定に関しての理解はこれでしました。これに関してはありがとうございました。大変すばらしい答えをいただきました。ありがとうございます。ぜひともこの問題はまだまだ続けると思うので、よろしくお願い申し上げます。

次に野球場ですね。この野球場の件もそうですが、今の答弁で6年度の開場を目指すと。6年度の開場と言うんですが、5年度末のぎりぎりなのか、6年度という場合、役所の言葉でいうと7年の3月までですよ。ですから、それですごい違ってくるんですよ。私どもの入場行進なんか、少年野球とか全部で1回、一同で国府台球場でやろうと私は企画しているんです。そういうときに、どこを目指せるんですかというのも、できれば6年度の5月頃とか、6年度の頭にはできますとか、5年度の末、3月頃、2月頃できますとか、そういう使用はできますよとか、野球ができなくても開場はできると思うんです。その辺のことを改めてちょっとお願いしたいんですが、これも要望で結構です。質問はしません。

ネーミングライツ、このネーミングライツに関しては、私は何度も言っていますが、すばらしい案件だと思いつながら、ずっとお願いしてきたんですが、今回もまた再度、いつやるか分からない。球場が完成したらネーミングライツを募集しようなんていう考え方を持っているんです。私は北海道の北広島市に行って、日本ハムの球場を視察に行ったんですが、あれは不動産屋が造っているんですよ。札幌は札幌市が造ったんですが、ここは逆に公園の中の一画に不動産屋が造った球場なんです。ですから、不動産屋さんはそのネーミングをもう2年前から契約して造ったんです。だから、日本ハム球場と言わないでしょう。名前が先に通っているでしょう。ですから、完成するまでに名前がいろいろマスコミからいじくってもらえるから、ネーミングライツは成り立つんです。逆に言えば、500万なのか1,000万か2,000万か分からないですけど、それだけの投資をして、完成して終わったら、もういじくられませんよ。注目も終わっちゃいますよ。ですから、せめて球場を工事をするときには、もう工事の看板のところにネーミングが欲しいわけです。そうすれば、その価値のほうがよっぽど価値があります。1年間でも1年半でも、何々球場をどこどこが、名前は何々になったのがもうじきできますよといって完成を目指したほうが、ネーミングライツをやる企業にとってはよっぽどですよ。完成してあげたやつなんか、もうほとんど価値がない。だから、北広島市さんはよくやったと思う。そのかわり総合公園のど真ん中全部をボールパークか何かを造って、その中にいろんな施設を造ったでしょう。その中には分譲マンションも何もみんな造ったけど、固定資産税は10年間の減免をしますとかいろいろ、北広島市は駅も幹線道路も全部自分たちで払うんです。国、県からもうんじやないんです。北広島市がやって、2万人、3万人のお客さんを処理するものは全部、北広島市さん、あんな小さいところ。そのかわり、それだけの投資がありますよ。あんなところでマンションを造ると、公園の中に約100戸造ったんですが、5,000万から1億5,000、今完売だそうですよ。それなら固定資産税を少し減額したつてもうかるわけでしょう。そういうことのために駅も自分で球場の真ん前に造りますよ。そのための道路も全部造りますよ。これは北広島市が造ります。球場は不動産屋が造るんです。だから、そういったように、まず、せめて工事を着工する前には企業を募集して決定してください。このことを質問しません。これも要望で結構です。全部要望になっちゃう。

そして、最後、保健医療福祉センター、これだけはちょっといただきたいと思いますので、私もこれも一つあれなんで、初めてこっち側向きますね。今考えたら、みんなこっち側だけだったんですね。この保健医療福祉センター、市長も聞いていた中で、どのぐらいの勢いで何を言っているのか少しは分かってきたと思うんですが、あくまでも貸主は市川市なんです。市川市が医療センターを地域医療振興協会、慶美会さん、この2つともう既に15年間の契約をしているんですよ。している中で、今この契約期間の残りは7年になっています。その中で桐



和会さんとは、公募をして5年間の猶予を与えましょうと。猶予を与えるから、そのときに、5年後には買い付けをやりましょうと、そういう契約を交わしているんです。それがもう残り1年になりましたよと。それを買ってしまうと、両方に、1つの建物に厨房が2つあってはいけませんよということで県は認めないんです。必ずどっちかにしなさいということで、村越前市長は、相当県のほうにお怒りに行ったという話を聞いていますが、とにかくこの状況を1つにしなきゃいけない。医療系が貸し出すことをやってはいけないという契約があります。ですから、貸主である市川市が両方の人の借主に対して音頭を取って、おまえらが話し合えよと言ったのに、ずっとしていないんですよ。それは双方が決めること。何が決めること。そういうことでいいですよ、部長ね。ですから、とにかくこの件に関しては、残り1年間となった桐和会への移譲、残りの契約期間が多く残る地域医療振興協会、慶美会に対する市の対応についてお聞かせください。お願いします。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 御指摘のとおり、保健医療福祉センターは本市が所有する土地、建物を3法人が貸付けを受けて事業運営を行っています。そのため、城東桐和会には、令和5年度末の保健医療福祉センター買取り、また、その後、同施設を適切に運営できるよう、現在協議を行っているところです。介護老人保健施設デイサービスを運営するそれぞれの事業者についても、現在の協定なども踏まえた対応が必要であると考えています。各法人の意向を伺いながら、課題の解消が図れるよう積極的に話し合いを進めていきたいと考えています。

以上でございます。

○松永修巳議長 加藤議員。

○加藤武央議員 部長、ありがとうございました。とにかくこの件、残り1年になってしまいました。ですから、ぜひとも円満に出来上がるように、公募の企業をそのまま受け入れるのであれば、逆に残りの7年残っている地域医療振興協会ともよく話し合って、うまく円満に解決すること。そして田中市長、お願いがあるんですが、職員が全力で解決に向けて一生懸命頑張っています。ぜひともこの後押しをよろしくお願い申し上げます。

以上で私の代表質問を終わります。御苦勞さまでした。ありがとうございました。

---

○松永修巳議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時17分散会

第 3 日

令和4年12月6日（火曜日）

## 令和4年12月市川市議会定例会議事日程（第3号）

令和4年12月6日（火曜日）午前10時開議

- 第1 議案第32号 市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 第2 議案第33号 市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定について
- 第3 議案第34号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第4 議案第35号 市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第5 議案第36号 市川市手数料条例の一部改正について
- 第6 議案第37号 市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第7 議案第38号 市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第8 議案第39号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第7号）
- 第9 議案第40号 令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第41号 令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第11 報告第31号 専決処分の報告について
- 第12 報告第32号 専決処分の報告について
- 第13 報告第33号 専決処分の報告について
- 第14 報告第34号 専決処分の報告について
- 第15 報告第35号 専決処分の報告について
- 第16 報告第36号 専決処分の報告について
- 第17 報告第37号 専決処分の報告について

（代表質問） 公 明 党 中村よしお議員、小山田直人議員  
自由民主党 細田伸一議員

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第32号 市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第33号 市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第34号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第35号 市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第36号 市川市手数料条例の一部改正について
- 日程第6 議案第37号 市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第38号 市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第39号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第9 議案第40号 令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第41号 令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第11 報告第31号 専決処分の報告について
- 日程第12 報告第32号 専決処分の報告について

日程第13 報告第33号 専決処分の報告について

日程第14 報告第34号 専決処分の報告について

日程第15 報告第35号 専決処分の報告について

日程第16 報告第36号 専決処分の報告について

日程第17 報告第37号 専決処分の報告について

(代表質問) 公 明 党 中村よしお議員、小山田直人議員

自 由 民 主 党 細田伸一議員

出席議員 42 名

---

や	な	ぎ	美	智	子
さ	と	う	ゆ	き	の
長		友	正		徳
佐		直	友		樹
つ	ち	や	正		順
小	山	田	直		人
つ	か	こ	た	か	の
鈴		木	雅		斗
国		松	ひ	ろ	き
石		原	た	か	ゆ
清		水	み	な	子
廣		田	徳		子
増		田	好		秀
中		町	け		い
久	保	川	隆		志
浅		野	さ		ち
中		村	よ	し	お
細		田	伸		一
石		原	み	さ	子
青		山	ひ	ろ	か
大	久	保	た	か	し
小		泉	文		人
高		坂			進
金		子	貞		作
秋		本	の	り	子
か	つ	また	竜		大
西		村			敦
宮		本			均
中		山	幸		紀
松		永	鉄		兵

荒石加稲越大堀かい松竹松岩	木原藤葉川場越づ井内永井	詩よし武健雅清修清	郎の中央二史諭優勉努海巳郎
---------------	--------------	-----------	---------------

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸	多一
代表監査委員	菅原	卓雄
教育長	田中	庸惠
危機管理室長	佐久間	剛
広報室長	麻生	文喜
総務部長	植草	耕一
中核市準備担当理事	鹿倉	信一
企画部長	小沢	俊也
財政部長	稲葉	清孝
情報政策部長	佐藤	敏和
文化スポーツ部長	森田	敏裕
市民部長	蛸島	和紀
経済部長	小塚	真康
観光政策課統括課長	加科	学
福祉部長	立場	久美子
こども政策部長	秋本	賢一
保健部長	二宮	賢司
環境部長	根本	泰雄
街づくり部長	川島	俊介
道路交通部長	藤田	泰博
水と緑の部長	高久	利明
行徳支所長	菊田	滋也

消 防 局 長	本 住	敏
選 挙 管 理 委 員 会 長	小 林 茂	雄
事 務 局 長	藤 城 久	保
農 業 委 員 会 事 務 局 長	板 垣 道	佳
会 計 管 理 者	小 倉 貴	志
教 育 次 長	永 田	治
生 涯 学 習 部 長	藤 井 義	康
学 校 教 育 部 長		

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	小 泉 貞 之
事 務 局 次 長	六 郷 真 紀 子
(議事担当)	
主 幹	米 津 孝 成
副 主 幹	金 子 貴 一
主 査	尾 本 悠 介
主 任 書 記	北 川 陽 一
主 任 書 記	高 柳 陽 一
(調査担当)	
主 幹	上 原 高
主 査	前 田 悠
主 査	岡 澤 英 康
主 任 書 記	荒 木 智 貴
書 記	福 井 寿 明

---

○松永修巳議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○松永修巳議長 日程第1議案第32号市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてから日程第17報告第37号専決処分の報告についてまでを一括議題といたします。

これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

公明党、中村よしお議員。

〔中村よしお議員登壇〕

○中村よしお議員 おはようございます。公明党の中村よしおでございます。公明党の代表質問を行ってまいります。補足質問者は小山田直人議員です。先順位者の質問と重複を極力避けて議論を進めてまいりたいと思います。

市長の市政・財政運営の考え方について。

田中市長から令和5年度当初予算編成の考え方が打ち出されました。急速な高齢化と公共施設の老朽化に加え、収束の兆しが見えない物価高騰など、市川市財政の歳出圧力を強めていることに対して、持続可能な市政運営を行っていくための財政運営の工夫は必須であります。今般の令和5年度当初予算編成、将来を見据えた財政保全措置と緊急事業選択の実施については、急激かつ収束の兆しが見えない物価高騰に対するものとして、その必要性については理解をしています。一方で市民からは、市の予算が減らされると聞いた、また行政サービスが低下するのではないかと、の素朴な意見や、市に要望していたことがやってもらえなくなるのではないかと、心配であるという声も聞こえています。

そこで、今般市長が打ち出した来年度予算編成方針の考え方を含め、市長の市政・財政運営の考え方について、先順位者への答弁などを踏まえて整理しながら伺ってまいります。

物価高騰が市民生活、事業者に与える影響と本市の物価高騰対策の内容及び効果について。

物価高騰が市民生活や事業者に与える影響は大きいと考えますが、本市はどのように捉えているのか。

また、本市はどのような物価高騰対策を講じてきたのか、その内容及び効果について本市の見解を伺います。

次に、物価高騰が本市事業に与える影響について伺います。

物価高騰は、本市の事業に対しても歳出増の圧力を与えていることは、さきの9月定例会や今12月定例会で計上されている補正予算を見れば明らかであります。そこで、物価高騰が本市事業に与える影響について本市の認識を伺います。

次に、予算編成におけるマイナスシーリングの考え方及び事業に与える影響について伺います。先順位者の答弁で一定の理解をしましたが、予算編成におけるマイナスシーリングの考え方及び事業に与える影響について伺います。

先順位者への市長答弁で、無駄を省き優先順位を決めるとありました。そういうことなんだろうと思います。いわゆるマイナスシーリングについては、マイナスシーリングによる予算編成を行っている自治体はあります。本市のマイナスシーリングの考え方については、なぜか唐突感があることや正確に伝わっていない、また、その目的とするところの具体性が不明瞭な印象を受けます。

そこで、予算編成におけるマイナスシーリングの考え方及び事業に与える影響について伺います。

最後に、クリーンセンターや斎場、公共施設の建て替えにおける財源の手当てについてどのように考えている

のかについてです。

クリーンセンターや斎場の建て替えを最優先にして、公共施設の建て替えについては後に回していくということだと受け止めています。一方で、今後3年間のマイナスシーリングによる予算編成を行うことで捻出した財源を何に対してどのように使うのか、市民に対して分かりやすい説明があってもいいのではないのでしょうか。

そこで、クリーンセンターや斎場、公共施設の建て替えにおける財源の手当てについて、どのように考えているのか伺います。

次に、下水道使用料金引上げについて伺います。

下水道使用料金の改定時期について、さきの9月定例会における公明党の代表質問で、物価の高騰などで市民が苦しんでいる中、下水道料金の改定は時期がよくないと考えます。下水道料金改定の実施に当たり、最終判断の余地を残し、今後の市民への影響、景気判断、消費者物価指数など、あらゆる数値や動向をぎりぎりまで研究し、市民生活への影響が大きいと判断した場合には、実施を半年ないし1年ずらすなどの措置を講ずることを考えているのでしょうかと質問しました。それに対し、今後の物価等の状況を注視し、市民生活が極めて厳しい状況に悪化すると見込まれる場合には改定時期を再検討するなど、柔軟に対応していきたいと考えているとの答弁を田中市長よりいただきました。物価高騰は今も続き、先行きも不透明であると認識しています。

そこで、現在の物価高騰による市民生活の状況についての認識及び実施時期の検討状況について伺います。

次に、体育館と給食室へのエアコン設置について伺います。

体育館のエアコン設置については、既に4校に設置されています。今回の補正予算では、来年度の夏休み期間中に設置するとして、小学校7校分、債務負担行為の補正で5億9,500万円が計上されています。また、給食室のエアコン設置は喫緊の課題であります。給食室にエアコンを設置していない39校全てに、来年の夏休み期間中にエアコンを設置するための補正予算を計上した、その素早い対応に敬意を表するものであります。重要なことは、予算成立後、給食室で働く方々が熱中症などにならないよう到来夏の対応を行うこと、そして一刻も早くエアコンを設置していかなければならないことでもあります。

そこで、体育館と給食室へのエアコン設置事業の目的、内容、課題について伺います。

次に、子どもの幸せを最優先する社会の構築に向けた国の動向についての本市の認識及び対応についてです。

公明党は11月8日、結婚、妊娠、出産から子どもが社会に巣立つまで切れ目のない支援策を掲げた子育て応援トータルプランを発表しました。当プランは子どもの幸せ最優先社会を目指し、少子化、人口減少の克服に向けた具体策を示したものです。当該プランは、新たに子ども政策を中心に据えた「こどもまんなか社会」の実現、男女間の不平等解消、性別役割分担意識の是正、若者が将来の展望を描ける環境整備の3つの方向性を追加しています。これを基に子ども政策全般及び働き方や社会保障を見直すとしたのが特徴となっています。当プランの実現目標は今後10年と設定しています。目標の実現には、社会全体の課題として支援する仕組みづくりや子ども関連予算の大幅拡充、人的体制の強化が不可欠であり、プランに掲げた政策をまずは来年度の骨太の方針に盛り込み、国と地方のネットワークで実現へ努力する決意であります。

さて、子ども政策を実行する司令塔は来年4月に発足するこども家庭庁です。こども家庭庁は子ども政策に携わる関係府省の担当部局を統合するとともに、政府内にまたがる他の調整機能も集約します。縦割り行政の弊害を打破し、子育て支援の強化のほか、貧困や虐待といった問題の解決を目指しています。首相直属の機関と位置づけられ、300人規模の体制で発足するということでもあります。こども家庭庁の新組織には企画立案・総合調整、成育、支援の3部門を設置。少子化や子どもの貧困対策、いじめ、虐待防止など幅広い問題に取り組み、他省庁への勧告権を持つ担当相と事務方トップの長官を置くことで権限を明確化させるとのことです。岸田文雄首相は設置法の成立を受けた後の記者会見で、「こどもまんなか社会」を実現しなければ日本の未来を描く



ことはできないと強調されています。本市においても、これまで以上に子どもの幸福最優先社会の実現、「こどもまんなか社会」実現に取り組んでいかなければならないと考えます。

そこで、来年4月のこども家庭庁発足に向けた本市の対応について伺います。

次に、伴走型子育て支援に係る本市施策について伺ってまいります。

補正予算に計上されている伴走型子育て支援に係る事業について、赤ちゃん健やか応援給付金事業について、本事業の背景、目的、期待する効果、計画について、子ども医療費助成事業の拡充について、本事業の背景、目的、内容、計画、課題について、フードリボンプロジェクト支援事業について、本事業の背景、目的、内容、課題についてを伺います。

新型コロナワクチン接種後の健康被害支援について伺います。

支援の背景、目的、内容についてお聞かせください。

次に、デジタル地域通貨の導入について伺ってまいります。

デジタル地域通貨については、幾つかの地方自治体で実施されています。例えば県内では、木更津市内で展開する電子地域通貨アクアコイン。このアクアコインは木更津市内限定で利用できるキャッシュレス決済で、2018年10月、木更津市・君津信用組合、木更津商工会議所の3者連携によって運用が開始されているとのこと。そのほかにも岐阜県飛騨・高山地域のさるぼぼコインや東京都世田谷区のせたがやPayなどが有名です。それら各自自治体のデジタル地域通貨サービスについて、内容は一律ではなく、それぞれ工夫をしています。翻って本市のデジタル地域通貨について、目的とするものは何か、その内容はどのようなものかなど、確認してまいりたいと思います。

そこで、本事業の背景、目的、内容について伺います。

次に、健康寿命日本一の取組について伺ってまいります。

市民が健康を意識できる機会の創出事業について、取組の背景、目的、期待する効果について伺います。

次に、市川市大町公園の再整備についてです。

先日、市川市動植物園に行ってまいりました。残念ながら、大町公園全体をつぶさに見て回ることはできませんでしたが、職員が工夫をしておられました。とても魅力のある施設であると感じました。一方で当該公園は老朽化が進んでおり、より魅力的なものに見直す必要があるとも感じました。今回は市川市大町公園をどのように魅力的な施設に再整備していくか、議論を進めてまいりたいと思います。

そこで、まず市川市大町公園の現状と課題について、そして市川市大町公園の再整備について、本市の見解を伺います。

次に、自転車安全対策について伺います。

本市の自転車の台数の推移、状況、自転車保険の加入状況について、危険な運転に対する本市の取組について伺います。

次に、西部公民館建て替え計画について、現状及び今後の計画について伺います。

以上、1回目の質問となります。答弁によって再質問を行ってまいります。

○松永修巳議長 質問は終わりました。

答弁を求めます。

稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 私からは大項目、市長の市政・財政運営の考え方についてお答えいたします。

初めに、(1)物価高騰が市民生活、事業者に与える影響と本市の物価高騰対策の内容及び効果についてです。総務省が公表している消費者物価指数によると、令和4年10月における総合指数は前年同月比3.7%の上昇とな

っており、内閣府が公表する11月の月例経済報告においても、景気は緩やかに持ち直しているものの、消費者物価は上昇していると判断し、物価上昇について十分注意する必要があるとしております。こうした物価高騰の影響は多岐にわたり、食料品や家事用品などの生活必需品の値上がり在家計や市内事業者の経営を直撃している状況です。中でも特に影響を及ぼしているのが光熱費で、電気代については前年同月比20.9%、都市ガス代については前年同月比26.8%の上昇となっております。

そこで本市の対応ですが、6月補正予算及び9月補正予算として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、生活者支援としては約1億200万円、事業者支援としては約6億3,400万円、合計で約7億3,600万円を計上いたしました。本12月定例会においては、生活者支援として、物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援するための補正予算、赤ちゃん健やか応援給付金約7億4,800万円を計上しております。

次に、(2)物価高騰が本市の事業に与える影響についてです。物価高騰は本市の財政運営にも大きく影響を及ぼしており、建築資材の高騰などによる建設事業費の大幅な増加のほか、公共施設の光熱費をはじめとした維持管理経費など、市民サービスを提供するための様々な経費の負担増につながっております。例えば建設事業については、物価高騰など様々な要因により、工事費が現時点でおおむね2割程度高騰しており、継続費を組んだ事業についても予算の増額補正を余儀なくされている状況です。また、公共施設などの光熱費では、9月補正予算にて、クリーンセンターについて約6,000万円の増額を行ったほか、12月補正予算としても約3億4,000万円を計上しております。今後の予算執行の状況によっては、2月補正予算でさらに増額の必要となる、このような可能性もあると考えております。こうした影響は来年度以降も続くものと見込んでおり、新年度の予算編成に大きく影響するものと考えております。

次に、(3)令和5年度当初予算編成におけるマイナスシーリングの考え方や事業への影響についてです。物価高騰の影響は長期化するものと見込まれるため、何も対策を講じなければ、経費が増額した分、歳出予算額が膨らむこととなります。本市の財政状況はこれまで良好に推移してきましたが、10年先を見据えた場合、決して楽観できず、現状のままでは財政運営が厳しくなることは明らかでございます。

そこで経費の見直しを行い、歳出予算の規模を抑えることは、一般の家計と同様に必要なことと認識しております。一方、必要なサービスは当然維持しなければならず、また公共施設についても、既に法定耐用年数を経過したものが多く、順次更新を進める必要があることから、それらに備え、財源をどのように留保しておくかが重要な課題と捉えております。このように市民生活への影響に配慮し、将来を見据え、財政運営を持続可能なものとしていくために自ら厳しい措置を講じたものでございます。

最後に、(4)財源の確保についてです。これまで物価高騰などを理由に、老朽化した公共施設の建て替えを含め建設事業などの着手時期を見直してまいりましたが、いずれは着手せざるを得ないものと認識をしております。そこで、現時点から公共施設の更新などに要する一般財源を留保するなど、将来の財政負担の平準化を図る必要があるものと考えております。現在進めておりますクリーンセンターについては、計画的に積立てを行ってまいりましたが、それ以外の公共施設については積立てができていない状況にあり、今回の取組により捻出した財源を優先的に進める事業に充てるほか、これらの施設整備のための積立てに活用したいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 私からは大項目、下水道使用料の引上げについてと大町公園の再整備についてお答えいたします。

初めに、下水道使用料の引上げについてでございます。現在も物価高騰が続き、収束の兆しが見られず、市民生活における経済的影響が改善されていないことは認識しております。その上で、下水道使用料改定を令和5年4

月に予定どおりに実施するかを検討状況について御説明いたします。

まず、今回の下水道使用料の引上げ幅ですが、当面は物価高騰が持続する見通しであることを考慮し、最大限抑制した内容としております。具体的には、利用者世帯の約92%が使用する月30㎡までの改定率を当初案の5.6%から半分の2.8%に圧縮しております。そのため、負担増加額は20㎡使用した場合で1か月当たり税込みで71円、30㎡使用した場合で1か月当たり税込みで115円と、家計の影響に配慮したものとなっています。また、生活保護受給者世帯につきましては、下水道使用料を全額免除しておりますが、生活保護を受給していない世帯につきましても、新型コロナウイルス禍による収入減少や物価高騰などにより下水道使用料の支払いが困難となった場合には、水道料金と共に支払いを一時猶予する制度がありますので、今後、下水道使用料改定の内容とともに、改めて周知を図ってまいります。これらの対応で、下水道使用料の引上げにより市民生活が極めて厳しい状況になることは避けられるものと考えております。また、下水道使用料の改定期を延期した場合には資金収支が悪化し、一般会計から資金を繰り入れる必要が生じます。以上の検討を行った結果、下水道使用料は予定どおり、令和5年4月より改定したいと考えております。

続きまして、大町公園の再整備についての(1)大町公園の現状と課題についてでございますが、市の北東部に位置する大町公園は動物園、観賞植物園、自然観察園から成り、貴重な自然が残る自然学習やレクリエーションの場として多くの市民から親しまれております。

まず初めに動物園についてでございますが、動物園は、昭和62年に小動物を中心とした動物との触れ合いをテーマに開園、開設され、今年で開園35周年を迎えます。代表的な飼育動物はレッサーパンダ、スマトラオランウータン、コツメカワウソなどがおり、令和4年11月末現在、47種347点の動物を飼育しております。近年の取組としては、令和3年度にアルパカ6頭とマイクロブタ6頭、フェネック2頭を新規に導入し、人気を博しております。また、令和3年度からは鷹匠の所属する会社と協定を結び、定期的に鷹のフライトショーを行うなど、新しい催しにも取り組んでいるところであります。動物園の主な課題としましては、開園35年が経過したことによる施設全般の老朽化の問題が出てきております。加えて、近年は動物の習性や行動を見せる展示方法が主流であり、今後の改修に合わせ、動物の魅力を十分に発揮できる施設としていくことも必要であります。また、令和2年6月より食堂が、令和4年5月より売店が運営する会社の都合により撤退したため、休止しております。

続きまして観賞植物園についてでございますが、観賞植物園は平成5年に大町公園中央部付近に無料施設として開設され、今年で29年が経過しています。園内には熱帯、亜熱帯の植物を配置した大温室とサボテン温室があり、約330種の植物を展示しております。観賞植物園の主な課題としましては、植物の入替えなど展示方法の変更が難しく、目新しさを出しにくいことや、温度や湿度を管理するための機械設備の老朽化が挙げられます。

最後に、自然観察園についてでございます。自然観察園は、昭和48年に長田谷津と呼ばれる谷津田を利用する形で開設されました。自然観察園では現在も湧水が湧き出ており、様々な動植物が自生する希少な場となっております。これらの自然を楽しんでいただくための催しとして、夏にはホテル観賞会、秋には紅葉山開放などのイベントを行っております。また、バラ園では、春と秋の開花時には多くの来園者でにぎわうほか、冬には飛来する野鳥の観察などもしやすく、四季を通じて楽しめる場所となっております。課題としましては、開設から50年が経過する中で、中央湿地が上流部や両側斜面より流れ込む土砂により陸地化し、蛍など水生昆虫が減少してきております。また、斜面林が成長し過密となり、地面へ光が差し込まないことにより下草や低木が繁茂しにくくなり土砂が流出しやすくなることや、幹が細くなり風雪に弱くなること、日本全国で問題となっている森林害虫が媒介するナラ菌による常緑樹のナラ枯れなど、森林の健全性が損なわれてきています。そのほかには、あずまやなど、園内施設の老朽化が挙げられます。

続きまして、(2)の大町公園の再整備についてでございます。これら大町公園全体が抱える課題を踏まえ、令

和2年度に大町公園再整備基本計画を策定いたしました。基本計画の主な方針としましては、動物園、観賞植物園、自然観察園のそれぞれの施設で遊び、憩い、学びの観点から施設の在り方を検証し、それぞれの施設を強化、連携することで大町公園全体の魅力を高め、利活用を促進していくこととしております。

初めに、動物園の再整備の方針についてですが、動物舎については、単なる老朽化対策による延命化にとどめるのではなく、展示の方法や効果などを検証しながら、より観察しやすく楽しめる動物舎への改良を行うこととしています。その上で必要なものについては建て替えを行い、改修により魅力を引き出せるものについては改修工事を行ってまいります。その中で、集客効果の最も高い触れ合いゾーンは、家畜舎と1つにすることにより規模を拡大し、雨天など悪天候でも楽しめるよう来園者に配慮し、動物の環境にも適した屋内対応型のゾーンとすることを目指しております。また、来園者に人気のあるカワソウなどの小型の動物は、野生での行動を引き出す展示方法を取り入れ、間近で野生動物の魅力を楽しめる施設となるよう計画しております。ミニてつ広場では、家族連れが十分楽しめる遊具の拡充などを考えております。現在休止している食堂及び売店につきましては、新たな事業者を公募形式で選考する準備を進めております。動物園にはお孫さんを連れた家族連れが多く訪れるため、新たな事業者には、例えば小さなお子様からお年寄りまで幅広い年齢層に合った飲食の提供や、当園のアルパカの毛を使ったオリジナルグッズの販売など、来園者に満足していただけるような提案を求めています。

続きまして観賞植物園の再整備の方針についてですが、観賞植物園では、中庭を含め、親しみやすい温室展示へと転身を図り、コーヒー、カカオ、バナナなど、なじみの多い熱帯性の植物などを多く栽培し、イベントを通じて来園者へ提供していくことを考えています。既に取りかかっている取組として具体例を挙げますと、大温室内にコーヒーの木を植栽し、収穫から焙煎までを行い、最終的にはコーヒーとして試飲ができるイベントやロビー前で行うコンサート、ガイドツアーなどを行っております。

最後に、自然観察園の再整備の方針についてですが、自然観察園については、森林の健全性を確保するために、過密になり過ぎた樹木の伐採や、蛍が生息できる湿地を取り戻すために、たまった土砂を取り除き、蛍がより近く広い範囲で観察できるような整備を考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 私からは体育館と給食室のエアコン設置についてのうち体育館のエアコン設置と、西部公民館に関する御質問にお答えをいたします。

初めに、小中学校の体育館エアコンの整備状況を申し上げますと、令和4年12月現在、小学校3校に停電対応型のガス式エアコンを、義務教育学校1校にガス式エアコンを設置しており、合わせて4校に設置済みでございます。今回、柏井、宮久保、百合台、大野、真間、中山、大洲の7小学校に体育館エアコンを設置することにより、全55校中、体育館のない須和田の丘支援学校を除き、11校に体育館エアコンが設置されることとなります。

体育館のエアコン設置に当たっては、環境に配慮した再生エネルギーを利用したものなども視野に入れ検討した結果、災害時の停電に対応でき、コストパフォーマンスに優れた停電対応型ガス式エアコンを当面は設置していくとの結論に至ったものでございます。この停電対応型ガス式エアコンは、停電時搭載された発電機で発電をしながらガスを燃料として途切れることなく運転が行えるものであり、館内の照明やコンセント等への電力供給もできるため、災害時に避難所となる体育館には有効な空調設備であると考えております。予算につきましては、今定例会において、小学校体育館冷暖房設備借上料として、令和18年度までの13年間、総額5億9,500万円の債務負担行為の設定を御審議いただいております。また、課題といたしましては、この設置工事期間中、体育館を使用できなくなる期間が最大で2か月程度発生することがございます。

次に、西部公民館の建て替えについてです。西部公民館は集会施設としての機能のほか、図書室、こども館なども併設され、また災害時においては避難所としても役割を果たすなど、所在地である中国分を中心に北西部地域の住民にとって大変重要な公共施設であります。西部公民館は昭和49年に建築され、50年近くの歳月が経過しており、建物全体にわたり老朽化が進んでおります。特に電気設備や空調設備の老朽化が著しいため建て替えの検討をしているところであり、建て替えに当たっては地域住民の意向を確認しながら進めてまいりたいと考えております。しかしながら、西部公民館が面する道路は幅が狭く、建て替え工事に必要な大型車両の通行が困難な状況でございます。そのため、令和8年度以降に予定しております隣接の市川市立中国分保育園の園舎建て替え等に伴う同保育園の敷地のセットバックが完了した後に公民館の建て替え工事に着手する予定でありましたが、公共施設の更新についてはクリーンセンターや斎場の建て替えなどが先行されるとのことですので、当初のスケジュールより遅れるものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 私からは体育館と給食室へのエアコン設置についてのうち、給食室へのエアコン設置についてお答えいたします。

初めに事業の目的ですが、学校給食室では、46校のうち39校で冷暖房設備が未設置となっており、加えて、今年は例年よりも早い6月下旬より始まった猛暑の影響もあり、夏休み開始までに調理従事者から体調不良を訴える報告が36件ありました。その多くは、熱中症の重症度分類が最も軽い軽症相当であったため、休憩後には業務を再開することができましたが、1件は救急搬送される事態となったものです。このような状況を受け、早急に学校給食室における職場環境を改善し、調理従事者の安全を確保するとともに、安定して給食の提供を継続できる環境を整えるため、未設置である39校の給食室全てに冷暖房設備の設置を進めることとしたものであります。今回、早急な対応が迫られていることを鑑み、単年度で全校一斉に導入できること、できるだけ安価であること、より給食室の環境に適した効率的な設備であることなどを考慮し、空調方式はこれまでの大型空調機による全体空調方式ではなく、給食室の熱源部分に合わせた部分空調方式を初めて採用する考えです。また、調達は一括発注とし、債務負担行為を設定して年度内に入札することで、単年度で全校設置ができる工期を確保する計画としています。

導入に向けた課題といたしましては、給食を止めることなく冷暖房設備の設置を行うことです。このため、給食室内の工事が夏休み期間中に限られてしまうことから室外機の設置を事前に行うなど、効率的な工程管理を行うことが必要となります。また、冷暖房設備の設置完了は9月を予定していることから、それまでの間の暑さ対策を講じ、できる限り調理従事者の安全を確保していくことが課題と認識しているところです。

以上でございます。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 私からは大項目4つ目と5つ目の御質問についてお答えします。

なお、御質問が4項目あり、答弁にお時間をいただきますので、御了承いただきたいと思います。

初めに、大項目4つ目のこども家庭庁発足に向けた本市の対応についてであります。こども家庭庁が目指す子どもの幸せを最優先する社会、いわゆる「こどもまんなか社会」とは、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を真ん中にする社会であり、子どもの視点で子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするとされております。本市は、これまでも子ども自身が尊重される社会や全ての子どもと子育て家庭を支える社会等を市川市子ども・子育て支援事業計画に基本方針として掲げ、子どもの最善の利益が実現される社会を目指す取組を総合的に進め

てまいりました。一方で、こども家庭庁が基本理念としている子どもの意見を年齢や発達段階に応じて政策に反映していく、18歳など特定の年齢で一律に区切ることなく、子どもや若者が円滑に社会生活を送ることができるよう支援するといった取組については充実が必要と考えております。今後は子どもや子育て当事者の視点に立った政策立案、制度や組織による縦割りの壁を乗り越えた切れ目のない支援などの実現を目指し、新たな課題にも積極的に取り組んでまいります。

続きまして、大項目5つ目、伴走型子育て支援に係る本市の施策についてのうち、(1)赤ちゃん健やか応援給付金についてであります。新型コロナウイルス感染症の長期化やウクライナ侵攻等により、電気、ガス料金や食料品など、生活に直結する商品の価格の高騰が続いております。特に乳幼児を抱える子育て世帯においては、紙おむつや粉ミルク、離乳食などの値上げが日々の生活に影響を与えているところであります。そのため、本市はこのような困難な時代に生まれてきてくれた赤ちゃんをはじめとする小さいお子さんの健やかな成長を応援することを目的に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した赤ちゃん健やか応援給付金を支給することとしたものであります。支給対象は、平成31年4月2日から令和5年4月1日までの間に生まれたゼロ歳から3歳の児童となり、児童1人当たり4万5,000円を支給いたします。対象となる年齢の乳幼児は幼稚園、保育所などを利用してないことが多く、家庭での育児に対しての支援が手薄となっております。そこで、所得制限を設けずに、全ての子育て家庭の経済的負担の軽減を目指してまいります。

次に、給付金の支給方法についてであります。対象児童約1万6,500人を養育している世帯のうち、約7割に当たる令和4年9月分の児童手当受給世帯に対しては、申請手続不要のプッシュ型により支給を行います。令和5年1月上旬に給付金支給の案内を発送し、2月中旬をめどに児童手当の登録口座へ振り込みます。

次に、プッシュ型支給の対象から外れる公務員や、9月から12月の間に出生した児童または市外から転入した児童を養育する世帯につきましては、申請手続が必要なことから、1月下旬頃に対象となる世帯に対し申請書を送付し、2月下旬より随時支給する予定であります。

最後に、令和5年1月から4月1日までの間に生まれる新生児または1月より3月末までの間に転入する対象世帯につきましては、出生等の手続において、併せて給付の申請をしていただき、2月下旬以降から順次支給をしていく予定であります。

次に、(2)子ども医療費助成の拡充についてであります。助成拡充の背景と目的につきましては、本市が抱える課題の一つとして、子育て世代の転出が多いという状況がございます。そこで、市川市なら安心して子育てができると思っていただけるように、医療費について負担の軽減を目指すものであります。

令和5年度から拡充を考えている内容につきましては3点ございまして、まず子ども医療費助成制度において、1つ目として、対象を高校生まで拡充するもので、令和5年4月からの実施を目指しております。2つ目として、一定回数以上の自己負担分を無償化するものであります。これは千葉県が令和5年8月に実施を目指しているもので、具体的には、1つの医療機関につき、1か月当たり入院11日目以降、通院6回目以降、自己負担額を無償とするものであります。本市といたしましては、県に合わせて開始してまいりたいと考えております。3つ目は、ひとり親家庭等医療費等助成制度において、自己負担額を無償とするものです。こちらは5年度当初からの実施を目指しております。

以上、この3点を実現することによりまして、本市は県内有数の子どもの医療費助成制度を整えることができると考えております。

なお、子ども医療費助成制度は国の法的措置がなく、各都道府県の制度の下で実施しております。さらに、各市町村が独自の制度を設けて上乗せ助成をしており、同じ県内であっても対象年齢や自己負担額に違いがあるなど、地域間に格差が生じていることが課題と考えております。本来、子どもの医療費制度は、全国どの地域に住

んでいても同じ条件で医療を受けられる国による統一した制度が望ましいことから、今後も法整備を求めて、県を通じて国へ要望してまいります。

最後に、(3)フードリボンプロジェクト支援事業についてお答えをいたします。

フードリボンプロジェクトとは、成長過程にある子どもたちが経済的状況や家庭の事情で十分な食事を取ることができないときに、地域の大人に見守られながら温かい食事を取ることができる環境を身近につくる取組であります。具体的な仕組みを申し上げますと、飲食店の来店客が食券となるフードリボンを1つ200円で購入し、店内のホワイトボード等に貼り付けていくと、定められた時間帯に来店した子どもたちがそのリボンを使って無料で食事をするができるものであります。

支援に至る背景と目的といたしましては、このプロジェクトを推進する団体が市内にあり、活動を全国的に展開するに当たって、市川市がモデル地区となるよう活動を進めたいという申出がございました。この活動は、本市が田中市長就任直後より取り組んできた学校給食無償化や子ども食堂等への補助など、子どもの食の環境を守る施策に沿うものであることから、側面から支援を行うこととしたものであります。支援内容といたしましては、市は飲食店の参加を促す、地域の大人にフードリボンの寄附を呼びかける、支援が必要な子どもに店舗の存在を案内する。これらのための周知啓発を、チラシ配布や動画配信などにより市内で重点的に行います。地域の飲食店が社会貢献活動に取り組むことで地域のつながりを強め、子どもを見守る機運が高まるとともに顧客の支持や共感を集めるなど、市内飲食店へ活気をもたらし、地域経済の活性化にもつながると考えております。課題といたしましては、まず参加する飲食店の増加、そしてフードリボンを寄附する大人などの賛同者を増やすことが重要であると考えております。

以上でございます。

**○松永修巳議長** 二宮保健部長。

**○二宮賢司保健部長** 私からは新型コロナワクチン接種後の健康被害支援についてです。本市における新型コロナワクチンの接種人数は延べ140万人です。そのうち、健康被害による予防接種健康被害救済制度について、国へ届けた件数は26件で、約5万人に1人の割合です。救済制度を申請するまでの流れについては、ワクチン接種による健康被害が生じた場合、まずは接種医またはかかりつけ医など、身近な医療機関を受診していただきます。診察の上、さらなる対応が必要な場合は専門的な医療機関を受診し、治療を受けることとなります。受診した医療機関の診療録や検査データなどの関係書類をそろえ、市に申請していただくこととなります。

以上でございます。

**○松永修巳議長** 小沢企画部長。

**○小沢俊也企画部長** 私からは大項目、デジタル地域通貨の導入についてと大項目、健康寿命日本一の取組についてにお答えいたします。

初めに、デジタル地域通貨の導入についてです。平成30年度に千葉県が実施した消費者購買動向調査によれば、本市は都心に近接していることから、市民が市外で買物や食事をする機会が多いこと、またネットショッピングの利用が拡大したことなどにより、市内の店舗を利用する機会が減少しているとされております。このような背景から、市内の店舗で利用できるデジタル地域通貨を導入して、市内の資金循環により消費を喚起し地域経済の活性化を図るとともに、健康づくりなどの市民の活動にポイントを付与することで、併せて市民活動の後押しをしたいと考えております。デジタル地域通貨の利用方法につきましては、主にスマートフォンアプリを予定しておりますが、スマートフォンを使用しない方でも御利用いただけるよう、カードを導入する予定でございます。利用に当たっては、コンビニエンスストアなどのATMを使用して、現金でデジタル地域通貨を購入していただきます。店舗での支払いは、アプリの場合は利用者が二次元コードを読み取り、カードの場合は店側が二次

元コードを読み取って決済が行われる仕組みとする予定でございます。

行政サービスとの連携につきましては、先進市の事例では、デジタル地域通貨で市税や公共施設の使用料を支払うなどの連携も見受けられております。しかし、本市におきましては、地域経済の活性化を図るためにデジタル地域通貨を導入することを1つの大きな目的としていることから、利用できる場所は市内の店舗としており、現状では市税や公共施設の使用料などの支払いは想定をしておりません。一方、行政ポイントと連携して健康づくり、エコ活動、市のボランティア活動への参加などに対するインセンティブとしてポイントを付与し、デジタル地域通貨と交換できる仕組みも考えております。このような市民の活動を活性化することがデジタル地域通貨を続けていく上で重要であると考えていることから、ポイントを付与できる事業については順次拡大をしてまいります。

予算の概要につきましては、12月定例会に補正予算としてデジタル地域通貨運用システム構築等委託料6,000万円を計上し、債務負担行為としてデジタル地域通貨推進業務委託費6億6,000万円を設定しております。

まず、デジタル地域通貨運用システム構築等委託料につきましては、デジタル地域通貨と健康ポイントシステム及びシステム間の連携機能の構築などの経費でございます。また、デジタル地域通貨推進業務委託費につきましては、デジタル地域通貨を利用者が購入する経費として約4億5,000万円、プレミアムや還元に係る経費として約1億4,500万円、運営経費として約6,500万円でございます。

なお、この運営経費につきましては、システムの運用管理、店舗への物品の発送、コールセンターの運営、利用者がデジタル地域通貨をチャージする際に、ATMで支払った額の収納代行などに要する経費でございます。利用者の特典につきましては、実証実験のキャンペーンとして、デジタル地域通貨を購入する際に、購入金額に応じて一定のプレミアムポイントを付与する予定でございます。さらに、大手のキャッシュレス決済サービスでも採用されているように、利用者が店舗で買物した際の支払い金額に応じて1%程度の率の還元ポイントを付与する予定でございます。この還元ポイントにつきましては、実証実験期間が終わっても使用できるように検討しております。

次に、健康寿命日本一の取組についてです。本市は子どもから高齢者まで、誰もが健やかに暮らし、お互いを支え合う健康寿命日本一を目指しており、そのためには、あらゆる年齢層に対して健康寿命の延伸に取り組む必要があります。また、コロナ禍での日常生活の制限による運動不足や外出の機会の減少、物価高騰により食材が限定されることによる栄養バランスへの不安など、多くの市民が健康を意識する場面が増えており、健康施策に対するニーズも高まっていると考えております。一方、社会環境としては、スマートフォンや様々なアプリ、身につけて使うウェアラブル端末などのIoT技術が急速に広がりを見せており、市民生活でもとても身近なものとなってきております。

このような市民の健康に対する意識の変化や社会環境の変化を背景に、市民の健康寿命の延伸のため、健康に関する数値を測定することなどによる健康を意識できる機会と、健康的な食習慣を身につける機会と、これから導入を予定しているデジタル地域通貨などと連携させた取組を検討してまいりました。市民が健康を意識できる機会を創出するための具体策としては、市内の公共施設など約20か所に健康アプリと連動している体組成計や血圧計などの健康測定器を設置することを考えております。まずは、自分の体の状態を常にセルフチェックできるようにし、自身の健康を意識する機会を増やすことにより人間ドックや健康診断、がん検診などの特別な検査だけではなく、日々の体の状態を数値化、見える化することで生活習慣を見直すきっかけとなり、モチベーションを上げる効果もあると考えております。このことにより、コロナ禍で外に出る機会が少なくなった高齢者にとって、体の測定のために外出することが人と交流する機会となり、地域とのつながりや人生の楽しみにつながることも期待しております。このような健康に対する取組を健康アプリによりポイント化し、デジタル地域通貨と連



携することで、より健康に対する意識の向上や取組の継続化が図られ、地域経済や市民活動の活性化につながると考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 私からは大項目、自転車安全対策についての(1)本市における自転車の台数の推移、状況、自転車保険の加入状況についてと(2)危険な運転に対する本市の取組についてお答えします。

初めに、(1)についてです。本市における自転車の台数ですが、市内全体での自転車台数については、防犯登録数を参考にしますと、市川署、行徳署管内において、平成24年度から令和3年度の10年間で約44万台の防犯登録がありました。年間の推移ですが、毎年約4万台が登録されており、直近の令和3年度の1年間においては約4万500台が登録されている状況であります。また、自転車保険の加入状況ですが、全体数を捉えた適切な数字は把握できませんでしたので、自転車損害賠償保険の加入状況について千葉県が実施したウェブ調査によると、平成27年度に約30%だった保険加入率は、県の条例で加入を努力義務とした平成28年度には約59%と増加したものの、令和3年度においても約59%となっており、横ばいの状況でございました。

なお、本年7月の保険加入義務化後の状況については、来年1月にウェブ調査を行う予定とのことです。

また、市で実施したe-モニターアンケートにおいては、平成25年度は約34%、平成31年度は約54%であり、本年4月は約60%の方が自転車保険に加入しているとの回答結果となっており、加入状況は増加傾向となっている状況であります。

次に、(2)の危険な運転に対する本市の取組についてでございます。市では、自転車利用者による危険な運転の防止と自転車の安全利用に関する普及啓発を図り、市民の安全で快適な生活を確保することを目的として市川市自転車の安全利用に関する条例を制定し、平成23年4月から施行しているところであります。この条例の下、市では道路交通法、その他の交通安全に関する法令の教育、自転車利用者への安全運転に関する指導及び啓発を、警察署と連携を図り、実施することで自転車の事故の防止に努めております。これまで毎年5月の自転車安全利用月間、毎月15日の自転車安全の日、四季の交通安全運動期間において、警察や交通安全協会等と連携した自転車運転等の啓発活動を実施しております。また、市内主要駅周辺では自転車の安全運転に関する街頭指導を行うとともに、公共施設や駐輪場、自転車販売店など、自転車利用者が目にする機会の多い場所に安全運転に関するポスター等を掲示するなど、より多くの自転車利用者に行き渡るよう広報活動を実施し、自転車利用者に対して自転車の交通ルールの周知を図っております。今後はこれらに加え、児童生徒及び高齢者を対象に警察、学校、自治会等と連携して参加体験型の交通安全教室を実施するとともに、街頭啓発においては自転車運転者への交通ルールの声かけ等を実施し、自転車の安全運転の推進を図ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 答弁終わりました。

中村議員。

○中村よしお議員 それぞれ御答弁ありがとうございました。それでは、再質問を行ってまいります。

まずは市長の市政・財政運営の考え方について、それぞれの項目をまとめながら再質問を行ってまいります。

最初の物価高騰が市民生活、事業者に与える影響と本市の物価高騰対策の内容及び効果についてですけれども、この物価高騰が市民生活、事業者に与える影響について、多岐にわたるが、特に影響を及ぼしているのが光熱費となっていて、電気代については前年同月比20.9%、都市ガス代については前年同月比26.8%の上昇となっていて、市民生活、事業経営、ともに大きな影響を及ぼしていると考えているということであります。また、本市独自の対策としては、6月、9月定例会で生活者支援として約1億200万円、事業者支援として約6億3,400

万円、合計で約7億3,600万円を計上している。本定例会では、物価高騰の影響を受けている子育て世帯支援のために、赤ちゃん健やか応援給付金約7億4,800万円の対策を提案中であると。この財源は、全て国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しているということでありました。この市民、事業者への物価高騰対策の財源には国の交付金を活用できているため、現時点では本市の歳出増に大きな影響は与えていないという印象を受けました。これはこれで結構であります。

(2)の物価高騰が本市事業に与える影響については、この物価高騰は本市の財政運営について大きな影響を与えるということでありました。建築資材の高騰等による建設事業費の大幅な増加のほか、公共施設の光熱費をはじめとした維持管理経費の増加につながっているということでありました。具体的には、工事費がおおむね2割程度高騰していると。9月補正予算に計上した継続費を組んでいる事業について、予算の増額補正や公共施設の光熱費について、クリーンセンターについて約6,000万円の増額補正、そして本定例会で提案している全体で3億4,000万円の増額補正予算を計上していると。今後、2月補正予算でも、さらに増額補正が必要となる可能性があるということでありました。そして、新年度の予算編成にも大きく影響するというふうに考えているという答弁でありました。物価高騰は、本市の財政運営において歳出増の影響を与えるということがよく分かりました。これはこれで結構であります。

予算編成におけるマイナスシーリングの考え方及び事業に与える影響についてですけれども、物価高騰の影響は来年度も含め長期化することが見込まれるため、何も対策を講じない場合、歳出予算が膨らむ。将来を見据えたとき、今だからこそ取り組む必要があると認識をしていて、市民生活への影響を考慮し、真に必要なサービスの低下を招かないよう、事業の優先順位を見きわめながら経費削減に努めていきたいと考えているという答弁でありました。これはこれで結構であります。

次のクリーンセンターや斎場、公共施設の建て替えにおける財源について、どのように考えているかについて再質問を行います。答弁では、今のうちから公共施設の更新などに要する一般財源を留保するなど、将来の財政負担の平準化を図る必要があると考えている。クリーンセンター以外は積立てができていないので、今回のシーリングによる予算編成の取組により捻出できた財源については、優先的に進める事業の財源のほか、公共施設の更新等のための積立てに活用することを考えているということでありました。今回のマイナスシーリングによる予算編成で捻出できた財源の使い道について一定の理解をいたしました。しかし、積立てについて、具体的にどのような手法で行っていくのか。

1つは、優先的に進める事業の財源として財政調整基金に積んでいくという方法があると思います。もう一方の手法として、基金を設置するという方法があると考えます。柏市等、公共施設の改修に関する基金を設置している自治体も見受けられます。

そこで、近隣市における公共施設整備を目的とした基金を設置している自治体について、本市の認識を伺います。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

近隣では、先ほど御質問者からもございました、柏市をはじめ船橋市、習志野市、浦安市の4市において、公共施設の整備などを目的とした基金を設置しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 分かりました。近隣市では船橋、柏、習志野、浦安4市で公共施設の整備等にもかかることを目的とした基金を設置しているということでありました。私のほうで少し調べたんですけれども、令和3年度

末の基金残高としては、柏は平成25年の3月に基金を設置しているということのようですけれども、約176億円、令和4年3月に基金を設置した船橋市が30億円、習志野市が約51億円、そして浦安市が16億円ということのようであります。また、積立ての内容についても差異があります。

さらに質問、また提案をしたいと思っておりますけれども、本市においても公共施設の改修や更新を目的とした基金の設置について検討すべきと考えますが、見解を伺います。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

公共施設整備のための積立ては大変重要だと考えております。公共施設の整備などを目的とした基金については、他市の事例なども参考にしながら庁内で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 分かりました。基金の設置について検討していくということでありました。将来を見据え、公共施設の改修に向けた財政面での備えを安定的に行う仕組みづくりをしっかりと行っていただきたい。そのために、この基金という手法も有効だと思いますので、しっかりと検討していただきたいということを重ねて要望しまして、この項は終わります。

次に、下水道使用料引上げについての再質問です。先ほどの答弁について若干振り返りをしたいと思っております。今回の下水道使用料の引上げ幅は、当面、物価高騰が持続する見通しであることを考慮し、最大限抑制した。負担増加額は、20㎡使用した場合に1か月当たり税込みで71円、30㎡使用した場合で1か月当たり税込みで115円と、家計への影響に配慮している。そのほか、生活保護受給世帯については下水道使用料を免除している。生活保護を受給していない世帯についても、コロナ禍による収入減少、物価高騰などにより下水道使用料の支払いが困難となった場合には水道料金と共に支払いを一時猶予する制度があり、今後、下水道使用料改定の内容と共に周知を図る。これらの対応で下水道使用料の引上げにより市民生活は極めて厳しい状況になることは避けられるものであるという見解でありました。

しかしながら、私、ここで気をつけなければいけないと思うのは、本市の物価高騰対策の対象になっていない市民にとっては引上げ幅、月に71円や115円であったとしても負担増でしかないということであります。本市独自の対策として、6月、9月定例会で生活者支援として約1億200万円、事業者支援として約6億3,400万円、合計で約7億3,600万円を計上していると、先ほどの財政部の答弁でありました。また、本定例会で提案されている物価高騰の影響を受けている子育て世帯のための赤ちゃん健やか応援給付金約7億4,800万円。そのほか、給食費無償化などの事業の対象にならない市民からは、殊さら引上げの負担感や疎外感が増すおそれがあるというふうに考えます。年金生活の高齢者の負担感については特に配慮していかなければならない、気をつけなければならぬと考えています。物価高騰によって、年金生活高齢者の可処分所得はより減少すると考えています。

そのような中で、あえてこのタイミングで下水道事業の経営原則、独立採算制の原則を持ち出してくることに私は異議を唱えるものであります。他自治体においても、来年4月に下水道使用料改定をするところがあります。しかし、その逆に福岡市などは原油価格や物価高騰への対策として、市内の家庭の下水道使用料を2か月間無料にしたと聞いています。福岡市の約88万世帯が対象で1世帯当たり月平均1,300円程度の減免で、10、11月検針の2か月分を対象にしているというふうに伺っています。私の考えになりますけれども、下水道使用料の引上げ幅を圧縮してまで実行するならば、タイミングを見計らって本来の引上げ料で実施することのほうが筋であるというふうに思います。

そこで田中市長に改めて伺います。市の物価高騰対策などを受給しない市民、特に年金生活者がいる中で、現

在の物価水準で下水道使用料を予定どおり改定しても市民生活に大きな影響を与えるとは考えていないのか、認識を伺います。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

おっしゃるとおり、物価高騰の収束の兆しがいまだに見えていない現在において、下水道使用料の引上げをすることについては、会派公明党の議員の皆様をはじめ議会関係者が御心配される気持ちは重々承知しております。今回の下水道使用料の改定率を定めるに当たりましては、市民生活に与える影響について最大限配慮し、家計への負担増加を極力軽減するため、幾度となく検討してまいりました。国においても、物価高騰に向けた様々な施策が講じられていることは中村議員も御承知のとおりであります。さらに、本市におきましては、市民生活の実情にきめ細かく目配りし、部長から答弁がありましたように、市独自の経済対策を講ずることにより、市民の皆様にはトータルでは負担がかからないようにしてまいりたいと思っております。議員や市民の皆様には、現段階では十分と言えない点があるかもしれませんが、このような努力や事情をお酌み取りいただきまして、財政収支バランスを改善するために、現段階では令和5年4月より下水道使用料を改定することについて御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 市長、御答弁ありがとうございます。当初の予定どおり、令和5年4月より下水道使用料を引き上げるといふことでもあります。このことについては残念には思います。月に71円や115円でも、その人や家族の置かれた状況によっては負担を重く感じることを思います。そのことを強く指摘させていただきます。

一方で、市長の御答弁にあったとおり、市長のほうでも深くお考えをいただいているということは理解をしました。また、答弁の中で、本市において市民生活の実情にきめ細かく目配りし、市独自の経済対策を講ずることにより、市民の皆様にはトータルで負担がかからないようにしていきたいというような御答弁をいただきました。この今の御答弁には、私、すごく期待をしたいというふうに思っております。年金生活の高齢者など、厳しい社会経済環境下で生活している市民が恩恵を受けられる対策を講じていただくことをお願いしまして、この項目は終わります。

次に、体育館と給食室へのエアコン設置についてであります。夏休み中に39校全ての給食室にエアコン設置工事を行うということですが、素朴に率直に申し上げて本当に終わるのでしょうか。終わらないと給食が作れない状況が出てくるという問題が発生すると考えます。本当に終わるのか伺います。また、体育館についても、設置工事についての具体的なスケジュールをお示してください。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 給食室のエアコンの設置についてお答えいたします。

冷暖房設備の工期につきましては、先ほどの答弁のとおり、給食を止めることなく行うことが大前提であり、給食室内の工事は夏休み期間中に限定して行う予定です。このため、今回はリースによる一括発注を行うことで、元請であるリース会社を起点に多くの工事業者が動員できること、また債務負担行為を設定し、できるだけ早く業者選定を行うことで事前の準備期間を設けることにより、必要な工期と業者を確保する見込みです。

なお、詳細な工程につきましては、業者選定後に調整する予定としております。

以上でございます。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 体育館エアコン設置の具体的なスケジュールについてお答えをいたします。

今定例会で御承認をいただければ令和5年1月下旬に入札を執行し、3月中旬に契約締結を行い、その後、機

器製造に3か月、屋内機設置に1.5か月、試運転調整に0.5か月の工期を想定しており、夏休み明けの令和5年9月からの稼働を予定しております。体育館が使用できなくなる期間は最大で屋内機設置と試運転調整の約2か月間ですが、一部が夏休み前の7月上旬から中旬にかかる可能性がございます。設置や調整につきましては施工業者とよく調整を図り、できるだけ事業や施設開放への影響が出ないように短い工期で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 体育館のほうはまとめていきたいと思っております。今、御答弁にあったとおり、2か月間ということで、特に夏休み期間中に終わられないことがないようにというふうに私は希望するところですが、御答弁の中で、授業や施設開放への影響が極力少なくなるよう、学校や関係各課、施工業者と協議しながら、できるだけ短い工期でエアコンを稼働できるよう進めていくということでもあります。ぜひそのようにしていただきたいことを要望いたしまして、この体育館についてはこれで結構であります。

次に、給食室について再質問を行ってまいります。今定例会での債務負担行為を設定することによって、できるだけ早く業者を選定して、事前の準備期間を避けて必要な工期と業者を確保する見込みであるということでもあります。そこの工夫の部分は理解をいたしました。繰り返しにはなりますけれども、子どもたちが給食を食べられない期間をしっかりと夏休み中に終わらせることを強くお願いしたいということで要望しておきます。これはこれで結構であります。

さらに伺いたいんですが、エアコン設置について、できるだけ安価な方式というふうにありますけれども、どのくらいのコスト縮減につながっているのか伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

冷暖房設備の空調方式の変更に伴うコストの縮減につきまして、従来は給食室全体の室温を低下させるため全体空調方式の冷暖房設備を採用しており、これを工事により設置することで1か所当たり約2,000万円かかっておりました。今回、全国の様々な事例を調査し、釜やオーブンなどの熱源部分に対して吹き出し口を向け、作業場所に合わせて効率的に室温を下げる部分空調方式とすることで、短期間で多くの給食室に導入している事例がありました。この部分空調方式では、室外機の容量を大幅に下げることができることから、1か所当たりの費用はリースでも従来の約半額程度に抑えられると見込んでおります。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 コスト縮減について、全体空調方式から部分空調方式の導入により、1か所当たり全体空調方式の2,000万円の約半額程度に抑えられるということでありました。ちょっと実物を私見ていないんですけれども、この部分空調と、特に熱くなるようなところにダクトというのか、冷暖房の空気が出てくる場所が何か設けてあるというようなものであります。部分空調方式の効果について、一括でリースで発注するというのではあるので若干不安といいますか、ちょっとあるんですけれども、ただ説明を聞くと、この部分空調方式で十分調理に携わる方々の対策といいますか、安全を確保できるということだと思いますので、それを期待したいというふうに思います。

さらにちょっと伺いたいんですけれども、エアコン設置されるまで、夏休みということになりますので、実は7月とかが熱中症になったりするケースがあるというふうにごっております。特にこの7月等の猛暑対策は重要であるというふうにごってありますが、どのように対応するのか伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

冷暖房設備が設置されるまでの間の暑さ対策につきましては、まずは今年の教訓を踏まえ、調理従事者への注意喚起と体調不良時の早期報告について指導していきたいと考えております。また、熱中症予防の基本である小まめな水分補給と休憩の徹底を図るとともに、効率よく体温を下げるができるアイスベストについて常時着用できるといった応急的な準備についても進めていく考えであります。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 分かりました。調理従事者への注意喚起と体調不良時の早期報告について指導するというのとアイスベストの装着ということでありました。このことに多分効果は期待できるというふうに私も思うんですけども、さらに、この調理従事者の方々の安全を確保するために、そのほかにも様々な角度から検討していただきたいということをお願いしまして、これはこれで結構であります。

次に、子どもの幸せを最優先する社会の構築に向けた国の動向についての本市の認識及び対応についてであります。御答弁で、これまでも子どもの最善の利益が実現される社会を目指す取組を総合的に進めてきたということであります。この子ども施策に関しまして、私も様々なところで担当課の課長さんとか、お話を伺って取組状況を伺っておりますので、本当に一生懸命取り組まれているということは認識をしているところでありますけれども、改めて具体的にどのような施策を講じてきたのかについて伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

本市は共働き世帯や核家族が増加する中で子どもが健やかに育てられる環境を整えるため待機児童対策に力を入れ、主に保育需要が高く、通勤の動線上にある主要駅周辺に認可保育所や小規模保育所などの保育施設の整備に取り組んでまいりました。その結果、令和3年4月時点で待機児童ゼロを達成し、本年もゼロを継続しているところであります。さらに、現在は保育の質を向上させるため、私立保育園と公立保育園が一緒に参加する研修会や公開保育、公立保育園の園長経験者等で組織する専門チームによる施設への運営支援などに取り組んでおります。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 今の御答弁で、待機児童ゼロ対策に取り組んでこられたということで、それがとても大きいことであるということで、それは認識をいたしました。また、様々、さらに御答弁をいただきました。これはこれで結構であります。

さらに質問を進めてまいりたいと思います。こども家庭庁の創設に合わせて、今後の子ども政策を担う組織体制についてどのように考えているのか、本市の見解を伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

こども家庭庁創設後、全国の市区町村は、児童福祉を担う子ども家庭総合支援拠点と母子保健を担う子育て世代包括支援センターの組織を見直し、全ての妊産婦や子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行うこども家庭センターの設置に努めることとされております。現在、本市において、こども政策部の子ども家庭支援センターと保健部の母子保健相談窓口アイティがこれらの業務を行っております。こども政策部と保健部はこれまでも情報共有や連携の強化に努めてまいりましたが、今後はさらに機能的な組織の在り方について検討を進める必要が

あると考えております。こども家庭センターの設置は令和6年4月を目標として、国が現在ガイドラインの作成等を行っていることから、国の動向を注視しながら対応をまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 こども政策部のこども家庭支援センターと保健部の総合相談窓口アイティを、令和6年4月が目標になっておりますので、これをこども家庭センターに統合していくというようなことだと理解しております。また、答弁の中で、今後はさらに機能的な組織の在り方について検討を進める必要があると考えておりますということでありました。私は、この御答弁についてはとても力強いものであるというふうに期待するところでもあります。

最後に伺いますけれども、国のこども家庭庁発足の動きを踏まえて、今までの議論してまいりましたけれども、市の政策や組織においても子どもを中心に据えていくべきであるというふうに考えますが、見解を伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

本市では、健康寿命日本一をはじめとした施策の柱の中に学校給食費の無償化と子ども医療費の助成の拡充を掲げているように、子どもや子育て世帯に向けた施策は本市にとって極めて重要であると認識しております。一方、子育て世帯だけでなく、全ての市民が生き生きと暮らせる持続可能な町を目指すには、子どもから高齢者まで誰一人取り残さないという視点も重要だと考えております。子どもたちの未来は市川市の未来でもあることから、子どもたちへの施策は全庁的にあらゆる視点から考えていく必要があり、来年度からスタートする第三次基本計画でも重点施策に位置づけ、様々な施策と連動して取り組んでいくこととしております。これからも子どもに関する施策につきましては、こども家庭庁など、国や県の動向をこれまで以上に注視し、本市の政策にしっかりと位置づけてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 分かりました。まとめますけれども、こども政策部の答弁にもありましたけれども、子どもや子育て当事者の視点に立った政策立案など、例えば高校生とか大学生に政策立案の場に参加してもらうなど、思い切った取組を検討していただきたいというふうに思います。いずれにしましても、これまでにないような子どもの幸せを最優先にする社会の構築に向けての取組を強く要望しておきます。この項目はこれで結構であります。

次のデジタル地域通貨の導入についての再質問を行います。デジタル地域通貨の導入に当たって、まず八幡地区の店舗で実証実験を行っていくということですが、八幡地区以外の店舗は一切参加することはできないのでしょうか。また、実証実験の期間にプレミアムポイントを付与するということでもありますけれども、そのことがなおさら地区限定にするということで、市内の事業者等に対して不公平感が生じるというふうに考えますが、見解を伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

デジタル地域通貨の利用者は市内全域で募集することから、なるべく多くの店舗が利用できることが望ましいと考えております。ただし、実証実験であることを踏まえたと、様々な小売店や飲食店が並ぶ八幡地区に限定して行うことでアプリやカードの利便性、来客数や売上げなどに関する課題や問題点など、期待している実験デ

ータを効果的に獲得できると見込んでおります。

なお、他の地区におきましても、実証実験への参加を希望する商店会等があれば、まずは御意向を伺ってまいりたいと考えております。

また、プレミアムポイントの付与につきましては、不公平感が出ないように、今回の実証実験だけでなく、他の地区へ事業規模を拡大する際にも検討してまいります。今後、市内の商店会や店舗などから、ぜひ私たちの地区を対象としてほしいと御要望いただけるよう、今回の実証実験ではプレミアムポイントにより強いインパクトを打ち出すとともに、デジタル地域通貨を効果的にPRしてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 今の御答弁で、他の地区について、事業への参加を希望する商店会があれば、まずは御意向を確認したいという一方で、まずはこの地区を限定してプレミアムポイントをつけて、今回の実証実験で強いインパクトを打ち出していきたいということでありますけれども、やはり私、特にこの地域を限定するという点についてはメリットは当然あると思っておりますけれども、ただ、こういったデジタル地域通貨といいますか、そういった制度、仕組みについては結構普及してきているんじゃないかなと。その考え方でですね。例えばPay Payとか、そういった事業を1回やっておりますので、そういうことを考えると、やはり市内全域で希望者手挙げ方式でやったほうがいいのかと。

また、このプレミアムポイントというのは、要は常についているものではなくて、一定の財源を使って予算を投入して、そこでインパクトを与えていくというものでありますので、これで1回行う。そのときに、このプレミアムポイントの恩恵というか、受けられない商店が出てくるということについては、やはりこれは不公平感が出てくるということは否めないのかなと思っておりますので、そういったところもまた検討していただきたいというふうに思います。

また、本市のデジタル地域通貨の星といいますか、肝は、特に地域経済活性化ということを考えて、高齢者がストレスなく地域通貨を利用できるかどうかということであると思っております。そこで、高齢者がカードを利用する際に困惑することがないように、ストレスを受けないような対応が必要と考えますが、具体的にどのような支援をするのか伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

幅広い世代の方にデジタル地域通貨を利用していただきたいことから、高齢者がカードを利用するには特に丁寧な対応が必要でございます。利用者からの問合せに対して迅速に対応ができる専用のコールセンターを開設するとともに、デジタル地域通貨の購入方法や利用方法を分かりやすく示した利用ガイドやマニュアルを作成するなど、誰もが安心して利用できるように支援をしております。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 高齢者に対する対応についても、既によく検討していただいているというふうに思いました。ただ一方で――一方といいますか、これに加えて、やっぱりカードをそもそもどうやって購入するのかとか、そこからよく分かるような説明といいますか、周知が必要になってくると思っておりますので、ぜひよろしく願いしたいというふうに思います。

いずれにしても、コールセンターの設置や地域通貨の購入から利用まで分かりやすく示した利用ガイドやマニュアルを作成するという点でありますので、それはそれでお願いをしたいと。本事業の事業効果が上がる



ような取組をお願いいたしまして、この項目は了といたします。

次に、大町公園の再整備について、施設の課題や再整備計画については理解をいたしました。施設を維持するために費用がかかる一方で、入場料などの収入はどの程度なのでしょうか。大町公園に関する収支について伺います。また、近年の利用者数などの動向についても伺いたいと思います。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 初めに大町公園の収支についてですが、収入については唯一の有料施設となっている動物園の利用料となりますが、令和3年度で約7,300万円となっております。その内訳としましては、主に動物園入場料とミニ鉄道の利用料となります。

なお、動物園の入場料については、小さなお子様を連れた家族連れの方にも負担なく利用していただくため、開園以来、これまで35年間変えておらず、税抜きで大人400円、小学生100円で、未就学児と市内に居住する満65歳以上の方は無料と、安価な設定となっております。

次に、支出については、令和3年度で約3億2,000万円となっております。主な支出内容は施設の管理費であり、その割合は動物園で7割、自然観察園で2割、観賞植物園で1割となっております。

続きまして、近年の利用者動向についてです。動物園の年間利用者数の動向につきましては、平成24年度頃までは年間22万人前後で推移していたところ、平成25年度頃から増加傾向が見られ、近年では約24万人前後となっております。その要因としましては、平成24年度に、半円にした塩ビ管を利用した水路をカワウソが渡る様子が流しカワウソとして話題となり、マスコミ等に多く取り上げられたこと、さらには、当園のツイッターなどでも積極的に流しカワウソに関する情報発信を行ったことなどが好影響を及ぼし、平成25年度以降の持続的な利用者の増につながったものと考えております。しかしながら、令和元年度より現在に至るまでは、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う臨時休園や団体利用中止などの入場制限を行ったため、この間の利用者数は減少しております。

観賞植物園に関しましては年間入場者数3から4万人程度であり、動向としては横ばいとなっておりますが、今年度は11月末現在で2,000人ほど増加しており、昨年度を上回る状況であります。その要因としましては、新たな取組として、小まめな植え替えにより花が咲いている期間を増やしたこと、温室内の植物について解説して園内を巡るガイドツアーや関係部署との協力による猫の譲渡会などを行ったことに加え、動物園同様、ツイッターによる頻繁な情報発信に努めた効果が現れたものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 大町公園の収支については、令和3年度で約7,300万円であると。これ、有料になっているのは動物園だけであるということのようであります。動物園の入場料については、開園以来35年間変えていないと。税抜きで大人400円、小学生100円。一方で、未就学児と市内に居住する満65歳以上の方は無料であると。安価な設定としているということでありました。支出については、同年度で約3億2,000万円ということで、支出のほうが大変大きいということであります。やはり入場料についてはよく考えていかなきゃいけないんじゃないのかなというふうに思います。再整備について計画をされているということでありました。御答弁の中にもありましたように、例えば雨とかが降っていても観察、動物園の中を見て回れるような、そういった施設、また動物の活動の様子を見ることができるといようなことは、他の動物園——私、全部回っているわけじゃありませんけれども、この間、横浜のズーラシアのほうも、どう違うのかなと思って少し見てきましたけれども、やはりそういった工夫はされております。ただ、あちらは規模が大きいので単純な比較はできませんけれども、おっしゃったような工夫というのはやはり大事なのかなと。それに見合った入場料等についてはよく検討していただ

きたいなというふうに思うところであります。

また、近年の利用者の動向についての御答弁では、およそ24万人前後であると。増えている、上昇傾向にある要因としては流しカワウソ。そうですね、すごく話題になりました。私もほかの動物園を見て、市川市の動物園を見て感銘を受けたといいますか、これはすごくいいことだな、すばらしいところだなと思ったのが、レッサーパンダがすごく多くて、手が届くぐらいのところで見ることができる。私が行ったほかの動物園はガラス張り、遠くにあるようなところでありました。コツメカワウソについても、目の前で見るようなことができない。それはある意味、35年前につくった動物園のよいところなんだろうなというふうに思います。こういったオランウータンだとか、レッサーパンダだとか、カワウソとか、あとアルパカですね。そういった動物をぜひ魅力ある動物園に活用と言うとちょっとあれかもしれませんが、飼育をしていただければいいのかなというふうにも思います。

あとは、観賞植物園とかもちよっと見させていただきませうけれども、コーヒーを育てて焙煎をして飲むような、そんなことも取り組まれているということなのでぜひ進めていただければというふうに思います。

再質問を行いますけれども、観賞植物園で猫の譲渡会を行ったということでもありますけれども、であるならばという言い方も変ですけれども。塩浜のほうで犬の譲渡会というのも行っております。私が知っている範囲だと、いわゆる猟犬がけがをしたりすると山の中で捨てられてしまって、そういった猟犬を行徳の方が引き取って譲渡会を行っておられるというようなこともしております。猫の譲渡会を行っているということでもありますので、犬の譲渡会の開催についてどのような御見解をお持ちなのか伺います。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 犬の譲渡会については、猫の譲渡会と同様に観賞植物園に足を運んでもらえるきっかけとなり、来園者を増やす効果が期待できますので、今後、関係部署や関係団体と調整を進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 はい、分かりました。犬の譲渡会を開催する動機というのが多分それぞれ違うのかもしれませんが、いずれにしても、犬の譲渡会を開催することについて前向きな御答弁をいただきましたので、ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

これ、最後の質問になりますけれども、昨年度、若手の飼育員を採用したというふうに伺いました。私も実際、動物園に伺ったときにお会いいたしました。大町公園の再整備について本日議論をしてみましたけれども、やはり将来に向けて、この動物園、また大町公園の施設の発展というのは、現場で働く職員の工夫や努力によるところが大変大きいというふうに思います。

そこで、専門職である飼育員の技術の継承について、また新しい飼育員の採用の効果について伺います。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 専門職である飼育員については、獣医師を含め、現在、正規職員13名、非正規職員6名の計19名で用務に当たっておりますが、令和3年度には25年ぶりに20歳代と30歳代の2名の若手飼育員を増員いたしました。しかしながら、飼育員は開園初期から従事している職員が多く、7割が50歳から60歳代となっております。このようなことから、今後は必要な時期に必要な若手職員を配置して、ベテラン職員の養ってきた技術が失われないよう技術を引き継いでいきたいと考えております。

また、新規採用された若手飼育員につきましては、アルパカの園内散歩やオリジナルLINEスタンプの企画販売、アルパカの毛を利用したワークショップの開催など、これまでになかった柔軟な発想による新しい取組を企画するなど、園の活性化につながっております。今後も飼育員については、専門研修の実施や他園との交流な

どを行い、適正な動物の飼育と施設の魅力向上を担える人材となるよう育成に努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 中村議員。

○中村よしお議員 まとめたいと思います。今の御答弁でありますけれども、現在、計19名で業務に当たっていると。令和3年度には25年ぶりに20代と30代の2名の若手飼育員を増員したということであります。ただ、一方で飼育員は開園初期から従事している職員が多いと。7割が50から60代ということであります。御答弁の中では、ベテラン職員の培ってきた技術を引き継いでいきたいと。動物園を見に行きましたときに、やっぱりそういったベテランの職員の方々がこれまで築いてきた財産といいますか、そういったものも見ることができました。例えばオランウータンが本来すんでいる森といいますか、それと同じような状況に近づけるといことで、消防車の放水のホースをチューブをつなげて、そういったものを設置していると。それがほかの園とかからも反響を呼んでぜひ採用したいという声もあると、そのような話も伺いました。ぜひそういった継承も必要であると。そういった職員の技術を継承していくというためにも、やはり若手を計画的に採用していくことはとても大事であるというふうに思います。

実際、園に行ったときに、アルパカをお連れになっていた職員の方が恐らく若手職員だと思うんですけども、園の中をアルパカを連れて歩いて回って、私、餌をいただいて渡したんですけども、唾を吐きかけられたらどうしようなんてちょっと怖がりながら、かわいいなと思って餌をあげさせていただいたりもいたしました。いざれにしても、園の整備もそうですし、あと人材の採用、育成もとても重要であります。さらに魅力的集客力のある公園にさせていただくよう強く要望しまして、私からの質問は終わります、補足質問者の小山田議員に交代をいたします。ありがとうございました。

○松永修巳議長 以上で総括質問を終わります。

補足質問につきましては、休憩後にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

---

午後1時開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を継続いたします。

小山田直人議員。

○小山田直人議員 公明党、小山田直人でございます。引き続き補足質問を行わせていただきたいというふうに思います。

まず初めに、伴走型子育て支援に係る本市の施策についてでございます。これ、一応伴走型子育て支援ということなんですけども、結婚、妊娠、出産から大学などの高等教育までの間のライフステージに応じた様々な支援という意味合いで今回使わせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

そういった意味で、様々なライフステージの中で、今回、その中でも3点、本市の施策が出ていましたので、先ほどお伺いをさせていただきました。順次再質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、(1)赤ちゃん健やか応援給付金事業についてでございます。

これまで支援の手が手薄であった平成31年4月2日から令和5年4月1日に生まれたゼロから3歳児に対して、1人当たり4万5,000円を支給されていくということでありました。また、対象者は約1万6,500人、児童手当を令和4年9月に受給された約1万2,000人に対しては、市からプッシュ型で2月中旬をめどに支給されると

いうことであります。また、公務員や9月以降に本市へ転入された方については、1月下旬に申請書が送付されるということでもあります。その後、1月から3月末までに転入された方や4月1日まで産まれる方も対象であり、転入届や出生届の提出の際に給付申請を行っていただけるということでもあります。令和3年度に子育て支援特別給付金が支給された際、国の対象者が3月31日までに生まれた方というふうになっていたんですけども、会派公明党の要望により、同学年となる4月1日まで対象としていただきました。今回も同様に、同学年の4月1日生まれまでが対象となっていることに対し高く評価をしたいというふうに思います。

また、財源についても、一部本市の持ち出しはございますけれども、そのほとんどが秋に追加された地方創生臨時交付金によるものであり、これも公明党が強く政府に要望し、増額を勝ち取ったものでございます。交付金の趣旨に沿った活用がなされていることも確認できましたので、大変よかったなというふうに思っております。

さて、一方で、国では現在補正予算が成立をしまいいりまして、出産・子育て応援交付金の実施が決定をされました。本市施策との相違点についてお伺いをいたします。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

出産・子育て応援交付金は、先日成立いたしました国の令和4年度第2次補正予算により創設される新たな事業であります。国の資料によりますと、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産、子育てができる環境の整備を目指し、妊娠期から出産、子育てまでの期間、一貫して親子の身近で相談に対応し、必要に応じて産後ケアや一時預かり、家事支援等、様々なサービスにつないで育児を支える伴走型の相談支援と、クーポン等による合計10万円相当の経済的支援を一体として実施する事業とされております。

なお、この取組に対しては、令和5年度以降も継続していく方針が示されているところであります。

一方、本市の赤ちゃん健やか応援給付金は、昨今の物価高騰に対する経済的支援として、本市が独自に地方創生臨時交付金を活用して一律に対象世帯へ支給するものであり、今回のみの給付としております。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。国の出産・子育て応援給付金は、妊娠届出時に5万円相当、また出生届時に5万円相当の経済的支援をしながら、妊娠時から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体として行う継続事業、一過性のものでなく継続的に行うものであるということでもありました。また、一方で今回の本市の施策は、物価高騰対策に対する経済対策として臨時的に行うものであり、国の事業とは目的が異なるということでもございました。

それでは、本市施策についてなんですけれども、物価高騰対策として設定されたということなんですけれども、なぜ4万5,000円とされたのでしょうか。

また、様々な理由で、この3月末までに申請ができない方がいらっしゃるというふうに思います。受付の期限はいつまでとなっているのでしょうか、お伺いをいたします。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

給付金の支給額は、家庭等における生活の安定などを目的に支給しております児童手当、ゼロ歳から3歳児未満の月額1万5,000円をベースに設定いたしました。令和5年1月から3月までの育児費用の物価高騰分に対応するため、児童手当3か月分に相当する4万5,000円を給付金額として定めたものであります。

次に、受付期間につきましては、プッシュ型で支給される世帯を除く公務員や、9月から12月までに出生、転入した世帯には申請をしていただく必要があることから、令和5年2月28日までに手続きを済ませていただきたい

と考えております。また、令和5年1月以降に対象となる世帯につきましては、出生等の手続の際に併せて給付金の手続をしていただきますが、郵送による申請手続を希望される方もいることから、受付を令和5年4月末まで延長してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 答弁ありがとうございます。

まず、4万5,000円の根拠ですけれども、この児童手当の3か月分を参考に設定されたということでありまして、1月から3月の児童手当が倍額で支給されるというような感じとなることから大変充実した制度になるのかなど、対象者からは喜ばれる制度になるかなというふうにも思います。また、3月に本市に転入してこられる児童であったり、先ほどありました4月1日に出生した児童についてですけれども、令和5年4月末まで受付を延長してやっていただけるということでありましたので、対象となる児童が漏れなく受給できるように御対応のほど、よろしく願いをいたします。

続いて、次に進みたいというふうに思います。次、(2)子どもの医療費助成の拡充についてでございます。

子ども医療費の無償化についてでありますけれども、会派公明党としても、長年にわたって先輩方からずっと取り組んでまいりました。中学3年生まで拡充したり、また所得制限を撤廃したりとやってまいりまして、そして今回は高校3年生まで拡充となったことは本当に大変うれしく思います。先ほど本事業の詳細や課題について答弁をいただきました。令和5年4月1日からは、高校3年生までの拡大とひとり親家庭等に対する自己負担額の無償化をスタートさせるということでありました。本制度の拡充の準備状況は現時点でどのようになっていますでしょうか、お伺いをいたします。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

まず、子ども医療費助成制度の1つ目の対象拡大につきましては、高校生の償還払いを可能とするシステム改修を令和5年3月までに行い、令和5年4月受診分から償還払いで助成を開始する予定であります。また、現物給付につきましては、令和5年11月からの開始に向け、来年度以降、医療機関受診時に提示する受給券の登録、発行など、現物給付実施に必要な作業を行う予定であります。

2つ目の一定回数以上の無償化につきましては、県と連携し、令和5年8月実施を目指して準備を進めてまいりたいと考えております。

3つ目のひとり親家庭等医療費等助成制度につきましては、令和5年3月までに自己負担金を無償とするシステム改修を行うとともに、対象者には令和5年4月から使用する新たな受給券を送付する予定であります。

最後に、周知方法であります。高校生など、新たに子ども医療費助成制度の対象となる方には、令和5年3月に償還払いを開始する周知文書の送付を予定しております。また、市の広報と公式ウェブページ、SNSにより広く周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 御答弁ありがとうございます。

まず、子ども医療費助成については償還払いでスタートをされて、千葉県審査支払いシステムの改修が終わり次第、本市のシステム改修を行って、10月末頃には現物給付に必要な受給券が対象者全員に送付されるというような答弁もあります。償還払いをやっていきますと、申請が手間だということもありますので、これは千葉県の関係もありますけれども、少しでも時期が早められるように準備をしっかり進めていっていただきたいなど

いうふうに思います。

また、一定回数以上で自己負担分が無償化になるという取組につきましては、これは県が取り組んでいる内容であるということをごさいます、こちらも令和5年8月実施を目指されているということをごさいます。さらに、今回、本市としては、新たにひとり親家庭等に対する自己負担額無償化をやっていく。これは県内でもやっているところはなかなかないということで、非常にすばらしい制度だなというふうに思いますけれども、今年度中にシステム改修を行って令和5年4月1日からスタートしていくということでありまして、対象者に対して受給券を送付していくということでありました。これは年度内にシステム改修と受給券の発送と両方やっていくということでもありますので、非常に大変な作業になるのかなというふうに思いますけれども、どうかミスがないようにだけ、よろしく願いをしたいなというふうに思います。ぜひ頑張ってくださいなというふうに思います。

あとひとり親家庭についての制度なんですけども、家庭の状況って様々あります。住民票上ではひとり親となっていないけれども実際はひとり親であったりとか、そういった御家庭も実はございます。そういった御家庭の実情をよく把握いただいて、対象として漏れることがないようにしっかり相談も乗っていただいて、こちらは幅広く対応をしていっていただきたいなというふうにお願いたします。

次に、子ども医療費助成制度の課題についても御答弁をいただいたかなというふうに思います。やはり国が財政措置を含めて法整備をしっかり行っていくということ、国として統一した制度を構築していくということが、これは絶対必要だと私も思います。本市の財政負担も医療費のかかるところが非常に大きいなというふうに思いますし、また、医療費無償化をやることのペナルティーとして国民健康保険の国庫負担金の減額措置がなされております。本市では、令和3年度で約1,000万円減額がされております。高校3年生まで拡充となると、さらに減額措置が増えていくということも予想ができます。こういったところ、やはり国が財政措置も含めてやっていかないといけないんだなというふうに思っております。

また、現行制度なんですけども、児童手当だったり扶養控除と同様に、実は早生まれがちょっと損をするというような制度設計になっているのかなというふうに思います。例えば4月1日生まれであれば、18歳と364日間、この制度が使えるんですね。18歳となって初めての3月31日まで使えるということですから。なので、3月31日に生まれた方というのは、この医療費の助成が18歳だったら、その日しか使えないということで、364日間のすごい差が出てしまうということもあるんです。そういったところも本当はやっていかなきゃいけないんだろなというふうに思います。

高齢者人口が今後最大となる2040年に向けて、公明党としても新たな検討をスタート、始めております。こういった医療とか福祉とか教育といったベーシックサービスと言われるようなところは、国がしっかり責任を持って提供していくことが私は本当に重要ではないかというふうに思います。今後、国への要望として、私ども公明党としてもしっかり行っていきたいというふうに思いますけれども、本市としても、より具体的に県を通じて国に意見、要望を言っていっていただきたいなというふうにお願いたします。

続きまして、(3)フードリボンプロジェクト支援事業についてでございます。

本事業の背景や目的、内容、課題については答弁をいただきました。フードリボンプロジェクトについてですけども、実は私、2022年6月9日の読売新聞にて紹介されている記事を見、そのときは大変興味を持ちました。この中に、先ほども説明ありましたが、来店したお客さんが1枚200円のチケットを購入して、そのチケットを店の入り口付近に提示して、お店に来た子どもたちがそれを手にしてお店の賄いを食べるといった、そういう内容をごさいます、夢食堂という取組で紹介されていた。そのお店は実は福岡市の居酒屋だったんですけども、記事にあった運営団体の拠点を見て市川と書いてあって、あっ、とちょっと思ったんですけども、残念

ながら、現在本市に協力店はまだ1店舗もないというようなことでございます。子どもの居場所の問題であったり、子どもの貧困の問題であったりということは何度か議会でも取り上げさせていただいており、また現在、本市でも調査が進められているものと思いますけれども、子どもたちの居場所づくりを考えた場合、少なくとも小学校区内に子どもたちが必要なときに気軽に行ける場所をつくっていくことがすごい重要であるかなというふうに考えます。その意味でも子ども食堂だけではなくて、こういった地域の飲食店との連携が大変有効になってくるかというふうに思います。

そこで質問なんですけれども、今後協力いただける店舗を増やしていくことが重要というふうに思いますけれども、先ほどの答弁ですと周知啓発活動が主だったんですが、それ以外に例えば規格外の食材を提供したりとか、フードドライブ事業も始まりましたが、そういったものを連携するなどして飲食店を支援していくことはできないでしょうか、お伺いをいたします。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

フードリボンプロジェクトと同様の目的で子どもたちの食事を支援する活動として子ども食堂がありますが、これまでも地域から食材の寄附の申出は多く寄せられております。こうした寄附が飲食店にも応用できるかどうかは各店舗とのきめ細やかな調整が必要になりますが、地域の善意の輪をつなぎ、協力者を増やしていくことは地域で子どもたちを見守る機運の醸成に重要なことから、プロジェクトを推進する団体や飲食店の意見を聞きながら検討してまいりたいと考えております。また、店舗が参加しやすく、長く継続できるような支援策についても、このプロジェクトを推進する団体とともに引き続き検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 御答弁ありがとうございます。運営されている団体であったり、既に実施されている飲食店、市内にはないんですけども、他市に行って話を伺っていただいて支援内容を拡充していただきたいかなというふうに思います。

また、飲食店を訪れたお客さんに対しても何かしらの支援ができないかなというふうにも思います。今回、デジタル地域通貨を導入されていきますけれども、200円のチケットを例えばデジタル地域通貨で支払った場合、25%の50円をキャッシュバックするとか、先ほどちょっとありましたけど、やみくもにキャッシュバックをしていくというよりも、こういう住民の福祉に資することにキャッシュバックしたほうが、より税金の使い方としては私は価値が高いんじゃないのかなというふうにも思いますので、どうかこういった仕組みをまた御検討いただければなというふうに思いますので、よろしくお伺いをいたします。

以上で伴走型子育て支援に係る本市の施策については終わりたいと思います。

続きまして、新型コロナワクチン接種後の健康被害支援についてでございます。

先ほどの答弁の中では、本市では延べ約140万人の方が接種をされているということでありまして、そのうち健康被害による予防接種健康被害救済制度を活用して国に届けた件数は26件であり、約5万人に1人の割合であったということでございました。新型コロナワクチンに限らず、全てのワクチン接種に対しては少なからず副反応があるということは一般的に知られていることでございます。例えばどんなワクチン接種を市民の方がされているかといいますと、赤ちゃんの場合で言うと、定期接種でヒブワクチンだったりとか、ロタウイルスだったりとかいうワクチンがございます。また、昨今、定期接種が入ってきましたけども、子宮頸がんワクチンですね。予防するHPVであったりとか、任意接種のおたふく風邪ワクチンだったり、インフルエンザワクチンも有名などころではあるのかなというふうに思います。

そこで、本市における新型コロナワクチン以外の健康被害の発生状況についてお伺いしたいなというふうに思っています。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 本市における過去10年間の健康被害のあったワクチンは麻疹風疹混合予防接種をはじめ5種類です。これらのワクチンの接種人数は過去10年間で約21万人です。救済制度の申請件数は6件で、3万5,000人に1人の割合です。そのうち認定者が5人、審査待ちが1人であります。

なお、認定された健康被害の症状は、急性の血小板減少症や急性脳症などになります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。本市における過去10年間の新型コロナワクチン以外での健康被害状況ですけれども、今ありましたとおり、延べ約21万人接種されて、制度を使われたのが申請件数6件ということで、約3万5,000人に1人でありました。

また、国に認定された方の症状ですけれども、急性血小板減少症。ですから、血小板がその名のとおり急に減っていくわけですから、血が固まらなくなったりとかというような非常に危険な疾患かなというふうに思いますし、急性脳症ということで、後に後遺症の出る可能性も非常に高いようなものでありまして、かなり重篤な症状であったということが分かりました。国が推進するワクチン接種によって、大多数の方が命に及ぶ感染症を予防することができているということの一方で、副反応による健康被害で苦しんでおられる方が新型コロナワクチン接種以外でも多くいらっしゃるということでございます。

そこで伺いますが、今回の健康被害見舞金は新型コロナウイルスワクチンだけをなぜ対象とされているんでしょうか伺います。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 新型コロナウイルスのワクチンは、国が蔓延防止上、緊急の必要があるものとして接種の協力をお願いしています。接種対象者は生後6か月以上の全ての方であり、対象範囲が広く、本市でも短期間に約140万回の接種を実施しています。また、接種後に副反応が生じ、国の健康被害救済制度を申請する方も多くなっています。このようなことから、新型コロナウイルスワクチンについて見舞金を支給するものです。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。今の御説明ですと、国が緊急的に必要があるものとして、短期間に本市でも約140万回の接種が実施されたという答弁がございました。そのためにやるんだということでありまして、そもそもこの健康被害救済制度の申請は本当に面倒なんです。手間が多くて書類も多くて大変だということで、健康被害が発生していても、その手間と文書費用がかかるために我慢されている方も実は多くいらっしゃるんじゃないかなというふうに思います。本制度は、そのような方に対しても積極的な申請につながるということで非常にいいのかなというふうに思います。

一方で、先ほども申し上げたとおり、ワクチン接種による健康被害で苦しんでいる方というのは、これは新型コロナウイルスワクチンだけではないんです。どうかほかのワクチン接種で苦しんでおられる方に対しても、本市として支援金なり見舞金なりの検討をお願いしたいなというふうに思います。

さて、健康被害救済制度ですけれども、多くの書類が必要だということで非常に手間がかかるんですけれども、本市としては健康被害、申請窓口にて支援をされているというふうに聞いております。申請状況及び副反応により障がいが残った方への支援について、本市の見解を伺います。



○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 新型コロナワクチン健康被害救済制度の申請については、電話や市役所第1庁舎に設置した副反応救済制度申請窓口で受付をしています。主に保健師や看護師が制度の概要やどのような書類が必要になるかなど、申請に関する相談や問合せに応じています。新型コロナワクチン以外のワクチンについては、保健センター疾病予防課で相談や問合せに応じているところでもあります。また、健康被害により障がいが残ったときには適切な支援が受けられるよう関係各課と連携し、対応を図っています。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。窓口については、9月7日に第1庁舎に設置がされており、保健師だったり看護師さんなどの専門スタッフが対応されているということでもあります。健康被害により障がい等が残った場合には、適切な支援を関係部署と連携して行っていくということでもあります。やはり大切なことは、健康被害に遭われた方に対して、本市がしっかりと寄り添っていくことが大事であるかなというふうに思います。申請を支援することも非常に大事なんですけど、その後もやっぱり生活を含めて非常に大事じゃないかなというふうに思います。

また、新型コロナワクチンの特例臨時接種の期間というのは、実は令和5年3月31日までというような形になっております。3月末に接種された方を見舞金についても来年度予算でしっかり確保いただきたいなというふうにも思いますし、臨時接種でなくなった後についても、しばらくはやはり継続をしていく必要もあるんじゃないのかなというふうに思います。こちらはちょっと要望という形になりますが、しっかり対応を検討していただきたいと思いますというふうに思いますので、どうかよろしくお願いをいたします。

以上で新型コロナワクチン接種後の健康被害支援については終わります。

続いて、健康寿命日本一の取組についてであります。

具体的な取組内容について、先ほど答弁をいただきました。健康寿命日本一を目指すために市民の健康に関する意識の向上を図っていく。そのために、健康データの測定を簡単にできる場所を市内約20か所につくり、血圧や体脂肪、また筋肉量といった体組成のデータを測定できるようにされるということでもあります。また、そのデータというものは、健康アプリを活用して個人で管理をされていくということでもあります。これもまた、非常にいい取組であるなというふうに思います。

このように自分自身の健康に関するデータというものを、これはパーソナルヘルスレコード、通称PHRといいます。この導入については、私、実は2019年6月の定例会にて、PHRを活用した健康寿命の延伸についてという一般質問で提案をさせていただいております。今回、このように大きく前進したこと、本当にうれしく思っております。

さて、本市としては、これらの取組を、タニタヘルスリンク社と連携して事業を行っていく旨の発表を行っておられます。しかしながら、昨今、こういったヘルスケア産業に参入している企業というのは本当たくさんありまして、例えば例を挙げると切りがないんですけど、パナソニックヘルスケアさんであったりとか、オムロンヘルスケアさんだったりとか、またディー・エヌ・エーとか、いろいろ複数社存在をしております。今回、なぜタニタヘルスリンク社と連携していくということになったのでしょうか、お伺いをいたします。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

本市ではデジタル地域通貨、健康アプリ、健康測定機器の連携を目指しており、さらに、今後は食についても連携していく考えでございます。これらの連携につきましては、既にトータルヘルスプロデュース業務に関し

て、他の自治体との協定など、多くの実績を有する株式会社タニタヘルスリンクからの助言や協力をいただきながら進めてまいります。また、同社の持つ健康に対する幅広い知識や経験、高い能力、技術力は今後、健康寿命日本一を目指す本市にとって力強いパートナーとなり得ると考えております。健康測定機器の導入に当たってはリースを予定しており、リース事業者については一般競争入札で決定する予定でございます。リース事業者に対して機器のメーカーを指定することは考えておりませんが、導入する機器については、デジタル地域通貨や健康アプリとの連携が可能であること、インターネットに接続しデータのやり取りができること、さらに機器の耐用年数や耐久性、高い精度の測定値といった機能を求めていくことを想定しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。一番のみそは、デジタル地域通貨と健康アプリをどう連携していくかというようなところになるのかなと思いますけども、これは連携実績だったり、あと健康測定機器の精度ですね。また、将来的には食に関する連携も考慮するというものでありましたので、タニタヘルスリンク社が一番じゃないかというような答弁だったかというふうに思います。

私も様々、ちょっと調べてみましたが、デジタル地域通貨と、例えばただの歩数を連携したものというのはすごくたくさんあるんです。ただ、残念ながらデジタル地域通貨と血圧と体組成、こういったものを連携しようとなると大分対象が絞られてくるということでもあります。また今後、食に関して連携させていくとなると、実績を含めて、タニタヘルスリンク社と競合するようところがあまり見つけられなかった、ほとんど見つからなかったというのが私の実感なんですけども、今後入札が行われてくるということでありまして、このリース事業者による一般競争入札になるということでしたけれども、昨今、入札がいろいろ問題があったり等々していますので、どうか疑われることがないというか、そういったことがないような入札にしっかりしていっていただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

さらに質問を進めていきたいというふうに思います。今回、導入が予定されている新しく開発される健康アプリなんですけども、これについて少し詳細に伺いたいというふうに思います。このアプリなんですけども、本市の市民以外でも使うことは可能なのでしょうか。ダウンロード可能なのでしょうか。携帯のキャリアであったりとか端末機器に制限はあるのでしょうか。また、このアプリは無料となるのでしょうか等々、利用上の注意点があればお伺いをしたいなというふうに思います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

新しい健康アプリの機能については、まず歩数計の機能として、歩数が自動で正確にカウントされ、個人データとして蓄積されます。このデータから、市内で最も歩いた人が分かるデイリーランキングなどを確認したり、自分のこれまでの取組をグラフなどによって見やすく表示することも可能となります。市内に設置される体組成計では、体重、BMI、体脂肪率、内臓脂肪レベル、筋肉量、基礎代謝量、体水分率、推定骨量の測定結果がデータとして記録されるとともに、同じ場所に設置する血圧計で測った結果もデータとして残すことも可能です。この健康アプリを使用するには、まず自分の身長、年齢、性別などの基礎データを入力します。このことにより、測定時に毎回入力する手間が不要となるとともに、今の自分の体の状態が標準的な数値とどれぐらいの差があるのかも分かるようになります。これまでの健康マイレージのよさも残しつつ、市民が楽しんで健康活動に取り組める機能としていきたいと考えております。

なお、健康アプリを利用できる対象者につきましては、市民の健康増進を支援することが目的であることから、まずは市内在住の方を対象とする予定です。実際に健康アプリを利用するためには、市は利用希望者にID

を発行します。利用者はアプリストアなどで市川市が指定する健康アプリをダウンロードし、市が発行した個人IDを入力して利用を開始します。利用できる携帯キャリアにつきましては、日本における代表的なキャリアである大手3社全てでの利用が可能です。また、端末機器についてはスマホアプリを利用するため、iOSまたはAndroidであれば利用できます。

なお、利用開始時のIDの入手やアプリのダウンロードについては、通常の通信料以外に利用者の負担はございません。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。アプリについては、ダウンロードに要する通信料以外は無料であるということであります。また、本市の市民だけが使用できると。IDが発行されて、それがないと使用できないということでもございます。

また、この中に保存管理できるデータとしては、歩数も含めてですけども、体重だったりBMI、体脂肪率だったり、内臓脂肪とか、そういったような様々なデータが記録できる、またグラフ化されるということで、見える化がされて自身の立ち位置というか、状況が非常によく分かるものになってくるということでありました。個人が自分のデータを活用して健康管理を行っていく上での第一歩としては非常にいいのかなというふうに思います。また、既に御自宅に血圧計だったり体組成計をお持ちの方って、実は結構いらっしゃるというふうにも思います。自宅で測ったデータもしっかり簡単に入力できるようにしていただければなというふうに思います。

また、今後についてですけれども、さらに目指していくのは市民の健康増進、いわゆる健康寿命日本一というところを目指していくということでございますので、ここに予防医療の観点というものをしっかり入れていただきたいなというふうに思います。この観点というのが、健康診断のデータもこの中に記録保存できるようにしていただきたいなというふうに考えます。特に今後、食に関しても取り組まれていくということでありまして、食習慣とも密接に関わる健康診断の検査データというのがあります。皆さん御存じのデータもあると思うんですけど、例えばガンマーGTPとか、ASTとALTといった肝機能検査ですね。よく聞かなくないと思いますけど、あとクレアチニンとかeGFRという腎機能の検査だったりとか、あとは血糖値、ヘモグロビンA1cという糖代謝ですね。糖尿病とかを見ていくようなデータです。あとは中性脂肪とかLDL、善玉、悪玉とか聞いたことがあるかと思うんですけども、こういった脂質に関するデータ。こういった検査についても、個人が併せて管理をしていくことが大事なのかなというふうに思います。今日の日経新聞にも、図らずもそういったような記事が載っておりまして、これは脂質異常に特化してガイドラインが改訂されましたということですけども、こういったLDLだったり中性脂肪のデータ、食後データもしっかり見ていく必要がありますよねみたいな感じがありました。食習慣で改善ができるというデータでございます。こういったデータをしっかりと見ていくことで、今度、疾患の早期発見にもつながっていく可能性が非常に高いというふうに思います。どれだけ変化したかとか、どれだけ悪くなったかが分かるというのが非常に大事かなというふうに思いますので、ぜひこれらも入れていただきたいなというふうに思います。

また、現在こういった検査なんですけども、技術革新によって血液1滴でもデータが出てくるような時代にもなってきております。なので、併せて気軽に検査ができる環境も実は整備していくと市民の健康寿命を大きく伸ばしていくことにもつながっていくのかなというふうに思います。こういった取組は国も積極的に進めております事業でありますので、ぜひとも、さらに先に前に進めていただきたいなというふうに思います。

以上でこの項目を終わりたいというふうに思います。

続いて、自転車安全運転の対策についてでございます。

先ほど答弁いただきまして、本市の自転車の台数、どれぐらいでしょうかみたいな質問だったんですけども、防犯登録がそこに近いデータじゃないかなということでお示しをいただきました。10年間で約44万台登録があって、直近1年間では約4万から4万5,000ぐらいという感じの推移で増えていっている、登録があるというようなことでありました。

本市の中で保険の加入率ということですけども、直近のデータ、アンケート調査では約60%で、増加傾向にはあるものの、そこから70、80というふうに、どうなっているのかと。最近のデータがないので、まだ分からないですけど、千葉県のデータとしては伸び悩んでいるというようなことも答弁の中でありました。このことから、自転車を市民1人当たり1台保有されているのは当然というか、そういうふうに読み取れると思いますし、逆に保険の未加入台数というのが約18万台程度あるんだろうなというふうに思われます。

そこで再質問をさせていただきますが、本市としても、この自転車の保険の加入を義務づけるということで条例の改正等を行ってきましてけれども、今後どのように加入率を向上させていくのかお伺いをいたします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

自転車保険の加入向上の取組については、保険加入が義務化される前の努力義務のときにも広報やウェブページ、SNSなどでお知らせをし、保険の加入について呼びかけてまいりました。このほか、交通安全教室などにおいても周知啓発を行ってきたところです。これまで本市で実施したe-モニターアンケートの結果では、平成25年度の約34%から本年4月の約60%と、加入率も上がっている状況でございます。また、本年7月に千葉県条例で保険加入が義務化されてからは、自転車の安全運転のチラシ等の自治会配布や公共施設などでのポスター掲示など積極的に広報啓発活動を行い、保険加入について呼びかけております。一方でe-モニターアンケートでは、保険に加入しない理由として、加入方法が分からない、手続きが面倒といった意見も見受けられたことから、今後は市のホームページからも自分のニーズに合った保険を比較検討し手軽に選べるよう、保険内容や種類、また加入方法なども紹介することや、併せて広報など紙媒体でも紹介し、保険加入の向上につなげてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。保険になかなか加入しない理由として、先ほどありましたけども、加入方法が分からない、手続きが面倒といったアンケートがあったということでありました。私のところにも同様の相談が来ておりまして、どれを選んだらいいのかとか、どこで入れるのかとか、特に御高齢の方とか、そういった相談が寄せられてきておりました。本来は新規で自転車を購入された際、自転車販売店等々で説明された後に適切な保険に加入していくという流れが一番スムーズなのかなというふうに思いますけれども、残念ながら毎年4万台から4万5,000台ぐらい新規で防犯登録されているということは新しく自転車が生まれているということだと思うんですけども、保険の加入率がそれに伴って増えてないということがありますので、販売時における説明であったりとか、そういったところのフォローをもう少し強化していくということも保険の加入率を上げていくためには有効なのかなというふうに思います。

本市としても、2022年6月18日に発行されている「広報いちかわ」の3面に保険の内容だったり、種類だったり、比較的分かりやすい紹介がなされておりました。実はこの内容にもうちょっと加えていただきたいのが、最近の事例です。特に高額賠償となった事例なんですよ。保険を選ぶ際にどれを選んだらいいかというのは、結局、どこまで補償内容をつけなきゃいけないのかとかいうところだと思うんですよ。そういったところを、最近、1億円だったりとかという高額な事例も出てきているというのが事実でありますから、それをもって、例え

ば高額な保険に強制的に加入させるとかというような取組はよくないんですけども、そういうことはしてはいけないんですが、事実としては提示していく必要もあるのかなというふうに思います。こんな事例がありました、こういう高額な賠償責任が発生した事故がありましたみたいなのは出している他市もございました。そういったところに触れながらチラシだったり、SNSを活用したりとか、そういったところで啓発を進めていただきたいなというふうに思います。

次に進めていきたいというふうに思います。(2)危険な運転に対する本市の取組についてでございます。

保険の加入、すごい大事なんですけども、事故をなくすこと、危険な運転をなくすことがやっぱり一番大事だなというふうに思います。本市のこれまでの取組としては、市川市自転車の安全利用に関する条例を制定されて、平成23年4月より施行されているということでありました。警察や自治会、学校と連携して安全運転に関する啓蒙も実施されてきました。また、市内の中学校においてスクエアード・ストレイト方式の交通安全運動が実施されたりと、本市としても様々な取組をされてきたというふうに思います。そのかいもあって、自転車安全運転に関する意識というのは、子どもたちの間では少しずつ向上しているのかなというふうに思います。

しかしながら、昨今、コロナ禍の影響もあって、自転車で移動されている方が非常に増えているというふうに思います。スマホを見ながら信号無視、逆走、こういった危険な自転車運転というのが、市内をよく見ていると至るところで目につくなというふうに思います。警察もこれらの危険運転については認識をされておりまして、各地で取締りを強化されているというふうな報道等も流れております。

そこで再質問をさせていただきます。千葉県内及び市川市内における警察による取締りの状況についてお伺いをいたします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

危険な運転に対する取締りについてでございますが、警察の資料によりますと、県内では令和3年度の交通事故における自転車事故の割合は約26%ですが、市川市内においては約39%と高い状況にあります。そこで市川、行徳の両警察では、市内において自転車運転のルール違反に対する警告、取締り、自転車のルールを守ること等の広報啓発などの対策を重点的に実施する自転車指導啓発重点地区路線を指定しております。具体的には、駅等に向かう通勤、通学の自転車利用が多く、交通ルールを守ること等の要望が寄せられている市川1丁目の地区、八幡3丁目の地区、行徳駅前通りを指定しております。特に行徳駅前通りにおいては、東西線行徳駅付近及び国道357号千鳥町交差点付近で自転車事故が多発していることも指摘されております。警察では、自転車事故を防ぐための危険運転の対策として、自転車の交通違反の取締りを強化するとして、先ほどの重点地区路線や、市民から要望があった通称商美会通りや真間銀座通り、富貴島小学校前など、また交通事故多発箇所等で定期的な取締りを実施するほか、その他の場所でも違反者を発見したときや悪質な交通違反に対しては赤切符を交付するとしております。

なお、市川警察では、本年1月から自転車悪質運転者の取締りの強化を開始し、イヤホンの装着、遮断踏切の立入り、信号無視を重点項目として取締りを行っているとのことでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。千葉県内では平成27年から自転車事故が増えており、令和3年の県内の交通事故における自転車事故の割合が約26%ということで、一方、市川市内はどうかということでありまして、この割合が39%まで跳ね上がるということで、いかにこの市川市内の自転車事故が交通事故に占める割合が高いかが分かります。特に市川1丁目、八幡3丁目、行徳駅前通りを自転車指導啓発重点地区路線に

指定されたりとか、また市民から要望があった場所について、本年1月から警察が取締りを強化されて赤切符を交付しているということでもあります。自転車も車両でありますから、道交法に応じて、悪質な違反に対しては赤切符を切っていくということがやっぱり危険運転の抑止には一番つながっていくものというふうにも思います。

一方で、警察の取締りだけで市川市内全体を広範囲にカバーしていくことができるのかというような問題もあるかというふうに思います。そこで、本市には自転車の安全利用に関する条例だったり、また市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例、通称市民マナー条例というものがございますけれども、これらを最大限活用して、危険運転者に対して注意喚起や啓発を行っていくことはできないのでしょうかお伺いをいたします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

危険な自転車運転に対しましては、市川市自転車の安全利用に関する条例において、市長は自転車利用の遵守事項について指導を行う指導員を置き、自転車利用者による危険な運転の防止に努めるものとするところから、平成24年度より市民マナー条例推進指導員が自転車安全利用指導、啓発についても行っております。罰則規定はございませんが、自転車の右側通行、信号無視、一時不停止、携帯電話使用等、本条例の遵守事項に沿って、危険運転者に対し声かけや啓発チラシ等を配布するなどの街頭指導、啓発を行っております。市としましても、自転車利用者による危険な運転の防止と自転車の安全利用に関する普及啓発を図り、市民の安全で快適な生活の確保に努めているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。市民マナー条例推進指導員に自転車安全利用指導啓発も兼務していただいているということでもあります。そうであれば、歩きたばこやポイ捨てなどと同様に、危険運転者に対しても注意喚起や指導、啓発を積極的に行っていくっていただきたいなというふうに思いますし、また、指導員の増員等についても積極的に進めていくっていただきたいなというふうに思います。この条例に、市長は、自転車利用の遵守事項について指導を行う指導員を置き、というのが明確にありますので、どうかお願いをしたいなというふうに思います。

また、自転車の走行ルールなんですけども、これがまた非常に分かりづらい現状があるのかなというふうに思います。私も迷うことが本当にあります。ここ、どうやって行ったらいいんだろうなど。例えば片側1車線の道路で信号機のない丁字路がありました。この際、右折する際は、そこをそのまま右折していいいいのか、それとも100m先にある交差点十字路まで行って戻ってこなきゃいけないのかとか、地域によっていろんなケース・バイ・ケースが発生するのかなというふうに思います。先ほどの答弁で、参加体験型、自治体単位とか小学校単位で講習会をやっていただけたというような話がありましたので、実際の実例ですね。地域に応じて非常に分かりづらいところだったりとか、ここはこうしたほうが安全だとか、そういったところを具体的に講習会をやって啓発も進めていただければなというふうに思いますので、よろしくお伺いをいたします。

本項目については以上で終わりたいというふうに思います。

最後となります。西部公民館建て替え計画についてでございます。

西部公民館は、先ほどもありましたが、昭和49年に建築されて、建物全体の老朽化に加えて電気設備や空調設備の老朽化が著しいということでありました。北西部地域における大変重要な公共施設であり、避難所も兼ねているため、公共施設の個別計画でも優先順位が高く、当初は令和4年度までに建て替えを着手する予定であったということでありました。しかしながら、クリーンセンターだったり斎場の建て替え等によりスケジュールが今

後遅れてくるということでありまして、ただ、クリーンセンターだったり斎場建設というものは、昨今のコロナ禍の影響だったり、資材等の高騰により、財政面の状況がいろいろ変化したのかもしれませんが、そもそも公共施設の個別計画で計画をされていた時点で財政の見通して、どうだったのというようなところがちょっと甘かったんじゃないのかなということも指摘しないといけないのかなというふうに思います。とはいえ、現状を踏まえた上で、いつから建て替えに着手できるかという再調整を今後しっかりしていただけると思うんですけども、していただきたいなというふうに思います。

また、その間、しばらくは老朽化した状態で対応していかなければいけないということでございますけれども、現在起きている老朽化に対してどのような対応を考えられているのでしょうか、お伺いをいたします。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 西部公民館の老朽化対策についてお答えをいたします。

中国分保育園の建て替え等に伴うセットバックの完了後に、あまり間を置かずに西部公民館の建て替えに着手できる場合は公民館の運営に支障が生じないように、定期的な点検報告書などにおける指摘事項のうち、利用者の安全に関わる事項を優先に必要最小限の範囲内で修繕を行ってまいります。しかしながら、建て替え着手までに長期間を要することとなる場合には点検報告書の指摘事項の修繕だけにとどまらず、空調や電気設備なども含め、老朽化が著しい箇所についての改修工事が必要となりますことから、速やかに対応できるよう準備を進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。今回、中国分保育園の部分のセットバックも含めての西部公民館周辺の対応になるということでございますけれども、すぐできるのであれば必要最小限度の修繕で対応していくということでございます。場合によっては、時間がかかる場合は空調設備、電気設備、これらの改修が必要となってくるということでありまして、このあたりの設備の改修となると結構な金額がかかるんじゃないのかなというふうに想定をしております。なので、そのあたりの見極めをしっかりとっていただきたいなと要望させていただきたいというふうに思います。

また、西部公民館は、中国分地域を中心とした地域コミュニティの重要な拠点でもございます。実は近隣に建てられている中国分自治会館も西部公民館とほぼ同じ時期に建築されておりまして、こちらも建て替えの時期を迎えてきているというようなことでありました。しかしながら、建蔽率の関係から現在の敷地に建て直すことが困難となっているというのが今の中国分自治会館の現状であります。自治会館も地域コミュニティの拠点であるということから、西部公民館との連携というものを強化していくということで、これからの時代に合った新しい公民館の在り方というものを示していく必要があるんじゃないのかなというふうに今考えております。

そこで、この西部公民館の建て替えに合わせて、中国分自治会館の建設用地等を確保していくことはできないのかお伺いをいたします。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 お答えいたします。

西部公民館の建て替えに当たっては、現在も図書室等の拡充などの要望もあり、このような地域住民の声を踏まえつつ、地域に必要な規模や設備を検討する必要があると考えております。また、自治会館も地域の重要な拠点でありますことから、新たな公民館に必要な敷地や建物の面積を確保することを前提に自治会館用地を確保できるかどうか、あるいは新たな公民館の施設の一部を貸与することができるかなど、自治会の御意見を聞きながら課題を整理してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。前向きな答弁であったなというふうに思います。せっかく西部公民館建て替えまで時間ができたということでもありますから、逆にこの時間をうまく使っていただいて、地域の皆様からの御意見をつぶさに聞いていただいて、また、将来にわたるニーズというものを見極めながらコンセプトというものを固めていっていただきたいなというふうに思います。

この中国分地域ですけれども、最近新たな住宅も建設がされておりました、実は子育て世代も結構増えてきているというところがございます。そのために、先ほど答弁もありましたけれども、近隣に大きなスペースがないということから図書館機能も拡充していただければいいですか、小さなお子さんが実は今道路で遊んじゃっているんですけども、ボール遊びができるような場所も欲しい、確保してほしいというような声も上がってきております。小さなお子様から御高齢の方まで幅広い年齢層の方々が喜んで使っていただける西部公民館の建設計画というものをしっかりと検討していただきたいと思いますということを要望させていただきまして、会派公明党の代表質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。

○松永修巳議長 次の質問者、自由民主党、細田伸一議員。

[細田伸一議員登壇]

○細田伸一議員 会派自由民主党の細田伸一です。通告に従いまして代表質問いたします。

まず、最初の大項目、来年度当初予算編成方針について。

来年度の一般会計当初予算編成における各部の要求額を今年度当初比で5%ずつ削減するよう、予算編成説明会で各部に指示を出し、これにより捻出される財源は約85億円、市長が優先事業に位置づける学校給食の無償化、クリーンセンターの建て替え、斎場の建て替えの3事業に充てられ、削減した要求額は3年間維持するということです。

(1)として、来年度当初予算額を本年度当初予算比で5%削減することは容易ではないと思いますが、全ての経費が対象となるのか。また、捻出された財源の活用について伺います。

(2)として、準大規模建設事業とはどのようなものを指すのか。また、実施時期の見通しとありますが、どのように考えているのか伺います。

田中市長は10月31日の記者会見の際、10年後には財源不足額が216億円となり、306億円ある財政調整基金を使い切ってしまうとの見通しを示したということです。

(3)として、10年後に使い切ると予想される財政調整基金についてどのように考えているのか伺います。

次に、健康寿命日本一の取組の一つ、健康的な食習慣を学ぶ機会について。

まだ新第1庁舎が建設中の平成30年、令和元年及び令和2年に、私は第1庁舎7階の食堂部分についての活用に関して本会議場で代表質問をしております。当時の議案説明会においても、また代表質問に対する部長答弁においても、7階部分を使用した食堂の運用はなくなったということでした。それを、こたびの健康寿命日本一の取組に関連し、一度廃案になった食堂を復活させると聞き、個人的にはうれしい気持ちがあります。しかしながら、当時あれほど7階部分の食堂運営はできない、やらないと断言した経緯からすると、いささか驚いているところでは。

そこで(1)として、第1庁舎7階の改修工事とは、どの部分を改修するのでしょうか。

(2)健康的な食事を意識することができる場についてとありますが、具体的にどこの場所を指して何を行おうとしているのでしょうか伺います。

次に、デジタル地域通貨です。



全国でもデジタル地域通貨の成功例としてよく挙げられるのが、さるぼぼコインです。先ほど公明党の中村よしお議員もこれには触れておりましたが、さるぼぼコインは飛騨弁で猿の赤ちゃんという意味だということです。高山市、飛騨市、白川村で使用できるデジタル地域通貨で、飛騨信用組合が発行主体となっています。専用アプリをダウンロード後、飛騨信用組合の本支店の窓口や大手ショッピングセンター内に設置しているチャージ機でチャージします。ワンコイン1円に相当し、各種加盟店で使うことができます。また、2022年2月で1周年を迎えた東京都世田谷区のデジタル地域通貨せたがやP a yは、当初の加盟店数400店舗からスタートしましたが、2022年3月現在では約1,900店舗で使用することができます。世田谷区の区民健康村が設置されている群馬県川場村の一部でも使用が可能だということです。

このようにデジタル地域通貨に注目する自治体は増えてきており、東京都渋谷区も区内の商店街や企業のさらなる活性化への支援と、地域コミュニティ形成を目的としてデジタル地域通貨の導入を検討しているそうです。本市は、今回の補正予算でデジタル地域通貨のシステム構築と実証実験の業務委託経費として7億4,500万円を計上したとあります。予算書では、債務負担行為を含めた複数の予算項目が計上されているようですが、それぞれ何を行うために計上した予算なのか。

1として、その積算根拠を伺います。

2として、対象とされる1万5,000人及び200店舗の抽出方法についても併せて伺います。

次に、祝日と記念日についてです。

先月11月23日は勤労感謝の日でした。祝日法には、その趣旨として、「勤労をたつとび、生産を祝い、国民たがいに感謝しあう。」とあります。明治初年に新嘗祭と定められたものが敗戦後に名を変えたわけです。昭和29年代の評論家ですけれども、福田恆存氏は、昭和29年に勤労感謝の日という言葉からは何か工場労働者の顔が浮かんでくる。下手すると、戦争中の勤労働員を思い出します。官僚的ないしは階級闘争的です。率直に言って、百姓仕事や商業と勤労という言葉とは全然結びつきませんと語っております。それに対し稲などの五穀の収穫を祝う新嘗祭は、日本文明の根底としての農耕生活に基づいている。日本文明の保持が重要な課題となっている今日、この祝日の名の変更は改めて考えてみるべきだと思う、このようにも述べられています。福田氏は、この勤労感謝の日を奇妙な祭日と感じているようです。そのように思っている日本人は少なくないのではないのでしょうか。実は私もその1人です。

そこで、改めて祝日及び記念日について聞きたいと思います。

(1)国、県の制定する祝日、記念日等について、どのようなものがあるのか。

また、祝日の中には11月3日の文化の日、さきの11月23日の勤労感謝の日など、戦後に趣旨が変わったものもありませんが、趣旨が変わる前の従来からの本来の意味を周知していくことは大切なことと考えますが、市の見解を伺います。

2として、本市が制定している記念日にはどのようなものがあるのか。ない場合には、記念日のように捉えている日はあるのか。

また、記念日のそれぞれの趣旨や意味を市民に向けて周知することで市への愛着が育まれるものと思いますが、市の考えをお聞かせください。

次に、修学旅行などの宿泊を伴う学校行事において、児童生徒に新型コロナウイルスの陽性反応が出た際の対応についてです。

文部科学省のホームページには、「修学旅行の実施については各学校や学校設置者において判断していただくものですが、文部科学省としては、修学旅行は学習指導要領に定める特別活動の中の学校行事に位置づけられ、子供たちにとってかけがえのない貴重な思い出となる有意義な教育活動であるため、その教育的意義や児童生徒

の心情等を考慮し、適切な感染防止等を十分講じた上で、その実施について特段の配慮をお願いしたいと考えています。特に、前年度に実施予定であったものの実施できなかった学校においては、改めて実施に向けた御検討をお願いしたいと考えています。学校や教育委員会等の学校設置者においては、学校の所在する地域や修学旅行の目的地となる地域の感染状況、関係自治体の方針等をしっかり把握の上、『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）や『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル』等を十分に踏まえ、感染防止策の確実な実施や保護者などの御理解・御協力を前提に、適切に判断していただきますようお願いいたします。

続きますが、「実施に当たっては、児童生徒や同居する家族等の健康観察も徹底した上で、『旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き』等を参考にしつつ、旅行事業者等と連携して、それぞれの実情に応じて行ってください」と、学校行事を実施する際の注意点が詳しく述べられています。教育現場だけではなく、経済活動においても十分な感染対策を取りながら極力日常生活を継続する流れに昨今はなっております。しかし、一部の保護者からは、修学旅行などの宿泊を伴う学校行事での対応が少し甘いのではないかとの指摘も出てきているようです。

そこで、児童生徒の現在の新型コロナウイルス感染状況と宿泊を伴う学校行事における対応について伺います。

最後に、塩浜学園校舎等取壊し工事における入札妨害事件についてです。

1として、去る10月21日及び11月25日に市立塩浜学園の解体工事における入札妨害に関する裁判の報道があったところですが、本件について市が把握している事実について伺います。

2として、本公判の判決確定後の市の対応について伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

なお、重複している箇所が幾つかあると思います。要点だけ簡潔に述べていただくことで構いませんので、よろしく願いいたします。

○松永修巳議長 質問は終わりました。

答弁を求めます。

稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 私からは来年度当初予算編成方針、健康寿命日本一の取組の一つ、健康的な食習慣を学ぶ機会、塩浜学園校舎等取壊し工事における入札妨害事件の3項目についてお答えいたします。

初めに、来年度当初予算編成方針についてです。

(1)来年度当初予算額を本年度当初予算比で5%削減することについてはマイナスシーリングの対象となる経費から、人件費、公債費、扶助費などの義務的経費や新規拡大事業などの臨時的経費を除いており、全ての経費に対して一律削減を求めているものではございません。

次に、(2)準大規模建設事業の実施時期についてです。準大規模建設事業については、クリーンセンター及び斎場に次ぐ規模の公共施設の改修や更新を想定しており、具体的には学校や公民館の建て替えなどがこれに当たります。こうした建設事業の実施時期の見直しについては、事業費が集中することによる財政負担を回避するために時期をずらすことで将来的な負担を軽減及び平準化を図るものでございます。公共施設については、法的耐用年数に応じて、公共施設個別計画において更新などの時期が示されており、実施時期の見直しや整備手法などを含め、同計画に照らし判断していくこととしております。

なお、公共施設は市民の平時利用に加え、災害発生時には災害防災拠点としても活用されることから施設の現状を把握し、必要に応じて適切な改修などを行うとともに、市民の安全性に影響があると判断した場合には早急

に対応する必要があるものと考えております。また、公共施設の建て替え以外の都市基盤整備については、既に着手している事業、市民の安全に関わる事業、国の補助事業などの財源が確保されている事業について、その継続性を考慮しつつ、着手時期の見直しの可能性についても検討を重ね、総合的に判断してまいりたいと考えております。いずれにしても、各事業の実施時期の見直しには財源を確保するための仕組みが必要と考えております。

次に、(3)財政調整基金についてです。令和6年度以降、クリーンセンターや斎場の建て替えが本格化し、事業費が膨らんでいく中、並行して老朽化した公共施設の更新などを計画どおり進めた場合、これまでにない大きな財源不足が生じることが見込まれます。その場合、予算査定による調整に加え財政調整基金の活用が必要となりますが、こうした状況が続けば、将来的には財政調整基金の残高が大幅に減少する懸念がございます。こうした状況を回避するためには、課題となっている公共施設の更新に要する経費を確保することが必要となり、当該経費について計画的に積み立てておくことが極めて重要と認識しております。

続きまして、健康寿命日本一の取組の一つ、健康的な食習慣を学ぶ機会についてのうち、(1)第1庁舎7階の改修工事についてお答えいたします。

現在、第1庁舎7階には休憩スペースとオープンキッチンを設置しており、約100席の休憩スペースは来庁された方々の交流やテレワークの場として、また職員の休憩の場として活用されております。オープンキッチンはガスや水道が利用できることから、本市の特産品や保育園の給食レシピの調理動画などを撮影し、広く市民の方々へ発信する場として活用しております。このたびの7階の改修は、現在のオープンキッチンを厨房に、また休憩スペースを飲食スペースとするためのものがございます。

最後に、塩浜学園校舎等取壊し工事における入札妨害事件についてお答えいたします。

(1)市が把握している事実としては、去る10月20日及び11月24日に公判が行われ、起訴事実によりますと、被告人は、本件の予定価格や入札資格要件を入手したことについては、おおむね認めていると認識をしております。

次に、(2)今後の市の対応についてです。本件契約書においては、公契約関係競売等妨害の刑が確定したときは、受託者は請負金額の100分の20に相当する賠償金を支払わなければならないとされており、今後の公判の行方を注視し、適切に対応したいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 私からは大項目、健康寿命日本一の取組の一つ、健康的な食習慣を学ぶ機会についてのうち、(2)健康的な食事を意識することができる場についてと、大項目、来年5月から実証実験を行う予定のデジタル地域通貨についてお答えいたします。

初めに、(2)の健康的な食事を意識することができる場についてです。本市では、健康寿命日本一を目指していく上で健康を意識できる機会を創出するための取組として、体組成計などの健康測定機器の設置と健康アプリとの連携、さらにはデジタル地域通貨との連携を含め、様々な視点から健康活動の支援を進めていく考えでございます。加えて健康的な食習慣を学ぶ機会を提供することで、市民の健康増進に向けた相乗効果を期待しております。健康的な食事を意識することのできる場としては、今回改修を予定している第1庁舎7階のスペースを想定しており、健康における食の大切さを伝える拠点にまいります。具体的には栄養バランスや摂取カロリーなどに配慮した健康的なメニューを提供するほか、ライフステージに応じた食事のレシピなどといった健康に関する情報にアクセスできる場所にもしていきたいと考えております。また、ここでは塩分、糖分、脂質、たんぱく質といった栄養素についての知識、かむことや腸内環境など消化に関する知識を学べる場にするなど、様々な

取組を想定しているところでございます。

次に、来年5月から実証実験を行う予定のデジタル地域通貨についての(1)事業全体の予算の積算根拠についてです。先順位者にも御答弁したとおり、デジタル地域通貨運用システム構築等委託料として、システム構築のための関連経費6,000万円を12月定例会に補正予算として計上しております。また、デジタル地域通貨推進業務委託費については、利用者の購入額として約4億5,000万円、プレミアム還元に係る経費として約1億4,500万円、主にコールセンターの運営や利用者、店舗に関する事務経費として約6,500万円の合計で6億6,000万円と、関連経費である体組成計測定機器等借上料2,500万円を合わせて債務負担行為として設定しており、予算総額は7億4,500万円となっております。

なお、体組成計測定機器等借上料につきましては、体重や体脂肪、筋肉量などを高い精度で測ることができる体組成計及び高性能な全自動血圧計を市内20か所に設置するためのリースの経費となっております。

次に、(2)対象とされる1万5,000人及び200店舗の抽出方法についてです。今回の実証実験では、対象者として市民1万5,000人を想定しております。デジタル地域通貨を導入している先進事例では、自治体における総人口の約1%から5%を対象として実証実験を行っていることから、本市におきましては、約3%に当たる1万5,000人といたしました。店舗につきましては、利用者の利便性を考慮したこと、また来客数や売上げなどの経済効果に関する有効な実験データを獲得するため、最低200以上の店舗を確保したいと考えたものでございます。

なお、平成27年度に実施したプレミアム付商品券事業では、本八幡駅周辺で約350店舗が事業に参加したことから、この店舗数を目標としたところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 私からは祝日及び記念日の市としての捉え方についてのうち、(1)の御質問にお答えをいたします。

国が定める祝日は国民の祝日に関する法律、これはいわゆる祝日法と呼ばれておりますが、これによって定められており、国民ごぞって祝い感謝し、または記念する日であることから休日とされ、現在、年間16の日が国民の祝日として定められております。また、国の記念日等としては、閣議決定で定められたものとして、例えば8月15日の戦没者を追悼し平和を祈念する日、閣議了解で定められたものとして2月7日の北方領土の日、また、省議決定で定められたものとして4月18日の発明の日などがございます。そのほか千葉県の記念日としては、県民の日を定める条例により、千葉県の県制の施行日である6月15日が県民の日として定められております。

そこで、お話のありました11月3日や11月23日につきましては、戦前は勅令により、それぞれ明治節、新嘗祭とされておりました。しかしながら、戦後、議員立法によって祝日法が制定され、その際の提案説明の中では、新憲法の趣旨に沿うべきこと及び国民大衆を挙げて容易に納得し、参加し得べきものの2つの基準が示されたことにより、これら2つ日は新たに文化の日及び勤労感謝の日となったものであります。祝日法の制定経緯等から、祝日の趣旨について広報を行う場合には祝日法に定められた範囲内で行うことになると考えております。

なお、今後、市公式ウェブサイトの総務課のページにおいて、国が国民の祝日の趣旨や経緯について細かく解説をしているサイトがございますので、そこにリンクを張って、祝日の趣旨等について理解の促進を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 麻生広報室長。

○麻生文喜広報室長 私からは祝日及び記念日の市としての捉え方のうち、(2)の本市が制定する記念日等につ

いてお答えいたします。

現在、本市が制定しております記念日はございませんが、記念日のように捉えている代表的な日といたしまして、昭和9年に市川町、八幡町、中山町及び国分村が合併し、市川市を置くことを当時の内務省が告示された11月3日の市制施行日がございます。例年、この11月3日には市民まつりを開催しており、今年は3年ぶりに対面式で開催し、市内各地でイベントを同時開催いたしまして、多くの市民の皆様にご参加いただいたところでございます。

また、市の施設に関連した記念日といたしましては、学校の創立した日や施設の開館した日、道路の開通日、公園の供用開始日などがございます。そのほか、本市にゆかりのある人物や名誉市民に関する記念日などもございます。中でも、今年度に創立150周年という大きな節目を迎える八幡小学校、大柏小学校、行徳小学校で記念して行われる周年行事では、在校生や卒業生、父兄の方、地域の方などにとって交流の場となるほか、学校が地域の方と共に歩んできた歴史の重みを多くの方に伝えるよい機会となっております。また、記念日に合わせた取組といたしましては、東山魁夷記念館で開館記念日に入場を無料とするほか、動物園では、開園記念日の直近の日曜日に小中学生を対象に入場無料とすることなどを行っているところでございます。

このように、記念日であることや記念して行われるイベントなどを広報紙やツイッター、フェイスブックなどで広く市民の皆様などにPRすることは、地域の方々との関わり合い、積み重ねた歴史、行事の意義など、本市の魅力をより強く意識していただけるきっかけとなることから市川市への愛着につながり、ひいてはシティセールスの一翼を担うものであると考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 私からは修学旅行などの宿泊を伴う学校行事において、児童生徒に新型コロナウイルスの陽性が出た際の対応についてお答えいたします。

2学期開始以降、市内公立学校での新型コロナウイルス感染症の陽性者は、9月728名、10月388名、11月946名となっております。この9月から11月に修学旅行など宿泊を伴う学校行事を実施した学校は、小学校37校、中学校1校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校で感染対策を十分に整えた上で実施いたしました。旅行中、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合には、旅行先の自治体が作成したマニュアルに沿って対応することとされております。一例を挙げますと、京都観光推進協議会が作成したマニュアルでは、旅行先で医療機関を受診し陽性が判明した場合、保健所などからの指示や助言に基づいて対応することになっております。具体的には、感染した児童生徒の入院や帰宅を含めた処遇、濃厚接触者の特定などがございます。また、学校は旅行前、旅行中、旅行後と、市川市校長会が作成した宿泊学習の実施に係るチェックリストに沿って児童生徒の健康観察を入念に行うとともに、食事、入浴、就寝以外はマスク着用を徹底するなど、感染対策を施しております。

なお、このチェックリストは旅行前に教育委員会に提出することとしており、万全な感染対策が実施されるようにしております。万が一、旅行先において急に体調が悪化するなど、新型コロナウイルスの感染が疑われる児童生徒が出た場合は、本人及び接触のあった児童生徒を別の部屋に隔離し、感染拡大を最小限にとどめる対策をしています。また、その他の児童生徒に対して濃厚接触者の特定を行い、濃厚接触者がいなかった場合は健康観察を行いながら旅行を続けております。帰校後につきましても、発熱、喉の痛みがないかなど、継続的に健康観察を行うこととなっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 答弁は終わりました。

細田議員。

○細田伸一議員 それぞれに御答弁ありがとうございました。

では、最初から再質問させていただきます。この大項目、当初予算編成においては既に多くの会派での代表質問の答弁にありましたとおりで、ここに関してはおおむね理解できましたので大丈夫です。

ただ、最後の(3)、10年後に使い切ると予想される財政調整基金についてなんですが、今、300億以上のものがある。しかし、これが使い切ってしまうというのは何だか穏やかではないですね。なので、例えばこれを使い切ってしまった場合、仮定の話なんですけど、こういうことになるかもしれないということに関して、市はどう考えているのか。この点だけお願いします。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

年度間の財源を調整する財政調整基金は、その処分に当たり、基金条例に基づき厳格に運用しております。具体的には、経済事情の急激な変動などにより財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源や災害により生じた経費、または災害により生じた減収を埋めるための財源、緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費、その他やむを得ない理由により生じた経費などの財源に充てるときとなっております。したがって、財政調整基金を使い切ることにはできないものと認識しておりますが、仮に同基金の残高がゼロとなった場合でございます。災害時の緊急対応や景気悪化による市税の大幅な減収に対応することができなくなるほか、当初予算編成において生じる歳入歳出予算のギャップが解消できず、結果として予算を組むことができなくなり、財政運営が立ち行かなくなるものと認識しております。そこで、そうした事態に陥らないよう、このたびの予算編成において掲げた4つの取組などを通し、財政調整基金に頼らない、歳入に見合った歳出となる財政構造を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 枯渇したら大変なことになっちゃうということは分かりました。すぐ何か税収がいきなりなくなるというようなことではないにしても、この財政調整基金が少なくともゼロになるようなことはないよう、今、御答弁いただいたような内容でしっかり対応していただければと思います。ありがとうございます。これはこれで結構です。

次の大項目、健康寿命日本一。個人的には健康ということに関して、もちろん、それは私だけではなく、多くの方が関心のある分野だと思います。この取組の一つ、7階の改修工事についてなんですが、先ほどちょっと触れたように、過去に私、何度か質問しています。平成30年の質問に対しての答弁、また令和元年に対しての答弁。例えば「新第1庁舎の食堂や売店につきましては、基本設計に反映させるため、平成26年11月に複数の食堂事業者やコンビニエンスストア事業者から参入の意向を含めた情報提供依頼を行いました」、これは答弁です。この際の意見としては、参入の意向はあるが、課題として周辺の飲食店舗の状況、コンビニエンスストアの動向、お弁当の持込みなどが示されておりました。その後、食堂のおおむねの床の貸付金額、月額で1平米当たり約2,000円、合計、月額約90万円が算定されたことから、平成30年5月に再度複数の食堂事業者に対しヒアリングを行いました結果、営業時間の制約や周辺に多くの飲食店があることなどから採算性が見込めず、参入は難しいとの回答があったという答弁も当時いただいております。食堂、以前は地下にあったと思います。それが7階、上に上がるということで、見晴らしがいいかどうかは分かりませんが、少し広々としたところできれいになるのかなと思って、ここは個人的には楽しみにしていたものなんです。

また、令和2年2月で代表質問しました。その答弁においては、7階の用途、食堂については、基本設計時の民間企業等への意向調査において参入希望があったことから、食事スペース310㎡、厨房スペース110㎡、合わせ

て420㎡の規模で設計していたと。その後、改めて民間企業等に運営の意向調査をしたところ、採算性が見込めず参入は難しいとの回答であったため、昨年2月に行われました庁舎整備庁内検討委員会において、本格的な厨房設備を備えた食堂は整備しないということになった。最終的には食事スペースの大きさは従来のまま、市民や職員が利用できる飲食可能なスペースにすること、厨房スペースはイベント等の利用も可能なアイランド型のオープンキッチンを整備することとした。運営や利用法については関係部署と検討を続けており、現在アイデアとして上がっているのは、食育の講座や特産品である梨やノリを使った料理教室、地元コーヒーの飲み比べなどがあります。このような答弁、要はもう食堂はやらない、できませんよということを再三にわたって答弁されてきました。その経緯から、またやると。先ほど申し上げましたが、これは私は個人的には楽しみにしています。ましてや今回は健康寿命日本一の中の取組でやるわけですから、ただ単に食べるということだけではない、そういう意味ではうれしいです。ただ、やはり疑問としては、これほどできませんよ、やりませんよと言っていたので、一体どこをどういうふうにとったら、やるという方向になるのかなということ、ここを再質問しますが、7階の部分で、具体的に工事はどういうところを行っていくのか教えてください。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

工事の内容については、本補正予算に計上した設計業務委託において、運営形態や提供する食事の種類、収容人数などを踏まえ決定することとなりますが、一般的には厨房と飲食スペースとの区画の造作や内装工事、給排水管の変更、グリストラップの設置、換気設備の増強、厨房機器のための電源工事などとなります。

以上でございます。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 再度、過去のことをあれこれ引っ張り出して、どうのこうの言うわけじゃないんですけど、過去の部長答弁、これは令和2年2月かな。庁舎整備庁内検討委員会は庁舎の整備に関する施策を受け、的確かつ円滑に推進するため平成23年度に設置されたと。食堂について検討しました昨年2月の委員会は、副市長を委員長とし、9名の関係部長が委員であったと。委員会では食堂の必要性について、これは少数だったと思いますが、意見もありましたが、参入の意向がないという事業者のヒアリング結果や、弁当等を持参したり周辺の飲食店に行く職員が多いこと、また事業者に対して貸付けの減免措置が難しいことなどを説明しまして、厨房設備は設置しないという結論、再度、こういうことをまた答弁されています。厨房は設置せずに、当該スペースを市民や職員が利用できる休憩スペースとするとの結論に委員会でもなったということで、ここでもほぼ決定づいてるわけです。

また、厨房設備は設置しないと同時に、この当時の部長答弁においては、採算性が見込めないということを繰り返し答弁されています。確かに考えてみれば、ちまたの飲食店や食堂、レストランと比べれば、年間営業日数ははるかに少ない、夜もできない、アルコールも提供できない、かなりの制約があるわけです。ここで昼御飯だけで参入してくる企業というのはなかなか難しいと思う。しかしながら、今回は健康寿命日本一の取組の一環としてやることですから、市が単独でやる、あるいは外部からの民間事業者さんとの入札というような形とはちょっと違うのかなと思います。

そこでちょっと伺いたいんですが、採算というのは取れるようなやり方というか、そういうことを考えているんでしょうか。どうなんでしょう。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

当初、第1庁舎7階のスペースを事業者へ貸し付け、職員のための食堂を前提に複数の事業者からヒアリング

を行ったところ、御指摘のとおり、周辺に多くの飲食店があることや、営業時間の制約などにより採算性が見込めず参入が難しいとの回答を得ており、職員食堂として設置することは難しいとの判断に至ったところでございます。一方、このたびの検討は、健康寿命日本一の取組の一環として食と健康の拠点とするためのもので、広く市民に御利用いただく食堂としていきたいと考えております。そこで、こうした趣旨を広く周知し、関連事業と連携させることで集客力の向上につなげてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 何度も言いますように、私は楽しみにしております。しかしながら、いい取組でも、やっぱりちょっとこれ、採算合わないなといって途中で撤退するようなことになっては市民もがっかりするだろうし、非常に残念なことになってしまう。千葉県庁の食堂でも、最初はいい売上げだったんです。ところが、途中でやっぱり人が入らなくなって営業をやめちゃっているところもあるようです。取組の内容、違いますから、同じようなものではないかもしれないけども、ここはやはり慎重に検討していただきたいなと思って、楽しみにしております。

次に、(2)健康寿命日本一の取組。健康的な食事を意識することができる。これは先ほどのデジタル事業じゃないですけども、いろんな組合せで健康になっていくという考え方もあるかもしれませんが、私は食育指導員の1人として、食べることで健康になっていくということに非常に興味を持っています。

ちょうど1週間前ですか。市長と小林隆太郎先生の講演会、行徳、雨の中、たくさん来ましたね。すばらしい講演会でした。難しいことを分かりやすく言ってくれるし、歯医者さんらしいですけども、大変な学者さんで、博士でもある。いい勉強になりました。私、当選してきて、何年か前ですが、ここでやはり食の重要性ということを話したときに、人をよくすると書いて食というようなことを発言した記憶があります。それと全く同じことを先生もおっしゃっていましたね。また、病気の「癌」という漢字は病気のへん、その中に食品の「品」という字と、下に「山」という字を書いて「癌」。食べ物を山ほど食べ過ぎるとがんになっちゃうという漢字だということで、これまた一つ知識が増えたわけなんですけれども、要は人間の体というのは、長きにわたって食べれないことに対して案外強いんです。ところが、食べ過ぎには結構弱くて、すぐ病気になっちゃう。飽食の時代なんていうのは、せいぜいこの半世紀ぐらいであって、あとはほとんど食べるのに苦労していた時代ですから、人間の体というのはそういう細胞になっているんですね。そういう観点から、食べることで健康になっていくという考え方に非常に感銘をしております。

先日の講演会、「生きる 食べる 笑う」でしたっけ。まさにそのとおりで、歯の重要性だとか、食べるということは、内臓もそうなんですけれども、そこに入れていくために口でかみ砕かないといけない、そのために歯が丈夫でなければいけないという、歯医者さんならではの観点だったんですが、楽しかったです。こういう楽しい講演会というんですか、眠くならない講演会というか、こういうのはどんどんやっていくべきだと思います。

そこで(2)に関して、有機食材などを使って健康を意識するということは非常に重要なんですけど、ちょっと値段が高くなってしまいます。先ほどの採算性にも関連してくることもかもしれませんけれども、健康を意識した7階食堂の場所づくりに関して、例えばどこかそういうところに向いて、視察と言ったら大げさかもしれませんが、見てきたりとか、研究してきたりとか、そういうことを既に何かしているのでしょうか。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

職員派遣としての視察ではございませんが、健康事業の参考とするため健康的なメニューを提供しておりま



す、東京都の日本橋室町にあるタニタカフェ室町店に私を含めた職員が訪れ、実際に食事をしてまいりました。なお、市長も後日、同店を訪れて食事をしております。

現在、健康を前面に出していたり、一般メニューとは別にヘルシーメニューを提供している食堂やカフェも数多くございますので、今後も様々な店舗を研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 タニタカフェですか。市長も行ったということで、さすがだなと思います。先ほどの講演会の中で小林隆太郎先生は、沖縄のぬちぐすいという健康料理のことを言っていましたね。沖縄の自然の食材だけを集めた定番の定食のようなもので、ぬちというのは命、ぐすいというのは水のことで命の水という意味らしいですが、こういう地域地域によって本来の健康食。意図的につくった健康食でなく、本来受け継がれてきた健康食、そういうものがあるということも先生はおっしゃっていました。そのぬちぐすいですが、私も沖縄に行く機会があったら、ぜひそれは食してみたいなと思っています。

また、外のことだけではなく、これも既に変わっているのかどうか分かりませんが、以前、私、健康ということに関して、最近ではコロナ禍になって実施しているかどうか分かりませんが、公共施設に調理実習室があります。近いところでは、第2庁舎の横に勤労福祉センターがありますけれども、そこの調理実習室を見せていただいたときに、調理室で使う炊飯器がすごく古いんです。昭和の名器と言っては変ですけど、昭和館に飾られる、展示されるぐらいの炊飯器でしたよ、あれ。今は7,000円ぐらい払えば2合炊きぐらいできる格好いい炊飯器がありますから、そういうのも、外もいいですけど、内側、足元も見ながら健康ということに関しての取組をしていただきたいなと思います。

次に進みます。次に、デジタル通貨実証実験。これはやはり先順位者の方、皆さん質問しておりました。おおむね理解したつもりです。あまり複雑にすると、ただでさえデジタルというものに対して、少し不慣れな御高齢の方々にはちょっと縁遠い取組になってしまうのかなというふうに感じます。

そこで、ここはちょっと質問なんですけれども、デジタルに不慣れな高齢者の対応が必要と考えられます。令和2年度に市が実施していますね。PayPayによるキャッシュレス決済普及の促進事業、一定の効果が出たのではないかなと。今回の実証実験、そういうものを超える内容が望ましいと考えますけれども、この点について市の見解を伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

本市ではデジタル地域通貨の利用方法として、主にスマートフォンアプリを予定しておりますが、デジタルに不慣れな方などを含め、幅広い世代の方にデジタル地域通貨を利用していただきたいことから、デジタル地域通貨の購入や買物で利用できるカードの導入を予定しております。また、利用者や店舗などからの問合せに対し迅速な対応ができるよう、専用のコールセンターを開設する予定でございます。令和2年度に本市が実施したキャッシュレス決済普及促進事業では、市内の店舗で買物や食事をした際の消費額に対して10%のポイントを付与することで市民がキャッシュレス決済を利用するきっかけとなるなど、一定の効果が得られたものと考えております。今回の実証実験では、デジタル地域通貨としての強いインパクトを打ち出し利用の促進を図るため、令和2年度のキャッシュレス決済普及促進事業よりも高い率のプレミアムポイントを付与する予定でございます。

なお、プレミアムポイントにつきましては、利用者がデジタル地域通貨を購入する際に付与するものですが、別途、店舗で買物をしたときに付与される還元ポイントも導入する予定でございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 前回、私も覚えてはいますが、Pay Payによって10%還元されるということで、これ、反響よかったと思います。私自身もこれを利用していただきました。私もあれこれいろんなものを使っているわけではないんですけども、シンプルな状態のほうが単純明快で、使う側からしたらいいのかなと思ったりします。御存じのように、お隣の江戸川区ではPay Payで30%の還元というのを始めました。かなり思い切った策だと思います。インパクトが強いんじゃないかなと思います。もしやるなら、30%までとは言いませんが、シンプルでそれなりのインパクトのある策のほうがいいのかなというようにも感じます。ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

この5月から実証実験を行う予定のデジタル地域通貨なんですけども、総額7億4,500万円に及ぶ予算を計上しているとのこと。こういう自治体の取り組む政策というのは、そういう性質のものではないと思うんです。ただ、どうしたら投資した額を上回る経済効果を得ることができるのか。その時期はいつ頃と考えているのか。その見解を伺いたいと思います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

平成27年度に実施した市川市プレミアム付商品券事業では、国が全国の自治体に示した方法に基づき経済効果を算出いたしました。具体的には、利用者に対して、ふだんより高額の商品を購入したか、市内で買物をしたかなどのアンケート調査を行い消費動向を把握するとともに、消費喚起額などの直接効果、原材料費などの間接効果を算出したものでございます。この算出方法を用いますと、市川市プレミアム付商品券事業では、販売額10億円に対してプレミアム額3億円を予定しておりましたが、販売実績は約9億7,600万円、プレミアム額は約2億9,000万円であり、このプレミアム額に対して需要増加額で約4億5,000万円の経済効果が得られたこととなります。今回の実証実験におきましても、国から示された同様の方法で経済効果を算出することとしていることから、実証実験の結果を検証して経済効果を見極めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 前回の販売額10億円に対してプレミアム額3億円を予定した。また、販売実績は9億7,600万円、プレミアム額は2億9,000万円。そのプレミアム額に対して4億5,000万円の経済効果が得られたとの算出だ。これはやはり市民サービスの一環だと思いますので、こういう投資した金額が戻ってくるというよりも、市が活性化していくというのかな。そういう政策であれば大いに賛成したいところですが、5月からの実証実験ということで、ぜひそれは検討を重ねた上でお願いしたいと思います。

では、次に進みます。次に、祝日、記念日に関してなんですが、これは私もちょっと違和感があるなどはずっと前から思っていました。例えば2月の建国記念日、また憲法記念日、こういうものは名と実態というものが合っているわけですね。催物というんですか、建国記念のお祭りとかは一部のところでしかやらないと思いますけれども、5月3日の憲法記念日に関しては、憲法制定の勉強会とか集会が憲法記念館でも行われております。また、その後が続く国が祝日法で制定するところでも、そのような名に合った、中身を伴った式典が行われているところもあると思います。

例えば平成7年に制定された海の日。海の日というのは、1876年、古い話ですが、明治天皇は非常に偉い方で、当時から日本は6,000以上の島々から成り立っている海洋国家なんですと、そういうことを認識していた方の方でした。明治丸という船で青森から函館に抜け、そこから横浜に帰ってきた日が7月20日なんです。それにちなんで海の日というふうに決められているようです。したがって、海の日だから海に遊びに行こうではな

く、それも大いに結構なんです、海の日制定にちなんだ本来の意味を、我々市川市で言えば広報とか、そういうもので何らかの形で市民にちょっとずつちよつちよつとずつ刷り込んでいくということが大切だと思います。

また、これは祝日ではありませんが、例えば2月には、昨今、世界を見れば、かなり危ない話がいっぱいありますよ。大国が堂々と隣の国を侵略する話が実際に起きているわけですから、そこで我々はやはり領土意識とか領海意識というものを、これは国民として当たり前のことですから、そういうものを意識するきっかけをつくるのが重要だと思います。

そこで、この部分再質問したいんですけども、国は領土や主権に関する記念日として、7月7日の北方領土の日や2月22日の竹島の日があります。日本は6,800以上の島嶼から成り立つ島国であります、その一部の領土や主権が現実脅かされていることから、国民一人一人が国家を意識できるような取組が必要と考えます。

そこで、これらの記念日を活用して市民が領土や主権を改めて意識できるような取組を考えることが可能か、あるのかどうか伺います。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

国は、北方領土がロシアに不法占拠されている問題について、国民の関心と理解をさらに深め、全国的な北方領土返還要求運動の推進を図るため、昭和56年の閣議了解により、2月7日を北方領土の日と決めました。また、島根県は竹島が韓国に不法占拠されている問題について、県民と国民の関心と理解をさらに深め、全国的な竹島領土権確立運動の推進を図るため、平成17年に議員立法により、竹島の日を定める条例を制定し、2月22日を竹島の日と決めました。

御質問者から御指摘のとおり、特定の目的を持って国等が定めた日の趣旨や意義を市民の皆様にお知らせをし、考えていただく機会を設けることは重要なことであると認識をしております。そこで本市は毎年、北方領土返還運動強調月間である2月と8月に広報紙や市公式ウェブサイトを通じて、2月7日が北方領土の日であることや、国の外郭団体が公募した北方領土に関する標語を紹介し、北方領土の返還に関する世論の喚起を行っております。引き続き国を挙げての国民運動について広報活動を行うほか、今後は市公式ウェブサイトの総務課のページに国が領土問題の特集したウェブサイトのリンクを張り、市民の皆様が領土や主権について考えていただく機会を設けてまいりたいと考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 ありがとうございます。1階にもファンクションルームなどあるわけですから、そういうのを上手に活用して、記念日や、祝日は休みになっちゃいますけれども、何でそういうふうに制定されるのか、その意味は何なのかということを知らしめていく、周知していくという作業をぜひお願いしたいなと思います。

これは先ほどの話に戻りますけれども、国民の祝日に関する法律の件に内閣府のホームページ、これは参考資料として、祝日と記念日のことに関して、しきたりを重んずること、文化的に意義のあるものを取り上げること、秩序のない選択は避け一連のつながりを持たせること、単なる休日と区別し、国民に意義のある日として広い意味の社会教育に役立たせること、それには式典、行事、食べ物、服装などのことも考えに入れることと、結構、こういう取決めが参考資料として出ています。

先ほどの勤労感謝の日を言えば、評論家である福田さんという方は奇妙な祭日と言っているわけです。趣旨にある「国民たがいに感謝しあう」という文言にもある。これは新嘗祭がなくなっちゃって、勤労感謝の日というのがアメリカのサンクスギビングデーの、そういうところから感謝という意味が出ていんでしょうけれども、意味は全然違うわけですね、これは。例えばこの方が言うには、勤労ならば11月ではなく、企業決算が多い3月

末とか、夏や冬の賞与が支給される頃がよいのではないかと、そういうことを言っているわけです。要は勤労感謝の日にそれに関わる行事が何もないでしょうと。それは中身が名前と全然合っていないからです。本来であれば、我々が食べているお米が取れたことに感謝して、それを祝う、そういう日にするべきなんです。

ただし、言いたいのは、これは国で決めている祝日法、決まっているものを市川市だけ変えろと言っているんじゃないですよ。本来の意味を何らかの形で周知していくことが重要ですよと言っているわけです。国が決めているものを市川市で変えるって、できるわけないんですから。世界を見渡せばいろいろあるわけですよ。最近のハロウィンなんていうのも、あれはやはりケルト人の年末が10月31日なわけです。それで1年間、ちゃんと食べられましたね、ありがとうという意味と悪霊をはらうという意味があるわけなんです。なので、本来の意味をちゃんと伝えて祝日、記念日、そういうことを行ってくださいということで要望しておきます。よろしく願います。

次に、修学旅行、宿泊を伴う学校行事への新型コロナ陽性者が出た際——実際出たわけなんですけど、これに対して保護者からは、ちょっと対応甘いんじゃないのという声が出てきています。私にそういう相談をしてきた方は、実際に陽性者が出たとはいえ、夜の9時まで子どもたちは一緒にいたでしょうと。子どもたちは一緒にいるんだから、本来であれば、そこで修学旅行は中止すべきで全員PCR検査すべきではないかと、そういうかなり強い指摘をしてきました。

この点についてなんですけれども、旅行中に児童生徒に発熱があった場合に濃厚接触者の特定はどのように行っていたのか。これを伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

濃厚接触者の特定については、管理職が基準に沿って判断しています。この基準ですが、マスクをしていたかどうか、マスクを外した場面で会話などの感染リスクを伴う言動があったかどうかであります。食事の場面では、パーテーションなどを活用するとともに黙食を徹底していたかどうか。また、入浴の場面では会話をせずに入浴していたか、就寝時においても会話をしていなかったかどうか判断基準となってきます。以上の基準により濃厚接触者の特定を行い、濃厚接触者がいないと判断した場合は旅行を継続することとなっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 答弁いただいたその中身を知れば、修学旅行は我々子どもの頃なんていうのは、今の保護者さんは私よりずっと年下だと思いますけれども、大勢が1つの部屋に寝て大変な大騒ぎをしながらやっていたというイメージで、また、自分たちの手の届かない遠くのところで行われていることに対して不安感が出たのかなというように感じます。

そこで、ちょっとこれも確認なんですけれども、修学旅行などの宿泊を伴う学校行事において、児童生徒に新型コロナウイルスの陽性者が出た場合、保護者への連絡とかをしますね。その不安感を和らげるためにも、こうこう、こういう根拠に基づいてこういう判断をしたんですよということも添えて送る。送れば少し保護者の気持ちも和らぐんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

修学旅行など宿泊を伴う学校行事において陽性者が出た場合は、旅行先であることを踏まえ、保護者に適切に情報提供することが必要と考えます。旅行の行程を変更せず、最後まで予定どおり行う場合には、濃厚接触者がいなかったなどの根拠をメールなどで保護者にお知らせをし、保護者の不安感を少しでも和らげるべきであると

考えます。今後もスキー教室などの宿泊行事を控えておりますので、保護者への情報提供を適切に行うよう、各学校には周知してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 引率する先生方も大変かと思えますよ。多くの生徒さんを限られた人数でお世話するというか、面倒を見なければいけないわけですからね。しかし、ここは保護者の方も、お年寄りと住んでいる方もいるだろうし、症状が今出ない場合のほうが多いらしいですから。でも、こちらへ戻ってきて一緒に暮らしている高齢者の方に反応が出た場合、ちょっと危ないことになる可能性もありますから、ここはやはり慎重に見極めて対処していただければと思います。ありがとうございます。

最後に、塩浜学園校舎取壊し工事における入札妨害事件ですが、この件に関して、私、9月にも質問いたしました。多少の公判での動きがあったかもしれませんが、まだ結果は全然出ていませんね。9月の時点では入札情報の漏えいということでしたが、今回は入札情報に加え、入札価格も漏えいしたとはっきり出ています。しかし、まだそれが法的にどうだったかという結論には至っていませんので確認の意味で質問しましたけれども、ぜひこれは継続して目を光らせていていただきたい、注視していきたいなと思います。私自身もそのとおり注視していきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で会派自由民主党の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○松永修巳議長 これをもって代表質問を終結いたします。

以上で報告第31号から第37号を終わります。

---

○松永修巳議長 この際、議案第32号市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてから議案第41号令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第3号）までは、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

---

○松永修巳議長 今期定例会において、11月24日までに受理した請願はお手元に配付の請願文書表のとおり、所管の委員会に付託しましたから、報告いたします。

---

○松永修巳議長 お諮りいたします。常任委員会審査のため、明12月7日から12月11日まで5日間休会することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 異議なしと認めます。よって明12月7日から12月11日まで5日間休会することに決定いたしました。

---

○松永修巳議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時9分散会

第 4 日

令和4年12月12日（月曜日）

## 令和4年12月市川市議会定例会議事日程（第4号）

令和4年12月12日（月曜日）午前10時開議

第1	議案第32号	市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	(委員長報告)
第2	議案第33号	市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定について	(委員長報告)
第3	議案第34号	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	(委員長報告)
第4	議案第35号	市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	(委員長報告)
第5	議案第36号	市川市手数料条例の一部改正について	(委員長報告)
第6	議案第37号	市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	(委員長報告)
第7	議案第38号	市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	(委員長報告)
第8	議案第39号	令和4年度市川市一般会計補正予算（第7号）	(委員長報告)
第9	議案第40号	令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	(委員長報告)
第10	議案第41号	令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第3号）	(委員長報告)
第11	請願第4-1号	携帯電話基地局を設置又は改造する時には事業者はその計画を地域住民等に対して説明を行うこと及び設置済みの携帯電話基地局についてその事業者は地域住民等の求めに応じて説明を行うことの条例化を求める請願（閉会中継続審査事件）	(委員長報告)
第12	一般質問	国松ひろき議員、小泉文人議員、青山ひろかず議員	

### 本日の会議に付した事件

日程第1	議案第32号	市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
日程第2	議案第33号	市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定について
日程第3	議案第34号	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第4	議案第35号	市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第5	議案第36号	市川市手数料条例の一部改正について
日程第6	議案第37号	市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第7	議案第38号	市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第8	議案第39号	令和4年度市川市一般会計補正予算（第7号）
日程第9	議案第40号	令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第10	議案第41号	令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第11	請願第4-1号	携帯電話基地局を設置又は改造する時には事業者はその計画を地域住民等に対して説明を行うこと及び設置済みの携帯電話基地局についてその事業者は地域住民等の求めに応じて説明を行うことの条例化を求める請願（閉会中継続審査事件）
日程第12	一般質問	

出席議員 42名

や な ぎ 美 智 子  
さ と う ゆ き の  
長 友 正 徳

佐		直	友	樹
つ	ち	や	正	順
小	山	田	直	人
つ	か	こ	た	か
鈴		し	か	の
国		木	雅	り
石		松	ひ	斗
清		原	ろ	き
廣		水	た	き
増		田	か	ゆ
中		田	み	な
久	保	町	徳	子
浅		川	好	子
中		野	け	秀
細		村	隆	い
石		田	さ	志
青		原	よ	ち
大	久	山	し	お
小		保	伸	一
高		泉	み	子
金		坂	ひ	さ
秋		子	ろ	か
か	つ	本	た	か
西	ま	た	文	し
宮		村		人
中		本	貞	進
松		山	の	作
荒		永	り	子
石		木	竜	大
加		原		敦
稲		藤	幸	均
越		葉	鉄	紀
大		川	詩	兵
堀		場	よ	郎
か	い	越	し	の
松		づ	武	央
竹		井	健	二
松		内	雅	史
岩		永		諭
		井	清	優
			修	勉
			清	努
				海
				巳
				郎



---

欠 席 議 員            な し

---

説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 甲
副 市 長	松 丸 多 一
代 表 監 査 委 員	菅 原 卓 雄
教 育 長	田 中 庸 惠
危 機 管 理 監	水 野 雅 雄
広 報 室 長	麻 生 文 喜
総 務 部 長	植 草 耕 一
中核市準備担当理事	鹿 倉 信 一
企 画 部 長	小 沢 俊 也
財 政 部 長	稲 葉 清 孝
情 報 政 策 部 長	佐 藤 敏 和
文 化 ス ポ ー ツ 部 長	森 田 敏 裕
市 民 部 長	蛸 島 和 紀
経 済 部 長	小 塚 眞 康
観 光 部 長	関 武 彦
福 祉 部 長	立 場 久 美 子
こ だ も 政 策 部 長	秋 本 賢 一
保 健 部 長	二 宮 賢 司
環 境 部 長	根 本 泰 雄
街 づ く り 部 長	川 島 俊 介
道 路 交 通 部 長	藤 田 泰 博
水 と 緑 の 部 長	高 久 利 明
行 徳 支 所 長	菊 田 滋 也
消 防 局 長	本 住 敏
選 挙 管 理 委 員 会 長	小 林 茂 雄
事 務 局 長	藤 城 久 保
農 業 委 員 会 事 務 局 長	板 垣 道 佳
会 計 管 理 者	小 倉 貴 志
教 育 次 長	永 田 治
生 涯 学 習 部 長	藤 井 義 康
学 校 教 育 部 長	

---

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	小 泉 貞 之
事 務 局 次 長	六 郷 真 紀 子

(議事担当)

主		幹	米	津	孝	成
副	主	幹	金	子	貴	一
主		査	尾	本		悠
主	任	書	北	川	陽	介
主	任	書	高	柳	陽	一

(調査担当)

主		幹	上	原		高
主		査	前	田		悠
主		査	岡	澤	英	康
主	任	書	荒	木	智	貴
主	書	記	福	井	寿	明

---

# 会 議

午前10時10分開議

○松永修巳議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○松永修巳議長 この際、申し上げます。お手元に配付のとおり、岩井清郎議員ほか3名より、議案第39号に対する修正案が提出されております。この修正案を熟読していただくため、暫時休憩いたします。

午前10時11分休憩

午前10時12分開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 議案第32号市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてから日程第10議案第41号令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第3号）までを一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。その報告の順序は、健康福祉、環境文教、建設経済、総務の各委員会の順でお願いいたします。

まず、健康福祉委員長、石原みさ子議員。

〔石原みさ子健康福祉委員長登壇〕

○石原みさ子健康福祉委員長 ただいま議題となりました議案第37号市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第38号市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第39号令和4年度市川市一般会計補正予算（第7号）のうち健康福祉委員会に付託された事項及び議案第40号令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第37号について。

本案は、老朽化した東大和田保育園の園舎を建て替え、保育サービスのさらなる向上を目的として同園を社会福祉法人による公私連携型保育所とするため、公の施設としての供用を廃止するためのものです。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、「園舎は、現在とは別の場所に建て替えるのか。また、園舎の建て替えに当たり、何か付加される機能はあるのか」との質疑に対し、「園舎は、現在とは別の南八幡3丁目の警察寮跡地に移転する。また、機能は現在の公立保育園の内容をほぼ継続してもらうが、開園時間の延長や茶道教室の実施など、法人独自のサービスも追加されることとなる」との答弁がなされました。

次に、「建て替え後は保育園を公私連携型保育所にするとのことだが、このような形態の場合、市の関与はどのようになるのか」との質疑に対し、「公私連携型保育所にする、市と法人が協定を結んで、その内容につき履行を確認するため、市の関与は強くなると考えている」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号について。

本案は、配偶者等からの暴力被害者及び犯罪被害者等の居住の安定を図るため、入居の申込みに係る資格を緩和するとともに、入居者の選考において優先的な取扱いを行うためのものです。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、「今回、条例改正に至った背景はどのようなものか。また、他の自治体も犯罪被害者やDV被害者の入居等について、今回改正する内容と同様の取扱

いをしているのか」との質疑に対し、「今回、国から犯罪被害者やDV被害者の市営住宅の入居等について配慮するように通知があり、このことを踏まえ条例改正に至ったものである。また、近隣の自治体では、千葉県と船橋市が既に規則を改正し、同様の扱いをしている」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号について。

今回の補正は、第3款民生費において、赤ちゃん健やか応援給付金及び子育てのための施設等利用給付国庫交付金償還金等を増額、あるいは新たに計上するほか、私立保育園施設整備費等補助金を減額し、第4款衛生費において、新型コロナウイルスワクチン健康被害見舞金及び返還墓地助成金等を増額、あるいは新たに計上するものであります。また、繰越明許費の補正において、赤ちゃん健やか応援給付金給付事業について、年度内の支出が困難となったことにより、翌年度に繰り越す措置を行うほか、債務負担行為の補正において、火葬業務等人材派遣委託費を追加し、その期間及び限度額を定めるものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、第3款民生費第1項社会福祉費第2目障がい者支援費、生活のしづらさなどに関する調査員報償金について、「本調査は、実施主体である厚生労働省から受託した千葉県からの委託を受けて実施するものとのことであるが、調査の概要はどのようになっているのか」との質疑に対し、「今回の調査では、障害者手帳の所持者に加え、難病患者やこれまでの法制度では支援の対象とならなかった者を含めて調査の対象とし、在宅の障がい児・者の生活実態とニーズを調査する。本市における調査の対象は、国勢調査の対象地区を基に無作為に抽出した22の地域に住む1,230世帯で、22名の調査員をそれぞれの地域に割り当てている。調査の流れとしては、まず、調査員がチラシを配布し、その返答を基に、調査可能な世帯を把握する。その後、調査員が直接訪問した際に、生活のしづらさを抱える者がいた場合には調査票を配付し、郵送で返答してもらうものである。なお、調査期間は12月1日から12月20日までの20日間とされている」との答弁がなされました。

次に、第2項児童福祉費第1目児童福祉総務費、子どもの居場所づくり支援事業啓発動画作成委託料について、「本委託料は、貧困や家庭の事情などで困窮する子どもたちへの支援のため、飲食店が来店客の寄附で、子どもに無料で食事を提供するフードリボンプロジェクトの周知を行うためのものとのことであるが、作成した動画の活用方法はどのようになっているのか。また、配信時期はいつ頃を見込んでいるのか」との質疑に対し、「本委託料に係るフードリボンプロジェクトの支援については、参加する飲食店の数を増やすことが当面の課題と認識している。そのため、プロジェクトの概要やプロジェクトを主催する推進団体が現在行っている説明会の内容について動画を作成し、これを市公式ウェブサイトなどで配信することにより、動画を視聴することで趣旨を理解して、プロジェクトに参加しやすくすることを考えている。また、作成した動画の配信時期は令和4年度中を見込んでいる」との答弁がなされました。

次に、私立保育園施設整備費等補助金について、「今回の減額補正は、認可保育所の創設及び認可保育所、小規模保育事業所の賃貸物件の改修において、事業者の応募が計画より少なかったことなどによるものとのことであるが、計画していた施設ができないと、待機児童対策に不足が生じると考える。このことによる待機児童対策への影響はどのようなものか」との質疑に対し、「当初予算においては、11施設678人分の整備を見込んでいたが、現在の見込みでは、5施設358人分の整備にとどまる予定である。このことにより、320人分の不足が見込まれることとなるが、現在は、数年前のように大量に施設を整備しなければならない状況ではないため、既存の施設への丁寧な入園案内をするとともに、来年度に向けて早い時期に公募を開始し、積極的なPRを行い整備を進めることなどにより、待機児童を出さないように努めていきたいと考えている」との答弁がなされました。

次に、第4款衛生費第1項保健衛生費第7目霊園費、返還墓地助成金及び還付金について、「現在までに墓地

の返還はどのくらいあったのか」との質疑に対し、「本年度は、9月までに約70基の墓地が返還された。この実績等を考慮し、10月以降は約60基分の予算の不足が見込まれたため、今回、補正予算を計上したものである」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号について。

今回の補正は、歳出において保険料負担金等の増額を、歳入において前年度繰越金等の増額を計上し、収支の均衡を図るものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、歳出第1款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費、職員の異動等に伴う給与費について、「令和4年10月から改正された後期高齢者医療制度が施行されているが、制度改正によりどのような影響があったのか」との質疑に対し、「今回の制度改正により、保険証を2回送付したことのほか、窓口や電話での対応等で職員の事務量が大幅に増加した。このため、時間外労働が増え、人件費が増額となったことから、350万円の補正予算を計上したものである」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○松永修巳議長 次に、環境文教委員長、宮本均議員。

[宮本 均環境文教委員長登壇]

○宮本 均環境文教委員長 ただいま議題となっております議案第39号のうち環境文教委員会に付託された事項について、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

議案第39号について。

今回の補正の主なものを申し上げますと、歳出第2款総務費第1項総務管理費において、光熱水費等の増額及び市川市青少年スポーツ国際交流事業補助金の減額を、第4款衛生費第3項環境費において、光熱水費の増額及び狂犬病予防集合注射委託料の減額を、第11款教育費において、光熱水費及び施設修繕料等の増額を計上したものであります。また、債務負担行為においては、学校給食室冷暖房設備借上料等を追加するものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、歳出第11款教育費第1項教育総務費第2目事務局費、講師謝礼金について、「本謝礼金は、就学の意思があるものの、日本語の指導が必要な外国籍の子どもに対し、就学前日本語指導教室を実施する日本語指導サポーターへ払うものとのことだが、本補正の積算根拠はどのようなものか」との質疑に対し、「就学前日本語指導教室では、全8回の授業で1期間としており、1期間当たりの謝礼金は2万4,000円である。今年度当初予算においては、16期間で38万4,000円を見込んでいたが、外国籍児童の就学希望者の急激な増加に伴い、8期間分で19万2,000円の増額補正を計上したものである」との答弁がなされました。

次に、第2項小学校費及び第3項中学校費の第1目学校管理費、学校用備品費について、「本予算では、来年度の小学校及び中学校のクラス数の増加に対応するため、学校用の備品を購入することのことだが、具体的にどのようなものをどれだけ購入するのか」との質疑に対し、「購入する備品は、教壇やロッカーなどを予定している。また、購入数については、小学校で9クラス、中学校で2クラスの来年度のクラス数の増加見込みに応じて購入する予定である」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○松永修巳議長 次に、建設経済委員長、大久保たかし議員。

〔大久保たかし建設経済委員長登壇〕

○大久保たかし建設経済委員長 ただいま議題となっております議案第39号のうち建設経済委員会に付託された事項及び議案第41号令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第3号）について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第39号について。

今回の補正は、第5款労働費において、光熱水費の増額を、第6款農林水産業費において、多目的防災網設置事業補助金、市川漁港機能保全計画策定委託料及び航路浚渫工事費等の増額を、第8款観光費において、光熱水費の増額を、第9款土木費において、道路改良等設計委託料、道路用地購入費、塩美歩道橋実施設計委託料等の増額及び公園緑地維持管理等委託料（本庁管内分）等の減額を計上し、また、繰越明許費の補正において、市川漁港整備事業、航路整備事業及び都市計画道路3・6・32号整備事業等の事業費について、年度内の支出が困難となったことにより、翌年度に繰り越す措置を行うものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、第6款農林水産業費第1項農業費第3目農業振興費、多目的防災網設置事業補助金について、「本事業の具体的な内容は、どのようになっているのか」との質疑に対し、「本事業は、今後の降ひょうなどの自然災害による被害を軽減させるため、多目的防災網の設置に係る経費の一部を補助するためのものである。今回の補正による補助の対象については、市内農業者17件、実施面積854アールを見込んでおり、事業単価は10アール当たり110万円としている。また、補助率は6分の5で、その負担割合は、県が3分の1、市が2分の1、農業者の自己負担は6分の1となっている」との答弁がなされました。

次に、第9款土木費第1項土木管理費第3目土木総務費、支障電柱移設補償金について、「本補償金による移設工事の予定地のうち、国府台5丁目の道路については、そのすぐ南側の道路が拡幅され、相互通行が可能となる予定であり、今後は車両の通行量が減少すると思われる。そのような状況で移設工事を実施する必要はないと考えるが、それでも工事を行う理由は何か」との質疑に対し、「当該予定地については、道路沿いの家屋が新築され、セットバックが実施されたことで道幅が広がり、その結果、電柱が道路側に出っ張るような形になった経緯がある。そのため、通行人からは、通行していて危険であるなどの苦情が寄せられていることから、移設工事を実施することとした」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号について。

今回の補正は、収益的支出において、動力費等の増額及び企業債利息等の減額を、資本的収入において、社会資本整備総合交付金及び高谷・田尻排水区公共下水道工事費負担金等の減額を、資本的支出において、欠真間ポンプ場排水ポンプ改修工事費等の増額及び北方地区公共下水道整備事業委託料本年度支出額等の減額を計上したものであります。また、継続費の補正において、高谷2号幹線建設事業等の年割額を変更するほか、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を改めるものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされたものを申し上げますと、欠真間ポンプ場排水ポンプ改修工事費について、「本改修工事は、欠真間ポンプ場の排水ポンプが老朽化し、排水能力が低下しているため実施することだが、これにより、ポンプ自体がもともと有していた排水能力を上回るのか」との質疑に対し、「本改修工事は、排水ポンプの排水能力を回復することが目的であるため、ポンプ自体がもともと有していた排水能力を上回るものではない」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○松永修巳議長 次に、総務委員長、久保川隆志議員。

[久保川隆志総務委員長登壇]

○久保川隆志総務委員長 ただいま議題となっております議案第32号市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、議案第33号市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定について、議案第34号デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第35号市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、議案第36号市川市手数料条例の一部改正について及び議案第39号のうち総務委員会に付託された事項について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第32号について。

本案は、国政選挙における選挙運動の公費負担の限度額の見直しを踏まえ、市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額を見直す必要があることから、本条例の一部を改正するものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号について。

本案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、「これまでの非識別加工情報が、個人情報保護法の改正により、匿名加工情報に変わるとのことだが、今後、民間事業者が本市に個人情報を活用したいと提供を求めてきたときに、市としてどのような対応をするのか」との質疑に対し、「法改正により、匿名加工情報提供制度については都道府県及び政令市は実施が義務化されたが、それ以外の市町村は任意とされた。そこで、検討したところ、令和元年度に提供した非識別加工情報は、現在においても現場で利用されるに至っていないこと、非識別加工情報提供制度を実施している自治体は本市を含め全国で8団体しかなく、提供実績も本市の1件と独立行政法人住宅金融支援機構の1件のみで、全国的に需要がないこと、近隣の自治体も匿名加工情報提供制度を実施しないこととしたことから、本市は、実施しないこととした。今後、民間事業者は本市の個人情報を利活用できないこととなる」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、多数をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号について。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、関係条例中の条文の整備を行うものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、「現行の市川市防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例においては、画像から知り得た市民等の情報を、他に漏らしてはならないなど細かく規定されているが、改正後は、なぜそれらの条文が削除されるのか」との質疑に対し、「現行の条例で規定している項目については、改正された個人情報保護法で規定されていることから、今後は法律に基づき対応することとなる。また、個人情報保護法のガイドラインにおいて、法と重複する内容の規定を条例で定めることは、許容されないとの記載があるため、条文を削除するものである」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、多数をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号について。

本案は、人事院勧告等を踏まえ、一般職の職員の給料並びに期末手当及び勤勉手当の改定を行うとともに、これに合わせて市長等の期末手当の改定を行うものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号について。

本案は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の改正に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定事務に係る手数料を見直すとともに、新たに追加された評価方法に基づく当該計画等の認定事務に係る手数料を定めるほか、所要の改正を行うものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号のうち本委員会に付託された事項について。

今回の補正の主なものを申し上げますと、歳出においては、第2款総務費において、デジタル地域通貨運用システム構築等委託料を新たに計上するほか、こども福祉総合システム改修委託料、コンビニ交付等証明書発行委託料等の増額及び財政調整基金積立金、八幡分庁舎建替事業費本年度支出額等の減額を計上し、歳入においては、国庫支出金のほか、県支出金等を増額し、市債等を減額するものであります。また、繰越明許費の補正において、こども福祉総合システム改修事業について、年度内の支出が困難であるため、翌年度へ繰り越す措置を行うほか、債務負担行為の補正において、第1庁舎7階改修設計委託費、デジタル地域通貨推進業務委託費等、体組成測定機器等借上料を追加し、その期間と限度額を定め、地方債の補正においては、起債の限度額を変更するものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、債務負担行為補正、第1庁舎7階改修設計委託費について、「健康寿命日本一に向け、食と健康の拠点としての食堂を整備するため、第1庁舎7階を改修することだが、食事を提供する事業者とは、どのような内容の契約を締結しようと考えているのか」との質疑に対し、「食堂の運営については、事業者に場所を貸し付けて運営をしてもらう方法や、市の事業として請け負ってもらう方法など、様々な条件を模索しているところである。なお、事業者にヒアリングをしたところ、提案として、食材費及び調理業務等を含めて食堂運営を請け負い、売上げについては、市に納入するという方法で運営は可能であるとの話があった」との答弁がなされました。

また、「食事を提供する事業者とは、何年の契約を締結する予定なのか。また、契約に見直し条項などは入れるのか」との質疑に対し、「契約の年数等については、まだ検討をしていない。また、契約の条項等については、契約を締結する際に検討していきたい」との答弁がなされました。

また、「改修工事費は幾らを見込んでいるのか」との質疑に対し、「改修工事費は、1億円を超えるものと見込んでいる」との答弁がなされました。

次に、デジタル地域通貨推進業務委託費等について、「健康ポイントなどのポイントを付与すると市の支出が増加することとなり、本格実施となれば、コールセンター費やアプリの運用経費もかかると思うが、本事業は年間でどの程度の費用が発生すると想定しているのか。また、本事業によって得られる経済効果はどの程度を見込んでいるのか」との質疑に対し、「コールセンター費や店舗への振込手数料等の運用経費については、年間で5,000万円から6,000万円を想定している。また、経済効果については、平成27年度に発行したプレミアム付商品券では、プレミアム分以上の波及効果があった。今回の実証実験においても、デジタル地域通貨を使うことで、市外で買物をしていた市民が、市内で買物をするようになったかなど様々な点から経済効果を検証していきたいと考えている」との答弁がなされました。

次に、体組成測定機器等借上料について、「機器のリース契約の期間は6年とのことだが、債務負担行為の期間が8年となっているのはなぜか」との質疑に対し、「令和5年の5月から6年間の機器のリース契約を結ぶ予定だが、令和4年度から債務負担行為の期間となることで1年、リース期間の最終月が4月となり、最終月の直前に年度をまたぐことで1年、合計で2年分加わるため、債務負担行為の期間を8年としている」との答弁がなされました。



本委員会といたしましては、歳入歳出予算の総額については、他の常任委員会の審査の結果を確認の上、採決の結果、可決すべきものと決しました。

なお、本案における債務負担行為補正、第1庁舎7階改修設計委託費に関しては、質疑において、岩井清郎委員より、本会議で修正を行う旨の発言がありましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○松永修巳議長 以上で委員長報告を終わります。

この際、議案第39号に対しては、岩井清郎議員ほか3名から修正案が提出されております。これを本案と併せて議題とし、提出者から提案理由の説明を求めます。

岩井清郎議員。

[岩井清郎議員登壇]

○岩井清郎議員 ただいま議題となりました議案第39号令和4年度市川市一般会計補正予算（第7号）に対する修正動議の提案理由を説明いたします。

本補正予算には、債務負担行為の補正として、第1庁舎7階改修設計委託費が計上されておりますが、本委託費は、健康寿命日本一の施策の一環として、健康に配慮した食事を提供する事業を実施する場として、第1庁舎7階の休憩スペースを整備するためのものがございます。この健康に配慮した食事を提供する事業は、業務委託により行うとのことですが、委託金額の積算、委託条件、収支の見通し等に疑義がございましたので、総務委員会において質疑が行われましたところ、理事者からの答弁は、諸条件についてはこれから詰めていく、具体的なシミュレーションはできていないなど不明瞭な説明に終始いたしました。このような不確実、不明瞭な状況では、仮に本委託費を含めて補正予算が可決されたとしても、今後提案されるであろう健康に配慮した食事を提供する事業に関する予算は否決されかねず、そうした場合には、本委託費が全くの無駄となってしまいます。したがって、本委託費につきましては、健康寿命日本一の施策の一環としてふさわしいものとなるよう、健康に配慮した食事を提供する事業の内容等を精査し、確実なものとした上で、改めて予算に計上すべきであって、本補正予算からは削除する必要がございますことから、この修正案を提出した次第であります。

以上、議案第39号令和4年度市川市一般会計補正予算（第7号）に対する修正動議の提案理由といたします。

○松永修巳議長 これより委員長報告及び修正案に対する質疑に入りますが、議長といたしましては、まず委員長報告に対する質疑を行い、その後、修正案に対する質疑を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって、まずは委員長報告に対する質疑を行い、その後、修正案に対する質疑を行うことに決定いたしました。

まず、先ほどの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑がありませんので、委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、修正案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑がありませんので、修正案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

金子貞作議員。

[金子貞作議員登壇]

○金子貞作議員 日本共産党の金子貞作です。ただいま議題となっております議案第33号市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定について、議案第34号デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備

に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、党市議団を代表して、一括して反対の立場から討論を行います。

議案第33号の第1条では、「この条例は、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるもの」としています。これまでの市川市の条例には、個人情報を保護することが個人の尊厳の維持のために必要不可欠である、市民の基本的人権を擁護することを目的とするという、この文言が今回の条例案には削除されています。これは、これまで市川市など自治体が築いてきた個人情報保護の到達点を白紙にさせ、全国共通ルールの下、国が一元管理できるようにする条例の制定内容です。2021年5月に成立したデジタル関連法で、国や自治体を持つ膨大な個人情報のデータ利活用を成長戦略に位置づけ、外部提供した企業にAIで分析させ、もうけの種にさせることをデジタル改革で進めようとしていることです。日本共産党は、個人のプライバシー侵害、地方自治の侵害、国民生活への影響、利益誘導、官民癒着の拡大といった多くの問題点があることを指摘し、反対しました。個人情報を非識別加工して民間事業者の利活用に提供する自治体は、令和元年、2県、5市町にすぎません。この制度を匿名加工情報に名称を統一して広げることが共通ルール化の狙いです。総務委員会では、現時点では匿名加工情報の提供は行わないとの答弁がありましたが、義務化されれば提供することにならざるを得ません。現行条例の撤廃によって、市川市が市民とともに築き上げてきた個人情報を保護する様々な優れた施策を廃止することになって、これでは市民の個人情報の漏えいが懸念され、個人のプライバシーの侵害、ひいては市民の生活に大きな影響を及ぼすことは必至です。

以上、反対の討論といたします。

○松永修巳議長 以上で通告による討論を終わります。

次に、修正案に対する討論のある方は挙手を願います。

越川雅史議員。

[越川雅史議員「賛成です」と呼ぶ]

○松永修巳議長 賛成ですか。

ほかにおりませんか。ほかはないものと認めます。

それでは、越川議員。

[越川雅史議員登壇]

○越川雅史議員 無所属の会の越川雅史でございます。ただいま議題となっております議案第39号令和4年度市川市一般会計補正予算（第7号）につき、修正案に賛成の立場から討論を行います。

先ほど岩井議員からの提案理由の説明でも触れられていたとおり、本補正予算には、債務負担行為の補正として第1庁舎7階改修設計委託費2,300万円が計上されております。これは、健康寿命日本一の施策の一環として、健康に配慮した食事を提供する事業を実施する場として、第1庁舎7階の休憩スペースを食堂に転換するための工事に係る設計委託費という位置づけであります。ただ、この改修設計委託費2,300万円の後には、1億円を超えるとされる改修工事費の計上が控えていることはもちろんのこと、その後は食堂の運営費、維持管理費といった支出も毎年発生することになることが予見できます。そこで、もし仮に食堂の運営費や維持管理費が恒常的に赤字となる収支構造となっていれば、何年間も赤字が継続することを確定させてしまう懸念もございます。そこで、これらの点につき、代表質問や総務委員会における質疑等を通じて、また、委員会前後における調査を通じて、一体この健康に配慮した食事を提供する事業に何年間で幾らの投資をして、その結果、どのような成果を期待しているのか、本修正案に賛同する各会派、各議員は検証を重ねてまいりました。

念のため申し上げますと、私は健康寿命日本一という施策そのものに反対する立場でもなければ、健康に配慮した食事を提供するといった考え方そのものに強い異議があるわけではございません。これは、私のみならず他

の多くの議員も本質的には同様のお考えであるものと確信をしております。ただ、執行機関を監視する立場にある市議会議員の使命、役割に鑑みれば、提出された議案に十分な議論も検証も施すことなく、まるで役所に対する付度、御機嫌取りであるかのように、必要な修正をも怠って、黙って賛成ボタンを押せばよいということではないはずです。

健康に配慮した食事を提供する事業に対して、何年間にわたり幾らの税金を投じて、どのような成果を期待しているのか、この事業プランは、最少の経費で最大の効果を上げるべく設計されており、市民の理解を得られるものと判断できるものなのか、その中で改修工事費は幾らになり、何年間で回収できるものと想定しているのか、あるいは回収を前提としない事業費として位置づけているのか、健康に配慮した食事を提供する事業の根幹をなす食堂の運営形態は、直営なのか、いわゆる場所貸しなのか、食堂の運営形態は直営であれ委託であれ、採算はどう見積もっているのか、採算の根拠はどのように積算されたもので、そのシミュレーションは多角的に検証され、エビデンスは必要十分に確保されているのか、そもそも健康寿命日本一の施策の一環として、健康に配慮した食事を提供する事業を直営で実施することは適切なのかなどといった点につき、慎重な議論と検証手続を経た上で、当該事業が住民監査請求や住民訴訟に十分耐えられるよう制度設計されたものであり、かつ最少の経費で最大の効果を上げられる事業であると判断した場合に限り、当該予算を承認するという姿勢が市議会議員に求められているものと認識し、我々は本議案の審査に臨んだ次第です。

そうした心構え、覚悟の下、本修正案に賛同する各会派の検証手続を経て分かったことは、この健康に配慮した食事を提供する事業は、いわゆる場所貸しではなく、直営により実施するものであるが、その運營業務は外部に委託する予定とのことでした。つまり、食堂経営の経営責任は持つものの、運営のほぼ全てを外部業者に委ねるわけですから、どのような業者を選定して、何年間の契約を締結するのか、契約金額は幾らになるのか、収支が悪化した場合には、途上における契約条件の変更は可能なのかといった論点につき、納得いく説明、答弁がなされなければなりません。しかしながら、総務委員会における理事者からの答弁では、委託金額の積算根拠、委託条件、収支の見通し等、いずれについても、諸条件についてはこれから詰めていく、具体的なシミュレーションはできていないなど不明瞭な説明が繰り返されました。

また、食堂の運営形態について、直営であるのか、いわゆる場所貸しであるのか、直営の場合であっても運営委託を行うのかどうか、そこで赤字が恒常的に発生する構造であるのかどうかに我々の関心があるにもかかわらず、売上げは歳入に入ります、本事業は健康寿命日本一の施策の一環として実施するものでありますなどの外的な説明に終始し、2日間に及んだ委員会において、ついに訂正されることも、新たな資料が提出されることもありませんでした。

いずれにしても、質疑を通じて、あるいは調査を通じて、これまで得た情報により、本事業の目的は、多くの市民に食堂を利用してもらい、健康に配慮した食事を提供する点にあること、改修工事費が少なくとも1億円を超える規模になること、運営委託費は月額238万円であること、この運営費を賄うためには、1日当たり1食630円で200食以上の売上げが必要であること、食堂の営業時間は平日昼間の11時から16時までを想定していることなどが明確になりました。ただ、肝腎なのは、そこから先の話であって、1食630円とされるメニューや、そのバリエーションも決まっていなければ、1日200人とされる来客数のうち、市民が占める割合の想定すらなされておりました。一くりに市民といったところで、どのような特性の方々をターゲットにしているのか分かりませんし、そもそも昼間人口が少ない本市において、平日昼間に限定した事業が、どの程度想定どおりの成果に結びつくのか疑問が拭えません。

具体例を出しましょう。例えば30代や40代の男性をターゲットに、高たんぱくのコオロギ粉末を使用した食事を提供するというアイデアがあって、確かに30代や40代の男性には高たんぱく食が人気で一定のニーズがあった

としても、マーケティングとしては、それだけでは不十分であることは言うまでもありません。そもそも本市在住の30代、40代の男性は、日中、市外にて仕事に従事している方がほとんどでしょうし、コオロギ粉末を食べるためにわざわざ市役所には行かない、630円払ってまで食べたいとは思わないなどといった反応が返ってこないとも限らないでしょう。

やはり、多額の税金を投じて事業を実施する以上は、繰り返しになりますが、当該事業が住民監査請求や住民訴訟に十分耐えられるよう制度設計されたものであり、かつ最少の経費で最大の効果を上げられる事業であると判断できるかどうかのポイントです。だとするならば、本事業の所管部署である企画部は、それこそ庁内で実証実験でも実施して、想定どおりの反応が得られるかどうか、一定の手応えをつかむことができるまで綿密な調査研究を繰り返すことは必要不可欠でしょう。本市には経営のノウハウがあるわけでもありませんし、ましてや食堂経営のプロでもありません。だからこそ、このターゲットに対してこのメニューで訴求していく、これなら1食630円で200食以上売れるはずだといったストーリーに説得力がなければ、市民から安易な取組だとの批判を招来しかねません。もちろん、こうした調査研究のみならず、採用する事業者が時代の変遷や利用者のニーズ、嗜好の変化にも柔軟に対応できるかどうかといった見極めも重要です。

また、1億円を超えるとされる改修工事費を何年間で回収する事業計画であるのか、事業者との間において、当該期間変わらぬ条件で、あるいは市が不利にならないような見直しができる条項を契約に付した上で委託を続けることに合意が確立しているのかが判然としなければ、事業計画の是非を判断しようもありませんし、仮に赤字になる部分が健康に配慮した食事を提供する事業の事業費として正当化され得る余地があったとしても、それに見合う効果が何であるのかが判然としなければ、投資の是非を判断しようがありません。

このように、健康に配慮した食事を提供する事業全体の事業計画及び収支計画が不確実、不明瞭な状況では、仮に本委託費を含めて本補正予算が可決されたとしても、今後提案されるであろう健康に配慮した食事を提供する事業に関する予算が可決されるとの確信を持つことはできず、仮に当該予算が否決される事態に発展すれば、本委託費が全くの無駄となってしまうことを懸念する次第です。したがって、本委託費につきましては、健康寿命日本一の施策の一環としてふさわしいものとなるよう十分な調査研究とその検証を重ね、確実なものとした上で、改めて予算に計上すべきであって、現時点においては、泣いて馬鹿を斬る思いで、本補正予算からは削除せざるを得ないものと判断いたします。

以上が議案第39号令和4年度市川市一般会計補正予算（第7号）に対する修正案に賛成すべきと考えた理由となります。

思い返してみてください。あれだけの大問題に発展したテスラの導入費用は1台当たり約1,500万円でした。日本中を騒然とさせ、本市を悪い意味で全国的に有名にしたガラス張りシャワーでも、設置と撤去費用合計で約500万円でした。今回は設計委託費だけで2,300万円、その後に控える改修工事は、少なくとも1億円を超えることが明らかになっています。そして運営費が赤字であれば、それが何年間も継続してしまう蓋然性は著しく高いものと考えられます。ましてや、今後到来するかもしれない財政危機に備えるべく、原則として新規事業は実施しない、準大規模建設事業の実施時期を見直すとの考え方が示されている中で、準大規模建設事業でもなければ、老朽化した公共施設の建て替えでもない本事業には、綿密な調査研究や、多角的なシミュレーションに裏打ちされた透明性の高い事業計画が求められることは、言うまでもありません。

加えて物価が高騰する中で、家計が苦しさを増している中で、各御家庭に対し下水道料金の値上げ、御負担増をお願いしている現下の状況を鑑みれば、億円単位の支出には慎重の上にも慎重を期すべきことは、論をまたないかと思えます。この点、申し上げ、議員各位に対し賛同を呼びかけ、討論を締めくくります。

○松永修巳議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第33号市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありません。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第34号デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第35号市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第36号市川市手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第37号市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第38号市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第39号令和4年度市川市一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

まず、本案に対する修正案を採決いたします。

本修正案に賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除くその他の部分を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

これより議案第40号令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第41号令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

○松永修巳議長 日程第11請願第4-1号携帯電話基地局を設置又は改造する時には事業者はその計画を地域住民等に対して説明を行うこと及び設置済みの携帯電話基地局についてその事業者は地域住民等の求めに応じて説明を行うことの条例化を求める請願を議題といたします。

本請願に関し委員長報告を求めます。

環境文教委員長、宮本均議員。

[宮本 均環境文教委員長登壇]

○宮本 均環境文教委員長 ただいま議題となりました請願第4-1号携帯電話基地局を設置又は改造する時には事業者はその計画を地域住民等に対して説明を行うこと及び設置済みの携帯電話基地局についてその事業者は地域住民等の求めに応じて説明を行うことの条例化を求める請願について、環境文教委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本請願は、携帯電話基地局の設置、改造及び設置済みの基地局について、事業者による地域住民等への説明を義務化する条例を制定してほしいとの趣旨であります。

委員会において述べられた意見を要約して申し上げますと、反対の立場から、「携帯電話基地局の発する電磁波が人体に及ぼす影響については、現段階においては明確な判断ができず、本請願においても、それについての科学的な知見に基づく記述はない。また、本来、このような問題については、総務省から事業者に対して、住民への説明を適切に行うよう求めていくという姿勢を強化するべきであり、その制度設計は、全国的に足並みをそろえて行ふべきである。さらに、本請願で求めているような条例等を制定している他市の例を見ると、制度と実態との間に乖離があるのではないかと思われるため、本市において条例化を検討するのであれば、より一層の調査が必要であり、いまだ時期尚早ではないかと考える。よって本請願は不採択とすべきである」等の意見が述べ

られました。

なお、審査の過程において、閉会中継続審査事件とすべきとの意見も述べられましたことから、まず、閉会中継続審査事件とすべきか否かをお諮りしましたが、採決の結果、賛成者少数により否決されました。

以上の経過を踏まえまして、本委員会といたしましては、採決の結果、賛成者少数により不採択とすべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○松永修巳議長 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより請願第4-1号携帯電話基地局を設置又は改造する時には事業者はその計画を地域住民等に対して説明を行うこと及び設置済みの携帯電話基地局についてその事業者は地域住民等の求めに応じて説明を行うことの条例化を求める請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。本請願を採択することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本請願は不採択とすることに決定いたしました。

---

○松永修巳議長 ここで、議事の都合により暫時休憩いたします。

午前11時19分休憩

---

午後1時開議

○大場 諭副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

国松ひろき議員。

○国松ひろき議員 会派創生市川の国松ひろきでございます。通告に従いまして、一問一答にて一般質問を執り行わせていただきます。

まずは大項目の1つ目、子育て施策についてお伺いしてまいります。

昨今、子育て施設における重大な事件、事故が多発しております。直近のニュースで申し上げれば、静岡県裾野市で起こった乳幼児への虐待、大変痛ましい報道でございました。また、9月には、こちらも静岡県牧之原市の認定こども園で通園バスの園児置き去りの報道、また、本市の幼稚園でも侵入まではいきませんでした。通園路の付近に下半身を露出している男がいるとの連絡も入っております。このようなニュースになった事件は氷山の一角で、小さい事件、事故はたくさん起きているのかなと思います。こういった事件、事故を受けて、先週、不適切な保育の防止のための研修会が急遽開催されました。大変いい取組だと思います。

そこでまずは、小項目の1つ目、保育園や幼稚園等のセキュリティー対策について、本市の考え方や不審者の侵入対策として、門や施設の出入口などはどのような状況となっているのか、現状をお聞かせください。また、各施設に対し、市川市としてどのような対策を求め、指導を行っているのかお伺いいたします。

○大場 諭副議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

初めに、保育園における対策についてです。施設への不審者の侵入防止などのセキュリティー対策につきましては、保育施設の運営に関する事項等を定めた保育所保育指針にその方針が示されております。また、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインでは、セキュリティー対策の具体的な考え方や取組方法が示されております。本市では、各施設がこれらのガイドライン等に基づき、緊急時の対応マニュアルの作成やそれに基づく訓練などを適切に行うよう指導や助言を行っております。なお、不審者の侵入対策につきましては、多くの施設が出入り口周辺に防犯カメラを設置するほか、来訪者を確認し、内部から鍵の開閉ができるオートロック機能の門扉を備え付けております。さらに、本市では、毎年度実施する指導監査の際に、職員が現地において門や施設の出入口が適切に施錠できる状態になっているか、来訪者の身元を確認した上で解錠が可能となっているか、窓などから不審者が侵入できぬよう工夫されているかなどの対策を確認しており、適切でない認められた場合には指摘を行い、改善を求めています。加えて、新たに開設する保育園に対しましては、こども施設運営課内に設置した園長職を経験した職員で構成する担当チームが開設前から定期的に施設を訪問し、セキュリティー対策を含めた園運営を指導しております。

次に、幼稚園についてであります。幼稚園のセキュリティー対策につきましては、幼稚園施設整備指針により不審者対策が示されております。運営上の指導は、基本的に千葉県が所管しておりますが、幼稚園のセキュリティー対策の向上には、本市も県と連携してまいりたいと考えております。具体的な取組といたしましては、保育園と同様、園内に防犯カメラを設置するなどの対策が実施されていることを確認しております。また、多くの園では、園児等の出入口となる門を職員のいる事務室から死角にならない場所に設置しており、来訪者の出入りを確認できるようになっております。このほか、地域で不審者に関する情報があった場合は、市から園に迅速に情報提供するなど、安全確保に向けて支援をしております。

なお、本市では、毎年度、幼稚園や保育園を対象に危機管理に関する研修を実施しております。本年度も4月に子どものための防犯対策をテーマに、市内89施設の参加の下、開催をいたしました。参加者からは、施設での訓練を、より実践的なものに変えていきたい、防犯のために地域の人たちと連携を密にすることが必要と感じたなどの感想をいただいております。今後も研修などを通じて、有効なセキュリティー対策について啓発をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 国松議員。

○国松ひろき議員 今回の答弁では明言されませんでした。例えばオートロックの設備や防犯カメラを用意していない園、用意できない園には補助金を出すと、小学校には支給されているさすまたの支給を行うとか、指針に従ってください、指導を行い対応してくださいだけでは不十分な園がどこかで必ず出てまいります。監査を年に何度しているか分かりませんが、その1回を乗り切れば対応しない園だってあると思います。人員的に何度も園に伺うなどは難しいかもしれませんが、定期的にしっかり確認できない園には、本市としての指導支援を行ってほしい旨、要望させていただきます。

1つ再質問させていただきます。以前にも質問いたしましたが、本市では地域子育て支援センターがあります。乳幼児を育てる親御さんにとって憩いの場であり、子育てに関する悩みを打ち明けられる大切な場所がございます。もちろん利用者は不特定多数の親子が利用いたします。そこで、地域子育て支援センターではどのようなセキュリティー対策を行っているのか、内容をお伺いいたします。

○大場 諭副議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。



地域子育て支援センターは、ゼロ歳から就学前までの親子と妊婦を対象に、親子が交流する場の提供、子育て等に関する相談や情報の提供などを行う施設であり、保育園または幼稚園に併設する形で市内に11か所設置をしております。

支援センターのセキュリティー対策につきましては、明文化された指針やガイドラインはございませんが、施設が保育園等に併設されていることから、安全対策についても園と同様の措置がなされております。

また、不審者対策として、利用の際には住所や氏名等をスタッフが確認することとしており、初めての利用者にはスタッフから積極的に話しかけ、利用者の状況を把握するよう努めております。

今後も、子育て支援の施設として利用者が安心して過ごせるよう、適切に対応をしてまいります。

以上でございます。

**○大場 諭副議長 国松議員。**

**○国松ひろき議員** 具体的なセキュリティーに関する指針はなく、保育所や幼稚園に併設されているので、そのセキュリティーに任せているということが理解できました。幼稚園や保育園は親御さんや親戚が迎えに行きますし、親族が参ります。何となく誰が来るか理解できると思います。ですが、不特定多数の方が往来する地域子育て支援センターでは、うそでも個人情報に記載すれば、誰でも入れる状況となっております。もっとセキュリティー対策に本市も乗り上げていかなければ、いつか重大な事件、事故があった際に、各園のせいだけでなく、市川市の責任問題にもなりかねません。具体的な検討をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、小項目の2つ目、地域子育て支援センターの利用予約についてお伺いいたします。コロナ禍の中、施設の利用人数に制限を設けるため、センター利用希望者に対し、事前に予約を求めておりました。この人数制限が解除された後についても、安全対策のため、「いちかわっこWEB」や支援システムを作成して活用し、事前予約制にすることはできないのかお伺いいたします。

**○大場 諭副議長 秋本こども政策部長。**

**○秋本賢一こども政策部長** お答えいたします。

地域子育て支援センターは、現在、新型コロナウイルス感染予防対策として、施設内が密な空間にならないよう、利用される親子に対して、電話やSNS等による事前予約をお願いしております。御質問の事前予約につきましては、メリットといたしまして、利用人数をあらかじめ把握することによって、施設側が人数に応じた受入れ体制を整えることが挙げられます。一方、デメリットといたしましては、利用希望者が気軽に立ち寄れなくなることや、相談が必要なときにすぐに利用できないことなどがございます。これらを踏まえまして、地域子育て支援センターは子育て中の親子や妊娠中の方が利用したいときに、いつでも気軽に行ける開かれた場所であるという基本的な機能を重視し、感染状況が落ち着いた際には、コロナ禍以前のように、事前予約なしで利用できるようにすることを検討しているところであります。

また、子育てに関する情報サイト「いちかわっこWEB」を運用しておりますが、このサイトには、施設利用の予約を受け付ける機能が備わっていないことから、予約手続を電子化するためには、新たなシステムの構築が必要となります。地域子育て支援センターをより安心かつ気軽に利用していただくため、親子が必要なおきにすぐに利用できる状態を確保しつつ、一層の安全対策を図るとともに、事前予約についても、利用者や各施設関係者の意見を参考としながら、今後研修してまいります。

以上であります。

**○大場 諭副議長 国松議員。**

**○国松ひろき議員** もちろんメリット、デメリットがあることは把握しております。気軽に行ける場所という本市の見解も分かります。ですが、それと同時に不審者なども入ってくるということもできてしまうということ

ございます。子育て施設と併設している支援センターを運営している事業者から聞いた話になりますが、その園に入園できなかった方が、不特定多数が入場できる支援センターに来て、なぜ自分の子どもが入園できなかったのかと担当の方をどなるなどして帰ったことがあったそうでございます。これは、事前予約制なら何かしら対応ができていたのかなというふうに思います。この方は入園できなかった方だから、男性職員を配置しようとか、何かあってもいいようにしっかり返答ができるように入園対応者が一緒にいるとか、対応ができたのかなというふうに思います。この方はどなるだけだったそうですが、もっとひどいことが起きてもおかしくありません。新システムの構築にお金がかかることも理解しておりますが、園児や職員の方の安全もしっかりと市川市として考えていかなければならないと思います。ぜひ不特定多数の入場もいいですが、もっとしっかりとした入場基準、セキュリティー対応をお願いしたいと申し上げます。

続きまして、小項目の3つ目、幼稚園の送迎バスの安全対策についてお伺いしてまいります。冒頭申し上げた9月の静岡県牧之原市、昨年11月にあった福岡県中間市、埼玉県さいたま市でも同園で2年連続、園児の通園バス置き去りが発生しているそうです。これらは報道されているものみの話で、きっとニュースになっていない置き去り事案はたくさん発生しているのかなと思われるます。本年9月の定例会中での事件でしたので、何名かの議員が質問しておりましたが、改めまして、こういった事故を防止するために本市がどのように考えて対応しているのか、お伺いいたします。

○大場 諭副議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

本市では、昨年7月に福岡県で発生した送迎バス内の置き去りによる園児の死亡事故の直後に、本市の職員が市内27園の私立幼稚園等で構成される市川市私立幼稚園協会の会議に出席して、直接注意喚起を行い、事故防止に対する協力を求めています。また、本年9月に静岡県で事故が発生した際にも、再度協会に対して対応策の検討をお願いしたところであります。

一方、千葉県におきましては、本年9月の事故発生直後に、幼稚園等を対象とした送迎バスの運用に関するメールによる緊急調査を実施しております。その結果を踏まえ、本市に対して、県より実地調査の依頼があり、バス送迎を行っている15の幼稚園に職員が訪問して、バスの窓へのラッピングの有無、バス送迎の乗降時の運用に関するチェックリストの整備、これまでに経験した事故につながりかねない事案の有無などについて調査を行ったところであります。この調査では、降車後の車内の確認を添乗職員と運転手が複数で行うことや、連絡のない児童の欠席については、担任教諭がその所在を確認するなど、多くの施設で重層的な人的対策を実施しておりますが、バス内部に安全装置を設置するなどの事故防止対策を実施している施設は確認できませんでした。このことから、本市では、痛ましい事故が続いていることから、人的ミスを防ぐには物理的な対策も必要であると考えております。

なお、国におきましては、本年12月2日に幼稚園等の送迎用バスの安全装置設置支援を含む令和4年度第2次補正予算が成立したところであります。本市といたしましては、今後、国の通知を待って千葉県と連携し、安全装置の設置支援について、適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 国松議員。

○国松ひろき議員 バス通園を行っている15の園を本市の職員が訪問して調査をしている旨、理解できました。また、国のほうでは12月2日の参議院の本会議で第2次補正予算が通過したということも理解しております。その中で、厚労省が「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」の推進ということで、送迎用バスへの安全装置の導入支援が計上されました。安全装置の導入までの僅かな間でも、事件、事故がないようしっかり確認をしてい

ってほしいなというふうに思います。

また、大久保議員も以前おっしゃっていましたが、園児に対して取り残されたときの対応を教育するというのも必要なことだと思います。通園バスだけでなく、送り迎えの車の中に置き去りになってしまったというニュースもありました。車で1人になったらクラクションを鳴らすとか、窓の開け方を教えるとか、これからは保育園も架け橋プログラムの中でもあったように、教育をしていかなければなりませんので、そういったことを指導するためのマニュアルを作成、市川市として支援、指導を行ってほしい旨を要望させていただきます。

冒頭申し上げましたが、幼稚園やこども園、保育園などで何かしら重大な事件、事故が起こった際に大きなニュースとなります。その園が問題なのかもしれませんが、市川市の対応はどうだったのか、必ず報道されます。園に任せていたというのでは、市川市として何もしていないということになってしまいますので、もろもろ何かが起きる前に、しっかりと対策、検討を行ってください。

続きまして、小項目の4つ目、幼稚園、保育園の給食費無償化の方向性について伺ってまいります。前回9月定例会で小学校、中学校の給食費の無償化が決まりました。子育てしやすい町として、小中学校の給食費の無償化を行ったのであれば、なぜ幼保、こども園などの給食費の無償化も行わなかったのか疑問が残ります。もちろん未就学児の給食費の無償化においては、各施設によってオーガニック給食をしているところ、給食室併設のところ、弁当を注文しているところ、自宅からお弁当持参のところ、ゼロ、1、2歳の場合、離乳食やアレルギーのケアなど様々な要因で難しいことも理解しております。また、3歳児未満の児童については、給食費が保育料に含まれているということも理解しております。一方で、ほかの自治体では未就学児の給食費無償化に取り組んでいる自治体もあります。そこで、3歳以上の児童に対して、給食費の無償化の実施に向けての本市の考え方を伺います。

○大場 諭副議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

幼稚園や保育園の3歳児から5歳児の給食費につきましては、施設の運営法人が金額を設定し、保護者から直接徴収することとなっております。このうち認可保育所や認定こども園につきましては、給食費の一部を市が負担することで、保護者に納めていただく額を月額4,500円以下となるようにしているところでございます。また、私立幼稚園や認可外保育施設につきましては、お弁当持参の施設も多く、給食実施の有無や提供する回数は施設によって様々となっております。給食を提供している施設では、1食当たり300円から500円程度頂いていると聞いております。

給食費の無償化につきましては、東京都の19の特別区と1市において実施しております。近隣の特別区の取組内容を調査したところ、対象児童は、保育の認定を受け認可保育所や認定こども園に通う児童となっており、幼稚園や認可外保育施設などに通う児童は、原則として給食費は保護者に負担していただいております。

しかしながら、本市では給食費の無償化を検討する際には、保護者負担の公平性について考慮することが重要であると考えております。幼稚園や保育園など利用する施設の違いや施設により給食の提供方法の差異がある中で、どのような方策が公平性を保つ上で適しているのか、研究が必要であります。加えて、施設によっては食育の一環として、オーガニック食材や和食などを取り入れた給食を提供しており、それを踏まえて給食費も設定していることから、無償化を考えていくには施設の方針にも留意しなければならないと考えております。

本市では、子育て支援策として、令和5年度から対象を高校生まで引き上げるなど、子どもの医療費助成の拡充を目指しております。御質問の未就学児の給食費無償化につきましては、今後の子育て施策の一つとして考えていく施策であると認識しており、対象となる児童や施設の範囲、無償化、または費用の一部補助などの負担軽減の方法、それらに伴う財源の確保などについて、他の自治体の事例を参考に、さらに調査研究を進めてまいり

たいと考えております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 国松議員。

**○国松ひろき議員** どのように公平性を保つか、施設の方針も考えた上での調査研究ということ、理解できました。例えば1食当たり300円から500円徴収しているとのことですが、オーガニックであろうと、お弁当の提供であろうと、一律に300円を本市が負担しますよ、それ以上の部分は園の特色などで納得してくださいねとかならば不公平感はないのかなというふうに思いますし、ゼロ円の園もあれば、それ以外もあり、各園の競争にもつながって、よりよい子育て施設になっていくのではないかなというふうに思います。一応答弁では、子どもの医療費助成の拡充のその後の子育て支援として、未就学児の無償化を考えるとお話しいただきましたので、こちらに関しては引き続き注視し、定期的に質問を行わせていただきます。

次に、小項目の5つ目、幼稚園教諭の確保対策についてお伺いしていきます。こちらも以前、一般質問で2度ほど取り上げさせていただいておりますが、国の基準では待機児童はゼロになったとお話されておりますが、誰もが希望園に入れるわけではなく、遠い園なら送り迎えができないという理由で待機している児童もおります。また、幼稚園教諭、保育士の人材確保が十分に行われていないため、希望園に入れないという事象も多々発生しております。そこで、幼稚園に特化しまして、幼稚園では深刻な職員不足が嘆かれております。主として就職時や免許取得に関する支援、奨学金制度、市内幼稚園に就職するための施策が必要だと思っておりますが、何か検討しているのかお伺いいたします。

**○大場 諭副議長** 秋本こども政策部長。

**○秋本賢一こども政策部長** お答えいたします。

幼稚園教諭の確保につきましては、市内の幼稚園関係者から、以前と比べて年々困難になっていることを伺っているところであります。また、近隣の一部の市では、教諭の確保を目的として就職支援金の貸付けや幼稚園教諭免許の取得費用の補助などを実施していることも認識しております。一方、本市では、職員確保の支援として、いわゆる就職説明会となる幼保就職ナビを開催し、幼稚園・保育園事業者が就職を希望する学生と面談して、直接園の魅力をアピールする場としております。本年度は、会場を第1庁舎1階に移して、3年ぶりに開催をいたしました。これを機会に就職に結びついた事例もあったと聞いておりますが、当日の入場者数が想定より少なかったことから、今後は学生が利用しやすいように大学を会場にするなど、開催場所や時期、実施回数も含めて、新たな方法を工夫してまいりたいと考えております。

なお、これまでも私立幼稚園協会と市は幼稚園の現状と課題について話し合う機会を設けており、新たに職員を採用するための雇用対策に加え、職員の離職防止に向けて、働く環境の改善も重要であることを共有しているところであります。話し合いの中では、ある役員の方から、ノンコンタクトタイム導入の提案がございました。ノンコンタクトタイムとは、勤務時間内に職員が園児と接しない時間を設け、必要な事務作業に集中するとともに、保育の研究や職員同士の情報を共有する時間を確保できるほか、職員の気持ちの切り替えやリフレッシュの時間にもなることから、出席者からは、離職防止に向けた取組として、その有効性に共感する意見も聞かれているところであります。今後も協会と協力して、教諭不足の原因の分析と有効な対策について研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 国松議員に申し上げます。今、議場の機材の不具合によってカメラの一部が使用できなくなっているということですので、せっかく質問していただいても映っていない可能性があるもので、10分ほど、ここで休憩をしてメンテナンスをさせていただきたいというふうに考えております。よろしいでしょうか。

〔国松ひろき議員「はい、結構です」と呼ぶ〕

○大場 諭副議長 それでは、一旦中断いたします。

休憩いたします。

午後1時24分休憩

午後1時40分開議

○大場 諭副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、質問者、お待たせしました。

国松ひろき議員。

○国松ひろき議員 答弁いただいた後からということですね。もろもろ御答弁いただきました。毎度幼保就職ナビをやっているとの答弁しかいただけておりませんが、もっと具体的な施策を講じなければ立ち行かなくなる幼稚園も出てくると思います。松戸市では修学資金貸付制度、つまり奨学金を行っております。これはただの奨学金ではなくて、その代わり松戸市で働きなさいねというルールがあります。同様なことを行うとか、幼保就職ナビも、来てくださいだけではなくて、市内大学・短大に出向いて行うとか、市内では子ども関連の学部を擁する大学、短大があるので、より一層の連携を図るとか、一昔前に保育士確保の際に国でも取り上げておりましたが、有資格者、退職者の掘り起こしを行って再雇用するだとか、方法はたくさんあると思います。これから少子・高齢化が進み、幼稚園、保育園、こども園が必要なくなるからいいやではなく、市長が子育てしやすい町とおっしゃっているのですから、入り口である幼稚園、保育園を大切に、誰もが入園に困ることのないような施策を講じていただきますようお願い申し上げます、大項目の1つ目を終わらせていただきます。

続きまして、大項目の2つ目、自治会についてお伺いしてまいります。まずは本市の自治会、町会に対する認識についてですが、本市から自治会にたくさんのお願いを行っております。市主催のお祭りの案内、各種講座などの掲示板への掲示依頼、要支援者の対応、個人的には市民への指示系統で考えると、国から県へ、県から市へ、市から各町会、自治会へというイメージを持っております。一番地域の声を吸い上げ動いていただいているのが自治会だと認識しております。そこで、本市では自治会とはどのような存在と認識しているのか、お伺いいたします。

○大場 諭副議長 蛸島市民部長。

○蛸島和紀市民部長 御質問にお答えいたします。

まず、自治会や町会は、その地域に住む住民同士が助け合い、協力し合って住みよい地域社会をつくることを主な目的とした団体であると捉えています。また、自治会等の団体を構成する方々も、その地域の世帯を主体として、さらに商店などの事業者も加わり、おのおの自主的に組織された、まさに地域社会の根幹をなす団体であるとも認識しております。その活動は盆踊りや敬老会、餅つき大会などの地域の人々との交流、親睦行事などの限定的な分野のほか、防犯灯の設置や防犯パトロールなどの防犯活動、公園や地域内の清掃美化活動、防災・消防訓練等の防災活動など、市に協力して対応する公的な分野と、それぞれの分野が安全、安心な地域社会を維持していくために大切な活動であります。このような活動を含めて、市内にある227の自治会、町会の全てが地域社会における中心的な存在であり、公共的な役割を持つ面からも、市政運営には欠かせない大切なパートナーであると考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 国松議員。

○国松ひろき議員 市政運営に欠かせない大切なパートナーであるということ、理解できました。私もそのよう

に思っております。

それでは、次の項目に移りまして、私の令和元年9月定例会での質問で加入率のことを問いました。その際の答弁では、約55%の市民が自治会に加入していると申しておりましたが、現在、令和4年12月、約3年経過いたしました。加入率の推移はどのように変化したのかお伺いいたします。

○大場 諭副議長 蛸島市民部長。

○蛸島和紀市民部長 御質問にお答えいたします。

自治会加入率は毎年4月に自治会から報告していただく加入世帯を同じ月の住民基本台帳に基づく世帯数で除して算出しております。その推移につきましては、令和元年度は、御質問にありましており55%となっておりますが、令和2年度では54%、令和3年度では53%と、年度ごとに1%ずつ低下してきております。なお、今年度は53%と横ばいでの推移となっております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 国松議員。

○国松ひろき議員 2年度、3年度と減ってきて、現在は横ばいということ、理解できました。自治会を通じて回覧板を回し、市民全ての方に情報の周知を行いたくても、加入率が53%では半分の方しか知らない情報があるということになります。もちろん何をやっているんだろうと思う市の行動、施策もありますが、大変素晴らしいこともたくさん行っております。その素晴らしいことも周知し、実践していただかなければ何の意味もありません。そのためには自治会の加入率は極めて重要なことと私は思っております。

そこで、再質問になりますが、令和元年9月の質問以降、加入率を上げるために本市はどのような施策を講じてきたのかお伺いいたします。

○大場 諭副議長 蛸島市民部長。

○蛸島和紀市民部長 御質問にお答えいたします。

これまで自治会への加入率を上げるために市として様々な施策を実施してきております。まず、加入を勧める側の自治会に対しましては、過去に加入促進に効果のあった事例や取組をまとめた自治会加入促進マニュアルとパンフレットなどの啓発物資を配布しております。また、加入を勧められる側の方に対しましては、主に啓発となりますが、コミュニティバス車内での広告掲示、京成バス車内でのアナウンス、自治会加入促進の懸垂幕の掲示、自治会PRアニメーションの動画のYouTube配信などがあります。さらに、その他の取組といたしまして、市及び自治会連合協議会と協定を結んでおります千葉県宅地建物取引業協会市川支部に協力を得まして、自治会加入リーフレットを加盟店で配布していただき、本市に転入する方へ自治会、町会への加入をPRしているところであります。

以上であります。

○大場 諭副議長 国松議員。

○国松ひろき議員 創生市川の先輩議員でもある稲葉先生が取り組んでいた宅建協会との連携、また、自治会PR動画のYouTube配信以外は京成バス車内での告知を除いて、3年前の答弁とほとんど変わっておりません。何か具体的な取組を行わなければ加入率は増えていかないと思います。例えば、未加入家庭に自治会に入っていればこんなメリットがありますよとか、いろいろな告知が受けられるとか、ピンポイントに攻めていかなければならないと思います。もろもろ施策の検討をお願いしたいというふうに思います。

そんな本市にとって大切なパートナーである自治会、町会に対して、本市はどのように寄り添っているのでしょうか。現在の自治会を支援する補助金制度はどのようなものがあるのか。また、令和元年9月以降、新たに補助金制度も新設されたと聞いておりますが、その補助制度についてお伺いしてまいります。

○大場 諭副議長 蛸島市民部長。

○蛸島和紀市民部長 御質問にお答えいたします。

まず、自治会の活動をサポートする目的で支出しています補助金は、以前から補助をしている防犯灯の設置費、電気料、維持費、自治会掲示板の設置費、防犯カメラの設置費及び集会施設整備などがあります。さらに、市川市自治会等を応援する条例を施行した令和2年4月からは、新たに自治会を支援する2つの補助金制度を開始しております。まず1つ目は、自治会コミュニティ活動支援補助金で、夏祭りや餅つき大会など地域の内外を問わず様々な住民との交流を目的とした活動や行事を支援することにより、固定しがちな自治会活動の活性化を図ることを目的としております。2つ目は、自治会等提案地域活性化事業補助金で、自治会が新たに提案し、自治会員や子どもたちを含めた地域の方々と一緒に企画、作成することで地域のつながりができる新規事業に対しまして補助をしております。実績といたしまして、令和2年度は平田町会が地元工業高校の生徒とともに郷土歴史板を作成、令和3年度は市川南自治会が地域の子どもたちとともにベンチを作成、設置しております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 国松議員。

○国松ひろき議員 各種補助が受けられる旨、理解できました。自治会を応援する条例の2つの補助制度を除いて、大体の補助金の制度はどの会長さん、役員さんも理解していると思います。自治会コミュニティ活動支援補助金、自治会等提案地域活性化事業補助金においては、長年役員をやられている方でも理解されている方はそれほど多くないのかなと認識しております。先ほど実施例で、街角にベンチを設置したと聞きました。私も市川駅南口を見てまいりましたが、大変すばらしい取組だと思いました。少子・高齢化の折、市民の方が、いつ、どこでも座り、休憩ができるベンチの設置は、自治会だけでなく本市として、たくさん置いていったほうがいいと思いますが、自治会の話からそれますので、またの機会にいたします。このような自治体を支援する補助金制度を新設しているのにもかかわらず、自治会長が知らなかったという事例があります。制度の周知はどのように行っているのかお伺いいたします。

○大場 諭副議長 蛸島市民部長。

○蛸島和紀市民部長 お答えいたします。

新制度導入時も含めまして、市からの委託事業や補助金制度の周知につきましては、毎年度制度等の内容を載せました自治会長便利帳を作成しまして、全自治会長に配布して周知しております。また、新自治会長になりました方を対象といたしまして、新会長研修を毎年度実施しております。ここ2年ほどは新型コロナウイルスの感染拡大によりまして中止しておりましたが、今年度は3年ぶりに研修を再開し、令和2年度、3年度に新会長になられた方にも参加していただき、説明を行ったところであります。なお、会長が補助金制度を把握していないとのお話もありましたことから、より一層の周知に努めてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 国松議員。

○国松ひろき議員 自治会便利帳、私も毎年頂いております。でも、初めて役をいただいたときは隅から隅まで拝読いたしました。ですが、翌年から、冊子の色違いのものをもらっても中を読むことはしておりません。ほかの方も同様の方もいると思います。例えば冊子の発送の際に別添で、ここが変更されましたよとか、ここが追記された等の記載をしなければ、長年役をやられている方は見ないんじゃないかなというふうに思います。また、補助金の名称も非常に分かりにくいです。先ほど実施例を言っていたいただきましたが、自治会コミュニティ活動支援補助金はこういったことに使えますよ、自治会等提案地域活性化事業補助金は街角ベンチや〇〇で使えるんですよとか、事例を紹介して周知しなければ何も意味がありません。恐らく街角ベンチもこんなことができました

と周知したら、我が自治会でもやりたいと申し出てくる自治会も増えてくると思います。もっときめ細やかに周知の徹底に取り組んでいただきますようお願いして、次に移ります。

所管が別の部署になるかと思われませんが、以前、自治会活動に、いわゆるコミュニティー活動を醸成させる目的で各自治会が実施している日帰り研修などに市の所有のバスの貸出しを行っていたかと思います。コロナ禍でバス研修がなくなったにしても、アフターコロナの中では、また研修が活発化してくることが予想されますが、現在この市のバスの現状はどうなっているのか教えてください。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

自治会や高齢者クラブ、青少年団体などの各団体の活動を支援するため、市のバスをお使いいただく市有バス貸出事業を行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念された令和2年2月より事業を休止しております。市有バスについては、大型バス、中型バス、マイクロバスの体制で運営してまいりましたが、現在、大型バスがリース期間を終了し、中型バスとマイクロバスになり、規模が縮小しております。このため、現状では以前と同様の事業を継続することは難しいものと認識しております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 国松議員。

○国松ひろき議員 大型バス2台がなくなったということ、理解できました。こういったバス研修も自治会加入率を向上させる一手だと思っております。大型バスがなくなった今、民間のバス会社に依頼しなければなりません。研修に参加するのも高額になり、参加者が募りにくくなるということが懸念されます。そこでまた質問を行いますが、自治会が日帰り研修などに民間のバスを借り上げた場合、自治会を支援する補助金の対象になるのか、対象にすることはできないのかお伺いいたします。

○大場 諭副議長 蛸島市民部長。

○蛸島和紀市民部長 御質問にお答えいたします。

自治会単位で行われます市有バスの利用は、会員のみ限定した日帰り研修等の利用が多いと聞いております。このような現状を踏まえまして、市では自治会が借り上げた民間バスに対して補助をする制度は設けておりません。これは、自治会という団体が自主的な活動を行う団体であるということ、また、これまで自治会を支援している補助金は、会員限定という親睦目的のような内向きな活動を対象としておらず、ほかの地域社会との活発な交流を目的としているためのものであります。

しかしながら、地域コミュニティーを醸成させるために必要不可欠、かつ効果が見込まれるのであれば、今後、自治会の要望等や市有バスの状況を踏まえまして調査研究をしてまいりたいと思います。

以上であります。

○大場 諭副議長 国松議員。

○国松ひろき議員 ちょっと前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。今までも補助制度にしていなかったからしないということ、理解できました。でも、それは大型バスの貸出しができたから、今まで補助金の制度がなかったのであって、大型バスがないのなら必要になってくると思います。補助ができないなら大切なパートナーである自治会組織のため、自治会という団体だけではありませんが、市民のためにバスを用意するか、補助金を設置するかの2択だと私は思います。リースの満期なのかもしれませんが、延長だってできたはずです。来年は研修でどこに行こうかなんて話も自治会の役員会で出ています。楽しみにしている方も大勢おられます。加入率にも直結してくると思います。ぜひ前向きな検討をお願いいたしまして、この自治会に関する質問は終了とさせていただきます。



続きまして、道路交通行政についてお伺いしてまいります。

まずは都市計画道路の見直しについて。2021年の2月に都市計画道路の件で一般質問をさせていただきました。その際に、平成17年、22年、29年に都市計画道路の見直しを行ったこと、その後、外環と3・4・18号、妙典橋の開通から再度見直しをするという答弁をいただきました。改めまして都市計画道路の見直しの経緯と現状をお伺いいたします。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

都市計画道路は多くが高度成長期に都市への人口集中と市街地の拡大等を前提に計画されてまいりましたが、今後は人口減少等の社会情勢の変化が予想されることに伴い、交通需要にも変化が生じる可能性があることなどから、見直しを検討する必要性が高まっております。千葉県では、平成17年3月に都市計画道路の見直しの基本的考え方を取りまとめ、その後、平成22年3月に千葉県都市計画道路見直しガイドラインが策定されました。令和3年3月末時点における全国の市区町村別の見直し状況といたしましては、見直しの必要がない市区町村が約7%、見直し済み・見直しに着手済みが約78%、未着手が約15%であります。本市におきましては、外環道路などの開通により市内の交通状況が大きく変化することが見込まれたことなどから、開通後の状況も加味するため、令和2年から3年の2か年で見直し検討を実施いたしました。この結果、都市計画道路3・4・22号二俣二俣新町線と3・6・30号市川菅野線の2路線の一部区間を廃止候補とし、令和3年11月から12月にかけてウェブ説明会とパブリックコメントを実施し、本年2月に廃止案として決定いたしました。今年度は都市計画道路の変更手続に着手し、5月に都市計画審議会へ報告し、7月には変更案の概要の縦覧、10月には縦覧時に公述の申出がなかったことなどの結果等を報告してまいりました。今後は同審議会へ付議し、今年度内での都市計画変更の決定に向けた手続を進めてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 国松議員。

○国松ひろき議員 都市計画道路は確かに大がかりな工事になるものですし、時間がかかりますが、開通したら、それは全く別の世界になりまして、交通の動線が変わり、市民の生活に直結してまいります。迅速に、かつ丁寧に推し進めていってほしいと思います。今答弁の中で、3・4・22号二俣二俣新町線と3・6・30号市川菅野線の2路線が廃止案として決定したと申しておりましたが、名称だけ言われましても、あまりぴんときませんので、具体的な廃止候補区間についてお伺いいたします。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

具体的な廃止候補区間の1路線目は、京葉道路原木インターチェンジ南側の東約300mにある交差点を起点に南方向へ二俣小学校西側を通り、国道357号を越えて計画されている都市計画道路3・4・22号二俣二俣新町線のうち未整備区間である国道357号を越えた南側約180mの区間でございます。2路線目は、国道14号の市川広小路交差点から西側へ約120mの位置、ここを起点に東方向に県道市川松戸線と交差し、市川真間通り、国府台女子学院北側の菅野通りから昭和学院高等学校南東側の県道市川柏線、中央通り、ここの交差点までの都市計画道路3・6・30号市川菅野線のうち、未整備区間である国道14号から県道市川松戸線までの約70mの区間であります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 国松議員。

○国松ひろき議員 何となく理解できました。数多くある都市計画道路の2路線が廃止候補であるということですが、先ほども申し上げましたが、都市計画道路が開通すると市民の生活は変わってまいります。なぜこの2路

線を廃止候補としたのか、理由をお伺いいたします。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

都市計画道路3・4・22号二俣二俣新町線の廃止候補区間は、当初の都市計画決定の目的である国道357号への接続が既実現していること、二俣新町地区、東浜地区へのアクセスは、この道路東側に計画された都市計画道路3・1・6号京葉港線により確保されていること、将来交通量推計から算定した混雑度のランクが悪化しないことから、廃止候補区間といたしました。2路線目の都市計画道路3・6・30号市川菅野線の廃止候補区間は、国道14号に接続する県道市川戸線が機能を代替する道路となっていること、同区間は交差点間の距離が約41m、高低差が約2.1mとなっており、道路構造令上必要な勾配を確保できないこと、また、混雑度については幾分上昇しましたが、大きな影響はないと判断したことから、廃止候補区間といたしました。

以上でございます。

○大場 諭副議長 国松議員。

○国松ひろき議員 混雑度のランクが悪化しないから廃止候補区間になったこと、逆にもう1個は、混雑度が上昇したが大きな影響がないから廃止候補区間になったこと、理解できました。素人感ながら全体の42路線あった都市計画道路が緩やかに同時進行で進んでいっているイメージがありました。もちろん特化して工事している道路もありますが、全て進行中というイメージがありました。

そこで、次の質問になりますが、廃止候補区間を廃止した場合、ほかの路線の工事が早まったり、早期開通につながったりするのかお伺いいたします。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

都市計画道路の整備は都市計画道路整備プログラムにより、原則として優先順位の高い路線から進めてまいります。当該廃止路線については整備済みとなるため、他路線への整備に影響を与えるものではございません。

以上でございます。

○大場 諭副議長 国松議員。

○国松ひろき議員 ほかの進みに変わりはないということ、理解できました。パブコメも行っているのも大丈夫だとは思いますが、自身の家の付近が都市計画道路開通予定地区で、いつだろうと楽しみにしているのか、不安なのかは分かりませんが、待っていた方がいて、知らない間に廃止区間になっていたとならないように、近隣住民や関係者にはしっかりと説明をお願い申し上げまして、次の項目に移ります。

こちら2021年2月の一般質問の際に、令和3年度末までに整備の優先性を検討し道路整備プログラムを作成すると答弁をいただきました。その都市計画道路整備プログラムはどうなったのでしょうか。都市計画道路整備プログラムの概要についてお伺いいたします。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

都市計画道路整備プログラムにつきましては、都市計画道路の今後の整備方針について、渋滞の緩和、防災機能の向上、利用者の安全確保等を目的として、将来的な交通量の推計や混雑度を算出し、費用便益の分析や各路線の評価を行うことで道路整備の方向性及び整備の優先順位の整理を行ったものでございます。

本プログラムにおける対象路線につきましては、42路線ある都市計画道路のうち、整備済み扱いとしている21路線を除いた未整備区間がある残り21路線から、現在事業中で、今後整備済み扱いとなる4路線と都市計画道路の見直しにより未整備区間を廃止する2路線を除いた15路線を対象として評価を行ったものでございます。な

お、今後、整備済み扱いになることが見込まれる4路線は、北千葉道路の自動車専用道路として整備する都市計画道路1・3・3号北千葉道路1号線及び都市計画道路1・3・4号北千葉道路2号線、同じく北千葉道路の一般部として整備する都市計画道路3・1・5号大町線の3路線と、仮称押切・湊橋の整備と、これに伴い一部拡幅を行う都市計画道路3・4・25号湊海岸線が該当いたします。

以上でございます。

○大場 諭副議長 国松議員。

○国松ひろき議員 もろもろ理解できました。2021年2月定例会では、あの路線はどうか、この路線はと、そこが開通すれば大きく未来が変わるであろう路線の詳細をお伺いいたしました。もちろん全て滞りなく開通すればいいのですが、そうもいかないのは分かっております。

再質問させていただきますが、優先順位についてはどのように評価したのかお伺いいたします。また、優先順位の高い路線についても併せてお伺いいたします。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

都市計画道路整備プログラムにおける各路線に対する評価方法につきましては、混雑度や費用便益比に加えて、都市構造上の位置づけとして高速道路や駅、商業地域等へのアクセス道路であること、防災機能として災害避難路や緊急輸送道路の指定の有無、交通要因としてバス路線や通学路の指定の有無などから評価を行いました。評価を行った路線につきましては、本市が整備を進めていく路線と千葉県が整備を進めていく路線に分け、本市が整備を進めていく路線につきましては、原則として優先順位が高い路線から整備を進めてまいります。また、千葉県が整備を進めていく路線につきましては、整備中の路線は早期完成を、未整備の路線は早期の事業化を要望してまいります。

次に、本プログラムにおいて整備優先順位が高い路線としましては、本市が整備を進めていく路線では都市計画道路3・6・32号市川鬼高線の外環道路の大和田4丁目北交差点から南八幡1丁目のニッケコルトンプラザ通りに至る約1,250mの区間や、都市計画道路3・4・15号本八幡駅前線の大野町1丁目の高塚入り口バス停付近から大野町3丁目の大野地域ふれあい館付近までの約1,050mの区間を選定しております。また、千葉県が整備を進めていく路線では、都市計画道路3・4・13号二俣高谷線の県道船橋行徳線から原木インターチェンジまでの約1,300mの区間と都市計画道路3・4・15号本八幡駅前線の国道14号本八幡駅前交差点から大野町1丁目の高塚入り口バス停付近までの約3kmの区間のほか、都市計画道路3・4・20号市川松戸線の国府台病院の北側付近から松戸市境までの約850mの未整備区間を選定しております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 国松議員。

○国松ひろき議員 理解できました。個人的に大和田4丁目北交差点からコルトンプラザ通りは重要ですかと首をかきげたくなります。百歩譲って大和田4丁目北交差点から南八幡交番付近までなら何となく理解できます。そこから細い通りを通してコルトンプラザ通りのほうに抜ける一方通行を、これから両脇の敷地を民間から買い上げて拡幅し、通す、何十年かかるのでしょうか。それでも優先順位が高いから、こちらが先で、ほかに開通したほうが安全面や防災面、渋滞解消につながる区間が何となくあるように感じます。ですが、開通したら便利になるということも分かります。産業道路と14号、その間に東西に通抜けられる通りができるのはいいことだと思います。優先順位が高くなったわけですから、早期開通ができるよう尽力いただきますよう、お願い申し上げます。

都市計画道路整備プログラムの評価方法について、何となく理解できました。また、千葉県が整備を進めてい

く路線について、整備中の路線については早期完成を要望するとのことですが、都市計画道路3・5・26号通称木下街道の国道14号より北側の一部区間は千葉県により整備が進められると把握しております。この路線についてはどのような位置づけになっているのかお伺いたします。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

都市計画道路3・5・26号鬼高若宮線につきましては、県道若宮西船市川線、通称産業道路の鬼高3丁目を起点として北に向かい、国道14号を横断し、県道松戸原木線と交差する北方十字路付近の若宮3丁目を終点とする都市計画道路でございます。この道路は国道14号を境に、北側が県道であることから、千葉県が整備を進めていく路線とし、南側につきましては市川市が整備を進めていく路線として整理しております。なお、本プログラムにおいて、御質問の国道14号より北側につきましては、千葉県が整備を進めていく8路線の中で整備優先順位を7番目に位置づけております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 国松議員。

○国松ひろき議員 千葉県が整備を進めていく8路線の7番目、永遠に終わらない気がしてきました。

次の項目ですが、この都市計画道路3・5・26号通称木下街道の整備に関する本市の取組についてお伺いしてまいります。まずは都市計画道路3・5・26号通称木下街道の現在の整備進捗状況とこの事業について、本市はどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

都市計画道路3・5・26号通称木下街道につきましては、京成本線と平面交差していることから、踏切が交通渋滞の要因となっております。また、大型車などの通行が多いにもかかわらず、歩道が狭い状況であることから、県では、国道14号から中山小学校入り口付近までの465mの区間につきまして、京成本線との立体交差事業として平成12年1月から事業認可を受け、整備を進めているところでございます。

これまでの状況について県に確認しましたところ、事業用地確保については98%を確保している状況でございます。また、これまでの整備状況については、用地が確保できた箇所について、右折車線の設置や歩道整備等が実施されているところでございます。本市といたしましては、今後も継続的に事業認可区間の早期の未買収地取得及び工事着手を要望してまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 国松議員。

○国松ひろき議員 最後にもう1個再質問させていただきます。2021年2月にもこの木下街道の質問をさせていただきました。その際の答弁でも、事業用地は98%確保している状況と申しておりました。今回の答弁でも98%のまま。以前の質問から約1年半、用地取得に関して進捗状況に変わりはないようですが、何が問題で発展しないのかお伺いいたします。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

用地取得の進捗状況につきまして県に確認しましたところ、個別の地権者との交渉状況につきましてはお答えできませんが、関係者の協力を得ながら用地取得に努めているとのことでした。

以上でございます。

○大場 諭副議長 国松議員。

○国松ひろき議員 もろもろありがとうございました。前回の9月定例会で下水の普及率のお話をさせていただいた際にも申しておりますし、都市計画道路の項目でも何度も申しておりますが、木下街道のアンダーパス化が完成しないと、高石神、若宮などの西浦処理区の下水の普及率が一向に向上しません。早期完成させなければならない路線だと思います。先ほど自治会の項目で、本市として自治会は大切なパートナーであると答弁されておりました。その自治会である高石神自治会の方は下水の普及率で大変困っております。自治会内で行うアンケートにおいても、下水の普及率が必ず上位に食い込んでいる問題です。道路交通部は関係ない、水と緑の部のお話だからというわけにはいきません。都市計画道路が通れば、未来が、人の往来が、車の往来が変わると私は冒頭で述べさせていただきました。必ず住みやすくなります。9月の定例会の水と緑の部の答弁では、下水道の迂回路は検討しない、都市計画道路の工事と共にするとの答弁がありました。現状この木下街道の件は何度質問しても進まないとなってしまうと、下水の普及率に関しましても影響してまいります。

もう少しお話しさせていただきますと、2021年2月にも申し上げましたが、木下街道は中山小の生徒さんが通学しております。3・4・18号ができたから、税務署通り、木下街道の混雑は減ったということではありますが、いまだに朝夕は混雑しております。朝夕が混雑しているということは、通学時間に重なります。いち早く歩道の整備などを行ったり、渋滞解消施策を行わなければならない箇所だと私は思っております。県の事業だから、優先順位が低いから、用地買収が進まないからではなく、本市として木下街道の当該地区を持っている行政として、県にしっかり要望を伝えていただきたいと思っております。

一般質問を終了させていただきます。

~~~~~

○大場 諭副議長 小泉文人議員。

○小泉文人議員 皆さん、こんにちは。会派創生市川の小泉文人でございます。

まず、大場副議長、皆さん方御承知かと思っておりますけれども、通告の大項目5番目の電気料金の高騰について、これは訂正で本市公共施設の電気料金の高騰についてに変えさせていただきましたので、先に申し伝えます。よろしくお祈りします。

貴重なお時間を賜りまして誠にありがとうございます。久しぶりの質問でありますので緊張しておりますけれども、今日この議場にいる田中市長をはじめ執行部の皆さん、また、先輩、同僚議員の皆さん、また、私にこの議席をお預けくださっている支持者、有権者の皆様方に感謝しつつ、質問させていただきたいと思っております。田中市長をはじめ各部長におかれましては簡明な御答弁をお願いして、大項目の1つ目、用途地域について質問させていただきたいと思っております。

この用途地域については、平成26年より何回か質問させていただいておりますが、なかなか変化が見られない。それどころか、全く変化がない1つだと感じています。この用途地域について、皆さん方既に御承知だと思いますけれども、昭和48年の用途地域に係る新法以降、本市は土地区画整理事業や大規模開発事業など、その都度、部分的に用途地域の見直しや線引きの見直しを行ってきたということでありました。また、平成8年にそれまで8種類の指定を11種類に見直した経緯もあります。それも分かっています。しかし、昭和48年、用途地域指定以降、用途地域については抜本的な見直し等が全く行われておりません。移りゆく時代とともに土地の活用が、場所、場所、エリアによって変わってきています。

そこで伺います。現在の用途地域は、当初、昭和48年決定以降、部分的な見直しは行われているということは認識しておりますけれども、用途地域の指定に関する今現在の現状及び課題について、いま一度お聞かせください。

○大場 諭副議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

用途地域は市街化区域における良好な市街地環境の維持、保全及び都市活動が円滑に行われることなどを念頭に、住宅、店舗、工場といったその地域に立地可能な建物の用途などを定めるもので、都市全体の土地利用計画の根幹となる制度でございます。本市における用途地域の当初決定は旧法に基づくもので、昭和13年に当地の市街地の状況を踏まえ、指定したものであり、本市の市街地発展の基礎となっております。その後、現在の都市計画法の施行により、昭和48年に8種類の用途地域の指定がなされ、その後の法改正に伴い、平成8年には住居系の細分化により、全部で11種類の用途地域に見直しが行われ、現在に至っております。市域全域にわたる用途地域の見直しは、主に法改正などによるものでございますが、大規模な開発事業や土地利用転換の状況に応じて部分的な見直しは行っているところでございます。用途地域は都市計画マスタープランの描く将来都市像の実現を見据えた都市全体における土地利用の大きな方向性を示すものであることから、指定に際しましては、各個人や事業者のニーズという視点だけではなく、都市全体の都市機能の配置や密度構成に加え、成り立ちや歴史などの地域特性も踏まえた中で行う必要があるものです。このため、これらの視点に加えて、人口減少等の社会経済情勢の変化も見極めながら、将来都市像の実現へ向けた適切な対応に努めていく必要があるものと認識しております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 小泉議員。

○小泉文人議員 大規模な開発事業、あと土地利用の観点の状況に応じて部分的な見直しは行ってきたと答弁がありました。それについては10年前と答弁は変わらないんですけども、では、部分的な見直しとは、具体的にお聞かせください。

○大場 諭副議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。近年におけます具体の部分的な見直しといたしましては、平成29年7月に市川塩浜駅周辺におきます土地区画整理事業の実施に合わせ、三番瀬や行徳近郊緑地の自然環境に配慮しつつ、多様な都市機能が集まる新たな拠点を形成する市街地として用途地域の変更を行っているところでございます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 小泉議員。

○小泉文人議員 繰り返しになりますけれども、今の市川市の現状を鑑みて、部分的でよいのか甚だ疑問でなりません。昭和48年以降、おおよそ見直しがされずに来て、昭和48年当時から比べても人口は当時約29万人。現在約49万人を超えており1.7倍増。市内の町並みも大きく変わりました、今では3・4・18号ニッケコルトンプラザの前の道が市川霊園のほうまで抜けていたり、外環道路も開通しました。本市は大きくさま変わりをしたわけですが、用途地域については、高さ制限等も含めて、私自身は見直しが必要だと一貫して訴えてまいりました。(1)の中項目については、今は一旦これで結構です。

次の(2)に行きます。硬直した土地の利用方法について。今まで部分的な見直しは行われてきましたけれども、市全体の用途地域見直しが行われてこなかったのはなぜなのか。現状の用途地域の区分が、現在の市民生活や市内事業者等のニーズにフィットしていると思っているのか。今後もその都度、部分的に見直しが行われていくのであれば、本市の用途地域における将来像というのはどのようなものを目指しているのか知りたいところでございます。

そこでお伺いいたします。昭和48年の当初決定から間もなく50年が経過しようとする中で、現在の指定と実態が乖離しており、用途地域の見直しが改めて必要だと考えておりますが、これに対する市の見解を伺います。

○大場 諭副議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

用途地域をはじめとした都市計画の適切な見直しに対しましては、おおむね5年ごとに土地利用の動向、公共施設の整備状況などを把握するための基礎調査の実施が都市計画法第6条に規定されております。この基礎調査の結果や社会経済情勢の変化も踏まえた千葉県一斉で行われる定期見直しは、都市計画の見直しの1つの契機であると認識しております。また、その他の見直しの契機といたしましては、都市計画道路の事業実施や民間事業者などによる大規模開発事業に伴う土地利用転換になることから、今後これらの事業の状況や社会情勢の変化を見極めながら、適切な対応を努めてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 小泉議員。

○小泉文人議員 今回、質問通告をしてから街づくり部とのヒアリングを通じて、私がこの議場でお世話になって、私が市議会議員になった平成23年当時の頃とほぼ何も変わっていないなということが、ある程度分かりました。県のほうの定期見直しは1つの契機であるというお答えもいただきました。また、2004年の都市計画マスタープラン、これも20年ぶりにもう間もなく見直し改正が行われる頃ではなかろうかというふうに感じています。この、いわゆる都市マスというのは、町をつくっていく上では非常に重要で、その先20年間を決めるものであります。都市計画審議会と総合計画審議会等のやり取りもあるんでしょうけれども、今私が50歳、この20年先を決めるとするのは70歳のときを決めていく。今生まれた子どもが20歳のときのまちづくりを考えていく我々の責任の重さというのは非常に大きいんだというふうに感じています。

再質問をさせていただきますけれども、このほぼ何も変わってこなかった、しかし、今現在は、県ではなく市のほうでもある一定の権限を持っているというふうに私自身は思っています。そこでお伺いいたします。先ほどの答弁において、見直しに対する認識について部分的に理解はしました。しかし、この間に、繰り返しになりますけれども、外環道路や3・4・18号の開通等により、本市の土地利用が大きく変化しているものの、用途地域の変更が全くなされていないものと考えています。これまで変更が行われていないことに対する当局の認識を、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

○大場 諭副議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

用途地域の見直しに対しましては、都市計画道路の事業とインフラ整備の状況に応じて行うことも必要であると考えております。一方で、用途地域の見直しに際しましては、住環境の変化、さらに権利者の資産価値への影響など様々な角度から検証を行い、慎重に行う必要があるものと認識しております。今後、用途地域をはじめとした都市計画の見直しが必要な区域に対しましては、適宜検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 小泉議員。

○小泉文人議員 答弁ありがとうございます。あえてこのタイミングで言わせていただきたいなというふうに思うのは、これは今の職員さんとか街づくり部にいる職員さんが悪いとか、そういうことではないんじゃないかなと私は思っています。繰り返しになりますけれども、私が平成23年の旧庁舎の議場に来たときからこの質問をさせていただいて、いまだ何も変わっていない。部分的に見直したというものもあるというふうにももちろん聞いていますけれども、市全体の用途地域、市民生活、実体経済との乖離があるということはほぼ間違いない事実だというふうに私は認識しています。この10年前と変わっていない、今でも変わっていない、今後、用途地域をはじめとした都市計画の見直しが必要な区域に対しては適宜検討していくなんていうのも、ほぼ前に進んでいないと

いう答えしか出てこない。これはすごい問題ですよ、市長。改めてここは再度市長のほうに伝えておきたいというふうに思います。

これはいつも皆さんにもお話ししているんですけども、ここで幾つか分かりやすく、例を挙げさせていただくと、行徳駅がありますけれども、行徳駅は旧道に向かって近隣商業が延びています。今の実態というのはどうなんでしょうか。海岸線のほうに向かって、ユニディのほうというのが分かりやすいですかね。あっちのほうに商業エリアが延びているふうに思いますけれども、近隣商業の地域というのは行徳駅から旧道に向かって延びている一部、豚カツ屋さんですとかプラモデル屋さんがあるあっちのほうに、どん突きに向かっていているわけですね。また、北部においても市川橋のたもとにある交差点、4差路の交差点がありますけれども、あそこの十字路が、広小路が近隣商業となっていて、どこに商業の実態があるのか。私には商業の実態が全く把握できない。確かに昭和30年代まで商業としてあったことは調べによって理解しています。半世紀も前の話で、今の実態とはかなり乖離があるというふうに考えています。外環道路の側道沿いも同じで、1種、2種、低層に指定されているから、外環道路のフェンスを見ながらの生活であります。例えばですが、外環道路や3・4・18号沿いについては高さ制限の緩和があってもよいのではないかと、これも一貫してお訴えをしまいいりました。また、今回の用途地域見直しについては、市全体の話で、市川市は今、市街化調整区域が約3割、市の全体面積の3分の1が調整区域となっています。この実態を市川市としてどのように考えていくのか。大切なところに来ているというふうに改めて感じています。

市川市全体の用途の見直しについては、もちろん市民の個人個人の考えもあるでしょう。しかし、触れない神にたたりなし、そういうようなことで、ただただ放置しておけばいいという話でも全くない。実態を放置しているから、場所でいうと、柏井町のように調整区域なのに50戸連檐でどんと戸建てが建って行って、時に厳しい状況の現場については43条のただし書で逃げている場面があるんじゃないかというふうに考えています。市役所の役割は、市民の生命と財産を守るとというのが仕事であって、個人の考えは別として、市全体の財産、すなわち市民の資産価値を上げていくのも市の仕事だと考えます。もう一度言います。面と線、土地と路線、市全体の実態に合った用途地域の見直しと外環道路沿いの高さ制限等の緩和については、ここで強く強く要望して、次に移ります。

用途地域の見直しが与える市税への影響について、(3)です。用途地域の見直しが現状で全く進んでいないということは、今おおよそ理解できました。仮に用途の見直しが進んだとき、市税がどのように変化していくのかお伺いしていきます。

用途地域の見直しにより、住宅地が近隣商業地域や商業地域へ変更されたり、あるいは農地法等いろいろあるでしょうけれども、農地が宅地に変わることで固定資産税の影響はどのように出るのか、お伺いいたします。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

初めに、住宅地を近隣商業地域や商業地域とした場合の固定資産税への影響についてです。住居専用地域から近隣商業地域とした場合は2%程度の評価額の上昇となります。低層住居専用地域から近隣商業地域とした場合には5%程度の上昇が見込まれ、さらに商業地域とした場合は6%から9%程度の評価額の上昇が見込まれます。

次に、農地が住宅地へ変更となる場合についてです。住宅地には、新たに道路の敷設や建築規制の変更などが行われ、土地の有用性が高まることから評価額は上昇いたします。市街化調整区域内の農地の評価額は、農地法により多くの利用制限があるため、1平方メートル当たり53円から91円の範囲となっておりますが、宅地となった場合には、市街化区域における住宅地区内で最も路線価の安い土地であっても、評価額は1平方メートル当た



り4万3,140円となり、調整区域内の農地に比べ470倍から810倍もの増加率となります。

最後に、用途地域の見直しによる固定資産税への影響についてです。用途変更の面積や登記される内容により税額が変わるため、具体的な税収への影響額を算出することは困難と考えますが、一定の増収は見込めるものと認識しております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 小泉議員。

**○小泉文人議員** 財政部長、御答弁ありがとうございます。この後もありますから、もう少しピッチを早めに言っていただけるとありがたいなと思います。

住居専用地域から近隣商業地域へとした場合は2%程度、低層住居専用地域から近隣商業へとした場合は5%程度、さらには商業地域とした場合は6%から9%ほどの評価額が上昇見込み。この数字がもちろん全てではないということは承知しています。そして、調整区域内については、農地法、これはかなり縛りが厳しいですけども、多くの利用制限がありますが、もし宅地となった場合は市街化調整区域における住宅地域内で最も路線価の安い土地であっても、1平方メートル当たりの増加は470倍から810倍程度と上がっているということでした。この数字が全てではないということは承知していますが、シンプルに見れば、固定資産税が上がるということは、資産価値が上がっているということだと思えます。個人の考えは別として、市民の財産を上げるという観点では、1つの方策だと私自身は考えます。この質問は、これで結構です。次に移ります。

人口増加と税についてお伺いしていきます。

都市型である私たちの町市川市、本市は市税収入が多いことが特徴であります。本当にありがたいことです。本市の総人口は今後どのように推移し、また、将来人口はどのようになる見込みなのか、お聞かせください。

**○大場 諭副議長** 小沢企画部長。

**○小沢俊也企画部長** お答えいたします。

本市は市制施行以降、平成6年から7年と平成22年から24年の2度にわたって大きな人口減少期があったものの、平成25年以降はおおむね堅調に人口増加を続けております。本市が令和3年度に実施した将来人口推計では、今後、一時的に人口増加が続くものの、令和7年の約49万7,000人をピークに減少に転じ、令和42年にはピーク時から約17%減の約41万3,000人となると推計されております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 小泉議員。

**○小泉文人議員** 企画部長ありがとうございます。市川市は何ともあれですけども、人口50万人に達しないという見込みなんですよ。では、いま一度お伺いします。人口増加が続いてきた市川市でも、いよいよ本格的な人口減少に転じるというお答えだったと思います。そうした中で社会保障関連経費などを含めて、懸念されるのは、分かりやすく言って少子・高齢化社会です。市川市における少子・高齢化のこれまでの推移と将来推計はどのようになっているのか、お伺いいたします。

**○大場 諭副議長** 小沢企画部長。

**○小沢俊也企画部長** お答えいたします。

初めに、本市におけるこれまでの少子・高齢化の推移についてですが、ゼロ歳から14歳までの年少人口は、8年前の平成26年の約6万人に対し、令和4年は約5万7,000人と約4.2%減少しております。また、65歳以上の老年人口は、長寿化の影響もあり、平成26年の約9万1,000人に対し、令和4年は約10万6,000人と約15.6%増加しており、少子・高齢化は着実に進んでいると考えられます。一方、将来人口推計では、年少人口については、令和42年には現在の約32.5%減となる約3万9,000人まで減少する見込みとなっております。また、老年人口につ

いては約43.7%増となる約15万2,000人まで増加する見込みとなっております。全国的に見れば、これまで比較的健全な人口構成を保ってきた本市におきましても、今後、少子高齢化がますます加速するものと推計されております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 小泉議員。

○小泉文人議員 ありがとうございます。人口減は、イコール労働人口の減少でもあります。労働人口が不足するという事は、市の特徴にもなっている税収に影響することとなります。市では、今後、税収をどのように見込んでいるのか、お答えいただけたらと思います。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

個人市民税の税収推計は、内閣府の中長期の経済財政に関する試算並びに民間調査機関が予測する景気動向、さらに税制改正の予定などを参考に、人口の増減を加味し、納税者の見込数を算出した上で行っております。労働力人口の不足は税収に関わる納税者の減少につながり、ひいては個人市民税の減収につながるものであります。本市においては、令和7年度までは人口増と推計しておりますが、その後は労働力人口が次第に減少すると見込まれ、市税全体にも影響が及ぶものと認識しております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 小泉議員。

○小泉文人議員 お答えいただきまして、ありがとうございます。私は基本的に人口が減っていいことなんてないんだというふうに思っています。これはもう皆さんも一緒かと思えます。とかく税収に関する事は、市政運営はもとより、市勢発展に大きく影響しています。人口と税収について質問させていただきました。今お聞きした答弁をもって次の質問に移りたいと思います。

次の財政見直しについて。

サマーレビューを越えて予算の編成時期に入っているものと思います。来年度は田中市政最初の当初予算編成でもあります。市長も初めてのことで、苦労されているのではとも推察いたします。そのような中、各会派の代表質問でも、3年の新規事業停止や5%シーリングの件について質問が出ていましたけれども、最初、この新聞記事を見たとき、全て停止しちゃうのかと思って本当にびっくりしましたが、さきの答弁で大分理解もしてきていますけれども、その代表質問等がかぶらない範囲でお伺いさせていただければと思います。

お伺いします。現在編成を行っている来年度当初予算の見直しについてはどうか、お伺いします。当初については来年年明けの議論かと思えますけれども、今現在、答えられる範囲で結構です。ちょっとスピードを上げていただけるとありがたいです。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

令和5年度の当初予算については、10月中に各部局から予算見積書の提出を求め、現在、予算編成を進めております。要求段階における歳入予算から歳出予算を差し引いた収支は約52億円のマイナスと財源不足の状況にあります。現時点では予算編成が完了していないことから、確定的なことは申し上げられませんが、まずはこの財源不足の解消を図っているところでございます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 小泉議員。

○小泉文人議員 分かりました。一旦(1)はこれで結構です。

次の(2)に移ります。今後の中長期の財政見通しについてはいかがでしょうか。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

本市が公表している令和7年度までの中期財政見通しでは、令和5年度には50億円台前半であった財源不足額が、令和6年度から7年度にかけては60億円台後半まで拡大していくと見込んでおります。これは、令和6年度以降、クリーンセンターや斎場の建て替えが本格化していくことによるものでありますが、それ以降も老朽化した公共施設の更新などの建設事業を予定どおり進めると、さらに財源不足が拡大することは必至と認識しております。建設事業は市債を活用できるため、単年度の一般財源の支出を抑えることが可能となりますが、多額の市債の借入れは、将来の公債費の償還が長期にわたり大きな負担となるものと危惧しております。物価が高騰するなど社会経済状況の下、既存の計画どおりの事業を進めた場合、市債残高が右肩上がり増加し続け、将来的に市債の償還が財政を圧迫することになります。このため、現時点から財政保全措置と緊急事業選択を実施するものでございます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 小泉議員。

○小泉文人議員 市債残高が右肩上がり増加し続けるということ、それは、つまり財政の弾力性がなくなっていくということです。また、そういうふうにならないために、将来を見据えた財政保全措置と緊急事業選択を実施することというお答えでした。理解しました。その中で再質問として、将来を見据え、新規事業、拡大事業の原則凍結などの取組を行う必要があるということは一定理解しています。それを踏まえた上で、市長は代表質問で、取り組むべき施策はしっかりと前に進め、誰1人取り残すことのない社会の実現に向け邁進したいと答弁されており、そのために新規事業、拡大事業であっても必要なものを進めていくべきであると考えているが、市の認識について改めて伺います。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

中長期的な財政見通しを踏まえ、財政保全措置と緊急事業選択を自ら課したところでございますが、市民生活に直結する予算並びに市民サービス向上の取組につながる予算については、可能な限り措置すべきものと認識しており、一律に新規拡大事業を凍結するのではなく、選択と集中により必要な事業を着実に進めるべきものと考えております。そこで、生活基盤づくり重要プロジェクトとして位置づけた学校給食費の完全無償化、クリーンセンターの建て替え、斎場の建て替えのほか、優先的に進める新規拡大事業について、確実に予算を措置するとともに、課題となっている公共施設の整備更新のため、将来を見据えた着実な財源の留保が不可欠との結論に達したものでございます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 小泉議員。

○小泉文人議員 分かりました。やるべきものはやるということだと思います。記者会見なんか、その後聞いたりとかすると、誤解を招くところもあると思うんです。記者会見や、いわゆる記者懇談会でも、市長は本当になられたばかりで大変かと思えますけども、市のトップですから、ぜひ御発言は十分に気をつけていただけたら幸いに存じます。ちょっとちくりだけ指摘させていただけたらなと思います。

再々質問として、では、将来を見据え、着実な財政の留保が不可欠と結論に達しているということですが、具体的にどのようなことを考えているのかお答えください。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

近隣自治体において、公共施設の整備などを目的とした基金が設置されており、こうした事例などを参考に、財源の留保について検討を進めたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 小泉議員。

○小泉文人議員 分かりました。では、ここで少しまとめたいと思います。今回質問した大項目1から3については、人口と税収について、おおよそ質問させていただきました。また、その税収を確保するために何らかの方策や施策、制度が必要で、私はその一つに用途の見直しがあるというふうに考えていたわけです。田中市長も今年行われた市長選挙において人口増加政策をうたわれていたと思います。人口増加についてはいかがかなと思っておりますし、労働人口の確保、それはつまり人口の確保であります。また、1つの見方なのかもしれませんが、約50年硬直化している用途、その用途の見直しで、守りの税と言われている固定資産税の増収という考えも一つあります。中長期で財政見通しを踏まえて財政保全措置と緊急事業選択を自ら課して、財政部長よりそういうふうにお答えがありました。税を使うということは、税収の確保にも努めていかなければならない、そういう義務があると思います。それがすなわち市民生活の安定につながると私は確信をしています。財政保全措置の観点から、田中市長、御意見等があれば一言いただけたら幸いです。

○大場 諭副議長 田中市長。

○田中 甲市長 小泉議員から鳥瞰的な、総合的な質問をいただいているというふうに感じながら御質問を聞いておりました。いろいろなことが頭の中で思いめぐる、そんな時間を今いただいているところでありますが、市民からの税金によって、その税金を1円たりとも無駄に使うことなく、市民が喜ぶ政策を進めていきたいという考えが私の政策の基本でありますけれども、小泉議員が今御質問されましたように、税収を伸ばしていく方法というのはないのか。市川市を活性化させる方法、その一つに用途地域の変更ということを考えるべきだろう、また、高い建物を建てられる場所には建てられるように緩和をすべきだというお話、大変に考えなければならないと思うところであります。私自身も実は固定資産税をかなり払っている人間でして、用途地域を変更しますとかなりの固定資産税が突然かかってくるという方もおられるでしょう。この辺は、県との協議を行うと同時に、市民に対して、その地域をこれからどのように計画を進めていくのかという総合計画を立てた上で告知し、理解していただいた上でないと、やはり難しいのかなと思う点はございますが、ぜひ市川市をこれから発展させていく上で、どのような可能性を秘めているのか、そして、それに対して臆することなく、例えば議員さんの中から北市川駅の話がございまして、その周辺も用途地域を先に変更して、新しい町をつくるということを考えていかないと、実現はなかなか難しいだろうと。そういう意味で、閉塞感のある市川市というのを、私まだ就任して8か月の新米でありますけれども、皆さん方の御意見を聞きながら、その可能性ということも探っていきたいというふうに思います。

○大場 諭副議長 小泉議員。

○小泉文人議員 市長、本当に御答弁ありがとうございます。おっしゃるとおりで、部分的に個人とかでは、用途が変わったことで大幅に納税の金額がばんと上がってしまう人もいるんだと思います。ですので、しっかりと計画、告知、そういうプランが必要で、そのタイミングというのが、今まさに先ほど少しお話ししましたが、都市マスの見直しに来ているわけです、20年に1回、これは今この議場にいる皆さん方に改めて強くお願いしたいですけども、審議会等、軽く流すことではなくて、この自分たちの20年後のまちづくりをどうしていくかということをしっかりと考えていただきたい。都市マスありきでまちづくりというのは進んでいます。そこから逸脱することもない。総合計画審議会でも総計の話し合われたことを基幹にして動いていくこの私たちの市川市

は、これからまだまだ伸び代というのはたくさんあると思いますので、しっかりとこの議場にいる執行部の皆さん、また同僚、先輩議員の皆さん方とも議論をしながら切磋琢磨して、田中市長、つくってまいれたらと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。この質問は以上で結構です。

次に、シェアサイクルとオンデマンド交通の現状と課題について。

大分時間がなくなってきましたけれども、最初、(1)シェアサイクルからお話しさせていただくと、まず供用が始まったばかりで、どうなんですかという御質問をしなければいけませんので、始まったばかりですけども、シェアサイクルの現状はどうなっているのか。また、現時点での課題はどうか、お答えいただきたいと思います。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

本市のシェアサイクル事業は、移動の利便性の向上を主な目的に、この事業を全国展開しているオープンストリート株式会社と協定を結び、共同事業として本年9月17日より供用を開始し、約3か月が経過いたしました。開始当初は、サイクルステーションをJR総武線、東京メトロ東西線の駅を中心に、付近の公共施設24か所に設置いたしました。その後、民間施設内にも3か所のステーションを設置し、現在は市内27か所にサイクルステーションが設置されております。利用状況でございますが、10月の1か月間を例にしますと、利用者数が約2,000人、利用回数が約4,000回、1日当たりの平均利用回数は126.5回、平均利用時間が約36分となっております。移動の動向としましては、市内での利用が約54%、市内から市外への利用が約22%、市外から市内への利用が約24%となっております。また、利用日と利用時間帯については、平日の利用が約46%に対し、土日・祝日の利用が約54%、日中の利用、8時から20時までですが、これが約68%に対し、夜間利用が約33%となっております。

シェアサイクル事業の課題でございますが、利用者をさらに増やすべく、1点目としては、シェアサイクルの使用や返却が市の公共施設以外の身近な場所や、利用需要が見込まれる民間施設などへのステーションの設置が挙げられます。また、2点目として、利用者から自転車のバッテリー量やタイヤの空気圧に関する御意見が寄せられたことから、オープンストリート社が管理する電動アシスト付の自転車の充電量、タイヤの空気圧などの適正管理と運営が挙げられるところでございます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 小泉議員。

○小泉文人議員 まだ始まったばかりなので、なかなかあれなのかもしれませんけれども、私は結構本当にいいなというふうに思っています。この施策によって足りないところに市民の交通網が伸びたんじゃないかというふうに思います。そういった観点で、まだまだ始まったばかりですけども、サイクルステーションの場所が足りないという声も聞いています。皆さんに届いているのか分かりませんが、市民の要望やニーズの調査は今後どのように行っていくのか、もう一度お聞かせください。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

事業の開始後、市民の方々からステーションの設置場所を増やしてほしいという要望は、市民の意見箱や直接電話などで多くいただいております。本事業の市民の関心の高さと同時に、利用した体験に基づく利便性のよさなどが伝わってきていると認識しております。また、市民の要望などニーズの調査につきましては、オープンストリート社との間では利用者へのアンケート調査を行うこととしており、調査結果の分析やこれまでの利用傾向を基に、設置場所に関する提案や、何度も利用していただく環境を整えるための様々な内容を提案していただき、共同で行っていくこととしております。このようなことから、引き続きオープンストリート社と連携を図り進めて

まいりたいと考えております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 小泉議員。

**○小泉文人議員** これから市民の皆さんたちから要望を聞いたり、アンケートで微調整を行っていくんだと思います。始まったばかりで、この質問というのは、まだまだこれから先いろんな議員さんから出てくると思います。もっと詳細な質問が2月以降もきつとあると思いますけれども、しっかりと答弁していただいて、本当に市民の足を確保するといった上では、シェアサイクルは私はいいんじゃないかなと思っているので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

括弧の中でもう1つ、オンデマンド交通というのを通告させていただいております。オンデマンド交通というのは、すなわちデマンド交通です。通常の路線バスが決まったルートを決まった時間で運行しているのに対して、デマンド交通は、お客様からの要望、需要に応じて運行路線や時刻を変更させるバスだったりタクシーだったりいろいろあると思うんですけど、今現在、市内を走っている路線バスは大型で、そのルートも限られていますし、今後も進む少子・高齢化社会において、新たな市民の足を確保するといった上では、これも随分前に質問させていただきましたけれども、時代が少し変わってきましたので、改めて質問させていただきたいと思います。当時、デマンド交通が市川市になじまないという話をお聞きしましたけれども、あれから数年の歳月がたって、現状でどうなっているのか、課題を改めてお聞かせください。

**○大場 諭副議長** 藤田道路交通部長。

**○藤田泰博道路交通部長** お答えします。

デマンド交通は、予約による乗り合い型の公共交通サービスで、運行時刻や路線、停留所が定められている路線バスのような定時定路線型の公共交通とは異なり、運行主体、運行時間帯、発着地の組合せにより様々な運行形態が存在いたします。県内の市町村では令和2年度末の資料ではございますが、鴨川市や木更津市などの24市町で運行されております。運行主体としては自治体や民間企業などがあり、運行方式としては、自宅等から目的地間を運行するドア・ツー・ドア方式や、自宅等からあらかじめ設定した複数の乗降場所までの区間を運行する方式、乗降場所から乗降場所の区間を運行する方式などがあり、車両は利用者数に応じてワンボックス型やセダン型など選定されております。運賃については、無料で運行しているものや、1乗車当たりの定額制や目的・区域別料金など様々な料金設定がされている例もございます。このようにデマンド交通は多様な種類と特性があり、柔軟性がある交通手段となっておりますが、県内で運行されているデマンド交通の収支率としては、平均11.5%となっており、運賃等の収入が運行経費の1割も賄っていない状況となっております。これは、十分な移動手段が提供されない過疎的な人口の少ない地域などを運行していることが多く、利用者数と料金のバランスが難しいことなどが理由であります。そのため、行政の負担、支援により運営している例が多く、恒久的な行政負担が課題と考えられます。

また、本市におけるデマンド交通の導入は、既存の公共交通との役割分担等が成り立つか否かが課題として挙げられます。デマンド交通が民間企業の路線バスと一体となって地域における公共交通ネットワークの一部を形成するものであるため、これらと競合することがない路線や区域の設定、もしくは競合しても需要が上回る状況であること等の必要がございます。本市の公共交通網の現状として、路線バスは5事業者が21路線運行し、タクシーは7事業者と個人タクシーが運行しております。この経営を圧迫しないよう配慮した営業区域の設定が必要であり、導入に当たっては慎重に検討を進める必要があると考えております。

なお、今後において路線バス利用者の減少などに伴い、不採算路線の廃線や統廃合が起こってくることも考えられ、その際には、デマンド交通を含めた移動手段の確保について、路線バスやタクシー事業者等の動向に注視

しながら、市としても調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 小泉議員。

○小泉文人議員 市川市というのは、路線バスについては21路線運行しているとか、タクシー業者さんも7事業や個人タクシーさんがいるということで、さっきお話が出た鴨川とか郡部とかとはちょっとまた毛色が違ってくるんだということは、以前の質問で理解していますけれども、この数年間でタクシーの配車アプリというのができてきて、公の市役所等でシステムの開発をしなくてもよくなったという感じが私はしています。民間企業のタクシー配車アプリなどを使うことで、デマンド交通の足がかりになるんじゃないかなと思って今回質問させていただいていますので、いま一度デマンド交通の足がかりに、いろんなアプリがあるみたいで、「GO」アプリだとか「フルクル」だとか、ちょっと私も分からないんですけども、アプリが使えれば家の前まで来ていただけるということなので、システムの開発もないし、この民間企業のタクシー配車アプリを使うことでデマンド交通の足がかりになるのではないかと、いま一度お聞かせください。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

具体的には御提案のタクシー配車アプリを活用した事例の有無はちょっと存じ上げておりませんが、スマートフォンアプリにより予約利用する事例としましては、東京都渋谷区において民間企業が主体となり、タクシー事業者を運行事業者として、ワンボックス型の車両により乗合方式で実施している事例がございます。実施期間は令和3年7月から令和4年6月末までの実証実験でございます。営業区間としては、JRの渋谷駅、原宿、小田急電鉄の代々木上原駅を結ぶ南北方向に約1.5km、東西方向に約2.5kmの設定で、行徳地域の大体2分の1弱の広さでございます。利用方法は、会員登録は無料で、スマートフォンアプリまたは電話で利用予約し、決められた複数の乗降場所を利用するといったもので、運行時間帯は7時から22時まででありました。利用料については、30日間の定額で乗降場所での乗り降りが自由な方式で5,000円、または1回利用ごとに料金を支払う方式の場合は、大人300円、小児は半額の150円としておりました。このサービスの資料によりますと、実証実験の結果として、運行開始から令和4年4月末までの10か月間の利用人数が約2万8,000人、売上総利益は約3,000万円の赤字となっております。

本市域でのデマンド交通を導入する場合は、利用者ニーズに対応するため、買物など利用する店舗や医療施設、金融機関、公共施設などが区域内にある一定の区域を営業区域として設定することが必要となることが挙げられます。

一方、このような区域設定をした場合には、本市においては、繰り返しになりますが、路線バスが複数運行していることから競合し、路線バスの利用者の減少、衰退につながるものが懸念されることや、タクシー事業者の経営を圧迫するなどの課題がございます。また、採算性を確保するため、より人口が集中した地域や鉄道駅を含む地域を設定することが考えられます。民間企業のデマンド交通参入については、本市としては、関係する公共交通事業者を含め十分に協議を行うなど、参入企業の検討を支援していくとともに、タクシー配車アプリを利用した方式などを含め様々な方法、仕組みについて調査研究が必要と考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 小泉議員。

○小泉文人議員 御答弁を聞いていると、結構難しく考えていらっしゃるのかなというふうに思います。私が言っているのは、民間企業の今ある仕組みを単純に活用できるふうに、もっとフランクに町に導入できたらなんというふうに考えています。バスやタクシーには既にガソリンの補助を出しているわけだから、そのほかにもこ

のアプリを使うことによって、もう少し踏み込んだ施策や仕組みができて、外になかなか出られない御年配の方々だったり、いわゆるハンディキャップを抱えている弱者の方だったり、時には妊婦さんだったりというのをサポートできる1つの一助となればいいんじゃないかなと思っているので、あまりがちがちに市内業者との競合でとか、そういうことではなくて、もちろん今既に国から頂いているものでガソリン補助を出しているわけですよ。それに併せて、もう一歩何かできないかなという、あくまでも提案なので、そこは勘違いしないでいただきたいなと思います。

既にタクシーについては、次は福祉部長、ぜひお答えいただきたいと思うんですけども、今お話したように、御年配の方だけじゃなくて、ハンディキャップを抱えていたりとか、本当に妊婦さんだったり、妊婦さんに対する妊婦タクシーだって国から出ているというのは、たしか1回ですよ。それを、タクシーをもっと利便性を上げるために何か補助すること、もしくはこのアプリを使うことで皆さんの足を確保できるように考えられないかなと前向きに質問させていただきたいと思うので、難しいと思いますけども、市の見解をお答えいただければと思います。

○大場 諭副議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

タクシーなどは多くの方々が利用されている移動手段であります。タクシー配車アプリなどの活用については、今後、個々の生活様式や暮らしに合わせた外出支援となるかどうかも含め、研究していく必要のあるものと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 小泉議員。

○小泉文人議員 もうさらっと答えていただいて、なかなかこれでできるとか、できないとかではなくて、今日こうやって質問させていただいたことで、こういうのがあったよなというのは1つ頭に置いておいていただけたらなと思います。もう昔と違って、電話で呼んで何丁目何番地で、向こうのGPSでということではなくて、お互いに携帯さえ使えれば、家の玄関の前までタクシーが来るというところまでもう来ているわけですから、そのシステムを活用しないのはどうかな。逆に活用できたらすごくいいななんていうふうに思いますので、どうぞ御検討のほど、よろしく願いいたします。

次に、本市公共施設の電気料金の高騰についてで、これはもうシンプルに、本市の公共施設の現状についてお伺いいたします。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

本市の主な公共施設や市立小中、特別支援学校では、これまで一般競争入札による3年間の長期継続契約で電力契約を締結してまいりました。しかしながら、令和3年度、4年度は燃料価格の高騰などを背景に、長期間の契約に応じる業者がなく、単年度を前提に入札を行いました。いずれも不調となったため、現在は大手電力会社との随意契約としたところでございます。同社との契約では、基本料金、電力料金、燃料費、調整額などが電気料金に含まれておりますが、今年度はこの燃料費調整額が高騰していることから電気代が上昇しております。例えば、第1庁舎及び第2庁舎の令和3年度と4年度をそれぞれ6月から10月までの5か月分で比較しますと、使用量が約7万6,000キロワットアワー減少したにもかかわらず、電気料金は約350万円増えている状況でございます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 小泉議員。



○小泉文人議員 現状は分かりました。電気料金補助とかを出しているんですけども、先ほど市長からもお話しありましたけれども、まず私たちが1円たりとも無駄にしないんだという考えを持たなきゃいけないですね。市のほうで、庁舎だけでなく全体的にどんどん値段が上がっているのであれば、どのようにそれを抑えていく努力を、私たち議会として、もちろん職員さんにも、議員のみんなも協力してやっていかなければいけないわけですけども、今後の市の対応というのはどうなっているのかお答えください。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

令和4年12月2日、国において物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策に基づく令和4年度補正予算（第2号）が成立いたしました。同補正予算では、エネルギー・食料品等の価格高騰により厳しい状況にある生活者や事業者への支援の項目において、電気料金対策として2兆4,870億円が措置されております。そこで、今後につきましては、こうした国の動向並びに電力市場価格の動向を注視しつつ、小売事業者との、より低廉な契約方法などを模索するとともに、節電施策との連携により、電気代の抑制に努めてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 小泉議員。

○小泉文人議員 今るお答えいただきまして、電力市場の価格の動向を注視してとか、冬場の庁舎内の温度設定を低くするとかという話があります。これはもう基本中の基本で、そこはしっかりと詰められるところは詰めていく。その先に私たちはどういう努力ができるのか。意識だけでなく、しっかりとした動きを市民の皆さん方に率先して出していないと、市川は変わっていかないんじゃないかなと私は感じています。そういう中で、都庁では電力需要の逼迫リスクが高くなる本格的な冬を前に、ウォームビズというのを導入して、職員さんが率先して節電に努めていますよとニュースでもやっていました。これは前向きな質問として、本市職員の皆さんの、我々もそうですけども、ウォームビズの導入に対する見解をお答えいただければと思います。

○大場 諭副議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

ただいま御質問者が御指摘のとおり、東京都は本年11月21日から都庁において暖かい衣類などを取り入れるウォームビズを導入し、職員が率先して節電に努めているとのことでもあります。本市におきましては、空調の室内設定温度を冬季は18度としているところであり、職員は日々の気温や個人の体調等に応じて適宜服装を選択し、業務を行っているものと認識をしております。一方で、職員の服装につきましては、市民の皆様方に不快な思いをさせることがないように配慮する必要があります。職員服務規程におきましても、本市に勤務する者としての誇りを保持し、これに反するような服装を慎まなければならないと定められているところであります。これらのことから、冬場でも快適で働きやすいという視点も大事ではございますが、現状の変更につきましては、慎重に検討してまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○大場 諭副議長 小泉議員。

○小泉文人議員 ありがとうございます。慎重に検討していただきたいんですけども、できれば田中市長、これは都庁はもう既にタートルネックでいいそうです。11月からネクタイでコートでということじゃなくて、室温を温度設定を下げて、電気を抑えて、自分たちはジャケットの中はニットで、お客様、市民の皆様方に不快な思いをさせない。私はすごくいい施策だと思います。これについては、議場にいる同僚議員のほうからも9月定例会で質問が出ていましたけれども、改めて、いいものはどんどん率先して、特にお金がかかるものでもないと思いますし、できればやったほうがいいんじゃないかなということを、この質問では最後にさせていただきます。

今回、久しぶりの質問になりまして、ちょっと時間配分がうまくなくて、各部長さんには早口だったりとか、もうちょっと早くしてくれなんて御迷惑をおかけいたしました、すみませんでした。

市全体でやっぱり考えていくというのは、田中市長1人で考えて進めていくことでもないし、今いる職員さんがいいとか悪いとかという判断でもないと思うんです。私たち議会全体として、一つ一つ市民のオーダー、ニーズ、要望等に応じて市民生活を安定していく、そして市民の生命と財産を守っていくということを、やっぱりしっかりとかみしめて、思いつくついたらなというふうに思いますので、また時折こうやって質問させていただきます。どうか田中市長、先ほど8か月と言っていましたけれども、これから当初予算の編成等ありますので、来年度に向けては、もっとよりよい市川市をつくることをお願い申し上げて、私からの一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

~~~~~

○大場 諭副議長 この際、暫時休憩いたします。

午後3時16分休憩

---

午後3時40分開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12一般質問を継続いたします。

青山ひろかず議員。

○青山ひろかず議員 こんにちは。緑風会の青山ひろかずでございます。通告に従いまして、一問一答にて一般質問をさせていただきます。

初めに、水害対策についてであります。

昨年3月の豪雨の際には、市内の様々な箇所道路冠水が発生しました。行徳地域内においても例外ではなく、道路冠水が各所で発生したことから、昨年6月定例会でも対策について質問しました。そこで、昨年6月定例会で質問しました香取源心寺南側の道路、千鳥町の湾岸道路高架下の道路冠水対策について答弁をいただいた対策の実施状況についてお伺いします。

しかし、その他の箇所でも冠水が発生している箇所があります。その1か所目として、相之川1丁目、旧行徳街道の相之川バス停付近交差点であります。この箇所は、旧江戸川の近くにポンプ場もあったと思いますが、大雨のたびに道路冠水が発生しています。この相之川バス停付近の交差点は、周囲の道路の高さより低くなっていて、雨水が集まりやすい状況となっています。周囲の住民の方々からも大雨のたびに冠水し困っていますので、何か対策ができないものかお聞きしたいと思います。

2か所目としては、旧道の押切交差点から主要地方道市川浦安線バイパスの行徳駅前入り口交差点までの区域についてありますが、ここも排水機場が近くにあり、大きな水路があったと思いますが、大雨のときには道路冠水が発生しております。旧道の押切交差点は水路の清掃等を実施していただき、最近道路冠水は減りましたが、押切交差点からバイパスの行徳駅前交差点までは、依然、道路冠水が発生しています。そこで、この地区の今後の対策についてお聞かせください。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 行徳地域は地盤が低いので、降った雨水を自然に川や海へ排水できない地域であります。そのため、行徳地域に降った雨水は側溝や水路を流れ、ポンプ場から旧江戸川や東京湾へ排出しております。本市では、令和3年3月13日に1時間最大51mm、総雨量が170mmとなる激しい雨が降り、行徳地域でも道路冠水が発生しましたことから、香取1丁目の源心寺南側の道路と千鳥町の湾岸道路高架下の早急な浸水対策を実

施しております。

まず、香取1丁目の源心寺南側の道路、通称内匠堀についてでございますが、この地域は地形がくぼ地状になっており、周辺の雨水が集まり、たまりやすい場所となっていることから、大雨時には道路冠水が発生している箇所であります。そこで、対策としましては、この道路に隣接する香取公園内に新たに排水能力が毎分9.8m<sup>3</sup>のマンホールポンプを設置することとし、令和3年度に工事に支障となる他企業管の移設工事を行い、今年度よりマンホールポンプの設置工事に着手しております。マンホールポンプとは、マンホールの中に排水ポンプを組み込み、それを水のたまりやすい場所に設置し、マンホールに入ってきた水をくみ上げ、近くの河川などに管渠で圧送し、排水するものであります。工事内容としましては、マンホールポンプ設置のほか、ポンプから旧江戸川までの延長約340mの区間に管径250mmの塩ビ管2本を埋設するもので、今年度末の供用を目指しております。

続きまして、千鳥町の湾岸道路高架下についてでございます。道路冠水が発生する場所は湾岸道路と立体交差となっている市道であり、湾岸道路の高架下を車が通り抜けられるように、交差部分が周辺の道路より低く造られていることから、雨水が集まりやすい場所となっております。この箇所には、排水施設として両側路肩部にそれぞれ1か所ずつ集水ますを設置されておりましたが、令和3年9月に集水ますを2か所増設し、雨水の取り込み口を大きくすることにより、落ち葉やごみ等が詰まりにくくすることで排水能力を強化しており、大雨が予想される場合には、集水ますの詰まりがないか事前点検を行っております。

次に、相之川1丁目、旧行徳街道の相之川バス停付近交差点と押切交差点から行徳駅前入り口交差点までの今後の対策についてお答えいたします。まず、相之川1丁目、旧行徳街道の相之川バス停付近交差点についてでございますが、この地域は周りに比べて地盤が低く、雨水が集まりやすい地形となっております。そこで、この場所につきましては、現状の排水先になります相之川第一ポンプ場の老朽化対策が今後予定されておりますので、これに合わせてポンプの増設が可能か、また、旧江戸川が比較的近いことから、雨水を江戸川へ直接放流するマンホールポンプの設置が有効かなど、対策について検討してまいります。

最後に、押切交差点から行徳駅前入り口交差点までの区間についてでございます。この道路は千葉県が管理する道路でありますので、千葉県に現地調査を依頼いたしました。本市としましても、道路区域内に市が管理する水路が入っていることから、排水機能が損なわれていないか、水路の勾配の測量、土砂等の堆積状況の調査を実施し、道路冠水の原因を現在確認中であります。今後は、千葉県と調査結果の情報共有を図りながら、有効な対策を早急に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 それぞれありがとうございました。答弁を聞きますと、香取公園内のマンホールポンプ、これが有効であるというふうに考えます。また、大雨のときには、集水ますの清掃とか、そういったものを先にやってもらうと浸水も少ないのではないかと考えております。行徳地域における浸水対策を着実に進めていただいているということはよく分かりました。対策が必要な箇所についても前向きに検討していただけることと安心しました。特に重要なのは、相之川の交差点のところは大雨のたびに雨が降って、いろいろ苦情が来て、早く土のうを持ってきてくれとか、そういう要望がありましたので、重点的によろしく願いいたします。

続きまして、行徳地域内における空き家対策についてお伺いします。現状の課題と今後の対策についてお伺いします。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法が施行された平成27年度以降で、本市が把握している市内の空き家件数

はおおむね500棟から600棟で推移しております。そのうち行徳地域内の件数は40棟から50棟で推移しており、市内全域から見ると、空き家が特別に多い地域ではないものと認識しております。行徳地域に限ったものではございませんが、空き家対策における課題の一つとして、所有者が亡くなられて相続が発生した空き家が、そのまま放置されますと建物の老朽化に加え、時間の経過とともに所有者となる法定相続人の数が増え、解決に時間を要する傾向がございます。これらの課題に対する支援として、利活用のためのリフォームに要する費用や管理が不十分な空き家の除却費用の一部を助成する取組などを行っております。また、居住者が亡くなられることで空き家になってしまう場合には、相続人に相続登記や空き家の管理の重要性を認識してもらうためにも、行徳支所市民部と連携し、市民課窓口での死亡届の受理に際しまして、空き家等に関する相談窓口の案内を行っております。そのほかにも、相続登記の手続が速やかに行われない空き家については、財政部とも連携し、固定資産税等の納税通知書を送付する際に、相続登記や空き家化の予防についての案内を同封するなど周知啓発を行っております。これらの取組により、空き家の除却については、行徳地域内では年間10棟から20棟、市内全域では年間約100棟が除却されるなど、一定の効果は出ておりますが、空き家の利活用については、いまだ進みが悪い状況でございます。

今後の対策といたしましては、利活用を進めていくに当たり、地域のことを一番よく把握している自治会の方々にも御協力をいただき、空き家に関する情報を提供してもらうとともに、活用に関するニーズもお聞きしながら、空き家の利活用を進めてまいります。

また、今年度中には不動産団体との協定締結を予定しており、空き家の売却や利活用に関しまして、専門家の立場から御協力をいただくなど、様々な視点より空き家対策を進めてまいります。

以上でございます。

**○松永修巳議長** 青山議員。

**○青山ひろかず議員** それぞれありがとうございました。いろんな地域の自治会とかと、それから不動産業者と協力して空き家対策をしていくということ、よく分かりました。しかし、空き家はずっとそのままにしておくと、やはり犯罪の温床になったり、また、いろんな害虫、また、動物がすみ込んでくるというような危険なところになってしまいます。行徳街道の3丁目から4丁目、あの付近にも古くから鬱蒼とした木が茂って、そこに空き家があります。何度か対策をしてもらっているんですけど、なかなか地権者の話が進まなくて、撤去が進んでいないという状況があります。そういうことを踏まえて、ぜひとも空き家対策、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

続きまして、押切・湊橋の進捗状況と今後のスケジュールについてお伺いいたします。

**○松永修巳議長** 藤田道路交通部長。

**○藤田泰博道路交通部長** お答えします。

仮称押切・湊橋は、東京都江戸川区と市川市の行徳地域とを結ぶ橋梁で、東京都と千葉県で事業が進められております。これまでの進捗状況についてでございますが、昨年12月に東京都と千葉県との間で役割分担や費用負担等に関する基本協定が締結され、本年2月には都市計画変更の手続が完了しております。また、当該橋梁の新設に当たりましては、事前に実施した事業評価に対する意見募集が行われ、行徳街道などの現在ある道路からの接続方法や、当該橋梁以外の東京都と千葉県を結ぶ橋梁の整備に関する意見等が寄せられているとのことです。

さらに、今年度からは道路事業として新規事業化し、5月には県道王子金町市川線として路線認定され、7月からは測量業務、9月からは地質調査が行われております。なお、今後の事業予定につきましては、千葉県によりますと、引き続き測量調査等を進めていくとのことございました。

以上でございます。

○松永修巳議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 ありがとうございます。道路の拡幅に伴い、立ち退きや建て替えなど、どのぐらいの世帯に影響が及ぶのかお伺いしたいと思います。また、地域からの要望や課題についてお伺いします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

当該道路橋を整備するに当たり、既存の道路を拡幅することになりますが、これに伴う影響世帯数につきまして千葉県を確認しましたところ、用地買収範囲が未確定であること、集合住宅等の世帯数が把握できていないことから、今後実施する予定の詳細な測量や設計及び個別の物件に関する調査を行った後に明らかになるとのことでした。そのほか、湊水神宮への対応など、地元自治会の御意向を踏まえながら丁寧に行っていくこととございました。

地域住民の方からの御要望や御意見につきましては、先ほど述べました事前に行った事業評価に対する意見募集において、東京メトロ東西線の行徳駅と都営新宿線の瑞江駅を結ぶ新規バス路線の開業に対する要望などもございました。このほか、用地取得に関連して、移転に伴う代替地の検討、賃貸事業主の方からは収入補償や借家人の立ち退きに関する事などについての御意見があったことから、引き続き丁寧な事業説明、対応を行うなど、地域の方々の御理解と御協力を得られるよう努めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 ありがとうございます。用地取得については様々な意見や要望が生じると思われますので、丁寧な説明をお願いしたいと思っております。

また、仮称押切・湊橋が開通することにより、車のみならず人の流入が多くなると考えております。そういったことを踏まえて、駅前道路の拡幅、それと電柱の地中化等も考えていかないと、行徳地域の交通量は増えてしまうと思っております。行徳のほうから橋を渡って柴又、環七のほうに行く者はそんなに多くはないと思うんですよね。やはり湾岸道路を利用する東京のほうから来る車の流入のほうはかなり多く見られると思っておりますので、駅前道路の拡幅と電柱の地中化が必須であると思っておりますので、この辺についてお伺いします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

本市では、災害時の防災・減災機能の強化、安全で移動しやすい歩行空間の確保、良好な景観形成の観点から無電柱化を推進していくため、本年8月に市川市無電柱化推進計画を策定しております。御質問の行徳駅前通りである市道0104号につきましては、東京都と千葉県を結ぶ仮称押切・湊橋に接続する重要な道路であること、また、バリアフリー法の特定道路でもあることから、主要地方道市川浦安線の行徳駅入り口交差点から市道0106号通称新浜通りまでの区間を無電柱化の優先整備路線に選定しております。この路線につきましては、さきの9月定例会において無電柱化を実施するための予備設計業務委託に関する予算も確保させていただいたところでございます。そのほか、自転車走行空間の確保、こういったことにつきましても、この橋の開通に伴う自転車交通量の増大も予想されることを踏まえ、歩行者、自転車が安全に通行できるような対応を無電柱化に合わせて実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 ありがとうございます。1つ飛ばしちゃったんで、質問を聞かなかったのをお願いいたします。昔から、江戸時代からあります湊水神宮、通称水神様と言っておりますが、この神社の移転先を、橋ができ

ますと陸地側になってしまいますので、これを地元の要望としては、川沿いのほうに移転してほしいという要望がありますので、その辺のところはどうでしょうか。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

湊水神宮への対応につきましては、地元自治会からの御意見を踏まえながら丁寧に行っていくと千葉県から聞いておりますので、そのとおりきちっと丁寧に扱っていくものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 ありがとうございます。ちょっと暑いんで飛ばしちゃいました。ごめんなさい。これは、やっぱり水神様、昔からある神社なんで、ぜひとも川沿いのほうに検討してほしいと。これは県の事業なので、市が独自にいかないと思いますけど、強く県のほうに要望していただきたいと思っております。よろしく願います。

続きまして、コミュニティバスについてであります。

健康都市いちかわを目指す田中市政としましては、このコミュニティバスを活用した健康づくり、高齢者のひきこもりを防ぐためにも、ぜひとも推進してもらいたい事業であります。東京メトロ東西線が全線開通して以来、44年3月に開通して以来、約53年たちました。その間、行徳も人口の増加に伴い、いろんな箇所について質疑も出ております。今現在の行徳の人口は16万6,258人、これは9月30日現在。いつも比較されます近隣の浦安の人口は16万9,210人になっております。こういった意味を含めまして、コミュニティバスの南部ルートの変更と運賃の見直しについてお伺いします。南部ルートの変更については、9月定例会でも質問させていただきましたが、そのときの答弁で、公共交通機関での周知などが必要となることとありました。運賃の見直しについては、昨年の6月定例会で質問させていただきましたが、その際の答弁で、ルートや運行計画の変更及び運賃設定なども併せて検討していく予定であるというようなこととありました。市民から、以前から運賃を100円に戻してほしいという意見が多くあります。100円ショップでさえ100円を150円、170円にしたら、お客さんはあまり行かないですね。そういった意味でも、もう一度検討してもらいたいところなんですけど、また、このコロナ禍で減少している利用者に戻すためにも、運賃を下げて利用者が増えることを期待できると考えますが、見直しについてお伺いします。

そこで、南部ルート変更の進捗状況と運賃の見直しがどのようになっているのかお伺いします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

初めに、コミュニティバス南部ルートの運行計画変更の進捗状況についてでございます。南部ルートにおきましては、現状としてコミュニティバスの本格運行を継続する基準であります採算率40%以上といった一定の採算率を確保していることから、採算率と利便性のさらなる向上を目的に、変更案としては、現在のルートは変更せずに、別途、鉄道駅や医療機関を経由するほか、公共交通の利用が不便な一部地域なども考慮し、これらを経由する2つのルートをおおむね1年間、試験的に運行することを検討しております。現在の進捗状況といたしましては、本年9月に開催した市川市コミュニティバス南部ルート実行委員会において、今後、市民意見を聞き検討を進めるとともに、変更に向けた手続を進めることについて賛同が得られました。その後、11月8日から30日まで、新たなルート案についてウェブ等によるアンケート調査と、併せて市民意見を募集いたしました。今後は、アンケート結果を分析するとともに、いただいた御意見について検討し、実行委員会において分析結果と御意見に関する考え方について協議を進めてまいります。

また、新たなバス停留所の整備等について、交通管理者である行徳警察や道路管理者等と協議し、公共交通協議会での承認に向けて調整をしております。その後、国への認可申請を行い、新たなバス停留所の設置や市民への周知活動を進め、来年度の秋頃の運行開始を目標に進めてまいります。

次に、運賃の見直しについてでございますが、現在の南部ルートは中学生以上が現金で160円、交通系ICカードで153円、小学生は現金、交通系ICカードともに100円の均一料金となっております。行徳地区を主に運行する路線バスの運賃は、中学生以上が170円からの距離別運賃となっており、均一料金であるコミュニティバスの運賃は既に路線バスより安価となっております。令和3年度実績を基に100円に値下げした場合の試算をしたところ、採算率が約17%減少すること、運賃収入を維持するためには、現在、年間約29万人の利用者に加えて、さらに17万人の利用者が必要となることが課題となります。また、コミュニティバスの運賃は国が策定したコミュニティバスの導入に関するガイドライン、これによると、他の旅客自動車運送事業者との間に不当競争を引き起こすおそれがないことと示されていることから、現時点において運賃の値下げは困難な状況と考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 ありがとうございます。先ほどの答弁で、100円に戻すと17%の乗車が減ると、約17万人ということですね。過去の実績を見ますと、市長はこの数字は分かっているかと思うんですけども、これは平成24年、25年の行徳南部地区のコミュニティバスの利用者は、平成24年が40万445人、25年が41万478人ということは、この試算どおり100円にしてもこの40万に戻るといことなんですよ。これは100円から150円とか値上げしたときに、これだけの利用者が減ってしまいました。これは、平成26年の8月ぐらいから大幅に減っているんですよ。そうすると、26年度の南部ルートは乗降者は39万1,934人、相当、2万人ぐらい減っています。これは値上げしたことによって乗車が減ったということです。こういった面を踏まえて、いつも行徳地域の利用者から言われるんですけども、浦安はずっと100円だと、何で市川は100円にできないのというふうに聞かれるんですよ。

ところで、また浦安のルートを見ますと、5ルート運行しています。それも、時間帯も7時台は2便、7時20分、40分、2便ですね。8時台から18時までは20分置きにバス停にバスは来ております。だから、バスの時刻を見なくても、20分待てば次のバスが来るというように周知されているみたいなので、ぜひとも、浦安ができて行徳にできない、浦安よりも財政力がある行徳ができないというのは、ちょっとおかしいんじゃないかと。これは道路交通部でも立証していただいて、過去の例を見ても、100円に戻しても十分戻ると試算でいけると思われます。ぜひとも田中市長の目指している健康都市いちかわ、健康寿命ですね。これはやっぱり高齢者が外に出ていかないと、やはり家で閉じ籠もっちゃいますと、どんどん鬱病になったりします。そういった意味でも、健康寿命日本一を目指す市川としては、こういうバスを利用して、いわゆる医療費の抑制をしていってほしいと。そういうことによってかなり健康寿命を日本一に近づける施策じゃないかと思うんですけども、最後に市長、何かありますか。よろしく申し上げます。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 青山議員から御質問いただきました。道路交通部長からは、困難な状況という答弁がございましたが、ちょっと訂正して、検討してまいりたいというふうに思います。

○松永修巳議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 決して困難じゃないと思うんですよ。事業者と一緒に協議しながら、より一層行徳の利便性の向上に努めてもらいたいと思います。よろしく申し上げます。

これで私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○松永修巳議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時12分散会



第 5 日

令和4年12月13日（火曜日）

令和4年12月市川市議会定例会議事日程（第5号）

令和4年12月13日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問 宮本 均議員、石原よしのり議員、大久保たかし議員、中町けい議員、やなぎ美智子議員

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員 42名

|   |   |    |   |   |   |
|---|---|----|---|---|---|
| や | な | ぎ  | 美 | 智 | 子 |
| さ | と | う  | ゆ | き | の |
| 長 |   | 友  | 正 |   | 徳 |
| 佐 |   | 直  | 友 |   | 樹 |
| つ | ち | や  | 正 |   | 順 |
| 小 | 山 | 田  | 直 |   | 人 |
| つ | か | こ  | た | か | の |
| 鈴 |   | 木  | 雅 |   | 斗 |
| 国 |   | 松  | ひ | ろ | き |
| 石 |   | 原  | た | か | ゆ |
| 清 |   | 水  | み | な | 子 |
| 廣 |   | 田  | 徳 |   | 子 |
| 増 |   | 田  | 好 |   | 秀 |
| 中 |   | 町  | け |   | い |
| 久 | 保 | 川  | 隆 |   | 志 |
| 浅 |   | 野  | さ |   | ち |
| 中 |   | 村  | よ | し | お |
| 細 |   | 田  | 伸 |   | 一 |
| 石 |   | 原  | み | さ | 子 |
| 青 |   | 山  | ひ | ろ | か |
| 大 | 久 | 保  | た | か | し |
| 小 |   | 泉  | 文 |   | 人 |
| 高 |   | 坂  |   |   | 進 |
| 金 |   | 子  | 貞 |   | 作 |
| 秋 |   | 本  | の | り | 子 |
| か | つ | また | 竜 |   | 大 |
| 西 |   | 村  |   |   | 敦 |
| 宮 |   | 本  |   |   | 均 |
| 中 |   | 山  | 幸 |   | 紀 |
| 松 |   | 永  | 鉄 |   | 兵 |

|               |              |           |               |
|---------------|--------------|-----------|---------------|
| 荒石加稲越大堀かい松竹松岩 | 木原藤葉川場越づ井内永井 | 詩よし武健雅清修清 | 郎の中央二史諭優勉努海巳郎 |
|---------------|--------------|-----------|---------------|

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

|           |    |     |
|-----------|----|-----|
| 市長        | 田中 | 甲   |
| 副市長       | 松丸 | 多一  |
| 代表監査委員    | 菅原 | 卓雄  |
| 教育長       | 田中 | 庸惠  |
| 危機管理監     | 水野 | 雅雄  |
| 広報室長      | 麻生 | 文喜  |
| 総務部長      | 植草 | 耕一  |
| 中核市準備担当理事 | 鹿倉 | 信一  |
| 企画部長      | 小沢 | 俊也  |
| 財政部長      | 稲葉 | 清孝  |
| 情報政策部長    | 佐藤 | 敏和  |
| 文化スポーツ部長  | 森田 | 敏裕  |
| 市民部長      | 蛸島 | 和紀  |
| 経済部長      | 小塚 | 眞康  |
| 観光部長      | 関  | 武彦  |
| 福祉部長      | 立場 | 久美子 |
| 子ども政策部長   | 秋本 | 賢一  |
| 保健部長      | 二宮 | 賢司  |
| 環境部長      | 根本 | 泰雄  |
| 街づくり部長    | 川島 | 俊介  |
| 道路交通部長    | 藤田 | 泰博  |
| 水と緑の部長    | 高久 | 利明  |
| 行徳支所長     | 菊田 | 滋也  |

|                   |       |   |
|-------------------|-------|---|
| 消 防 局 長           | 本 住   | 敏 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 長   | 小 林 茂 | 雄 |
| 事 務 局 長           | 藤 城 久 | 保 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 板 垣 道 | 佳 |
| 会 計 管 理 者         | 小 倉 貴 | 志 |
| 教 育 次 長           | 永 田   | 治 |
| 生 涯 学 習 部 長       | 藤 井 義 | 康 |
| 学 校 教 育 部 長       |       |   |

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|           |           |
|-----------|-----------|
| 事 務 局 長   | 小 泉 貞 之   |
| 事 務 局 次 長 | 六 郷 真 紀 子 |
| (議事担当)    |           |
| 主 幹       | 米 津 孝 成   |
| 副 主 幹     | 金 子 貴 一   |
| 主 査       | 尾 本 悠     |
| 主 任 書 記   | 北 川 陽 介   |
| 主 任 書 記   | 高 柳 陽 一   |
| (調査担当)    |           |
| 主 幹       | 上 原 高     |
| 主 査       | 前 田 悠     |
| 主 査       | 岡 澤 英 康   |
| 主 任 書 記   | 荒 木 智 貴   |
| 書 記       | 福 井 寿 明   |

---

○松永修巳議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○松永修巳議長 この際、中核市移行に関する特別委員会における委員長の互選の結果について御報告申し上げます。

松井努議員の委員長の辞任に伴い、中核市移行に関する特別委員長が不在となりました。委員長の互選の結果、岩井清郎議員が選任されましたので、御報告申し上げます。

以上です。

○松永修巳議長 日程第1一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

宮本均議員。

○宮本 均議員 おはようございます。公明党、宮本均です。初回から一問一答で一般質問を始めます。今回質問します5項目は、主に市長が行いましたタウンミーティングの中での要望、意見、また市長がイベント、いろいろな催しの場で語った内容とか、直接市長がお聞きになったものも幾つかあると思います。また、タウンミーティングに直接参加できなかった地元の方の声も含めて今回5項目でまとめて質問をさせていただきます。

まず、自治会への支援についてですが、(1)の自治会の加入促進の支援策について。支援の内容については、先順位者の答弁で確認をさせていただきました。さらに、その支援の効果についてお伺いをいたします。

今、市が行っている支援策、その効果について、市ではどのように分析をしているのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 蛸島市民部長。

○蛸島和紀市民部長 お答えいたします。

まず、自治会への加入の支援策を講じたことでの地域の自治会からの御意見といたしまして、令和2年4月に市川市自治会等を応援する条例が制定されましたことにより、根拠を持って未加入世帯へ声かけができるようになったとの声や、市から支給された加入促進グッズの効果として勧誘の成功率が上がったとの声がありました。しかしながら、自治会加入の支援策を講じていれば、その分だけ自治会加入率に直接数字として反映するものではなく、実際に自治会加入率は近年低下傾向にあります。一方で、昨年度からは横ばいと、低下傾向は一時的にでも緩やかになってきているとも言え、支援策を講じていなければ加入率はさらに低下に転じていた可能性もあったとも考えられます。このことから、今後も自治会への加入支援策は一定の効果はあると捉え、様々な検討を重ねつつ継続していくべきものと考えております。

以上です。

○松永修巳議長 宮本議員。

○宮本 均議員 何かしら一定の効果はあったという答弁でございましたが、これからも自治会への支援を当然続けていくとは思いますが、今後さらなる支援が必要かと思えます。既に自治体間の格差というのはもうはっきりと出ております。今、市の側から見た支援策について答弁をいただきましたが、自治会自体はどういう取組を行っているのか。活動しているのか、しないのかという差は加入率に表れているのではないかと思います。

例えば私の地元の新田2・3丁目自治会でございますが、加入率を上げるために、自治会の役員の方が2名ペアで未加入のお宅を定期的に訪問しております。また、自治会内にあるマンション、こちらの管理組合と協議をしまして、全部とは言わないまでも数世帯、マンションにお住まいの方に自治会に加入をしていただいております。

す。そうやって、ずっと継続して加入促進に動いている自治会と、それがなかなかできない自治会、これははっきり差が出ております。

例えば昔は医師会の中に婦人会というのもございました。そこが今、なくなっている。また、次に子ども会育成会もございます。こちらは大半の自治会にはございますが、そちらのほうも活動維持がだんだん困難になってきているというのも聞いております。一度市役所のほうで、どのような自治会がどういう取組をしているのか吸い上げて、例えば成功例の一つとして自治会に紹介するというのも身近な方法としてあるかとも思います。これは引き続きしっかりと自治会の支援を続けていただきたいと思います。市長が常々言っています健康寿命の延伸が明確に事業として行われるようになれば、まず間違いなく自治会の皆さんにも御協力いただくということになります。そのときに動く人間がいない。そうなれば、市長の考えている施策というのなかなか広がりがないかと思えます。今後に期待をいたします。

それでは、(2)の自治会等委託事務費の在り方についてですが、これもタウンミーティングの中で直接話が出ました。平成の時代から決まったまま一向に金額の変更もない、この辺を見直してほしいという要望でございました。市川市が自治会へ委託している広報業務等業務委託について、また自治会委託事務費についてどのような制度となっているのか、改めてお伺いいたします。

○松永修巳議長 蛸島市民部長。

○蛸島和紀市民部長 お答えいたします。

初めに、市が自治会へ委託している広報業務等業務委託についてです。この委託内容は、毎月、本市から各自治会に文書等の広報物を配布し、自治会内で回覧していただいたり、自治会の掲示板に掲示していただくなど、市の広報業務の一端を担っていただいているものであります。

次に、委託事務費についてです。この委託事務費は2つの交付基準があります。1つ目は、自治会員1世帯ごとに交付する世帯割、2つ目は、自治会の総世帯数に応じて交付する基本割があり、この2つの基準で算定された額を各自治会へお支払いしております。なお、この基準のおのおの額は、世帯割が1世帯当たり月額47円、基本割は総世帯数に応じて月額2,800円から1万1,000円までの9段階で交付しております。参考までに一例を申し上げますと、600世帯の自治会の場合、世帯割が月額2万8,200円、基本割が月額6,000円、合計で月額3万4,200円を交付することになります。

以上でございます。

○松永修巳議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。先ほど言った世帯割額、平成15年に決められて、今もそのまま聞いております。そして、1世帯当たり月額47円のうち7円が自治会連合会のほうに回ります。実質、自治会に残るのは月額40円。これがずっと続いているわけで、確かに大きい自治会にはメリットを感じますが、自治会の規模にかかわらず、最低限の事務処理というものはどの自治会にもございます。このままでいいのか。特に減少傾向にある自治会では、世帯当たりの交付ではなかなか難しい面が今後出てくるかと思えます。値上げも含めて、今後、業務委託についてどうしていくのか、再度お伺いいたします。

○松永修巳議長 蛸島市民部長。

○蛸島和紀市民部長 お答えいたします。

まず、本市の広報業務等業務委託の委託事務費のうち、世帯割の変更してない理由についてです。近隣の各市においても、自治会に対して世帯数に応じて同様の事務費等の交付をしております。年額換算で比較いたしますと、本市は世帯割47円掛けることの12か月で564円のところ、千葉市が400円、船橋市が370円、松戸市が300円で、1世帯当たりの金額では上回っている状況です。また、例に挙げました近隣3市には基本割の設定がなく、

本市の委託事務費は全体として、ほかと比べても高い水準となっていますことから、これまで増額等の見直しを見送ってきた次第であります。しかしながら、見直し等を実施してこなかったこれまでの間、自治会を取り巻く状況、社会情勢等も変化してきておりますので、見直しを検討する時期に来ているのではないかと考えております。今後、どのような方法で見直すことが自治会に対してより効果的で有効なのかを調査、研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○松永修巳議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。本当、大きいところ、小さいところで人数に応じてとなると、なかなか厳しい面もあるかと思えます。即時値上げができる話でもございませぬが、全て、ほかの保険料と比べて今は世帯割はございますから、もう一つ、均等割でも最低この金額だけはどの自治会にも保障しますよという設定も考えられるかと思えます。どのような方法がよいのか研究ということですけど、ぜひ検討まで持って行っていただきたいと思えます。

それでは、次の質問です。公共施設の学習専用スペースについてです。こちらは、さきに行われた公明党の代表質問でも質問をしております。その続きということでお伺いをさせていただきます。

まず第1庁舎、こちらのほう、学習専用スペースとして利用できないものか、その後検討するということでしたが、現状どのような考えなのか。

もう1点、図書館——中央図書館でも結構です。図書館のほうの対応をその後どうされたのか。

この2か所について、まずお伺いいたします。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

第1庁舎1階の市民交流スペースや2階のカフェ前スペース、7階の休憩スペースは、自由にお使いいただけるフリースペースとして市民の方々に開放しております。各エリアにはWi-Fiが完備されるなど、学生の皆様にも自習などに活用していただけるスペースとなっております。

そこで、学習のための専用スペースの設置についてです。第1庁舎内に新たにスペースを確保することは、新型コロナウイルス感染症対応のため、大会議室をワクチン接種会場として、また、その他の会議室を執務室として使用しており、困難な状況でございます。しかしながら、御指摘のとおり、中高生が必要なときに利用できる学習の場を提供することは大変重要であると考えておりますことから、セキュリティーの確保との両面で検討を進めております。平日午後5時15分から8時まで及び土曜日の午前9時から午後8時までの時間帯につきましては、第1庁舎2階にあるものづくり工房が開館をしており、このエリアに関して防犯カメラが作動していますことから、2階のカフェ前スペースを学習スペースとして安全に御利用いただけるものと考えております。そこで、今後はこうした場所を自習スペースとして御利用いただくことが可能であるということを利用時間や場所とともに広く周知してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 私からは図書館の座席についての学習スペースの運用についてお答えをいたします。

さきの9月定例会において、図書館の座席は館内の図書を閲覧することを前提としており、学習専用として設けていない。しかしながら、図書館を単に本を借りる場所としてだけではなく、気軽に立ち寄り、学習ができる居場所として親しんでいただく取組が求められていることから、今後、座席の運用について利用者のニーズや公平性などの観点から柔軟に検討していく旨を答弁いたしましたところでございます。この答弁を踏まえ、中央図書館

をはじめ各図書館において学習に適した座席、自習のニーズ、また読書を楽しみたい利用者とのバランスといった多方面から検討を行ってまいりました。その結果、12月1日より、中央図書館の全363席のうち95席、行徳図書館の全168席のうち72席など、市内図書館の座席合計659席のうち214席について、自習ができる学習席として運用を変更いたしました。これは、座席全体の約30%に当たります。今後は図書館ウェブサイトなどでこの変更を周知するとともに、利用状況や利用者の意見などを参考にしつつ適宜運用の改善に努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 宮本議員。

○宮本 均議員 2か所とも非常に積極的に取り組んでいただいているということで、本当にありがとうございます。

ここで、先行して学習スペースの確保に取り組んでいるほかの市のことをちょっと紹介させていただきます。これは西東京市でございます。ホームページの中に「学習スペース」というページを設けて、一番最初に「公共施設にも学習に利用できるスペースがあります！」ということで、市内の学習スペースマップを用意しております。その中身は施設の分類、施設名、利用時間、学習専用かどうか、利用条件があるかどうかで、詳細。この詳細が、実際に使われる学習スペースの写真を数枚、各施設ごとホームページ上に掲げております。特に注目していただきたいのは、学習スペースということですから利用時間でございます。一番遅いもので、午後の10時まで利用できるという内容になっております。こういうことから、今までの公共施設の時間ではやはり利用がしにくい。その後、夜にかけて無料で使えるということが非常に魅力があるところではないかと思えます。

さらにお伺いをいたします。今、生涯学習部長から答弁をいただきました。中学生に対しては、市の教育委員会を經由して、例えば生徒さんたちに直接その情報を伝えるということではあるかと思いますが、問題は高校生。3月まで中学生、4月から高校生となった方には、教育委員会経由で高校生にその情報を伝えるというのはなかなか難しいのではないかと思います。実際に公共施設に学習スペースが用意されていることを伝える、これが非常に大切かと思いますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

○松永修巳議長 麻生広報室長。

○麻生文喜広報室長 お答えいたします。

様々な公共施設にも学習スペースが設置されているということ、特に高校生の方に情報を知っていただき、容易に利用することができるよう、市公式ウェブサイトなどで分かりやすく、また、見やすく掲載することがとても大切であると考えております。また、高校生の方はスマートフォンなどから情報を入手することが多いことから、どんな公共施設でどんな学習スペースが利用可能なのか、ツイッターやフェイスブックなどのSNSによる情報発信につきましても、併せまして積極的に活用して周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 宮本議員。

○宮本 均議員 広報のほうからそういうお話を伺えてちょっと安心いたしました。先ほど紹介した西東京市ですけれども、最初はほんの数か所から始まって年々増えていって、今、三十何か所ぐらいにも増えております。そして、実際に夜、管理者としてどういう方がいるかといいますと、まずボランティアを募っております。また、OBの職員の方。そうやって人件費の面でも抑えつつ利用できるところから広がっていったという経緯もございますので、私もいきなり10か所とか、市内各地に早急にとは考えておりません。まずは第1庁舎、中央図書館はもう始まっておりますので、これを地道に広げていただければと思います。ありがとうございました。

それでは、次の質問です。公園の整備について、こちらはタウンミーティングで1か所出ました。さらにタウンミーティングには参加できなかったけども、ぜひ市長に話を聞いていただきたいということで私が預かった案



件が、実は公園内喫煙対策でございます。市川南の公園で、市川駅南口から直近の西側にございます公園です。すずらん公園、こちらのほう、私も状況を何度も確認しておりますが、喫煙者が後を絶たない。必ず吸い殻のポイ捨てが数多くあります。これが公園利用者にとって非常に利用しづらい状況を生んでおります。場所が駅の近くということもありまして、通勤者、また近所の会社員、これは朝夜問わず喫煙をする方が絶えない、そんな話も聞いております。私も夜、数回ほど見に行きましたが、必ずたばこの吸い殻がございます。一緒に空き缶も幾つかあります。大体ベンチの周りに集中しております。こちらの公園、マンション群の隣接する公園でもありますから、日中、お子さんが多く遊んでいる状況もございます。

また、ここ最近のことなんですけども、夕方、保育園から戻る親子の姿が、今、ちょうど4時半、5時にはもう日が沈んでかなり夜の状況なんですけども、その中で15分か30分ぐらいでしょうか、一緒に遊んでいるという光景もいろいろな公園で見かけます。そういった観点から公園内の禁煙、現在どのような対策を行っているのでしょうか。まず、この点についてお伺いをいたします。

それと、もう1点は公園のトイレでございます。大規模都市公園は定期的にトイレの修繕等、しっかり計画的に行っておりますが、いわゆる近隣、身近な公園のトイレにつきましては、非常に古いものが多くなっております。老朽化が進んでいると思われそうですが、公園トイレの現状、そして建て替えを含めて、この対策、現在どのようなものがあるのか、お伺いをいたします。

**○松永修巳議長** 高久水と緑の部長。

**○高久利明水と緑の部長** 望まない受動喫煙をなくすため、平成30年7月に健康増進法が改正されております。その後、令和元年7月には、法律の施行により学校や病院などの施設が禁煙となり、令和2年4月には飲食店においても法律の施行が拡充されました。一方、公園の喫煙につきましては、法律上は禁止ではなく、望まない受動喫煙を生じさせることのないよう、周囲の状況に配慮しなければならないという配慮義務とされております。このことを受けまして、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い子どもが多く集まる児童遊園地につきましては、児童遊園地の管理に関する要綱の改正を行い、令和2年4月に全面禁煙といたしました。また、幅広い年齢層の方が利用する公園につきましては、受動喫煙防止のため、喫煙はマナーを守ること等の掲示を行い、お願いの範囲で注意喚起を行っております。しかしながら、公園内の喫煙は健康増進法上禁止されていないことから、事務所や飲食店等で喫煙できなくなった方々が公園内で喫煙することが増加しており、小さな子どもと遊びに来ている親からは、公園内を禁煙にしてほしいといった御意見や御要望を数多くいただいております。このようなことから、今後、公園内の禁煙に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、公園に設置されているトイレの老朽化対策についてでございます。現在、約100か所の公園に設置されており、これらは地域にある程度の間隔でのトイレ配置となるよう、平成元年度頃から集中的に小規模な公園にも整備を進めてきたことから、設置から30年以上経過しているトイレが多い状況でございます。このように、多くの公園のトイレが設置から長い期間経過しておりますが、全ての公園を対象とした遊器具等点検業務委託において毎年点検を行っており、今年度の点検結果においては、建て替えが必要なトイレはありませんでしたが、施設の老朽化は進んでおりますので、この点検結果等を基に、必要に応じて設備の更新や屋根や外壁の塗装といった修繕を実施しております。また、修繕で対応できない場合には建て替えることとなりますが、近年では令和2年度に里見公園で建て替えを行いました。その際には洋式化を図っております。

以上でございます。

**○松永修巳議長** 宮本議員。

**○宮本 均議員** ありがとうございます。修繕はしっかりしていて、建て替えの予定はないということを確認させていただきました。地域の要望としては、これから再質問をいたしますけども、洋式化にできないか、ま

た、トイレそのものを新しいものに建て替えをできないか、いつできるのかということをお問われているわけです。

市川市では公園ガイドマップというものを開示しておりまして、それを見ますと、市内の公園の数、このマップによりますと459か所ございます。その中でトイレを設置しているのが100ちょっとぐらいなんではないでしょうか。トイレの建て替え計画というものは、今、修繕を繰り返す中で、これはもう修繕では間に合わないというものに関しては建て替えになるかとは思いますが、利用者にとっては、早く洋式化してほしいという要望がございまして。今、里見公園の例を挙げて洋式化をしたということなんですけれども、先ほど言ったすずらん公園、私の近くで言えば新田南公園、小規模な身近な公園のトイレというのはなかなか洋式化が進んでおりません。当然、修繕はその都度しっかりやっております。トイレの照明が切れたら直ちに修繕にも来ていただいております。何もしてないということではございません。ただ、トイレの洋式化、これは明らかに遅れていると思います。今後どのように進めていくのか、再度お伺いいたします。

**○松永修巳議長** 高久水と緑の部長。

**○高久利明水と緑の部長** 公園トイレの洋式化につきましては、洋式トイレが家庭でも普及が進んでいることや、高齢者や障がいをお持ちの方も利用しやすいといったことなどから公共施設でも洋式化が進められているため、公園のトイレにつきましても洋式化を進める必要があると考えており、建て替えや新築する場合には洋式化しております。しかしながら、現在、洋式トイレが整備されている公園は、トイレのある約100公園のうち25公園であり、そのほとんどが大規模な公園であることから、小規模な身近な公園のトイレの洋式化は課題であると考えております。早期に洋式化する方法としましては、建て替えではなく洋式便器への交換が考えられますが、公園のトイレは、中からドアを開けたときに外側にいる人にぶつかることを防いだり、利用者がいないときには常にドアが開き、外から中が見える状態にしておくことで、長時間ドアが閉まっている場合には異常があることが分かるようにするといった安全性や防犯性を考慮してドアを内開きしております。そのため、トイレによっては、洋式便器に交換すると内開きドアに便器が当たり、便器を交換するだけでなく囲いを広げる必要が生じ、内部の改修も必要となる場合もあります。このようなトイレの老朽化に伴う修繕や建て替え、便器を洋式化するための改修には、施設が多いことから多額の費用が必要となりますので、点検結果を踏まえて優先順位を整理し、予算の平準化を考慮して計画的に進められるよう検討してまいります。

以上でございます。

**○松永修巳議長** 宮本議員。

**○宮本 均議員** 今、答弁いただきました。最後のほうで、これから計画を立ててということですが、100近くあるトイレの中で25か所を除いて75か所、建て替えの対象になるのかなと思います。仮に年間5か所、建て替えを計画したとしても10年以上かかってしまうんですね。思い切って10か所、年間やりますといっても、それでも7年。なおかつ洋式化の必要性はあるという答弁でございました。ただし、今のトイレのサイズでは洋式化も困難。これ、どう考えても、方法としては建て替えるしかないということですよ。

ここで、10月の新聞記事でございます。浦安市が公共施設のトイレに取り組んだ内容が新聞記事となっておりますので、ちょっと紹介させていただきます。東京都内で昨年に起きた、トイレで男性が倒れていた、そういった事故を受けまして、浦安市では警報ランプとブザーを備えた非常呼び出しボタンの設置を38か所のトイレに行いました。警報装置云々は何種類かあるようでございますが、トイレに対する意識が市川市と浦安市ではちょっと差がついてしまったのかなという感じがいたします。修繕だけではもう乗り越えられない時期に来ているかと思っております。たしか市川市では、現在、公共施設等総合管理計画の見直しを行っていたかと思っております。公園のトイレに関しても総合管理計画の中の一環として、できましたら個別計画の対象になるようなトイレの建て替えをし

っかり進めていただければと思います。

それでは、次の質問です。市川市が考える江戸川水辺空間の整備についてお伺いをいたします。

これも、私も直接参加をいたしました市長のタウンミーティングの場で市長自ら、これから、こういうことをしたいんですということでホワイトボードに書かれた1つでございます。江戸川の水辺空間の整備について、これまでの取組についてお伺いをいたします。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 江戸川は、市街地が広がる市川市にあっては、市民が自然と触れ合える貴重なオープンスペースであることから多くの市民に愛されている河川であります。そこで本市では、市民が江戸川により親しめる川、安らぎ、潤いを感じる川として、江戸川の活用を図ることを目的とした江戸川活用総合計画を平成12年度に策定いたしました。この計画に基づき、これまでに整備してきた施設としましては、人々の触れ合いや憩いの場としての緑地や野球場及びサッカー場の整備を行いました。また、堤防上にはサイクリングロードをつくり、ウォーキングやジョギングにも利用されており、トイレや自然石を使ったベンチなど休憩施設もあります。このほかに利用者の利便性の向上のため、河川敷に下りるための階段や、子どもや高齢者、体の不自由な方たちが堤防へのアクセスがしやすくなるようスロープの整備を行ってきたところであります。さらに、江戸川の堤防を、良好な水辺空間の創出と思い出に残る郷土景観を形成することを目的に、平成16年度からは市民の方々から寄附金を募って桜オーナーになっていただく桜オーナー制度によって、堤防上に桜の植樹を進めてまいりました。今後は妙典地区でスーパー堤防事業に合わせて行っているびあパーク妙典内に整備している公園においても、この制度を活用してまいります。

そのほかに、江戸川活用総合計画にはございませんが、河川管理者である国土交通省におきましては、市川南地区に緊急時における水上からの救援物資等の輸送によって復旧活動の効率化を図ることを目的とした緊急船着場の整備を行っております。また、この場所では、魅力ある河川空間における川遊びを通じて自然愛護の心を育むとともに地域交流の輪を広げることを目的として、平成12年度より毎年、江戸川・水フェスタ in いちかわを、緊急船着場の必要性や役割について、市民へのPRも兼ねて開催してまいりました。このイベントでは、例年、Eボートレースをはじめ水上バイクやモーターボートの乗船体験、地元自治会による売店などが用意され、多くの来場者で大変にぎわうものとなっております。しかしながら、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からイベントの開催は中止されておりますが、現在、令和5年度の開催に向けて実行委員会と協議を進めているところであります。

以上でございます。

○松永修巳議長 宮本議員。

○宮本 均議員 現状について再度確認をさせていただきました。理解もいたします。私は江戸川ということを書いておりますが、市川市内は江戸川の部分と旧江戸川と放水路、3つに分かれますが、今回、私が聞いていますのは市川橋から行徳橋の間の堤防、河川敷でございます。そういったところの利用者からいろいろな要望をいただいております。

例えば今、大和田と大洲には堤防にスロープがございます。これは手すりもあって、高齢者が非常に利用しやすくなっておりますが、ちょうど市川橋のもと、市川南近辺はスロープがございません。昔の古い階段だけなんです。最近なんです、この階段を利用して河川敷へ下りる途中で、実は階段というのは人間の歩幅に合っていない段差が続いております。そのために、高齢者が足を引っかけて下まで転がり落ちてしまいました。こういった事例、私でも3件ほど聞いております。階段が怖いから斜面を直接下りようとしたら、今度はモグラの穴に足を取られて転がってしまった。せっかく水辺空間を楽しもうということで散歩に来た方が、そういった堤防、

上から下に転がり落ちて大けがをしてしまった。幸い、今、治療を受けて回復はしておりますが、まず、階段の手すりがあるとより利用しやすくなります。また高齢者、特に多いのが、トイレとベンチがない。トイレは、たしか今、市川南に1か所、堤防上にごさいます。今は修理も終わって利用ができるようになっておりますけども、トイレがもう少し中間点ぐらいにあれば利用できる。結局、堤防を歩いていてもトイレがないために遠くまで行けない、途中で帰ってきてしまう。また、途中で休憩する場所、ベンチもあれば、そこで休憩してさらに散歩を続けられるという要望もごさいます。

そして、何より堤防の斜面。こちら側、今、国のほうで年2回ほどの除草作業を行っておりますが、到底2回では間に合いません。そのたびに市川市の担当部局の方が苦勞をされて草刈り、現場に当たっている状況もごさいます。また、サイクリングロードでございます。最近、特に亀裂が多く目立ってきております。こちらのほうの補修も今後考えていただきたいということでもあります。

桜に関しましては、堤防上の桜は答弁があったように、しっかりされているんですが、実は堤防下の桜、桜の種類はソメイヨシノではございませませんが、桜の損傷が非常に多くなっています。随分前ですが、台風のときには数本、木が折れております。実際、こちらのほうはまだ手つかずの状況もごさいます。このままでは、いずれ全部桜がなくなっていくのではないかとこの心配もあります。

今、一例ですけども、多くの要望が寄せられておりますが、市としてどのような対応をしていくのか、また、どういうお考えなのかお伺いをいたします。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 最初に、階段の手すりの設置及び堤防斜面の草刈りについてですが、堤防の管理者であります国土交通省に要望してまいります。また、新たなスロープの設置につきましては、既にあるスロープの位置や河川敷の利用状況、背後地の形態等を確認しながら必要性の検討を行ってまいります。

次に、トイレやベンチなどの休憩施設の設置についてであります。堤防上はサイクリングロードで使用していることから通行の支障となるため設置することが難しく、設置する場合にはサイクリングロードの上部とならないよう、堤防上部を市街地側に広げた上で通行に支障がない位置に設置することとなります。行徳橋から下流にかけてはトイレやベンチが少ないことから河川敷利用者の利便性を考慮し、設置可能な場所について、国土交通省と相談しながら検討してまいりたいと考えております。

続きまして、サイクリングロードの舗装の亀裂につきましては、現地を確認し、危険のないよう、状況に応じた対応を行ってまいります。

最後に、損傷している桜につきましては、樹木医により状態の確認を行い、その上で必要な対策を行ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。当然なんですけど、国交省に要望という話なんです。幸い田中市長、国交省にもパイプがございますので、ここはぜひ要望を続けて、しっかりと利用しやすいような堤防、河川敷をぜひお願いしたいと思います。

特に階段の手すり、ベンチ、トイレができますと非常に利用がしやすい。さらに、利用者が喜んで江戸川を散歩できる状態になるかと思ひます。これがひいては健康寿命の延伸、健康増進にもつながると思ひますので、ぜひこれは精力的に進めていただきたいと思ひます。

桜ですが、今、市川南ポンプ場を建設中でございます。市のほうでも、再三にわたって、私、桜を植えてほしいということを言っていましたので、ポンプ場の敷地内もしっかり桜を植えるということを確認しております。

これは本当にありがたいと思います。ただ、堤防下の桜に関しては、桜が植えられた時期というのはほぼほぼ一緒ですから、一度に老朽化が一気に進んで、早く手当てをしないと桜並木がもうなくなるというところまで来ているのではないかと思います。随分古い話ですが、足立区は一度、桜並木の対策を失敗して失っております。その後、桜の復活ということで、長い時間をかけて今ようやく再生をしたという事例もございます。ぜひこの辺はしっかりと進めていただきたいと思います。

今の質問は、市長がタウンミーティングでも水辺のまちづくりというのを説明されておりました。先ほど私、要望を兼ねて質問させていただきましたが、今後どのように水辺空間の整備を進めていくのか。今はまだ概略とかいうところかと思いますが、その考えを再度お聞かせください。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

本市では、水辺の空間の魅力をさらに引き出すため、10月より専門的知見を有する政策参与のアドバイスの下、水辺を生かしたまちづくりを検討してまいりました。政策参与からは、真間川を含めた市内の河川について、まずは市民の関心を高めることを第一歩とすることや、特に江戸川は市内外を問わず、広く人を集められる河川空間として活用すべきとのアドバイスをいただいております。現在は江戸川活用総合計画に沿った水辺空間の整備、管理を行っておりますが、今後は政策参与からのアドバイスや市民の皆様からの御意見、御要望を伺いながら、水辺を拠点とした魅力ある町につなげるよう、引き続き関係部署と連携して検討を重ねてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 宮本議員。

○宮本 均議員 先ほどの質問と併せて水辺空間、私は本当にいい内容だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、中核市移行に関する質問をさせていただきます。

田中市長就任からこれまで中核市移行に関する意思表示、あったときもございましたが、ただ私の感じでは、どっちなのか、決めてはいるんだけど、まだ大きく言う時期ではないのかもしれない。どっちなのかというのははっきり分かりません。現時点で中核市移行について、市の見解をお伺いいたします。

○松永修巳議長 鹿倉中核市準備担当理事。

○鹿倉信一中核市準備担当理事 お答えいたします。

中核市移行に向けた調査研究を進めていく中で、県からの移譲事務のうち保健所関係について、10月にも埼玉県の越谷市と川口市の保健所を視察してまいりました。保健所を持つ効果といたしましては、これまで伺ったいずれの市でも、新型コロナウイルス感染症において、市域の感染情報が保健所に集約されることから感染状況などを迅速に把握でき、市の判断で状況に応じた対応が可能になったこと。また、この対応に伴う必要な人員も市の裁量で柔軟かつ迅速に配置することができ、機動力のアップにつながったことなどが挙げられておりました。

また、同じく10月ですが、愛知県豊田市で開催された中核市サミットに昨年と同様、オブザーバーとして参加をしてまいりました。本市を含め現在12の候補市があり、このうち東京都町田市、愛知県春日井市、三重県四日市市、佐賀県佐賀市が本市と同様にオブザーバーとして参加をしておりました。サミットでは、新型コロナウイルス感染症の関係から市の保健所を持つことの重要性が挙げられており、市域の感染状況を踏まえ対応に当たることができたこと、また、保健所が有する権限を最大限に生かし、市民の健康に対して責任と使命感を持って取り組んでいる姿勢がうかがえました。

このような視察やサミットへの参加などを通し調査研究を進める中で、保健衛生面では、新型コロナウイルスなどの感染症には地域の状況に応じた対応が効果的であること、さらに今後も新たな感染症が発生する可能性が

十分に考えられ、健康危機管理体制をしっかりと構築し、市民の健康は市が守っていかなければならないこと、その核となるのが保健所であることを改めて認識しました。このほかに動物愛護関係においても、今後さらに対応が必要になってくると思われまます。その一例といたしまして、高齢者とペット問題がメディアなどでも取り上げられております。これは、今後さらに高齢化が進み、飼い主の体力の衰えなどから飼育ができなくなり、最悪、飼育放棄に至ってしまった事例が紹介されています。犬、猫の保護や譲渡など、増えてくるであろう動物愛護関連も地域で取り組まなければならない課題の一つであると考えております。これらのことから、市民の健康、そして生活を守っていくために、地域の課題は地域で解決していくことが一層求められます。例えば県内の中核市である船橋市や柏市は、保健所のほかにも都道府県や指定都市に設置義務のある児童相談所を新たに独自で設置することを予定しているとのこと。このように、市民に最も身近な基礎自治体である市がその行政権限を拡大し、地域の課題解決、さらに市民サービスの向上につなげていくことは必要であると考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。中核市のメリットと申しますか、重要性というのは再度確認をさせていただきました。令和3年までは、中核市に関するいろいろな資料というのを頂いております。令和4年になってから、残念ながら、それはございません。今、担当理事の答弁も含めまして、市川市では中核市移行準備課という課がございます。私は、既に準備はできたのではないかと、そういう時期かと思っております。あとは市長の決断一つで中核市に移行ができるのではないかと思うんですが、ただ、田中市長、就任して、本当にこれはありがたい事業なんですけど、学校給食費の無償化を決定いたしました。引き続き高校生生の医療費助成拡大も行いました。当初、中核市の移行のために必要な見込額、財源、試算でいただいた金額というのは、おおよそ24億6,000万ぐらいですかね。それを考えますと、先ほど述べた2つの年間の費用、中核市へ移行したときの増額になる費用、これらを足すと、現状ではちょっと財源不足になる部分があるかと思っております。そのために、これは私の推測ですけども、まだ正式に発表する時期ではないと思われるか。ただ、市民生活に密着した様々な政策が充実することは間違いないことです。いろいろと調査研究、そういったことで、中核市移行について今現在、市長がどのように考えているのか。これを最後の質問といたします。ぜひ市長の話せる範囲で結構です。全部とは申しません。可能な限りでお答えいただければと思います。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 宮本議員におかれましては、常にアンテナ高く市民の声を聞く。タウンミーティングにも関心をお持ちいただきまして大変に感謝をしているところであります。お聞きになったとおり、中核市準備担当理事も市長をあおってくるような答弁でありまして、どうも外堀が埋まり始めているのかなというような感もしないわけではありません。

給食の無償化、あるいは18歳までの医療費の助成、これらも全て議会の議員の皆さん方の賛同をいただいて前に進んでいることありますから、今お答え、最後に触れさせていただきたいと思っておりますけれども、中核市移行に関する特別委員会のこの審査内容は極めて重要なことであろうというふうに思っております。もし市川市に保健所があれば様々な感染症対策に対して必要な情報をしっかりと得ることができ、市川市の危機管理部門などと一体となって迅速な対応ができ、市民の健康管理を考えた上では、もっと市民の皆さん方に期待される市川市の姿をつくることのできたのではないかとこのように思っております。そのためにも、幅広い行政権限を持つことができる中核市移行についてしっかりと検討していく必要があると、それは極めて重要なことだというふうに思っております。現段階で中核市移行に関する特別委員会の新委員長、副委員長との連携を密にさせていただきまして、財政状況も確認しつつ議論を深めるといった姿勢を持ち続けてまいりたいと思っております。

○松永修巳議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。最終的には財政部のほうで予算のやりくりがつかどうかかと思えます。ただ、市長のほうは、5%シーリングでかなり財政の引締めを図った上で、これからいろいろ御検討されることになるかと思えます。単純計算で5%圧縮した後、先ほど言った事業の分を除いても半分ぐらいはまだ残ってしまう。大ざっぱな計算ですけども、ございます。ここはしっかりとした財政計画の下で、ぜひこの中核市の移行というのを早く進めていただければと思います。私ども公明党、中核市の移行に関しては当初からやるべきだという立場で、今もその辺は一向に変わりません。ぜひ中核市になって、さらなる市民サービスの向上、増進を図っていただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 会派市民の力の石原よしのりです。一般質問を始めます。

最初の質問として、学校給食です。

この4月に就任された田中市長は就任早々、大英断で学校給食費の全面無償化を決め、議会の承認を得て、中学校では来年1月から、小学校では来年4月から実施されます。学校給食費の無償化は、時限的なものや過疎対策で地方の小規模自治体で導入されていた例はありましたが、全国の人口20万人以上の自治体での全面無償化は初めてです。多方面に大きなインパクトを与えています。一例を挙げますと、本市の発表後、東京都の葛飾区が市川市に追随して給食費無償化の方針を発表しました。ちなみに東京都の他の22区では、やはり財政面の制約などから簡単にはまねができません。

さあ、その給食費無償化の実施予定時期がもう目前に迫っています。短い準備期間でこれを実現するために教育委員会は大変頑張ってくれました。その準備状況、進捗状況についてお聞きしたいと思います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 学校給食費の無償化の実施に向け、現在、様々な準備作業を行っております。まず、学校給食費を無償化することに伴い、市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則を改正する必要がありますことから現在作業中であります。令和5年1月からの中学校等の無償化に当たっては、約9,000人の保護者側への通知及び周知と引き落としの停止処理を今後行っていく予定としております。円滑な事務処理を進めるため、12月末までには全ての中学生保護者へお知らせ文を配布することとしており、「広報いちかわ」12月3日号では学校給食費無償化の特集記事を掲載し、周知を広く行ったところでもあります。令和5年度4月からの全校での無償化の保護者手続につきましては、中学校3年生を除く全ての学年の在校生に対して、1月中旬に全児童生徒へお知らせを配布し、2月末を目途に来年度の学校給食の申出を受け付けることとしております。令和5年度に小学校に入学する新1年生に対しては、各学校での新入生説明会で保護者へ学校給食費無償化を周知するとともに、説明会以降に学校給食の申出書の提出を受け付ける予定としております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 準備作業、きちんと進んでいるようです。12月3日号の「広報いちかわ」も大々的に紹介されておりました。給食無償化は、子どもを大切にする本市の姿勢を示す画期的な政策です。この取組をやはり広く内外にPRしていくことも重要な準備作業かと思えますが、この辺をどうなっているのか伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 今後は学校給食に関連しました食育の推進や地産地消への取組などの事業展開に合わ

せ、広報紙や市公式ウェブサイトなどの市の発信媒体を使い、本市が子どもたちの成長を社会全体で支える町であり、無償化なのにとってもおいしい給食を提供していることを引き続き内外のメディアに対してアピールしていきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 私としては、もっとマスコミに取り上げてもらえるような紹介ができればなと思っています。

次に、学校給食費の質の維持向上について伺っていききたいと思います。

今回の学校給食無償化は、子どもの未来を何よりも大事にするという思想に裏打ちされたものです。単に子育て世帯の経済的支援策でないところがポイントです。ですから、17億7,000万円の負担増を軽減するために、コスト削減に走って給食の質を犠牲にするというようなことがあってはならないということです。もともと市川の給食は、考え抜かれたおいしいメニューを自校調理で出来たての状態を提供するということが基本でした。教育長も、常々、従来からこの点を胸を張って紹介しておられましたよね。給食の質の維持向上は重要だと考えますが、本市の認識を伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 学校給食の質に関しましては、物価高騰が続いている中ではありますが、文部科学省が定める学校給食実施基準に準じた運用の下、発達期にある子どもたちにとって必要な栄養が確保でき、手作りを基本とした安全でおいしい給食の提供を続けてまいります。食材についても、できる限り地産地消に取り組むとともに、質の高い給食を引き続き維持していくことが重要であると認識しております。今後、物価高騰が続いた場合であっても、適切な措置を講じることで給食の質を維持し、向上にも努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 維持向上の決意、ありがとうございます。安心しました。

さて、今、市川市は学校給食無償化で注目を浴びているわけです。この際、給食甲子園という、給食のメニューの工夫度やおいしさを競うコンテストがありますけれども、こういうのに出場してみたいかと思いません。そして市川の給食メニューが評判になれば、市川の給食レシピの紹介本が売れたりするかもしれません。

御紹介しますけども、これは兵庫県の芦屋市の給食について、その考え方、調理現場、調理担当者のストーリーなどを紹介し、また給食レシピのメニューを載せている、ちゃんと出版された本ですね、こういう本。給食の質の向上の一環として、そして、こういった作り手の励みとなるような取組。給食甲子園、コンテストに出るだとか、それによって紹介される本だとか、こういった取組もあるんですが、これは作り手の励みにもなります。市川市で検討できないかお聞きします。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 栄養士や調理従事者からは、子どもたちが給食を楽しみにし、給食を食べる子どもたちの笑顔が何よりの励みであるといった声が教育委員会には届いております。それぞれの学校では工夫を凝らし、子どもたちが喜ぶような給食を作り、給食ブログとしてSNS上で紹介している学校もございます。作り手側の励みとなるような取組はとても重要であることから、本市のおいしい給食を知っていただく機会が増えるような取組を今後は検討していくとともに、御質問にもありました、他市の事例のような学校給食を通じた市のブランディングについても研究していきたいと考えております。

以上でございます。



○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 作り手を尊重するという意味では、学校給食調理室のエアコン整備をいち早く決めて整備することを発表してくれました。これも本当に評価します。ただ、今言ったような外向けの取組というのが私は重要かなと思っているところです。せっかくよい取組をしているんですから、こういった給食甲子園など、いろんな機会を捉えて本市の給食を積極的にPRして、外部からの評価を得ればいいのではないかと思います。

これはホームページから印刷したやつですけども、「あしやのきゅうしょく」という、実は映画のホームページのところから取ったプリントです。先ほど紹介した芦屋市の場合は、さらに「あしやのきゅうしょく」という映画がつくられているんです。今年2月に公開されて全国の映画館で上映されました。市川でも妙典のイオンシネマで上映されていましたので、御覧になった方も中にはいらっしゃるかもしれません。給食を充実させるという事は、このように市のPRにもなるということです。やはりいろいろな機会を捉えて質の高い給食を無償で提供できている、これは重要なことですから、市のブランディングを含めて、先ほどおっしゃった前向きな検討をお願いしたいと思います。引き続きよろしくをお願いします。

学校給食についてはこれで、次に移ります。2つ目、環境行政についての質問。

まず、環境施策推進参与について伺おうと思います。田中市長は学校給食無償化、子ども医療費助成といった子育て支援の政策とともに環境問題、とりわけ地球温暖化対策については大変力を入れていると認識しています。その一環として、本市の温暖化対策を効果的に進めるために、早速、10月1日付で平田仁子さんに環境施策推進参与を委嘱されました。平田さんは、2021年に環境分野のノーベル賞とも称されるゴールドマン環境賞を受賞された、地球温暖化対策の活動家として名の知られた方です。平田さんは本市在住で、これまでも市内の環境団体の活動などに関わってこられましたので、本市の環境施策で助言をいただくには最もふさわしい方だと思います。参与として活動を始めてまだ2か月余りではありますが、これまでの活動についてお聞きしたいと思います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

本市では、世界規模で喫緊の課題となっている地球環境問題に対し、基礎自治体として最大限に取り組むため、平田仁子氏を環境施策推進参与に委嘱いたしました。政策参与からは、これまでの経験や専門的な知見から、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けた日本全体の取組に関する情報や、市の実情を把握した上で、市民、事業者とともに早急に取組を加速していく必要があるなどのアドバイスをいただいております。また、各課で取り組んでいるカーボンニュートラルに関する事業や計画について、個別にヒアリングや意見交換を実施し、政策参与からいただいたアドバイスを参考に、今後の新年度予算を含めた事業の進め方などの検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 それでは、もう少し具体的に聞きます。参与とのこれまでの検討の中で、何から着手してどういったことに重点を置いて取り組んでいくべきかなど、参与から示されたアドバイスの具体的内容を伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

政策参与からは、これまでに現地視察を含め住宅のZEH、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスに関することや公共施設のZEB化、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルに関する事など、住宅の断熱化や再生エネルギーの

利用については、市民や事業者が一体となって取り組むことが重要であるなどのアドバイスをいただいております。また、環境に関する基礎データを把握するとともに各種事業や公共施設等、総合管理計画をはじめとする各種計画の点検や見直しなど、カーボンニュートラルの実現に向けて多角的な視点から助言をいただいております。今後も政策参与の経験に基づく専門的な知見からアドバイスをいただきながら、地球温暖化対策について、本市として、より効果的かつ具体的な取組を進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 なるほど。具体的には、住宅の断熱化などについての具体的な助言もあったということです。

イギリスBBCが、毎年、様々な分野で社会に影響を与える100人の女性を選出する「BBC 100 Women 2022」が先週発表されました。そこに、平田さんが日本人ではただ1人選ばれています。選定理由として、気候変動の最大の原因である化石燃料の依存から日本を脱却させるために、人生の半分近くを費やしてきた。彼女の草の根運動は石炭火力発電所17か所の新設計画の中止につながり、ゴールドマン賞を受賞した最初の日本女性となったと紹介されています。この平田さんが市川のアドバイザーとなってくださっているんですから、ぜひ彼女の知見を本市の環境施策にしっかり取り込んで環境先進都市の実現を目指していただきたいと思います。

続いて、太陽光発電設備の導入、普及について伺います。

再生可能エネルギーの中で太陽光発電は技術的にも確立しており、採算性も十分にあって、都会地の市川市で導入するのに障害の少ない発電方式です。本市で地球温暖化対策を進めるに当たって、広く市内に太陽光発電設備の導入、普及を図っていくことが非常に有効な方策であると考えます。まずは公共施設に積極的に導入を図っていくことが望まれます。

そこで、公共施設における太陽光発電設備の導入に関する取組について伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

公共施設へ太陽光発電設備を設置することについては、イニシャルコストなどの課題があり、現在は数施設にとどまっております。そこで本市が公共施設に太陽光発電設備等の導入を進める取組の一つとして電力購入契約、いわゆるPPA事業を取り入れることにより設置を促進したいと考えております。PPA事業は、市が設置に関わる費用を支出せず、民間事業者の費用負担の下で、本市の公共施設の屋根に太陽光発電設備と蓄電池が設置されるもので、本市は電力の使用量に応じた電気代を事業者に支払う制度でございます。また、再生可能エネルギーの利用を推進することや、夜間や停電時の電源を確保することによるレジリエンスを強化することができるものと判断し、11月28日にPPA事業者の募集広告を行いました。今後、プレゼンテーション等の審査を行い、今年度内に事業者を決定する予定でございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 電力購入契約、PPA事業方式ということ。PPAって、Power Purchase Agreement。このPPA事業方式で、市が初期投資を負担することなく事業者に設備を設置してもらい、電気代も安くなるのであればいい話ですね。

では、御答弁いただいたPPA事業の目的と設置を計画する公共施設の数などお聞かせください。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 P P A事業の目的は再生可能エネルギーの利用拡大、避難所のさらなる電源確保、市の率先行動による再生可能エネルギーの普及啓発の3点でございます。設置する候補施設としましては、避難所に指定されている施設のうち、建て替え計画が明確に定まっている施設を除き、36校の小中学校、10館の公民館、その他の数施設を選定したところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 36小中学校、10公民館、ここで可能な限り、つけていくということだと思います。非常にいい話なわけですね。そうすると、なぜもっと早く――我々、太陽光発電の普及前からこういった場で訴えていたわけですが、もっと以前から導入すべきだったのではないのでしょうか。にもかかわらず、今までこのP P A事業に着手していなかった理由について伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 これまでは建物の構造部材にかかる荷重の問題などを懸念し、新築や大規模改修などのタイミングに合わせての設置を検討してまいりました。最近では基礎等の軽量化により、建物の構造部材に与える影響を少なくすることが可能となりました。さらに、公共施設におけるP P A事業に国庫補助金の充当が可能となったことを踏まえて、この機を逃さずに事業に着手したものでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 御答弁では、設備の軽量化と国の補助金適用の対象になったことは、この時点での着手に結びついたとの御答弁でした。了解いたしました。

では、導入に向けたスケジュールを教えてください。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 今後のスケジュールについては、年度内にP P A事業者を選定した後、令和5年度から7年度の3年間で事業者が公共施設における現地調査と補助金の申請業務を行い、太陽光発電設備の設置を進めていく予定でございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 はい、分かりました。それでは順調にというのか、しっかりと進めていっていただきたいと思えます。

公共施設への太陽光発電設備の設置について御答弁いただきましたが、その次の展開は一般住宅などへの設置だと思います。ところが、本市の一般住宅への太陽光発電設備の普及の推移を見ると、近年、設置の補助金支給件数が低迷しています。いつかF I T制度が始まった頃、だ一つと皆さんが導入した後、やはりだんだん低調になってきますね。その理由について本市はどのように認識しているのか伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

本市では太陽光発電設備の普及を図るため、2000年度から住宅を対象とした市川市スマートハウス関連設備設置費補助金交付事業を実施してまいりました。2010年度までの11年間は市の予算のみで補助をしておりましたが、2011年度からは千葉県が補助事業としたため、昨年度までの11年間は100%、県の予算による補助事業を行っており、事業開始から2021年度までの22年間で2,440件への補助を実施しております。今年度、県は、県と協定を締結した事業者が太陽光発電設備等の共同購入への参加者を募集し、一括発注することで、スケールメリッ

トを生かした価格低減を図る太陽光発電設備等共同購入支援事業を開始したため、県は太陽光発電設備への補助事業を廃止いたしました。そのため、今年度は市の予算による補助事業として継続をしており、11月末までに53件の申請を受け付けております。補助申請件数の推移としましては、2011年度から昨年度までの補助金の対象要件は県が決めており、過去最高の申請件数は2012年度の378件でありました。2017年度に県が対象要件から新築住宅を除外し、既設住宅のみを対象としたことから、それ以降は申請件数が年間数十件に減少をしております。今後の太陽光発電設備の補助金につきましては、平田環境施策推進参与の助言をいただきながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 説明は聞かせていただきました。最高は年間で378件、太陽光発電設備を入れて、それに補助金を出しているんですね。ところが、去年は51件、今年は11月まで53件というような話でした。やっぱりかなり少ないかなと思います。県の補助金があるから市はやらないとかというのも、これまた、ちょっと話が違うのかもしれない。やはりいろんなことを考えていかなければいけないのではないのでしょうか。

市川市で再生可能エネルギーといえば、水力や風力はどだい無理ですから太陽光発電しかありません。しかも、太陽光発電は技術的にも確立され、普及が進むにつれて発電効率も向上し、機器の価格も飛躍的に下がってきています。立地条件さえ整えば、必ず元が取れるメリットが大きい投資です。きっかけと、ほんの少しの後押しで多くの市民や企業は設置してくれると思います。そういう意味で市のきっかけづくり、いろんな形であるでしょう。こういうのが重要なのではないかと思います。

地球温暖化対策は市長の大きな政策の柱です。今できて、その効果も即実感できる施策である太陽光発電の普及に取り組むことについての市長のお考えを伺いたいと思います。よろしいでしょうか。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 石原よしのり議員から御質問をいただきました。SDGsの13項目めだと記憶していますが、「気候変動に具体的な対策を」という項目がございます。まさに今、政策参与に就任していただきました平田さんと一緒に市川市における温暖化対策、CO<sub>2</sub>の削減ということにしっかりと取り組んでいく市川市の姿をつかっていきたいというふうに思っております。風力発電や地熱等と比べて、議員が言われるように、太陽光発電は既に技術的に開発されていると。少し疑問を持たれる点がネット上でも出ているんですけれども、平田参与とお話する中で、いや、それは一つ一つ理論的に理詰めで潰していくことができると。太陽光にもっと力を入れるべきだということを聞いておりますので、また議員の皆さん方にも、それをお伝える機会というのをつくってまいりたいというふうに思います。

先に平田さんに関して申し上げるならば、ぜひ次の組織図の中では各部に温暖化対策という横串を刺せるような、そういうポジションに就いていただいて、市川市が行っていく予算をつけた事業のどれに対しても、やはり温暖化対策、CO<sub>2</sub>削減ということが考えられる、そういう次元の事業の進め方を行っていくことができるといふふうに考えております。

太陽光発電、ゼロ円ソーラーの仕組みを私もまだ完全に理解しているわけではなくて、自分の家につければ一番理解が早まると思うんですけれども、ゼロ円ソーラーを行っている5社ぐらいの内容を見ていますと、結局、ただで太陽光パネルはつけられます。しかし、それは定期的に返済をしてもらう。今までの電力会社に払っていたお金を、今度は設置した会社に払っていくという形になっているように私は理解しております。そこには、市民が太陽光パネルを設置して節電を行って、そこで逆にメリットがまた生まれると。売電したときには、手元にお金すら残るんだというような仕組みに残念ながらなっていないように思っているんです。

もう1点は、蓄電技術が進んでまいりますと、本当にその家だけで完結できるエネルギー体制ということができるようになって、まさにゼロカーボンの時代に突入していけないのかなというふうに、その技術も最近の情報では、新しい蓄電の技術が開発されているということを聞いていますので、そうなりますと、このゼロ円ソーラーよりもさらに優れた仕組みというのが市民に提供できるのではないかと。本当に速いスピードで技術革新が行われていく世界だというふうに思っておりますので、ぜひ積極的に皆さんと共に進めていきたいというふうに思っています。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 市長が非常によく研究されているので私も驚きましたけども、ありがとうございます。そのとおりだと思います。ぜひ進めましょう。

いろんな制度ってあります。例えば東京都は新築住宅への太陽光発電設置の義務化を今進めているところです。どんな方法もあるんですけど、例えば住宅の新築に当たり、設計会社、住宅メーカー、工務店に太陽光発電設備と建物の断熱仕様にした場合のメリット、費用について説明義務を任すような条例というのはあるんじゃないかと私は思っています。初期投資に少し余計にかかっても、長い目で見れば、快適でコスト面で有利であると分ければ、多くの方が断熱仕様の家を建て、太陽光発電設備を設置するということもあるんじゃないでしょうか。もちろん、そこに先ほど市長がおっしゃられた蓄電池なんていうのもっと普及するかもしれません。地球温暖化対策については、市長もおっしゃられたとおり、環境施策推進参与のお力も借り、しっかり取り組んでいてもらいたいと訴えて、この項目を終わります。ありがとうございました。

次の質問は、住宅ストックの活用についてに移ります。

市川市の人口動態を見ると、全体的には緩やかな増加傾向で推移してきましたが、子育て世代である30代、40代では転出が転入を上回っている状況が続いています。その実態と要因について、市の認識を伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

令和3年度に実施した人口動向の調査によれば、10代後半から20代前半の若い世代の転入超過、また、30代から40代前半と5歳未満のいわゆる子育て世代の転出超過という傾向が顕著となっております。主な転出先といたしましては、船橋市や松戸市といった近接市のほか、習志野市、流山市、柏市となっており、その共通点は比較的利便性が高い立地特性であることや、県から示されている土地の平均価格から、本市と比較した地価に関しても問題となっていることが挙げられます。このような傾向から、子育て世代が重視する点が住まいに関することであり、子育て世帯の転出超過の一つの要因として考えられます。このことから、本市では、安心して子どもを産み育てることができる環境を整えていくことを重要施策として推進しているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 30代から40代前半の子育て世代の転出超過であること、その転出先は比較的利便性が高いが地価の安い、本市より東の千葉県の各市であるとの御答弁でした。市川は、それらの転出先よりはるかに東京都心に近く、通勤の利便性は高いんですが、市川市内で比較的安価な住宅が見つからないことから、何とか通勤の便が確保できる少し離れた町に家を見つけて引っ越してってしまうということだと思います。果たして市川に格安な住宅が少ないのかというと、全くそんなことはないと思います。住宅ストックが豊富にあり、近年、戸建ての空き家も非常に増えてきているのが現状です。本市の割安な中古戸建て住宅の購入や賃貸のマーケットの実態について、本市の認識を伺います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

本市の住宅事情につきましては、平成30年の国の統計調査によりますと、本市借家の平均家賃は約6万9,000円であり、全国平均より約1万3,000円高く、千葉県平均より約1万2,000円高いなど、家賃水準が高い状況でございます。また、子育てに必要な住宅の広さにつきましては、豊かな生活に必要な水準に達している割合が34.2%であり、千葉県平均の44.8%や近隣市と比較しても低く、住まいとしては比較的狭い住宅が多い状況となっております。

次に、中古戸建て住宅のマーケット状況についてでございます。国の統計調査によりますと、本市の戸建てや長屋の持家のうち、中古住宅を購入した者の割合は14.0%でございます。この値は全国平均11.0%、千葉県平均11.7%と比較すると高い値であり、本市では中古戸建て住宅が比較的購入、活用されているものの、いまだ低い水準にとどまっている状況となっております。一方で平成30年の国の調査によりますと、市内の総住宅数は約26万4,000戸存在し、総世帯数の約23万4,000世帯を上回っている状況となっております。この結果、人が居住しない約3万戸が物置用としての利用や空き家と推測されます。このような状況の中、本市といたしましては、割安で十分な広さを持つ中古戸建て住宅の流通性を高め、子育て世代の方々の購入及び定住の促進につながる施策が必要と認識しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 御答弁で、本市の借家の家賃水準は高く、住宅の面積は比較的狭小、取得における中古住宅購入率は14%で、全国平均、千葉県平均よりは高いが、低い水準にとどまっているということが分かりました。また、住戸の数は世帯数よりも上回っており、空き家も3万戸もあるという話も聞きました。

そこで一方で、住み替えたいと思った場合の家の売却や空き家になってしまった家の処分について、本市のマーケットは整っているのかどうか聞きます。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

空き家の処分等につきましては、第二次市川市空家等対策実施計画において、空き家化の予防や空き家等の適切な管理と活用促進に向けた取組を進めているところでございます。また、取組に当たっては、市内に約5,000戸存在している戸建て空き家を子育て世帯のために有効活用するという観点が重要なものと認識しております。このような観点を踏まえた具体的な施策としましては、一般社団法人移住・住みかえ支援機構が実施しているマイホーム借上げ制度がございます。この制度は、50歳以上の方のマイホームを支援機構が借り上げ、子育て世代など若い世代の方々に貸すもので、本市においてはこの制度の周知を行い、空き家化の予防、活用促進に努めているところです。今後といたしましては、国の施策を注視しつつ、空き家を子育て世帯等のための住宅として活用する際の支援制度等について研究を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 移住・住みかえ支援機構のマイホーム借上げ制度があっても普及していないのが実態でしょう。本市の空家等対策実施計画で空き家活用促進に向けた取組を進めているような御答弁でしたが、これもこれからの話です。取組に当たって、市内に5,000戸ある戸建て空き家を子育て世代のために有効活用するという観点が重要なものになると認識していると御答弁されていましたがけれども、そのとおりだと思います。

そこで伺いますが、既存住宅の流通をもっと促進させるために本市はどのようなことができるのでしょうか。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

本市では、市川市住生活基本計画において、既存住宅の流通促進を図るため、住宅ストックの良質化や活用に係る施策を進めているところでございます。初めに、住宅ストックの良質化に係る具体的な施策といたしまして、子育て配慮による工事も含めた住宅の良質化に係る工事費の一部を補助するあんしん住宅助成制度やリフォーム相談窓口の開設などによる支援を行っております。次に、住宅ストックの活用を図るための施策の一つといたしましてインスペクション制度がございまして、この制度は、住宅診断士などの専門家が住宅の劣化状況を調べる住宅診断のことで、売買時における中古住宅の状態を把握し、明らかにすることにより売買の活性化を図るものでございます。今後、この制度の利用促進に向けた周知啓発に努めてまいります。また、その他の施策といたしましては、空き家の管理や活用、処分に関する連携強化を図るため、今年度中に不動産団体との協定を締結する予定としております。そして、市川市版の空き家バンクのような、空き家の所有者と利用を希望する人を結びつける仕組みを構築するなど、不動産団体と売却や利活用の促進を検討してまいります。今後はさらなる既存住宅の流通促進に向け、国の政策等を注視しながら施策の拡充に向けた検討を行ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 住宅の良質化のためのリフォーム助成、あるいはインスペクション制度で質の確保、そして不動産業界とも協力して仕組みをどんどんつくっていききたいということです。ありがとうございます。

高度成長期に開発された市内の住宅分譲地は、住民の高齢化が一斉に進んで空き家が目立つようになってきました。こういったところの広くて割安な中古住宅を若い世代が買うなり借りるなりして移り住んでくれば、この地域が活性化します。また、子育てを終えた高齢者が今住んでいる少し広めの家を売るなり貸すなりして、もっと便利などころのバリアフリーマンションなどに移れば、その後も長く安心して住み続けることができます。こういった好循環をつくっていききたいと思います。

全国の自治体でも空き家活用、既存住宅ストックの活用の取組が進んでいます。横須賀市では、子育てファミリー等応援住宅バンクという取組があります。中古住宅の流通と子育て世代の定住を促進するために、子育てに適した一定条件を満たした物件を不動産事業者が登録し、その物件を子育て世代の方が購入した場合に購入やリフォーム費用として最大50万円の補助金を出すという制度です。京都市は先月、すまいの事業者選定支援制度を発表しました。若者や子育て世帯の移住、定住を促進するために中古住宅を安心して選択できるよう、市が公益性や実績を基に認定した不動産業者、建築士、工務店などの情報をホームページやSNSで公開、提供する制度です。安心すまいパートナー、略して安すまパートナーと呼んでいます。本市も積極的に対応に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、持続可能な市川市を目指す市長に、もしお考えがあれば短くお伺いしたいと思います。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 予告しておりませんでした。今、質問を聞きながら、流山に行って子育てをしていく新しい住宅を求めるのか、市川市の中古住宅をリフォームして市川市に住み続けたいと思う若い御夫婦が、さあ、どちらを選択するだろうかというふうを考えて、しばらくそんなことを頭の中で巡らしていたんですが、十分可能性があるなど。市川市の中古住宅の実態ということをもっと若い世代に伝えていく、まず、そこは努力しなければいけないだろうというふうを考えておりますので、議員からの意見というものをしっかりと検討していきたいというふうに思います。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 ありがとうございます。ぜひこれから一緒に検討していきたいと思います。

最後の質問は独り暮らし高齢者についてです。

高齢化が進み、また家族関係、人間関係の希薄化が進む現代で独り暮らし高齢者は増えてきており、様々な問題が話題になっています。終活がホットトピックとなって、メディアでもよく取り上げられるようになりました。私は4年前にも独り暮らし高齢者問題について議会で取り上げ、独り暮らし高齢者の人生の最終期の様々な厳しい状況と亡くなった後の悲劇などを紹介し、行政の課題の把握と支援の必要性について論じました。市長も替わり、新たな市政が始まった今、改めてこの問題を取り上げます。

まず最初に、本市の独り暮らしの高齢者の状況はどのようになっているのか伺います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

令和2年国勢調査によると、本市の65歳以上の高齢者は約10万7,000人で、そのうち独り暮らし高齢者は約2万2,000人となっております。平成27年の国勢調査では、65歳以上の高齢者は約10万5,000人、うち独り暮らし高齢者は約2万4,000人でありました。平成27年と令和2年を比較し、5年間で65歳以上の高齢者の人数は約2%増加しておりますが、独り暮らし高齢者の人数は約6%の減少となっております。本市では、市内に1人で居住し、生活に不安を抱える高齢者に対し民生委員の訪問等で見守りを行うとともに、地域や市の情報を提供するひとり暮らし高齢者登録を行っており、登録者数は令和4年11月末現在で1,156人となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 令和2年度国勢調査で、本市の65歳以上の独り暮らし高齢者は約2万2,000人だったというのが最新のデータの様です。結構な人数ですね。もちろん元気なお年寄りも家族や近所の方に支えられ、不安のない生活をされている方も大勢いらっしゃるでしょうから、この人数だけを見ても課題は見えてきません。

一方、民生委員の訪問等の見守りをお願いしているひとり暮らし高齢者登録者数は1,156人とのことでしたが、もちろん登録されていない不安を抱えた方も大勢隠れているはずで、そういう意味で、もう少し実態を調べて支援策を用意していくということが必要になるので、次の質問をしていきます。

4年前に私がこのテーマの質問をしたときから導入、あるいは改善された独り暮らし高齢者支援の施策について、どのようなものがあるか伺います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

本市では、見守りを行う事業を中心に独り暮らし高齢者に対して様々な施策を行っております。先ほど答弁申し上げましたひとり暮らし高齢者登録のほか、在宅の独り暮らし高齢者等の居宅を訪問し、食事を提供するとともに、その安否の確認を行う食の自立支援事業などを実施しております。平成30年12月以降、新たに実施した独り暮らし高齢者を支援するための施策といたしましては、令和2年度より高齢者見守り支援事業を開始しております。この事業は、独り暮らし高齢者等の安否確認や急病、事故などの緊急事態への対応を図るため、緊急ボタンや相談ボタンのついた見守り通報装置の貸与を行い、緊急時にはガードマンが自宅へ駆けつけ、また、健康相談をしたいときは看護師へ相談することのできる事業でございます。令和2年10月に開始し、令和2年度の設置台数は37台、令和3年度は96台となっており、利用希望者は増加している傾向でございます。また、同じく令和2年度から高齢者等世帯ごみ出し支援事業も開始しております。この事業は、ごみを出すことの困難な高齢者や障がい者などのために玄関前などに出したごみを収集する事業でございます。事業開始当初の利用世帯は60世帯でありましたが、令和4年11月末時点では423世帯となっております。

以上でございます。



○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 令和2年度に緊急ボタンのついた見守り通報装置貸出しを行う高齢者見守り支援事業を開始し、現在96台を貸与。また、玄関先までごみの回収に伺う高齢者等世帯ごみ出し支援事業を開始して、利用世帯が423世帯あるとのことでした。ただ、これは独り暮らしでなくても、高齢者夫婦など的高齢者だけの世帯の利用も可能ですね。そういう意味では、利用率は非常に低いです。2万2,000人の独り暮らし高齢者のうち、実際はどのくらいの方が不安な生活を送られ、本当に支援が必要な方がどのくらいいるのか、そしてどのような支援策が有効なのか、現状ではよく分かっていないのではないのでしょうか。

そこで、市ではこれまで独り暮らし高齢者に関してどのような調査を行ったのか。また、調査の結果、どのようなことが分かったのか伺います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

本市では、第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定する前年に当たる令和元年度に、無作為に抽出した要介護認定等を受けていない高齢者を対象として2つの調査を実施しております。

1つは、独り暮らし高齢者、高齢者のみ世帯調査でございます。この調査は、65歳以上の独り暮らし高齢者世帯及び75歳以上の高齢者のみで構成されている世帯計1,000世帯を対象とし、高齢者の在宅生活で必要とする支援を把握することを目的に独り暮らしの期間、親族との付き合い、近隣との交流状況、相談相手、見守りサービスの利用状況等について尋ねた、令和元年度のみで実施した調査でございます。

もう一つは、国で実施することを定めている介護予防・日常生活圏域ニーズ調査でございます。この調査は、高齢者1,000人を対象に介護予防、生活支援、医療、介護、住まいなどのニーズを把握することを目的に、介護が必要となった原因、通いの場への参加状況、外出頻度、健康づくり、生きがい等について尋ねた調査でございます。調査結果の主なものといたしましては、お付き合いをされている親族を問う設問では、兄弟姉妹と回答した方は50.2%、子ども43.3%、兄弟姉妹と子どもの両方22.6%でありました。一方で、兄弟姉妹、子どものどちらもないとの回答は29.0%であり、親族との付き合いのない方は全体の約3割となっていることが分かりました。この3割は、令和2年国勢調査による独り暮らし高齢者の人数約2万2,000人を基に推計いたしますと約6,500人と推定できます。また、近所付き合いの程度を問う設問では、近所の人とはあまり付き合わないと回答した方は13.8%で、高齢者のみ世帯の3.4%や子を含む世帯の4.1%より高い傾向を示しております。さらに、1週間のうちの外出頻度を問う設問では、週4日以上の方は63.1%、2日から3日の方は25.3%という結果になっており、おおむね外出はされていることも分かりました。そのほかには、日常生活で孤独を感じる回数と週に誰とも話をしない日数を問う設問において、それぞれ高齢者のみ世帯や子を含む世帯よりも高い割合を示す傾向でございました。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 特に今の集計の中で、親族との付き合いのない方が独り暮らし高齢者の中に3割、6,500人ぐらいいるんじゃないかと。あるいは、近所付き合いもあまりない方が13.8%だと。結構、やはり傾向は分かってきたかもしれません。ただ、独り暮らし高齢者、高齢者のみ世帯調査と介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、どちらも1,000人を抽出したサンプル調査です。もちろん、それでもある程度の傾向はつかめたわけですが、調査結果を分析することで見えてきた課題、そして、その対応策について本市がどう考えているのか伺います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

先ほど御答弁申し上げましたとおり、調査によると、独り暮らし高齢者全体のうち、親族との付き合いのない方の割合は約3割でございました。独り暮らし高齢者と高齢者のみ世帯や子を含む世帯と比較したところ、独り暮らし高齢者は外出頻度は高いものの、近所付き合いの乏しい方や孤独を感じている方、特に1日誰とも会話することのない方の多い傾向を把握できました。独り暮らし高齢者の孤独感や会話の少なさは将来的に閉じ籠もりにつながることも考えられ、このことは鬱病や認知症に陥るリスクを高める可能性のあることから、市としても何らかの対策をしていく必要のあるものと認識しております。まだ支援は必要ないと考える独り暮らし高齢者でも、いざ不安になったり、孤独を感じたときに相談できる問合せ先、コミュニケーションを取ることのできる場や定期的な見守りを行うサービスのあることを知っておいてもらうことは大変重要であると考えております。このことから、市で行っているひとり暮らし高齢者登録や高齢者見守り支援事業をはじめとする見守り施策のほか、地域のサロン活動や市川みんなで体操など、高齢者の外出する動機づけとなる施策についての周知を徹底してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 将来、閉じ籠もりにつながったり、鬱病や認知にかかるとなるリスクが高くなる可能性のお話をされました。そして、行政の提供するサービスの利用につなげることや、外出を促し、近所付き合いなどで孤立させないようにしていく必要があるという御答弁もありました。そのとおりでしょうか、もっときめ細かくニーズを酌み上げることができているのでしょうか。福祉部は、例えば75歳以上の子どもがいない独り暮らし高齢者は何人いるかといった数字は実は把握できていません。お隣、葛飾区では、20年以上前から3年ごとに独り暮らし高齢者についての実態調査を実施しています。調査方法は、基本的に民生委員による全数訪問調査です。大変詳細で時系列変化も見られる貴重なデータベースです。今後、こういった本格的な実態調査を実施することについての本市の見解を伺います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

本市といたしましては、令和元年度に実施した2つの調査により、独り暮らし高齢者について、ある程度の傾向を把握することはできたものと考えております。また、今年度は無作為に抽出した要介護認定を受けていない高齢者等約9,300人を対象に、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査をベースとした健康と暮らしの調査を令和元年度と同様に実施しております。この調査では、世帯の構成、生活する地域を把握すること、さらに前回調査回答者については追跡調査を行い、健康状況等の経年変化を追うことも可能でございます。しかしながら、御質問の実態調査の実施につきましては、これまで見えなかったことを把握でき、次の施策につなげることも可能と認識しております。住み慣れた地域で生活を継続するために取り組むべき課題は数多くございますが、高齢者の特性や世帯状況を踏まえ効果的な施策を検討できるよう、引き続き調査分析を基にした施策づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 分かりました。ぜひさらに施策を進めていってください。

最後に一言申し上げます。最近、終活という言葉があふれています。そこでは、早々に財産や荷物を整理、処分して遺言やエンディングノートを書き、必要があれば後見人をつけることといったことばかり強調されています。それより大事なことは、人生の最終盤をいかに楽しく不安なく暮らせるか、そして死んだ後、スムーズに処

理がしてもらえるかなのではないのでしょうか。そんな身の回りの整理だけじゃなくて、楽しく最後まで暮らす、そのために何ができるか、そこから漏れる人たちに何をしてあげられるか考えることです。そのための支援策をこれからも提供していくことが市役所には求められていると申し上げて、終わりにします。ありがとうございました。

○松永修巳議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

---

午後1時開議

○大場 諭副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 一般質問を継続いたします。

大久保たかし議員。

○大久保たかし議員 会派未来の大久保たかしです。一般質問を行います。

まずは、道の駅いちかわについてです。

駐車スペース不足及び騒音の問題についてということで、この道の駅いちかわというのは、道路利用者のための休憩機能、道路利用者と地域の人々のための情報発信機能、そして道の駅を核として、その地域の町同士が連携する地域の連携機能というような3つの機能が合わさったものですが、この道の駅いちかわができてから時間がたっておりますけれども、様々問題が出てきております。

1つが騒音の問題です。夜な夜なバイクや、いわゆる走り屋といったような車の方々が駐車場にたむろして騒音の苦情というものが道の駅いちかわに来ております。この問題に対して市はどのような認識をしているのかということ、道の駅いちかわの駐車場について、この休憩機能として、特に大型車のスペースの確保は多くされております。面積で言えば普通車のスペースが少なくなっており、大型車のスペースのほうが広いということですが、普通車のスペースに車を止めて乗り合っどどこかに行ってしまう方々とか、車上生活をしている方または東国分中横のグラウンド利用者の方が1日中停車をするといったような、本来の目的とはかけ離れたドライバーが存在をしており、道の駅の利用者の方々が車を止められないといったような事態が起っております。これらの件に関して、市はどのような認識をして対応しているのかお伺いをいたします。

○大場 諭副議長 関観光部長。

○関 武彦観光部長 道の駅については、国土交通省へ登録するに当たり幾つかの要件があり、その要件の一つが休憩機能でございます。これは、利用者が無料で24時間駐車できる施設やトイレの設置が必須の要件となっております。道の駅いちかわの駐車場は小型車両69台、大型車両48台、身体障がい者用2台、電気自動車の充電用1台、計120台の車両が駐車可能となっております。しかしながら、当該駐車場の特に小型車両の駐車スペースについては、道の駅での買物を目的とした来場や道路利用者の休憩としての利用によって混雑することが多いことも事実でございます。最近では、本来の目的以外の利用も少なからず確認しており、例えば乗り合い行為や敷地外への移動などを目的とした駐車を行う車両も混雑を引き起こす理由の一端となっております。また、隣接する国分川調節池緑地の多目的広場の利用者が所定の駐車場からあふれて道の駅の駐車場を使用してしまうといったケースも実態としてございます。

次に、騒音に関して、夜間の主にバイクによるものでございますが、来場の際のエンジン音や隣接する国道298号での走行音などによって大きな音が生じることがあり、市川警察や指定管理者に連絡が入っていることを確認しております。駐車場の利用方法やエンジン音などのマナーに関する問題について、道路管理者であり、駐車場を所管する首都国道事務所に対し現状の報告を行い、市川警察署を含めた3者による会議を開くなど、対策

について協議を行っているところでございます。多くの方々が快適に利用できるように、首都国道事務所と共同して引き続き適正利用やマナーの向上に向けた啓発活動を行っていきたいと考えております。

以上であります。

**○大場 諭副議長** 大久保議員。

**○大久保たかし議員** お伺いしました。騒音については、道の駅に来る苦情というのは、意外と道の駅の隣に建っている家とか、そういった近隣の方々ではなくて、道の駅があって、外環があって、その向こう側の家の方々が比較的多いというような話でした。では近隣の方、そんなに苦情がないかといえば、会ったときには昨日もうるさかったねとか、そういうような意見はあるそうです。当初、駐車場に遮音壁をつけたらいいんじゃないかとかというふうに考えていたんですけども、やっぱりこういう実態があると、どうしても道路を挟んでということであると、道の駅の駐車場に遮音壁をつけてもなかなか解決はしないだろうなというふうに思っています。ここにたむろして騒ぐ方たちを何とかするというようなことが一番だと思いますので、警察含めた3者協議をやられているということで、ここについては騒いだら即刻警察に通報するとか、そういった予防的措置を講じていただければというふうに思います。

この駐車場のスペースの確保についての再質問ですけども、周辺の民有地、県有地、国有地などの賃貸借または市の所有地、また既存の道の駅いちかわの駐車場の空地部分への拡張などによる駐車場の確保、増設などは可能なのかお伺いします。

**○大場 諭副議長** 関観光部長。

**○関 武彦観光部長** 駐車スペースの拡充につきましては、国が所有している場内の空きスペースを駐車場として利用することを今後要望してまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

**○大場 諭副議長** 大久保議員。

**○大久保たかし議員** 道の駅いちかわの駐車場の空地部分って、間々空いているところが見受けられますので、そういったところのできる限り拡張していただければと思います。

それと、近隣で最適な土地が賃貸借なり、取得するなり、そういうのが出てくればぜひお願いしたいというふうに思います。

近隣の道の駅では、駐車場を24時間開放しているというのが道の駅の要件としてあるそうなんですけども、Aという駐車場とBという駐車場。駐車場を分けて、一定の時間になると、AからBに移動しないといけないというような形で、例えば車上生活者とか、そういった騒音を出すような方々には移動してもらっているということで、どうしても国所有の土地に関しては24時間開いてないといけないということで、そういった道の駅では市で所有している駐車場もあるということで、市所有の駐車場と国所有の駐車場とで移動させるといったようなことをしているそうです。そういったことができるように駐車場が確保できれば、ぜひこういった方法も含めて騒音対策していただきたいというふうに思います。この質問はこれで結構でございます。

次に、交通安全行政について、都市計画道路3・4・18号ニッケコルトンプラザ通りの安全対策について伺います。

2016年の11月に開通した3・4・18号ニッケコルトンプラザ通りですが、1日約1万8,000台の車が通り、自動車、自転車、歩行者の交通事故も都度都度目撃するようになってまいりました。

そこで都市計画道路3・4・18号ニッケコルトンプラザ通りの安全対策について伺いますけれども、八幡5丁目クロマツ公園交差点付近での交通事故状況について伺います。

**○大場 諭副議長** 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

八幡5丁目クロマツ公園交差点周辺の交通事故の件数、状況につきまして警察に確認しましたところ、本年1月から11月末までの期間で、JR総武線高架下から富貴島小学校までの約900mの区間で11件の交通事故が発生しております。この内訳でございますが、人身事故は車道上の自動車同士の事故が3件、自動車と貨物自動車の事故が1件、貨物自動車と二輪車の事故が1件、歩道上の自転車同士の事故が2件となっております。また、物損事故は車道上の自動車と自転車の事故が1件、自動車と貨物自動車の事故が3件となっております。

なお、このうち自転車同士の事故を除く9件の事故につきましては、全て接触事故であり、脇見運転などの安全運転義務違反であるとのことでございます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 本年の1月から11月までの期間での事故の件数ということで、この数字が多いのか少ないのか、私、ちょっと多いなというふうに個人的には思うんですけども、今回、車道ではなくて歩道上のことなんですが、この3・4・18号線というのは通り沿いに道路照明灯があるんですけども、これ、全て車道側に向けて明かりがついているわけですね。ずっと暗いな暗いなというふうに思っていたんですけども、以前、道路交通部にちょっと相談したところ、このクロマツ公園周辺はさほど暗くありませんというふうに言われて流されてしまったんですが、全体的に歩道側、つまり歩道と自転車走行レーン側ですけども、ここ、非常に暗いというふうに思っております。特にクロマツ公園付近というのは車が曲がることも多いので、この公園も含めて3・4・18号ニッケコルトンプラザ通りの遮音壁のある歩道部分に照明を設置できないのか伺います。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

八幡5丁目クロマツ公園周辺の歩道部の照明の状況は、防犯灯が設置されているものの、交差点部ではクロマツにより影ができてしまうことが分かりました。また、それ以外の歩道部につきましては、一部防犯灯の設置間隔が広いところもあり、いずれも夜間における視認性が低いと思われる箇所がございました。これらの対応といたしまして、交差点部ではクロマツ等の影ができないよう、車道側からの照明が有効と考えており、交差点の車道、道路照明灯へ歩道側に向けた照明の増設等を進めてまいります。また、交差点以外の歩道部につきましては、照明の間隔が広い箇所へ防犯灯増設について関係者と調整してまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 お伺いしました。北側、南側、西側、東側とありますので、ぜひ全体を見ていただいて御検討いただきたいと思いますと思います。

再質問ですけども、今の明かりの件と併せて遮音壁の安全対策なんですけども、特に今の時期のような、寒くなってくるとちょっと視認性が悪くなる場所があります。遮音壁が途切れる部分というのは右左折の曲がり角か、個人の住宅の車が入り出す箇所なわけですけども、気温と湿度の変化で遮音壁が曇って見通しが悪くなるといったようなことがありますので、こういったことを防ぐ対策が何か取れないのか伺います。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

この遮音壁につきましては、住環境への騒音影響の軽減を目的としまして設置されたものでございます。部材が住宅地側の採光や見通しの確保のため、透明のガラス材が使われております。しかしながら、御質問のとおり、気温が低く湿度の高いときなどには、透明な遮音壁に曇りが発生していることを確認しております。曇りが

発生している場合は、車道を通る車両からは遮音壁の外側の歩道上の歩行者や自転車レーン上の自転車等の視認性が低下することから交差点での視認性、安全性を確保する対策を進めてまいります。近年は遮音壁に貼り付ける曇り止め効果のあるフィルムなどもございますので、これらの設置に向けて検討してまいります。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 大久保議員。

**○大久保たかし議員** あの通りは、この明かりと遮音壁の曇りがなくなるとかなり安全性が確保されるというふうに思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

再質問ですけれども、八方橋交差点の歩行者用信号についてです。令和3年5月に朝の通学時間帯に限り歩行者用信号が延長されておりますけれども、地元の複数の自治会から、主に高齢者の方が渡り切れないので歩行者用の全体的な時間を延長してほしいというような要望が出ておりますけれども、再度時間の延長、調整というのはできないのかお伺いします。

**○大場 諭副議長** 藤田道路交通部長。

**○藤田泰博道路交通部長** お答えいたします。

八方橋交差点の信号制御につきましては、歩行者がより安全に交差点を横断できるよう、令和3年3月から歩車分離式の運用を開始しております。運用開始時は、歩行者の青信号時間は22秒、点滅が5秒で運用されておりました。その後、市民の方々から、児童や高齢者などが横断歩道を渡り切れないため青信号の時間を延長してほしいとの要望があり、千葉県警察では、令和3年5月末に平日朝の通勤時間帯の7時15分から8時30分までの間は、歩行者の青信号時間を22秒から26秒に延長している経緯がございます。歩行者の青信号時間の再延長につきましては、もう少し延長できないか、今後、千葉県警察と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 大久保議員。

**○大久保たかし議員** これも警察の管轄ですので、ぜひ警察のほうと協議をお願いしたいと思います。これは道路ができて6年がたっていますけれども、引き続き安全確保に尽力していただきますようお願い申し上げます、この項目は終わらせていただきます。

次に、防犯カメラについてですけれども、本市の管理する防犯カメラの現在の運用状況、効果、課題及び今後の見通しについて及び自治会等が防犯カメラを設置する際に補助金を交付しておりますけれども、補助対象となる団体の要件についてお伺いします。

**○大場 諭副議長** 蛸島市民部長。

**○蛸島和紀市民部長** お答えいたします。

本市の管理する防犯カメラは、これまで地域や警察の要望を反映し、市内の繁華街や住宅街に広く設置してまいりました。これらにより、本市が画像管理を行っている防犯カメラの台数は11月末現在、市が設置した246台、自治会が設置した38台、企業ボランティア制度の寄附による19台の合計303台となっております。これまで平成17年度から防犯カメラの設置をスタートさせ、既に18年目に入っております。この期間におきましても、既に2回、3回の機器更新を随時進め、現在の303台の防犯カメラを維持し、適切な運用を図っているところであります。

次に、効果といたしましては、犯罪の予防、市民の安心感など、主に犯罪を未然に防ぐ防犯の効果が上げられます。特に近年では、犯罪捜査において防犯カメラの画像が重要な資料となることが多く、これらの画像により犯人検挙につながっているケースがあると警察から伺っており、未然防止となる防犯の効果と併せて防犯カメラを設置することは犯罪抑止の大きなツールの一つであると思っております。

続いて課題ですが、現在保有する防犯カメラを含めた機器の維持管理が挙げられます。今年度は17台の機器更新等に約900万の予算が必要となっており、増設という観点からも新たな効率的、効果的な維持管理の手法を研究していく必要があると考えております。今後につきましては、この課題を踏まえた上で新たな防犯カメラの施策を検討していきたいと思っております。

次に、2つ目の御質問の自治会等が防犯カメラを設置する際の補助制度について御説明いたします。まず、補助金の額は購入金額の2分の1、1台につき20万を上限として補助しております。補助対象となる団体の要件につきましては2つの要件を設けており、1つ目が、補助金の交付申請を行う際に自主防犯パトロールを実施している実績があり、かつ今後も継続して実施することが見込まれること、2つ目が、街頭防犯カメラの設置及び運用に関する基準を遵守するものであることとなります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 これは以前お伺いしたときに、たしか市がつけているカメラというのは駅前しかないということで、それ以外、自治会のあるところには、基本的には自治会に補助を出して自治会のほうで判断してつけてもらっているということをお伺いしました。近所で都度都度事件が起こったりすると、市で独自でつけてくれないか、市で設置してくれないかということをお願いするわけですが、市民部の方といろいろお話をさせていただくと、やっぱり5年でカメラの耐用年数が来て、そこで入れ替えなきゃいけないという費用とか、そういうことを考えると致し方ないのかなというふうには今は若干思っているところもあります。

先ほど答弁の中にありました。補助について2分の1で20万円ということで、これはただ、自主防犯パトロールをやっている自治会もしくは団体に補助しているということですが、この自治会自体がやっぱり高齢化していて、なかなか防犯パトロールをやっていない。やっているとところがたしか半分ぐらいというふうには聞いた記憶があるんですけど、やっていないところがこれからやりますという、もう結構高齢化していて、とある自治会では、うちの役員、平均年齢80歳だから、ちょっと新しいことできないんだよねという、そういうようなことも聞いているので、新しいことを踏み出すというのはなかなかちょっと難しいのかなというふうには考えています。

そこで、今の制度上、自主防犯パトロールを行っていただければ上限2分の1で20万円の補助がされるということですが、こういった防犯パトロールができない、やっていない自治会に対しても、例えば補助割合を下げて新しい要件を設定するとか、そういうことができないのか伺います。

○大場 諭副議長 蛸島市民部長。

○蛸島和紀市民部長 お答えいたします。

まず、自主防犯パトロールの要件につきましては、パトロールの実施と防犯カメラの設置による相乗効果により防犯の抑止及び治安の向上を図る目的で設定しております。しかしながら、御質問にありまして、これからは会員の高齢化などにより自主防犯パトロールが実施できない自治会も出てくることは容易に推察できる場所でもあります。そのような状況になった場合でも補助制度の利用ができるよう、今後、要件等の緩和を含めて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○大場 諭副議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 ぜひお願いします。先ほどもお話ししました、我が家の近所で知人の方の家が最近、空き巣未遂に遭いまして、その方の家は完全に被害に遭った、そして未遂も含めて実は3回目で、今回というか、数年前はその方の向かいの家も入られて、その方の裏の家も入られてという、そういったことがありました。その

方は自分のところで防犯カメラをつけるというふうに言われていたんですけども、そういった情報を基に市でも自治会でも、できれば防犯カメラがいつでもつけられるというような体制になって安全な町にしていきたいなというふうに思っております。この補助割合の追加の基準というか、基準の変更というか、そういったことに合わせて新しい技術とか革新的な防犯カメラが出てくれば、ぜひそちらの導入も併せてお願いをして、この項目は終わりたいと思います。

次の八方橋の防犯カメラについてですけれども、この八方橋というのは3・4・18号ニッケコルトンプラザ通りとアーデル通りの交差する箇所のことですが、ここの八方橋に防犯カメラが1台設置をされておりますけれども、そもそもこのカメラを設置した経緯についてお伺いします。

○大場 諭副議長 蛸島市民部長。

○蛸島和紀市民部長 お答えいたします。

富貴島小学校脇の八方橋交差点に設置している防犯カメラですが、都市計画道路3・4・18号ニッケコルトンプラザ通りの供用前に防犯対策の一環として、道路建設の工事期間中に当時の道路交通部都市計画道路課が設置し、道路供用開始後の平成28年度末に市民部市民安全課に移管され、現在に至っております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 ここに以前破損があったというふうに聞いております。私の近所で別の箇所ですけれども、そういった別の場所もたしか破損があったように覚えております。ここは、今、何のためにこのカメラが設置をされているのか。過去は過去として、今どういう理由で設置されているのか伺います。

○大場 諭副議長 蛸島市民部長。

○蛸島和紀市民部長 当時設置した理由なんですけれども、およそ地元住民の方の御要望、あと防犯をメインとする理由をもって設置していると聞いております。

以上です。

○大場 諭副議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 今、その交差点、もちろん交差点なので歩道が4つあるわけですけども、2つの歩道部分しか映っていないというふうに聞いているんですけども、このカメラを例えば移設をする、もしくは増設をして交差点全て、4つの歩道が映るような形で設置はできないのか伺います。

○大場 諭副議長 蛸島市民部長。

○蛸島和紀市民部長 お答えいたします。

八方橋交差点に設置している防犯カメラにつきましては、今年度、機器の更新の予定となっております。そのことから、年度内に御指摘ありました横断歩道を含めた交差点全体が映せるよう対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 では、全体がぜひ映るようにしていただきたいというふうに思います。それでこの項目は結構です。

次の市民まつりのほうに移りたいと思います。

今年の11月3日に3年ぶりに開催された市民まつりですけども、約3万5,000人の来場者があったというふうに聞いています。大変盛況でありましたけれども、一部の飲食出店者からは、アルコールの販売ができないので大して売れてないというような声もありました。さらには、今回、次の項目で取り上げている保健所との問題も



あり、来年以降、同じような形態で開催できるのかどうかという危惧もしております。

そこで、今回の市民まつりの効果と課題、そして今後についてお伺いをいたします。

**○大場 諭副議長** 関観光部長。

**○関 武彦観光部長** 市川市民まつりの開催に際しては、新型コロナウイルスの感染者数の減少を受けて、千葉県の示すイベントなどにおける感染防止対策を行うことで令和元年度以来3年ぶりの対面開催とすることを実行委員会で決定いたしました。開催日当日は、市内で開催されたイベントをバスでつなぎ、参加者の回遊や滞在期間の短縮を図るなど密集を防ぐ対策を行ったところでございます。市民まつり当日は好天にも恵まれ、約3万5,000人の皆様に御来場いただき、大変盛況となりました。開催前後の事故もなく、市民の皆様が大変喜んでいただけたことから、ふるさと意識の高揚と心の触れ合う文化の息づくまちづくりを推進するという市民まつりの目的は十分達成できたのではないかと考えております。しかし、出店者間の幅を広げ、できる限り空間の確保はしたものの、時間や場所によってはテント周りに行列ができてしまい、十分な間隔を確保できない状況も発生いたしました。次年度以降も今回のよかった点を継承しつつ反省点をしっかりと検証して、よりよい市民まつりとなるよう研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

**○大場 諭副議長** 大久保議員。

**○大久保たかし議員** 確かにこういった時期なので、行列できてしまって間隔が十分確保できない。すごい混雑していたなというのは私も感じましたし、別の方もよく言われておりました。こういった反省点を生かしていただいて来年度につなげていただければと思っておりますけれども、今年は比較的同じ日に複数のイベントが重なってございましたけれども、コロナ禍前の令和元年度はお祭り月間として、10月、11月のイベントを同時に「広報いちかわ」で打ち出しておりました。今はまだこの状況ですので、開催したり開催しなかったりということでのイベント、判断が分かれておりますけれども、来年以降はぜひ新しい形での祭りが順次開催されていくのではないかとこのように考えています。

こういった形で、今後もぜひ町のにぎわいをその日だけじゃなくて、帯で週間とか、月間とか、そういった形でつなげていくために、市もできる限りそういったことを考えながらSNSとか、こういった紙媒体でイベントのPRを行っていただきたいと思っておりますけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

**○大場 諭副議長** 関観光部長。

**○関 武彦観光部長** 今年度はいちかわイベントデーと称して、市民まつり当日に行われた4つのイベントとの連携を図りましたが、市内各地で行われるイベント情報を発信していくことは町の活性化につながるものと考えております。次年度以降も新型コロナウイルス感染症等のイベントの開催状況を踏まえ、市内外に向け効果的な情報の発信に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

**○大場 諭副議長** 大久保議員。

**○大久保たかし議員** 私もうろ覚えで観光部の職員の方に伺ったんですけども、職員の方もすぐ把握をされてなくて、後からこういうのがありましたと教えていただいたんですけども、1日だけだとやっぱりもったいないので、ぜひそういった形で期間でくくって盛り上げていただければというふうに思っております。

次の、今回出店した飲食屋台への保健所の対応ですけども、まずは今回出店した飲食屋台の保健所の対応に関して、市がどういう認識をしているのか伺います。

**○大場 諭副議長** 関観光部長。

**○関 武彦観光部長** 今回の市民まつりでは、出店者の約25%が飲食物の提供を行いました。このうち、当日の

市川保健所の立入検査において衛生管理が不適切であるとの御指摘をいただいた出店者が複数件あったことを御報告いただいております。次年度以降も市川保健所との連携を密に安全、安心な市民まつりを行うために実行委員会と協力をしながら、関係者に対し自主衛生管理の徹底及び届出時指導事項の遵守が図られるよう指導してまいりますと考えております。

以上であります。

**○大場 諭副議長** 大久保議員。

**○大久保たかし議員** お伺いしました。これ、10月21日に、出店者を取りまとめている団体から保健所のほうにまとめて書類が提出をされまして、受領印をもらったにもかかわらず、10月24日になって急遽屋台の営業許可を全ての事業者にとらせるように指示があったということでした。この屋台の許可証というのは5年間で約1万5,000程度だったというふうに記憶しております。コロナ前までは飲食店の営業許可のみで出店ができておりました。保健所内の指針というのがあるんですけども、行事における食品の取扱いに関する指導指針というものが令和3年6月に改訂をされて、それが全くもって周知がされないまま10月21日の書類提出ということになったわけです。その後も11月3日まで連絡を取り合いながら、当日会場に保健所の職員の方4名が来て出店者とどなり合うといったような状態まで起こってしまいました。祭りが終わった後に関係者の方から、本当に飲食関係の方、何件もお話しさせてもらいましたけど、確かにちょっと保健所の対応はひどかったよねというふうに皆さん口をそろえておっしゃっておりました。

私自身も先日、市川保健所のほうにもお伺いしてお話をさせていただきました。正直、出店者の方と現場でどなり合うような指導の仕方、どうかと思いますというふうにお伝えをしましたが、そこでも、この場では言いませんけども、ちょっと耳を疑うような発言もありました。こういったような事態というものは、やっぱり祭りって楽しい場所ですから、来年度以降はないようにしていただきたいというふうには私は思っておりますけれども、この保健所については市の管轄外ということで、これ以上答弁は求めませんけれども、ぜひ今から来年に向けて保健所も含めて入念に打合せをしていただきたいというふうに思います。祭りの形態も、今年のような形態というのはいましかしたら取れずにまた別のよう形になるかもしれませんけれども、そういったことも含めてぜひ事前から打合せをしていただきたいというふうに思います。これはこれで結構です。

次、最後の項目の新規事業者をサポートする取組について、まず現状と今後についてお伺いをします。

**○大場 諭副議長** 小塚経済部長。

**○小塚眞康経済部長** お答えいたします。

現在、本市では、市内で起業を志す方や起業して間もない方を支援する取組として、個別の相談に専門家がアドバイスをする起業・経営相談窓口、女性を対象としたセミナー形式のI c h i k a w a ワタシの夢起業塾、資金調達など特定のテーマについて専門家が講演するI c h i k a w a 起業応援セミナーを実施しております。これらの事業のうち、起業・経営相談窓口の実績を見ますと、相談件数は令和元年度が207件、令和2年度が258件、令和3年度が270件と増加傾向にあり、令和4年度はさらに前年度を上回る見込みであります。相談後、起業に至った方は、令和2年度19人、令和3年度12人と継続的に出ております。また、資金面の支援として、市川市中小企業融資制度において新規事業者向けの融資資金、ベンチャービジネス等支援資金を設け、これから事業を開始しようとする方や事業を開始して5年未満の中小企業を対象とした融資を行っております。この資金では、運転資金は5年、設備資金は7年を上限として融資を受けることが可能となっており、さらに融資を受けてから最長5年間の利子補給を実施しております。このほか、融資の開始時に信用保証協会の保証を受ける際の信用保証料について、12万8,000円を上限として信用保証料の半額を市が補助しており、開業当初の費用負担の軽減を図っております。今後も引き続きこれらの事業を継続、充実させることで市内の企業ニーズに応えてまいり

ます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 お伺いしました。現状の取組については理解をいたしました。スタートアップというんですけれども、創業支援のことですが、そういったスタートアップに非常に強く取り組んでいる福岡市では、今の高島市長が就任した後、本格的に起業支援に取り組み始めて、ちょっとお伺いをしたんですけれども、特に評判のいい政策として3つ伺ったんです。特定創業支援事業を受けた方への登録免許税の補助、大学の特許費用の補助、それとスタートアップカフェというものがあまして、これは委託をしたカフェに専門の相談員の方を配置して、いつでも相談ができるといったような取組です。士業の方々から単純に自分で創業されたという方々までたくさんの方が相談を受けるといったような形です。単純な起業相談からワンストップで開業できるといったような、そういった仕組みまでできているということで、このカフェにどういう方が相談に来るんですかというふう聞いたところ、中学生から80代の方までが起業相談に来るということで、市川市の相談業務で果たして中学生の方が来ているか。多分来てないですね。なので、これはカフェというやり方で非常にうまいやり方だなというふうに感じました。こういった取組を行うことで、10年間で創業する方が10倍になったということです。そういったことを踏まえていただいて、次の項目での質問につながります。

次なんですけれども、最後、特定の地域に法人を新規で設立した場合に法人市民税を数年間減免する制度の新設についてですけれども、これはある地域のお祭りに訪れた際、みんな住民、新しい町、住んでいる新しい方々は都内に通勤してしまって祭りの担い手がないんだよといったような、そういった地域の方の言葉があったところからスタートしているんですけれども、この制度は市が意思を持って特定の地域に新規の法人設立を促すということで地域の活性化、雇用の確保、地域貢献を促すために法人市民税を数年間減免する制度ですけれども、こういった取組が可能なかどうかお伺いします。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

法人市民税は市内の法人に対し、事業規模に応じて、どの地域においても同様に課税されるもので、法人も広い意味で市民としての性格を有し、相応の税負担が求められているものでございます。一方、本市の法人市民税の減免制度は、地方税法及び市川市税条例に基づき公益社団法人、公益財団法人、自治会、特定非営利活動法人などの収益事業を行っていない法人を対象に、公益上の理由から課税が適当でない認められる場合に適用しております。

そこで、企業誘致の促進を目的とした法人市民税の減免制度についてです。こうした制度を実施するためには、地方税法に基づき条例を制定する必要がありますが、本市では現在、こうした趣旨の条例を制定しておりません。

なお、同市の条例の制定には、減免を適用する新規の企業と適用しない従来企業との間で、また、減免を適用する地域と適用しない地域との間でそれぞれ公平性を検証する必要があるものと認識しております。したがって、新制度の導入には税負担の公平性や法人市民税の制度上の観点などから、本市の実情に鑑み、慎重に検討する必要があるものと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 お伺いしました。地方税法に基づいて新たな条例を制定して公平性を担保すれば可能ということは分かりましたけれども、税をいじる条例制定となるとハードルが高いということで慎重に検討するとい

うことで、なかなか難しいんだろうなというふうには今の答弁で分かりました。

では、減免ではなく、同じような額を補助するといったような、そういった取組が可能なのかお伺いします。

○大場 諭副議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 お答えいたします。

市内で新たに設立された一般法人に対する経済的な支援としましては、現在、産業競争力強化法に基づくものとして、先ほど御答弁したベンチャービジネス等支援資金のほか、特定創業支援等事業を実施しております。この特定創業支援等事業は、国の認定を受けた起業経営支援に関する講座等を受講し、経営、財務、人材育成及び販路開拓の4つの分野の知識を習得した方に、事業による支援を受けたことの証明書を交付するものです。この証明により、市内で会社を設立する際の登記に関わる登録免許税が軽減されるなどの特例を受けることができます。また、国の認定を受けた講座等につきましては、さきに御答弁した起業・経営相談窓口やI c h i k a w aワタシの夢起業塾のほか、市川商工会議所が開催する創業スクールなどがあります。このように、本市では新たに法人を設立して開業する事業者に向けた様々な支援を行っておりますが、コロナ禍や昨今の物価高騰など、本市を取り巻く経済状況は目まぐるしく変化しております。こうした変化や国、県の動向も勘案しながら、市内で開業しようとする事業者にとって使いやすい支援制度となるよう、今後も調査研究してまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 お伺いしました。先ほどの特定創業支援事業の証明書を添えて登記申請すると登録免許税が半分になるといったようなことですが、株式会社であれば通常15万円のところが、受講して証明書を提出すると半分の7万5,000円でいいということですが、さっきお話ししました福岡市というのは、この残りの7万5,000円も負担しますよということでは起業を促しているわけです。この7万5,000円を市が負担する代わりに、その法人が市内で新設をしてくれて、ずっと存続していけば最低1年間で法人市民税の均等割部分で5万円返ってくるわけですね。2年いけば10万円、3年いけば15万円というお金が返ってくるわけですから、そういった形で、損して得取れという言葉はありますけども、そういう支援の仕方があるのではないかとこのように考えています。

さっきの起業相談のところで令和3年度270件という相談があったということですが、これも福岡だと10倍の3,000件ぐらい相談があるそうです。そういうことを考えると、多分起業している方も10倍近い数がいるんじゃないかということと、福岡で中学生も相談に来ると。例えばその中学生が、言葉は悪いですけど、囲い込みというような形で、ずっとこの市川市で育て、どこかで起業してくれて、20代、30代になれば市内での横のつながりも増えて外部に出ていくというようなことはないんじゃないかというふうに私は考えております。

市川市は、今回、小中学校給食費の無償化と子ども医療費助成、高校生までというものも取り組んだわけで、個人のファミリーが流入してくるといったような土台は整ったというふうに考えています。例えば令和3年度の個人市民税収って約400億円なんですけども、法人市民税収って約30億円なんです。もう10分の1以下なわけですね。逆を言えば、ここって、やっぱり伸び代があるんじゃないかというふうに私は考えています。令和元年度、令和2年度、令和3年度、この3年間の市内の法人の設立数って、年間で約800件なんです。元年も800件、2年も3年も800件ずつ。そこから閉鎖もしくは市外に移転している法人というのは年間約600件。そうすると、1年間で200件ずつ市内に法人が残っているわけですが、それを多いと捉えるのか少ないと捉えるのか、その人によって判断は違うと思うんですけども、さっきも出した福岡市というのは、やっぱりもっと桁が違う数が設立されているんだろうというふうに思います。設立に対しての支援、そして、その設立した法人が外部に出ないような、そういった支援をお願いしたいというふうに考えています。

最後に、こういった補助制度、そして今回のデジタル地域通貨を検討される、着手されるということで、そういったものも含めて今後市内経済の活性化というものをどういうふうと考えられているのか。経済人だからできる市政があるというふうに言われて当選された田中市長、御答弁をお願いします。

○大場 諭副議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

デジタル地域通貨の導入に関しては地域経済の活性化ということで、50万都市では先進事例がないので初めての試みでございますので、商店、また店側と協力して、そういうところを継続してまいりたい。そのことで市川市が経済的に潤っていく。そして、そういうことで持続可能なまちづくりにつながって、住み続けたいと市民の皆さん、また、転入してきた皆さんが思えるようなまちづくりにつながってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 大久保議員。

○大久保たかし議員 以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○大場 諭副議長 中町けい議員。

○中町けい議員 会派市民の声の中町けいでございます。これより一問一答にて一般質問を行わせていただきます。限られた時間になりますので、理事者の皆様方には端的に御答弁いただけますと幸いですので、どうぞよろしく願いいたします。

第1項目、降ひょうにより被害を受けた市民への支援についてになります。

本年6月3日に発生しました降ひょう被害について、本市にとっても、公共施設や公用車をはじめ大きな被害でした。また、特に梨への被害が大きかった農家さんや商店街の街路灯など多岐にわたりましたが、これまでの補正予算にて、おおむね支援が行われました。しかし、被害直後の6月定例会におきまして、私は住宅など被害を受けた市民への支援を要望しましたが、こちら、いまだ実行されている様子がございます。

そこで、改めて今回の降ひょう被害を確認するために、月ごとの罹災証明書の交付件数と被害の内訳についてお尋ねをします。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

11月末時点における罹災証明の発行件数を月別で申し上げますと、降ひょうのあった6月は120件、7月は90件、8月は61件、9月は49件、10月は37件、11月は16件となっております。被害を受けた箇所別では、雨どいの破損に関するものが145件、家屋の屋根の破損に関するものが63件、窓ガラスの破損に関するものが33件、車両の損傷に関するものが46件、その他が86件となりまして、合計で373件発行しております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 中町議員。

○中町けい議員 11月時点でも毎月罹災証明書を発行していて、11月末時点でトータル373件ということで把握しました。

そこで再質問させていただきます。2019年の台風被害については、特例として見舞金が支給されましたが、見舞金制度の支給基準と2019年当時の罹災証明書の交付件数との比較をお尋ねいたします。

○大場 諭副議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えします。

見舞金の支給基準は市川市災害見舞金品支給規則に基づいています。規則においては、住家が半壊以上の被害

を受けた場合に見舞金を支給することとしており、半壊は1世帯3万円であります。被災の程度につきましては、罹災証明書により確認しており、一部損壊については見舞金の支給対象外となっています。2019年（令和元年）の台風による災害は激甚災害に指定されるなど甚大な被害が広域に及び、県内全域に被災者生活再建支援法を適用し、本市全域に半壊や床上浸水、屋根の損壊による雨漏りなどの被害の多数の発生など、日常生活に著しい影響を与えた災害であったことから、令和元年の台風第15号、第19号、第21号を限定し、特例として一部損壊についても見舞金1万円を支給する規則改正を行っております。また、当時の罹災証明の発行件数は約740件で、今年6月の降ひょう被害の約2倍となっております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 中町議員。

**○中町けい議員** 2019年の際は激甚災害に指定されたということは理解しました。しかし、今回の降ひょう被害でも約373件の被害がありまして、中には保険対象外などで罹災証明書を申請されてない方も結構いらっしゃるかもしれません。あれから半年が経過して、12月で年も間もなく明けてしまいますけれども、被害を受けた市民への支援についてはどのように考えていらっしゃるのか、再質問でお尋ねします。

**○大場 諭副議長** 立場福祉部長。

**○立場久美子福祉部長** お答えします。

今年6月の降ひょう被害については、従前の支給規則に基づく被害の程度に応じた見舞金支給の取扱いとしており、一部損壊に対する支給はございません。

なお、降ひょう被害に遭った自治体を調査したところ、いずれも一部損壊により見舞金を支給した事例はございませんでした。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 中町議員。

**○中町けい議員** 6月3日の降ひょう被害の後に南八幡から東大和田、平田かいわいなどの地域を回りましたが、やはり古い住宅ほど被害がひどかった様子でした。また、古い住宅ということは御高齢の方がお住まいになっているケースが多く、雨どいなどが損傷した場合でもわざわざ足場を組んで修理をしなければならなかったり、高額な修理になるケースがあると思います。また、田中市長が就任する以前、2019年、台風15号が市内を直撃した際に私の自宅の屋根の一部が飛んでしまって、一時ブルーシートでどうにか生活をしていた時期もありまして、思いもよらない形で災害当事者となりました。そのような経験から、やはり市民に寄り添う気持ちとして、最低でも特例制度での見舞金という形だけでも引き続き要望させていただきまして、この項目の質問は終了いたします。

次に、大項目、公立保育園の給食についてです。

先日、公立保育園で働く職員さんの勉強会に参加し、現場の声を聞かせていただきました。市川市の公立保育園の給食はカット野菜などを使わず、調理は野菜を洗うところから始まり、おかずにしても、例えばコロケを揚げるだけの冷凍食品などは使用せず、一から丁寧に作っており、子どもたちのために質の高い給食を担っている。関係者の皆様には本当に頭が下がる思いです。

そこで、公立保育園の給食についてそれぞれお尋ねをします。

1番、調理現場の人員体制及び課題についてです。

調理現場では決められた時間までに子どもたちの給食やおやつを作らなければならない、常に時間に追われながらの大変な業務だと思います。現在はフルタイムやパートタイムの会計年度任用職員さんを中心に対応されているようですが、正規職員も含め適正配置人数の基準とそれに対する欠員状況などを踏まえ、人員体制の現状と課

題についてお伺いします。

○大場 諭副議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

公立保育園における調理員につきましては、本年12月1日現在、全21園で、育児休業などの職員を除き、正規職員が16名、フルタイム勤務の会計年度任用職員が40名、合計で56名となっております。国の児童福祉施設における調理員の配置基準では、本市の配置数は全施設合計で42名が必要となり、本市の配置数は国の基準を上回っております。さらに本市は、実際の食数に応じた独自の配置基準を設けており、その内容としましては、昼食の提供食数をベースとして、90食以下の場合には2名を、91食から130食までは3名を、131食以上は4名を配置することとしております。この基準による今年度の必要人数は56名で、現在の配置数と同数となります。しかしながら、昨今の新型コロナウイルスの感染等により急な欠員が生じる場合や、けが、病気などにより一時的な欠員が生じる可能性もあるため、毎日の給食を子どもたちに滞りなく提供できるよう、さらに数名の職員確保が必要であると考えております。このためフルタイム会計年度任用職員を、「広報いちかわ」、ハローワークなどを活用し、募集をしているところであります。本年4月以降の採用状況といたしましては、13名の方から応募いただき、4名を採用いたしました。一方で退職した職員も複数おり、その中には数か月で退職してしまった者もおります。このようなことから、調理員として適性のある人材を確保すること、調理員が円滑に集団給食業務に慣れるよう、採用後の研修体制を整えることが課題であると考えております。

以上であります。

○大場 諭副議長 中町議員。

○中町けい議員 現状の調理現場では、新しい職員さんが入っても慣れるまでに時間を要することや、イメージしていた業務内容とずれがあったりなので定着せず人員不足が深刻化していると、現場の声として伺っております。先ほども述べましたが、市川市の公立保育園では野菜を洗うところから始まり、時間までに給食を作らなければなりませんので、欠員が生じた園に急に新人さんが入っても、教えてあげたくても余裕がないために、その結果孤立しやすく、新しい職員さんを育てられていない傾向があるそうです。御承知と思いますが、慢性化した人員不足はほかにも様々なリスクにつながります。例えばコロナの影響で濃厚接触者や陽性者となったり、一層の人員不足が生じてしまう事態や、アレルギー除去食を別に作る必要がある中でアレルギー食材の混入ミスが生じてしまうことを避けるため、やはり人員不足の解消の鍵はいかに新人の職員さんを育てるかだと感じます。

そこで再質問しますが、新しい職員さんを育てるための取組について、どのような改善策を考えているのかお伺いします。

○大場 諭副議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

会計年度任用職員の採用に当たりましては、調理の知識や技術の有無、集団調理の経験などを考慮して選考を行っております。また、数か月で退職した職員からは、自分が思っていた仕事の内容と違うとの意見もあったことから、面接時には栄養士が具体的な業務を説明し、実際に給食室を見てもらい、納得をいただいた上で採用するようにしております。採用後の研修としましては、調理員の多い保育園で先輩職員から指導を受け、業務の手順や技術について身につけていけるようにしております。その後、業務に慣れてから配置が必要な園に配属することで、採用後の不安が解消できるよう対応しているところであります。今後も安定的に勤務していただける人材の確保や育成に努めてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 中町議員。

○中町けい議員 関連して再質問でお尋ねします。人が一から作る給食ですので、子どもたちに適した食材の大きさや味つけ、アレルギー対応など、様々な部分で気を使わなくてはなりません。

そこで、自分たちが作った給食が安全、安心であるか、誰がどのようにして確認しているのかお尋ねをします。

○大場 諭副議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

公立保育園では、調理が完了後、配膳前に園長、栄養士、調理員が給食を少量ずつ食べて確認する検食を行っております。異物の混入や、いつもと味は変わらないか、火の通り具合や味つけや香り、彩りなどが適切であるかを確認しております。アレルギー対応食につきましても、同様の検査を行い、確認後に配膳をしております。また、食育の一環である食の共有を図るため、保育士が児童と一緒に給食を食べることが必要であることから、3歳児以上のクラスにおいて担任保育士が園児と同じ給食を食べております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 中町議員。

○中町けい議員 ありがとうございます。これは私の意見なんですけれども、自分たちが作った給食が子どもたちにとって間違いがない給食だったか、カットした食材の大きさ、味つけなど、実際に作った調理員さん全員で食べないと質の確保ができないと思います。また、日々の確認や反省の繰り返しが新人の職員さんを育てること、また子どもたちの安全、安心な給食につながっていくのだと思いますので、できましたらその分の食材もしっかり確保していただきたいと思っております。

また、先ほど人員不足によるリスクについてお尋ねしましたが、今働いていらっしゃる皆様、本当に子どもたちのために第一に考える責任感の強い方々だと思いますので、そこに過度な負担がかかってしまいます。調理員さんは日常的に包丁や熱湯を扱いながら、けがや事故と隣り合わせの中で仕事をしているため、やはり皆さんが安全に安心して働ける環境が必要です。そのため園長さんだけではなく、調理現場で働く皆様の声を聞いて一緒に問題解決に当たっていただくよう要望しまして、次の質問に移ります。

次の2番、食物アレルギー対応及びアレルギーフリー給食の導入についてになります。先ほどは調理員さんの人員不足について質問しましたが、優先順位はまずは人を育てることです。その次の課題として、やり方によっては調理現場の負担の軽減にもつながる可能性がありますので、質問させていただきます。

現在、市川市の公立保育園での給食やおやつでは、アレルギーを持つ子どもに対しては除去食の提供や親御さんに代替食を用意してもらうことで対応していると伺っております。しかし、人が行っている以上、混入のリスクも生じます。調理をする際も小麦粉などが舞って混入しないか、心配しながら調理をするケースもあると聞いています。また、保育士の現場サイドでも間違った食事を提供しないか、隣の子どもが欲しがって食べてしまわないか、あげたりしないか、代替食のお弁当箱の管理や間違っって提供しないかなど、限られた保育士が給食中に様々なお子様に気を配り、同時に補助をしなければならないため、給食時は最も緊張し、精神的に負担が高いと感じます。

そこで、現状のアレルギー対応と代替食についてお伺いします。

○大場 諭副議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

アレルギーの原因となる食品の除去につきましては、ナッツ類、甲殻類を使用しないこととしているほか、マヨネーズ、魚や肉の加工品などを使用するときは、卵や乳製品が入っていない製品を使用するようにしております。また、アレルギーを持つ園児に対しましては、その園児の分のみ、調理の過程において原因となる食品を部



分的に除くことや、牛乳を豆乳やアレルギー用ミルクに変更するなど対応を行っているところでもあります。加えて、毎月、保護者と栄養士が面談を行っており、原因食品を除くことや、代替りのものを提供することが難しい場合にはおかずを御持参いただくようお願いをしているところがございます。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 中町議員。

**○中町けい議員** 現状はどうか対応していると思いますが、ゼロ歳児の離乳食や、ふだんは登園しない一時保育の子どもたちが増えてくると、ますます現場は複雑化してくる可能性があります。

そこで再質問させていただきます。作る側の調理員さんのリスク、提供する側の保育士さんのリスク、代替食を持参する親御さんの負担、何より万が一誤食してしまうリスクのあるアレルギーを持つ子どもたちのことを考えると、例えばアレルギー率の高い食材をそもそも扱わずに、同じ栄養価の食材を代替するアレルギーフリー給食の導入によって調理の煩雑化を抑え、かつ、できる限り子どもたちが同じ給食を食べられるようにすることによって問題が解消できないかと考えます。当然ながら、アレルギーを持たない親御さんへの理解や信頼関係も重要であります。導入に向けて近隣他市の状況も踏まえ本市の見解をお伺いします。

**○大場 諭副議長** 秋本こども政策部長。

**○秋本賢一こども政策部長** お答えいたします。

近隣市では、松戸市が令和3年度から昼食に卵と乳製品を使用しない献立を実施しております。その理由としましては、子どもたちが同じ食事をすることの大切さとメニューの簡素化などであると伺っております。アレルギーフリー給食のメリットといたしましては、全員が同じものを食べ誤食のリスクが少ないこと、除去が不要なため調理の作業工程が複雑化しないことなどがございます。デメリットとしましては、アレルギーの原因となる全ての食品を除くことが難しい、原因となる食品を使用しないことでメニューが単一傾向になってしまうことなどが考えられます。加えて保育所における給食は子どもの発育、発達段階、安全への配慮、必要な栄養素の確保とともに、園児が様々な味を知り、豊かな食の体験を積み重ね、食事を楽しみ合う子どもに成長していく上でとても重要であると考えております。アレルギーフリー給食の導入につきましては、既に実施している保育園の取組のメリット、デメリット、アレルギーのあるない、それぞれの園児に与える影響など、様々な要因を多角的に分析、研究を行うなど慎重に考えてまいります。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 中町議員。

**○中町けい議員** 今、御答弁いただいたように、おっしゃるようにメリット、デメリットはあります。しかし、今後、アレルギー対応がより複雑化した場合に現場の負担やリスクがさらに高まるのも事実です。お隣の松戸市では、給食に卵、乳製品を使用しないアレルギーフリー給食が実現できていらっしゃるということで、ぜひ検討をお願いします。

最後に少しお時間をいただきますが、アレルギーフリー給食について模範的な取組をされております社会福祉法人ユーカリ福祉会、市川保育園さんのインタビュー記事を少し紹介させていただきます。管理栄養士の江島先生のコメントです。初めは、御家庭から給食のメニューに応じた代替食を持参してもらっていましたが、でも、それでは保護者の負担も大きいですし、温かい御飯を提供してあげられないのが心苦しくて。それにお弁当箱の管理や間違えちゃいけない責任も大きくて、2008年からは代替食をこちらで提供するように変更しました。しかし、調理場に並んだお盆の数、卵、乳、小麦をはじめとする食物アレルギー対応が必要な子の分だけ代替食を用意するのですが、食物アレルギーを持つ子がすごく増えて作業ができないほどたくさんのお盆が並んだときに、もう個別対応はやめようと思ったそうです。例えばハンバーグでも卵、小麦を使わないで作ります。ですが、普

通のハンバーグと一緒に焼くわけにはいきません。揚げ物でもそうですよね。パン粉がついているものと一緒に揚げるのができないので、調理する順番や手順もどんどん複雑化していきました。それでも間違えないように、そして温かくておいしいものを食べてもらうようにと、みんなで頑張っていましたね。でも、同じ調理場ですから限界はあります。小麦粉の袋を開ければ粉が舞って、エアコンの風などで調理室中に広がります。それで完全に除去と言えると考えたときに、やっちゃいけないと思ったんです。頑張っていたけど、これでは駄目だと。

最初に、原因食物で一番多い卵を抜いて、その3か月後に乳、小麦を抜きました。卵を抜いたら、その分、たんぱく質をどこかで補わなくてははいけない。栄養士として献立力は必要ですが、パンを御飯に替えてお魚を増やして和食中心にしたことで栄養価も満たされています。一番心配していたのは、食物アレルギーのない子の保護者の反応ですね。でも、日頃から信頼関係を築いてきたので大丈夫でした。御家庭での食事を伺うとパン食やパスタなど洋食が多いことが分かり、園での給食が和食中心でも全く問題ありませんでした。

次に、保育士の藤田先生のコメントです。個別対応のときは、間違えないように1人ずつお盆を渡していく、そのプレッシャーがとてとても大きかったです。配膳した後も、食べ終わるまで目が離せないので、お昼は緊張の連続でした。

最後に江島先生は、同じように頑張るなら、ミスをしないようにではなく、おいしいものを作ることに頑張りたい、この取組がより多くの園に広まってほしいとおっしゃっております。

私はこの記事を拝見し、とても感銘を受け、先日、直接市川保育園さんにお邪魔して、齋藤園長さんと江島先生に取組や考え方について話を聞かせていただきました。同じ市川でも、このように模範的な取組をさせていらっしゃる保育園さんをぜひ参考にさせていただきまして、これからも子どもたちのための安心、安全の給食の在り方について御検討をお願いしまして、このテーマの質問は終了します。

次に、大項目、色覚チョークの導入についてになります。

色覚は色を感じ取り、見分ける力で人によって違いがあります。日本人男性の20人に約1人は色覚特性を持っていると言われていて、色覚に特性があると赤色が青色や灰色に見えたりするようで、色覚特性を持つ子どもは黒板に色分けされたチョークの文字の色の違いを認識することが難しいと言われております。黒板の見やすさ、分かりやすさは子どもたちの学習意欲にも関わるので、色覚特性を持つ子どもにとっては、よりはっきり見える配慮としてカラーユニバーサルデザインが必要だと思います。

そこで、まず学校現場の状況と取組についてお伺いをします。

**○大場 諭副議長** 藤井学校教育部長。

**○藤井義康学校教育部長** これまで教育委員会では、教職員に向けて色覚に関する正確な情報を持ち、色覚に特性のある児童生徒の学習指導や生徒指導、進路指導などにおいて適切な支援を行うことができるよう指導助言をしてきております。具体的な助言の一つとして、特別支援教育コーディネーター研修会にて、色覚に特性のある児童生徒の学習支援として有効な色覚チョークの紹介をし、使用を推奨しています。また、保護者に対しては見え方相談会を実施し、その中で色覚に関する相談があれば学校と情報共有し、色覚チョークの導入をお願いしています。学校では、色覚チョークが必要な児童生徒に対し、保護者本人と合意形成の上、合理的配慮として色覚チョークを使用しております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 中町議員。

**○中町けい議員** ありがとうございます。関連して再質問させていただきます。

今現在、学校における子どもたちの定期健康診断での色覚検査の実施状況と子どもたちの色覚特性の状況把握

についてお尋ねをします。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 学校における色覚の検査につきましては、平成15年度より児童生徒の健康診断の必要項目から削除され、希望者に対して個別に実施されてきております。そこで、学校では家庭が提出する保健調査の項目に見え方に関する項目を設け、児童生徒が自身の色覚を含めた見え方の特性を知らないまま不利益を受けることのないよう配慮しております。また、学校医による健康相談において、児童生徒や保護者の事前の同意を得て個別に色覚の検査、指導を行うなど、必要に応じ適切な対応ができる体制を整えて児童生徒の状況把握に努めております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 中町議員。

○中町けい議員 学校における色覚の検査については、平成15年度より児童生徒の健康診断の必要項目から削除されているということと、必要に応じて体制を整えていることは理解しました。

次に、コストの部分で再質問させていただきます。これ、参考までになんですけれども、こちらが従来のチョークと色覚チョークの違いになります。従来のチョークよりも、やはり黒板の文字が見やすくなります。現在使用しているチョークと色覚チョークを導入した場合のコストの比較及び近隣市の状況についてもお尋ねをします。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 コストにつきましては、販売元の価格は通常のチョークと同程度となっております。近隣市の状況ですが、学校ごとに必要に応じて購入している市が多い中、柏市、松戸市では、市の予算で色覚チョークを購入し、各学校に配布している状況となっております。現在、市川市では、学校が必要に応じて市の配当予算の中から色覚チョークを購入し、使用しております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 中町議員。

○中町けい議員 御答弁ありがとうございます。最も懸念する点は、子どもたちの中で色覚に特性があったとしても、それを知らないまま成長してしまう可能性もあり、黒板が見づらいことに気づかずに学習に影響が出てしまうことです。色覚チョークは、色覚特性以外の子どもや大人が見ても見やすい、分かりやすいメリットがあります。本来、早く色覚チョークに変更したほうがよいと思いますが、一定の準備期間も必要だと思いますので、遅くとも来年度より全小中学校への色覚チョークを導入できないか、再質問します。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 教育委員会としましては、色覚チョーク使用については、課題も特段に見当たらないことから、今後は色覚チョークの使用をより推奨していきたいと考えております。チョークを新規購入する場合には優先して色覚チョークを購入することや、通常、チョークの在庫がある場合には教職員の研修会等で使用するなどし、できる限り授業では色覚チョークを使用するよう、教育委員会より各学校に周知していきたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 中町けい議員。

○中町けい議員 前向きな御答弁ありがとうございました。コストも変わらないのであれば、一日も早く全校で導入できるよう要望をいたします。

来年から給食費の無償化が始まりますし、カラーユニバーサルデザインを通じて見やすい、分かりやすい授業をぜひ実現してほしいと思います。

最後に、田中教育長に子どもたちのカラーユニバーサルデザインの必要性について御見解を伺います。

○大場 諭副議長 田中教育長。

○田中庸恵教育長 それでは、私のほうから御答弁をさせていただきたいと思います。

まず、見え方の特性でございますけれども、見え方に特性を持った子どもがいるということについては、仲間である多くの児童生徒たち、それから、保護者の方々にもしっかりと認識をしてもらうということが大事だというふうに思います。それで、まずは子どもたちについては、学校の教育活動を通して、また保護者の方々には学級通信とか、あるいは便りがございますね。そういうような媒体を通して周知をしっかりと図っていく、これをまずしていくことかなというふうに思っております。それから、今、御質問者もおっしゃっていましたが、自分の色覚特性に気がつかないまま学校の中で教育活動を営んでいる、そういう児童生徒も可能性としてあると思います。したがって、その特性の有無にかかわらず、色覚チョークを用いたカラーユニバーサルデザインの考え方を取り入れた授業展開、あるいは学習環境の整備というものもしていかなければならないだろう。

もう一つは、見え方だけではなくて、いろいろな特性を持った子どもたちというのは学校におおと思うんです。そういう特性にもしっかりと対応していけるようなユニバーサルデザインに配慮した教育活動、あるいは環境整備、そういうものを行うよう、これからさらに学校と教育委員会と連携をしながら、この問題に対応してまいりたいと、かように考えている次第でございます。

私からは以上です。

○大場 諭副議長 中町議員。

○中町けい議員 田中教育長、御答弁ありがとうございます。ぜひこれからも子どもたちの色覚特性への配慮と、より見やすい、分かりやすい授業の実現に向けまして御尽力をお願いしまして、このテーマの質問は終了します。ありがとうございます。

次に、大項目、図書館運営についてお尋ねします。

1番、返却ポストの増設についてです。

御存じのように、市北部には中央図書館、行徳図書館、市川南口図書館のような図書館施設がありません。特に北東部では、規模が小さな公民館図書室として、17時で閉館の大野公民館図書室や、現在エアコン改修工事のため、来年2月28日まで図書室が閉鎖中の東部公民館、また、市民図書室として大柏小学校内にて水曜日、土曜日、日曜日の3日間だけ、10時から夕方4時まで貸出し、返却が行われています。その中でも柏井町地区には図書館や図書館関連施設がなく、毎月2回、第1・第4水曜日の午後1時半から2時までの30分、柏井小学校に自動車図書館「みどり号」が巡回してくる際に貸出し、返却する機会がありますが、小中学生は授業中ですし、この時間に利用できる方はごく限られた市民の方です。

このことは、大町地区の皆様にとっても同じことが言えます。返却ポストの設置場所の地図をホームページで拝見しましたがけれども、やはり北東部が少な過ぎると思います。例えば北部の大町や北東部の柏井町の子どもたちが中央図書館に行くにしても距離が遠過ぎて、借りるにしても返却するにしても離れた地域になり、大変苦労します。

そこで、まず返却ポストの適正位置について、どのような基準で設置をしているのか。また、そもそも北部には、他の地域と比較して図書館関連施設、特に返却先が少ないという地域的な事情についてどのような認識なのか、お伺いをします。

○大場 諭副議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 まず、返却ポストを設置する際の基準についてです。返却ポストは、現在、市内12か所に設置しております。これらについて明確な設置基準は設けておりませんが、駅に近い公共施設や人の集まる

ショッピングセンターなどを中心に、近隣に図書館がないといった地域の事情や地域バランス、また市民からの要望にも配慮しながら設置しております。

次に、北部地域の状況についてです。大町や柏井町をはじめとした北部地域には図書館及び関連施設が少なく、他の地域と比較して図書館サービスの面において課題があることは十分認識しているところでございます。そのため、大野公民館や西部公民館の各図書室において、図書館蔵書管理システムとの連携を通じて市内各図書館の本の貸出しや返却を可能としているほか、本年2月より市内に所蔵のない本のリクエストに応じるなど、順次サービスを拡大しているところでございます。また、図書館施設がない地域に向けたサービスとして自動車図書館「みどり号」を巡回させておりますが、本年10月より、「みどり号」の巡回サービスを18か所から北部地域を中心に7か所増やし、25か所に拡大したところでございます。今後もこうしたサービスの拡大により、北部地域にお住まいの皆様により身近な図書館サービスが実現できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 中町議員。

**○中町けい議員** ありがとうございます。人の往来が多い場所に返却ポストを設置すれば利用総数は多いと思いますが、公共サービスの本質として、まず本を貸し出すということは返却もセットで考えるべきで、優先すべきは市内東西南北に地域差が生じないようにすることだと思います。先日、私も大町や柏井町を回って、雨に濡れないで返却ポストを設置できそうなところを探しました。

そこで具体的な再質問になりますが、大町第一の市営住宅の敷地内や大町集会所の入り口付近、また柏井公民館に返却ポストを増設できないのかお尋ねします。

**○大場 諭副議長** 永田生涯学習部長。

**○永田 治生涯学習部長** まず一般論といたしまして、返却ポストの設置に際しましては、本が気温や天候の影響を受けにくいこと、また盗難やいたずらによる被害を防ぐという観点から、基本的には屋内への設置が望ましく、さらにそれを管理、点検する者が常駐していることが望ましいものと考えております。御提案の大町市営住宅や柏井公民館への増設につきましては、そうした設置のための条件をある程度満たせることから検討の余地はあるものと考えられます。その上で、先ほど御答弁いたしましたとおり、市民要望や地域バランス、また、返却された本を回収する業務が発生することによる費用対効果を十分に検証しながら、返却ポストの適切な配置について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 中町議員。

**○中町けい議員** ぜひ実現に向けて御尽力をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。2番、貸出窓口の増設についてですが、これも返却ポストと同様、柏井町や大町には貸出窓口がありません。大柏出張所2階の大野町公民館図書室や大柏小学校の市民図書室にしても、御存じかもしれませんが、木下街道から曲がる県道9号線はとにかく坂道が長くて、ガナーズ通りの交差点をさらに真っすぐ大柏小学校に行く道も傾斜が大変厳しい坂道です。やはり柏井町から自転車で行こうとしても大変しんどい状況でございます。そして、身近に図書館や関連施設がないとおのずと本に接する機会が減るため、本を読む習慣や本に親しむ機会がほかの地域に比べて少ないと思いますし、教育面でも差が出てしまわないか心配です。

そこで、本来、大町や柏井地区にも貸出窓口と返却ポスト、両方あるのがベストですが、大町地区は人が常駐している公共施設が少ないため、柏井公民館に貸出窓口を設置できないのかお尋ねします。

**○大場 諭副議長** 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 現在、柏井町をはじめとした市北東部地域において、図書館の本が受け取れる場所といたしましては大野公民館図書室等3か所があり、加えて自動車図書館が大町第一団地等、計6か所の各ステーションを月に2度巡回している状況でございます。市内のどこに住んでいても気軽に図書館の本を楽しめることが理想であり、教育委員会としても貸出窓口の充実を図っていかなければならないと認識しておりますが、その一方で貸出窓口の増設に際しましては、図書館の蔵書管理システムに接続する業務端末の設置や、また本の配送及び回収業務を行う人員と車両の確保、貸出業務を行う職員の配置など、様々な課題もございます。今後、既存の貸出窓口の利用状況や、こうした費用対効果の課題についても検証を進め、柏井公民館を含む新たな貸出窓口の増設について慎重に検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 中町議員。

○中町けい議員 いちかわ情報プラザだったりとか公民館であれば夜まで開館していますので、貸出窓口としての拠点にできないかと思いますが、貸し出す場合にも人員がどうしても必要になってくると思います。

そこで再質問しますが、同じ生涯学習部内である公民館の職員さんが貸出業務を兼任して御対応していただくことはできないかどうかお尋ねをします。

○大場 諭副議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 職員に貸出業務を行わせるためには、まず、その職員が貸出業務に関するマニュアルを習熟し、また業務端末の操作やトラブルに対応する知識が必要となります。御質問の柏井公民館につきましては、比較的小規模な館であり、配置されている職員が少ないことから、仮に新たに貸出業務を行うとなりますと人力的な拡充が必要になるものと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 中町議員。

○中町けい議員 現状の職員さんに研修をして御対応していただくのか、新しい職員さんを配置するのか、予算がかかることだと思いますけれども、どちらにしても実現に向けて模索していただきますようお願いしまして、次の質問に移ります。

3番、北部地域への図書館の設置についてになります。

図書館というのは本を読み、借りる以外にも、市民の居場所としての側面も担っています。特に北部で暮らす方々にとっての図書館施設を通じた行政サービスが他の地域に比べて確立されていないことが課題だと感じております。中央図書館と行徳図書館は平日19時30分まで、市川駅南口図書館は夜21時まで開館しています。図書館施設は子どもたちから高齢者まで幅広い市民の方々にとって有意義な時間を過ごすことのできる大切な場所であり、居場所という空間サービスとしての意味でも大きな役割を果たしていると思います。

そこで本を読み、借りる以外の生涯学習の場としては、北部地域の市民の居場所という側面からも、この地域差をどのように捉えているのかお尋ねをします。

○大場 諭副議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 図書館は読書や調べ物を通じ市民の学びを支える生涯学習の場であると同時に、市民が気軽に立ち寄り、読書などを楽しめる居場所としての機能も併せ持っております。近年のコロナ禍では、インターネットで図書館の本を予約し、最寄りの施設で受け取るという利用が増加傾向にございますが、館内で本や新聞、雑誌を閲覧する方の利用も依然として多く、気軽に立ち寄れる場所としての図書館への期待は根強いものがあると認識しております。このため本市といたしましては、北部地域につきましては、各公民館における図書室の機能を引き続き拡充いたしますほか、他の公共施設との連携を模索するなど代替サービスの確保に努めてま

いりたいと考えております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 中町議員。

**○中町けい議員** 私自身は南八幡で生まれて育ってききましたので、中央図書館が近くにあつて、本に接する機会に恵まれました。しかし、今、結婚して北部に住んでおりまして、北部の子どもたちはどのように本を借りて返却をしているのか。共働きの世帯が多いのは北部も一緒に、仕事で両親の帰りが遅い子どもたちはどのように過ごしているのか、気になりますし、とても心配です。

そこで将来的には、北部にも中央図書館や行徳図書館のように、平日は夜7時30分まで開館している図書館施設が必要だと思っておりますが、この点についてどのようなお考えをお持ちなのか、御見解を伺います。

**○大場 諭副議長** 永田生涯学習部長。

**○永田 治生涯学習部長** 図書館は、地域における情報拠点として市民の知る権利を保障し、市民の持つ課題を解決することを支援する大切な施設であります。また、子どもたちが読書に親しみ感性を磨き、表現力や想像力を豊かにするためのサポートをする施設でもあります。中央図書館は令和6年に開館30年を迎えます。また、他の図書館も昭和50年代に相次いでオープンしたことにより、施設の随所に老朽化が見られる状況でございます。このため、現在行われている公共施設個別計画の見直しと並行して、将来的に図書館を市内各地域にどのように設置していくか議論を重ねながら、よりよい図書館サービスの発展を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 中町議員。

**○中町けい議員** 今御答弁いただいたこと、本当にまさにおっしゃるとおりだと思います。図書館は地域における情報の拠点であり、重要な市民の居場所でもあります。理事者の皆様方には、大町をはじめ北部の子どもたちや高齢者が図書館施設に行くのにわざわざバスや電車に乗らないと中央図書館や市川駅南口図書館まで行けない現状をどうか皆様の御家族や子どもに置き換えて考えていただきたいと思います。人口密度が高い中央や南部が行政サービスとして優先されるのは致し方ないところかもしれませんが、北部は規模が小さく、代替サービスなどの図書館施設サービスが誕生していない市民の居場所としての機能やサービスが確立されてないうちに老朽化の公共施設個別計画問題を持って、北部への図書館の設置が後回しにならないように切り離して考えていただきますように要望しまして、このテーマの質問は終了いたします。ありがとうございました。

最後の項目になります。高齢者保健福祉サービスについてになります。

1番、健康入浴券及びはり・きゅう・マッサージ助成券の利用状況と今後の課題についてになります。

本市ではみんなの健康福祉サービスの健康維持として、65歳以上かつ市民税非課税の世帯など、支給対象者の条件に当てはまる方には健康入浴券、いわゆる公衆浴場の入浴券の支給とはり・きゅう・マッサージ助成券の支給サービスを行っております。

まず、こちらの福祉サービスの概要と利用状況、今後の課題についてお尋ねします。

**○大場 諭副議長** 立場福祉部長。

**○立場久美子福祉部長** お答えいたします。

市川市高齢者健康入浴券交付事業は、居住する住家に入浴設備のない居住者全員65歳以上で市民税非課税世帯の方に対し、公衆浴場で使用できる入浴券の交付を行うものです。入浴券の交付枚数は月6枚、年間72枚を限度としております。入浴券の交付人数は、令和元年度は118人、2年度は101人、3年度は81人で年々減少しております。利用できる公衆浴場は、コロナ禍前の平成31年4月末時点で11か所、うち市内が8か所、令和4年12月現在では8か所、うち市内6か所となっております。

次に、市川市はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業についてでございます。65歳以上の方や身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している18歳以上の方で、いずれも市民税非課税の方に年間24枚を限度に助成券を交付しております。助成券の交付人数は、令和元年度は2,403人、2年度は1,986人、3年度は2,069人であります。なお、利用可能な施術所は、令和4年11月時点で244か所でございます。

両事業ともに、市民の健康維持のために必要な事業と考えておりますが、いずれも事業開始から40年以上経過しており、生活環境や社会情勢等は大きく変化している状況でございます。市内の公衆浴場は6か所のみとなり、利用者にとっての利便性は高いとは言えない状況もございます。長期化するコロナ禍の影響などで両事業ともに利用者の減少傾向にあることなど、このような社会情勢の変化等を勘案しながら事業を継続しつつ、今後も市民の健康維持に資する取組について検討を重ねてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 中町議員。

○中町けい議員 ありがとうございます。特に公衆浴場の数自体も、現在、市内で6か所と、併せて利用者の数が減少しているということで理解しました。また、両事業が開始され40年以上経過し、この間、生活環境や社会情勢と大きく変化していることから事業の転換期であると思います。今後の課題として、市民の健康維持に資する取組の検討を重ねていくということでしたので、この質問に関しては再質問ありませんので、次に進みます。

次に、高齢者の移動手段の確保策として、市川市コミュニティバス利用券を導入する考えについてになります。

高齢者の声として、御本人や御家族の通院時や外出時の往復のバス代や、人によっては往復のタクシー代など、移動にかかる経済的負担が大きいと聞きます。また、運転免許証を返納した後の移動手段が心配だから移動手段のサービスを実施してほしいというニーズの声も聞きます。特に北部は坂が多く、公共の移動手段も限られ、市役所本庁舎に来るのも不自由をしている方もいらっしゃいます。また、日頃の買物にしても高齢者の移動手段の確保は必要です。高齢者の移動手段の確保として市川市コミュニティバス利用券を導入するべきと考えますが、まずは本市としての高齢者の移動手段の課題をどのように考えているのかお伺いします。

○大場 諭副議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

市内の移動手段は鉄道、路線バス、コミュニティバス、さらには民間タクシー会社も複数あり、公共交通網はある程度整備されているという認識でおります。令和4年10月末現在で、本市の65歳以上の高齢者数は約10万6,000人となっており、仕事に就いている方、地域活動をされている方、つえ歩行で出歩く方、要支援や要介護の介護認定を受けられている方など、その状況は様々でございます。高齢者にとって、移動手段のないことで生じる外出機会の減少は他者とのつながりを希薄化させ、家に閉じ籠もることによる筋力や意欲の低下など、心身両面に大きな影響を及ぼすものであることから、適切な支援を行う必要性は高いものと認識しております。高齢者の移動手段は大変重要な課題であることから、個々の状況に応じ適切な支援をどのように構築するのか、幅広い観点から検討を重ねてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 中町議員。

○中町けい議員 例えば同じ高齢者へのサービスの選択肢として、入浴券やはり・きゅう・マッサージの施術を使用していない方にとっては、バスやタクシーの割引券や利用券の支給サービスがあれば利用を求める方が多いと思います。ただし、コミュニティバスも全てのエリアをカバーできるわけではございませんので、他の民間の



バスやタクシーの助成などを含めて高齢者の移動手段について検討する必要があると思います。田中市長は健康寿命日本一のスローガンを掲げており、市民の健康寿命の延伸は重要なテーマだと私も認識しております。そのため、高齢者の外出の機会と移動手段の確保はセットで考える必要があると思います。

そこで一定要件の下、高齢者の移動手段に関する福祉サービスがあれば、田中市長が目指す健康寿命日本一への相乗効果も期待できると思いますが、この点について再質問させていただきます。

**○大場 諭副議長** 立場福祉部長。

**○立場久美子福祉部長** お答えいたします。

適切な高齢者の移動手段の確保は重要であると考えており、現在、他の自治体の事例などを参考に検討を重ねているところでございます。例えば船橋市では、市内の自動車学校や教習所で運行する送迎バスの空席を利用し、交通不便地域における移動支援を行っております。また、柏市では予約制の相乗りタクシーを導入し、買物や通院などの日常生活、あるいはレクリエーションや観光などに活用しているとのことでございます。高齢者の移動手段を確保し、外出する機会を増やす施策を導入することは本市が目指す健康寿命日本一につながるものとして、費用対効果、利便性、公平性など様々な観点から、今後も引き続き検討してまいります。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 中町議員。

**○中町けい議員** 本市の考え方について御答弁ありがとうございます。ちょっと誤解しないように御説明しますが、道路交通部が主体となって、今、コミュニティバスを利用している高齢者を単純に割り引きして、コミュニティバスの採算性を減らすような解釈ではなくて、福祉部が一定要件を満たす高齢者のために健康維持に資する取組の事業の一環として予算をしっかりと確保した上で、運行事業者に運賃収入として売上げが入ってくるような枠組みを道路交通部をはじめ各部署を横断して協議してほしいという意図です。コミュニティバスの運営は、運行経費から運賃等の収入を相殺し、不足分を市が負担金として補っていると伺っております。また、少し極端な例ですが、たとえ乗車している人がいてもいなくても、バスは時刻どおりに運行しており、この間の日々の運行経費は発生しているわけです。となると、福祉部で予算をつけて事業化して、運賃収入が現在持ち出ししている不足分をカバーすれば市としては支出はしますが、運賃収入で後から返ってくるというわけですので、結果的に日中の乗車率が低い時間帯を高齢者がうまく活用できるという仕組みが成り立つと私は考えております。事業の結果として、乗車率が上がればコミュニティバスの採算性の向上にもつながり、利用者、事業者、市役所が三方よしという結果になります。

以上のように、福祉部が主体となり、健康維持に資する取組の事業としての将来像を踏まえて、まずはその取っかかりとして、市川市コミュニティバス利用券を導入する考えについて福祉部さんに答弁を求めます。

**○大場 諭副議長** 立場福祉部長。

**○立場久美子福祉部長** お答えいたします。

本市のコミュニティバスは、地域の代表者、運行事業者と市により構成されたコミュニティバス実行委員会で運営されており、交通不便地域の解消を目的としているものでございます。利用券につきましては、移動手段を必要とする方の全てを対象とすることはできず、走行ルート付近に居住する一部の市民のみの利用となることから、導入には慎重な検討を要するものと考えております。しかしながら、高齢者の外出機会を確保することについては、閉じ籠もり防止や健康寿命の延伸にも大きく影響するものと認識していることから、高齢者個々の状況に応じた適切な外出支援策となるよう、コミュニティバスも含めた公共交通機関をはじめとする様々な移動手段について、関係部署とも連携を図りながら検討を進めてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 中町議員。

○中町けい議員 ぜひ御検討をお願いします。理想を言えば、例えば毎月1,200円分を上限にコミュニティバスなら100円割引回数券が12枚、京成バスなら200円割引回数券が6枚、タクシーなら300円割引券が4枚とか、最終的にその方の用途に合った移動手段の拡充ができれば一番ベストですけど、現実的にこれを一気にスタートするにはハードルが高いので、まずはコミュニティバスの割引利用券から実用化できないかという趣旨です。特に日中のコミュニティバスは見る限り乗車率が低いようですし、繰り返しになりますが、それでもバスは時刻どおり運行していますし、この間の運行経費も発生しております。このあたりを見直しし、将来像をどう描くかで市民に大きく還元し、田中市長の目指す方向に相乗効果をもたらす可能性を秘めていると思っております。そのあたりのスキームについて、ぜひ道路交通部などの関係部署とも連携を図りながら検討を進めていただくことを要望させていただきまして、私の一般質問は終了します。どうもありがとうございました。

~~~~~

○大場 諭副議長 この際、暫時休憩いたします。

午後2時51分休憩

---

午後3時30分開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 一般質問を継続いたします。

やなぎ美智子議員。

○やなぎ美智子議員 日本共産党のやなぎ美智子です。一般質問を一問一答で行います。

最初の質問項目は、特別支援学校のスクールバスの安全対策についてです。

11月11日、東京新聞は、広島特別支援学校、バスに45分間、児童置き去りの見出しで、広島市教育委員会が発表した11月10日に起きた事案を報じました。事案の概要は、市立広島特別支援学校のスクールバスに児童1人を約45分間置き去りにする事案が発生した。学校に到着し、その後、児童が教室にいないことに気づいた教員がバス会社に問い合わせた。連絡を受けた運転手が最後部の座席に座っている児童を見つけ、保護した。バスには介助員2人が乗っていたが、両者とも相手が降車確認をしたと思い込んでいた。運転手も車内を確認していなかった。児童の健康状態に問題はなかった。今後は降車確認を徹底するため、チェックリストを導入するというものでした。私はこの記事を見て、市川は大丈夫なのかと心配になりました。

そこで、(1)送迎の安全確認の現状と課題について伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 須和田の丘支援学校の児童生徒の送迎では、本年11月より1台を増車し、現状7コース、7台のスクールバスにて運行し、全校合わせて115名の児童生徒が利用しております。それぞれのバスには運転手のほか、児童生徒の安全確認を含めて円滑な送迎を行うために介助員1名を配置しております。介助員の送迎時の主な業務といたしましては、まず担任と児童生徒の欠席確認を行い、利用者一覧により当日のバス利用者を確認すること。次に、各停留所で利用者一覧にある児童生徒をバスに乗せ、それぞれ指定の座席に座らせること。欠席連絡がなく、停留所に来ていない児童生徒がいた場合には、この段階で保護者確認を行うこともしております。そして送迎途中のバス内、児童生徒の安全管理を行うこと。支援学校到着時には、利用者一覧に基づき担任に児童生徒を引き渡すこと。最終的に忘れ物を含めてバス内の点検を行うことなどといった流れを通しまして、日常的に安全確保に努めております。

次に課題ですが、これまでこのような児童生徒の送迎に関する手順書が整備されておらず、介助員が変更した

場合などの業務内容引継ぎなどに不安がありました。そこで、現在、チェックリストを含めまして手順書の整備を行っているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。広島の特設支援学校のスクールバスは、運転手のほかに介助員が2名同乗していました。それでも置き去り事案が起きてしまいました。

本市では運転手と介助員1名で対応しているとのことですが、これまで問題となる事案はなかったのか伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 須和田の丘支援学校スクールバスは昭和49年3月より運行してきておりますが、児童生徒の置き去りなどを含めまして、大きな問題はこれまでに発生してはおりません。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 運行開始から48年間、これまで大きな問題が生じてこなかったのは幸いです。どのような取組によって安全確保ができてきたのか伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 これまでの安全確保を図るための取組といたしましては、介助員を配置しているほかに教職員、運転手、介助員、バスの委託業者によるスクールバス委員会を毎月1回開催してきております。この中では運行予定や運行状況の確認、児童生徒に関する情報交換など様々な情報を共有し、安全対策について共通理解を図ってきたことがこれまで大きな問題が生じなかったことにつながっていると考えております。今後も児童生徒の置き去り防止を含め、安全管理に遺漏のないよう努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。今年9月5日、静岡県牧之原市の川崎幼稚園の送迎バスに3歳児が取り残されて死亡した事故後、政府は安全装置設置の義務化を認定こども園や保育所、幼稚園のバスに加え、特別支援学校の小中高生が乗る送迎バスも対象にするとしました。須和田の丘支援学校スクールバスもこの対象になります。

そこで、(2)置き去り防止のための安全装置の設置の現状と課題について伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 本年10月に特別支援学校スクールバスへの置き去り防止を目的とした安全装置の設置について、国より義務づけされることが示されました。そのことについての具体的な安全装置の内容などの周知は12月中旬に予定されているところです。

なお、文部科学省からは千葉県教育長を通じ、「バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策『こどものバス送迎・安全徹底プラン』」が通知され、安全徹底マニュアルが示されました。教育委員会と須和田の丘支援学校では、これらの情報共有を行い、安全徹底マニュアルに沿った安全確認を行いながら、義務づけとなりました安全装置の設置につきましても、これから示されます具体的な安全装置の内容を確認次第、早急に対応していくこととしております。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

**○やなぎ美智子議員** この質問項目、まとめたいと思います。国や県から具体的な内容などの交付があったら速やかに安全装置を設置して下さるよう求めます。児童にクラクションを鳴らす訓練などが行われていることが報道されています。しかし、特別支援学校の児童生徒への訓練は容易ではないと思います。人による確認が絶対不可欠です。医療事故防止のためのセルフチェック、ダブルチェック、トリプルチェックは看護業務でも絶対不可欠です。そのためには複数名の人員が必要で、さらに確認のための時間的余裕が必要です。これと同様のことがスクールバスについても言えると思います。本市の特別支援学校のスクールバスの安心、安全確保を図っていただくことを求めて、次に移ります。

次の質問項目は、空き店舗についてです。恐れ入りますが、順番を(1)、その次に(3)、(2)の順に伺いますので、よろしく申し上げます。

本年10月に入った頃、若宮地域在住の多くの市民の方から、近所のスーパーマーケットが11月に閉店するらしい。生鮮食品、お総菜、野菜、果物、日用品まで何でもそろっているお店だった。これから買物をどうしたらいいのか、困り果てていると声が寄せられました。私は10月中旬の夕方、そのスーパーマーケットに買物に行ってみました。閉店に向けて品物が少なくなっているものの、手作りのお総菜をはじめ何から何までそろっているお店だということがよく分かりました。ネットでこれがお勧めと投稿があった肉じゃがを買って帰宅し、夕食で食べました。調理をするのが困難な方がこのお店の総菜を買いに来てくれるという関係者の話に納得しました。そして、このお店がなくなったら困ると途方に暮れる住民の皆さんの声の深刻さを実感しました。商店街の空き店舗問題は若宮地域以外にもあるのではないかと思います。空き家問題はこれまでも議会で取り上げられてきましたが、商店街の空き店舗問題も深刻です。

そこで、(1)空き店舗の現状と課題について伺います。

**○松永修巳議長** 小塚経済部長。

**○小塚眞康経済部長** お答えいたします。

本市の空き店舗数につきましては、令和2年10月1日に千葉県が行った商店街空き店舗数調査において、本市商店街には約2,100の店舗があり、そのうちの約370が空き店舗とされております。この調査における空き店舗とは、商店街の地域に存在する従前店舗として使用されたものであり、廃業、移転等により事業活動を廃止、休止しており、店舗として当分の間使用する見込みのない店舗で、現在、一般住宅や駐車場、空き地などの他の用途に使用されているものを除くとされております。

本市では、県の調査とは別に各商店会から聞き取り調査等を行っており、空き店舗が増加していること、住宅兼店舗のため、店舗は廃業したが引き続き居住しているため、店舗部分だけ貸したくないという空き店舗が多くあることを認識しております。多くの空き店舗は、店主が高齢化し後継者がいない、地域商圏人口の高齢化や減少により経営不振などから廃業に至っております。JR総武線、東京メトロ東西線沿線の駅に近い商店街の空き店舗は、募集をかけると、すぐに次の入居者が決まる傾向にあります。一方、駅から離れている商店街の空き店舗は入居者が決まらず、空き店舗のままの状態も多く見られます。商店街に空き店舗が増えると商店街ににぎわいがなくなるほか、近隣住民等のコミュニティーや生活に支障を来すおそれがあることから空き店舗の解消につながる取組が課題と考えております。

以上でございます。

**○松永修巳議長** やなぎ議員。

**○やなぎ美智子議員** 本市の商店街の約2,100の店舗のうち、約370が空き店舗との調査結果を伺いました。他市と比較してどうなのかは分かりませんが、多いなと思っていただけた結果かと受け止めました。若宮商店街では、数年前に閉店したスーパーマーケットがそのまま空き店舗になっています。今回の閉店でスーパーマーケッ

トの空き店舗が2店になりました。それ以外の商店街の個人商店の空き店舗も目立ちます。市は、県の調査とは別に各商店街から聞き取り調査も行っていると伺いました。全国各地で商店街の空き店舗の活用が取り組まれていることが報道されています。

そこで、(3)空き店舗活用の考えについて伺います。また、空き店舗活用に対する支援制度についても伺います。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 お答えいたします。

空き店舗の活用としましては、日用品等の販売のほか、地域コミュニティの醸成に資するなどの活用が考えられます。空き店舗の解消に向けた支援制度につきましては、令和元年度から地域にやさしい商店街推進補助事業を行っております。この事業は、商店街内にある空き店舗を活用する場合に施設の改修工事費や備品購入等に対して最大15万円を補助するものです。また、中小企業融資制度において、商店街空き店舗等利用資金として運転及び設備資金を限度額2,000万円までの融資を行っており、この融資の支払い利子の一部に対して利子補給を行っております。このほか、県の支援制度として、空き店舗を活用したコミュニティスペースや子育て支援スペースの設置などに対する補助事業があります。これら制度が活用されることで空き店舗が減り、商店街のにぎわいなどにつながると考えられますことから、制度のさらなる周知に努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 様々な支援制度があることを伺いました。でも、商店街としての存続自体が困難な状況の中で、支援制度の在り方も見直しが必要ではないかと問題提起をさせていただき、次に移ります。

次に、(2)買物難民への支援について伺います。

若宮地域在住の独り暮らしの高齢者からは、スーパーマーケットが閉店すると聞いて不安になって様々なものを買込んだら手持ちのお金が尽きてしまいそうだとの電話がありました。ある高齢者の方は、これからはタクシーを相乗りして買物に行くことを考えている、うまくいかなかったらどうしようかと心配でたまらないと話しています。

市は、こうした買物難民に対してどのような支援をしているのか。また、当該地区への対応はどのような状況にあるのか伺います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

本市は都市部にあり、スーパーマーケット、ホームセンター、コンビニエンスストアなどの買物資源にはある程度恵まれた環境にあると認識しております。しかし、一部では店舗の閉業、撤退などにより、徒歩圏内に食料品や日用品を購入することのできる店舗のない、いわゆる買物不便地域も存在しております。本市では、令和2年4月に大町地域のスーパーマーケットの閉店などもあり、移動販売導入に向けた調整を行い、同年11月にいわゆる買物難民と言われる人たちの存在する買物不便地域の解消と市民の交流促進を図ることを目的に、移動販売の実施を検討していた株式会社ダイエー——以降、ダイエーと申し上げます——と移動販売の実施に関する協定書を締結いたしました。ダイエーによる移動販売は、令和3年1月に大町地域を含む市内20か所で開始し、令和4年12月現在、販売箇所は26か所となっております。この移動販売では生鮮食料品、加工食品、日用品など約300品目を取り扱っており、利用される市民からは、品物を見て選ぶことができるのでうれしい、外に出るきっかけになるといった声をいただいております。

御質問の若宮地域のスーパーマーケットの閉店につきましては、10月中旬頃に市公式ウェブサイトへのお問合

せや電話により情報を把握し、11月初旬に市とダイエーで現地確認を、11月中旬に地元自治会との意見交換を行いました。その後、ダイエーとの協議を重ね、来年1月中旬頃から週1回の移動販売を実施する見込みとなっております。今後は案内のチラシを作成し、地元自治会を通じて周辺住民への周知を図ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。年明けの1月中旬頃から週1回の移動販売実施の見込みとなっているとのこと、ひとまずほっとしました。私はこのスーパーマーケット閉店の情報を聞いて、すぐに市の所管部に伝え、状況把握と対策を申し入れました。市がスピード感を持って対応していただき、ありがとうございました。

先日、若宮地域の住民の方と買物難民問題について懇談する機会がありました。そこでも様々な声が寄せられました。買物バスを通してほしい、バスに乗れないのでタクシーを使うことになる、豆腐屋や八百屋の移動販売車のように地域を小まめに回ってくれる移動販売車に来てほしい、少し離れているコンビニが混んできたようだが、主婦が必要とする店がないなどでした。さきの12月5日の創生市川の代表質問で、若宮地域の利便性を考えたバス路線の変更の提案があり、市側からは、住民の要望があれば応えていくとの答弁がありました。買物難民への対策は移動販売だけではなく、移動手段の確保も含め複合的に考えていく必要があるものと考えます。

そこで、本市は買物難民に対して今後どのように対応していくのか伺います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

若宮地域におけるダイエーの移動販売は、期間を限定したものではありません。地域に一定のニーズのある限り、今後も継続して実施されるよう支援をしてまいります。ただ、移動販売は限られた時間の枠内での実施となっており、また場所の制約もあることから、全てのニーズに応えていくことは難しいと認識しております。このため、買物不便地域に居住する方々の食料品などの確保に有効な手段につきましては、今後も引き続き研究してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 この質問項目、まとめていきたいと思えます。住民の方からは、移動販売は時間や場所など限定されるので問題の解決にはならないとの声も出ています。今後に向けて、市が市民と商店街事業者の声を受け止め、今回のような切迫した状況に陥ることのないように早めに対策を講じていただくことを求めます。住み慣れた町で暮らし続けたいと願う市民が買物難民にならないよう研究を重ねていただくことを求めて、次に移ります。

次の質問項目は、介護予防・日常生活支援総合事業についてです。

厚生労働省の社会保障審議会で、2024年4月以降の介護保険制度の見直しをめぐり、要介護1、2の人が受けられるサービスの一部を総合事業として自治体に移行する方向で議論されていました。しかし、自治体や地域に受皿が整っていないことなどから、委員の中からも異論が出されていました。関係団体からも反対の声が上がり、総合事業の自治体への移行は見送りされると報道されています。現在でも要支援1、2は総合事業とされています。総合事業は非常に分かりにくい制度で、本市発行の「あかるい暮らしをささえる介護保険」のパンフレットを見ても容易に理解できません。

そこで、(1)制度の概要について伺います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

介護予防・日常生活支援総合事業——以降、総合事業と申し上げます——は、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けることのできるよう、高齢者を地域全体で支え合い、高齢者の身体機能だけではなく、高齢者の能力を最大限に生かす活動などにより、社会参加することで介護予防につなげる取組であります。総合事業には介護予防生活支援サービス事業と一般介護予防事業の2種類ございます。介護予防生活支援サービス事業は、要支援1、要支援2の介護認定を受けた方と、介護認定を受けていなくても、基本チェックリストで日常生活や健康状態について25項目の確認を行い、生活機能の低下と判断された方はサービスを利用できます。本市の介護予防生活支援サービス事業におけるサービスは介護予防ケアマネジメント、訪問型サービス、通所型サービスでございます。介護予防ケアマネジメントは、利用者の状況に合った適切なサービスを提供するため地域包括支援センター——本市においては高齢者サポートセンターと呼びます——において介護予防ケアプランを作成するものです。訪問型サービスは、ホームヘルパーの居宅訪問により身体介護や生活援助を行うものであります。通所型サービスは、デイサービスセンターなどの施設で食事、入浴などの日常生活上の支援や生活向上のための機能訓練などの支援を行うものです。一般介護予防事業は、地域に住む65歳以上の全ての方を対象として、介護予防、フレイル予防に関する知識の普及啓発のための講座や地域住民主体の活動である市川みんな体操などを行っております。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。大変分かりにくい総合事業の制度について丁寧に御説明をいただき、理解できましたので、具体的な問題について議論を進めていきたいと思っております。

私がこの問題を取り上げたのは、介護保険制度の見直し案として、要介護1、2の方のサービスの一部を総合事業へ移行する案が議論されていたことへの危機感からでした。今回は見送られるようですが、見送り、先送りは今後また出てくる可能性があるということです。引き続き注視していかなければならないと思っております。

そこで次に、本市の総合事業の実際について伺います。

(2)総合事業の現状と課題について伺います。訪問型・通所型サービスの利用者数、訪問型・通所型サービスの提供事業者数、総合事業における課題について伺います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

介護予防生活支援サービス事業のうち、訪問型・通所型サービスの直近3か年における利用者数は、令和元年度で2,066人、2年度1,777人、3年度1,835人であります。令和元年度と比べ令和2年度以降は利用者数は減少しており、新型コロナウイルス感染症の影響でサービスの利用控えによるものと考えられますが、令和3年度は回復傾向にあります。総合事業のサービスを提供する市内の事業所は、令和4年10月1日現在で訪問介護事業所82事業所のうち69事業所で、通所介護等事業所は126事業所のうち103事業所でございます。いずれも8割以上の事業所において総合事業のサービスを提供しております。単身世帯や高齢者人口の増加により、生活支援を必要とする軽度の高齢者はますます増えるものと考えております。このため、地域全体で支え合う生活支援介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加の仕組みづくりが求められております。高齢者が住み慣れた地域で安心、安全に生活できるよう、今後も地域全体で支え合う仕組みづくりについて積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。新型コロナウイルス感染症の影響で利用者数が減少していると伺いました。全国的にもサービスの利用控えが起こって、事業者の経営悪化、利用者家族の負担増が深刻な問題になっていま

す。こうしたことから、国の給付から市町村の事業に移行した場合、受皿となる事業所がないといった懸念があります。サービス提供事業者が4割程度しかないという市町村があると聞いていましたので、本市では8割以上の事業者がサービス提供事業者であると聞いて、ひとまず安心しました。

もう一つの懸念としては、介護報酬についてです。総合事業では、介護報酬を自治体が決めることができます。介護報酬が低く抑えられると、事業者は経営上、総合事業の提供が困難になります。要支援1、2の方が総合事業に移行した際の訪問型・通所型サービスに要する本市の費用の設定について伺います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

平成28年3月の総合事業への移行に当たっては、従前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を利用されていた方がこれまでと同様のサービスを利用できるよう、同一の基準による訪問型・通所型サービスを実施することといたしました。訪問型・通所型サービスに要する費用は、1単位当たりの単価に単位数を乗じて算出いたします。本市では、国の規定を勘案し、移行前の単価と単位数を基準に費用の設定を行ったことから、総合事業への移行後も大きな影響はなかったところであります。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。平成28年、総合事業への移行に当たり、従前の基準で費用設定を行ったことを理解しました。そのため、現在の本市の総合事業については何とか機能しているという状況かと思えます。しかしながら、見送られたとはいえ、要介護1、2の方についても大丈夫なのかと不安は拭えません。

そこで、(3)要介護1、2の方へのサービスの現状と今後について伺います。認定者数、訪問介護サービスの利用者数、通所介護サービスの利用者数を伺います。日本共産党は、要支援も含めて要介護の保険給付外し、自治体総合事業に移行することは反対の立場ではありますが、仮に総合事業に移行した場合の本市への影響について伺います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

要介護1、要介護2の認定者数は令和元年度で6,867人、2年度7,142人、3年度7,246人です。要介護1、要介護2の方の訪問介護のサービス利用者数は、令和元年度で2万2,790人、2年度2万2,997人、3年度2万3,411人であり、認定者数の増加に伴い年々増加しております。一方で通所介護のサービス利用者数は、令和元年度で2万163人、2年度1万8,821人、3年度1万8,652人であり、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えなどで利用者数は減少しております。要介護1、要介護2の方の今後については、国の給付から市の事業となった場合、サービスの受皿となる事業所に関することや、事業に要する費用の設定などを課題として考えております。しかしながら、令和6年度の介護保険制度の改正に向けた議論では見送られると、さきに報道のあったことから、今後も国の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 少し長くなるかと思いますが、まとめさせていただきます。御容赦ください。

11月10日、しんぶん赤旗は上野千鶴子東京大学名誉教授の談話を掲載しました。その中で上野氏は、要介護1、2は決して軽度ではありません。総合事業の受皿は乏しく、介護報酬に比べて報酬単価の低い総合事業を積極的に引き受ける事業者は多くありません。事業は予算の範囲内が原則なので、上限に達したらサービスを受けられない場合もあり、地域のボランティア頼みなど論外ですと述べています。



11月19日、東京新聞は一面に大見出しで、総合事業について自治体移行を検討、要介護1、2、サービス低下、健康悪化をおそれ、政府の介護費用抑制に広がる批判と報じました。

その10日後の11月29日、同じ東京新聞は、厚労省、ケアプラン作成有料化先送りへ、経営サービス地方移行も見出しで、生活援助サービスの事業主体の移行も介護費用を抑える狙いだった。介護職員でなく、地域のボランティアらが介護の担い手になり、サービスの質の低下をおそれが指摘されていたと報じました。他の新聞もほぼ同様の記事を掲載しています。

健康寿命日本一を掲げる市川市として、動向を注視していくというだけでなく、関係機関や近隣自治体とも連携しながら介護保険制度の改悪をさせないよう、意見書など国に上げていただくことを求めて、次に進みます。

次の質問項目、最後になります。ドッグランについてです。

北方地域在住の方から、ドッグランについて議会で取り上げてほしい。自分は猫派だが、犬を飼っている人は近所にたくさんいる。子の神公園は中央、東、西と並んでいる。そのうちの一つでもドッグラン公園にできないか。公園はドッグランではありません、必ずリードをつないで散歩してくださいと、公園緑地課からの注意喚起の掲示がされている。それだけニーズがあるということだと思ふとの声が寄せられました。私は、その話を聞いてから公園の掲示を注意して見るようになりました。主立った公園に同様の掲示がされていることが分かりました。公園緑地課は住民からの苦情などへの対応として、注意喚起目的で提示しているとのことでした。

そこで、(1)本市のドッグランの管理運営の現状と課題について伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

現在、本市では塩浜第2公園内にドッグランを設置し、無料で開放しております。利用するためには、市に狂犬病予防法による犬の登録を行い、狂犬病予防接種を受けた犬の飼い主が事前に利用登録をすることで自由に利用することができます。管理運営は、利用者の自主管理に加え、動物愛護団体の協力を得て出入口の開閉、施設内の清掃などを行っております。令和3年度には209名の市民が登録し、420頭の利用がありました。利用者から特段の苦情はなく、施設の管理運営における課題はないものと認識をしております。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。塩浜のドッグランについては理解しました。ある市民の方からは、犬を飼っている知人は、市川の北部地域にはドッグランがないようなので松戸市のドッグランを利用していると聞きました。

そこで、(2)近隣市の設置状況について伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 近隣市のドッグランは民間事業者による設置が多く、会員制や有料制となっております。公設のドッグランの設置状況としては、船橋市によるものが1か所、浦安市によるものが2か所設置されており、松戸市や鎌ヶ谷市には設置されておりません。公設ドッグランにつきましては、いずれの施設も本市の塩浜のドッグランと同様、比較的大規模な公園の一角に設置されており、船橋市は有料となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 自治体によって、設置数や設置主体などに違いがあることを伺いました。長引くコロナ禍で癒やしを求めて犬や猫などのペットを飼う人が増えているとの報道を目にしたことがあります。確かな記憶で

はありませんが、そのときの報道では、ペットを飼っている人は4人に1人の割合くらいだったかと思います。

そこで、(3)本市に畜犬——犬を飼っている——登録されている犬の数の推移と今後の見通しについて伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 本市に登録されている犬の頭数は、令和4年10月末現在で1万8,692頭となっております。本年6月に動物の愛護及び管理に関する法律の改正が施行されたことにより、ペットショップ等で販売される犬及び猫にマイクロチップを装着し、登録することが義務づけられたことから新規の登録申請が増加傾向となっております。この改正により、当面は登録頭数の増加傾向が続くものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 ドッグランについて、2008年に1回、2015年に2回、この市議会で取り上げられています。2015年の質疑で市側は、整備の必要性について検討すると回答しています。これまでどのような検討がされてきたのでしょうか。

そこで、(4)ドッグランの増設の考えについて伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 北部地域のドッグランの整備につきましては、2015年（平成27年）2月定例会で取り上げられ、翌2016年（平成28年）に、市内の全公共施設を対象にドッグランの設置の可能性について調査を行っております。この調査では、一定規模以上の広さを確保できること、住宅地から一定程度離れていること、駐車場が設置できることなどの視点で市内の公共施設を検証したものでございます。調査の結果、適地が見当たらないといった状況でございました。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 ドッグラン設置の可能性について調査する際の3つの視点では、市内全域の公共施設において適地がないとのことでした。3つの視点とありますが、ドッグランに関する公的な設置基準はあるのか伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 ドッグランに関する公的な設置基準は設けられておりません。しかしながら、東京都港区では、平成23年3月に区立公園等におけるドッグラン設置の基本的考え方を策定し、標準となる整備内容について、面積やフェンスの構造などを示しております。本市の行った調査は、港区の考え方を参考に実施しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 私もドッグランについて調べている中で、港区の区立公園等におけるドッグラン設置の基本的考え方を見つけました。この考え方の概要は、犬の飼い主アンケートで、公園での犬の散歩による利用が多く、ドッグラン設置の希望が多く寄せられたことから区民意見募集、学識経験者などを交えた懇談会などを実施。ドッグランの必要性和効果、現状と区民意識、利用実態調査を実施した。その検証を踏まえて、1、標準面積の確保、2、利用者の理解、3、近隣住民の理解を条件整備したというものです。

本市も港区の整備内容を参考にしておりますと答弁がありました。港区を参考に、本市でも市内に公設ドッグランの増設はできないのか伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 市内の公園等では、犬の飼い主にはリードをつけて散歩をしていただくよう、そのお願いの掲示をしております。現状では、公園内に新たなドッグランを設置してほしいとの御要望を多くはいただいていないことから、公設のドッグランを増設することは考えておりません。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 ドッグラン設置の要望は多くは市に寄せられてないので公設のドッグランを増設する考えはないとのことですが、多くの公園に、ここはドッグラン公園ではありませんと掲示しなければならない現状があるわけです。港区では犬の飼い主アンケートを実施したところ、公園での犬の散歩による利用が多く、ドッグラン設置の希望が多く寄せられたことから取組が開始されたと記述があります。ドッグランについては、動物病院やトリミング施設など設置する民営のものが多く見られます。本市において、当分の間は公設での設置が考えられなくても、せめて民間事業者によるドッグラン整備を進めることはできないのか伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 民間事業者によるドッグランは、事業者自らの判断により設置されるものと認識しております。市内にも民間事業者によるドッグランが設置されておりますことから、市民からお問合せをいただいた際に、市が設置する塩浜ドッグランと併せ、民営のドッグランについても御案内できるよう設置状況の把握に努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 まとめます。港区の基本的考え方では、ドッグランの必要性について、公園における犬をめぐる事故やトラブルの防止、飼い主のマナーの向上などを挙げています。効果として、全ての利用者が快適に利用できる公園づくり、住民間のコミュニティ形成が期待されるとしています。これはそのまま本市にも当てはまるものだと思います。本市には塩浜ドッグランの実績があります。これを生かして増設に向けての具体的な検討を開始されることを求めて、私の一般質問を終わります。

~~~~~

○松永修巳議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時18分散会

第 6 日

令和4年12月14日（水曜日）

令和4年12月市川市議会定例会議事日程（第6号）

令和4年12月14日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問 高坂 進議員、清水みな子議員、石原たかゆき議員、堀越 優議員、久保川隆志議員

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員 42名

|   |   |    |   |   |   |
|---|---|----|---|---|---|
| や | な | ぎ  | 美 | 智 | 子 |
| さ | と | う  | ゆ | き | の |
| 長 |   | 友  | 正 |   | 徳 |
| 佐 |   | 直  | 友 |   | 樹 |
| つ | ち | や  | 正 |   | 順 |
| 小 | 山 | 田  | 直 |   | 人 |
| つ | か | こ  | た | か | の |
| 鈴 |   | 木  | 雅 |   | 斗 |
| 国 |   | 松  | ひ | ろ | き |
| 石 |   | 原  | た | か | ゆ |
| 清 |   | 水  | み | な | 子 |
| 廣 |   | 田  | 徳 |   | 子 |
| 増 |   | 田  | 好 |   | 秀 |
| 中 |   | 町  | け |   | い |
| 久 | 保 | 川  | 隆 |   | 志 |
| 浅 |   | 野  | さ |   | ち |
| 中 |   | 村  | よ | し | お |
| 細 |   | 田  | 伸 |   | 一 |
| 石 |   | 原  | み | さ | 子 |
| 青 |   | 山  | ひ | ろ | か |
| 大 | 久 | 保  | た | か | し |
| 小 |   | 泉  | 文 |   | 人 |
| 高 |   | 坂  |   |   | 進 |
| 金 |   | 子  | 貞 |   | 作 |
| 秋 |   | 本  | の | り | 子 |
| か | つ | また | 竜 |   | 大 |
| 西 |   | 村  |   |   | 敦 |
| 宮 |   | 本  |   |   | 均 |
| 中 |   | 山  | 幸 |   | 紀 |
| 松 |   | 永  | 鉄 |   | 兵 |

|               |              |           |               |
|---------------|--------------|-----------|---------------|
| 荒石加稲越大堀かい松竹松岩 | 木原藤葉川場越づ井内永井 | 詩よし武健雅清修清 | 郎の中央二史諭優勉努海巳郎 |
|---------------|--------------|-----------|---------------|

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

|           |    |     |
|-----------|----|-----|
| 市長        | 田中 | 甲   |
| 副市長       | 松丸 | 多一  |
| 代表監査委員    | 菅原 | 卓雄  |
| 教育長       | 田中 | 庸惠  |
| 危機管理監     | 水野 | 雅雄  |
| 広報室長      | 麻生 | 文喜  |
| 総務部長      | 植草 | 耕一  |
| 中核市準備担当理事 | 鹿倉 | 信一  |
| 企画部長      | 小沢 | 俊也  |
| 財政部長      | 稲葉 | 清孝  |
| 情報政策部長    | 佐藤 | 敏和  |
| 文化スポーツ部長  | 森田 | 敏裕  |
| 市民部長      | 蛸島 | 和紀  |
| 経済部長      | 小塚 | 真康  |
| 観光部長      | 関  | 武彦  |
| 福祉部長      | 立場 | 久美子 |
| 子ども政策部長   | 秋本 | 賢一  |
| 保健部長      | 二宮 | 賢司  |
| 環境部長      | 根本 | 泰雄  |
| 街づくり部長    | 川島 | 俊介  |
| 道路交通部長    | 藤田 | 泰博  |
| 水と緑の部長    | 高久 | 利明  |
| 行徳支所長     | 菊田 | 滋也  |

|                   |       |   |
|-------------------|-------|---|
| 消 防 局 長           | 本 住   | 敏 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 長   | 小 林 茂 | 雄 |
| 事 務 局 長           | 藤 城 久 | 保 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 板 垣 道 | 佳 |
| 会 計 管 理 者         | 小 倉 貴 | 志 |
| 教 育 次 長           | 永 田   | 治 |
| 生 涯 学 習 部 長       | 藤 井 義 | 康 |
| 学 校 教 育 部 長       |       |   |

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|           |           |
|-----------|-----------|
| 事 務 局 長   | 小 泉 貞 之   |
| 事 務 局 次 長 | 六 郷 真 紀 子 |
| (議事担当)    |           |
| 主 幹       | 米 津 孝 成   |
| 副 主 幹     | 金 子 貴 一   |
| 主 査       | 尾 本 悠     |
| 主 任 書 記   | 北 川 陽 介   |
| 主 任 書 記   | 高 柳 陽 一   |
| (調査担当)    |           |
| 主 幹       | 上 原 高     |
| 主 査       | 前 田 悠     |
| 主 査       | 岡 澤 英 康   |
| 主 任 書 記   | 荒 木 智 貴   |
| 書 記       | 福 井 寿 明   |

---

○松永修巳議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○松永修巳議長 日程第1 一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

最初の質問者、高坂進議員。

○高坂 進議員 おはようございます。日本共産党の高坂です。通告に従って一般質問を行います。

最初に、マイナンバーカードについてです。

マイナンバーカードを導入してから10年が経過しています。しかし、国民のマイナンバーカード取得はまだ半数程度と言われています。政府はこの間、マイナンバーカード普及のために大変巨額な税金を使ってきました。マイナンバーカード取得でマイナポイントを付与する、テレビやネットで盛んにコマーシャルが行われています。さらに、2022年骨太方針では、マイナンバーカードに健康保険証機能を組み込む、いわゆるマイナ保険証の普及のために、2024年度中をめどに、保険者に保険証発行の選択制の導入を目指しています。さらに、オンラインの資格認証の導入状況を踏まえて、保険証の原則廃止を目指す方針を決めました。しかし、現在でもマイナンバーカード取得は法律上任意の制度のほずです。それは、マイナンバーカード取得は本人が利便性と危険性を考慮して決めるという法律の趣旨によるものです。しかし、政府はマイナンバーカード普及に膨大な税金を使い続けています。どう考えてもこのような性格のマイナンバーカード普及に膨大な税金を使うことは理解できません。市川市でも、これまでマイナンバーカード普及のために様々なことを行ってきました。

そこで聞きますけれども、市川市では、今までマイナンバーカード普及のためにどのようなことを行って、どれだけの予算を使ってきたのか、その成果はどのようなものか。その財源は国から出されていると思いますけれども、国からどれだけ出され、市川市で負担したのはどれほどなのかということをお聞きます。

○松永修巳議長 蛸島市民部長。

○蛸島和紀市民部長 お答えいたします。

本市では、平成28年1月からマイナンバーカードを交付する専用窓口を開設して対応してまいりました。その後、順次窓口を増やしていき、令和3年2月、JR本八幡駅南口の情報プラザ1階にマイナンバーカードセンターを新たに開設して、現在市内5か所の窓口で交付等の業務を進めております。また、郵便局やハローワーク、自治会館などに職員が伺い、申請書に添付する写真の撮影や書類の記入について支援を行う出張申請サービスも実施し、マイナンバーカードの普及に努めているところであります。

次に、本市の交付状況です。11月末現在で、交付枚数は26万8,386枚、交付率は54.7%となっております。昨年の同時期と比較いたしまして10ポイントを超える増加となっており、これまでにない交付件数の増加となっております。

続いて、マイナンバーカード関連の経費です。平成27年度から令和3年度までの7年間の決算の累計額で申し上げますと、約12億5,000万円となっております。内訳といたしましては、人件費が約4億4,400万円、カードの作成等を行っている地方公共団体情報システム機構への交付金が約7億1,600万円、そのほかに端末機器などの賃借料や郵便料、センターの開設に要した費用などで約9,000万円となっております。これらの事業の財源につきましては、国から事業に対する補助金等として約11億6,200万円が交付されておまして、差引きで市の支出は7年間で約8,800万円となっております。この補助金の額の確定につきましては、国が予算の範囲内で市町村間の調整を図り決定されるため、年度により大きな差が生じているところでもあります。なお、参考までにここ



3年の状況を申し上げますと、本市の支出は約8億円で、国からの補助金等として約7億9,400万円の歳入があります。ここ数年はおおむね200万円前後の差で推移している状況であります。

以上でございます。

○松永修巳議長 高坂議員。

○高坂 進議員 はい、分かりました。このように国民の税金を使ってきたわけですがけれども、それで市民はどのような利益があったのか、このことについて聞きます。

○松永修巳議長 蛸島市民部長。

○蛸島和紀市民部長 お答えいたします。

初めに、マイナンバー制度についてですが、平成25年の法律施行により公平公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化を目的として、日本に住民票を有する全ての方に12桁から成るマイナンバーが付与されました。マイナンバーカードは、このマイナンバー制度の利便性向上の1つのツールであり、市民が申請を行うことにより初めて交付され、本人確認のための身分証明書としても利用することができるものであります。このマイナンバーカードを取得することにより暮らしの利便性が向上する一例といたしましては、コンビニエンスストアのマルチコピー機等で住民票や印鑑登録証明書の発行が可能となり、市役所の開庁時間外や、窓口に行かなくても各種証明書が取得できるようになります。そのほかにも、国民年金やe-Taxなどの行政手続が自宅で簡単にできることや、健康保険証として利用することも可能となっております。今後は運転免許証への利用も予定され、その際には、引越などによる住所変更の手続を省略することができるようになると思われます。この運転免許証の住所変更は一例ですが、様々な場面で情報の一元化により手続や提出書類を省略することが可能となることから、結果として行政の効率化と暮らしの利便性が向上するものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 高坂議員。

○高坂 進議員 市民の利益ということで幾つか挙げられました。しかし、例えば身分証明証というのは、別にマイナンバーカードでなくてもありますし、コンビニでの各種証明書などというのは、市川では前ありました。あと、年金の手続について、やろうと思えば年金番号があるわけですから、別にマイナンバーがなくても作ろうと思えば作れるということになると思います。保険証や、それから運転免許証についても、別になくても、これをやらなくてもほとんど不都合はないというふうに思っています。それから、最後に残っているのは行政の効率化ということは今言われたというふうに思いますけれども、本当に国民は個人のプライバシーを犠牲にしてまで行政の効率化を望むか、そうならないからこれだけ普及が進まないということなんだろうというふうに思います。しかも、任意のはずのものにこんなに税金を使うというのは、やっぱりおかしいというふうに思います。

そこで、次に、市民の利益ということで1つ挙げられた健康保険の問題についてに移っていきます。

マイナ保険証が使えるためには、各医療機関、薬局などにオンライン資格認証のシステムを導入しなければなりません。骨太方針では、来年4月よりマイナ保険証が使えるようにするというので、それまでにオンライン資格認証システムの導入を義務化いたしました。全ての医療機関、薬局でこのオンラインシステムが導入されなければならなくなったわけです。そうしなければ、選択制とはいえ、マイナ保険証が役に立たないということになります。

そこで聞きますけれども、今、市川市の医療機関、薬局などでオンライン資格認証のためのカードリーダーの普及状況はどういうふうな状況なのかについてお答えください。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 市内でマイナ保険証を利用できる医療機関などは、11月20日現在で病院が3か所、診療所

が57か所、歯医者が57か所、薬局が97か所の合計214か所で、マイナ保険証の対応率は約28%となっています。

以上でございます。

○松永修巳議長 高坂議員。

○高坂 進議員 28%ということで、ほとんどまだ普及はしていないと。あと、義務化された4月1日までというあと4か月ない、こういう状況の中でこれだけしかないということです。

最近、千葉日報で報道がありましたけれども、県内4,000人で構成する県の保険医協会が会員に調査をしたところ、2024年の秋に健康保険証を廃止しマイナンバーカードに一本化するという政府方針に7割が反対をしているという結果を公表しています。また、2023年4月のオンライン資格認証システムの原則義務化には76%が反対と、賛成は僅か2%だったというふうに言われています。システムの導入には200万円ぐらいかかるという報道もあります。これに対して、公的な補助というのは40万円ぐらいしかないということで、負担が大きくてもうやっつけられないと、閉院を検討せざるを得ないというお医者さんや歯医者さんもいるというふうに聞いています。

こういう今の普及状況とか、こういう状況の中で、本当に今、市民の医療要望に応じていけるかどうか、このことについてどういう認識を持っているかお答えください。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 マイナ保険証が利用できる医療機関数が増えない要因は、世界的な半導体不足などによりカードリーダーの配布が遅れていること、高額な導入経費や維持管理費が発生することなどが挙げられています。一方、本年11月20日現在、マイナ保険証を利用するために必要となるカードリーダーを申し込んだ千葉県内の医療機関などの数は8,217機関で、申込率は85.2%となっています。このようなことから、多くの医療機関などで準備を進めているものと考えられることから、市内の医療機関などの対応状況や、国の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 高坂議員。

○高坂 進議員 やろうとしているところが80%を超えているということですが、でも、これは100%でないと、実際に医療を受けたいという人が、自分が行ったところが駄目だったら駄目なわけですからね、100%でないといけないわけですよ。それができるとはとても思えないというふうに私は思います。

次に質問しますが、マイナンバーカード取得者のうち、国民健康保険被保険者の数はどれだけいて、そのうち保険証の代わりにマイナンバーカードを使っている方はどれだけいるのかについてお答えください。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 国民健康保険加入者のマイナンバーカード取得状況については調査できませんが、本年10月時点で本市の国民健康保険加入者のうち、マイナ保険証の利用登録を行った方は約1万5,000人となっています。

以上でございます。

○松永修巳議長 高坂議員。

○高坂 進議員 国保の被保険者でのマイナンバーカードの取得状況も調査できないということです。マイナンバーカードを取得しても、それをマイナ保険証にするためには、個人がスマホなどで自分で手続きをしないとけないということのようです。私はそういうふうに思っていませんでしたので、大変認識不足でしたけれども。しかも、被保険者のマイナンバーカードの取得状況も調べようがないということです。それで本当にマイナ保険証の普及なんかできるのか。マイナ保険証となっているのは1万5,000人ということですが、これは、今の国保の被保険者の20%にも満たないというふうに思います。

それで、次に聞きますけれども、被保険者証の代わりにマイナ保険証を使ってトラブルがあったのはどれくらいあったのか。全国の保険団体連合会の調べでは、41%でトラブルがあったとしています。利用者はほとんどいないというのが81%にも上っているとされています。本市では、現在マイナンバーカードを持っている方は被保険者証も持っていると思うが、どちらでも保険証として使えるということでもいいのかどうなのか。マイナンバーカードしか持っていないときに、トラブルで被保険者であることが証明されない場合にはどうするのか、このことについてお答えください。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 これまで加入者が医療機関や薬局で保険証を忘れたことなどにより、医療機関や薬局から資格の有無について照会があった場合は、住所、氏名、生年月日を確認の上、資格の有無について回答しています。システムトラブルなどにより、医療機関などから国民健康保険の資格の有無について照会があった場合にも、窓口で受診者が困らぬよう、資格の有無について回答してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 高坂議員。

○高坂 進議員 次です。国保法では、ほかの健康保険に加入していない者は国民健康保険の加入者だというふうにみなすということになっています。そして、マイナンバーカードの取得というのは、先ほども言いましたけれども任意とされています。2024年10月以降もこのことは変わらないと考えていいのかどうなのか。変わらないとすれば大変大きな矛盾が出てくる、これをどうしていこうと考えているのか、このことについてお答えください。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 普及が進まないマイナンバーカードをめぐる、政府は令和4年6月に閣議決定した経済財政運営の指針、骨太の方針で、現行の健康保険証を2024年度以降に原則廃止する方針を盛り込み、その後、原則廃止の「原則」を外し、期限を2024年秋としています。このような経緯を踏まえ、国は代替案も明示していないことから、国の動向に留意し、法制度上の矛盾などが生じないよう適切に対応してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 高坂議員。

○高坂 進議員 要するに、全ての国民健康保険をマイナンバーカードでやるとなると、この法律を2つとも変えなきゃいけないということになりますよね。国保法も変えなければいけないし、マイナンバーの法律も変えなかったらできないということになりますよね、多分ね。マイナンバーカードの取得に膨大な予算を使って市民に取得させようとしていますけれども、国民健康保険証とつなげると7,500円とか、何をすれば幾らとか公金を使っています。これが許されるということが全然理解できません。国民健康保険とひもつきにするために、国民の労力を使わせています。私は、マイナンバーカードを取得すると、行政が国民健康保険の被保険者証とつなげてくれるものと思っていました。しかし、そうではないと、自分でやらなければいけないと。そして、それを被保険者証として使えるようにするには、カードリーダーが必要だとか、システムの導入が必要だと。だから義務化すると。しかも、その導入の一部の補助ししないと。大部分は個人の負担ということになるわけです。

2月13日の東京新聞で、マイナ保険証の記事がありました。それによると、医療制度研究会の理事長さんという人が、医療を受けるときに毎回確認を求めていくということについて、保健証を廃止でカード取得を義務化させ、医療機関にオンライン資格確認のための環境整備に突き進むのは、IT業界への利益誘導でしかないというふうに述べています。私も本当にそう思います。今のままだと、来年4月からのことも多分できないだろう。今、多くの国民は10年かかって半分しかマイナンバーカードを取得していませんからね。こんなことは一日も早

くやめるべきだということを言いまして、この項は終わります。

次に、江戸川の河川敷の整備についてです。

江戸川河川敷の野球グラウンドが2面並んでいるところの水辺のところ、土が川の水に侵食されているところがあります。そこには、もう役に立たなくなっていますけれども、危険という看板もほうり捨てられています。野球グラウンドの外野部分ですので、看板どおり危険だというふうに思われます。この周辺で、ロープで川の方に行けないようになっていところもありますけれども、一部侵食されているところはロープがありませんでした。野球をやっていて、勢い余って走っていくと侵食されているところに落ちるのではないかとということで心配をしています。

共産党が国への要望のときにこの問題を出して整備するよう要望したところ、管理は市川市がやっているのという回答だったと聞いています。コンクリートの護岸になっていないところで、このような状況となっているところがたくさんあるというふうに、釣りをしている方からも聞きました。

このような状況を市として把握しているのかどうか、今までどのような対処してきたのかについて聞きます。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 河川区域は、両岸の堤防と、ふだんから水の流れがある低水路、また、ふだんは水の流れはありませんが大雨が降って水かさが増えた際に堤防間を流れる高水敷という構造になっております。高水敷は河川敷と言われ、ふだんは動植物の貴重な生息域や、人々の憩いの場として利用されております。国土交通省の江戸川河川維持管理計画では、河川利用空間の維持管理として、河川利用者にとって安全で快適な河川環境と景観の保持、そのための適正な管理を行うことが定められております。

本市では、江戸川河川敷を公園、野球場、運動広場に加え、防災用ヘリコプター離発着場などとして利用するため、国交省より占用の許可を受けて市民に広く開放しております。また、本市が占用している箇所には、利用者が水面に転落しないよう水際に植栽やフェンス等を配置し、安全性に十分配慮しているところであります。

このような中で、本市が利用している河川敷において水際に侵食され、それによりフェンスが倒れたことについては巡視や通報により把握しており、緊急対応として、ロープ柵や注意喚起の看板を設置し、危険のないよう応急的な対応をしているところであります。また、江戸川を管理する国交省においても、日常の河川巡視により河川敷の侵食を確認しておりますが、侵食箇所は河川敷の幅があり、堤防の根元部から侵食されている箇所までは十分離れているため、堤防の安全性には影響がないことから、経過観察を行っている状況であるとのことであります。

これまでに侵食部分に行ってきた対策ですが、直近では、平成15年度に侵食対策を国交省に要望し、河川敷の利用空間を侵食から守るための水際に大型土のうを設置する緊急対策工事を行っていただいております。

以上でございます。

○松永修巳議長 高坂議員。

○高坂 進議員 分かりました。河川敷が侵食されている部分がたくさんあるというふうに言われています。そのほかにも、市民から様々な要望が出されていると思います。これらを踏まえて、今後の整備についての考え方について聞きます。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 今後の整備でございますが、過去においても、河川管理者である国交省において侵食対策を行っていただいておりますが、本市が占用している河川敷には、野球やサッカー、バーベキューなど、休日には多くの利用者が集まりますので、河川敷の利用空間がこれ以上侵食されないよう、国交省に対策を要望し

てまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 高坂議員。

○高坂 進議員 国は、この河川敷の管理に自分たちに責任があるということを認めているということだけでいいですね。だから、まず国に整備の要望をしていくということだと思います。しかし、国に要望してもすぐに対処するとは限りません。

一方で、先ほど指摘したところの危険は毎日続いています。松戸で事件がありましたけれども、このまま放置すれば事故が起きる可能性もあるわけです。野球のグラウンドですから、ボールを追っていけば、そのまま飛び込んでしまうということだって考えられないわけじゃない。しかも、今まで危険だという看板がありましたけれども、それだってもう捨てられてあるというふうな状況にあるわけですからね。事故が起きてから、国の責任だ、市の責任だと言っても遅いわけですから、国の対応が遅くなった場合には市として対応していく必要があると思いますけれども、緊急の対応を市は行っていくつもりはあるのかどうか、お聞かせください。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 侵食が急激に進み、利用者の安全が脅かされるなど緊急対応が必要となった場合には、本市においても板柵、土留め等で応急的な対応を行うなど、安全の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 高坂議員。

○高坂 進議員 一日も早くやらないと、本当に事故が起きてからでは遅いというふうに思います。今でもロープが張ってありますけれども、ロープはそのまま越えていくことは簡単にできます。そのロープさえできていないところもあるわけですから、何らかのやっぱり危険がないような、そういう対策を早急にしていただきたいということを申し上げて、次に移ります。

次に、市川市事業者電気・ガス料金高騰対策支援金についてです。

9月定例会でこの支援金についての補正が生まれ、支援金事業が始まりました。私たちも、地元の自営業の方たちにこの支援金の内容を紹介し、対象になる人は申請してくださいというふうに言っています。そこで、まず最初に、この事業の概要、予算、対象者、そして現在の申請者、支援金が決まった数、申請したが対象にならなかった数、その理由などについて聞きます。また、これは外部委託されているというふうに思いますけれども、この委託の入札の方法、委託された事業者の状況などについてお聞かせください。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 お答えいたします。

市川市事業者電気・ガス料金高騰対策支援金は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、今般の物価高騰に伴う電気・ガス料金の高騰の影響を受けている中小事業者の事業継続への負担を軽減することを目的としております。制度の概要といたしましては、市内に主たる事業所があり、令和4年4月から8月、5か月分の事業用の電気及びガス料金の合計額が20万円以上となる中小事業者に、電気・ガス料金の負担額に応じ、5万円、10万円、15万円の3段階で支援するものです。対象者数は、およそ4,000社を見込み、事業全体で約3億3,300万円の予算を計上しております。申請の受付期間は11月1日から令和5年2月28日までとしており、11月30日現在で申請受付数は226件、交付決定数が55件となっております。

交付決定に至らなかったのは13件で、その理由といたしましては、主たる事業所が市外である事業者が10件、本支援金の交付対象から除外している、他の支援金の対象である事業者が1件、住居兼事務所などで事業用途分の料金支払い額の合計が20万円を下回った事業者が1件、申請者の意向による取下げが1件であります。

本支援金の給付業務は、一般競争入札により委託契約を締結しております。入札では、地方公共団体で事業者支援に関わる支援金の給付事務に関する業務の実績を有することを参加資格としてありますほか、受託業者は仕様書に基づき、業務マニュアルの作成や従事者研修を実施しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 高坂議員。

○高坂 進議員 決めた基準ですけれども、5か月で20万円以上ということをおっしゃってありますが、5か月で20万円以上というのは、零細事業者は対象にならないのが大変多いです。私も聞いて歩きましたけれども、半分以上ということのようですのでね。そうすると、対象事業者を4,000者と見込んだというのはどういう根拠に基づいてやったのかについてお聞かせください。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 お答えいたします。

対象事業者数につきましては、国の経済センサスやエネルギー消費統計調査などを基に、業種ごとの平均的な電気・ガス料金の支払い額を推計して行いました。まず、市内事業者の多数を占めております20人以下の小規模事業者における1か月当たりの電気・ガス料金の支払い額は、平均で約5万円でありました。これに基づき、1か月当たり5万円以上である業種に属する事業者数を推計したところ、5万円以上10万円未満の事業者数が2,579者、10万円以上15万円未満は956者、15万円以上は465者でありましたので、これらを合計した4,000者を対象事業者数と想定いたしました。

なお、1か月当たりの使用料5万円は平均値であり、電力会社からの節電の呼びかけに応じて使用量を抑えている事業者もあると考えられます。このことから、本支援金は対象となる電気・ガス料金の支払い額の下限を1か月当たり4万円とし、対象月5か月分の支払額の合計が20万円以上となる事業所を支援対象といたしました。

以上でございます。

○松永修巳議長 高坂議員。

○高坂 進議員 20人以下の小規模事業者の平均が5万円だったと。だから、それより今はもっと少なくなっているのではという、それで4万円というふうにしたということですが、さっきも言いましたけれども、もっと大変だった人たちというのは、その平均より下の事業者の人たちのほうがもっと大変だったと。でも、それはこの対象から外されているということになります。そういう点では、このつくった立てつけがどうだったのかというのをもう一度考えてみる必要があるのではないかというふうに思います。

次に、本件を受託した事業者の実績はどういうものだったのか。そして、この入札に応募したのは何社あったのかについてお聞きします。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 お答えいたします。

受託事業者の実績につきましては、令和3年度に本市で実施した市川市中小法人等事業継続支援金の給付業務委託のほか、県内他市でも同様の中小企業者支援に関わる給付業務を受託しております。また、入札に参加したのは5社で、このうち4社が応札、1社が辞退しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 高坂議員。

○高坂 進議員 では、次に行きます。この支援金の利用状況がどのようになっているのか、現在までの経過の中でどのような課題があると考えているのか。利用者から様々な意見が寄せられていると思います。私のところにも来ています。電話で問い合わせてもよく分からない人が出てきて、用事が1回で済まない、2回、3回しな

ければいけないとかということがあります。市にはどのような声が寄せられていて、それに対してどのような対策を行ってきたのかについてお聞きします。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 お答えいたします。

本支援金の利用状況につきましては、11月30日現在、申請受付数226件のうち、事業形態別では個人事業者が75件、法人が151件、業種別では飲食業が約22%、製造業と小売業がそれぞれ約15%となっております。

現在までの課題といたしましては、御指摘にありましたように、受託事業者が運営する事務局の問合せの対応や、添付書類に不備がある場合にこれを補完するまでのやり取りが1回で済まないケースが少なくなく、御申請をいただいた方にお手間を取らせていることは市も認識しております。

昨今は、電力の自由化に伴い様々な料金をまとめて支払うプランが増えており、その中で電気・ガス料金の支払い額を確定するのに別途内訳が必要となるケースもございます。このため、本市としましては、受託業者の事務局と連絡を密にし、事務局での対応の経過や審査事務上の疑義などの情報を逐一共有し、都度運用の改善、見直しを図っております。また、受託業者につきましては、従事者一人一人が本支援金の趣旨と手続に関する理解を一層深め、丁寧な対応を心がけるようこれまで以上に指導監督を徹底することで、より円滑な事務処理に向けて努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 高坂議員。

○高坂 進議員 受託事業者の事務局と連絡を密にして、情報を逐一共有して改善を図り、指導監督を徹底しているということですが、受託事業者との協議をやる仕組みはどういうふうにつくられているのか。また、従事者の教育をどのようにするかということについては大変重要だと考えていますけれども、どのように教育しているかをどうやって確認をしているのかについてお聞かせください。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 お答えいたします。

受託事業者との協議につきましては、仕様書において、受託業者は、業務の遂行に当たり不適切な事務処理や取扱い上の疑義が生じた場合は直ちに市に報告し協議をすること、その他随時市の担当職員と意思の疎通を図り、その指示、監督を受けることとしております。具体的には、何らかの案件が生じた場合は随時メールや電話等で報告を受け、必要な対応を協議し、指示を行っております。業務従事者への研修につきましては、申請受付開始時に受託業者が設置する事務局の状況を市の職員が実地見聞した際に、研修が実施されていることを確認しております。受付開始後に生じた追加的な対応手順などにつきましても、その都度従事者への周知を徹底するよう受託業者に指示しており、今後も徹底してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 高坂議員。

○高坂 進議員 この制度を利用した方々から聞く話では、本当に迷惑しているというふうな声も一部聞こえてきます。やっぱり市が責任を持って取り組まなければいけないということは、市がしっかりと責任を持つ必要があると思います。住民税非課税の方への5万円の支給では、市がその事務を行っているということのようです。この支援金は、なぜ委託にしなければならなかったのか、何でも外部委託すればいいということではないというふうに私は思います。これからもまだいろんなことがあると思いますけれども、そういう点では、さっきも委託者もJTBというのがたくさん使われてきましたよね、市川でこれまでも。でも、その間、たくさん使われてきたけれども、いろんな問題があったというふうに私は認識しています。そういう点で、もう一度どういう業者に

委託するのか、また、委託しないで市でやるのかというようなことなんかについてもよく考えていていただきたいというふうに思います。

それでは、これはこれで終わります。次に移ります。

国民健康保険の値上げについてということです。

2020年からコロナ特例減免の制度ができて、2021年、22年度も継続して実施されていると思います。前年収入から30%以上の減収が見込まれる場合に減免されるというものです。2020年当時は大変助かったという声も聞きましたけれども、今はそのような声あまり聞かれません。まず、この3年間のコロナ特例減免の状況について、それぞれの年における減免申請数や減免数、減免金額等についてお聞かせください。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 本市の新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免は、令和2年度、557件の申請に対し356件、6,500万円、令和3年度、130件の申請に対し91件、1,200万円を減免しています。令和4年度は、11月末現在で22件の申請に対し8件、95万円を減免し、5件が審査中となっています。なお、減免が認められなかった主な理由は、3か年とも主たる生計維持者の減収が30%未満であったこととなっています。

近隣市の状況ですが、船橋市は令和2年度、1,068件の申請に対し840件、1億3,300万円、令和3年度、429件の申請に対し304件、4,400万円、令和4年度は、10月末現在76件の申請に対し60件、900万円を減免しています。松戸市は、令和2年度、1,053件の申請に対し1,053件、2億2,200万円、令和3年度、202件の申請に対し202件、3,600万円を減免し、令和4年度は1月から受付を開始する予定と伺っています。

以上でございます。

○松永修巳議長 高坂議員。

○高坂 進議員 次に、現在の国民健康保険の滞納状況についてお聞きします。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 令和3年度決算における滞納状況は、収入未済額が約31億円、滞納者数は、ほかの健康保険に移行した方や市外に転出した方を含め約1万9,000人となっています。本市では、国民健康保険特別会計の赤字削減・解消計画の取組の一環として、国民健康保険税の収納率強化に取り組んでいます。近年5か年では、収納率は約4.5ポイント向上しています。収納率向上の取組内容としては、差押えなどの滞納処分の強化や、一括で納付が困難な方には分割の相談を受けています。また、令和2年11月にはコールセンターを設置し、早期にきめ細やかな納税催告を行っています。

以上でございます。

○松永修巳議長 高坂議員。

○高坂 進議員 4%、4.5ポイント向上したといいますけれども、それでもやっぱり滞納が大変多いということに変わりはないというふうに思います。

これらの特例減免について、減免がだんだん減ってきているというのはよく分かりますよね。これは前年に比べてということで、最初の年はコロナの前の所得に比べて30%減少した場合、その次の年はコロナに入ってからまた30%、あまりあるわけがない、そんなことは。だから、やっぱりちゃんと救ってほしいというのであれば、その設定の仕方がやっぱりおかしいのではないかと、これは国が決めたあれなのかもしれませんが、おかしいなというふうに私は思います。

それから、減免が認められなかった主な理由として、3か年とも主たる生計維持者というのが何なのかということが問題になっています。主たる生計維持者の減収が30%にならなかったということが挙げられていますけれども、これは、要するに主たる生計維持者を世帯主と考えたからこういうふうになったということなんだろうと



いうふうに思います。私は、この制度ができるときにこの問題を取り上げて、それはおかしいと、実際には一番所得のある人とか、そういう形にしないと漏れる人が出てきますよということを言いました。本当に合理性に欠けるし、対象者を狭めてしまうということを言いました。主たる生計維持者を世帯主というふうに解釈しないというところも、その当時からありました。例えば、千葉県で言えば、千葉市はそういうふうになっていないはずで、一番所得の多い人が減った場合というふうにもなっているはずで。

また、市川市でもあの当時、国保の場合には主たる生計維持者は世帯主だよと言いましたけれども、福祉部のほうの考え方はそうではないというふうになっていたというふうには私は理解をしています。そういう点で言えば、主たる生計維持者というのは世帯主でなければいけないということを国が言うことのほうがおかしいし、言うはずがないと私は思っています。千葉市は実際にやっていて、それで何ら問題がなかったわけですからね。

そういう点で、これからもこれを続けるということがあるかもしれませんが、来年もまたそのまま続けるかもしれません。その場合に、やっぱり主たる生計維持者というのが何なのか、世帯主ということではなくて、その世帯で一番所得が多かった人、国保の被保険者で所得が一番多かった人を対象にするとか、そういうふうに変えていかないと実態に合わないというふうには私は思いますけれども、これから来年も続けていくのだったらそういうふうに変えていこうというつもりはないのかどうなのか、お聞かせください。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 新型コロナウイルスに係る減免については、来年度も国の方針で継続する場合は実施する予定です。国民健康保険では、世帯主の権利と義務が法律で定められており、その中には保険税の納付義務や減免申請の権利が定められています。新型コロナウイルスに係る減免の取扱いに関する国の通知では、世帯主以外の構成員の収入で生計が維持されている場合には、その者が主たる生計維持者となり得るが、その場合には国民健康保険法施行規則による世帯主変更を行うことが考えられると示されています。本市では、この方針に従い、主たる生計維持者は、その者の属する世帯の世帯主と捉え、減免申請の対象者としています。

以上でございます。

○松永修巳議長 高坂議員。

○高坂 進議員 世帯主というのは、多分日本で言えば、そのうちの一番、おじいさんがいる場合にはおじいさんがなるというのが普通なわけですよ、今まで。それを、こういうことがあるから世帯主を替えればいいでしょうという話には僕はならないんだと思いますよ。だって、そのこと自体もちゃんと市民にそれほど知らせてはいないでしょう、そうすればいいんだということも。そういう点では大変不備があるというふうには私は思います。ですから、ぜひ考えていただきたい、来年も続けるのであればね。

次に、2026年度から国民健康保険税の引上げが行われるのではないかという声が聞こえています。現在の滞納状況や経済状況などを考えて、値上げをしたときにどのような状況になるというふうに認識をしているのか、お聞かせください。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 本市では、平成27年度から7年間保険税率を据え置いている影響などにより、一般会計から毎年10億円を超える法定外繰入をしています。加入者の高齢化や医療の高度化などにより1人当たりの医療費が増加する一方、加入者の減少に伴う保険税収の減により、国民健康保険特別会計の財政収支は年々悪化しており、今後もさらに悪化する見通しとなっています。国の通知では、赤字補填などの法定外繰入金は、国民健康保険加入者以外の住民に負担を求めることになることから、令和5年度までに削減、解消するよう求められておりますが、現状では達成できない見通しとなっています。

今後、国民健康保険財政の収支改善を図り、国民健康保険制度を安定的に運営させ、加入者が安心して医療を

受けられる体制を維持するため、保険税の見直しが必要であると考えています。

以上でございます。

○松永修巳議長 高坂議員。

○高坂 進議員 今までも何度も私は言ってきましたけれども、今だって30億円以上の滞納があるわけですよ。払えない人たちがこれだけいるということですよ。だって、仕組みから言ったら払えない人が出てくるという仕組みになっているということは、実際にやっている人たちはみんな分かっているというふうに思いますよ。それなのに、さらに値上げをしたら、またそれだけ滞納が増えるということになるわけですよ。そうすれば、また短期保険証を出して、6か月間しか出さないから、残りの6か月間は保険証なしに暮らす人たちが出てくるわけですよ。実質的に国民皆保険がここで崩壊をしてきている、これをさらに進めるということに僕はなと思います。

さらに、2026年、新型コロナの感染の状況というのがどうなっているのかまだ分かりません、今の状況で言うと。また、政府は2026年から軍事費を増やすために増税をしなければいけないと。今日のあれなんかを見ると、それが国民の当然のことだと。それに金を出すのは当たり前のことだというふうなことまで言っています。そういう時期に国保を値上げして、本当に市民はどういう状況になるのかということですよ。そういう点で言うと、例えば26年という時期を考え直す、こういうことさえできないというふうに考えているのかどうなのか、お聞かせください。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 高齢化などにより、ここ数年、国民健康保険財政の収支は急激に悪化し、今後も大変厳しい見通しとなっています。国からは令和5年度までの赤字解消が強く求められる中、本市の国民健康保険は赤字が拡大している状況です。国民健康保険を維持可能な制度とするためには、早期の保険税見直しが必要であると考えています。見直しに当たっては、物価高など経済情勢や滞納状況を踏まえつつ、可能な限り市民生活に影響が及ばないよう、また、低所得者世帯に配慮した見直しとなるよう考えています。

以上でございます。

○松永修巳議長 高坂議員。

○高坂 進議員 さっきのマイナンバーカードのときは、マイナンバーカードを使うのは嫌だという人たちもたくさんいるのに、公金を湯水のごとくどんどん使っている。一方で、国民健康保険の場合には、被保険者でない人たちの税金を入れるのはおかしいなどということが言われています。僕は本当におかしなことだと思いますよ。

国民健康保険というのは、先ほども言いましたけれども、ほかの保険に入っていない場合には国民健康保険の被保険者だと考えるというふうになっています。そして、ほとんどの国民は一度定年退職したり何かしたときに国民健康保険を通っていくというふうになるわけです。国民健康保険は、そういう点で言うと皆保険の基礎をなしているし、国民の権利だと。そういう点で、そこに税金を使うのはおかしいというのは何の根拠もないというふうに僕は思いますよ。国民健康保険というのは、そういう点で言うと、国民が生きていくためにどうしても必要なものです。最低生活の保障ということを言われているわけですから、これを否定するべきではないと。今の国民健康保険がさらに値上げをしていくということになれば、最低生活の保障ということを否定するということに僕はなと思います。実際に、今生活保護基準ぐらいのぎりぎりの所得しかない人でも、生活保護を受けないで国民健康保険に入れば保険税が出るわけですよ。そういう点から考えても、この国民健康保険の仕組みというのを、最低生活を否定するというふうなことになるということは絶対やるべきではないということです。そういう点で、この値上げはぜひ考え直すべきだということを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

ございました。

~~~~~

○松永修巳議長 清水みな子議員。

○清水みな子議員 日本共産党の清水みな子です。通告に従いまして一般質問を行います。

まず、公園、緑地についてです。今回、公園、緑地について6点質問いたします。毎年市議団が行っています市民アンケートで寄せられた御要望です。すぐにできるものとできないものがあると思いますけれども、できるだけ早く改修、改善をしていただきたいと思いますので質問いたします。

その前に、お礼を述べたいと思います。じゅんさい池緑地の北側、自然ゾーンの井戸が壊れておりました。なかなか水が出ない、そういう状態が続いておりました。ぜひ新しい井戸を掘ってほしいということを議会でも要望してきましたし、地域の方、また会の方たちも要望してきました。このたび予算がついて井戸の掘削工事を始める準備をしているということを聞きました。要望していた皆さんも大変喜んでます。これも何年越しの要望になりましたけれども、諦めずに要望していくことが大事です。それ以外にも、じゅんさい池の園路の水はけが悪い場所などを幾つか改修していただきました。ありがとうございます。

そこで、(1)のじゅんさい池緑地の壊れたベンチの改修について伺います。

じゅんさい池緑地では、早朝からたくさんの方が散歩をしています。ラジオ体操も行っています。池の周りにはベンチが置いてありますが、そのベンチが次々と壊れておまして、座れないようにテープでバツェンがされておられます。早く何とかしてほしいという声がたくさん届いているところです。半年くらい前に改修をお願いしましたが、直らないどころか壊れたベンチの数が増えています。

そこで、ベンチの改修について、どのように考えているのか伺います。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 じゅんさい池緑地のベンチにつきましては、緑地内に42基あるベンチのうち8基が老朽化により破損しており、本年6月頃から使用を禁止しております。これらのベンチにつきましては今年度中に修繕を行う予定ではございますが、今後、より危険性の高い、緊急を要する案件が発生することも考えられますので、状況を見ながら年度末までには復旧してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 伺いました。緊急なことがあるかもしれないが、今年度中には改修、修繕をしていただけるということです。ベンチ以外にも、池の途中にあります橋の手すりも欠損している、そういう場所もあります。また、砂場は水はけが悪く、大雨が降った後は何日も遊べない、そういう状況もあります。幾つかじゅんさい池緑地については要望が常にあります。管理されている業者の方もおりますから、しっかりと管理をしていただき、皆さんが気持ちよく集えるじゅんさい池緑地にしていきたいと要望するところです。

次に、(2)としてじゅんさい池緑地にありますあずまやへのスロープの設置について伺います。

バス通り側から入った池の前に、ちょっとした高台にあずまやがあります。その両方から階段がありまして、上るようになっています。車椅子や手押し車、ベビーカーなどでは上がれません。近くの障がい者施設の方たちも遊びに来ています。市民アンケートで、どちらか一方でもスロープのようなならかな道にならないかという声がありました。あずまやへのスロープの設置の件はいかがでしょう。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 御質問のあずまやは、バス通りのある南側の公園入口付近の池を見渡せる箇所にございまして、2方向から階段を6段ほど上り利用する形態となっているため、車椅子やベビーカー等を用いた方が

御利用しづらい形になっております。

今後の対応でございますが、車椅子や高齢者の方にも御利用いただけるよう、スロープを設置して段差をなくしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 あずまやの両側も急な坂と、それから緩やかな階段と両方ありますので、ぜひともなだらかなほうに段差をなくす改修をぜひ行っていただきまして、車椅子の方もベビーカーの方も、やはり高台から見渡せる、そういうふうにぜひしていただきたいと思います。お願いします。

次に、里見公園の展望台の整備について伺います。

里見公園の展望台と言われる東京方面が見渡せる高台が2か所あります。でも、樹木が大きく茂ってきてまして見づらくなっているということです。展望台からは、富士山やスカイツリーなどが見えます。東京から観光に来た方たちが、せっかく来たのがっかりだというふうに戻っていったという話もお聞きしました。10月には、公園利用者の方が市に要望したというふうに聞いています。展望台を覆っている樹木は切つてはいけないということはないと思うんですけれども、きれいに切つて見渡せるようにしてほしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 里見公園の高台は、市川市内でも標高が高く、東京側には障害物となる建物がないことから、空気の澄んでいる時期には富士山やスカイツリーなど眺望が楽しめるため、そちらの方向の樹木を剪定し、眺望を楽しめるスポットを2か所設けております。しかしながら、現在2か所とも周辺の樹木が生い茂ってきており、景色が見づらくなっているため、年内には剪定できるよう準備を進めているところであります。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 年内に見えるようにするというので、剪定の準備を既に進めているということです。年始には見晴らしがよくなるということです。里見公園は、特にお花見にも最適な公園です。桜やバラも有名です。他県や他市からもたくさん観光の方もやってきます。その方たちにもぜひ優しい公園であってほしいというふうに思います。ぜひよろしく願いいたします。

次に4番目で、トイレの洋式化についてです。

今、トイレの洋式化を求めて署名活動をしているグループがいます。その中心になっている方は、膝を傷めて手術も行いましたが、頑張つて歩いています。歩いている途中でトイレに行きたくなくてトイレのある公園に行ったのですが、和式のトイレで座ることができず、粗相をしてしまったということです。幼い子や高齢者には、和式のトイレが利用しづらい方もいらっしゃいます。公園のトイレの洋式化はどうしても必要です。

先順位者への答弁で、市内のトイレのある公園が100か所あり、洋式化していないトイレは75基残っていると聞きました。里見公園やじゅんさい池緑地の入口のトイレなどは洋式化しています。ここは大きな公園ですから、皆さんもたくさん来るといふことで洋式化が進んでいると思いますけれども、小さい公園は洋式化が進んでおりません。先順位者への答弁で、建て替えや改修をする際の優先順位を決めて取り組んでいくという答弁がありました。どのような考えに基づいて優先順位を決めていくのか、これについて伺います。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 公園のトイレを洋式化する優先順位のつけ方につきましては、建物の築年数や構造に加え、点検による建物や便器、配管等の老朽化の度合いや利用実態、近隣のトイレの洋式化の状況などが指標に

なるものと考えています。今後、これらの状況を確認し、優先順位を定めていきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 洋式化していないトイレが75基あり、年間に数基しか改修できないと、もう30年以上かかってしまいます。それでは遅過ぎますので、老朽化したトイレの洋式化をぜひ進めていただきたいと強く要望いたします。

次に、(5)堀之内緑地入口へのベンチの設置について伺います。

市民アンケートでは、堀之内緑地の先にスーパーベルクスがあり、高齢の方が買物をした後に大きな買物袋を持って堀之内緑地で休んでいる方を見かけるということで、緑地の入り口にベンチを置けないかという要望がありました。その対応について伺います。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 御要望の箇所につきましては、堀之内緑地の北側の入り口付近で、入り口の階段を数段上がったところに少し平坦な場所があり、皆様が憩える場所となっておりますが、休憩できるようなベンチがなかったことから、これまで付近の石積みにじかに腰をかけるなどして休まれているとのことでありまして、今年11月末に休憩できるような3人がけのベンチを1基設置いたしましたので、御利用いただければと思います。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 早速置いていただきました3人がけのベンチですが、見ました。広いところにぽつっと置いてあるので、本当に座っていいものかどうなのかと迷いそうな感じなんです。なので、もう1台ちょっと置いていただけないかという要望もありますので、ぜひその点をお考えいただきたいというふうに思います。よろしくどうぞお願いします。

次に、(6)行徳にある常夜灯公園の眺望施設の屋根の改善について伺います。

常夜灯公園には、とてもすてきな眺望施設ができたんですけども、ベンチの屋根に隙間があり、夏はとてもしゃないけれども座ってられないということです。屋根に緑をつけてほしいという要望がありました。日除けになる屋根はできないかどうか、これについて伺います。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 当該パーゴラは、常夜灯公園から旧江戸川と東京側を臨む眺望を楽しみながら休憩できる施設として、令和4年1月に整備したものであります。このパーゴラには、日差しを和らげるために施設の両側にツタを茂らすそれぞれ4本の柱、計8本を設置し、そこにノウゼンカズラを植栽いたしました。ノウゼンカズラは、フジや他のカズラと比べ生育が早く、夏は旺盛に葉を繁らし、7月から8月にかけてだいたい色の花が咲き、冬は落葉し日を通すなどの性質であるため植栽したものであります。しかしながら、今年の夏においては、設置から日が浅く、ツタが屋根全体を覆うに至っていなかったことから日陰をつくることができませんでした。今後におきましては、植栽が繁茂するまでの期間は夏場によしずを設置して日よけとすることで対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 今はよしずを設置しているということですが、ノウゼンカズラが伸びてくれば、最適なものになるということですね。来年の夏をぜひ楽しみにしています。

それでは、大きな2番目の図書館利用券のセキュリティー対策について伺います。

この質問をさせていただくのは、友人が10月に中央図書館の自動貸出し機で図書3冊を借りた際に図書館利用券を忘れてしまったことから、その友人がいろんな疑問が湧いてきて、図書館業務はどうなっているのか知りたいということの問合せをいただきましたので、伺いたいと思います。

まず、図書館利用券の現状と課題についてです。登録者は何人いるのか、利用券忘れは何人いるのか、その要因は何だと考えられるのか、これについて伺います。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 図書館利用券は、市内に在住、在勤、在学の方など図書館資料の館外貸出しを受ける資格を有すると教育委員会が認めた方に対して交付しております。令和3年度末時点において、利用登録者は8万6,283人であり、人口の17.4%に当たる方が図書館利用券をお持ちになっております。

御質問の利用券忘れの現状と原因でございますが、市内の主な図書館では、利用券を自動貸出し機に読み取らせることで本やCDなどの貸出し処理を利用者御自身で簡単に行うことができ、便利である反面、利用券忘れも1日当たり数件程度見られる状況でございます。また、発生する原因といたしましては、現在中央図書館等に設置されている貸出し機が、利用券を一旦手から離してカード台の上に置いて読み取らせる形式であることが挙げられます。このため、利用者が貸出し処理を終えて借りた本をかばんにしまうなどしているうちに、カード台から利用券を取ることを忘れてしまう場合や、また、貸出し機には、貸出し処理の完了の際、カードをお取りくださいと音声により注意喚起する機能が実装されておりますが、その音量については図書館という施設の性質上控えめに設定しているため、このアナウンスを聞き逃してしまうことなどが考えられます。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 その友人の忘れた利用券で、その後に5冊本を借りていることが分かりました。これにも驚きです。他人の利用券で本を借りていたということです。そして、1日数件程度で利用券忘れがあるということですが、1か月にすれば数十件になりますし、1年にすれば数百件というふうになります。利用券忘れが発生した場合、図書館としてはどのような対応をしているのか伺います。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 利用券忘れが発生した場合の対応についてお答えをいたします。

まず、職員が利用券の置き忘れを発見した場合、あるいは利用券が忘れ物として届け出られた場合は、職員が利用券をお忘れの方に速やかに電話連絡を行い、図書館の窓口でお返ししております。また、利用券を忘れた旨、利用者本人から連絡をいただいた場合には、まず、当該利用券が第三者に悪用されないよう、直ちに一時的な利用停止措置を取っております。その上で、当該利用券が拾得物として窓口に届けられた場合には、御本人にその旨をお伝えし、図書館の窓口でお返ししております。仮に拾得物としての届出がなく、利用券が見つからないという場合には、利用券の再発行を行っております。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 友人の話では、忘れた利用券を図書館の窓口へ行って返却をされましたけれども、口頭での確認のみで返してもらったということです。これでいいのかなというふうに思ったのですが、身分証明書の提示などを求めるなど厳格にしてはどうかと思いますけれども、その点はいかがでしょう。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 現在のところ、図書館では忘れ物の利用券の返却に際しましては、口頭での本人確認

のみとしております。これは、図書館からの連絡を受けての来館であることに加え、来館された方の氏名や生年月日をお聞きすることで本人確認ができると考えているためでございます。しかしながら、今回の御指摘を踏まえまして、万が一にも図書館利用券が誤って他人の手に渡らないよう、本人確認書類を提示していただく方法への変更も含め、より厳格かつ確実な方法への改善を検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 次に、対策について伺います。他人が5冊借りていることが分かり、その5冊は友人の貸出し記録からは解除されたというのでほっとしていましたが、またその5冊も返却されているということで、両方でほっとしているということなんですけれども、利用券忘れや、また不正使用、これに対する対策について、どのように図書館として考えているのか伺います。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 利用券忘れにつきましては、図書館が開館して以来、現在まで続く課題でございますが、特に近年、自動貸出し機を設置する中央図書館、行徳図書館並びに市川駅南口図書館の3館では、機械に利用券を置き忘れる事例が多く見られる状況でございます。このため、自動貸出し機での置き忘れをいかに少なくしていくかが課題であると認識しております。

この課題への対策は大きく2つございます。1つ目の対策は、自動貸出し機の改善です。本年10月に行徳及び市川駅南口図書館において貸出し機の更新を行ったところですが、この際、従来のカード台の上に利用券を乗せるタイプから機器側面のセンサーに利用券をかざすタイプに変更いたしました。このタイプでは、利用券が利用者の手を離れることが少なくなることから、置き忘れの減少が期待される所です。今後、この新しい貸出し機による効果を検証し、中央図書館につきましても次回の機器更新に向けて参考としてまいりたいと考えております。

2つ目の対策として、利用者への注意喚起でございます。さきに答弁しましたとおり、自動貸出し機には置き忘れに関する注意喚起の音声アナウンス機能がございますが、この音量を他の利用者にとって支障とならない範囲で大きくすることを検討してまいります。また、これまでも利用券の置き忘れに関する注意喚起の張り紙を貸出し機の付近に掲示しているほか、図書館の出口付近や館内の各所にも忘れ物はありませんかと書かれた掲示物を掲示している所です。

今後も、そうした掲示の手法等について一層の工夫を凝らしてまいりますとともに、職員による貸出し機付近の定期的な巡回につきましても引き続き実施してまいります。これら2つの対策により、利用券忘れの事例が少なくなることを目指すものでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 もし、万が一他人の利用券を不正に使用したことが発覚した場合には、図書館はどのような対応を取っていくのか伺います。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 図書館利用券につきましては、市川市立図書館の設置及び管理に関する条例第6条第5項及び市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例第11条第5項の規定により、他人への譲渡や転貸を禁止しております。このため、例えばお子様の利用券を保護者が所持し使用する等の例外を除き、他人の利用券を使用した場合は不正行為に該当すると考えられます。また、不正使用の状況によっては詐欺などの犯罪行為に該当する可能性もありますことから、その場合には所轄警察署への被害届の提出も含め、厳正に対処してまい

りたいと考えております。また、利用者の皆様にも、図書館利用券について正しく御理解いただくとともに、もし他の方の利用券を見つけた場合には、速やかに図書館窓口へ届出をしていただくなど、御協力いただければと考えております。

図書館では、今後定期的に利用券に関する啓発キャンペーンを展開することなどを通じて、利用券の適正な使用の確保に努めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 皆さん図書館を利用している方たちなので、そんなに不正利用というのはないと思うんですけど、やはり利用券を1度自動貸出し機で手離してしまうということが、その間に本をかばんにしまったりしている間に忘れてしまうということがやはり多いのかなというふうに思います。先ほど答弁にありました行徳図書館や南口図書館のように、かざす方式の自動貸出し機ならば手から離さないで済みますし、利用券忘れも少なくなるというふうに思いますので、更新の際に、ぜひそのような自動貸出し機に変更することをお願いいたします。

先ほど、ほかの方が借りた5冊が戻ってきたのでよかったというふうに言いましたけれども、こうしたことが度々起こると、市民の財産である図書館の資料が失われることになるんじゃないかということも懸念されます。友人は、今回のような置き忘れた利用券を不正に利用して図書を借りた事例が起きたことをぜひ告知してもらって、不正使用しないように呼びかける必要があるのではないかというふうに言っております。

先ほども言いましたけれども、今回は返却されましたけれども、返却されない場合は大事な図書がなくなってしまう、失われてしまうということです。中央図書館の除籍冊数も調べてみました。2003年に除籍した冊数は2,922冊に対して、2022年は7,766冊ということで、これは老朽化というんですか、本が古くなって使えないということもあって除籍をしたということですが、図書費もこの10年間で30%減っているということです。図書費が減少して除籍冊数が増えるということは、やっぱり市民の共有財産である図書館の図書が減少していくということです。そこはとても残念だというふうに友人も嘆いておりました。2024年には中央図書館も30周年を迎えます。図書館業務をもう一度しっかりと見直していただきたいというふうに要望しておきます。

次に、大項目、デジタル地域通貨の導入について伺います。

導入までの経過です。代表質問でも何回派から質問がありました。12月定例会の補正予算で、デジタル地域通貨運用システム構築等委託料に6,000万円、これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するということです。そして、債務負担行為で令和4年、5年で6億6,000万円という補正予算がつけました。実証実験で1万5,000人が参加し、その方たちが3万円分のカードを買ってもらおうということが前提で、4億5,000万円は市に戻ってくるという試算をしているようです。それ以外は市の持ち出し分です。デジタル地域通貨推進参与を任命してプロジェクトチームを編成して検討していくということがありました。どのような方を参与として任命されたのか、そしてプロジェクトチームの職員はどのようなメンバーで、導入までにどのような検討を行ったのか、併せて伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

デジタル地域通貨の導入について助言や提言をいただくため、先進自治体においてデジタル地域通貨の導入当初より事業の企画、立ち上げ、情報の発信や普及の促進から地域通貨の管理運用に至るまで、事業全般において実績のある方を令和4年7月に市川市デジタル地域通貨推進参与として委嘱をいたしました。また、デジタル地域通貨を活用した様々な仕組みを検討するため、広報室、企画部、情報政策部、市民部、経済部の職員10名から



構成されるプロジェクトチームを令和4年7月に設置しております。検討を進めるに当たっては、先進事例の視察を行ったほか、7月から11月までに14回の会議を開催いたしております。この会議では、政策参与から助言をいただきながら、経済や市民活動などの本市における地域課題の分析、地域経済と市民活動を活性化するための仕組みづくりを研究するなど、本市が目指すデジタル地域通貨の制度を検討しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 先進事例の視察も行ったようですが、本市が目指すデジタル地域通貨の制度、他市の制度と比較してどのような点が違うのか、異なるのか、伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

本市が目指すデジタル地域通貨の制度と他市の制度との違いでございますが、幅広い世代が利用できる制度であること、ポイントと連携して市民活動の活性化を図ることの2点が挙げられます。他市で導入されている制度のほとんどがスマートフォンアプリでの利用に限定されているのに対し、本市では、デジタルに不慣れな方のために、デジタル地域通貨の購入や支払いができるカードを導入し、幅広い世代が利用できる制度といたしました。また、他市では地域経済の活性化を目的として導入している事例が多いのに対し、本市では、健康づくり、環境に配慮したエコ活動、市民の市の事業へのボランティア参加などに対するインセンティブとしてデジタル地域通貨と交換できるポイントを付与し、市民の活動を後押しすることも目的としております。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 他市と違うところ、健康づくりやエコ活動、ボランティア活動に参加した方にポイントをつけると、行政ポイントがつくということでした。行政ポイントとは、市が持ち出しでポイントを付与するということですね。例えば、健康づくりで何かをすればポイントがつくと。それから、エコ活動やボランティア活動にもポイントがつくと。ボランティアといってもいろんなボランティア活動があります。自己申告なのか市の職員が確認するのか、それは何ポイントなのか、そういうことが今全く分かりません。全てこれからということですけれども、ちょっと納得がいきません。

(2)として、デジタル地域通貨を導入している地域の検証ですけれども、先ほどの答弁の中で先進市も視察に行ったということですので、視察の具体的な内容について伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

プロジェクトチームでは、千葉県木更津市のアクアコインは現地に視察に行っていました。埼玉県深谷市のネギー、岐阜県飛騨地域のさるぼぼコイン、兵庫県尼崎市のあま咲きコインはオンラインにより視察を行っております。それぞれ導入の経緯、制度の概要、利用の実績や必要経費などを調査いたしました。視察の結果、デジタル地域通貨を普及するには、店舗や利用者に対して地域を活性化するという導入目的を明確に打ち出し趣旨に賛同を得ることが必要であること、地域内で一定数以上の店舗が参加すれば利用の拡大が見込めること、店舗の獲得には商工会議所など関係機関の協力が不可欠であること、よりよい制度とするため参加者を限定した実証実験を行い、その結果を検証してから本稼働に移行するケースが多いことなど、今後、デジタル地域通貨の導入に向けて参考となる御意見をいただいております。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 デジタル地域通貨を導入している自治体は幾つかありますけれども、継続している地域通貨が少ないように思います。開始はしたけれども継続できなかった、そういう自治体もあるのではないかと思います。そういうところの分析はしているのでしょうか、伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

2000年代初頭には、各地で多くの地域通貨が発行されたものの、利用が拡大せず発行が停止となった事例が多いことは認識しております。その理由としては、当時の利用形態が主に紙幣やカードであったため、販売や換金を行う際の店側の負担が大きく、取り扱う店舗が増えなかったこと、また、発行主体にとっては、店舗に決済を行うための機械を設置しなければならないことなど運営経費が大きな負担となっていたことが挙げられます。現在では、デジタル技術の進展とスマートフォンの利用拡大、キャッシュレス決済の普及を背景に、デジタル地域通貨を発行する自治体が増加しています。アプリの活用により利便性の高いサービスを提供できるようになったこと、アプリと連携したシステムを使用することで運営経費を抑制できるようになったことなど、今まで地域通貨が抱えていた課題が一定のレベルで解消されたものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 一定のレベルで解消されたと分析しているようですが、(3)としてメリット、デメリットについて伺います。

まず、利用者側及び店舗側、このメリット、デメリット、これについてはどのようなものがあるのか検討しているのかどうか、これについて伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

まず、利用者のメリットとしては、デジタル地域通貨を購入する際に、購入額に応じたプレミアムポイントが付与されること、市内店舗での支払いの際に大手キャッシュレス決済サービスよりも高い率の還元ポイントが付与されること、また、通貨の購入や支払いができるカードの導入により幅広い世代の方に利用していただけること、さらに、健康づくりなどの活動で付与されたポイントをデジタル地域通貨と交換できる点が挙げられます。一方で、デメリットとしては、大手キャッシュレス決済サービスが行っている銀行口座からのチャージができず、チャージができる店舗に制限がある点であると考えております。

次に、店舗のメリットについては、店側が負担する手数料が低く設定されている点と、市内の消費が喚起されることで、来客数や売上げの増加が期待できる点が挙げられます。一方で、デメリットについては、今までの現金やキャッシュレス決済に加えて、さらに支払い手段が増えることで、レジでの対応や売上げの集計などの事務の負担が増える点であると考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 デジタル通貨を普及するためには、若い人だけでなく、幅広い世代に利用していただく必要があるというふうに答弁がありました。今回、実証実験で市民1万5,000人の参加を予定しているということですが、スマートフォンアプリ、そしてカードを利用すると、利用形態ごとに募集枠を設けるのか。さらに、インターネットを利用しない高齢者にとって十分な周知を行う必要があるというふうに考えますけれども、どのように普及を考えているのか伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

デジタル地域通貨を普及させるためには、誰一人取り残すことなく、幅広い世代に利用していただく必要があると考えております。今回の実証実験では、スマートフォンアプリとカードという利用形態で、それぞれ上限人数を決めて参加者の募集を行います。アプリとカードを導入している先進自治体では、アプリの利用者の割合が利用者全体の約8割に及んでいる事例もありますが、本市では、より幅広い世代の方に利用してほしいという観点から、参加者1万5,000人のうち、アプリの利用者は7割の1万500人、カードの利用者は3割の4,500人とすることを予定しております。また、メールやSNSなどを利用しない高齢者も含めて、より多くの方に知っていただけるよう、「広報いちかわ」を初め、チラシ、自治会の回覧板、掲示板、公共施設や市内の駅にポスターを掲示するなど十分な周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 1万5,000人の内訳が分かりました。

4番目に、記者会見で配布した資料で、健康測定コーナーとの連携というふうにありましたが、今回50万人の大都市でデジタル地域通貨を行っているところはないというふうに代表質問のときに答弁がありました。今回の健康測定コーナーでどのようなことを行うとデジタル地域通貨と連携することができるのか。さらに、タニタと組んで5年間体組成計をリースで借りて、今回の補正予算で2,500万円の補正予算がついていますが、この健康測定コーナーとの連携、これについてどのように考えるのか伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

健康状態を定期的に測定するセルフチェックは、市民の健康意識の向上及び健康的な生活習慣に取り組むモチベーションの向上につながるものと考えております。そこで、市内約20か所に体重や体脂肪率、筋肉量などを測定できる体組成計と血圧計を設置し、市民に無料で利用していただくものです。健康アプリの利用者は、この測定コーナーを利用すると、測定結果がデータとして自動的に記録されるとともに、ポイントが付与され、デジタル地域通貨への交換を可能とすることを予定しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 健康づくりのほかにも、エコ活動やボランティア活動に対してもポイントが付与されるということですが、現在、市川市ではエコボカードというのがあります。エコボカードとの違いを何と考えるのか、また、エコボポイント、この制度を終了する方向なのかどうか、伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

エコボポイント制度では、エコ活動やボランティア活動に参加することでエコボカードにポイントが付与され、100ポイントがたまったら満点エコボカードで動植物園などの公共施設を利用したり、指定ゴミ袋などの景品と交換することができます。

今回導入されるポイントでは、エコ活動やボランティア活動に加えて、ウォーキングなどでスマートフォンアプリやカードにポイントが付与され、そのポイントをデジタル地域通貨と交換して市内の店舗で買物や食事を行うことができるものです。エコボポイント制度については、現在のメニューを段階的に新たなアプリに移行していく予定でございますが、今後の運用につきましては、利用の状況を踏まえた上で考えてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 実証実験は1万5,000人の参加でポイントがつくわけですが、そのポイントは八幡地域のみで使えるということです。行徳や北部の地域の方がポイント、例えば100ポイントありますよといっても、なかなか八幡までバス代をかけて来て使うということはないのかなというふうに思います。

5月から7月まで3か月間の実証実験を行うわけですが、十分な経済効果が得られなかったなど、うまくいかなかった場合、デジタル地域通貨の導入を見合わせるということも想定しているのかどうか、これについて伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

今回の実証実験では、消費喚起などの経済効果を検証するとともに、アプリやカードの利便性、来客数や売上においてどのぐらいの効果があつたかなど、利用者及び店側の視点から検証を行います。また、市民活動の視点からも、市民の活動の活性化に資する効果があつたのか、ポイントをデジタル地域通貨に交換する際に問題はなかったのかなどを検証してまいります。まずは、実証実験で判明した課題などを改善した上で、事業規模の拡大を含め、本稼働に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 実証実験で失敗しても、なぜ失敗したのか検証して事業規模を拡大するというわけです。どれだけ市が持ち出してもよいということでしょうか。先ほども言いましたが、エコ活動とはどんな活動なのか、ポイントは何ポイントつくのか、ボランティア活動のポイントは何を指すのか、何ポイントなのか、健康アプリでは、先ほどウォーキングでポイントもつくというふうにおっしゃいましたが、5,000歩なのか、1万歩なのか、また歩けない人はどうなるのか、不平等を感じないようにするためにはどうすればいいのか。本当にこれで実証実験が5月から始まりますけれども、それまでにはもう少し具体化をするのでしょうか。話を聞いてもなかなかすっきりしないままですけれども、今後の状況をきちんと見まして、私の一般質問を終わります。

~~~~~

○松永修巳議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時44分休憩

---

午後1時開議

○大場 諭副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 一般質問を継続いたします。

石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 創生市川の石原たかゆきです。通告に従いまして、一問一答にて質問いたします。よろしくお願いたします。

まず最初は、市川公民館北側に隣接する公共用地についてです。

現在、市川公民館には駐車場がありません。しかし、市川公民館に隣接する場所には、公共用地と思われる土地があります。しかし、14号からの進入路は常にチェーンがつながれており、市川公民館には駐車場はありませんと表示されています。明らかに駐車場として使用できそうな土地であるにもかかわらず、市川公民館には駐車場はありませんとの表示。しかも、この表示は緊急のものではなく、印字されたスチール製の立派な立て看板で

すから、ある一定期間駐車場とはならないことを想定して作られたものと思われます。実際のところ、少なくとも五、六年はこの状態が続いております。駐車場に使用できそうなのに駐車場はありませんとの表示があること、その状態が長く続くことを想定した立て看板であり、実際に長い期間この状態が続いていること、大きな違和感を感じます。

そこでお伺いしますが、この土地の今までの所有経緯と現状、課題についてお答えください。

**○大場 諭副議長 稲葉財政部長。**

**○稲葉清孝財政部長** お答えいたします。

初めに、これまでの経緯についてです。現在の市川公民館及び隣接する土地は、大正15年に当時の市川町が警察署の建設用地として、移転等により不要となった場合に無償にて払い下げを条件に千葉県へ寄附したものであります。その後、県が警察署を建設いたしました。警察署の建物が不要となった昭和56年には、当初の取り決めどおり当該部分の土地と建物を無償にて市が譲り受けております。建物は、数年間社会教育会館及び急病診療所として活用していましたが、その後取り壊し、平成3年5月に現在の市川公民館を開設したところでございます。一方、昭和42年に警察署の裏手に県が独身寮を建設、運用しておりましたが、この独身寮につきましても平成24年には解体されております。以降、警察用地としては不要となったものの、隣地との境界が未確定であったことや、隣地建物の一部が県有地に越境していたことから、本市への無償譲渡の環境が整わず、調整に時間を要したと伺っております。

次に、現状についてです。令和4年8月、千葉県警察本部より隣地との境界が確定したとの連絡を受け、公民館裏手の土地を普通財産として譲り受けるための手続を協議しておりますが、現時点においても当該用地は県有地であり、この裏手の土地に関しましても、車の転回などの限定された使用というものに限られております。

最後に課題についてであります。県は、隣接する民有地のマンション建設に際し、工事期間中、県有地を建設業者に貸し付ける方向で調整をしており、令和5年4月以降、本市が譲り受けた後も、こうした貸付けを同年10月とされる工事完了まで行わざるを得ないというように認識をしております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長 石原議員。**

**○石原たかゆき議員** ありがとうございます。経緯についてはよく分かりました。元々市の土地であり、県が不要になったため、令和5年4月には無償で払い下げてもらう予定であること、不要となってから払い下げまでに時間を要したのは、土地の境界を確定するのに時間がかかったためというふうに理解いたしました。市の土地として戻ってくるのは令和5年の4月の見通しとのことで、今と同じ状態がしばらく続くことになるというふうに思います。

また、課題としては、隣接する民有地にマンション建設が予定されており、県は工事期間中、この土地を業者に貸し付ける方向で調整しており、令和5年4月には本市が譲り受けた後も継続して貸し付けていくと、こういうことでした。確かに、この土地の北側に隣接する民有地にマンションの建設が予定されております。建設が始まると、資材の搬出入が必要になります。搬出入のために公道を使うとなると、14号から大門通りに入るようになります。狭い道幅に建設工事用の車両が出入りするため、思わぬ事故が起こらないとも限りません。近隣にお住まいの方や学校関係者にとって、大きな関心事となっております。この土地を一定期間、このマンション建設用資材の搬出入に使用することができれば、大門通りを使用することはなくなりますから一安心というところでございます。

県は、この土地を貸し付ける方向で調整中とのこと。また、工事期間中にこの土地は県から市に戻されるということですので、そこで、さらにお伺いします。この土地を貸し付けた期間の管理、これはどこがどの

ように行うのか、お聞かせください。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、当該用地は現在県有地でございますので、この県有地の貸付けに関しましては県の責任で行っていただくということでございます。ただ、お隣の公民館に関しましても、市川市が公民館を管理運営している関係もありますし、また、周辺の道路への影響というのもございますので、県並びに建設業者に対して、市川市としてもしっかりと安全確認をしまいたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原議員。

○石原たかゆき議員 令和5年3月までは県の管理と、4月からは市の管理となる見通しのことでございますので、年度が変わってもという形になります。

そこで対応が異なるということがないよう、3月までの県との管理契約を把握して同じ対応ができるように準備していただきたい、このように思います。

また、この3月までにおいても、今お話しありましたように、この土地の使用について近隣住民から相談があれば市が窓口となって対応していただきたい、これは要望しておきます。

次の質問に移ります。令和5年4月、市に返却された後、この土地をどのように活用する予定か、お伺いします。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

当該用地は市川駅に近く、国道にも面しているという利便性の高さもでございます。また、公民館の利用に大変適した立地でもありますことから、差し当たっては時間貸し駐車場としての活用を検討したいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原議員。

○石原たかゆき議員 仮に、時間貸しの駐車場として活用するというふうになった場合は、安全面、あるいは環境面の課題、また駐車場整備に伴う塀の構築など、住民への説明や協議が必要になると思います。また、その結果を地域へ周知する、これも必要でしょう。地域への説明、協議、周知はどのように行うかお聞かせください。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

当該用地の利活用につきましては、県から譲り受けた次年度、令和5年度に具体的な検討に着手したいというふうに考えておりますが、現時点で駐車場というふうに決まっているわけではございません。ただ、仮に駐車場とする際につきましては、隣地との境界も含めて市川市の責任においてしっかりと対応していきたいというふうに考えております。また、近隣住民への説明につきましては、利活用方針が固まり、予算のめどがついたその時点を見据えて実施をさせていただきます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原議員。

○石原たかゆき議員 ありがとうございます。今日は近隣自治会の方も傍聴においでです。ただいま御答弁いただきましたことで大分安心されたのではというふうに思います。この土地の利活用に関することは、繰り返しのようになりますが、市が窓口になること、今後の利活用については近隣の方々への説明、協議、周知を適切に行うこ

とをお願いしまして、次の質問に移ります。

次は、道路交通行政でございます。

最近、近隣にお住まいの方から、市川市に見えない交差点があるのを御存じですかと聞かれました。聞き覚えがないので詳しく聞いてみますと、朝日新聞のデジタル版に全国の危険な交差点が掲載されており、千葉県では2か所、そのうちの1つが市川市にあると言うのです。早速ネットで見えない交差点というのを調べてみました。朝日新聞の2022年4月、デジタル版に載っております。内容を簡単に申し上げますと、警察庁が公開した2019年、20年に発生した全国68万件の人身事故データを基に、いつ、どこで事故が起こりやすいかを分析したものと、このデータに加えて国土交通省が2022年3月に指定した事故危険箇所の中の交差点のみをマッピング、つまり地図に起こしたものを、これを公開しているのが分かりました。分析と地図を公開しているわけです。マッピングされたものを詳しく見ていきますと、全国の死亡事故、負傷事故がどこで起きているか可視化されており、さらに、事故の状況もよく分かるようになっていきます。それをさらに詳しく見てまいりますと、朝日新聞の独自に取材した危険箇所が全国でおよそ80か所指定されており、千葉県では2か所、そのうちの1つが市川市の市川手児奈通りと市川真間通りの交差する、いわゆる変形五差路の交差点であるということが分かりました。先ほどの近隣の方は、これを見てお話しになったのだというふうに分かりました。

確かに、この交差点は信号機が設置されていませんから、見えない交差点、危険な交差点と指摘されても致し方ないのかなというふうに思います。一方、近隣の方々の記憶では、大きな事故は起きていないのではないかと、このようにも話されておりました。

そこでお伺いします。この交差点での事故の状況はどのようになっているのでしょうか、お聞かせください。

**○大場 諭副議長** 藤田道路交通部長。

**○藤田泰博道路交通部長** お答えします。

この交差点は、市川駅から北に向かう市道0122号、通称市川手児奈通りが京成本線と踏切で交差する手前で線路沿い東側から西側住宅街を通る市道0123号、通称市川真間通りと交差し、そこへさらに線路沿い西側から市道1301号が接続することから、市では変則五差路と呼んでおります。この交差点の過去5年間の事故状況について市川警察署に確認しましたところ、人身事故については、平成30年はゼロ件、令和元年、2年はともに6件、3年はゼロ件、本年令和4年は11月末現在で2件の合計14件でありました。なお、死亡事故については発生していない状況であります。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 石原議員。

**○石原たかゆき議員** 平成30年からの合計で死亡事故が発生していないとのこと、何よりです。14件のうち、令和元年と2年がともに6件で12件と、この2年間に集中しているのが分かりました。

続けてお伺いしますが、この事故のうち、自転車の絡む事故の状況についてお聞かせください。

**○大場 諭副議長** 藤田道路交通部長。

**○藤田泰博道路交通部長** お答えします。

この交差点での人身事故のうち、自転車に関わる事故は9件となっております。ほか、参考までに、自動車同士が2件、自動車と二輪車とが2件、自動車と歩行者とが1件となっております。自転車に関わる事故の詳細な状況につきましては、警察に確認しましたところ、9件のうち2件が本年2月と6月に発生しており、発生した2件の事故につきましては、いずれも真間小学校方面から南に向かって走行してきた自転車が、この踏切を渡った直後に線路沿いの道路東側から進入してきた自動車と交差点内で接触したものであるとのことでございます。事故の原因としましては、両者の安全確認不十分とのことでございます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原議員。

○石原たかゆき議員 やはり自転車絡みが最も多いというのが分かりました。本年も2件発生しているということ。この交差点の朝夕の自転車の多さを考えると頷けるなというところです。

続けてお伺いします。信号機が設置しにくい状況の中、これまで実施した安全対策について伺います。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えいたします。

この交差点につきましては、五差路という変則的な形状であり、かつ、交差点内に踏切があり、さらに信号機が設置できないことなどから、本市としても安全面に課題があるものと認識しております。これまでに市が行った安全対策といたしましては、注意喚起を目的として、交差点内の赤いカラー舗装と、主となる道路方向を明示する太い白の破線、ドット線の表示を実施しております。また、令和2年11月には、千葉県主催の共同現地診断に参加し、千葉県警察と立会いの上、さらなる対策方法について協議を行い、すぐに対応可能な対策として挙げられました交差点事故注意などの注意喚起看板4か所の設置を令和3年1月に行っております。その後、次の対策として、当該交差点内が広く大きいため、交差点内で分散していた車両の流れ、走行範囲を集約化する車両導流線、ゼブラ帯の設置を本年5月に実施したところでございます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原議員。

○石原たかゆき議員 ありがとうございます。様々な対策が取られているということが分かりました。

信号機の設置が一番の安全策とも思われますけれども、京成線の踏切等の絡みで難しいのはよく分かります。かといって、そのままいいというわけでもない。現状のできる限りの安全策を講じていただいていると、本当によく分かりました。特に、時系列で見ていきますと、先ほど申し上げましたたくさん事故が起こっているのが令和元年と2年、計12件起こっているわけですね。時系列で見ますと、その後すぐに千葉県警と共同現地診断を行っている。それで即時対応可能な対策を取られたと。この結果、令和3年度の事故がゼロ件と、これは大きく評価していいんじゃないかなというふうに思います。迅速な対応ありがとうございます。

続けて、今後について伺います。令和4年9月定例会において、質問者への答弁で、この交差点の立体化、アンダーパス化は課題が多いと、このような御答弁があったと記憶しております。元々信号機の設置も難しいところであり、立体化もアンダーパス化も難しいということですが、このような状況の中、さらにどのような安全対策を考えておられるのか、お聞かせください。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

令和2年の共同現地診断では、先ほど御答弁いたしました、これまでに実施したもののほか、自転車レーンの設置と、交差点をコンパクト化する形状変更について指摘されております。自転車レーンにつきましては、今後この交差点を含めた国道14号から手児奈橋までの区間において、自転車が走る位置を明確にする自転車ピクトグラム等の路面標示を整備したいと考えております。交差点の形状変更につきましては、今年5月に実施いたしました白線等の区画表示により車両導流線の形状を変更しておりますので、その状況を見極めました上で千葉県警察と協議し、横断距離が短くなるよう歩道の形状を変更するなど、必要な対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原議員。



○石原たかゆき議員 自転車ピクトグラム等の路面標示の対策を考えていると、これは常々お願いしている守るべき交通ルールの見える化です。ぜひ進めていただきたい。

最初にお話ししましたように、朝日新聞は、この場所を信号機のない見えない交差点、危険な交差点として全国90か所の中の1つとして挙げられたわけです。しかし、市川市は守るべき交通ルールの見える化で交通事故ゼロを目指していると胸を張って言えるように、スピード感を持って徹底して取り組んでいただきたい、このように思います。よろしく願いいたします。

次に、GIGAスクール構想の環境整備について伺います。

まず最初に、情報政策部にお伺いいたします。GIGAスクールネットワーク、環境整備についてです。

私は、市川市がタブレット端末の本格実施となる昨年9月以前から、安定したネットワーク環境構築のため、様々な課題について議論を重ねてまいりました。とにかく教育現場ではタブレットを利用して、ネットワークにつながらないのは困るんです。いつでも当たり前ネットワークにつながってほしい。しかし、そうならない、つながりにくい不安定な状況が各学校で散見しました。しかも、市が独自に委託し太鼓判を押した再構築計画に沿った形で整備したにもかかわらずであります。つながりにくい不安定な状況の原因究明に半年の時間を費やし、原因が各教室のアクセスポイントにあると判明し、改善を加えたのは令和4年度当初、そして臨んだデジタル教科書を想定した通信環境テストも、安定したネットワーク環境とは程遠い結果ということでございました。

これらの経緯、状況を整理し、令和4年6月定例会において、るる質問させていただいたところ、次の3点について課題として認識しているとの御答弁でした。1点目、デジタル教科書の使用に対する通信容量の不足、2点目、各学校の回線に集約するデータセンターの維持コストが高いこと、3点目、ネットワークに2社が関与することによる運用の複雑化。6月定例会で課題として挙げられたこの3点の進捗状況についてお聞かせください。

○大場 諭副議長 佐藤情報政策部長。

○佐藤敏和情報政策部長 お答えいたします。

GIGAスクールのネットワークに関しまして、6月に通信環境テストを実施し、専門家の視点も加えて分析を進めたところ、デジタル教科書を一齐に利用すると1校当たり7クラスが性能の限界であると判明いたしました。この結果を踏まえ、専用線化を含めたネットワークの拡充を検討する中で、この通信容量不足の要因となっている1ギガの通信回線に関し、上位サービスである10ギガ回線が本市域でも本年9月から提供されました。このサービスは、10ギガの通信量を保証するものではないものの、現状の1ギガの通信回線よりも大きな通信量を期待でき、かつ、汎用的な通信サービスであるため、専用線化と比較して安価に導入できます。また、ネットワーク構成の面では、各学校の通信回線をデータセンターに集約することなく、直接インターネットに接続することによりコスト抑制が期待できることや、複雑なネットワークの運用体制についても改善効果が見込まれるため、このサービスが市場に出てきたということは十分に検討の価値があるというふうに考えております。

今後も、デジタル教科書の本格導入に向けて最適なネットワーク環境となるよう、調査分析を進めてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原議員。

○石原たかゆき議員 3つの課題解決に向け分析されているということでよく分かりました。

念を押すようで恐縮ですが、仮に通信回線を10ギガにし、ネットワーク構成を各学校の通信回線をデータセンターに集約する方法、いわゆるサイネットにつなぐ方法ではなく直接インターネットにつなぐ方法にする

と、さきの3つの課題、通信容量の不足、維持コストの高額、2社の関与による運用の複雑化、この3つの課題が解決できるという理解でいいのでしょうか、お答えください。

○大場 諭副議長 佐藤情報政策部長。

○佐藤敏和情報政策部長 お答えいたします。

通信料、コスト、運用、いずれの面でも効果が期待できるため、引き続き10ギガ回線の活用について調査研究を進めたいと思っております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原議員。

○石原たかゆき議員 仮にサイネットをやめ、ネット環境を1社にし、1ギガを10ギガにして、各学校が直接インターネットにつながる方式、これを分析の結果取るとなると、これは市が独自に委託して採用したいいわゆる再構築計画の前のネットワーク構成の計画に戻るだけだと私は思います。通信量は確かに1ギガから10ギガに増えてますが、再構築計画の前のネットワーク構成の計画では、1ギガのサービスしかなかったので1ギガを採用しただけですから、10ギガのサービスが提供されれば必要に応じて増やすのは当たり前のことですから10ギガに増やしていたでしょう。6月定例会でも指摘しましたが、元に戻るだけならこの再構築計画を委託、採用したことが問題と思いますが、いかがですか。

○大場 諭副議長 佐藤情報政策部長。

○佐藤敏和情報政策部長 お答えいたします。

令和2年度に実施した計画策定業務委託では必要な通信料が計算されており、その結果、学校からの出口には最も一般的な通信回線を選択したものです。また、併せて将来的な利用増加に備え、拡張性を確保したネットワークが望ましい、こういった提言も受けているところでございます。そのため、本格的なデジタル教科書の導入や、様々な場面で端末の利用頻度が増加することを考慮し、これらの利用増加に対応する専用線化も見据えた拡張可能なネットワークを構築したところであり、計画に不備はなかったものと認識しております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原議員。

○石原たかゆき議員 サイネットの大容量通信環境は、専用回線で初めて成り立つ、こういうことだと思えます。拡張性の確保などの提言を受けたと答弁されましたけれども、サイネットありきの再構築計画ですから、拡張性を確保するという事は、イコール専用線を引くことを意味するわけです。言葉が悪いですけども、何か危ない気がして仕方がありません。学校からの出口が1ギガ、それを集約すればボトルネックを起こすのは明らかかなことだったのではないのでしょうか。まずは通信環境が芳しくない状況をつくり専用回線売り込む、こういう企てだったのではとさえ思ってしまう。

私は、令和4年6月定例会において、課題の多いネットワーク環境の改善に向け「抜本的な見直し、大きな軌道修正、英断も必要」と指摘させていただきました。大きな方向転換は新たな課題も生じるとは思いますが、直接インターネットにつながる方式はかなりのコストダウンになり、来年度の予算マイナスシーリングに貢献するものと思われま。この点も併せて考慮され、児童生徒のため、ぜひ賢明な御判断、英断をお願いし、次の質問に移ります。

G I G A関係の2問目、I C T支援員の現状と拡充について伺います。

私は、令和4年2月定例会において、令和4年4月に小学校全学年にタブレットが配付され本格実施となることから、I C T支援員の現状6名をさらに増員し学校訪問の回数を増やすこと、I C T支援員の1回の訪問が有意義となるような工夫をという2点をお願いしたところです。I C T支援員の現時点での規模と支援内容について

て伺います。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 ICT支援員の現状につきましては、各小中学校等に月2回程度の訪問をしており、ICT支援員を統括する管理者1名、企画員2名の監督の下、支援員6人、1人ずつが巡回で学校対応をしています。支援内容といたしましては、教職員に対しての教材作成支援、学校での授業支援、タブレット機器等のトラブル対応、先進的な事例紹介、研修会の企画実施などとなっております。また、支援員の活用を推進するため、今年度より学校内でICT支援員が実施できる操作研修メニューを整備し、教育センターより各学校へ発信をしています。本年10月から11月にかけては、ニーズに合った支援に向けて活用を図るためのアンケートも各学校に対して実施をしています。また、新たな取組としまして、各学校でのタブレットを使用した優れた教育実践を共有できるように、ICT支援員が事例を収集し紹介する仕組みを整備中でございます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原議員。

○石原たかゆき議員 アンケートを取り、学校のニーズに合わせた支援をすると、ICT支援員を介してよい実践を広める等の工夫をしているということ、少ない人数ですが有効に活用しているということがよく分かりました。

さらに、ICT支援員を有効に活用しようと、またICT支援員の側からは有効に活用されようと、こういう意識の醸成が必要に思います。そのための提案ですが、こんなのはどうでしょうか。1回当たりの必要経費、これをどこかの場面で知らせるということが必要ではないかというふうに思います。現在は6名の支援員で2週間に1回程度、1校当たり年間約20回という訪問でございます。市内55校に20回とすると、全部で1,100回の訪問。これにかかる予算がたしか5,600万円だったと思います。そうしますと、ICT支援員の1回の訪問のための人件費、その他もろもろ全て含めた経費は約5万円なんです。ということは、1人来ることで1日大体経費が5万かかっているんだということを知ったら、やはり意識がちょっと変わるのではないかと私は思います。乱暴な数字かもしれませんが、そういったことも必要なというふうに思います。ぜひ御一考いただければというふうに思います。

続けて質問します。今後について伺います。

支援員の増員も含めて、拡充についてどのように考えているかお聞かせください。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 支援員の拡充につきまして、今後は、まず現在行っています支援内容をより一層充実させることに取り組んでまいります。そのことと併せまして、訪問回数を増やすことについても検討をしてまいります。また、ICT支援員だけではなく、地域人材やボランティア人材の活用に向けても取り組んでいく予定としています。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原議員。

○石原たかゆき議員 訪問回数を増やすことについても検討ということですので、ぜひ人を増やす方向でお願いしたいというふうに思います。

続いて伺います。ボランティア人材の活用にも取り組むということですが、具体的な取組についてお聞かせください。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 今年度より、ボランティア人材活用の一環として、千葉商科大学と連携し大学生を活

用したICT支援の取組を行っております。市川小学校、真間小学校の2校で、小学校低学年のタブレット端末使用時に大学生がサポートに入り、操作をする際の補助などの支援ボランティアを実施いたしました。学校においては、数多くの支援があることで児童一人一人が自分のタブレットを操作でき、円滑に学習活動を進めることができたと聞いております。実際に参加した大学生からは、教育現場を体験できたことで教職課程に対してのモチベーションが向上した、またこのようなボランティア活動があったら参加したいと前向きな意見が寄せられておりました。参加者大学生にはボランティア証明書を発行予定です。

今後は、支援する学校を広げるとともに、千葉商科大学だけでなく、他大学へも取組を広げていけるよう検討してまいります。

以上でございます。

**○大場 諭副議長 石原議員。**

**○石原たかゆき議員** 千葉商科大との連携、とてもよい取組だと思います。市川小と真間小ということで、近くの学校という形ですね。本当にいいことだというふうに思います。子どもたちにとっても、来校してくれる大学生にとってもウィン・ウィンの関係になるよう工夫をしていただいていると思いますが、さらに進めていただきたいと思ったり、他の小中学校へも広め、他の大学との連携も進めると。ぜひ大学生との連携というものを密に進めていただけるといいんじゃないかと思ったりします。よろしく願いいたします。

次に、家庭にネットワーク環境が整備されていない児童生徒への支援について伺います。

全小中学生にタブレットが配付され、家庭へ持ち帰っての活用が可能となりました。ネットワーク環境が整備されていない家庭にはルーターを貸し出していることと承知しております。現在の支援はどのようになっているかお聞かせください。

**○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。**

**○藤井義康学校教育部長** タブレット活用に向けての家庭支援として、令和2年度に小中学生の御家庭にネットワーク環境の状況調査を行いました。次に、環境のない御家庭にモバイルルーターを貸し出すため、令和2年9月に市川市学習者用モバイルルーター及び移動通信サービス賃貸借契約を行い、3,000台のモバイルルーターを令和5年8月31日まで整備いたしました。なお、令和4年度の貸出し状況は1,172台となっております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長 石原議員。**

**○石原たかゆき議員** 3,000台という数字、このときに家庭のネットワーク環境を調べて、それが無い家庭を積算したのがたしか3,000だったというふうに記憶しております。それが現在は1,172台ということで、ネットワーク環境を整備する家庭が増えてきている、こういうことではないかなというふうに思います。

続けてお伺いいたします。モバイルルーターの賃貸借期間が令和5年8月までとのことでございます。9月以降の支援及び周知はどのようにして行うのでしょうか、お聞かせください。

**○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。**

**○藤井義康学校教育部長** 次年度9月以降につきましては、現在の状況を精査し、就学援助の項目に組み入れることを含め、全ての家庭でタブレットが使用できるネットワーク環境を維持できる方法を検討しております。また、現在貸し出しているルーターにつきましては、次年度1学期までは使用できることから、引き続き家庭へ周知してまいります。なお、9月以降の支援方法に関しましても、整次第、学校として家庭に周知する予定でございます。

以上でございます。

**○大場 諭副議長 石原議員。**

○石原たかゆき議員 ありがとうございます。就学支援の項目に組み入れることを含め検討中ということでございました。ネットワーク環境を整備する家庭が増えている傾向であるということも考慮しますと、ルーターの貸し出しをやめて就学支援の項目に組み入れることも一考かというふうにも思います。

ただ、仮に就学援助の項目に組み入れるとなった場合には、たしか国の要保護児童生徒に対するオンライン学習費の援助補助金が1万4,000円だったというふうに記憶しておりますので、準要保護児童生徒にも同額を充当できるような予算措置をぜひお願いしたいというふうに思います。また、ネットワーク環境の新たな整備が必要な御家庭もたくさんあるというふうに思いますので、9月前のなるべく早い時期の周知、これをお願いしたいというふうに思います。

次の質問に移ります。タブレット使用を想定した児童生徒の机のサイズについて伺います。

令和4年9月定例会においてタブレット破損の原因を質問したところ、落下によるものが多いとの答弁がありました。机からの落下も含まれるというふうに思いますが、教科書、ノート、タブレットを机に置きますと、もういっぱいいっぱいのように思います。机のサイズに問題はないのでしょうか、お聞かせください。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 現在、市内のほとんどの小中学校には横600mm、縦400mmの旧J I Sサイズの机が入っております。現在のJ I S規格である横650mm、縦450mmの大きめの机が入っている学校は、塩浜学園1校となっております。学校では、学年の発達段階に合わせてタブレット使用時の机の上の整理についても指導しておりますが、教科書やノートなどを併せて使用する場面ではタブレットの置場が狭くなってしまうこともございます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原議員。

○石原たかゆき議員 小さいサイズと大きいサイズがあると。ただ、大きいサイズについては塩浜学園1校だけが使っている、ほかはみんな小さいわけですね。そうすると落ちやすいんじゃないかなというふうに思いますが、ここでさらにお伺いしますけれども、その塩浜学園1校とのことですけれども、塩浜学園では机からの落下は、そうすると少ないのでしょうか、お聞かせください。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 各学校のタブレット落下件数を比較しましたが、塩浜学園が必ずしも落下件数が少ないといった結果ではございません。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原議員。

○石原たかゆき議員 ということは、机が大きくても落下する度合いはあまり変わらないということになってしまいます。そういうことなんですね。となりますと、大きくても小さくても落下しない工夫が必要なんだろうというふうに思います。各学校ではどのような工夫をされているのか、お聞かせください。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 各学校では、タブレットを使用しない場合は机の上に置いておかないことや、使用する場合でも不要な文房具などを片づけさせる指導を行っております。また、市内小学校の中には、机の周囲に立ち上がりをつくり、天板を拡張することができる器具を導入している学校もあり、タブレット使用時に落下に対する安心感があるため使用しやすいとの声もいただいております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原議員。

○石原たかゆき議員 不必要なものは置かないと、これも1つの方法ですね。あと、天板を拡張できる器具とい

うのを使っているところもある。私はその器具を、いろいろあるんですけども、実際に確認しました。そうしましたら、子ども用の机があるんですが、そこにちょっと器具を引っかけるんですね。そして、このぐらいの板があるんですが、それがうまくここにすぽっと入ったり、あるいはここの器具が工夫されていて、横にも入るんです。そうすると、広がったり立てたりできるんです。立てるとここにちょうど、タブレットがここに見やすい形で収まるんです。そこに穴とか何かがあいていて、ここの先ほどの金具のところすぽっと入って、こんなぶら下がる形で収納ができる、こんなものがありました。大体2,000円弱ぐらいですね。大量に購入すれば多分安くなるでしょう。塩浜学園の大きな机でも、必ずしも落下件数が少ないということではないということですから、こういった器具も有効なんだというふうに思います。

タブレット端末の修繕費は、1台約5万円とのことです。机からのタブレット落下防止用に、市としてこういった器具を購入することもかえて安上がりとも考えられます。どのようにお考えか、お聞かせください。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 既存の机に装着するタブレット落下防止器具につきましては一定の効果が見込めますことから、今後、その導入に向けては各メーカーより様々な仕様のもので提供されておりますので、調査しつつ検討を行ってまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原議員。

○石原たかゆき議員 こういった器具を使って、既に落下防止に取り組んでいる学校もあるようですので、器具を使っていない学校と比べて検証、調査を行い、効果があるようでしたらぜひ取り入れていただきたい、このように思います。よろしく願いいたします。

それでは最後の大問、予算シーリング、マイナス5%の教育関係費用への影響についてお伺いいたします。

田中市長は、給食費の無償化を打ち出し、中学生は来年1月から、小学生は4月からと、就任1年を待たずに市長選での選挙公約を実現されようとしております。保護者の受け止めはというと、特にお母様方ですけれども、素直にありがたいというようなものが大多数。子育て世代には本当にありがたいことなのだというふうに思います。また、中には、前の市長とは違うとか、甲さんは市民のことをよく分かっているとか、そういうふうに比較する声も聞こえてまいります。やはり無償というインパクトは強く、信頼回復という点でも大きな効果を上げているように私は思います。

さらに、今回12月の補正予算では、給食室に熱中症対策のため空調設備を導入することを提案され承認されました。校長として勤務しておりましたときに、給食室の調理員の方から毎年のようにクーラー設置の要望を出されておりました。それに応えられず、順番だからとお答えするしかなかった残念な記憶を思い出しました。給食関係の方々には本当に喜んでいと思います。さらにおいしい給食を作ろうとする意欲も湧いてくるものと思います。これにつきましては本当にありがとうございました。

一方、次年度の当初予算についての考え方として、斎場やクリーンセンター、給食費無償化の財政的な対策として、マイナスシーリングを発表されました。今度は反対に教育費が減らされるのは困るとの声も上がるようになりました。特に学校関係者の方々からは、困惑の声が多く聞こえます。教育費全体として考えると、給食費は無償化しているのだから他を削られても仕方がないだろうとの理屈も成り立ちますが、元々教育費は無駄をできる限り削り、ぎりぎりのところじゃないか、これ以上どこを削るんだというわけです。

市のマイナスシーリングについての考え方のおおよそは、先順位者への答弁で理解できました。さらに詳しくお伺いしますが、教育委員会として、予算シーリングマイナス5%についてどのように考えているのでしょうか、お答えをお聞かせください。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 令和5年度予算シーリングマイナス5%の実施に当たり、教育委員会としても見直しを進めていく中で、どれも子どもたちの学びに必要な事業であることから、優先順位をつけてコスト削減が図れる事業を精査してまいります。一方で、教育環境の改善は教育の質的向上を図るためにも重要な要素の一つであり、特に、最も重要視される環境は人であると考えております。人的環境の悪化は、子どもたちへの直接的な教育活動の低下につながることから、教職員、特に補助教員等の配置に係る人件費を確保するために、各事業の進捗や事業計画の見直しを行いながら、コスト削減に取り組んでまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原議員。

○石原たかゆき議員 ありがとうございます。人件費は確保しつつ、他の事業の見直し等で削減を図ると。市としてのマイナスシーリングの考え方も、人件費はなるべく削らないということでございましたので、この方向でぜひお願いしたいと思います。

これはこれでそのようをお願いしたいと思いますが、大変申し訳ありませんが、私としては教育現場にありましたので、現場の疲弊が数多く聞こえてきます。教育は人なりと申します。子どもを育てるのには、まず人がいなければ成り立ちません。様々な人的環境をお伺いしながら、私の学校現場での経験も含めて、人件費の増額が必要との立場から議論を進めていこうというふうに思います。

まず、人的な環境について、少し市の行政の現場の感覚と教育現場の感覚が違うんだなと思ったことがあります。そこからお話ししようと思います。

本年6月定例会において、質問者が、市の男性職員の育児参加について質問されておりました。私はその答弁に大変驚きました。答弁では、令和元年度からの市の男性職員の育児休業取得率を答えられておりました。今回改めて総務部から数値をいただきましたので、ここにお示しいたします。令和元年度15.4%、65人中10人、2年度18.2%、55人中10人、3年度29.3%、75人中22人です。6月の定例会では、さらに数値を上げていく旨の御答弁があったと記憶しております。学校の男性職員はこんなに取得していないなと直感で思いました。

そこで伺います。学校の男性職員の育児休業取得率はどのようになっているのでしょうか、数値を中心にお知らせください。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 男性職員の育児休業の取得率ですが、平成27年度から令和6年度までの間、県教育委員会が策定した千葉県教育委員会職員仕事・子育て両立支援プランに基づき、本市においても男性職員による育児休業の取得促進に取り組んでおります。しかしながら、令和元年度におきましては、育休取得可能者数44人のうち、取得者ゼロ人、ゼロ%、令和2年度におきましては、取得可能者が53人のうち、取得者が2人、3.8%、令和3年度におきましては、取得可能者が48人中、取得者が2人の4.2%と、県が目指している取得率である50%には程遠い結果となっております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原議員。

○石原たかゆき議員 やはりというか、衝撃的な数字が出てきました。令和元年度ゼロ%、2、3年度は3.8、4.8と上がっていますが、人数はたったの2人、これが学校現場の現状です。なぜ男性職員は育児休暇を取れないのか。1つは、雰囲気職場にないことが要因と考えられますが、代替教員の不足が物理的な大きな原因というふうに考えます。本年の6月と9月の定例会でも、質問者が代替教員となる講師の数が不足して欠員が生じていることを取り上げられていました。ここで改めて数値を問うことはいたしません、その状況は変わらずにあ

るということだと思います。

このときの答弁で、各学校で対応せざるを得ないという状況だということの答弁でございましたけれども、この各学校の対応というのは、実は教務主任を担任に充てるということを意味します。代替教員が配置されないの  
で、仕方なく教務主任を担任に充てるんですね。

ここで伺いますが、代替教員が配置できないことによって教務主任が担任をしている学校数と、休暇等の  
内訳をお知らせください。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 市内の市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校55校のうち、休暇等を取  
得する教員に対する代替教員が配置されず、教務主任が担任として兼務している学校数は、令和3年度において  
は小学校10校で、休暇取得の内訳は、出産休暇、育児休業が7件及び病気による休暇が3件でした。また、令和  
4年度においては、12月1日現在、小学校12校で出産休暇、育児休業が5件、病気による休暇が7件となってお  
ります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原議員。

○石原たかゆき議員 教務主任には教務主任としての教育計画の作成、教育課程の管理という学校の要としての  
仕事があります。担任を兼務することになると、これに担任としての日々の授業や生徒指導の仕事が加わります  
から、自然と仕事はハードになります。市川市では既に12人の教務主任が担任をしているとのこと、12人配置が  
ないということですね。こういう教員の方々に支えられて市川市の教育が成り立っていると、これを忘れてはい  
けないというふうに思います。こういう状況ですから、育児休業を取ろうと思っても人が来ないのは分かっている  
ので、これは申し出にくいと、これは当たり前のことでしょう。

教務主任がこのように入ること、実はいろいろな問題が出てきます。今日の朝日新聞で、通常学級に在籍し  
ている発達障がいのある子が8.8%、10年前の調査よりポイントが上がったというものがございました。こうい  
った子どもたちの対応というのは、担任が無理な場合は教務主任が取ることになっているんです。そういったこ  
とで、本当は県の配置が少ないということが問題なんですけれども、市にできることはないのかなというふうに  
思います。

市は、特別支援学級等補助教員が各学校に配置されていますが、この要件、雇用状況等をお知らせください。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 市費で雇用している特別支援学級等補助教員の雇用状況につきましては、昨年度は特  
別支援学級38校に38名、通常学級用に6名、合計44名を雇用いたしました。今年度は、特別支援学級を設置して  
いる学校40校に1名の40名、その他6名を通常学級への配置分として46名雇用しております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原議員。

○石原たかゆき議員 時間が少なくなりました。ここで少しまとめに入ろうというふうに思います。

今お話ししましたように、代替教員が少ないということで教務主任が非常に大きな影響を受け、学校が困って  
いると。さらに、特別な支援を要する子どもたちが増えていると。ぜひ教育予算の増額ということで、人の配置  
について、いま一度教育委員会とよく協議の上、学校が困らない対策を市長を中心に取っていただきたいとい  
うふうに思いますので、ぜひよろしく願い申し上げます、私の質問を終わりといたします。ありがとうございました。

~~~~~



○大場 諭副議長 堀越優議員。

○堀越 優議員 公明党の堀越優でございます。よろしくお願ひいたします。

先月11月20日に開幕いたしましたサッカーワールドカップカタール大会2022もいよいよ佳境に入りました。日本代表は、史上初の8強をかけた決勝トーナメント1回戦で、前回大会準優勝のクロアチア代表に惜しくもPK戦の末、敗戦となってしまいました。それでも予選リーグで過去に優勝経験のあるドイツ、スペインを撃破し首位通過したことは、本当にすごいことだと私自身、心に思っております。度重なる大番狂わせを起し世界を驚かせた日本代表の前に、4年前と同様、8強の壁が立ちはだかった形になってしまいましたが、日本代表の決して諦めない姿勢にたくさんの勇気と感動をもらいました。まだ見たことのない新しい景色に向けた次への戦いはもう既に始まっており、頑張ってくださいと思います。文字どおり選手、監督、スタッフが一丸となり、総力戦で臨んだ大会でありました。これからの市川市の課題に対しても、市民の皆様、市役所、そして我々市議会が総力戦で臨み、よりよい市川市となるよう協力していきたいと思ひます。

それでは、通告に従ひまして、4つの項目について初回から一問一答にて行ひますので、分かりやすい御答弁をよろしくお願ひいたします。

まず、大項目の1つ目のデジタル地域通貨についてであります。

地域通貨とは、特定の地域やコミュニティー内だけで流通、利用できる通貨であり、地域経済や地域コミュニティーを活性化させる効果が見込まれております。近年、スマートフォンを活用したデジタル地域通貨が登場し、自治体、それから地域経済団体、地域金融機関が連携した取組が進められている状況であります。最近におきましても、報道によりますと東京都渋谷区のハチペイ、群馬県桐生市の桐ペイなど、全国の自治体においてデジタル地域通貨の導入が広まってきているところであります。

デジタル地域通貨の普及を後押ししている要因の一つといたしまして、新型コロナがあります。キャッシュレスポイント還元事業や、非接触であるキャッシュレス決済が一般的になったことに加え、地域経済の循環促進効果も注目を集めた要因であります。デジタル地域通貨は市内の店舗でしか使えないため、市内の資金循環により市内消費を喚起し、また地域経済の活性化が図られるということで、私も大いに期待している1人でございます。先般の代表質問でも議論されてきましたが、まだまだ難しいと感じている市民の方も多いと思ひます。

そこで、改めまして、実証実験の参加者の申込み方法や通貨の購入方法及び利用方法など、デジタル地域通貨の制度や概要について、初めての方でも分かるように、かみ砕いて詳しく御説明をお願ひいたします。

○大場 諭副議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答ひいたします。

市民の方がデジタル地域通貨の実証実験に参加する際の申込みから利用までの方法について御説明いたします。

初めに、申込み方法です。スマートフォンアプリを使用する方は、まずアプリをダウンロードして会員番号を取得します。次に、インターネットで住所、氏名、アプリの会員番号などの必要事項を入力し、参加の申込みを行います。後日、市からメールで抽選結果が通知され、当選された方は通知に記載された期日以降に地域通貨を購入することができます。一方、カードの使用を希望する方は、申込用紙に住所、氏名などの必要事項を記入し、郵送で参加の申込みを行います。後日、市から抽選結果とともに、当選した方には2次元コードが印刷されたカードが郵送され、アプリを使用する方と同様に、後日地域通貨の購入ができます。

続きまして、デジタル地域通貨の購入方法です。購入する際には、コンビニエンスストアなどに設置されているATMを使用します。アプリを使用する方は、まず、ATMの画面でスマートフォンでの取引を選択し、画面に表示された2次元コードをアプリで読み取り、購入金額を選択して現金投入口に紙幣を入れて地域通貨を購入

します。カードを使用する方は、ATMにカードを入れて、画面に表示された御入金を選択し、購入金額を選択して、現金投入口に紙幣を入れて、地域通貨を購入いたします。最後に利用方法です。市内の登録された店舗で、アプリを使用する方は店舗に設置された2次元コードを読み取り、スマートフォンの画面に支払う金額を入力します。入力した金額を店側に確認してもらい、最後に実行ボタンを押して支払いが完了となります。カードを使用する方は、店側がカードに印刷された2次元コードを読み取り、金額を確認して支払いが完了いたします。

以上でございます。

**○大場 諭副議長 堀越議員。**

**○堀越 優議員** 小沢企画部長、御答弁ありがとうございました。デジタル地域通貨の利用者である市民の側からの申込み方法、購入方法、利用方法などについて理解をさせていただきました。

そこで再質問させていただきます。店舗が参加を希望する場合にはどのように申し込みをするのかお伺いをいたします。また、店舗で使用された通貨をどのように換金するのか、併せてお伺いをいたします。

**○大場 諭副議長** 小沢企画部長。

**○小沢俊也企画部長** お答えいたします。

実証実験に参加を希望する店舗は、ウェブ上の申込みサイトや申込用紙に店舗名、業種などの必要事項を記入して参加の申込みを行います。参加が決まった店舗には、市から郵送される専用の2次元コード、ポスター、のぼり、ステッカーなどの物品を店舗に設置して実証実験に参加していただきます。店が受け取ったデジタル地域通貨の清算については毎月2回行い、換金した額を店側が指定する銀行口座に振り込む予定となっております。なお、大手キャッシュレス決済サービスでは、売上額に応じて店側が一定の換金手数料を負担していますが、本市のデジタル地域通貨では、市が手数料の一部を負担することで店側の負担を極力少なくしたいと考えております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長 堀越議員。**

**○堀越 優議員** 御答弁ありがとうございました。デジタル地域通貨の実証実験への参加などについて、利用者及び店舗の両側面からお伺いをさせていただきました。デジタル地域通貨は、主にスマートフォンを使った決済方法を採用しています。最近ではキャッシュレス決済が普及し、利用者にとっていわゆるスマホ決済のハードルは確かに低くなっていると感じております。また一方で、ほかの大手キャッシュレス決済アプリの加盟店となっている店舗も多くある中で、利用者や加盟店側が新たにデジタル地域通貨を選択していただく仕掛けが必要だと考えます。そのため、こうした大手キャッシュレス決済サービスとどのような違いを出すかが非常に重要なポイントとなるわけでございます。

そこで質問をさせていただきます。デジタル地域通貨を市川市のような人口50万人の自治体で導入している事例は少ないとのことですが、市川市が導入を予定しているデジタル地域通貨の制度は、大手キャッシュレス決済サービスとどのような違いがあるのか。また、他市のものと比べてどのような特徴や違いがあるのかをお伺いいたします。

**○大場 諭副議長** 小沢企画部長。

**○小沢俊也企画部長** お答えいたします。

本市が導入するデジタル地域通貨の制度と大手キャッシュレス決済サービスを比較しますと、利用できる店舗が市内の店舗に限定されていること、中小店舗で買物や食事をした際に付与される還元ポイントが大規模店舗よりも高い還元率を設定していること、店舗が負担する手数料が低く設定されていることの3点が違う点として挙

げられます。

次に、本市の制度の特徴や他市の制度との違いについてですが、先順位者へ御答弁しましたとおり、幅広い世代の方に御利用いただけるよう、アプリに加えてカードを導入することや、市民の健康づくりなどの活動にインセンティブとしてデジタル地域通貨と交換できるポイントを付与する点でございます。なお、導入するカードにつきましても、財布やカードケースに入れられる名刺サイズのを想定しております。また、特に健康づくりの活動については、ウォーキングなどの日々の取組に加え、市内約20か所に設置する体組成計や血圧計で測定した際にポイントを付与して健康への取組を後押しすることで、健康寿命の延伸も図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 堀越議員。

○堀越 優議員 御答弁ありがとうございます。ただいまの御答弁で大変先進的な制度を導入しようとしていることがよく分かりました。

デジタル地域通貨が普及し、地域経済の活性化に寄与するためには、相当数の利用者や利用可能店舗の確保が前提となり、そのためには、市が一部の導入費用を負担することも必要であると考えます。少し厳しい話をさせていただきますが、公費負担によるキャンペーンは1つのカンフル剤であるとは私には考えますので、これにいつまでも頼っているのは、持続的な発展や、本来目的である地域経済や地域コミュニティ活性化につなげることは厳しいのではないかと思います。私は、市や地域経済団体等がタッグを組んで継続的にデジタル地域通貨の普及及び拡大に取り組む必要があると考えます。

そこで質問させていただきます。このようなすばらしい制度をより多くの市民の皆様に使っていただくために、どのように事業の周知をしていくのかお伺いをいたします。

○大場 諭副議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

今後、デジタル地域通貨を広げていくためには、まず、より多くの方に知っていただく必要がございます。そこで、実証実験の様子をお知らせしたり、ポスターやチラシなどに加えて、例えばPR動画など、より高い効果が期待できる周知方法を検討してまいります。また、多くの利用者に参加していただくためには、幅広い世代の方がデジタル地域通貨を利用できる環境を整える必要があることから、イラストなどを多用して視覚的に分かりやすい利用ガイドやマニュアルを作成したいと考えております。さらに、市内の商店会や店舗でも、多くの方に買物や食事などで訪れていただく工夫も必要でございます。これら実証実験の準備を進めていく中で、利用者から様々な御意見をいただく機会も多くなることが予想されます。その中には、商店会や店舗に関するアイデアやヒントも含まれていると考えており、今後これらを共有し、関係機関、関係部署と連携して、商店会や店舗の魅力の向上にもつなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 堀越議員。

○堀越 優議員 御答弁ありがとうございます。デジタル地域通貨を普及させるため、ポスターやチラシ、PR動画など様々な手段を用いて周知を図っていくこと、また、店舗を訪れてもらうために、商店会や店舗と協力していくことを確認させていただきました。

そこで再質問させていただきます。実証実験の実施後は、人数を限定することなく、希望者は誰でもデジタル地域通貨を利用できるようにすべきと考えますが、その点についてお伺いをいたします。

○大場 諭副議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

デジタル地域通貨の導入に当たっては、市の経済を回していくという大きな目的があることから、本来であれば、全市民、全市域を対象として実施すべきと考えておりましたが、50万自治体では初の導入となることから、まずは、この実証実験での検証結果を踏まえ、その課題を修正して次につなげていくことが重要であると考えております。今後、段階的に事業規模を拡大する際には、誰もが利用できる、よりよい制度となるよう検討を続けてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 堀越議員。

○堀越 優議員 御答弁大変にありがとうございました。デジタル地域通貨の導入についていろいろな角度から質問をさせていただきました。コロナ禍で影響を受けた地域経済を復活させるための起爆剤として、大変よい事業だと思っております。このデジタル地域通貨を普及させるためには、多くの店舗に参加してもらい、なおかつ多くの市民に使用してもらうことが重要なポイントであると思っておりますので、来年5月からの実証実験を予定しているとのことですが、しっかりと準備等をしていただくことをお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、新型コロナワクチンの接種についてでございます。

市川市のワクチン接種は、スタート時に混乱が見られたものの、コールセンターの拡充やインターネットの利用が難しい方に対面での予約窓口を開設するなど順次改善を行い、接種の推進に努めてきたと思います。現在、コロナウイルス感染症は第8波に入ったとされますが、感染拡大を防ぐためには、やはり早めのワクチン接種が重要でございます。

そこで、現在実施しているオミクロン株対応接種について、従来のコロナワクチン接種との違いなどを踏まえたこのワクチンの特性についてお伺いをいたします。

○大場 諭副議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 オミクロン株対応ワクチンは、従来株に由来する成分とオミクロン株に由来する成分の2種類の成分を組み合わせた2価ワクチンと呼ばれるもので、主に重症化予防効果が期待されています。異なる2種類の成分があることにより、より多くの種類のコロナウイルスに反応するため、今後の変異株に対しても有効である可能性が高いと期待されております。

以上です。

○大場 諭副議長 堀越議員。

○堀越 優議員 二宮保健部長、御答弁ありがとうございました。従来のワクチンとの違いについてよく分かりました。今後出現するかもしれない新しいタイプのコロナウイルスにも効果が期待できるというのは、大きなメリットになると思います。接種の効果として、もっとアピールをしていただくのもよろしいのではないのでしょうか。

さて次に、(2)の現在の接種の状況についてお伺いをいたします。

○大場 諭副議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 本市では、国の通知に基づきオミクロン株対応ワクチンの接種を10月1日から実施しています。国からのワクチン供給を踏まえ、10月中はBA.1対応型の接種を実施しました。11月からは新たに供給されたBA.4-5対応型を加え接種を実施しています。このオミクロン株対応ワクチン接種の実施に合わせ新しい会場を開設するなど、体制を整えています。12月12日現在では約12万8,000人、対象となる方の約28.7%がオミクロン株対応ワクチン接種を完了しています。国全体では約25.5%であり、本市の実績は若干上回っている

状況であります。

以上でございます。

**○大場 諭副議長 堀越議員。**

**○堀越 優議員** 御答弁ありがとうございました。オミクロン株の接種状況について、国全体よりも若干早いペースで接種が進んでいるとのことですので、このペースを落とさずに接種を推進していただけるよう、よろしく願いいたします。

さて、そこで、ワクチン接種で気になるのは今後の見込みでございます。このまま接種が続くのか、それとも終わりがあるのか。感染症そのものの終わりが見えない中で、なかなか今後のことはお答えにくいかもしれませんが、今後どうなっていくのかお伺いをいたします。

**○大場 諭副議長 二宮保健部長。**

**○二宮賢司保健部長** 国では、ワクチン接種の実施期間を令和5年3月31日までとしています。このため、接種は強制ではありませんが、希望される方が期間内に接種できるよう努めています。また、来年度のワクチン接種の実施については、現在国から方向性が示されていません。今後の感染状況などを踏まえ、年度末にかけ接種の方針が提示されるものと考えています。

以上でございます。

**○大場 諭副議長 堀越議員。**

**○堀越 優議員** 御答弁ありがとうございました。ひとまず来年、令和5年の3月31日までの実施であることを確認いたしました。来年度のことはまだ見通せない状況ということですので、何らかの方針が示され次第、速やかに周知をお願いしたいと思います。

さて、そこで再質問をさせていただきます。先ほどの御答弁の中で、期間内に接種できるよう努めているとありました。市川市は、比較的多くの集団会場を開いて接種を実施していると思っておりますが、オミクロン株接種に併せてどのような新会場を開設したのか、詳細をお伺いいたします。

**○大場 諭副議長 二宮保健部長。**

**○二宮賢司保健部長** 10月より、駅に近く利便性の高い会場として、市川駅近くのダイエー市川店会場、本八幡駅近くのパティオ本八幡会場を開設しました。両会場ともに商業施設内にあり、非常に訪れやすい会場となっております。11月からは、パティオ本八幡会場で、忙しく事前に予約を行うことが難しい方や、インターネットに不慣れで予約のできない方のために予約なしでの接種を実施しています。予約なし接種は、これまで1日当たり平均40人、累計で1,526人の方が接種し、接種率の向上につながっています。また、同じくパティオ本八幡会場では、1月からBA.1対応型ワクチンからBA.4-5対応型ワクチンに切り替え、併せて平日の受付時間を20時まで延長する予定です。今後、広報やSNSを活用して周知を強化し、3月31日までの実施期間内に多くの方が接種できるよう体制を整えてまいります。

以上でございます。

**○大場 諭副議長 堀越議員。**

**○堀越 優議員** 御答弁ありがとうございました。市川駅近くのダイエーや本八幡駅近くのパティオは、市民の皆さんによく知られている建物でございます。両会場とも駅前であり、交通の利便性が高い場所に会場を設けることで、接種しやすい環境を整えていただいているものと考えております。新型コロナウイルス感染症の影響をできるだけ抑えつつ、社会経済活動は維持していくために、可能な限り市民の皆さんの利便性の向上を図りながら、今後も事故なく無事故の接種を進めていただけるようお願いいたします。

これでオミクロン株対応ワクチン接種の質問を終わり、次の質問に移らせていただきます。

次に、本八幡駅北口駅前地区の事業計画についてでございます。

本八幡駅北口は、以前より再開発が行われてきました。最近では、平成27年に国道14号スクランブル交差点の西側にA地区が工事完了したところであります。また、まちづくりについて、本年6月の田中市長の所信表明におきましても、再開発計画については地域住民としっかり話し合い、市役所や葛飾八幡宮へつながる市川市の顔となるまちづくり計画が前に進むよう努力してまいりますと言われておりました。本市は東京都に隣接した人口約50万人を抱える大都市となっておりますが、将来の人口減少や高齢者の増加、防災性の向上、環境負荷の低減、良好な景観の保全など、都市が抱える様々な課題に対応しながら、これからの社会情勢の変化に対応した都市計画の取組が重要になってくると思えます。

そうした中で、現在本八幡駅北口の約1万1,000㎡の範囲を本八幡駅北口駅前地区として、地元地権者が中心となり準備組合を立ち上げ、再開発の検討を進めていると聞いております。

そこで質問をさせていただきます。

まず、ア、本八幡駅北口駅前再開発の現状についてです。この本八幡駅北口駅前地区の現在の状況について伺いをいたします。

○大場 諭副議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

本八幡駅周辺は、商業業務施設が多く集まり、特に北口では再開発などが連続的に行われ、市の玄関口にふさわしい新たな町へと生まれ変わりつつあります。令和3年3月には、地元地権者を中心とした本八幡駅北口駅前地区再開発準備組合が立ち上がり、駅前ロータリーの東側、一番街商店街約80mを含む本八幡ビルから国道14号までの約1万1,000㎡において、再開発の実現に向けて検討が行われてきたところでございます。現在は、地区内の全ての権利者に対して再開発についての意向を確認するため、準備組合による個別面談やアンケート調査を実施しているところでございます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 堀越議員。

○堀越 優議員 川島街づくり部長、御答弁ありがとうございます。部長の御答弁で、現在は準備組合により権利者の意向を調査している状況であることが分かりました。

そこで、現在の個別面談やアンケート調査の回答などでどのような意見が出ているのか、もう少し詳しくお聞きいたします。

○大場 諭副議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

本年10月から、計画地内の土地所有者、借地権者を対象に個別面談やアンケート調査を実施しております。アンケートの結果といたしましては、8割を超える方から計画を進めてもらいたいとの回答をいただいております。また、御意見といたしましては、多くの人が集まれるようにしてほしい、おしゃれな町にしてほしい、商店街のにぎわいを大切にしてほしいなどの要望をいただいております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 堀越議員。

○堀越 優議員 御答弁ありがとうございます。今回のアンケート調査で、まちづくりに対しての様々な意見が出ていることが分かりました。このような地元の皆さんの意見は非常に大切なものでございます。ぜひこの調査結果を再開発事業に生かしてください。よろしく願いいたします。

それでは、続いてイの本八幡駅北口駅前地区の課題についての質問をさせていただきます。

この地区は、本八幡駅から葛飾八幡宮や市役所につながっていく大切なエリアです。ここには八幡一番街をはじめとした商業店舗や業務施設などが多く集まり、古くから本八幡ににぎわいをもたらしてきた場所となっております。昨今、商店街ではフランチャイズチェーン店が増える中、一番街商店街は個性あふれる店舗も多く、八幡地域が魅力ある町であることに一役買っていただいております。また、今年10月にはいちフェスが3年ぶりに開催されるなど、町を活気づけてくれております。しかしながら、本八幡駅前には人々が憩える広いスペースがありません。また、ここ数年は地震や集中豪雨など自然災害による被害も心配されるところでございます。災害が発生した場合には、避難、救助に支障があるなど甚大な被害が出るおそれがあります。

そこで、本市が今後再開発事業を進めていく上で、この地区の課題についてどのように考えているのかお問い合わせいたします。

○大場 諭副議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

この地区の課題といたしましては、道路が狭いため、火災や地震などが起きた際、緊急車両が通れないことや、木造の建物も密集しており延焼や倒壊などの被害が拡大するおそれがあること、国道14号や駅前ロータリーから北側へ続く歩道は、狭い上に段差もあり、歩行者や車椅子の通行も困難であること、駅前には広場や緑地もなく、多くの方が憩い、くつろげるスペースがないことなどが挙げられます。再開発はまちづくりとして駅前の土地を最大限に活用するだけでなく、今ある地区の課題についても同時に解決できる手法の一つでございます。現在は、準備組合によりこれらの課題について具体的な対策を図れるよう関係機関と協議を重ね、本八幡の北口駅前地区にふさわしい計画となるよう検討がなされているところでございます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 堀越議員。

○堀越 優議員 御答弁ありがとうございました。この地区は、古くからにぎわいのあるエリアとして栄えている一方で、様々な課題があるということを理解しました。そのような課題を地元の皆さんの意見を聞きながら解決していただきたいと思います。

また、今伺った課題のほかに、再開発では大きな高いビルが建設されますので、風の影響も心配されます。先行して行われた再開発により、国道14号スクランブル交差点の周辺は強い風が吹いています。再開発による周辺の風の影響についてどのように考えているのか、お聞かせください。

○大場 諭副議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

再開発では、地区内の建物が共同化され、高さの高い建物となることから、周囲への風の影響を考慮することが重要だと認識しております。このため、設計初期段階より建物の配置や形状などを仮定してコンピューターシミュレーションを繰り返し行うとともに、最終的には模型による風洞実験を行って確認するなど、風の低減対策を図る検討を進める予定でございます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 堀越議員。

○堀越 優議員 御答弁ありがとうございました。先行して行われた再開発では、風対策としてビルの周りに樹木を植えたりしましたが、風の影響で枯れてしまったものもあると聞いております。そのようなことがないように十分な検討をよろしく願いをいたします。

最後に、ウの今後について質問させていただきます。

再開発事業は、事業区域も広く、事業完了までかなりの時間がかかると思いますが、現在、店舗などを営まれ

ている方や住まわれている方々は今後不安もあると思います。

そこで、この地区の再開発の今後の予定についてお伺いいたします。

**○大場 諭副議長** 川島街づくり部長。

**○川島俊介街づくり部長** お答えいたします。

再開発の手続には、着工までに大きく2つのステップがございます。1つ目は都市計画決定、2つ目は権利変換でございます。現在、準備組合では道路、歩行者空間、緑地など、都市の基盤となる施設を定める都市計画決定の手続に向けて関係機関との協議を行っているところでございます。今後、本市の都市計画決定が行われますと、準備組合は県知事の認可を受け再開発組合となり、次の権利変換の手続に進んでまいります。権利変換とは、権利者の資産を新しい建物に置き換えるか、または金銭による補償とするかを決めるもので、この手続を経て工事が着手されることとなります。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 堀越議員。

**○堀越 優議員** 御答弁、大変にありがとうございました。ぜひ、地元の権利者の皆さんが安心して再開発事業を進められるよう、本市からの支援、指導をよろしくお伺いいたします。

八幡一番街は、終戦後、通りの水路に橋を渡し、自然発生的に店ができていったのが始まりとのことでございます。その後、飲食、食料品店が主力の商店街が形成、発展してにぎわいをつくり、今も八幡地域が魅力的な町であり続ける一因となっております。再開発事業におきまして、このようなこの地域に元々あった商業などによるにぎわいを維持しながら、防災的な観点からも、道路や歩道、広場を整備することで、安全で快適な都市拠点をつくり上げていくことが必要でございます。

再開発は、権利者の皆さんや周辺住民の皆さんの御理解がなくてはうまく進んでいかないと思います。また、地元の権利者の皆さん、周辺住民の皆さん、それぞれこの地域への思いがあります。その思いを丁寧に吸い上げ、うまくまとめ、本市の都市拠点にふさわしい、災害に強くにぎわいのあるまちづくりを進めてもらうよう強くお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

最後に、教育行政についてお聞きをいたします。

まず、学校における働き方改革の現状、課題及び今後についてでございます。

教職員の多忙化が問題視され、働き方改革の必要性が叫ばれるようになってから長い年月がたちましたが、現在も教職員の時間外労働の状況が改善されておらず、多忙化の解消が進んでいない状況にあるといった記事が連日のように報道されております。そのような中で、11月上旬の報道では、千葉県教育委員会が県内の教職員を対象に実施した勤務実態調査についての記事が掲載されておりました。そこには、本年6月時点における県内教職員の残業状況についてが記載されており、管理職を除く千葉県教職員の1か月の時間外勤務の平均が、何と小学校で49時間45分、中学校で65時間6分と以前よりは減少傾向にあるものの、文部科学省が定める時間外勤務の上限とされる月45時間を大幅に超えている状況が続いているとのことでございました。また、過労死ラインとされる月の時間外勤務が80時間以上にある教職員の割合は、小学校で8.4%、中学校で29.4%、さらに副校長、教頭においては小学校で33.5%、中学校で47.5%ということでありました。

教職員の働き方改革については、これまでも本市の議会で多くの質問があり、その都度御答弁をいただいておりますが、現在もこのような状況が続いていることから、改めて本市における教職員の現在の状況についてお伺いしたいと思います。

そこで、まず初めに、現在の本市における(1)の教職員の働き方改革に向けた取組についてお伺いをいたします。



○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 市川市教育委員会では、平成25年度より働き方改革推進委員会を立ち上げ、現場の声を聞き入れながら、市内市立学校における教職員の働き方改革を進めてまいりました。現在の取組ですが、ノー残業デーの徹底、教科担任制の推進、学校閉庁日を増やすなど、これまで実施してきた取組をさらに推進しているところです。また、昨年度途中より教育委員会から発送する文書のデジタル化によるペーパーレスの推進、コロナ禍に始まった出張を伴う会議や研修会のオンライン開催、中学校においては、市川市学校部活動の運営方針にある活動上限時間の徹底を図るなどに努めております。各学校におきましても、行事の精選や簡素化、学習教材の共有化、ICT機器の有効活用など、これまで実施しているそれぞれの取組について定着を図ったり工夫を重ねたりするなど、さらなる推進を図っているところであります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 堀越議員。

○堀越 優議員 藤井学校教育部長、御答弁ありがとうございます。現在も教職員の働き方改革に向けて様々な取組を行っていることは分かりました。

それでは次に、これらの取組の成果と課題について、どのように捉えているのかをお伺いいたします。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 今年の6月に実施した教職員対象の勤務実態調査によりますと、管理職を除く本市教職員における時間外の在校時間の平均が、小学校で45時間44分、中学校で48時間19分と、千葉県の平均在校時間である小学校49時間45分、中学校65時間6分より短いことから、これらの取組はどれも一定の成果はあるものと捉えております。しかし、月当たりの時間外の在校時間が45時間を超える教職員が全体の半数を超えている状況にあることは大きな課題であると認識しております。中でも、教頭や部活動のある中学校の教職員においては深刻な状況にあり、これらにおいては、さらに実効的な働き方改革の推進が必要であると考えています。

時間外勤務の具体的な要因としては、若年層教員や子育て世代の教員の増加への対応、中学校における部活動指導、そして、保護者や地域からの学校への期待や要望の多様化、複雑化などへの対応が挙げられます。これらに加え、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえた教育活動における特別な準備、配慮の必要性による業務の負担増も考えられます。一方で、よい授業をつくりたい、子どもたちにより体験を味わわせたいなど、教育に対する強い使命感から勤務時間をいとわず業務に携わりたいという教職員も存在していることから、働き方改革を推進していく中で、教職に対するモチベーションが下がることのないよう配慮していくことの必要性も感じております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 堀越議員。

○堀越 優議員 御答弁ありがとうございます。教育に対する強い使命感を持つ教職員がいることは大変よいことであり、そのような先生たちが柱的な存在となって学校を支えてくれているのも頼もしいと思います。しかし、上限や境界を定めにくい性質を持つと言われる学校業務において、先生方の健康維持は今や大変重要な課題であると思われまます。先ほど御答弁いただいたとおり、そのような先生方のモチベーションが下がらないよう十分に配慮しながら、業務負担の軽減に努めていただきたいと思ひます。

そこで、再質問をさせていただきます。これらの現状や課題を受け、働き方改革のさらなる徹底や工夫が必要であると思ひますが、今後の取組についてどのように進めていくのか、再度お伺いをいたします。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 働き方改革につきましては、今後も学校と教育委員会が連携し、業務改善と教職員の

意識改革の両面から推進してまいります。教育委員会では、今までの取組に加え、特に生徒の在校時間が長時間となっている中学校を中心に、次年度において業務の負担軽減が図れるような教育計画の工夫について学校と連携しながら進めたり、部活動ガイドラインにおける活動時間の遵守を踏まえた最終下校時刻の設定を求めたりするなど、各学校において行われている取組への工夫や見直しを積極的に進めてまいりたいと考えております。

教頭職の負担軽減につきましては、報告書類の簡素化や、オンラインシステムを活用した回答方法の導入など、報告業務のさらなる軽減や集金業務におけるネットバンキングシステムの導入など、特に負担となっている業務について改善を進めてまいりたいと考えております。さらに、平成31年1月の中央教育審議会答申にある学校以外が行うべき業務や、必ずしも教師が行う必要のない業務、負担軽減が可能な業務などについても引き続き学校運営協議会、地域学校協働本部等を活用し、保護者や地域の方々の御理解、御協力を得ながら、学校、保護者、地域の役割について明確化を図ってまいります。

以上でございます。

**○大場 諭副議長 堀越議員。**

**○堀越 優議員** 御答弁ありがとうございます。各学校や教育委員会が教職員の働き方改革に向け、今までの取組に加え、新たな取組の検討を進めていることも分かりました。子どもたちや保護者による学校への期待や要望が増えていると言われる中、ここまでやればいいという境界や、どこまでやればいいという上限が明確でない先生方の職務は本当に大変なものであると思います。未来を背負っていく子どもたちにとって、先生は単に授業で知識を教えるだけでなく、子どもたちとの触れ合いを通して、人としての在り方や生き方など、人間形成につながる大きな影響を与える存在でございます。ぜひ先生方には健康で活気や人間味にあふれていること、そして、広い視野を持ち、様々な知識や経験を兼ね備えた、子どもたちから尊敬や憧れの対象となる存在であってほしいと思います。

学校と自宅の往復だけの状態が毎日続くような状態では、魅力のある先生は増えていきません。これからも、教職員の健康維持とワーク・ライフ・バランスの向上が図られるような実効性のある働き方改革への取組を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、(2)の教職員不足の現状及び今後についての質問をさせていただきます。

教職員の多忙化が問題視される一方で、教職員が不足している状況についても、最近新聞やテレビのニュースなどで報道されることが多くなったと感じております。11月22日の報道によりますと、東京都教育委員会は、教員不足解消に向けて、既に登録している採用希望者に声をかけ、また、4月当初までに1,744人を補充したものの、都内の公立小学校では約50人の教員の不足が生じたそうでございます。その後、不足が生じるたびに補充を続け、9月1日までに443人を追加で補充したにもかかわらず、約130人の不足が生じているということでございます。

教員不足の原因として、病気による休暇の取得や出産や育児に伴う休暇の取得、また、退職する者が増えていることと教育委員会は考えているようです。このような状況が続く、年度の途中での代替教員の配置は難しくなり、ついには学校がハローワークに求人を出すなどの対応をしているということでございます。教職員不足についても、本会議でこれまでも多くの議員から質問があり、その都度御答弁をいただき理解してまいりましたが、改めて本市の現在の状況についてお伺いをしたいと思います。

現在の本市における(2)の教職員不足の現状についてお伺いをいたします。

**○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。**

**○藤井義康学校教育部長** 本市におきましては、4月当初は担任業務を行う教員は全て配置しておりましたが、その後、病気による休暇や出産休暇などを取得する教職員が増え、9月1日の段階で教職員の不足数は15名とな

り、12月1日現在では20名となっております。教職員不足の要因としましては、休暇を取得する教職員の多くがフルタイム勤務であることから、教育委員会に講師として登録している方の勤務要望と合わない場合や、教員免許の種類が異なるため担任として勤務できない場合などがあり、欠員が生じている学校全てに代替教員を配置することは難しい状況にあります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 堀越議員。

○堀越 優議員 御答弁ありがとうございました。市川市も月を追うごとに不足数が増えているのを理解いたしました。

4月当初は全て配置できていた状況が、東京都と同じように9月に入ってから不足数が増え、現在もさらに増えていることが分かりました。不足の要因については、休暇を取る教職員と代替となる教員の勤務形態が合わないことについては致し方ないとは思いますが、何とかならないでしょうかね。

そこでお伺いをいたします。教育委員会として、(2)の教職員不足の解消に向けて、どのように取り組んでいるのかお伺いをいたします。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 代替教職員の確保のため、教育委員会主催で、学校現場で勤務を希望する方の登録会を年間5回実施しております。また、「広報いちかわ」への募集欄掲載に加え、今年度は6月ごろからLINEやフェイスブック、ツイッターなどのSNSの活用や、求人情報サイトへの募集掲載などを行いながら、随時代替教職員の募集を行っております。また、7月以降、免許法の改正により教員免許更新制が廃止され、免許更新の期限切れによってこれまで勤務できなかった人も代替教員として勤務可能になったことについても、ホームページやSNSを活用して広く情報を提供するとともに、過去に登録を済ませている方々に直接連絡を取るなど、代替教員の確保に向けて努めているところでございます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 堀越議員。

○堀越 優議員 藤井学校教育部長の具体的な事例を挙げての御答弁ありがとうございました。東京都では、学校がハローワークに求人を出すなどの対応をしているとのことでしたが、市川市は、様々な取組で人材の確保に力を入れていることがよく分かりました。しかし、それでも20名の不足数が生じていることについては大きな課題として捉えなければいけないと考えております。引き続き、教職員不足解消について取り組んでいただくことを要望いたします。

そこで、今年度については分かりましたが、令和5年度については教職員不足を解消できるのでしょうか。

そこで再質問でございます。次年度以降の教職員不足に向けた取組についてお伺いをいたします。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 代替教員の登録者数が年々減っている現状を踏まえ、今年度既に代替教員をしている方については、次年度以降の勤務希望について既に調査を済ませており、希望者数については把握しております。また、次年度に出産休暇など既に休暇を取得する教職員も定期的に調査を行い把握していることから、令和5年度当初については教職員不足にならないように、適切な人事配置を行っているところです。しかしながら、急な病気による休暇取得や、急な退職を希望する教職員が出た場合には、代替教員を速やかに配置することは難しい状況となります。その際には、限られた時間での業務となり、急な対応となった場合におきましても、短時間勤務希望の代替教員を複数配置するなど、学校運営に支障が出ないように対応してまいります。また、代替教職員の登録につきましても、様々な方法を検討し、教職員不足の解消に取り組んでまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 堀越議員。

○堀越 優議員 御答弁ありがとうございました。次年度に向けての対応を進めていることに少し安心をいたしました。

最後に、この教職員不足を解消するために、今後どのように人材を確保していくのか、田中教育長のお考えをお聞かせください。田中教育長、よろしく申し上げます。

○大場 諭副議長 田中教育長。

○田中庸恵教育長 それでは、私のほうから御答弁をさせていただきたいと思います。

まず、今現在、教育現場に勤めてくれている代替教員、それから補助教員の方々にあっては、来年度もぜひ市川で勤めたい、そういうふうにしていただけるような業務改善、それから学校づくりをしていかなければならない、これが1点目でございます。

それから2点目は若い方々、特に大学生の3年生、4年生ぐらいになるのではないのでしょうか。そして教職に興味関心のある方を対象にしまして、子どもたちと触れ合う場、あるいは子どもたちと1日学校で過ごしていただけるような機会というものを用意しながら、それを通して、例えば教えることの楽しさ、あるいは共に学ぶ喜びというものをぜひ肌で味わっていただいて、そして教職を目指していただければと、そういう取組を進めてまいろうというふうに思っております。

それから3つ目は、今、市川の学校に通っている子どもたちが、担任の先生や、あるいは教科担任の先生を見てこういうふうになりたい、こんな先生になりたい、あるいは市川で教職に就きたいと、そういうふうにしていただけるような魅力ある教師の育成に努めていきたいと思っておりますし、特色ある市川教育をこれからもさらに進めていきたいと決意を新たにしております。

私からは以上でございます。

○大場 諭副議長 堀越議員。

○堀越 優議員 田中教育長、御答弁大変にありがとうございました。教職員不足の原因については、先ほどの御答弁のほかに、教員になりたい人材が全国的に不足していることも要因であると述べていた評論家もございました。この問題は、先ほど私が質問した働き方改革とも大きく関わっていると考えます。今、学校教育は大きく変わる時期であり、とても大切な時期に差しかかっていると認識しております。学校の先生というのは、学校という小さな社会の中で、社会的にも未熟な子どもたちに対して確かな学びと豊かな心を育みながら、一人一人の健やかな成長を肌で感じることができる仕事であり、とても魅力ある職業の一つであると考えております。そのようなとても魅力ある学校の先生という職業に対して、ブラックな仕事だ、また、定額働かせ放題な職業だなど悪いイメージが先行し、教員を希望する志願者が年々減少していることは、子どもたちの未来にとって決してよい方向に進んでいるとは思えません。子どもたちは市川の宝であると考えれば、いま一度学校が抱えている問題をしっかりと見極め、市川の子どものための将来のために、教育環境の改善と教職員の人材確保に向けて、具体的な取組を進めていただくよう強くお願いをいたしまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。

~~~~~

○大場 諭副議長 この際、暫時休憩いたします。

午後2時56分休憩

---

午後3時30分開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 一般質問を継続いたします。

久保川隆志議員。

○久保川隆志議員 公明党の久保川隆志でございます。では、一般質問を通告に従いまして、初回から一問一答で行わせていただきます。

では、最初の大項目、ごみの排出量削減について伺います。

世界を見渡すと、温暖化が原因と見られる豪雨や熱波など異常気象の影響をまともに受け、被害が多発しております。ごみの減量や再資源化、食品ロスの削減と食品廃棄物の資源化は、焼却量が減ることにより二酸化炭素の排出が抑制されるため、地球温暖化対策として大変有効となります。また、漂流する海洋汚染が深刻となっておりますが、魚や鳥などの生き物、ひいては人間を守るためにも、プラスチックごみの削減は必須の課題となります。

そこで、まずはごみの減量、資源化への取組状況について伺います。ごみを焼却したときに発生する温室効果ガスのほとんどは、化石燃料からつくられるプラスチック類や合成繊維から発生する二酸化炭素が占めていると言われています。ごみを減量、資源化することで環境負荷のさらなる低減を図り、豊かな環境を後世に引き継ぐための大事な取組です。本市のごみ減量、資源化の取組について伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

本市では、市川市一般廃棄物処理基本計画を策定し、資源循環型都市いちかわを目指すべき将来像として掲げ、ごみの減量、資源化に取り組んでおります。平成14年10月から12分別収集を導入し、令和元年7月からは剪定枝を資源物として分別収集するなど、ごみの減量、資源化を推進するために様々な取組を進めてまいりました。これらの取組により、令和3年度の1人1日当たりの排出量は約770gとなり、市川市一般廃棄物処理基本計画において目標とした令和6年度の760gに向かい、ごみの減量は順調に推移をしております。

また、市民の方々に分別方法をより知っていただくために、「広報いちかわ」や分別ガイドブック、ごみ分別アプリなどを活用して啓発を進めてまいりました。さらに、保育園や自治会などでの出前説明会や、千葉商科大学と連携し、小学校4年生を対象とした未来ノートを活用した環境学習を行うことで、ごみの減量、資源化に関心を持っていただくきっかけづくりに励んでおります。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために休止をしているクリーンセンター衛生処理場での施設見学につきましても、感染状況を注視しつつ、再開の時期について見定めていきたいと考えております。

このように様々な取組を行っておりますが、ごみ集積所に出される燃やすごみの中には依然として資源化が可能な紙類やプラスチック製容器包装類などが含まれており、ごみの減量、資源化を一層図るためには、市民の方々にさらに御理解、御協力をいただけるよう取り組んでいく必要があるものと認識をしております。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 令和3年度の1人当たりの1日排出量が約770gと令和6年度の計画目標に近づいていることが分かりました。周知啓発や工夫したきっかけづくりなどによる取組の成果でもあると思いますが、燃やすごみに依然として資源化が可能な紙類やプラスチック製容器包装類などが含まれているとのことでもありますので、写真や動画で混入されている事例ですかね、いろんな他市でもされていますけれども、そのような事例を挙げて周知啓発を行うなど、また、アプリ機能を紹介して活用を広げるなど、さらに工夫した取組が必要かと思えますので、強化と推進のほうをお願いできればと思います。

では続いて、プラスチックごみ削減対策とレジ袋の取扱いについて伺います。

世界規模で環境問題、とりわけSDGsへの取組が進んでおり、プラスチック資源循環促進法が今年、令和4年4月1日より施行されましたが、遡ること令和2年7月1日からは全国でプラスチック製買物袋の有料化がスタートをしました。本市のプラスチックごみ削減への対策及びレジ袋の取扱いについて伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

プラスチックごみをはじめとした海洋ごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響等、様々な問題を引き起こしております。このような状況に対して、国はプラスチック資源循環戦略を令和元年5月31日に策定いたしました。この資源循環戦略の中で、ワンウェイプラスチックを2030年までに25%排出抑制することを目標としており、その実現に向けた施策の一つとして、レジ袋の有料化が令和2年7月から始まりました。本市におきましても、プラスチックごみ削減の取組の一環として、幼稚園や小学校等でマイエコバッグ作りをするなど、エコバッグ利用を啓発することでレジ袋削減の取組をしております。今後は、レジ袋を含むプラスチックごみの削減に向けて、市民の方々に協力していただける方法をさらに検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 マイバッグの利用は浸透してきていると感じますが、私でもそうですが、出先で入り用が出た場合など、マイバッグを持ち合わせていないときにはレジ袋を買う機会も生じます。コンビニやスーパーでは、レジ袋を大きさに応じて5円前後の料金で販売しておりますが、日野市では、レジ袋代わりに使える新たな市の指定収集ごみ袋を導入する実証実験をしております。1枚2役となることからプラスチックごみ削減に有用と考えますが、本市の認識を伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 日野市では、市と大学、民間事業者が連携をし、プラスチックごみ削減を目的とした可燃の指定収集袋として活用できるレジごみ袋の導入と販売を本年9月から開始しております。この取組は、大学生による袋のデザインと販売促進の提案を取り入れて作成した100の可燃の指定収集袋をコンビニエンスストアやスーパーマーケットで販売し、やむを得ずレジ袋を購入する代わりにレジごみ袋を購入することで、プラスチック袋を2枚から1枚に半減させ、環境負荷の低減とプラスチックごみの削減に寄与するものであると認識をしております。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 日野市では、レジごみ袋を販売する実証実験を、日野市と明星大学、イオンリテール株式会社の産学官共同で令和4年9月から開始をし、100サイズが1枚20円で購入でき、令和6年3月まで実施するようです。ひとり暮らしの高齢者からは、燃やすごみ指定袋ではぶかぶかで余りが多いので小容量の指定袋を販売してほしい、そのような要望を多数いただいている現状です。このレジごみ袋の導入は1枚2役となるのみならず、取手もあり使い勝手のいい小容量の指定袋となることから、本市でもレジごみ袋を導入すべきと考えますが、本市の見解を伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 本市の燃やすごみの指定袋は、45ℓ、30ℓ、20ℓ、15ℓの4種類があり、そのうち20ℓ、15ℓの指定袋の製造枚数は全体の約6%と少なく、販売している店舗も少ない状況にあります。このことから、高齢者

の方からは、もっと小さな指定袋を追加してほしいとの要望が寄せられております。御要望にお応えするためには、取扱い店舗を増やすことや、認定基準を見直し容量の小さな指定袋を増やす必要があると考えております。今後は、市民の利便性や収集効率などを踏まえ、市川市廃棄物減量等推進審議会や、市民の方々の意見を参考としながら検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 本市にも高齢者や単身世帯の方から声をいただいているということで、先ほど答弁ありましたが、それで終わらせていること自体に大きな問題もあるなど感じます。導入には認定基準を見直す必要があり、市川市廃棄物減量等推進審議会などの意見を伺いながら検討するとの答弁でありましたので、早急に着手をしていただいて市民のお声にお応えしていただきたいと思っておりますので、日野市のようなレジごみ袋とするかも含め、小容量の指定袋の作成と販売を強く要望させていただきます。よろしくお願いいたします。

では、続きまして、食品ロス削減への取組状況について伺います。

平成27年9月に国際連合で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダで定められている持続可能な開発目標、先ほども紹介しましたがSDGsのターゲットの一つに、2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食品廃棄物を半減させることが盛り込まれるなど、国際的な食品ロス削減への機運が近年高まっています。本市での食品ロス削減の取組状況を伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食べ物のことで、環境省の推計によると、1人当たり年間約50kg発生していると言われております。令和3年度の集計によりますと、食品ロスのうち、作り過ぎで残る食べ残しが約4割、未開封のまま期限切れ等で捨ててしまう直接廃棄が約4割、残りは野菜の皮や茎など食べられるところまで切って捨ててしまう過剰除去となっております。今年度、本市では食品ロスを削減するため、「広報いちかわ」や「じゅんかんニュース」、市公式ウェブサイトなどでの周知啓発のほか、食品ロス削減月間である10月にメディアパークでのパネル展示、小学校での出前授業などを実施し啓発を行っております。

また、期限切れ等による直接廃棄の対策として、家庭で余った食品を地域の福祉団体などに寄附する活動であるフードドライブ事業については、市の窓口などで実施をしたほか、大手コンビニエンスストアのファミリーマートとパートナーとしての合意書を取り交わし、10月から市内8店舗で24時間365日のフードドライブを開催しております。寄附された食品は、市川市社会福祉協議会が行っているいちかわフードバンクに提供しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 農林水産省の推計によると、令和元年度の食品ロス量は、食品関連事業者から発生する事業系食品ロス量が309万t、また、家庭から発生する家庭系食品ロス量は261万tと、それぞれ前年度比15万t減の570万tとなり、食品ロス量の推計を開始した平成24年度以降、食品ロス量及び事業系食品ロス量がいずれも最少となったとのことでした。食品ロス削減に向けた事業者の取組として、クリスマスケーキやおせち、恵方巻きなどを予約販売したり、冷凍食品も最近ではブームとなってきているようですが、廃棄ゼロを目指した取組で減少してきていると思われませんが、本市では小学校での出前授業やファミリーマートの協力を得たフードドライブ事業などを実施しているとのことでした。

令和4年2月定例会にて、余った食材を身近で気軽に持ち寄れるコンビニ等に協力を広げ、窓口を増やすこと

で、常時受け入れできる体制を民間事業者などに働きかけ、市が中心となってフードドライブ活動を行えないものなのかと質問をさせていただき、提案もさせていただきましたが、このたびファミリーマートとの合意が結ばれフードドライブ事業が開始されたことは、高く評価しております。

横浜市では、フードドライブ協力店にのぼりや回収ボックスを貸し出しておりますが、本市でもより周知をするため、ファミリーマート実施店舗に市川市のロゴを入れた掲示物等を提供し掲げていただくことで、本市のSDGsへの取組の周知にもつながると思っておりますが、本市の見解を伺います。また、実施店舗の拡大やほかの多種多様な事業者にも協力を募りながら、フードドライブ事業をさらに拡大できないか伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 ファミリーマートとのフードドライブにつきましては、「広報いちかわ」や市の公式ウェブサイトにて実施店舗の周知を行っております。また、実施店舗では、のぼりの設置や店舗壁面への掲示、配布物などによるPRを行っております。他のPR方法につきましては、ファミリーマートや協力店の意見も聞きながら検討してまいりたいと考えております。

次に、本事業の拡大についてです。今回のファミリーマートとのフードドライブ事業につきましては、市職員が協力店舗に持ち込まれた寄附された食品の受け取りと社会福祉協議会への配送をしていることから、今のところ市内約50店舗中8店舗のみとなっております。食品ロス削減の観点からは、フードドライブへ参加する機会の拡大がごみの削減につながると考えられますことから、実施店舗の拡大や他の事業者への拡大を視野に入れながら、その在り方を検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 のぼり等の掲示物についてはファミリーマート側で用意されているということでしたが、今後の店舗の拡大、また事業者拡大で必要になった場合、のぼり等の作成や貸出しを御検討いただければと思います。また、事業拡大については、家庭系や事業系の食品ロス量削減とごみの排出量削減、何よりも、もったいないを生かすSDGsの取組でもありますので、事業者からの食品ロスをフードドライブに生かす働きかけをお願いしたいと思います。

さらに伺ってまいります。フードドライブを受け入れしている市川市社会福祉協議会では、食品や食材の置場が不足しがちとの声を聞いておりますが、現状はどうなっているのか。また、寄附がさらに増えてくることも予想されますが、今後の対応策について伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 市川市社会福祉協議会に確認しましたところ、現在のフードドライブの量であれば保管に問題はないものと伺っております。フードドライブ事業を拡大する際は、関係部署と調整を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 現状は問題ないということでしたので、今後さらに拡大されて寄附の量が増えた場合、保管場所の検討もすべきかと思っておりますので、関係部署との調整を図っていくという答弁でございましたので、しっかりまたお願いできればなと思います。

では、続いて健康づくりについて伺ってまいります。

では、(1)の歯科・口腔の健康づくりについて伺います。

○松永修巳議長 二宮保健部長。





取組と市川市が目指すと掲げている今の取組との乖離が生じているのではないかと、そういう思いで今回取り上げをさせていただきました。

では、再質問をさせていただきますが、事業実施に向けた課題と今後の方向性について伺います。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 一体的実施を進めるためには、地域の健康課題の分析、実施計画の策定、事業の企画調整などを行う専任の保健師の配置や、事業を実施する医療専門職の配置が必要となります。また、保健事業と介護予防事業を実施している庁内関係部署や、医師会、千葉県後期高齢者医療広域連合など外部関係機関との連携体制の構築も必要となります。一体的実施は、健康寿命の延伸と保険財政健全化のために重要な取組と認識していることから、これらの課題解消に努め、早期の事業実施を目指してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 今答弁では、企画調整等を行うのが保健師ということで、また、地域を担当するのが保健師と管理栄養士、そういった形でこの辺の配置が必要だということなんですけれども、その必要な経費に関しては、先ほど紹介もしていなかったのですが、特別調整交付金というのが国から下りてくる。なので、市川市としてはこれを実施するに当たっては痛くもかゆくもないというか、歳費の負担はないわけでありますので、先ほどの答弁ですと、どちらかといえば医師会や庁内関係部署との連携体制構築が深刻な課題ではないのかなと感じました。

令和2年に新制度が始まり、先ほども紹介しましたが、船橋市や松戸市など近隣市は既に事業実施をしており、健康寿命日本一を掲げる本市が出遅れていることに関してはいかがなことかなと個人的にも感じております。専門用語ですとKDB、国保データベースですか。この取扱いに関しては今保健部だけがやっているかと思えますけれども、これを介護、福祉部と連携を取りながら、その部の縦割りをどう打破して一体感を持ってやっていけるか、これが大きな課題かと思えますけれども、このKDBのデータ分析で対象者を把握し、生活習慣病の早期発見による重症化予防の観点からも、保健部と福祉部が部署の枠を超え、医師会との連携をしながら体制構築を早急にさせていただいて、早期の事業実施となることを強く要望いたします。早期の実施というよりも令和6年までにやらなきゃいけないわけですので、しっかり来年度早々には着手していただきたいと思っておりますので、この項目に関しては以上とさせていただきます。

続いての3つ目の大項目、障がい者福祉について伺ってまいります。

障害者手帳アプリ活用の検討状況について伺います。

本年6月定例会にて一般質問させていただいた引き続きの質問となりますが、障害者手帳アプリを活用した検討状況と、バリアフリーマップ等の機能追加について伺います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

現在、障害者手帳アプリ、ミライロIDは、マイナポータルとのシステム間の連携を開始したところです。このアプリは、障害者手帳を所持している方の御自身のスマートフォンにアプリをインストールし、所持している手帳の登録を行うことで利用できるようになるものです。利用する大きなメリットは、障害者手帳を取り出さなくてもアプリを見せることで交通機関や博物館、美術館等で障がい者割引の対象となるほか、飲食店等での様々な割引サービスを利用可能とするところがございます。千葉県内では、県をはじめ千葉市、船橋市、松戸市、我孫子市、習志野市等で障害者手帳アプリを提示して利用料の減免を受けることのできる施設を増やしており、各市の公式ウェブサイトにて情報を掲載しております。本市においても利用できる施設を増やすため、市内の公共施

設等に減免に関する障害者手帳やアプリの活用状況を聞き取りしたところ、多くは障害者手帳を提示していますが、市外からの利用者の多い施設では、まれではございますが、アプリを提示される場合もあることを確認したところでは。

今後、市内の各施設において、障害者手帳アプリの提示で減免を可能とするよう調整するほか、アプリの紹介や手続方法を「広報いちかわ」、市川市公式ウェブサイト、障がい福祉ハンドブック等で周知したいと考えております。なお、アプリを活用した市単独のシステムについては、バリアフリーマップの作成や障がいのある方へのハンドブックの作成、障害者手帳の更新時期の通知、各種手当や障がい者週間イベントのお知らせなどについて、他市の導入事例、状況の調査を重ね、費用対効果を含め具体的な内容について、関係部署と連携を図りながら慎重に研究を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 他市の活用状況は調査をさせていただいているということですが、アプリの付加価値導入に対しては関係部署との連携が進んでいないということですので、費用対効果と答弁されているように、財政確保も当然必要になってくることから、必要な予算の肉づけが必要なのかなと思います。障がい者の方々の利便性向上と、生きがいを持って暮らせる環境づくりのためにも、ぜひこのアプリ、付加価値を含めて、ミライロIDという名前を出していいのかわからないですけれども、そのアプリを使うことによって障害者手帳がスマホとしてそのまま電子化で使える、そのような手帳であり、もう交通機関では全てどこでも使えるような状態になっているわけですから、これを市川市の市民の方、また障がいをお持ちの方が、その電子化された手帳と併せて、いろんな施設を、付加価値のあるそういうマップも利用していただきながら、よりこの市川市で伸び伸びと暮らしていただけるような環境をつくること、これは非常に大事なかなと思いますので、早期の実現に向けた検討をお願いしたいと思います。

では次に、相談支援の現状と課題について伺います。

障がいのある方やその家族の方への生活上での困り事や課題、また、親亡き後の今後の不安などの相談が増加してきていると思いますが、相談支援体制の現況と課題及び今後の取組について伺います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

本市の障がい者の相談は、障がい者支援課や基幹相談支援センターえくる、以降えくと申し上げます——などにて担っております。障がい者支援課は、一般的な相談窓口として、障害者手帳の取得や障がい福祉サービスの利用に関する相談対応を主に行い、えくるは、障がい全般に関する専門性の高い対応を行っております。えくるは、市内の大洲と行徳の2か所に設置し、専門性の高い相談支援の実績に加え、地域や関係機関との連携も構築することから、そのノウハウを持つ市内の法人に業務を委託しております。

えくるの職員の体制は、常勤の相談員6名、非常勤の相談員1名、非常勤の事務職員2名の9名体制でございます。障がい者相談支援事業の総合相談は、月曜から金曜までの8時45分から17時15分を受付時間とし、権利擁護事業である障害者虐待防止センターは24時間365日の対応をしております。

次に、相談件数でございます。令和3年度の相談延べ件数は約1万9,000件ございました。そのうち電話相談が約74%を占めており、訪問は約13%、来所約6%、そのほかは約7%となっております。相談件数は、5年前の平成29年度と比較しますと約1.5倍の増加で、新規の相談実人数におきましても、令和2年度は417名、3年度は477名と増加傾向にあります。相談は長期で関わるが多く、毎年度、400名から500名に継続して関わる状況となっております。職員1人当たりになりますと、年間延べ相談件数は約2,700件であり、訪問や電話など、

1人1日当たり約11件対応している状況にあります。相談者は、年齢別に見ると40代から50代を合わせると全体の4割近くを占めています。また、半数以上は精神疾患を抱える御本人や家族、次いで発達障がい、知的障がいのある御本人、家族となっており、本人や家族による相談は半数を占め、そのほか、障がい福祉サービス事業所、県の関係機関、学校、医療機関など多岐にわたります。相談内容としては、日中の過ごし方に関するもので全体の3割、次いで抱えている問題や課題の整理、ひきこもり、不登校となっております。これらの相談内容は複合的で複雑化している場合も多く、例えば、知的障がいでも不登校になり家族に暴力をふるい、家族は疲弊し誰にも相談ができない状態になっている場合や、精神症状により転居を繰り返すことから支援が途切れる場合、そのほか困難な状態にもかかわらず、御自身で困っていることを説明できない場合も少なくない状況です。このような困難事例に対し、御本人や家族との関係を構築するため時間を要することも多くございます。えくるの対応している相談件数は、年々大幅な増加傾向にあるため、その対応に遅れの生じることもあり課題となっております。

今後につきましては、相談内容の複雑化や件数の増加などの課題を踏まえ、市としての相談支援体制の在り方を検討するため、令和2年度に第4期市川市地域福祉計画の見直しを行い、社会福祉法の改正で創設された相談支援や参加支援、地域づくりに向けた支援について一体的に実施する事業である重層的支援体制整備事業を計画に位置づけ、その実現に向けた検討を重ねているところでございます。えくるを含めた包括的な支援体制の構築により、御本人と社会をつなげる事業の実現のため、具体的かつ詳細な取組を見極めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 はい、ありがとうございます。相談業務を受け持っていていただいているえくるの体制と相談件数、相談内容、そして課題について、詳細に答弁いただいております。令和3年度の相談延べ件数が2万件弱、5年前との比較では約1.5倍の増加。相談内容は複合的で複雑化してきていて、相談件数の大幅な増加から対応に遅れが生じているということでした。また、細かく相談員の状況も教えていただきましたけれども、1日1人当たりの相談件数、訪問や電話を入れて11件ということで、1人が平日の1日の中で11件の、また11人の対応をするというのはそう簡単な内容ではないなと思います。私も障がいのある方の相談も承りますけれども、お1人に1時間では終わらない内容です。そういった中で、仮に11件が1日1時間かかったとしたら、また、移動時間を考えると1日で終わるのかなと。その1日の中で残業もしながらされているのではないのかなと。そういった相談員1人にかかる重責というのがかなり負担として多くのしかかっているなというのは感じました。

相談してすぐ解決できるわけではないため、継続した相談支援と新規の相談支援を合わせると、このえくるの相談支援員の御負担というのはいかばかりかなと。本当に涙が出るような思いで聞かせていただきました。相談してもすぐに対応している状態ではなく、相談者の中には黄信号だったり、また赤信号の方もおり、SOSに迅速に対応できていないことは不安がますます増大をして悪循環に陥ってしまうために、人員補充というのはもう早急にすべきだと思いますし、相談体制の強化をすべきかと思っておりますので、人材確保に向けたえくるに寄り添った支援を何とぞお願いしたいと思います。また、えくるのためでもないです。一番大事なのは、市民の障がいをお持ちのその本人であつたり御家族のためでもありますので、ぜひお願いしたいと思います。

最後の部分では、重層的支援体制整備事業を計画に位置づけ、その実現に向けた検討を重ねているところだという答弁もありましたので、この進捗状況に関しては注視をしていきたいと思っております。

では、次の質問、グループホーム等入所施設の整備状況と課題について伺います。

市内のグループホーム等入所施設に不足している分野があるということでございますが、不足を補い、受皿を確保するため、市の対応としてはどのようなことが考えられるのか伺います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

障がい者のグループホームと入所施設はともに住まいの場であり、それぞれに特色を持っております。グループホームは、障がいの程度に制限のない居住の場であり、主に入浴、排せつ、食事の介護、そのほか日常生活上の必要な支援を行い、日中は外部の通所施設に通うもので、定員は4名以上となります。入所施設は施設入所支援という位置づけであり、一定以上の障がいのある方を受け入れ、相談、入浴、排せつ、食事等、生活全般の支援を行う施設でございます。入所施設の多くは、生活介護などの日中活動を併せ持つなど、障がいのある方の生活を一体的に支援するもので、定員は原則として30名以上となります。現在、国は規模の大きな入所施設からの地域移行を進めており、身近で規模の小さなグループホームの拡充を推進しております。本市にとっても障がい者のグループホームは障がいのある方の地域での生活を支える場として重要な役割を持つと考えているところでございます。

次に、グループホームと入所施設の現状について申し上げます。令和4年4月現在、市内のグループホームは26事業所で、定員の総数は288名、入所施設は1事業所で定員80名、合わせて368名となっております。また、市川市において支給決定し、全国のグループホームを利用している方は371名、入所施設を利用している方は193名、合わせて564名になります。市内のグループホーム数は増加傾向にあり、平成29年4月に12法人13事業所であったものが、令和4年4月には23法人24事業所となり、5年間で11法人11事業所増加していることから、知的障がいのある方に関しては希望者はおおむね入居できる状況でございます。課題となっているのは、障がいの重い方や車椅子の方の利用できるグループホームの不足でございます。

市といたしましては、グループホームの開設に係る設備の購入費用や開設後の運営費の一部について、その規模に応じた補助金の交付を行っており、今後も支援を継続するよう努め、運営の後押しをしたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 障がいの程度を問わず、住み慣れた地域で暮らし、安心して充実した生活を支える場となる施設整備は、これからますます必要になってきます。少人数の共同生活を送るグループホームなどの地域生活拠点の現状と課題について答弁いただきました。開設に係る設備購入費や、開設後の運営費の一部補助などの助成を行っているとのことでありましたが、今回の答弁の中で、グループホームの現状について、市内のグループホームは368名、入所されている人数ですね。また、市川市において支給決定しているグループホームを利用している方が564名ということで、これを差引きすると市川市のグループホームに入り切れていないがゆえに、やむを得ず市外のグループホームに入っている方も予測される計算値です。細かな内容を聞いていないので分かりませんが、

そういった意味からも、先ほどの答弁の中では様々な財政支援をしていただいて、グループホームの開設に向けて本市でも頑張っているのはよく分かるんですが、現状としては、どうしてもグループホームに入りたくても入れない、そういった方の受皿づくりというものはどうしても必要になってくるかと思っておりますので、詳細な数の分析はされているかとは思いますが、この開設に向けた様々な受皿づくりをお願いできればと思いますので、先ほども申しましたが、生きがいを持って暮らせるような、その障がい者お一人一人に寄り添っていただいた御支援を引き続きお願いしたいこと、これを要望させていただきまして、次の質問に移ります。

須和田の丘支援学校の生徒数の推移とスクールバスの現状及び今後について伺ってまいります。

この質問も本年6月定例会での引き続きとなりますが、須和田の丘支援学校の各部生徒数の推移と、スクールバスの利用希望者は全員乗車ができるようになっているのか伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 須和田の丘支援学校の児童生徒数の推移といたしましては、小学部の児童数につきましては、令和3年度66名、令和4年度は75名、中学部の生徒数につきましては、令和3年度38名、令和4年度は44名、高等部の生徒数につきましては、令和3年度68名、令和4年度は54名となっております。全体といたしましては、令和3年度172名、令和4年度173名と1名の増加でしたが、令和5年度につきましては現段階で見込みとなりますが184名と10名程度増加が見込まれております。

これまで須和田の丘支援学校のスクールバスは6コースで運用しておりましたが、ここ数年、特に利用の多い小学部、中学部の児童生徒数が増加することに伴い、補助席の利用による運行となっており、過密対策が課題となっておりました。そのため、本年度からスクールバスを1台増車する入札を実施いたしましたが、応札者がなく2度の不調となりましたので、発注方法を11月から登校時のみバスと運転手を合わせた業務委託に変更し、1便増車することになり、補助席を利用しなくてもよい環境が整えられました。現時点では、スクールバスの過密対策にも対応することができ、必要な台数が確保できております。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 小学部、中学部では増加、また高等部は恐らくですけれども県立に行く方もいらっしゃるのか減少しているということのようでして、令和7年度の見込みでは増加傾向にあるとのことで、また、スクールバスは2度の入札不調から業務委託に変更し、11月から7台で各コース車両が空席があるような状態と説明がありました。

では、重ねて伺ってまいります。生徒数が増加傾向とのことですが、増設した教室で賄われるのか。また、さらに生徒数の増加と併せてスクールバスの増便が必要と思われませんが、どのように考えられているのか伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 須和田の丘支援学校の普通教室につきましては、小学部は昨年、稲越市民図書室を廃止し教室の増設を行いました。児童数の増加に伴い多目的教室を転用するなど、今後も必要な対応を行ってまいります。中学部と高等部につきましては、今年、第二中学校敷地内に須和田の丘支援学校の新校舎が完成したことで、現在は空き教室が2教室あることから、生徒数が増加した場合でも当面は対応することは可能と考えております。将来的にはさらに児童生徒数が増加することも想定されますので、児童生徒数の把握を適切に行い、スクールバスの増便を含め、実情に合わせた対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 小学部は図書館を廃止し、教室の増設がされ、また、増加に伴っては多目的教室を転用するなどの対応をしなければならない状況にあること。また、中学部と高等部については第二中学校敷地内に新校舎を完成させ、現在は2教室の空きがあるとのことでしたので、今後ですけれども、課題整理に努めていただいで一体的な校舎の在り方も含めて検討をお願いしたいと思います。

スクールバスについても、生徒数の増加に対応した増便への対応を、今回入札不調で業務委託でしたけれども、その増便への対応も含めて計画的にお願いをしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

では、次に移ります。最後の大項目、八幡分庁舎建て替え計画について伺います。

これまでの経緯と今後の計画について伺います。

本定例会で、継続費の延長と増額補正が可決されましたが、開館予定時期を含めた今後の計画について伺います。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

新たに建設する施設は、地域とともに子どもの成長を育む施設、個性をより生かし、気軽に集える施設などを基本方針として、関係者をはじめ様々な意見を伺いながら慎重に進めてきた結果、工事発注時期が当初からずれ込み、令和5年度となっております。加えて、物価の上昇により工事関係経費の増が見込まれることから、本定例会において継続費の延長及び増額を図り、開館予定を令和7年2月に変更するものでございます。

今後につきましては、建物の設計を完了させ、1月中旬に説明会を開催し、関係者や近隣住民の方々に説明をしますとともに、各種建築手続を経た上で新築工事を行う予定としております。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 ありがとうございます。

では続けて、時間がなくなってきましたので、つどいの広場の具体的機能について伺います。

支援が手薄とされる出産前後と、ゼロ、2歳児の子育て世代が孤立した状態の育児に陥ることのないよう、相談機能の充実と一時預かり機能の設置について、本年2月及び6月の定例会で要望をしてきましたが、つどいの広場で実施する事業内容や機能、住民から寄せられた要望の取り入れたもの等について伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 新たな複合施設に設置されるつどいの広場では、従来の親子つどいの広場事業のほかに、不安や悩みを持つ保護者に寄り添う子育て相談、ゼロから3歳児までの子どもを短時間預かる一時預かり、中学生や高校生が自分のペースで自由に過ごせる場所を提供する中高生の居場所づくり、以上の4つの事業を予定しております。特に、子育て家庭の不安を緩和し孤立を防ぐための取組として、子どもを遊ばせながら、打ち解けた雰囲気の中で子育て相談ができる環境を整えます。

次に、設計に取り入れた機能、設備についてであります。まず、一時預かりの子どもたちが落ち着いて過ごせるよう、通常の利用者とは別の区切られたスペースを確保するとともに、子育て相談を行うための個室を設置いたします。また、日中は乳幼児の親子、夕方から夜間は中高生の利用に対応するため、机などの備品を可動式にし、それらを収納する倉庫を確保することで、フローリングの広い空間を有効に活用できるようにしております。

最後に、住民からの要望についてであります。設計に当たりましては、近隣住民や学生、旧つどいの広場などの利用者に参加を募り、ワークショップを開催いたしました。その中には、はいはいの子どもが安全に遊べるスペースや、2組以上の親子が一緒に利用できる広めの授乳スペース、そして父親、母親を問わず使えるおむつ交換場所を確保してほしいなどの要望をいただき、これらについてはおおむね取り入れたものとなっております。また、高校生からは安心して寝転べるような、ゆったりと過ごせる場所が欲しいとの要望がございましたので、靴を脱いでくつろげるスペースにすることで対応しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 住民からの様々な要望に対しても可能な範囲でお応えしていただいております。

す。

では、次の質問に移ります。コミュニティーセンターの具体的機能について、その貸し室の構成や機能、特性について伺います。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 お答えいたします。

仮称八幡市民複合施設のコミュニティーセンター部分は、地域のニーズなども踏まえた多様な生涯学習講座を開くほか、サークル活動を行う団体や地域の方などへの部屋の貸出しを予定しております。コミュニティーセンター部分の1階は間仕切りを開放することにより1室として使用することが可能で、茶道や華道などの活動ができる和室を3室、簡単な工作や動画編集などを行うことのできるクリエイティブスペース、間仕切りを開放することにより1室として使用することが可能な会議室を2室の計6室を、2階は階下へ音と振動が伝わりにくい構造となっており、音楽やダンス活動に対応できる防音機能やアンプ、スピーカーなどの音響設備を備えたアクティブスタジオが大小各1室、会議以外にも多様な利用が可能な多目的ルーム3室の計5室、合計11室を設置する予定でございます。その他の機能として、パソコンやスマートフォンをインターネット環境に接続できるようWi-Fiを整備するほか、映像設備についてもプロジェクターを備品として用意し、利用者に貸し出すことを予定しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 ありがとうございます。設備については理解いたしましたので、併せてコミュニティーセンターと公民館のその違いについて、また、公民館では基本飲食ができないかと思いますが、コミュニティーセンターでは可能なのかを含めて伺います。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 お答えいたします。

本市では、現在社会教育施設である公民館において、市民等への学習機会を提供するために主催講座を実施するとともに、サークル活動等で使用する団体などに施設を貸し出しております。しかしながら、社会教育法の規定により営利を目的とした事業を行うことが禁じられているなど、利用には制限がございます。これに対し、コミュニティーセンターは法的な位置づけがないため、公民館のような法的な制限を受けることなく、市民の多様な利用ニーズに応じた使用ができる施設と考えております。例えば、これまで公民館ではできなかった市川産の農作物を販売することや、個人が主催する習い事や営利企業によるカルチャースクールの開催といったニーズに応えることが可能と想定しております。また、公民館で実施している主催講座などの教育活動につきましては、引き続き継続をいたします。なお、飲食につきましては、当施設にはカフェも併設する予定でございますので、厳しく制限することはないものと考えておりますが、飲酒等については今後検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。答弁時間を残してくださいね。

○久保川隆志議員 ありがとうございます。

(4) フリースペースを使つての世代交流ができるようにするということですが、どのような機能を盛り込んだか、簡単をお願いします。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

新施設は、参道沿いに外回廊構造とすることで、施設の外と内をつなぐ構造としております。



以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 分かりました。カフェも創設されるということで、にぎわいと潤いの施設になることを期待しまして、私からの質問を以上とさせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○松永修巳議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時30分散会

第 7 日

令和4年12月15日（木曜日）

令和4年12月市川市議会定例会議事日程（第7号）

令和4年12月15日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問 西村 敦議員、さとうゆきの議員、浅野さち議員、増田好秀議員、つちや正順議員

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員 42名

や	な	ぎ	美	智	子
さ	と	う	ゆ	き	の
長		友	正		徳
佐		直	友		樹
つ	ち	や	正		順
小	山	田	直		人
つ	か	こ	た	か	の
鈴		木	雅		斗
国		松	ひ	ろ	き
石		原	た	か	ゆ
清		水	み	な	子
廣		田	徳		子
増		田	好		秀
中		町	け		い
久	保	川	隆		志
浅		野	さ		ち
中		村	よ	し	お
細		田	伸		一
石		原	み	さ	子
青		山	ひ	ろ	か
大	久	保	た	か	し
小		泉	文		人
高		坂			進
金		子	貞		作
秋		本	の	り	子
か	つ	また	竜		大
西		村			敦
宮		本			均
中		山	幸		紀
松		永	鉄		兵

荒石加稲越大堀かい松竹松岩	木原藤葉川場越づ井内永井	詩よし武健雅清修清	郎の中央二史諭優勉努海巳郎
---------------	--------------	-----------	---------------

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸	多一
代表監査委員	菅原	卓雄
教育長	田中	庸惠
危機管理監	水野	雅雄
広報室長	麻生	文喜
総務部長	植草	耕一
中核市準備担当理事	鹿倉	信一
企画部長	小沢	俊也
財政部長	稲葉	清孝
情報政策部長	佐藤	敏和
文化スポーツ部長	森田	敏裕
市民部長	蛸島	和紀
経済部長	小塚	眞康
観光部長	関	武彦
福祉部長	立	場久美
子ども政策部長	秋本	賢一
保健部長	二宮	賢司
環境部長	根本	泰雄
街づくり部長	川島	俊介
道路交通部長	藤田	泰博
水と緑の部長	高久	利明
行徳支所長	菊田	滋也

消 防 局 長	本 住	敏
選 挙 管 理 委 員 会 長	小 林 茂	雄
事 務 局 長	藤 城 久	保
農 業 委 員 会 事 務 局 長	板 垣 道	佳
会 計 管 理 者	小 倉 貴	志
教 育 次 長	永 田	治
生 涯 学 習 部 長	藤 井 義	康
学 校 教 育 部 長		

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	小 泉 貞 之
事 務 局 次 長	六 郷 真 紀 子
(議事担当)	
主 幹	米 津 孝 成
副 主 幹	金 子 貴 一
主 査	尾 本 悠
主 任 書 記	北 川 陽 介
主 任 書 記	高 柳 陽 一
(調査担当)	
主 幹	上 原 高
主 査	前 田 悠
主 査	岡 澤 英 康
主 任 書 記	荒 木 智 貴
書 記	福 井 寿 明

---



そこで質問いたしますが、本市が想定している被害や調査の進捗状況、また、その調査結果の活用方法について伺います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 現在、本市では地域防災計画（震災編）の前提条件となる地震被害想定を本年度から2か年事業として実施しています。現在の地震被害想定は平成24年度に実施したものです。10年以上が経過し、その間、外環道路や都市計画道路の開通、駅前の再開発や妙典橋の開通など、都市基盤の整備が大きく進みました。また、10年間での人口動態の変化や住宅の更新も進んでいることから、地震被害想定の見直しを行っているものです。現在は、国や県、また本年度に公表した東京都の被害想定などを参考に、想定地震や人的被害、家屋被害などの計算手法について選定をしているところです。計算結果については、地域防災計画や同計画を補完するマニュアルの前提条件として位置づけます。そして、市民の皆さんには、4分割した減災マップで周知します。

以上です。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 今年から2か年で想定を見直しているということが分かりました。現在はその想定自体が10年以上経過していますので、市川市の環境を考えますと、外環ができて、都市計画道路ができて、妙典橋、また行徳橋も新しくなりました。かなり都市基盤が充実してきていると。今後については押切橋も検討されておりますので、市川市としてはかなり条件がよくなっているかなというふうに私も感じています。分かりました。早急に、かつ慎重にこの件は進めていただきたいと思います。

次に、(2)のマイ・タイムラインの普及啓発の取組について伺います。先ほど紹介した東京都の被害想定では、地震後に起こり得る事態を時系列で示した災害シナリオというのが新しく盛り込まれ、震災関連死や帰宅困難者、避難所に関する多くの課題が示されました。いずれも早め早めの対応が必要となります。地震はいつ発生するか予測することはできません。しかしながら、水害の場合、これは地震と違ってある程度事前の予測が可能です。いつ、誰が、何をするのかを事前にまとめておくことができるマイ・タイムラインというのがありますが、とても有効な対策として水害ハザードマップにも大きく取り上げられています。このマップにも冒頭にばあっと書いてあるとおりでございます。

そこで、まず質問いたしますが、本市でのこのマイ・タイムラインの普及啓発に向けた取組、これをどのように行っているのかについて伺います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 大規模災害時は、まずは自分が助かるための自助が一番重要となります。その意味で、自分や家族などがどのタイミングで何をすべきかをまとめるマイ・タイムラインはとても有効だというふうに思っています。本市でも、令和2年に水害ハザードマップを全面的に見直した際、水害対策として重要な情報を冊子として掲載し、その中に自ら記載できるマイ・タイムラインを載せました。水害ハザードマップは全戸配布を行い、幅広く周知しました。また、「広報いちかわ」特集号や市公式ウェブサイトへの掲載をし、多くの方に御覧いただけるようにしています。そして、このほか、転入者にも水害ハザードマップを紹介するチラシを配布するなどして、市民となられた方に本市の水害想定やマイ・タイムラインの必要性などが伝わるように現在取り組んでいます。

以上です。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 令和2年に水害ハザードマップを全面的に見直した際に、このマイ・タイムラインを載せた冊

子を全戸配布したということで、各家庭に届いていると思いますが、このことについては広く周知していただいたいということで感謝をしているところです。ただし、こういった普及啓発というのは、継続的に行っていくということが大事であるというふうに考えています。その中、さいたま市では、普及が進んでいるスマートフォンアプリを活用し、様々な防災情報を1つにまとめ、日頃から市民の方々がより多く防災知識を習得することができるとともに、災害時には命を守るツールとして、避難情報や防災情報を迅速かつ正確に受け取ることが可能となる、そういった情報を身近に、より多くの方へ伝達する手段として、さいたま市防災アプリの構築を行いました。特徴として、通常の画面は安全な、セーフの緑色なんですけれども、災害の発災に応じて、風水害災害、水害の発生時には水色に画面が変わる。また、地震の発生時には茶色に画面が変わるというような仕組みがあって視覚効果もある。市からのお知らせはプッシュ通知でいち早く入手することができる。災害発生時には、市内の状況を表示するモードが変わって、市内の状況が確認できる。さらに、GPS機能を活用して、避難所の情報とともに案内ルートまで表示してくれるということです。また、このアプリを使ってマイ・タイムライン、これが簡単に作成できて保存できる仕組みです。私もやらせていただきましたけど、なるほどなということで、災害時、慌てることなく活用できる、水害だけでなく震災時にも使える優れた物であります。さいたま市で行われているマイ・タイムラインが作成できるアプリの取組、今後これは全国的に広がっていくんじゃないかなと思っているんですね。本市としても、ぜひ早急に研究してほしいというふうに考えています。市川市でも公明党の宮本議員の提案で、以前このような取組を提案して、防災アプリとして事業化した経緯があると思います。現在はLINEによる防災メニューということで登録している方は多いと思いますけれども、そういった防災メニューの提供という形に変化をしています。

再質問として、さいたま市の取組を踏まえて、本市のアプリの考え方とマイ・タイムラインの取組について見解を伺います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 今御紹介あったさいたま市の防災アプリですけれども、専用の防災アプリをさいたま市は開発してまして、その中のメニューの一つとして、アプリ上で必要な事項を入力するとマイ・タイムラインが作成できる、そのようなシステムだと思います。とてもすばらしいというのが、まず感想です。本市でも、以前は専用の防災アプリを持っていましたが、登録者への避難情報などのプッシュ通知が、そのときはできませんでした。また、登録者の伸び悩みもありまして廃止したという経緯があります。それに代わって、現在は新たにLINEで防災メニューを整備したことで、プッシュ通知を含め、より多くの情報提供が可能となっています。ですが、さいたま市のようなマイ・タイムラインを自動で作成していく、そのような機能というのは今持っていない。マイ・タイムラインは自分や家族の命を守る重要なものです。この作成方法や家族での共有は様々な方法があると思います。現在は、自助の中で工夫して、よい方法を考えていただくことが一番だとは思っていますけれども、公助として、そこにとどまらず新たな方法、周知について考えていきたいと、そういうふうに思っています。

以上です。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 分かりました。水害による重大災害については、本市としては津波の心配等もありませんというか、確率が低いので、比較的本市では水害の心配はないかなというふうに思っています。やはり震災による被害、これが心配で、その対策が非常に大事だというふうに思っております。再度アプリを立ち上げて作るか、現在のLINEによるプッシュ型で何かしらのバージョンアップにより機能を付加するか、こういった検討が必要かなというふうに考えています。マイ・タイムラインの啓発、水害と震災に分けて、市を挙げて取り組むよう強



く要望させていただきます。

妙典地域の自治会の防災担当の方が、LINEで自治会の皆さんに声をかけてLINEグループをつくっているんですね。防災上のお役立ち情報などを紹介して共有しています。すばらしい取組だと思いますし、ぜひ参考事例として、市でも広く紹介していただければ、市民の防災意識もより向上していくと思いますので、その点もよろしくお願いします。

次に移りまして、(3)の要配慮者への支援体制についてです。市民の皆さんの考え方として、いざ災害が発生した場合には、まず避難所となる近隣の小中学校や公民館などに避難をするという認識をしていると思います。それは配慮が必要な方々も同様なのですが、場合によっては若干戸惑う方も実際におられます。普通の小学校に行くと迷惑になるかもとか、私は体が悪いから、初めから福祉避難所に行くわみたいな、そういった考えも若干持っている方もいらっしゃるまして、減災マップとしての捉え方が若干違うんですね。

そこで質問しますが、要配慮者といっても様々な方がおられます。一般の避難所での受入れ体制がどのような仕組みになっているのか伺います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 要配慮者には高齢者や障がい者、妊産婦、傷病者など様々な方がおります。それぞれの個別の事情を持っています。そして、大勢の方と体育館で一緒に避難生活を送ることができない方もいらっしゃいます。市ではそういった方のために、体育館とは別に福祉避難室を設けます。この部屋で対応が難しいといった場合には、民間の施設も含めて福祉避難所を開設し、移っていただく計画でいます。

以上です。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 体育館とは別に福祉避難室を設けている、こういう計画であると。対応がそれでも困難な場合に、二次避難所となる福祉避難所を開設する、こういう流れだというふうに思います。しかしながら、日頃から防災に関わっている方は理解をある程度していると思いますが、一般の方はそこまで理解していないケースが多いんじゃないかというふうに私は感じています。要配慮者本人やその家族、その方を日頃から気にかけて支援している地域の方々にちゃんとした周知が行われているのかどうか、この辺の確認をお願いいたします。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 小中学校への福祉避難室の設置、そして福祉避難所の開設の流れなどについては、現在、防災で中心的な核を担っている小学校区防災拠点協議会の中で、訓練などを通じて理解をしていただいています。そして、このことは要配慮者となる障がい者団体の会議などにも職員が出向き、説明して周知しているところです。

以上です。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 小学校区防災拠点協議会、また避難訓練、障がい者団体の方の会議等で説明ということなんです、ちょっと限定されている感じなんですね。それで広く一般の方へ情報提供が必要かなと思います。市民の方々は、やはり減災マップを頼りにしているというか、見ているというか、いろんな行事でも配られているケースもありますし、ここにマップがありますけれども、避難所の場所とか福祉避難所が書いてあるんですが、この中に、一言やっぱ避難所には配慮が必要な方のために福祉避難室を設けてあります、気兼ねなく避難所にお越しくださいみたいな、一言添えるだけで理解が深まるかなと私は思いますので、ぜひこの点、一度検討してみてください。

次に、具体的なケアについて伺いますが、避難所はふだんの生活と違い、肉体的にも精神的にも負担が大きい

です。避難所に避難してきた要配慮者へのケアはどのように行われているのか伺います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 まず、福祉避難室については、減災マップの中で記載できるように進めていきたいと、そういうふうには思っています。

避難者へのケアについてです。市の職員である保健師や看護師、介護福祉士などの有資格者で構成する保健福祉活動チームが避難所を巡回しながら、避難者へのケアを実施します。また、個々の要配慮者の状態に応じた避難施設を判断するトリアージについても、要配慮者本人やその御家族とも相談しながら、このチームが実施します。そして、このチームは臨床を経験している職員もいることから、災害時はケースに応じてとなりますが、体調の悪い方と医療とのかけ橋にもなると考えていますし、このような思いでつくったチームです。

以上です。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 分かりました。状況に応じた施設を振り分けていくというような話だったと思います。

再度質問ですが、要配慮者の中には、障がいなどによってそもそも避難所に避難することができないような方もおられると思いますが、そういった方々への対応はどのようにするか、その点も伺います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 例えば身体が不自由な独居の方など、御自身や家族だけで避難することが難しい方もおられます。その場合は、医療機関やふだん通われている福祉施設など、初めから専門的な施設へ避難していただくことも含め、自助、共助、公助の3助であらかじめ準備しておかなければならないと、そういうふうには思っています。避難に支援が必要な方は、地域による支援体制を確保することが重要となります。支援体制をスムーズに行うためには、家族も含めて、平時から地域コミュニティへ参加し、積極的に顔の見える関係を築くことも、また大切です。福祉避難所については、できる限り小学校や中学校の避難所と同時に開設できないか考えなければならぬ時点にもう来ていると、そのように思っています。一番いい方法でそれを見つけていきたいなど、そういうふうには考えています。

以上です。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 分かりました。福祉避難所の同時開設を検討しているということが、今、管理監のほうからもありました。そういう意味では、臨機応変にいろいろなパターンで考えられているので、どれがいいかということとは、この時点ではまだ判断しきれるところがありますけれども、しっかりとその辺、いろんなケースを考えていただいて、臨機応変に今後も対応できるよう、さらに知恵を絞って災害対策を前に進めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

では、次の質問に移ります。次の質問は学校教育についてです。

まず、(1)として不登校児童生徒の現状と対応についてです。10月に文部科学省は問題行動不登校調査の結果を公表しました。全国の小中学校で2021年度に不登校だった児童生徒は、前年度から4万8,813人、24.9%増えて、合計で24万4,940人となり、過去最多となったことが分かりました。増加については9年連続ということで、大幅に増えた要因について、コロナ禍での生活リズムの乱れや休むことへの抵抗感の薄れ、活動制限が続いて交友関係が築けないことなどで登校意欲の低下を指摘しています。不登校の内訳は、小学校が8万1,498人で28.6%の増、中学校が16万3,442人で23.1%の増、学校側が挙げた不登校の要因は、無気力、不安が最多の49.7%でした。関係者は一同に、前年度に比べ25%もの増加率は前例がなく衝撃だと語り、さらに、来年発表される数もさらに増えるだろうと分析をしているということです。

そこで、本市の状況がどうなっているのか大変危惧いたしましたので、今回取り上げさせていただきました。まず、本市の現状がどうなっているのかについて伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 市川市の小学校における30日以上の不登校を理由とした欠席児童数は、令和元年度179人、令和2年度181人、令和3年度225人と増加しております。中学校では、令和元年度344人、令和2年度382人、令和3年度423人と同じく増加しています。不登校児童生徒数が増加した要因としては、本市におきましても新型コロナウイルス感染症の影響が考えられます。臨時休校などによって生活リズムが乱れやすい状況であったこと、休校が年度初めであったために、新しい学級になかなか慣れない状況があったこと、感染症対策により修学旅行や運動会など、児童生徒が楽しみにしている学校行事の中止により登校意欲が減少したことなどが考えられます。

以上でございます。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 本市の3年間の推移、数値、確認いたしました。やっぱり増えているのが分かりますが、全国平均と比べると、若干ですが少なめかなというふうに感じました。要因については、分析がほぼ一緒かなというふうに思います。当然、不登校児童生徒への対策、これまで行ってきたと思いますが、これまで本市が行ってきた不登校児童生徒を未然に防ぐための対応をどのように行ってきたのかについて伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 増加する不登校の未然防止の取組として、学校は魅力ある学校づくりを推進しております。具体的には、日々の授業や行事などの工夫改善を通して児童生徒の自己存在感を高め、共感的な人間関係を構築できるようにすることで、どの児童生徒も安心して学校に通える学校づくりを進めております。教育委員会におきましては、魅力ある学校づくりを推進する教職員の資質向上を図るため、授業改善に対する指導、助言、不登校未然防止に関する教職員研修を実施しております。また、不登校児童生徒に対応する協議会を設置し、教職員のための不登校児童生徒支援マニュアルを作成し、各学校に配布しております。このマニュアルは、文部科学省通知の不登校児童生徒の支援の在り方を基に更新されており、教職員が児童生徒の実態に合わせて支援に当たることができるようにしています。

以上でございます。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 マニュアルを作成して教職員と共有しているということなのですが、私もこのマニュアルを若干ですが確認させていただきました。さらに時代が変化している部分もありますので、やはりコロナの中、教職員の方々も大変だったと思うんですが、それはそれで非常に感謝をいたしますが、子どもたちも大人が思う以上に精神的にも不安が蓄積していたんじゃないかなというふうに思います。ぜひこういった対応、対策、マニュアルなど、現状に合わせてその都度都度更新する形で知恵を絞って行ってほしいなというふうに感じましたので、よろしく願いいたします。

さらに質問いたしますが、不登校の兆候として、やはり最初の欠席から始まると思いますが、その初期対応や欠席が長引いたときの担任の先生の支援体制など、不登校児童生徒への早期対応、これについてどのようにしているのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 不登校の初期段階で不登校の長期化を防ぐ適切な対応を行うため、各学校においては定期的に教育相談部会を実施し、チームで支援に当たることができる体制づくりを整えております。これによ

り、学級担任は1人で抱え込まず、気軽に指導や助言を求めることができております。学校は定期的に児童生徒に対して教育相談や生活アンケートを実施し、悩みを抱える児童生徒の早期発見に努めております。必要に応じて市配置のライフカウンセラーや県配置のスクールカウンセラーを活用しながら、個々の悩みが深刻化しないよう適切な支援を行っています。

また、欠席が数日続くなど、いつもと違う様子が見られる児童生徒に対しては、教職員間で情報共有を行い、電話連絡や家庭訪問により家庭との連携を図り、欠席が長引かないようにしています。教育委員会は学校を訪問し、県配置のスクールソーシャルワーカーや訪問相談担当教員、千葉県子どもと親のサポートセンターの相談、支援事業を紹介し、これら外部機関を学校が活用することで、適切な不登校児童生徒支援が行われるよう情報提供をしております。

以上でございます。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 御答弁いただきました。支援体制ができていて、市、県のカウンセラーも配置ができているということだと思います。様々な形でいろんな方が関わっていることは分かりますが、その中で、やはりキーマンとなる人が抱え込んだりせずに気軽に相談できる雰囲気づくりというんですか、体制づくりというのか、そういうのがやっぱり大事なのかなというふうに思います。先ほどあった未然防止に関する教職員の研修もそうですが、先生方のスキルアップになるような、教育委員会としても全面的に支援していただきたいことをお願いして、次のいじめの対応についてに移ります。

先ほどの文科省の問題行動不登校調査で、いじめについてもデータが公表されています。いじめの認知件数の内訳は、小学校が50万562件で前年比18.9%増、中学校で9万7,937件で21.1%増、いじめの実態は、言葉による冷やかしかや、からかいなどが最多、パソコンや携帯電話での誹謗中傷、これについては2万1,900件と過去最多となっているということです。コロナ禍でのストレスがやはり影響しているのかなと思います。一方、いじめの低年齢化も指摘されています。10年前の学年別のいじめ件数を見ると、中学校1年生が最多でした。ところが、現在は小学校2年生に変化していると。いろんな意味で生きづらさの低年齢化が起こっていると指摘されています。

そこで質問ですが、本市ではいじめが発生したとき、学校はどのような対応を取っているのかについて、まず伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 まず、児童生徒自身や保護者からいじめの訴えがあった場合、当事者の話をよく聞き、訴えの概要を把握します。訴えの概要について、全教職員で共通理解を図り、各学校が作成している学校いじめ防止基本方針にのっとり組織で対応します。主な対応の流れとしましては、いじめを受けた児童生徒の安全を確保した上で、関係者への事実確認を行います。その後、双方の保護者への連絡の上、事実に基づき、いじめをした児童生徒への指導や再発防止策を講じるなど、いじめの解消に向けた対応をいたします。

なお、いじめの解消につきましては、いじめ行為がやんだ後、目安として3か月間経過していることに加え、面談等で被害者及び保護者にいじめによる心身の苦痛を感じていないことが確認されることで判断されることとなっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 分かりました。学校いじめ防止基本方針にのっとりその後の対応をしているということで、流れについては分かりました。その中で、やはり問題になってくるのは、いじめの重大事件、これが発生した場

合かと思えます。9月の時点での新聞報道ですが、いじめによる痛ましい事件が旭川市や神戸市などで発生をしました。いずれも教育委員会でいじめを担当する部署に所属していた職員が、全て教員出身者だけの配置だったという点が指摘されていました。そうすると、出てしまうのが身内意識であったり、いわゆる隠蔽など対応が遅れ、結果、大きな事件となってしまうというような指摘の報道でした。

そこで、読売新聞が調査したところ、全国主要都市の教育委員会の53%で、いじめ問題担当の職員全員が教員出身者で構成されていたということが分かったという記事でした。この記事を見て私もびっくりしましたが、改めて本市の状況がどうなっているのか大変気になりました。

そこで再質問します。本市でいじめの重大事態が発生したときに設置される調査組織、これは公平性、中立性が果たして確保できているのかについて伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 いじめの重大事態が発生した場合は、学校または学校の設置者のいずれかを主体とした調査組織を設置します。調査主体の決定は、いじめの内容を踏まえ、学校と教育委員会で判断することになりますが、組織については、公平性、中立性が確保された客観的な事実認定を行うことが求められます。本市においては、調査主体が学校の設置者となった場合は、教育委員会が所管している市川市いじめ防止対策委員会の委員である5名の有識者で調査組織が設置されます。委員は、弁護士、人権擁護委員、心理学者、福祉の専門家、大学教授で構成されております。なお、この組織は、本市においておおよそ数年に一度の件数で、いじめの重大事態が発生していることを踏まえ、令和3年度に立ち上げ、対応に備えております。また、学校が調査主体となる場合においては、当該校の職員を中心に構成されている既存の学校いじめ対策組織に第三者による有識者を複数名委員に加え、公平性、中立性が確保された調査組織を設置することとしております。調査時における役割は、そのときに設置された組織によって決められることとなりますが、主に児童生徒への聞き取りなど関係者への直接の対応は、日頃から関係が築かれている教職員が中心に行い、第三者委員は対応の計画を立てたり、聞き取りなどの設問を確認したり、聞き取った内容を検証したりするなど、総合的な見地から調査の方向性を示したり、調査が適切かつ公正に行われているかを確認したりする立場として関わっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 御答弁いただきました。学校設置者——教育委員会ですね。学校、いずれも複数名の外部有識者が入って中立性、公平性が保たれているという答弁でしたので、これについては安心をいたしました。何か事案が起きた際には、すぐに対処をお願いするとともに、学校問題を相談、解決するスクールロイヤー等もぜひ活用していただいて、早期対応をお願いいたします。そして、いじめは100%いじめ側が悪いという教育を徹底していただくことをお願いして、次に移ります。

ヤングケアラーです。この質問も何回かさせていただいておりますが、改めて伺います。先月、千葉県が実施した家族の介護や世話を日常的に担う若年層、いわゆるヤングケアラーの実態調査の結果概要を速報値として公表しました。私も資料を拝見しましたが、やはりいろいろ考えさせられます。その中で、お世話をしていると回答した小学校6年生が14.6%もいることが改めて分かりました。また、あわせて、相談経験があると答えた小学6年生が8.2%と、かなり低い結果でありました。改めてこのヤングケアラーの問題は根が深いなということを感じつけられた感じがいたします。

そこで質問いたしますが、ヤングケアラー県内実態調査を受けての市の認識、これについて伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 この夏、千葉県では県内の小学校6年生、中学校2年生、高校2年生を対象に、ウェ

ブ回答によるヤングケアラー県内実態調査を実施いたしました。この調査には、9.8%に当たる1万1,450件の回答があり、その結果が11月4日に公開されました。ヤングケアラーにつきましては、大人が担うとされている家事や家族の世話を日常的に行っている子どもとされており、先ほど御質問者からもありましたとおり、お世話をしている人が「いる」と回答した児童生徒の割合は、小学6年生が14.6%、中学2年生が13.6%、高校2年生が10.5%であり、そのうちお世話の頻度が「ほぼ毎日」と回答した児童生徒の割合は、小学6年生が19.0%、中学2年生が17.3%、高校2年生が21.0%でした。この結果を踏まえ、市川市教育委員会としましては、千葉県の関係部署に実態調査本市回答分の情報提供を求めているところでございます。

本市におきましても、国及び千葉県の調査結果と同様にヤングケアラーが一定数いることが予想されます。各学校につきましては、児童生徒の子細な変化を見逃さず早期発見に努めること、発見した場合には、関係機関との連携が必要となることから、教育委員会と連携して対応に当たることなどを周知し、ヤングケアラーの発見から支援までをスムーズに行う体制づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 分かりました。数値的にはかなり高い数値がやっぱり出ていますね。私的に心配なのは、やっぱり相談したことがない、相談ができないという、ここが低いところが非常に心配です。とにかく学校では、あらゆることを想定して児童生徒を見てあげるといったことかと思えます。ぜひ気になるお子さんたちがいましたら、話を聞くような、そういった対応をよろしく願いいたします。そして、とにかく早期発見を心がけていただきたいというふうに思っています。その後については、やはり連携して、私はやっぱり福祉部門の出番かなというふうに思っています。ぜひ他市で行っているようなプッシュ型のヘルパー派遣など、市として検討すべきかなというふうに考えています。新年度からはこども家庭庁と連携、連動した組織体制にもなると思いますが、ぜひその点の対応をよろしく願いたいと思います。

そして、次に移ります。道路交通についてです。

まず(1)として蓋架け歩道についてです。この質問は、平成26年から定期的に行っていますが、行徳独自の課題で、老朽化した水路や蓋架け歩道ががたがたで、買物で卵を買って家に帰ると、卵は全部割れてしまっているという市民の切実な訴えから、この問題が始まりました。その当時、カリフォルニア通りの蓋架け歩道改修を行ってしまして、年間350mぐらいの進捗だというような話でした。行徳全体で延長が当時42kmと言われていたので、単純計算で100年以上かかってしまう計算です。これは大変だということで、重点事業として位置づけ、一斉点検を行ってもらい、水路改修については国の補助金も活用して、その後は年1kmプラスアルファぐらいのペースで改修が進んでいるという認識をしています。その後、進捗を見届けてきましたが、近年そのスピードが落ちているのではないかなと気になっています。

そこで、行徳地域の蓋架け歩道の改修状況について、進捗がどうなっているのか伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

蓋架け歩道は柵渠という板柵式のコンクリート水路の上部に蓋を架けて利用している歩道でございます。このような歩道は市内全域にございますが、行徳地域には昭和40年代から50年代にかけて土地区画整理事業で整備されたものが多く、約37kmございます。以前、42kmということに関しましては、調査をかけ直しまして37kmに訂正をさせていただきます。これらの蓋架け歩道は年数がたっていることから、経年劣化による蓋のがたつきや段差が生じている箇所もあり、このような不具合を解消するため、歩道整備を進めております。また、蓋の下の柵渠部分の老朽化が進んでいる路線におきましては、関係部と連携し、水路の補強工事も併せて行っているところで

あります。

改修状況でございますが、ここ2年間の状況で御説明しますと、昨年度は市道0109号通称ガーデナ通りの宝1丁目1番地先の道路の歩道両側を計約280mのほか、水路の補強と併せて行徳駅前公園の東側に当たります市道9279号など約240mを整備しております。合計約520mの整備を実施したところであります。

次に、今年度の状況でございますが、行徳駅前3丁目14番地先から末広2丁目17番地先までの約300mとガーデナ通りの塩焼3丁目12番地先の道路の約320mのほか、水路の補強と併せて市道0205号通称香取通りの福栄1丁目12番地先など約600mを整備しており、合計約1,220mの整備を実施しております。

これらの工事が完了する令和5年3月末の整備状況といたしましては、約24kmの蓋架け歩道の整備が完了し、整備率は約64%になる見込みでございます。今後も引き続き蓋架け歩道の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 確認できました。ありがとうございます。令和3年が520m、令和4年度で1,220m、凸凹はありますけれども、結果、令和4年度末には24kmということで、全長37kmに対して整備率64%と。この64%、まだ64%かという思いもありますし、やっと64%まで来たかなという思いもありますし、非常に複雑なんですけど、速やかな整備を今後見守る思いでございますが、計算上でいくと、やはり整備が完了するまで、年1kmやったとしても13年かかっちゃうんですね。ちょっとこの辺が気になるところでございます。

再質問しますが、今後のスケジュールについて市の考え方を伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

蓋架け歩道は毎年数か所整備をしておりますが、このうちガーデナ通りにつきましては令和元年度から継続して整備を進めており、整備完了まであと3年から4年ほどかかることを見込んでおります。当該路線の整備完了後は、次に整備する路線の候補といたしまして、市民の方々から御要望いただいております市道0106号通称新浜通りの行徳駅前4丁目付近及び南行徳2丁目付近、中江川の北側の市道0208号など、現場の状況を確認しながら、状態の悪いところから選定し、取り組んでまいります。

また、香取通りは水路が老朽化している箇所が多いことから、順次計画的に整備を進めてまいります。完了まで2年から3年かかる見込みであります。このほかに駅周辺などの通行量が多い箇所や、市民の方から御要望いただいている箇所などは現場の状況を調査し、段差やがたつきの状況に応じて、蓋の交換や補修などの対応をしてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 分かりました。今後はガーデナ通りの続きとか新浜通りというお話も出ましたが、新浜通りの西友の前、あそこは非常に人が多いんですが、自転車も西友にとめていく関係で、非常にあそこががたついて、いつも指摘されている部分なので、ぜひ西友の前を優先的にやっていただければなというふうに思います。

大体考え方は分かりました。理解をしました。田中市長も行徳については精通されていると思いますので、この蓋架け歩道の問題、しっかりと取り組んでいただければなというふうに思います。こういった市民に身近なところの部分、ここもしっかりと予算を確保していただいて、よろしくお願ひしたいなと思いますので、今後ともしっかりと見守ってまいります。よろしくお願ひいたします。

次に、自転車ブルーレーンでございます。自転車ブルーレーンの質問も、平成25年から定期的に行っています。改めて確認させていただきます。当時、自転車事故の多発が社会問題化してしまっていて、安全教育や保険加入

の促進など様々な防止施策を検討していたと認識しています。その中、やはり自転車が走る安全な空間の整備、この必要性がクローズアップされました。東京都や千葉市などの取組を私も見学し、このブルーレーンの導入、これはいいなということで、本市としても要望いたしました。路側帯のある道路の歩道側の白線の内側、ここにあと1本ブルーのラインを引き、自転車マークや矢印をつけて自転車の走行を誘導し、分かりやすく表示する仕組みを市内に広げたらどうかと要望させていただきました。その後は市は自転車走行空間ネットワーク整備計画、こういったものを策定し、本格的に整備を進めてきたと認識しております。

そこで質問します。自転車走行空間ネットワーク整備計画の進捗状況と自転車ブルーレーンの整備状況及び今後の予定について伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

本市の自転車走行空間の整備は平成27年に策定しました市川市自転車走行空間ネットワーク整備計画に基づき進めております。本計画では、国道と県道が約38km、市川市道が約57km、合わせて約95kmを計画路線としております。整備計画の進捗状況でございますが、市が整備する路線のうち、計画策定時には江戸川のサイクリングロードなど約16kmが既に自転車走行空間として整備されていたところでございます。これに、これまでに整備した延長約5kmを加えますと、整備済みの路線の延長が約21kmとなり、市道における進捗率は、令和3年度時点で約37%となっております。一方、国道と県道の進捗率につきましては、国が整備した外環道路や県で整備した妙典橋など約10kmが整備されており、進捗率は令和3年度時点で約26%でございます。これらを合わせますと約95kmのうち約31kmが整備済みとなり、令和3年度末時点の全体計画における進捗率は約33%でございます。

次に、自転車ブルーレーンの整備状況でございます。当該整備計画における自転車走行空間の整備の形態は、現場の状況などに応じて3種類に分けております。1つ目は、自転車が走行する箇所と自動車が走行する箇所を縁石で構造的に分離する自転車道、2つ目は、自転車が車道の左側を走行し自動車と混合通行する車道混在型、3つ目が、自転車が走行する箇所と自動車が走行する箇所を視覚的に分離するため、車道の一部をブルーの色で区別した自転車専用通行帯、いわゆる自転車ブルーレーンというものでございます。

自転車ブルーレーンの整備状況でございますが、昨年度は市道0101号通称南行徳駅前通りの南行徳4丁目1番から3丁目3番地先、約550mと市道0106号通称新浜通りの塩焼2丁目14番地先、約310mの2か所、合計約860mを整備しております。また、今年度は新浜通りの南行徳2丁目11番地先から南行徳3丁目26番地先の延長約600mの整備を行い、この工事が完了したことにより、新浜通りの自転車ブルーレーンの整備が完了したものでございます。

最後に、今後の整備予定でございますが、南行徳駅前通りの南行徳3丁目3番地先から県道市川浦安線の相之川交差点までの約860mを、令和5年度と6年度の2か年で整備する予定であります。南行徳駅前通りの整備完了後は、次の整備箇所としまして、ガーデナ通りの富浜3丁目から塩焼3丁目区間の整備に着手したいと考えております。また、市道0104号通称行徳駅前通りにつきましては、無電柱化に併せて自転車ブルーレーンなどを整備することを検討しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 西村議員。

○西村 敦議員 詳しく伺いました。ありがとうございます。令和3年度860m、令和4年度600m、市道としては57km中21kmで37%まで進捗がありますよと。新浜通りが完了したということで、市川南高校へ妙典橋を渡っていく生徒たちをよく見かけますので、非常によかったなというふうに思っています。また、行徳駅前通りは無電柱化が検討されていますので、そこに合わせて整備すると。行徳は5番目で、自転車が多い土地柄で、特に自転



車ブルーレーンは大変有効であるというふうに考えております。最近では自転車で乗りながらスマホを操作する人などを見かけます。非常に事故が心配です。自転車を安全なほうへ誘導していく仕組みづくり、これは大変重要だと思っておりますので、引き続き事業の進捗をよろしくお願ひいたします。

引き続き自転車走行空間の計画的な整備と進捗管理をお願ひして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○松永修巳議長 さとうゆきの議員。

○さとうゆきの議員 無所属の会のさとうゆきでございます。通告に従いまして一問一答で質問させていただきます。御答弁のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

大項目1つ目、子どもの遊び場について質問いたします。

びあば一く妙典の公園エリアの一部が11月26日にオープンしました。子どもが外遊びのできる公園という場所は、身体や心の健全な発達を促し、コミュニケーション能力や学習能力が伸びるなど、子どもにとって重要な場所です。しかしながら、子どもの声がうるさいという理由で公園が廃止されたとの報道もあるなど、子どもが自由に思い切り遊べる場所というのは、近年少なくなっていると思われまふ。そんな中、びあば一く妙典という施設ができたことについては大変すばらしいことだと思っております。びあば一く妙典の子ども施設及びプレーパークについて、整備に当たり市民からどのような意見を取り入れて、また、反対にどのような意見を取り入れられず断念されたのか教えてほしいという声が市民よりありましたので、お聞かせください。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

びあば一く妙典に建設を計画している子ども施設は、遊び、学び、集い、何でもできる子どもの居場所の実現、子どもを中心に人々が交流できる地域コミュニティー拠点の整備を目指して設計を進めております。設計に当たりましては、地域住民や自治会、関係団体をメンバーとするワークショップを開催して意見交換を行うとともに、子育てや子どもの活動を支援する団体からも、それぞれ意見を聞いております。特に利用の中心となる子どもの意見については、近隣の中学校に出向き、生徒たちと直接話をする機会を設けたところでございます。これらの意見聴取を行った結果、主なものとして、施設の庭にバスケットゴールを設置してほしい、住民が自由に利用できるスペースがあるとよい、国際交流ができるスペースにキッチンを設置してほしいなどの希望がございました。また、中学生からは、ドラムやピアノなどの楽器が借りられ演奏ができる場所や、みんなで卓球ができる場所が欲しい、友達とわいわいしゃべりながら宿題をしたい、eスポーツができる大型スクリーンを設置してほしいといった声が寄せられました。これらの意見はおおむね設計に取り入れております。

反対に、取り入れることが難しかった意見のうち代表的なものとして、テニスコートの設置がございました。スペース上の問題から、代替策としてテニスの壁打ちができる場所を用意したところでございます。また、びあば一く妙典の遊具広場に設置されたプレーパークにつきましても、市内で活動している市民団体からの意見を取り入れ、泥遊びができる土を入れた泥んこ広場、土管のトンネルがある築山、丸太とロープを使って遊べる遊具などを配置しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 さとう議員。

○さとうゆきの議員 答弁いただきました。多くの市民の意見を吸い上げて、おおむね設計に取り入れられているとのこと、特に中学生の意見を取り入れたことは、中高生の居場所づくりという点からも大変評価したいところでございます。プレーパークというのは、私も議員になってから初めて知ったのですが、ブランコやシーソー

などがある普通の公園とは違い、子どもたちが大人から用意された設備や遊びのプランに縛られることなく、自分たちのアイデアとスタイルで楽しみ、発見や創造する喜びを味わえるというのが魅力の場であります。

子ども施設には、子どもの放課後や休日の遊び場としての活用のほかに、不登校の子どもの居場所としての活用を期待する声もあります。お子さんが不登校になっていらっしゃるある保護者の方のお話では、子どもが家にひきこもりがちになっているのでフリースクールに通いたいが、費用が負担となり難しいと悩んでおりました。学校の出席扱いにならなくとも、自宅以外のどこかで過ごせる場所が欲しいとおっしゃっておりました。

再質問として、家族以外の人との交流を通し社会性を育む場として、子ども施設を活用することについて市の見解をお聞かせください。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

子ども施設には、誰もが使える自習室や木工や手芸などの物づくりが体験できるスペースを設けるほか、子ども食堂が開催できるキッチンやテーブルを備えた活動スペースの設置を計画しているところであります。こうしたスペースは不登校の子どもたちにとっても楽しく心地よい居場所になると考えております。さらに、子どもたちが誰でも参加しやすいイベントを開催するなど、不登校の子どものみならず、どのような状況に置かれた子どもにとっても伸びやかに過ごせる居場所になるよう計画を進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 さとう議員。

○さとうゆきの議員 前向きな御答弁をいただき、大変うれしく思います。ぴあばーく妙典はいろいろな可能性を秘めた場所だと思います。市民のたくさんの期待に応えていただけるよう、イベント等活用を楽しみにしております。

続きまして、小項目2つ目、宮久保プレーパークについて質問いたします。宮久保プレーパークは、常設のプレーパークとして近隣の方に親しまれており、市民団体がイベントを行っているときには火おこしをしてべっこうあめを作ったり、ベーゴマをしたり、泥遊びをしたりなど、とてもよい場所だと思っておりますが、住宅地の中にあり、面積が私から見ますと狭いため、近隣住民の方が騒音等、気になっていらっしゃるのではないかと心配があります。宮久保プレーパークにおける現状、課題及び今後の取組について、市の見解をお聞かせください。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

宮久保1丁目にある宮久保プレーパークにも、ぴあばーく妙典と同様に泥んこ広場や土管のトンネルがある築山があり、子どもの遊び場として開放されております。毎月第2・第4土曜日には、市民団体がプレーワーカーと呼ばれる子どもの自由な遊びを支える大人を配置し、ロープ遊びやハンモック、泥遊びや物づくりなどの活動を行っております。宮久保プレーパークの騒音については、以前は住民の方から、物づくりに使う金づちや電動工具の音を気にする声でしたが、できるだけ大きな音が出る工具を住宅の近くで使用しない、また、使用するときは朝の早い時間帯を避けるなどの配慮を行っております。その結果として、現在のところ、子どもの遊ぶ声や騒音などに対する苦情は寄せられておりません。引き続き活動団体と協議しながら、子どもにとっても、地域の方たちにとっても望ましい環境が両立できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 さとう議員。

○さとうゆきの議員 答弁いただきました。私は大変安心しました。しかし、何か不満があって、それを労力を

使い知らせてくださる方というのは、不満を持った方の1割にしか満たないというサイレントカスタマーという考え方もございます。安心して切ることなく、今後もさらに宮久保プレーパークが幅広く認知と御理解いただけるよう、子どもの権利の認知も含め、よろしく願いいたします。

続きまして、小項目3つ目、宮久保6丁目市民広場について伺います。こちらの市民広場については、6月の定例会にて、共産党の金子議員が御質問されておりました。寄附者の意向により、原っぱのように使用されている広場で、今年の11月で寄附から10年がたち、年間コストが草刈りにより約200万円かかっているとのことでした。1つ前の質問の宮久保プレーパークを利用されている方から、宮久保プレーパークは敷地が狭いことや、住宅との距離が近いことから、市民広場のほうがプレーパークに適していると感じる、市民広場がプレーパークにならないのかと御意見がありました。宮久保プレーパークと市民広場は1.5km離れた場所にあり、もし市民広場をプレーパークにするのならば、トイレや水場などの設置が必要なものの、水はけの悪さを活用して泥んこ遊びもできるなど、よい提案に思えるのですが、こちらについて市の見解はいかがでしょうか、お聞かせください。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

市民広場の利用に関する要綱では、市民広場を就学前の幼児や小中学校の児童生徒の健全な育成に資する活動に供する広場と定義しており、プレーパークの目的である子どもたちの健全な育成に資する遊びに供すると合致することから、広場の活用用途として認められるものと認識しております。

なお、当該広場につきましては、先ほど御質問者からもございましたとおり、寄附者からの、子どもたちが自由に遊べる原っぱとして使ってほしいとの意向を尊重し、通常は遊具などを置かず運用しておりますが、プレーパークとして活用することは、広場の利用方法を広げるといった意味からも有益と考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 さとう議員。

○さとうゆきの議員 こども政策部と財政部が認識するプレーパークの定義に違いがあると思いましたが、プレーパークとして活用は可能だというお考えは分かりました。寄附者の意向で原っぱとして使うにしても、市民に御利用いただくに当たって、トイレや手洗い場の設置は必要だと思います。お子さんがもしお手洗いにきたくなったときに、このような原っぱであれば、隅っこの方で用を足したりする可能性も考えられ、公衆衛生の観点からも必要かと思えます。このことについて市の認識をお聞かせください。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

市民広場にトイレや手洗い場を設置することは、快適に御利用いただく上で必要なことと認識しております。一方、当該広場は、市川市のために有効に活用できる方法を時間をかけて十分に検討してもらいたいとの寄附者の意向を受け、利用計画が固まるまでは構造物などは置かず運営をしております。トイレや手洗い場の設置については、今後の利用計画などを踏まえるとともに、近隣住民への配慮も含め、慎重な判断が求められるものと認識しておりますことから、第1段階として設置位置の検討から始めたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 さとう議員。

○さとうゆきの議員 御答弁ありがとうございます。トイレや手洗い場の設置について、必要と認識されていることが分かりました。子どもたちが自由に遊べる原っぱとして使ってほしいという寄附者の意向ですが、寄附から10年が過ぎ、その当時の子どもたちは10年、年を取っています。このままの状態が寄附者の意向というなら、

それはそれでよいと思いますが、10年がたっているのに利用計画を検討している段階というのは、日本経済の失われた30年ではないですが、停滞感を象徴しているようなエピソードに感じます。市のほうから積極的に計画を立案しプレゼンするなど、なるべく早い段階で方向性が決まるように期待したいと思います。

以上でこちらの質問を終わります。

続きまして、大項目2つ目、無園児について伺います。

無園児とは、小学校就学前の子どものうち保育園や幼稚園に通っていない子どもをいいます。全国で推計約182万人いると言われており、通っていない理由は、低所得であることや多子であること、外国籍などの理由から手続の仕方が分からないことや、保護者がメンタルヘルスの問題を抱えているなど様々あると言われていいます。社会との接点が少なくなることから、家庭の孤立やネグレクトなど児童虐待につながる危険性も高いと考えられます。一方、保護者の独自の教育方針などにより通わせていないという場合もあり、そのようなお考えがあるのであれば、尊重されるべきだとも思います。しかし、特に4歳、5歳は就学を控えた重要な時期であり、来年4月に創設されるこども家庭庁においても、無園児は大きな課題の一つであるとも言われております。

そこで、本市の4歳、5歳の無園児の人数把握と本市の認識についてお聞かせください。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

本市における就学前児童のうち、令和4年5月1日現在で市内の幼稚園や認定こども園、保育所、そのほかの施設に所属が確認されていない児童は、4歳児で177人、5歳児で149人となっております。これらの児童につきましては、市外の施設に在籍している、外国に居住している、医療機関への長期入院や福祉施設の入所なども想定されることから、どこにも所属していない在宅の無園児の人数把握は難しい状況でございます。

また、未就園児等の状況把握につきましては、厚生労働省が児童虐待防止対策の一環として、毎年全国的に実施しておりますゼロ歳から小学校6年生までの児童を対象とした状況確認調査がございます。この調査は、保育所や幼稚園などへの所属が確認できず、かつ過去1年間、医療機関の利用歴がない児童を抽出し、家族以外との接触がない子どもの安全確保を図るものであります。抽出した案件に対しましては、全て市が家庭訪問等を行い、安全を確認しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 さとう議員。

○さとうゆきの議員 御答弁いただきました。無園児の人数把握は難しい状況ながら、医療機関の利用がない子どもを訪問して確認をされていることを聞いて、ひとまず安心いたしました。

続きまして、小項目2つ目の質問です。就学前に集団生活を学ぶ場として、保育園や幼稚園に通うことが重要であると思います。無園児や無園児のいる家庭に対して、集団生活を学ぶ場としての必要な支援を市はどのように提供しているのかお聞かせください。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

まず、支援の必要な家庭の子どもが就園できていない場合は、こども家庭支援課内のこども家庭支援センターにおいて、面接や訪問により一人一人の子どもに合った就学前の学びの場を提案し、保護者の気持ちに寄り添いながら、継続的に支援をしております。また、それ以外の子どもや家庭に対しても、本市では、就学前の親子の居場所として、こども館や地域子育て支援センターを設けており、在宅で子育てを行う親が孤立しないよう交流の場を提供しております。こうした子育て支援の場が必要とする子どもと家庭に漏れなく伝わるよう、情報発信を積極的に行うとともに、民生委員、主任児童委員や地域の関係機関等と連携しながら、子どもたちの状況把握

に努めてまいります。

以上でございます。

**○松永修巳議長** さとう議員。

**○さとうゆきの議員** 答弁ありがとうございます。無園児がいる家庭の中でも、特に専業主婦家庭では平日の子育ての分担を母親1人で対応している割合が高く、精神的な負担や子育てについての悩み、不安を感じる割合も高いと言われております。自分から相談ができる状態にある方ばかりではないと思われまますので、今後も積極的に市のほうからお声がけをするなど、手厚い支援をしていただくことが望ましいと思っております。引き続きよろしく願いいたします。

以上でこちらの質問を終わります。

続きまして、大項目3つ目、職員について質問させていただきます。

前回の定例会で、当会派の長友議員の代表質問にて、本市のジェンダーギャップについて、令和4年4月1日現在の女性管理職の割合は22.3%であると分かりました。私は女性の管理職が少ないことについて問題意識を持っております。もしかしたら、採用の段階で女性が少ないのではないかと仮定しましたが、平成15年から、応募時に性別の記載欄を設けていないとのことで、男女別の合格率等の調査はできないことが分かりました。その代わりといたしまして、1つ目の質問として、正規職員の男女の割合と新規採用職員の男女の割合についてお聞かせください。

**○松永修巳議長** 植草総務部長。

**○植草耕一総務部長** お答えいたします。

まず、令和2年度から令和4年度までの過去3年間における正規職員の男女の割合につきましては、各年度の4月1日現在で、消防職員を除き、いずれの年度も男性が約55%、女性が約45%となっております。次に、各年度の4月1日付で採用した新規採用職員の男女の割合につきましては、同じく消防局職員を除き、令和2年度は男性が約54%、女性が約46%、令和3年度は男性が約46%、女性が約54%、令和4年度は男性が約49%、女性が約51%となっております。

以上であります。

**○松永修巳議長** さとう議員。

**○さとうゆきの議員** 答弁いただきました。新規採用については、消防局職員を除き男女の割合は拮抗しており、年によって男性が多い年もあれば、女性が多い年もあることが分かりました。正規職員の男女比については、消防局職員を除くと、約10%男性が多いということが分かりました。新規採用ではおおよそ偏りがない結果ですが、正規職員全体では10%の差が出ているということです。女性の離職理由は様々であると思われまますが、ジェンダーギャップを埋めていくためには、女性が仕事を続けやすい環境を整えていただくことが不可欠でございますので、引き続き意識改革などの取組をお願いいたします。

続きまして、小項目2つ目、会計年度任用職員の男女の割合についてですが、こちらにつきましては、共産党の金子貞作議員の代表質問にて、女性が78%で男性が22%であると分かりましたので、質問は省略いたします。会計年度任用職員の多くが女性であることについて、予想されていたことですが、私は大変驚きました。日本全体に言えることですが、家計の補助的に働く女性を雇用や人件費の調整弁としてみなす姿勢は、いまだ根強く、職員の約半数を非正規職員で担っている本市の行政サービスは、相対的に賃金の低い女性への依存を前提に成り立っていると言っても過言ではないと思います。

小項目3つ目の会計年度任用職員の給与の改善について質問いたします。フルタイムで勤務されている会計年度任用職員について、法律上、勤勉手当の支給が可能ですが、本市においては支給されておりません。国の非常

勤職員には勤勉手当は支給されておりますが、なぜ本市は支給していないのでしょうか、お聞かせください。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

会計年度任用職員に対して支給することができる手当は地方自治法において定められており、定めのないものは支給をすることができません。その手当のうち、パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当については、定めがないことから支給をすることはできません。他方、フルタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当については、条例で定めるところにより支給することができるかとされているところでもあります。本市におきましては、制度導入の際に基本といたしました総務省の事務処理マニュアルにおいて、会計年度任用職員に勤勉手当は支給しないことを基本とするとされておりましたことから、条例上勤勉手当の規定を設けず、支給をしていないところでもあります。

なお、当該総務省の事務処理マニュアルにおきましては、同時にその支給は検討課題とされていたところですが、本年11月11日に内閣府に置かれております地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会の合同会議より、会計年度任用職員に係る勤勉手当の支給について検討を行い、令和4年度中に結論を得る、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとの対応方針案が示されましたことから、今後、国の動向を注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 さとう議員。

○さとうゆきの議員 答弁いただきました。勤勉手当については、国の動向を注視しており、現時点では支給のお考えはないということが分かりました。会計年度任用職員はフルタイムとパートタイムの方がいらっしゃいますが、現状、専門職や産休代替以外の業務については、ほとんどがパートタイムでの募集となっていると聞いております。フルタイムでは退職時、退職手当がつくのにに対し、パートタイムにはありません。過去の質問の御答弁から、人件費を抑制することを目的にパートタイムを多くしているわけではないと確認しておりますが、私の目から見ますと疑問が残ります。扶養の範囲内で働きたいという方ももちろんいらっしゃり、多様な働き方が選べるべきだと思いますが、現在パートタイムで働いていらっしゃる方の中には、家計補助ではなく、御自身が主たる生計維持者の方もいらっしゃると思います。本市会計年度任用職員のパートタイムの給与は、1日6時間、週5日の勤務で年額約174万円、月額にすると約14万5,000円です。手取り額を試算したところ、一月約11万円です。これで生計を立てられるでしょうか。御本人が民間や公的機関のフルタイムの正規職で働きたくても、年齢的な問題などからフルタイム職の採用をはじかれ、パートタイムでの就業を余儀なくされている場合もあります。ほとんどがパートタイムの募集となっている本市の現状は、フルタイムとパートタイムの支給可能な手当に差があることから、人件費の抑制を行っていると思われるかもしれませんが、会計年度任用職員の給与に関しまして、勤勉手当の支給とフルタイムの任用を増やすことを要望としてお伝えいたします。

続きまして、私が前回は行った一般質問にて、会計年度任用職員を3年で公募を行うことについて、長期に任用することは、業務の属人化や身分の固定化を招くおそれがあると御答弁いただきました。この業務の属人化と身分の固定化については、民間の企業でも頭を悩ませている問題のようです。

小項目4つ目の質問として、本市において業務の属人化と身分の固定化が起こる仕組みと解決方法についてお答えください。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

まず、業務の属人化につきましては、同一の者が長期にわたって同一の業務を担当することで、知識や技術の

伝承がされず、そのことによって他の職員が業務の手順や進捗状況などを把握できなくなるものであります。この業務の属人化が起きると、担当職員が不在の際に事務処理の遅滞を招き、市民の皆様にご不便や御迷惑をおかけするなど、様々な弊害を生じさせるおそれがございます。そこで、本市におきましては、マニュアルの整備や職場内研修等を実施することにより、職員間における情報の共有を図っているところであり、そのほか課内における業務の分担の変更を行うことにより、業務の属人化の防止を図っているところであります。また、正規職員につきましては人事異動、会計年度任用職員につきましては公募選考を行うことによりまして、業務の属人化の防止を図っているところであります。

次に、身分の固定化につきましては、同一の者が長期にわたって同一の職務内容の職に繰り返し任用されることによって生じるものであります。会計年度任用職員は1会計年度ごとにその職の必要性が吟味される、新たに設置された職と位置づけられることから、再度任用された場合にあっても、新たな職に改めて任用されたものと整理をされるものであります。そのため、繰り返しの任用による身分の固定化は会計年度任用職員制度の趣旨に合致しないものと考えております。そこで、本市におきましては、身分の固定化を防止するため、会計年度任用職員の公募選考を定期的実施することとしているところであります。

以上であります。

○松永修巳議長 さとう議員。

○さとうゆきの議員 答弁いただきました。業務の属人化の起こる仕組みと解決方法について、市の認識は理解しました。一方、申し訳ないですが、身分の固定化の御説明は全く意味が分かりませんでした。それを防止するため、公募選考を定期的実施するとしておりますが、以前に同じ業務に就いていた方が、再度公募選考に応募し合格することを可能としているなら、結局防げないのではないかと思います。できる限り防ぎたいと思っているが、ほかに募集がいなかったり、ほかに代わるよい方がいない場合は、身分の固定化も致し方ないということでしょうか。業務の属人化が起こる仕組みについては、いま一度考えていただきたいと思っております。組織にそれが起こる原因は、決して会計年度任用職員1人の問題ではありません。御答弁では触れられていませんでしたが、長年業務に携わっており、業務に精通している会計年度任用職員に、異動してきたばかりの正規職員やその他職員が多忙であったり、ほかの仕事に忙しく任せっ放しにしてしまうことにより起こる場合もあるようです。あくまでも補助的な業務を担っているとされていて、待遇差がある会計年度任用職員において、組織の問題点を背負わせるような考え方は是正していただくことを強く望みたいと思っております。

続いて、小項目5つ目の質問については取り下げさせていただきました。

最後になりますが、前回の御答弁で、再度の任用に関する上限の在り方について調査研究をしていきたいと御答弁をいただきました。国のマニュアルももちろん大事ですが、行政サービスの質と量を支えてくださっている会計年度任用職員一人一人の人生に与える影響を考慮していただきまして、検討をお願いいたします。

以上でこの質問を終わります。

続きまして、大項目4つ目、節電について質問させていただきます。

今年の冬、政府は7年ぶりに節電要請を行っております。家庭や企業での無理のない範囲での節電に協力を求めるとしてありますが、私は行政が率先して行い、市民の模範となるべきだと思っております。

小項目1つ目の質問の第1庁舎の使用電力量と単価については、先順位者である小泉文人議員の御答弁で確認いたしました。今年度の夏季は電気料金の高騰により電気料金が上がってしまったとのことでした。しかし、使用量が減ったということは大変すばらしい結果だと思っております。

2つ目の質問として、市職員へどのような啓発を行ったのか、また、今後の目標についてもお聞かせください。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

職員が節電に取り組むことへの啓発につきましては、第1庁舎や第2庁舎においてエレベーターの使用を控え、できる限り階段を利用する2アップ3ダウン運動のポスターを掲示し、省エネ行動を促しております。また、昼休み中、執務室の消灯やOA機器等の省電力設定などの無理のない範囲でできる限りの節電を行うことに加え、退庁時における各自の執務スペースや使用していないスペースの部分消灯を徹底することについて、庁内放送を実施し、啓発することで節電に努めております。さらに、電力需要が増加する8月や1月には、庁内メールにより不要時の消灯の徹底やエレベーターの利用自粛などの周知を図っており、夏季、冬季における省エネルギー対策として、電力等のエネルギー使用量について前年度比1%以上の削減を目指すよう呼びかけております。

今後の目標につきましては、市の事務事業の実施に伴う環境負荷の低減と温室効果ガスの排出抑制を目的に、今年の2月に策定いたしました第三次市川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量を、2013年度を基準として、2025年度までに27.2%以上、2030年度までに50%以上削減することを目指し、省エネ行動を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 さとう議員。

○さとうゆきの議員 答弁いただきました。いろいろな取組が実り、使用量削減につながったことがよく分かりました。職員の方が階段を利用する姿をよく目にしますので、2アップ3ダウン運動が広く認知され、実践されていることに感心しております。電力等のエネルギー使用量について、前年度比1%以上の削減を目指しているとのことで、1つ私の知っている民間企業で実際にやっている取組を御紹介します。その会社は、日頃から各部屋に温度計を設置し節電に励み、その結果として、前月の電力使用量と電気代を毎月社員の前で発表を行っていました。その発表を聞いて、ふだん節電により暑かったり寒かったり、暗い照明で我慢している方にとっても、節電できてよかったと励みになりますし、結果が伴わない場合にも協力を求めやすくなるとのことでした。陳腐な取組かと思われるかもしれませんが、電気料金の高騰により、電気代の節約というのは、民間企業にとって切実な問題となっており、このような方法が有効とのことでした。発表の仕方はメールなどでもよいと思うのですが、このような取組は一体感が大事だと思いますので、よろしければ御検討お願いいたします。

3つ目の質問として、一般家庭の使用量の現状について伺います。一般家庭の使用量は把握されているのか。また、結果の公表はされているのかお聞かせください。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

本市における一般家庭の使用電力量は公表されていないため、経済産業省資源エネルギー庁が公表しております都道府県別エネルギー消費統計の千葉県の実績を基に、千葉県と市川市の世帯数で案分し算出しております。この方法により、本市における一般家庭の使用電力量を算出いたしますと、2017年度は約92万メガワットアワー、2018年度は約83万メガワットアワー、2019年度は約79万メガワットアワーとなっております。また、家庭で使用される電力に加え、都市ガスや灯油などのエネルギー使用量を基に、家庭から排出される二酸化炭素排出量を算出し、毎年、市川市環境白書に掲載し、市公式ウェブサイト上にて公表しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 さとう議員。

○さとうゆきの議員 毎年、使用電力量が減っているとのこと、これは本当に素晴らしいことだと思います。結



果の公表について、本市ウェブサイトの市川市環境白書を確認しました。率直に言って、少し分かりづらいと感じました。全部で233ページあるPDFで、最初に目次はありますが、目的の場所を探すことが大変でした。また、二酸化炭素排出量の記載はあるのですが、使用電力量の記載はありませんでした。私もそうですが、一般家庭の方が、自分の家はどれくらい二酸化炭素を排出しているのかということは分からない方が多いと思います。皆さんが身近に目にしているのは、毎月ポストに入ってくる使用電力量のお知らせだと思います。この後、啓発について伺いますが、啓発を分かりやすくするのはもちろんのこと、結果の公表についても分かりやすくしていただきたいです。節電は、小さなお子様も取り組めるものですから、どの世代の方が見ても分かるように、例えば「広報いちかわ」で市民の取組に感謝を申し上げながら、分かりやすく使用電力量について結果をお伝えすることも必要なのではないかと思います。

続きまして、小項目4つ目の質問として、市民へどのように啓発を行っているか。また、今後の目標について伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

本市では、「広報いちかわ」や市公式ウェブサイトによる周知啓発のほか、市川環境フェアなどのイベントによる啓発や、地球温暖化対策推進協議会との共同事業により、小学生とその保護者を対象に、省エネのイベントや啓発を実施しております。市域における二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的に、令和3年3月に策定した第二次市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、2050年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目標としております。目標を達成するためには、行政だけではなく、市民や事業者の方々と一緒に、地球温暖化対策に取り組んでいくことが重要であることから、分かりやすい周知啓発を図っていきたく考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 さとう議員。

○さとうゆきの議員 御答弁ありがとうございました。目標は2050年度までに二酸化炭素排出量実質ゼロとのことでした。市として、それを掲げることはもちろん素晴らしいのですが、市民がそれを聞いても、よっぽど環境リテラシーの高い方でなければ、ぴんとこない方が多いかと思えます。周知啓発が成功していることは、結果を見ても明らかですので、繰り返しとなりますが、啓発を分かりやすくすると同時に、結果のお伝えについても工夫して分かりやすくしていただけますと、もっと関心が高まるのではないかと思います。引き続き目標達成に向けて、取組をよろしく願い申し上げます。

以上でこちらの質問については終わります。

続きまして、大項目5つ目、道路行政について質問させていただきます。

1つ目に質問させていただいた宮久保6丁目市民広場へ宮久保プレーパークから歩いて向かったときに、市民広場の手前、宮久保6丁目に舗装されていない道路がありました。時刻は日が落ち、周りが暗くなっていたのですが、その未舗装の道路は照明がなく、砂利道を進むのはためられる状態でした。その状態にもかかわらず、反対側から歩行者が歩いてくるのが確認できました。地図を確認してみると、その道を通らなければ市民広場へはぐるっと迂回しなければならず、近道として利用されているようでした。市民広場を御利用いただくに当たり、未舗装の状態では、自転車やベビーカー、お年寄りの座面付キャリーバッグや車椅子の通行が難しくなり、舗装されれば利便性が高まると思うのですが、こちらの未舗装道路における現状と課題、今後の取組について市の認識をお聞かせください。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

初めに道路の現状ですが、この道路は宮久保6丁目5番地先と15番地先を結ぶ幅員約2.7mの認定外の公道で、梨畑に挟まれた未舗装の道路でございます。宮久保6丁目15番地側には車止めが設置しており、乗用車など車両の通り抜けはできず、近隣の方々が歩いたり自転車などの通行をしております。市としましても、一定の通行量や幅員のある公道につきましては、舗装や排水施設などの整備を状況に応じて対応しているところであり、当該道路については整備が必要と考えております。

御質問の整備に向けての課題としましては、道路の一部区間が境界が未確定であることから、舗装工事等を行う際には確定作業等も行いたいと考えており、協議調整に時間を要すると考えられます。また、路面排水処理の対応につきましても検討が必要と考えております。

今後につきましては、これらの課題を踏まえ、道路両側の土地所有者との調整など、道路舗装に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 さとう議員。

○さとうゆきの議員 前向きな御答弁をいただき、ありがとうございます。梨畑に挟まれている道路とのことで、工事には梨の生育等の影響も考慮しながら慎重に調整を進めていただければと思います。

また、照明がなかったことから、夜間の通行が大変危険な状態となっておりますので、こちらにつきましても併せて確認をお願いいたします。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。御答弁いただき、ありがとうございました。

~~~~~

○松永修巳議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時42分休憩

---

午後1時開議

○大場 諭副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 一般質問を継続いたします。

浅野さち議員。

○浅野さち議員 公明党、浅野さちでございます。通告に従いまして、大きく4項目について一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

初めに、介護予防による健康寿命の延伸について、フレイル予防対策について伺います。

私は、2018年6月定例会で初めて質問し、その後、幾度となく質問し、健康寿命の延伸にはフレイル予防が大変重要であることを強くお訴えてまいりました。フレイルという言葉も随分皆様に認知されてきたと思いますが、改めてフレイルとは、加齢に伴って心身の機能が低下し、健康な状態から要介護になるまでの間の状態と言えます。しかし、適切な対応を取れば様々な機能を回復できると言われており、この時期にどのような対応をしていくかが重要となります。フレイルには、身体的、心理的、そして独居や貧困などの社会的フレイルがあります。特にコロナ禍による外出の自粛などで、社会参加の低下による心身ともにフレイル状態の方が増加しているのではと大変懸念いたします。

そこで、介護予防事業で市町村に義務づけられている本市の一般介護事業の取組を伺います。

○大場 諭副議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

フレイルとは、加齢により体と心の活力の低下した状態であり、日本老年医学会の提唱した概念です。日本語に訳すと虚弱という意味になり、健康な状態と要介護状態の中間に位置し、多くの方はこのフレイルの状態を経て要介護状態へ移行すると考えられています。フレイルの状態に適切な支援をすることで、健康な状態に戻ることができると言われていたことから、要介護状態へ移行する前の段階のフレイル予防は大切な取組となっており、2019年に厚生労働省の策定した健康寿命延伸プランにおいても、介護予防・フレイル対策を掲げられているところでございます。

一般介護予防事業とは、介護保険法に基づき、市町村に実施を義務づけられているもので、65歳以上の方を対象とし、要支援・要介護状態となることを予防するとともに、地域において自立した日常生活を営むことのできるよう支援することを目的としています。本市では、フレイル予防のための講座や講演会等を開催するほか、市公式ウェブサイトや市公式ユーチューブ、LINEセグメント配信等の各種媒体を活用し、介護予防、フレイル予防に関する知識の普及啓発を行っております。また、市川みんなで体操やサロンなど、地域住民主体の定期的に介護予防に資する活動を行う通いの場を継続するための支援や、新規に活動を立ち上げるための支援を行っております。具体的には、通いの場へリハビリ専門職等を派遣し、フレイル予防、介護予防に関する助言を行ったり、新規に活動を行いたいという意向に対して、職員は地域に出向き、活動の立ち上げをサポートする取組を実施しております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。特にフレイル予防に関する普及啓発の講座、市川みんなで体操やサロンなど、地域住民が主体となって継続して開催できるように支援していること、また、リハビリ専門員を派遣して助言していただける点は具体的な取組でとてもよいと思います。一方、フレイル状態になってきている方に対してどのような取組を行っているのか伺います。

○大場 諭副議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

本市では、今年度10月よりフレイル状態の方を対象とした通所型短期集中予防サービス事業を開始しております。これは、介護保険法に基づく介護予防生活支援サービス事業における通所型サービスの一つであり、長時間歩けなくなった、外出自粛で体力が弱ってしまった、もう一度趣味を楽しみたいけれど自信がないといった生活機能の低下の見られる方を対象としています。リハビリ専門職とともに週1回、3か月の間に取り組む運動、面接を中心とした全12回のプログラムとなっており、以前通っていたサークル活動に再び参加したい、1人で外出したいなど、こうなりたいという自身の目標を設定し、その目標に向かって取り組むことで、もう一度自信を取り戻し、サービス終了後も可能な限り自立した生活を継続できるよう支援することを目的としています。プログラムを開始する前には、まずリハビリ専門職による家庭訪問を行い、自宅での体の動かし方や困り事を確認します。そして、運動プログラムでは、毎日自宅で行う運動や体の動かし方を実践し、面接プログラムでは、自宅で継続して取り組むことのできるよう、日々の取組の確認や振り返りを実施いたします。

以上でございます。

○大場 諭副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 10月から通所型短期集中予防サービス事業を開始したということ伺いました。実施事業所に通い、週1回、個人に合わせたプログラムを作成し、全12回実施、3か月間サポートする取組で、特に本人の意思を確認しながら、身近な目標を設定する点がとてもよいと思います。家族やリハビリの先生と一緒に励まし、目標に向け達成できれば自信にもなります。

そこで再質問ですが、このサービス事業の利用手続と、フレイルになった方ということですが、対象者はどのように判定するのか具体的に伺います。

○大場 諭副議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

通所型短期集中予防サービス事業は、介護予防・生活支援サービス事業対象者、または要支援1、要支援2と認定された方の利用できるサービスとなります。介護予防・生活支援サービス事業対象者とは、日常生活の様子や健康状態を把握するために、25項目の質問で構成された基本チェックリストの結果、心身機能の衰えによる生活機能の低下が見られ、要支援状態となるおそれのある高齢者と判定された方です。利用を希望される場合には、まずお住まいの地域の高齢者サポートセンターに相談していただき、高齢者サポートセンターにて対象となるかの判定を行います。対象となった方は通所する事業所を決定し、ケアプランを作成後に利用開始となります。プログラムを利用する際は、利用者自身で、または送迎にて市内の事業所に通っていただき、サービスを利用します。

以上でございます。

○大場 諭副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 要支援1、2の方と25項目の質問でフレイルになり得る方を対象者として、高齢者サポートセンターでケアプランを策定し、事業所に通所する点、伺いました。相談者の方や御家族の声として、デイサービスに通うには一歩通う勇気がない、しかし、日常生活において、歩行時等スムーズにいかず、御家族は通わせたいと思っていますが進まないなど、そのような相談があります。そういう点から、通所型短期集中予防サービス事業は無料で、利用者の負担もなく、とてもよいと思います。10月に始めたばかりということですので、「いちわかプログラム あなたのイキイキ生活取り戻す!」ということで、こういうチラシを作成いたしまして高齢者クラブなどに配布しているとお聞きしました。さらに周知をしっかりといただきたいことを要望いたします。

次のこの項目ですけれども、より市民がフレイル予防を意識するために、どのような課題があるのか、今後の取組について伺います。

○大場 諭副議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

介護予防、フレイル予防は、高齢者の心身機能の改善だけを目指すのではなく、心身機能、活動、参加、それぞれの要素に働きかけることを重要とし、日常生活の活動性を高め、家庭や社会への参加を促すことにより、生活の質、QOLの向上を目指すものです。そのため、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、地域住民主体となる活動を継続的に拡大していくことのできる地域づくりの推進と、自立支援に資する取組を推進することで、要介護状態になっても生きがい、役割を持って生活できる地域を構築していくことを今後の課題としています。

本市では、地域住民主体となる通いの場の活動を拡大するため、また、その活動を継続できるよう、職員は積極的に地域に出向くことで支援を進めてまいります。また、今年度より開始しました自立支援に資する取組となる通所型短期集中予防サービス事業については、市民に対し、さらなる周知を進めてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 高齢者の心身機能の改善だけを目指すのではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促すことで生活の質の向上を目指すことが課題ということ。先日、行政以外で民間の団体有志がフレイル予防体操を行っている教室を見学してまいりました。途中でしたが、参加して体操を一緒に行ってみました。

ふだん使わない筋肉を意識しての体操は、刺激があってとてもよかったです。このように民間サービス等と取り組んでいる活動との連携について、必要なことと思いますが、市の考えを伺います。

○大場 諭副議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

地域住民の主体となる活動の場を拡大するためには、民間サービス等をはじめとした多様な主体と連携した取組は重要であると考えております。今後そのような活動を行っている団体について情報収集を行うとともに、他市の事例も参考に、連携方法について検討してまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。今後そのような活動をしている団体について情報収集を行い、どのように連携できるかも含め検討していくということです。公と民が連携し、より充実したフレイル予防対策につながることを期待いたします。よろしくお願いいたします。

フレイル予防は、栄養、運動の要素も大事ですが、特に社会参加が大事であるとの統計があります。神戸市が2019年と20年に65歳以上を対象に調査を行った結果、月1回以上の趣味の集まりやボランティア活動を行っている方はフレイルになる割合が低いとの結果が出ています。その観点から、例えば65歳以上の方が社会参加のためにボランティア活動や支援活動を行った際、地域通貨でポイントが付与される等、何かしらのインセンティブがあり、たまったポイントで買物をし、外出する。そのサイクルがフレイル予防になると思います。今後、本市が取り組もうとしているデジタル地域通貨と連携できるのではと考えます。このような仕組みにも大いに期待し、引き続き健康寿命の延伸のためのフレイル予防については注視してまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、骨粗鬆症対策について伺います。骨粗鬆症は、骨の量が減って骨が弱くなり、骨折しやすくなる病気です。現在、全国に1,000万人以上の方がおられ、年々増加していると言われております。特に閉経後の女性に多く見られ、女性ホルモンの減少や老化と関わりが深いと言われております。骨粗鬆症になっても痛みはなく、転ぶなど、ちょっとしたはずみで骨折しやすくなります。特に脊椎の圧迫骨折、太ももの付け根の骨、大腿骨頸部骨折などが多く見られ、そのことにより要介護状態になることが大変懸念されます。予防が大変大事です。本市における骨粗鬆症予防に対して、どのような取組を行っているのか伺います。

○大場 諭副議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 現状の取組といたしましては、18歳以上の市民を対象とし、地域からの依頼により骨密度測定を実施しています。具体的には、1回につき10名以上で依頼していただければ、保健師などの医療職が地域に伺い測定を行っております。また、測定後には生活管理につながるよう、運動や食生活などの指導を行っています。実績といたしましては、コロナ禍前は年間約500名の測定を実施していましたが、感染症拡大後は約100名程度まで減少いたしました。現状は11月末現在で、約140名の測定を実施しており、前年度より実施件数が増えています。

以上でございます。

○大場 諭副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。10名以上を対象として地域の自治会や婦人会から依頼があった場合、健康支援課が骨密度測定を行って、運動や食生活などの指導を行っている現状を伺いました。測定者は年間約500人くらい。残念なことに、コロナ禍の昨今、測定人数は減っているということです。

次に、イの骨粗鬆症検診について伺います。先ほどの答弁で、市独自で募って行う方法ですと、受ける方も限

界があると思います。調べてみましたら、個別で骨粗鬆症検診を行っている自治体があります。検診により自分の骨量を知ることは、早期に骨粗鬆症予防ができます。近隣市では、松戸市、習志野市、柏市などが行っており、そのほかにも多くの自治体で行っています。そこで、近隣市の検診の方法、内容はどのようになっているのか。また、市民の自己負担額はどのようになっているのか伺います。

○大場 諭副議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 骨粗鬆症の検診は、健康増進法において、市町村が実施する健康増進事業として努力義務が規定されています。一般的な検診内容は、40歳から70歳までの5歳刻みの女性を対象に、問診と骨量測定を行い、その結果に基づいて生活習慣の改善などの指導を行うものです。松戸、習志野、柏市の検診方法につきましては、松戸市が1会場に集まっていただく集団検診、習志野市が各医療機関で実施する個別検診、柏市が集団検診と個別検診を実施しております。自己負担額につきましては、測定の方法により異なりますが、300円から1,500円となっています。

以上でございます。

○大場 諭副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 国の健康増進法に基づき40歳から70歳までの5歳刻みの年齢、女性を対象に市町村による努力義務によって行っていることが分かりました。主にエックス線検査が主流で、個別または集団で行っており、結果に基づいて栄養指導を行い、自己負担額は300円から1,500円と幅がある点、分かりました。努力義務であっても、健康増進、介護予防のために必要と考えます。本市においても骨粗鬆症検診の導入ができないか伺います。

○大場 諭副議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 厚生労働省では、健康寿命の延伸に向け対策を強化するため、健康増進事業の実施要領を見直す検討を始めたとの報道がありました。検診の導入については、情報収集に努め、国の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 伺いました。国は健康寿命の延伸に向け、対策強化のために検討を始めた。国の動向を注視するという答弁です。年齢も、今は40歳から70歳の方ですが、できるだけ若いときから食事や運動に気を配ることで骨密度の減少を抑えるとも言われています。そのため、過度なダイエットや偏食なども要注意と言われていいますので、年齢対象を広げることも考えられます。

私は、時々人間ドックなどで骨量検診を受けていますが、きっかけがないと検診は受けにくいと思います。また、何より自覚がないまま骨粗鬆症になっていて、腰椎の圧迫骨折で初めて分かったという方もいます。高齢者は骨折を要因として要介護になりやすいため、ぜひとも本市においても骨粗鬆症検診を導入していただくことを強く要望いたします。この点はこれで終わります。

次の項目に移ります。次に、鬼高地域の洪水対策について伺います。

この地域は、台風や大雨によって道路冠水が頻繁に起きる地域で、特に鬼高3丁目ショップス前、鬼高4丁目京葉道路の側道、鬼高1丁目市立第六中学校校門前などは発生しやすく、通学路にもなっているため、登下校時の際は大変困っています。昨年の6月定例会で、市が計画に基づいて整備している下流の高谷・田尻地域の雨水管渠の整備状況を伺ったところ、鬼高に向け、現在、高谷2丁目8番地先から田尻5丁目19番地先までの第2幹線管渠の整備をしており、令和5年3月完成予定と伺いました。しかし、想定外の地下支障物が確認され、令和6年度まで延びることが今定例会で分かりました。このような進捗状況を鑑みると、鬼高地域まで整備が進むにはかなりの期間がかかると思います。道路冠水があるたびに、住民からは何とかしてほしいとの声をお聞きしま

す。実際、私も現場をよく見えています。整備が進むまでの期間、何らかの浸水対策が必要と強く要望していました。昨年の6月定例会では、検討するとのことでした。そこで、鬼高地域の水害の現状と、どのような検討を行い、対策を講じるのか伺います。

○大場 諭副議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 鬼高地域となる鬼高3丁目ショッパス前、鬼高4丁目京葉道路の側道、鬼高1丁目第六中学校校門前などは、京葉道路の北側に位置し、高谷・田尻排水区の最上流部となります。この排水区の雨水は、外環道路側道下に整備した幹線管渠を通り、その後、高谷川に流れ込み、最下流に位置する高谷川排水機場によって東京湾へ排出されています。この地域は、これまで台風や大雨などにより浸水被害が頻繁に発生しており、鬼高3丁目ショッパス前などは、道路冠水により通行止めとなるなど、住民生活にも影響が出ていることから、高谷・田尻排水区を整備優先地域に定め、1時間当たり50mmの降雨に対応する浸水対策を進めております。

この排水区の実況でございますが、高谷川排水機場は、平成26年度に千葉県が建て替え工事を行い、排水能力が毎秒7.4m<sup>3</sup>から毎秒12m<sup>3</sup>となり、約1.6倍に増強されております。また、平成29年度には外環道路側道下の幹線管渠が完成し、引き続き上流域の鬼高地域に向けて幹線管渠の整備を進めており、現在は外環道路から延長約400mの区間を施工中であります。

しかしながら、現在施工中の箇所から京葉道路北側に位置する鬼高地域までは1.5kmほどあり、整備にはまだ期間を要することから、この地域に整備が進むまでの間の暫定的な対策についても検討しております。その対策としましては、高谷・田尻排水区に隣接する市川南排水区に新たに整備した大和田ポンプ場の活用であります。これは、現在、大和田ポンプ場から高谷・田尻排水区方面に向けて整備を進めております市川南11号幹線へ市川地方卸売市場付近で鬼高地域の雨水を暫定的に接続させるもので、市川南排水区の管渠整備を進める過程で大和田ポンプ場へ流すことが可能となる水量に対して、鬼高地域の雨水の一部を大和田ポンプ場より排水するものであります。このように、今後も鬼高地域につきましては、幹線管渠の整備を着実に進めるとともに、暫定的な対策についても併せて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 大和田ポンプ場から高谷・田尻排水区方面に向けて整備を進めている市川南11号幹線へ市川南排水区の管渠整備を進める過程で鬼高地域の雨水の一部を暫定的に接続させるということを伺いました。そこで、今後の計画スケジュールと効果を伺います。

○大場 諭副議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 今後の計画スケジュールについてですが、市川南11号幹線が市川地方卸売市場付近まで延伸するのに合わせて、暫定的に鬼高地域の管渠を接続するものとして、現在、実施設計を行っております。また、施工中の市川南11号幹線は、京葉道路市川インターチェンジ付近までが令和5年7月末に完成予定であり、その後、その上流の市川地方卸売市場付近までの約280mの区間につきましては、令和6年度に工事に支障となる他企業管の移設工事を行い、令和7年度より本体工事に着手する予定であります。ここまでの整備により鬼高地域の雨水の暫定接続が可能となります。

そこで、暫定接続後の効果についてでございますが、接続することにより京葉道路北側に位置する鬼高地域の浸水被害の大幅な軽減が図れるものと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。現在、市川南11号幹線の市川中央卸売市場付近までの完成に合わせて

管渠を接続する、現在、実施計画を行っているということを伺いました。実際、令和7年度より工事に着手するということですので、まだ時間がかかります。この暫定的な工事が進むと鬼高地域、特に通告に出しましたショップス前、京葉道路の側道、市川六中校門前の市道等の道路冠水常襲地域が改善されると期待しております。まだまだ時間はかかるようではありますが、引き続き注視してまいりますので、よろしくお願いいたします。

次の項目ですけれども、投票所で支援が必要な方が事前に記入できる選挙支援カードの導入について伺います。

高齢者や障がい者の方、また、手が震えたり、目が見えにくくなってきたりと、様々な不自由さを抱えている方が、いざ選挙に行って投票を行いたいが、介助が欲しいなど様々な状況があると思います。その際、本市ではどのような支援を行っているのか伺います。

**○大場 諭副議長** 小林選挙管理委員会事務局長。

**○小林茂雄選挙管理委員会事務局長** お答えいたします。

投票所で支援が必要な方への受付時の対応につきましては、選挙人より、投票用紙に候補者名などを記載することが困難であるとの申出をお受けした場合には、公職選挙法の規定にのっとり、代理投票制度により、事前に投票所ごとに従事する職員の中から選任しております代理投票補助者が当該選挙人の指示する候補者名等を代筆により記載しております。そのほか、投票までの誘導や筆談などの申出につきましては、適宜従事職員が対応しております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 浅野議員。

**○浅野さち議員** 選挙人から投票用紙に記載できないとの申出があった場合に代理投票補助者が代理投票を行うということ、実際、何名の方が申し出ているのか、市民からの御意見はないのか伺います。

**○大場 諭副議長** 小林選挙管理委員会事務局長。

**○小林茂雄選挙管理委員会事務局長** お答えいたします。

直近に執行されました本年7月の参議院議員通常選挙におきまして、代理投票制度により投票された方は、期日前投票所で112名、当日投票所で46名の合計153名でございました。また、支援等を必要とする選挙人の方や、その御家族からは、代理投票の制度を知らなかった、支援してほしい内容を受付でうまく伝えることが困難だったとの声も過去において伺っております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 浅野議員。

**○浅野さち議員** ありがとうございます。7月の直近の参議院選挙では約150名以上の方が代理投票したということ、また、代理投票を知らなかった、うまく伝えるのが困難との声もあったということです。本人、また御家族からその場で申し出るという行動は、介助が必要な方にとって大変負担が大きいという、そういうお声をお聞きしています。調べてみたところ、他自治体では、投票所で支援が必要な方があらかじめ選挙支援カードをウェブサイト上でダウンロードした用紙に支援内容を記入し、投票所に持ってくると係員がお手伝いをします。例えば札幌市のほうの選挙支援カードというのがあるんですけれども、「あなたのことを教えてください」という欄に、「コミュニケーション方法を教えてください。会話ができる／メモができる／指さしができる」、当てはまる場所に丸をつけるようになっていきます。また、「自分で投票用紙に書くことができますか？」の問いに、「はい（自分で書ける）／いいえ（代理投票を希望する）」どちらかに丸をするようになっていきます。「その他」として、「ほかに気を付けてほしいことや手伝ってほしいことがあれば記載してください」となっており、大変優しい取組ではないかと思えます。ほかにも、足立区は投票支援カードという名称で各自治体独自のカードを作成し



ております。ぜひ本市においても導入できないか伺います。

○大場 諭副議長 小林選挙管理委員会事務局長。

○小林茂雄選挙管理委員会事務局長 お答えいたします。

御質問の選挙支援カードにつきましては、介助が必要な方やその御家族にとって、投票所で支援を受けやすく、スムーズに投票ができるようになるなど、投票環境の向上につながるものと考えられますので、先行している他の自治体の運用のしるし等を調査研究するなど、導入に向けて検討してまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 投票環境の向上につながるため、運用のしるしを検討して、導入できる方向にしていきたいという答弁、伺いました。来年4月に統一地方選がありますが、それまでに導入できるのか伺います。

○大場 諭副議長 小林選挙管理委員会事務局長。

○小林茂雄選挙管理委員会事務局長 お答えいたします。

導入の時期につきましては、選挙支援カードの記載内容や運用手順、周知の方法などを早急に整理いたしまして、来年4月の統一地方選挙に間に合うよう準備を進めてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。間に合うように準備を進めるということです。記入しやすい分かりやすい言葉の市川市独自の支援カードができることを期待します。その際、周知もしっかりしていただき、速やかに活用していただけるよう、よろしく願いいたします。

次に、福祉行政について伺います。

(1)中高年のひきこもり支援について伺います。国は、平成30年内閣府の調査で、ひきこもり状態になっている40歳から64歳の人数は約61.3万人で、その状態が7年以上続いている方は46.7%に上ると言われており、8050問題の中心である前後の世代は、バブルの崩壊後、就職氷河期やリーマン・ショックなど不況のあおりを受けてきました。現在では、コロナ禍の影響で、さらにひきこもりが増えているのではと懸念いたします。お隣の江戸川区では、昨年7月から今年の2月にかけてひきこもり実態調査を行い、6月に発表しました。その結果、約18万世帯を対象にした調査で、約8,000人がひきこもりであることが判明し、働き盛りの30代から50代が多く、同居人がいるケースが大半だったとのこと。そこで、本市における実態調査を含め、どのような現状なのか伺います。

○大場 諭副議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

厚生労働省ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン、平成22年厚生労働科学研究によるひきこもりの定義は、「様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念」となっております。平成30年度の内閣府の生活状況に関する調査の結果によると、ひきこもりの出現率は約1.45%であることから、本市のひきこもりの方の人数は、満40歳から満64歳までで約2,500人と推計されます。本市においては、令和2年10月27日付厚生労働省通知により、ひきこもり支援対象者の実態やニーズの把握を目的として、令和4年2月22日から同年3月8日まで、公式ウェブサイト上のアンケートフォームにより調査を実施いたしました。アンケートは、市公式フェイスブック、ツイッター、LINEにより周知し、ひきこもり状態にある御家族や同居者67名、ひきこもり状態にある御本人39名から回答をいただきました。御家族、同居者からの回答では、ひきこもり状態にある方の状況と

しては、半数以上は30歳未満、ひきこもりを始めてから5年以上経過している方は約28%となっております。ひきこもり状態となった理由として一番多かったのは、分からない、続いて、人間関係がうまくいかなかったこと、中学生や高校生のときの不登校の順となっております。相談窓口については、半数の方は相談しても解決できない、ひきこもりを知られたくない、うまく話せない等の理由から、相談したくないと回答しております。

御本人からの回答では、半数は年齢45歳以上となっており、ひきこもりを始めてから5年以上経過している方は約42%、ひきこもり状態となった理由としては、職場になじめなかったこと、家族と離別したことなどを挙げています。ひきこもり状態となった方々は、話を聞いてほしい、そのままを受け止めてほしいと考えている一方で、相談窓口相談したことのある方は約3割、相談していない方のうち約8割の方は、今後も相談機関には相談したくないと答えています。相談機関に相談したいと考えているひきこもりの当事者本人及び御家族は、相談先に求めるものとして、親身に話を聞いてくれること、医学や心理学、精神科医などの専門職がいること、同じ悩みを持つ人と話ができることを挙げています。

なお、ひきこもりの当事者本人や御家族に共通する今後の悩みは、経済的な不安となっておりますことから、相談支援を行う際は経済的な悩みを念頭に置き、親身に話を聞き、寄り添うといった支援を求めているものと考えられます。

以上でございます。

**○大場 諭副議長 浅野議員。**

**○浅野さち議員** ありがとうございます。本市においても約2,500人と推計されること、また、今年の2月から3月にかけて約2週間、当人や御家族のアンケートを行った。短い期間がやや気になりますけれども、結果として、相談窓口について、約半数の方が、相談したことがなく、うまく話せない、また、話を聞いてほしい、そのまま受け止めてほしい、相談するのであれば親身に話を聞いてくれる同じ悩みを持つ人と話ができるころなど、様々な声があったということです。また、先ほど8割の方が、相談をしたくないという、そういう声もあったということで、相談支援に当たり経済的な悩みを念頭に置き、寄り添う支援を求めているという、そういう切実な声に対して、大変胸が痛みます。

そこで、次の項目ですけれども、本市における相談先と支援の現状、また、今後の課題と取組について伺います。

**○大場 諭副議長 立場福祉部長。**

**○立場久美子福祉部長** お答えいたします。

市内のひきこもりに関する相談窓口は、障がい者支援課、基幹相談支援センターえくる——以降、えくと申し上げます——や、千葉県の相談支援の委託事業である中核地域生活支援センターがじゅまるとなっております。また、県の相談窓口としては、千葉県ひきこもり地域支援センター、千葉県子ども・若者総合相談センターライトハウスちばを挙げられます。本市のえくるにおける令和3年度の不登校、ひきこもりに関する相談実人数は34名であり、えくるの相談実人数全体の約1割を占めております。その相談者の内訳として最も多い年代は、20代で約24%、40代以上は合計して約32%となります。ひきこもりに関する相談者の約90%は、何らかの病気、障がいのある方で、障がい種別では、精神障がいの割合は約53%を占めております。ひきこもりの支援は、病気や障がいに関する特性に配慮した一人一人に寄り添った支援に努めており、相談支援は1回当たりの時間も長時間、関わり方も長期化する傾向でございます。

新型コロナウイルス感染症や物価高騰などの影響もあり、ひきこもり当事者や家族の抱える課題は複合化、複雑化しております。家庭内暴力や虐待などのように緊急対応を要する事案や、時間をかけて関係性を構築し、医療や福祉サービスにつなげる支援を必要とする事案なども多いことから、関係機関と連携を密にして、適切な支

援につながられるよう、相談先の周知に努めております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 基幹相談支援センターへくるをはじめ様々な相談窓口があり、また、支援してくださっていることはよく理解しております。一方、答弁でもありましたが、当事者や家族が抱える課題は複雑・複合化しており、ますます関係機関との連携が重要になるということです。ひきこもりの年齢が30代から50代となってきた長期化すると、親の代が60代から80代となり、介護や生活困窮等複合的な問題に総合的に対応することが重要となります。私は、2018年2月定例会にて、地域共生社会について質問し、特に他機関の協働による包括的支援、例えばひきこもり、8050問題、ダブルケアや障がいのある方の生活困窮など、制度の複合的な課題に対し、窓口の一本化や総合的に対応する必要をお訴えいたしました。

そこで、次の項目、ウですけれども、ひきこもりを中心に介護、困窮といった複合的問題に対し、今後どのような支援体制を考えているのか伺います。

○大場 諭副議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

現在の日本社会では、核家族化や地域のつながりの希薄化を背景として、家族や地域における支え合いの力は低下する一方で、個人や世帯の抱える生きづらさやリスクは複雑化、多様化してきております。国は、平成28年6月に閣議決定されたニッポン一億総活躍プランにおいて、制度、分野の枠や支える側、支えられる側という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包括的なコミュニティや地域社会をつくるという考え方に基づく地域共生社会という理念を提案いたしました。本市においても、この理念を受け、平成30年度から包括的な支援体制の構築を目指して、高齢、障がい、生活困窮、子ども、保健の各分野を所掌する課で構成する相談支援包括化推進会議を開催し、連携した包括的相談支援の体制整備について検討を重ねてまいりました。令和2年度には、第4期市川市地域福祉計画の見直しを行い、地域共生社会の実現を推進していくため、令和2年度の社会福祉法の改正で創設された重層的支援体制整備事業を計画に位置づけ、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の一体的な実施に向けて検討を進めているところであります。

ひきこもりの当事者や御家族の抱える心配事や課題は世帯ごとに様々であり、問題の解決にはきめ細やかな寄り添った対応を不可欠としております。また、ひきこもりだけでなく、今日では、例えば社会的孤立などの関係性の貧困、ダブルケアや、いわゆる8050問題など、課題は複合的、複雑化しております。本市といたしましては、高齢や障がいなどの属性を問わない包括的な支援体制を構築し、相談者と継続的に関わりながら、本人と社会とをつなげる重層的支援体制整備事業の実施に向けて引き続き検討を重ねてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 地域共生社会の実現を強力に推進するための位置づけ、特に相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を計画実現に向けて検討しているということです。それでは、この重層的支援体制整備事業、具体的にどのような事業なのか伺います。

○大場 諭副議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

重層的支援体制整備事業は、令和3年4月の改正社会福祉法において定められた新たな事業で、5つの事業により構成されております。1つ目の事業は、相談者の属性にかかわらず包括的に相談を受け止める包括的相談支

援事業、2つ目は、支援の推進状況を把握し、複雑化、複合化した事例の調整役を担う多機関協働事業、3つ目は、支援を必要とする方に対して時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係性をつくるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業、4つ目は、社会参加に向けたつながりを構築するための参加支援事業、5つ目は、人と人、人と地域がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整え、緩やかなつながりによる見守りなどのセーフティーネットの充実を図る地域づくり事業で、全ての事業を行うことで重層的支援体制整備事業の実施となります。

また、その実施体制につきましては、地域の実情に応じて構築されるべきものとされており、取組方は自治体によって様々でございます。本市においては、平成30年度から、さきの答弁で申し上げました相談支援包括化推進会議を開催し、分野を横断した包括的、総合的な相談支援体制の整備について協議を重ねてまいりました。第4期地域福祉計画の中間見直しを行った令和3年3月以降は、参加支援事業、地域づくり事業についても、効率的かつ効果的に事業を円滑に実施できるよう、市内の社会福祉資源を最大限活用していくことを念頭に、本市の組織的な支援体制の整備と併せて検討を行っているところであります。

今後は、実施計画の策定や事業実施のための準備、事業開始を想定した地域住民や地域福祉の関係団体との調整を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長 浅野議員。**

**○浅野さち議員** 事業として5つあります。包括的な相談を受ける支援事業、他機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援事業、地域づくり事業の5つの事業で構成されており、この取組を基本に検討している点、伺いました。それでは、そのことによってひきこもり当事者や家族に対してどのような効果があるのか伺います。

**○大場 諭副議長 立場福祉部長。**

**○立場久美子福祉部長** お答えいたします。

ひきこもり支援において重要なことは、ひきこもり当事者やその御家族のひきこもりに至った原因や家庭、引き籠もっている期間、抱えている生活課題など、それぞれ異なる事情を抱えていることに思いを寄せて、より相談しやすい体制を整備することであると認識しております。重層的支援体制整備事業では、属性にかかわらず包括的に相談を受け止めることとなるため、どの窓口にも相談をしても相談者を受け止め、適切な支援サービスにつながることであります。また、相談後は、当事業により本人やその御家族と直接対面したり、見守りを続けたりすることで信頼関係を構築しながら、継続的な支援を行うこととなります。さらに、ひきこもりの方が社会復帰を望まれた場合には、本人のニーズに沿った支援メニューの作成や社会資源とのマッチング及びその後のフォローも実施していくことも可能となります。

重層的支援体制整備事業を実施することで、制度のはざまにある問題や複合的な課題を抱える世帯をしっかりと受け止め、継続的に関わることにより、ひきこもり当事者には、ひきこもりから社会的な生活へつなげていくなど、安心感を与えるとともに、御家族にとりましては、心の支えになるものと考えております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長 浅野議員。**

**○浅野さち議員** ありがとうございます。最後、もう一つ再質問いたしますけれども、松戸市は令和3年度から重層的支援体制整備事業を開始しています。取り組んだ背景として、平成30年に包括的支援体制構築事業、これはモデル事業として行い、その際、福祉まるごと相談窓口を設置、そして令和2年に総合政策部地域共生課を新設しています。このように、各自治体が体制づくりを精査して行っていますが、様々な部署、子ども、学校、保

健、福祉等、横断的に関わるわけです。福祉政策の中心的な役割になると思います。今後、新たな担当課、もしくは担当室を設置するべきと考えるが、見解を伺います。

○大場 諭副議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

重層的支援体制整備事業は、高齢者福祉や障がい者福祉などの福祉部所管の分野だけでなく、教育、子ども、保健など様々な部署を横断する事業でございます。このため、新たな組織の体制につきましては、現在、関係部署と調整を行っているところでございます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。庁内において調整を行っている。今回、ひきこもり支援をはじめ様々な複合的な課題に対して、この重層的支援体制整備を進めていくということで、ひきこもり当事者や、また家族にとって前に進むきっかけになっていただきたいと強く願います。そういう意味において、ぜひ新担当課の設置を強く要望するとともに、早期に、できれば来年度に実施していただきたいことも重ねて強く要望いたします。その際、人材の配置と予算面の拡充もしっかり図っていただいて、よろしく願いいたします。引き続き注視してまいりますので、この点は終わります。

次に、最後の成年後見制度における中核機関の設置について伺います。この成年後見制度、平成25年より社会福祉協議会で後見相談担当室を設置して10年目になります。私はこの成年後見制度について何回か質問いたしまして、2020年12月定例会において、この中核機関としての設置はできないかの質問に対し、当時の部長答弁では、第4期地域福祉計画が令和5年までということなので、それに向かって様々検討していくという、そういう答弁がありました。その後の進捗状況を伺います。

○大場 諭副議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

成年後見制度は、判断能力の十分でない方の日常生活を法的に支援する制度でございます。国は、平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律を制定するとともに、成年後見制度利用促進計画を策定しました。国の計画では、市町村は国の計画を勘案して基本的な計画を定め、必要な措置を講ずるよう努めることとしております。本市では、市川市成年後見制度利用促進基本計画の策定に向け準備を進めており、計画案を策定、公表し、11月5日から12月5日までパブリックコメントを実施し、2件の御意見をいただきました。1月に募集結果及び市の考え方の公表を行う予定としております。

市川市成年後見制度利用促進基本計画案では、3つの施策目標を定め、その1つに中核機関の設置と地域連携ネットワークの仕組みづくりを掲げております。中核機関とは、成年後見制度を必要とする人が安心して制度を利用できるよう、地域で支える体制を構築する地域連携ネットワークの核となる機関のことでございます。中核機関は司令塔機能、進行管理機能、事務局機能の3つの機能を担うこととなっており、本市では、中核機関の機能の一部を市川市社会福祉協議会に委託する予定となっております。成年後見制度の利用促進に向けた全体構想の設計を行う司令塔機能は本市が担い、広報、相談、成年後見制度利用促進、後継人支援を行う進行管理機能は市川市社会福祉協議会が担います。また、協議会の運営や権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備等を行う事務局機能は双方が担い、本市と市川市社会福祉協議会の連携により、中核機関の円滑な運営を行ってまいります。

パブリックコメントで寄せられた意見を踏まえながら、令和5年4月の設置に向けて、関係機関と協議を重ね、準備を進めてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 令和5年4月に設置に向けて準備を重ねているということです。成年後見制度の現在利用状況、申立て件数、制度の利用者数、中核機関設置の効果をそれぞれ伺います。

○大場 諭副議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 成年後見制度の申立て件数は、千葉家庭裁判所市川出張所に確認したところ、各年の1月から12月までの件数は、令和元年は125件、2年は135件、3年は173件と毎年増加しております。また、利用者数は、令和元年は612人、2年は663人、3年は729人であります。令和3年の利用者の類型別人数は、後見で499人、保佐178人、補助49人、任意後見3人と、いずれも毎年増加傾向となっております。

次に、中核機関の設置の効果でございます。中核機関は地域連携ネットワークの構築を核となって推進いたします。地域連携ネットワークを構築していくことで、関係機関とより密接に連携できます。これにより成年後見制度の必要な人を地域で発見することを可能とし、早い段階から相談対応できるものと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。申立て数、利用者数、どちらも年々増加していることが分かりました。

再質問ですが、この地域連携ネットワークが大変重要ということですが、その構築に向けての取組をどのように考えているのか伺います。

○大場 諭副議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

中核機関と地域の様々な機関との連携は重要なものであると考えております。そのため、民生委員や自治会などの地域関係団体や福祉、行政などに司法を加えた多様な機関が連携する仕組みづくりを行っていく予定でございます。この仕組みが持続可能な形で機能を発揮できるよう、関係者の連携、協力を得るための協議会を令和5年度に設置するために検討を重ねているところです。また、協議会においては、権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化に向けた協議を行えるよう、併せて検討してまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。地域連携ネットワークの構築は民生委員や自治会などの地域関係者、福祉や行政、司法を加えた多様な機関が連携する予定、その仕組みをつくるために協議会を令和5年度の設置に向けて検討していくと伺いました。まずはこの協議会の役割が大変重要です。しっかり土台をつくっていただくよう、よろしくお願いいたします。

令和5年4月の中核機関の設置により、さらに制度への理解や成年後見制度の利用者が安心して地域で生活できるように推進していただきたいと思います。今後も注視してまいりますので、よろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○大場 諭副議長 田中市長。

○田中 甲市長 浅野議員から積極的な御意見、多数いただきまして大変に参考になりました。特に私が関心を持ちましたのは、重層的支援体制整備事業、それを早急にというお話でありましたし、立場部長も御自身の考えということをしつかりと答弁してくれたと、そんな場面が持てたというふうに思っています。ただ、この重層的支援体制事業というのが全面的に委託をするということがもう報告に入っております、その関係性というもの

をしっかりと私も把握した上で、前に進めることが可能ならば進めていきたいというふうに思っております。国会時代に、もう20年も前になりますが、ひきこもり問題対策議員連盟の事務局を務めておりました。ひきこもり問題の根の深さというのはよく理解しているつもりです。表面上の問題解決では解決ができないほど根深いものがあるという認識を持っておりますので、これからもしっかりと私も関心を寄せて、皆さんと一緒に対応していきたいと思っております。

[浅野さち議員「ありがとうございました。よろしく願いいたします。これで一般質問を終わります」と呼ぶ]

~~~~~

○大場 諭副議長 増田好秀議員。

○増田好秀議員 無所属の会、増田好秀です。一般質問を行います。

自殺対策について。

まず、自殺者数の年次推移と、特にコロナ禍前後の市川市の認識の違いについて伺います。よろしくお願いいたします。

○大場 諭副議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 全国の自殺者数は、平成18年に自殺対策基本法が施行され自殺対策が強化されたことなどから、年間約3万3,000人から2万人程度に減少しました。本市においては、平成20年の100人をピークに、その後は増減を繰り返しながらも減少傾向にありました。コロナ禍前の令和元年は68人、感染が拡大した令和2年は73人となっています。

本市の認識についてですが、コロナ禍前より自殺対策の重要性を認識しています。このため、相談体制の充実を図り、自殺者の減少に努めています。具体的には、令和2年9月に市川市こころの健康相談として、専門職である精神保健福祉士や、公認心理師などが電話やメールで相談を受ける体制を整えました。さらに、同年12月には感染が拡大したため、365日相談できる体制に強化しています。

以上でございます。

○大場 諭副議長 増田議員。

○増田好秀議員 市の認識の概要について分かりました。では、コロナ禍前後の自殺者の実態、属性の変化の認識について伺います。よろしくお願いいたします。

○大場 諭副議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 自殺者の性別については、コロナ禍前の令和元年は男性が55名、女性が13名でした。感染が拡大した令和2年は、男性が49名、女性が24名となっております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 増田議員。

○増田好秀議員 分かりました

さて、少し前後しますが、今回の質問意図について共有させていただきます。2か月程度前の10月14日に自殺総合対策大綱が見直され、閣議決定されました。パブリックコメント時点から注目していましたが、旧大綱からの相違を細かく見ていくと、特にコロナ禍後の対策を盛り込む形になっていることが分かります。今後は市川市の予定どおり、そして大綱の閣議決定により、厚生労働省の依頼を受けて、大綱の見直しポイントを盛り込む形で市川市の自殺対策計画の見直しを行っていくのだと想定しています。さらに、文部科学省児童生徒課の資料、コロナ禍における児童生徒の自殺の現状と対策についてを見ると、全国の小中高等学校から報告のあった令和2年度の自殺した児童生徒数は、前年度317人から98人増えて415人、これは調査以降最多の数字です。翻って厚生

労働省発表、自殺統計原票のデータを見ると、市川市の20歳未満の令和2年の自殺者数は1人、令和3年の自殺者数は1人、そして令和4年は10月まで出ている暫定値を集計してみると、自殺者数は2人ということが分かります。市川市の施策が功を奏し、きちんと低く抑えられているという見方も当然できます。反面、全国データを見た後だと、少し違和感を感じるのは私の悪い癖かもしれません。コロナ禍後、1,718市町村で、濃淡があるものの、いろいろな自殺対策の取組が見られます。その中でも特に成果が上がっているもの、市川市と似た都市での取組で再現性がある取組ではないかというものも少しずつ見えてきました。そのあたりを踏まえて次に移ります。

市川市自殺対策関係機関連絡会及び市川市自殺対策庁内連絡会について、まず3点、それぞれの会の構成メンバー、会長の変遷、年次開催回数の推移についてまとめて伺います。よろしくをお願いします。

**○大場 諭副議長 二宮保健部長。**

**○二宮賢司保健部長** 初めに、それぞれの会の構成メンバーについてです。市川市自殺対策関係機関連絡会は、行政機関である警察や保健所のほか、医師会、社会福祉協議会といった関係団体や学識経験者など13名で構成しています。また、市川市自殺対策庁内連絡会は、こども政策部、福祉部、教育委員会といった庁内関係課の担当者で構成しています。次に、会長の変遷についてです。関係団体で構成している市川市自殺対策関係機関連絡会は、情報共有を主な目的とするため、会長を置いておりません。庁内関係部署で構成している市川市自殺対策庁内連絡会については、平成22年から平成29年度は市川市自殺対策庁内連絡会の前身である庁内推進会議を副市長が議長となって開催していましたが、平成30年度からは保健部に会長、副会長を置き、会議を開催しております。

続きまして、年次開催回数の推移についてです。平成30年度まではそれぞれの会議を年2回以上開催していました。市川市自殺対策関係機関連絡会と市川市自殺対策庁内連絡会を合同開催したこともございます。令和元年度以降は、全庁的な取組を進める中で、実務者レベルの連携が図れるようになったため、それぞれ年1回ずつの開催としています。

以上でございます。

**○大場 諭副議長 増田議員。**

**○増田好秀議員** 現状は分かりました。今の答弁をベースに、それぞれの観点から、次の今後について3点伺っていきます。

まず、市川市自殺対策関係機関連絡会のメンバーは13名。最新の名簿を確認してみると、正確には、学識経験者は国府台病院から2人、そして医師会2人、薬剤師会、社協、千葉いのちの電話、ほっとハート、商工会議所、民生委員児童委員協議会、そして健康福祉センターの地域保健課長、市川警察署の生活安全課長と行徳警察署の生活安全課の方です。

1点目の質問になります。市川市自殺対策関係機関連絡会には、今後、教育委員会の方が入る必要があると考えますが、この点について伺います。

次に、市川市自殺対策庁内連絡会は、庁内関係課で構成されていること、分かりました。最新の名簿を確認してみると、18人、10部署です。正確には、保健部の次長、健康支援課長、疾病予防課長、総務部職員課健康経営担当室長、そして多様性社会推進課長、企画部企画課長、財政部財政課長、市民部総合市民相談課長、そして経済部商工業振興課長、福祉部は地域支えあい課長、介護福祉課長、障がい者支援課長、生活支援課長、こども政策部こども家庭支援課長、消防局救急課長、最後に教育委員会の指導課長、教育センター所長、少年センター所長です。2点目の質問になります。市川市自殺対策庁内連絡会は、全部署参加することで全庁的に取り組む必要があると考えますが、この点について伺います。



3点目になります。庁内連絡会、庁内推進会議は、以前は副市長が議長であり、平成30年以降は保健部が会長を務めているとのことです。市川市自殺対策庁内連絡会は、庁内連携に主眼を置くのであれば、トップを、責任者を市長に切り替える必要があると考えますが、その点について伺います。

以上3点、よろしく申し上げます。

○大場 諭副議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 自殺の原因は多岐にわたるため、関係機関が迅速に協力し対応できるよう、日頃より実務者レベルで情報共有する必要があると考えています。そこで、連携を一層強化するために、市川市自殺対策関係機関連絡会に教育委員会をはじめ市川市自殺対策庁内連絡会のメンバーが参加できる仕組みを今後検討してまいります。

また、市川市自殺対策庁内連絡会は、庁内での情報共有や関係各課の連絡調整を主な目的としており、実務的な協議を行っていることから、会長を保健部で担当しています。今後も自殺対策の強化を図るため、市長をはじめ庁内関係機関と連携し、全力で対応してまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 増田議員。

○増田好秀議員 今回のやり取りで感じたのですが、私が言っているのは、実は市長肝煎りで行っている部長会と性質が似ているのかもしれませんが。まずは年に1回程度で構いませんので、部長会で自殺対策をテーマに、現場レベルでの事例の情報共有や今後の対応を考えることなども、ぜひ御検討ください。自殺対策は保健部とか該当部署の担当でしょうという流れになってしまうと、一定以上の効果は認めますが、やはり市川市自殺対策庁内連絡会は本末転倒になってしまいます。そんな市川市は不幸です。そして、市川市民の命を守る活動でもある自殺対策は市長が責任者を務めるべきです。自殺対策における市長の役割は、トップであり、責任者です。前向きな検討を求めます。

次に移ります。先に少し質問意図で触れてしまいましたが、子どもの自殺対策について、まず、小中高における自殺した児童生徒数の年次推移と市の認識について、全国の傾向なども含めて伺います。よろしく申し上げます。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 全国の児童生徒自殺者数につきましては、月ごとの推移は例年と大きな変化は認められませんが、年次推移につきましては、先ほど御質問者の具体的な数字にもありましたとおり、新型コロナウイルス感染症の流行後に増加傾向となっております。教育委員会の認識としましては、新型コロナウイルス感染症による自粛や制限により、児童生徒の心身の成長に影響が出ている可能性も考えられることから、引き続き児童生徒の心に寄り添った指導と支援に努めていくことが重要と考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 増田議員。

○増田好秀議員 分かりました。

次に移ります。SOSの出し方教育について、開催頻度と開催状況、また、今後についても伺います。よろしく申し上げます。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 SOSの出し方教育とは、児童生徒が悩みを抱えたときに、自らSOSのサインを発信できるよう、相談先や相談の仕方について事前の指導をする教育であります。文部科学省より、全ての学年において、少なくとも年1回の実施が求められております。それを受けまして、市内全ての学校において、命を大

切にする授業や人権擁護委員による出前授業など、発達段階に応じた取組を年1回以上実施しております。また、市川市教育委員会主催の研修会にて、自殺予防対策の視点や内容を含む研修を実施しております。今後につきましても、千葉県教育委員会作成のSOSの出し方教育指導教材などを活用しながら、一人一人に合ったSOSの発信方法について、さらに周知してまいります。

以上でございます。

**○大場 諭副議長 増田議員。**

**○増田好秀議員** 5年半前の6月定例会では、市川市はSOSの出し方教育は行っておらず、必要性を力説させていただきました。その上で、現状、常に各人1年に1回以上行っていること、分かりました。今回2017年6月定例会でお伝えしたことは繰り返しません、SOSの出し方教育は自殺対策における要部分だと考えております。引き続きよろしく申し上げます。

次に移ります。精神不調アセスメントツールRAMP Sについて、市の見解を伺います。よろしく申し上げます。

**○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。**

**○藤井義康学校教育部長** このアセスメントツールRAMP Sは、児童生徒がタブレットを用いて11の質問に答えることで、自殺のリスクや精神不調の状況が分かるというものでございます。リスクが可視化されることで自殺や精神不調の見直しを防ぐことにつながり、保護者や医療機関への説明、必要な支援につなげていく材料になると考えております。教育委員会といたしましても、導入した地域の動向を注視し、調査研究をしております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長 増田議員。**

**○増田好秀議員** 分かりました。私なりに調べてみると、RAMP S導入にはライセンスで年間7万円プラス生徒1人200円程度、さらにサーバー管理など経費がかかります。子どもの自殺リスクを下げるツールは、ずっと各市町村の取組を注視していましたが、検証後、全校導入事例もあり、これだなという思いがあり質問させていただきました。他市の導入事例や実績や開発者の背景やRAMP Sの詳細について、ここで共有させていただいてもいいのですが、この身近な例を少し共有させていただきます。日本語をほとんどしゃべれない2歳の息子が私のスマホをいじって言いました。「新幹線の動画」、そうすることで新幹線の動画を見ることができました。テレビに対してスワイプの動作をして、動かないんだと驚いた顔をしていました。そんな息子も、早いもので小学校2年生になりました。デジタルネイティブとされているZ世代も、もう28歳です。次の世代の方たちも着々とお兄さん、お姉さんになっています。精神不調の相談の入り口として、タブレットは有用だと考えます。調査研究の後、ぜひ導入検討、よろしく申し上げます。

また、これに限らず、教育委員会と市長ベースで、今後、子どもの自殺対策について話し合える環境を持っておくようお願いいたします。

次に移ります。子どもの自殺危機対応チームについて、市の見解を伺います。よろしく申し上げます。

**○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。**

**○藤井義康学校教育部長** 子どもの自殺危機対応チームにつきましては、長野県が設置したものであり、自殺の危険性の高い子どもと向き合う学校の教員や地域支援者を支える仕組みで、医師や公認心理師といった専門家で結成された組織であります。学校で自殺等が危惧される児童生徒に対応している教員にとって、専門家の助言があることは有効なサポートと考えます。本市におきましても、学校だけでは解決が困難な事案について、学校諸問題対応対策事業にて取り組んでおり、その委員から教員への助言により医療機関へつなげることができたケー

スもごさいますが、今後は子どもの自殺危機対応チームについて、他県の動向を含め、先進的な取組に注視し調査研究してまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 増田議員。

○増田好秀議員 再質問です。学校諸問題対応対策事業の構成メンバーについて伺います。よろしくお願ひします。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 学校諸問題対応対策事業とは、学校だけでは解決が困難な事案が発生した際に、教育委員会や学校が専門的な知識、経験、または識見を有する学校問題対策員から助言を受け、適切な対応が図れるようにするものであります。学校問題対策員の主な構成員は、医師、弁護士、学者、元校長などがございます。年々長期化、複雑化した問題は増加傾向にあり、それに伴い児童生徒間のトラブルや教職員の法的な根拠が求められる事案も増えております。自殺の防止も含め、事態の重篤化を防いだり、早期解決を図ったりするために相談できる体制になっております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 増田議員。

○増田好秀議員 分かりました。

さて、改めて質問意図について共有していきます。来年度の厚生労働省の予算概算要求の新規事業を丁寧に見てみると、若者の自殺危機対応チーム事業とあり、国の地域自殺対策強化交付金において、本事業の補助率は10分の10とあります。補助先は、残念ながら都道府県と指定都市のみですが、ただ、将来的には対象自治体を拡大して取組が継続されることも十分あると思いますので、適切なタイミングで、厚生労働省への予算拡大依頼、また、今後、仮に手上げ方式で交付金が受けられるようになった際は、真っ先に対応できるように調査研究準備をお願いします。

反面、少し私の杞憂だとも思っています。というのは、11年前の9月定例会に似たやり取りをした記憶があります。コミュニティスクールの導入意図で質問をさせていただき、結果的に前身となるコミュニティサポートの一部事業など、もう既に行っているという答弁でした。今回も子どもの自殺危機対応チームの導入が質問意図ではありますが、仮に今後、市川市が取り組んでいく際は、学校諸問題対応対策事業をベースに、すんなり移行できるようにも考えています。現場レベルでは痛いほど把握されていると思いますので、多くは共有しませんが、コロナ禍後の子どもたちへのケアを引き続きお願いします。また、重ねて検討をよろしくお願ひします。

次に移ります。市川市の自殺対策SNS相談事業について、まず経緯及び現在の状況について伺います。よろしくお願ひします。

○大場 諭副議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 LINE、ツイッター、フェイスブックを活用したSNS相談は、若者から高齢者まで幅広い世代が時間を気にせず、身近なコミュニケーションツールを用いて相談できるものです。本市においても、市川市こころの健康相談を開始した当初から、LINEによる相談を検討していましたが、総務省からガイドラインが提示され、本市の体制で実施することが困難であったため、導入を見送りました。現在、SNS相談は国や県が実施しており、本市では、これらを活用していただくため、市公式ウェブサイトなどで周知をしています。また、市川市こころの健康相談では、精神保健福祉士などの専門職が電話、面接、メールを組み合わせ、365日体制で相談に応じています。

以上でございます。

○大場 諭副議長 増田議員。

○増田好秀議員 4年半前の6月定例会で、当時の新市長が、LINEだったりICTを活用して相談体制をつくるのが一番大切と発言され、当時、自前でSNS相談体制を構築するんだ、市川市ってすごいなと思いましたが、導入されていないこと、分かりました。また、それとは別に「生きづらびっと」の周知、精力的にこころの健康相談に取り組んでいること、分かりました。

次に移ります。今後について。「生きづらびっと」の周知も有用ですが、SNS上だけで完結するのではなく、「#いのち SOS 市川」としてSNS地域連携包括支援事業を導入することが、今後の市川市の自殺対策上有用だと考えますが、市の認識について伺います。よろしくお願いします。

○大場 諭副議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 SNS地域連携包括支援事業は、厚生労働省が実施しているSNS相談に寄せられたそれぞれの相談に必要な支援機関につなぐ体制をつくるもので、国、自治体、医師会などの支援機関が一貫して課題解決に取り組むものです。この事業に参画するためには、支援機関の協力が必要となるため、支援機関と調整を図りながら、先行して実施している自治体の状況などを参考にして検討してまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 増田議員。

○増田好秀議員 分かりました。私たちがまず意識しなければならないのは、コミュニケーション方法の変化です。以前はコミュニケーションを取ろうとしたら、どうしていたのでしょうか。公園に集まって話し合っていたのかもしれませんが。私が学生の頃はマクドナルドのハンバーガー1つ65円。マックで話していました。ポケベルが出てきました。数字のみのやり取りがとても難しく、泣きながら早見表を見て解読していました。そしてPHSが出てきました。持ち運びが面倒くさくて、家に置いておいたら怒られました。iモードが出て、メールのやり取りが気軽にできるようになりました。おはよう、ハート、ハート、太陽、太陽、びっくり、びっくり、輝いている、輝いている。こんなにいっぱい絵文字を使うんだと驚きました。ちなみに、送ってきたのは男友達です。そして、ツイッター、LINEとSNSが出てきて、了解が「りよ」だけです。こんなに短文でコミュニケーションを取るんだと驚いています。実はまだまだ終わりではありません。20代の方たちのコミュニケーションツールの基本は、ショート動画サービスTikTokのDMです。さらに、10代の方たちのコミュニケーションツールは、3D仮想空間ゲームフォートナイトに集まろうぜと言い、おしゃべりをしています。では、将来はもっとデジタルリッチな環境で、よりリアルなメタバース空間でやり取りを。そんな状況下にある中、心機一転、単身で市川市に来てくださる18歳の新大学生、22歳の新社会人の方たちなどの自殺リスクを下げる上で、既存の「生きづらびっと」の周知も有用ですが、「#いのち SOS 市川」により、口頭での対話が難しい方や、対面や電話によるコミュニケーションが苦手な方たちにもアプローチできることは、やはり有用です。検討をお願いします。

今回はここまでにしておきます。今回のやり取りが少しでも市川市の役に立てばと思います。

以上です。

~~~~~

○大場 諭副議長 この際、暫時休憩いたします。

午後2時27分休憩

---

午後3時開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、選挙管理委員会事務局長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

小林選挙管理委員会事務局長。

○**小林茂雄選挙管理委員会事務局長** 発言の訂正をお願いいたします。先ほどの浅野議員の一般質問中、選挙支援カードの導入についての質問に対する答弁におきまして、代理投票された方の合計を153名と申し上げましたが、正しくは158名でありますので、訂正をお願いいたします。

○**松永修巳議長** ただいまの申出のとおり発言の訂正を許可いたします。

日程第1 一般質問を継続いたします。

つちや正順議員。

○**つちや正順議員** よろしくをお願いいたします。会派市民の声のつちや正順でございます。通告に従いまして一問一答で伺ってまいりたいと思います。

早速、最初の大項目、障がい福祉サービス事業所等に対する原油価格・物価高騰対策支援についてから伺います。

皆様御存じのとおり、昨今の物価の上昇によりまして、市民生活や経済活動に様々な影響が出ております。その影響が多面に複雑に及んでいる状況でございますが、ここは基礎自治体として、市民一人一人への隅々まで行き届いたきめの細かい視点を持って、この事態に対処しなければならないと思います。国や県では目と手の届かない、常に同じ地域で顔の見える同士、直接声の聞こえる人間同士のコミュニティーの中で、私たちが果たすべき役割と使命、責任が問われている、そういう局面であると言えると思います。私は前回定例会においても、この市川地域の福祉部門、とりわけ障がい福祉サービス事業所への速やかな対応等々をお願いしたところでございます。前回定例会にて支援を決めていただいた支援金については、今、私自身も、そして地域のこうしたサービス事業所の方々も一定の評価をすることでございますけれども、これについて、まず初めに伺います。

この障がい福祉サービス事業所等原油価格・物価高騰対策支援金の経過、進捗状況及び事業者からの反響について伺います。

○**松永修巳議長** 立場福祉部長。

○**立場久美子福祉部長** お答えいたします。

この事業は、コロナ禍における原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰による障がい福祉サービス事業所等の経済的な負担を軽減することを目的としている支援金給付事業です。10月1日付で事業の概要及び申請手続方法等の通知文を市内167法人、580事業所に郵送するほか、市公式ウェブサイトに掲載をいたしました。申請については、障がい福祉サービス事業所等原油価格・物価高騰対策支援専用メールアドレスにて送信していただくほか、郵送での受付を行っており、案内開始から1か月半を経過した段階で、申請のない法人や事業所に対しては11月21日付の勸奨通知を送付しております。

支援金は11月24日から給付を開始しました。11月末日までの申請件数は112法人、279事業所、支援金給付額の合計は3,165万円になります。申請受付は12月28日までとなっており、12月1日以降の受付分も審査を経て順次支給してまいります。また、事業者からは、物価高騰で運営が厳しいのでありがたいという意見を多くいただいております。

以上でございます。

○**松永修巳議長** つちや議員。

○**つちや正順議員** ありがとうございました。電気、ガスの話も今定例会で別の方の質問の中でありましたけれども、そういった面も含めて、やはり今回の支援というのは、あるのとないのとでは全然違うというふうに思います。今、事業者の方々とのコミュニケーション、反響について少し触れていただいたんですけども、これメ

ール等々でも事業者の方にこの支援金を広報するときに、Q&Aみたいなものを設けていただいて、先回りして、こういう質問が飛んでくるだろうなということに関しては配慮して載せていただいているのを私も確認いたしました。細かいことですが、とても大事なことだと思います。そういった細かいQ&Aとはまた別に、事業者の方々からの、どちらかといったら御意見とか、御要望ですとか、もう少し中身について、何か市として改めて意見を聞く機会ですとか方法、この件は結構繰り返し伺っているんですけども、改めてどういう機会を考えているのか再質問いたします。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

今後、自立支援協議会など障がい福祉関連の事業者の参加する会合などの際に御意見を聞く機会を持ちたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。ぜひどんどんと意見を拾い上げてください。今のところ、私のほうで直接事業者の方からいただいた声を少し申し上げておきますと、移動の際に車など燃料代がかかる訪問系、それから相談系のサービスはもう少し、やはりもう少し増額してくれるとありがたいということがありました。それと、やっぱり福祉部門ですと横串が刺さっているような事業者さんたちが連携してやっていますから、少しこの制度の枠組みから外れる事業者さん、例えば障がい福祉サービスの枠ではないが訪問看護系も全く同じような影響が出ていますので、こちらにも何らかの支援を考えていただけないかというような声をいただいています。今回は福祉サービス事業所への支援ですので致し方ないとしても、こういったアンテナを張れば、事業者の方々はもちろん、その周りの方々の声も拾えてくると思いますので、ぜひ細かいニーズを拾っていくということについて、今後とも情報収集に努めていただきたいと思います。

ここでもう一つ再々質問させていただきますけれども、現時点で申請のない事業所の方もいらっしゃるということでした。これについては、市としてはどのような理由があるとお考えか、御答弁をお願いいたします。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

申請のない事業者は、日常業務の多忙さや締切りまでに間のあることから、手続の遅れによるものと考えられます。また、現在も申請受付は続いているので、再度の勧奨通知の送付を予定しているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。受付業務、日常業務の多忙さという御答弁がありましたけれども、これは全く私も同感でございます。事実、前の定例会でも申し上げましたけれども、今コロナがまた新しく波が来ていますけれども、こういった事業所の方々には普通以上に私生活においても、とにかく感染対策に気を遣っています。というのは、少ない人数で運営している事業所で誰か1人でも感染者が出てしまえば、濃厚接触者として、その事業所に出勤することができなくなる。そうすると、サービスを止めなきゃいけない。あるいは1人当たりの感染しなかった職員さんの負担が何重にも重なってくる。やがてはコロナではないけれども、メンタルですとか精神的、肉体的にその職員さんがということも起きてきているということですので、そういう中でありがたくあるんですけども、申請障壁というものを少し酌んでいただいて、何か配慮していただけたらと思います。締切りが28日です。御承知のとおり、師走のこの時期は多くの方々、お忙しい時期だと思います。この事業所の方々も、またしかりでございますけれども、勧奨通知を送っていただけるという配慮があるとのこと

ですので、ぜひともよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、ここで(2)、これも前に聞いたんですけれども、一応あれからまた時間がたっていますので、今後の見通しと課題について伺います。原油価格・物価高騰は障がい福祉サービス事業所等にどのような影響をもたらすと考えられるか、市としての現状を、考えを教えてくださいたいと思います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

現在の物価高騰は、短期的に収束に向かうものなのか、あるいは長期的に継続するものなのか不透明であると認識しております。障がい福祉サービス事業所等の安定した運営は、障がいのある方を支援していく上で行政にとって重要な責務であり、課題であることから、今後の国の動向や社会情勢等を注視しながら、事業所への影響などを見極めていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。この物価の高騰、それにつられて我々の生活とか経済活動がどうなるか分からないということは、もうまさにそのとおりだと思いますけれども、その中でも、今おっしゃっていただいたように、市政の中でこの福祉に関する支援をかなり上位に据えて注視していただきたいということで、そのような内容の答弁もいただきましたので、引き続き私も注視しますので、市役所のほうでも注意深くお願ひしたいと思います。

それで、これはもしかしたら少し気が早いのかもしませんが、こうした支援、次の支援、先が見通せないわけではありますけれども、いつの時点で再度の支援を検討したりだとか、そういったことになるのか、もしあれば再質問いたします。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

今回の支援金は国の交付金を活用したものであることから、今後の国の動向や社会情勢等を注視しながら、事業所への影響などを見極めたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございました。もちろん大変なのは、優先順位が高い福祉といえども大変なところはいっぱいありますので、あらゆるところで影響が出ていますので、ここばかりにというわけにいかないというのはもちろん承知しているところでございますけれども、私自身も引き続きこの福祉分野の声というのは、少なくともこの議会でどんどんと上げ続けていきたいと思ひます。

少し目先を変えた質問をさせていただきたいんですけれども、この支援は、今、支援金の話に絞って議論を進めてきましたけれども、そもそももっともっと違う角度で市として独自にできる支援というのは私はあると思ひます。その最たるものが、もう2年前になりますか、常々皆様にお願ひしてきた家賃補助、それから、今回の定例会においても何人かの議員の方に質問していただきましたけれども、相談支援体制の増強、これについて度々お願ひをしておりました。こうしたところをふだんから増強していくというのも大きな大きな支援の一つになると思ひますけれども、ここで再々質問をさせていただきたいと思ひます。こうした家賃補助や相談支援の増強について、今検討していること、あるいは市はどう考えているのか、御答弁お願ひします。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

本市では障がい福祉サービス等を行う事業所に対し、事業所開設からの3年間の家賃補助や開設時の備品購入費、バリアフリー改修費など補助制度を実施しております。物価高騰等の影響は、繰り返しにはなりますが、不透明であることから、家賃補助等の支援について、今後も国、近隣市、事業所等の状況を注視し、慎重に研究してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 承知をいたしました。以前の定例会においても、あれは前の市長のときだったかもしれませんが、前向きにという話はいただいていたと思いますけれども、こちらのほうもぜひお願いをしたいと思います。従来からお願いしてきた家賃補助と相談支援の増強に関しての多くの事業者さん、それから、お医者さんですとか家族会の方でまとめた要請書というのは、恐らく市長にも共有されているのではないかなとは思いますが、いまいちそこを見ていただいて、そんなに大きなお金が、税金ですから大事ですけれども、多い少ないではないですけれども、予算も含めてちょっと見ていただけたらなと思います。そこをしっかりと市長ともども共有していただきたいと思います。

この定例会でも来年度の5%シーリングが議論になっていますけれども、田中市長もちろん御理解の上でだと思いますけど、私自身、やはり原点として、政治の目的というのは人の命と生活を守ることであって、緊縮財政は手段だということは、まず明確に申し上げておきたいと思います。ただ、もちろん私は財政規律とか、これはとても大事なことだと思いますので、これをすっ飛ばしてはいけないというのは私も同意しますが、ただ、やはりしっかりとこの手段と目的を間違えてしまえば、人間を大事にする政治というのは守れないと思いますので、このあたりはぜひお願い申し上げます。あわせて、そこから考えたときに、私が何度も申し上げている福祉部分のこの部分が今助けが必要なんだ、命の問題になっているんだということを改めて申し上げた上で、ぜひこの分野、前の市長のときに出しましたけれども、改めて要望書を見ていただきたいと思います。

いずれにしても、今回こういう支援金、手を打っていただきました。改めて感謝申し上げます。引き続きよろしくお願い申し上げます。ということで、この項目は終わりたいと思います。

続きまして、2つ目の大項目にまいります。仮称八幡市民複合施設の建設における児童遊園について伺ってまいります。

先月の22日に、財政部よりこの複合施設の建て替えの内容について御説明をいただきました。場所を分かりやすく言いますと、葛飾八幡宮に隣接する一連の施設の建て替えの話でございます。その中でも、線路沿いの通りに位置する公園ですね。もうこの地域の方だったら誰でも分かると思います。線路沿いの一番近い踏切のところにお手洗いがあって、中央部分に遊具があって、そして八幡様の参道側にベンチが設置してあるという、そういうつくりでございました。私も2歳になる娘ですとか家族とよく利用しますし、また、近隣の保育園にとっては貴重な園外保育の場として利用されています。それどころか、ここら辺に住んでいる人はみんなそうかもしれませんが、私自身も幼い頃からずっと使っている場所です。思い出もたくさん詰まった場所でございます。そういうこともあって、当たり前のようにある場所ですから、解体工事が始まって利用できなくなったときに、よくこれについて、私は少し調べれば分かるんですけど、お問合せいただくということがございました。特に同世代の子育てのママさん世代からいただくことがありました。当然、市役所にもそういう声があったかと思いますが、現在、遊具はなく、一時利用ということで開放していただいています。そのおかげもあって、今でも遊具がなくても、先ほども見ましたけど、たくさんのお子様たちが遊ばせてもらっています。

そこで伺いますけど、この一時利用の状態の八幡市民複合施設計画地における一時利用広場の利用期間、今の更地の状態でいつまで使わせていただけるのか伺います。



○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

仮称八幡市民複合施設の整備については、旧施設の解体工事が終了し、敷地の一部を広場として午前8時から午後6時まで開放しており、新築工事に着手する令和5年7月頃まで御利用いただく予定となっております。こうした一連の計画につきましては、自治会への回覧や近隣の幼稚園及び保育園に対し、文書による通知を行ったほか、現地において掲示しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 令和5年、来年の7月頃まで利用ができるということが分かりました。そして、これはすごい大事なんですけど、その後もしっかり公園ができるということ、これも確認をさせていただきました。新しい公園になるのが、予定では令和7年7月頃ということでした。申し上げておくと、私はこの近辺に近いので分かりますし、この地域の方々は文書等々で分かると思いますけど、駅に近くてすごく立地がいい公園ですから、例えば宮久保ですとか曾谷ですとか北方、それから東菅野、そういったところのママさんたちが、パパさんたちもそうですけど、自転車で駅に送り迎えして、その帰りに遊ばせたりとか、あとは買物のついでに八幡の駅の近くで、あそこで遊ばせたりということで、宮久保とか曾谷とか、その地域の方々、意外とそこの方たちからの問合せが多かったというのが私は体感ですね。ですので、そういった方々にも、使っている方はいっぱいいますので、何か分かる形で周知をお願いしたいと思います。

それから、再質問として、何かほかに保護者の方々から市に問合せがないか伺っておきます。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

児童遊園地の解体が決まってからは、小さな子どもが遊ぶ場所を新施設にも残してほしい、新施設が完成するまで遊べる公園がないのは困るといった意見や要望をいただきました。また、現況の広場を開放してからは、犬の散歩時のリードの着用や自転車の駐輪禁止に関する注意喚起が要望されております。こうしたことから、現場において掲示物により周知をしているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。今御答弁の最後のほうで、公園利用に関するルールの話にもなったと思いますけれども、これはこれとして少し次の項目でお話したいと思いますが、やっぱり公園は残してほしいというのは率直な市民の本音だと思います。今、設計図を頂いて、当たり前のようにあそこは公園になると認識していますが、私自身はやっぱり地元の人間として、率直に感謝しなきゃいけないことだと思っていますので、ぜひすばらしい公園、児童遊園地にしてほしいと思います。

そして、令和5年7月から令和7年2月頃までの約1年半、これは利用ができなくなるのかなと思うような答弁だったんですけど、念のため確認で、そうした理解でよろしいのか、周知等々もこれからどうするのかお伺いします。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

当該広場は令和5年7月以降、新築工事の資材置場などに活用するため、約1年半御利用いただくことができなくなりますが、その周知は来年1月の住民説明会でお知らせするほか、現場において工事に関する案内とともに、広場の利用についても掲示したいと考えております。加えて、関係者、近隣の保育園及び幼稚園に対して別

途通知をいたします。なお、広場利用の期間、こうしたことに関する問合せ、意見については、現時点で私どもには届いておりません。

以上でございます。

**○松永修巳議長** つちや議員。

**○つちや正順議員** ありがとうございます。問合せが今のところは来ていないということですけど、それはそうだと思います。前回使えなくなったときも、使えなくなって、あそこがフェンスで覆われたときに、やっぱり皆さんわっと気づいて一時的に来るわけですから、また来年の7月ぐらいにそういうことが起きるかもしれませんけれども、私からももう1回公園はできるよと、ただし1年半使えないんだよということももう確認しましたので、そういう理解を八幡地域はしていただいているでしょうけど、さらに少し離れたところから来ていただいている保護者の方にもしっかりとお伝えできたらなというふうに思います。では、ここまででこの項目は質問を終わりたいと思います。

続きまして、(2)完成後の設備と利用について、次からはリニューアル後のことを少し中心に伺ってまいりたいと思います。まず、この児童遊園地が完成した際の設備と利用時間について御答弁をお願いいたします。

**○松永修巳議長** 稲葉財政部長。

**○稲葉清孝財政部長** お答えいたします。

新児童遊園地には様々な遊びが可能な複合遊具を設置するほか、建物との間に幼児広場を設ける計画で設計を進めております。利用時間につきましては、関係者や近隣住民の御意向なども踏まえ、検討したいと考えております。

以上でございます。

**○松永修巳議長** つちや議員。

**○つちや正順議員** ありがとうございます。様々な遊びができる複合遊具を設置する。遊具を設置する。そして今回、幼児広場を併設していただくということで、どんな内容になるのか、すごく期待するわけですが、公園といえば、まず遊具ですから、ここから再質問いたしますけれども、この設置の遊具の内容というのは、どのようなプロセスで決まっていくものなのか。何か詳細を、例えば安全性の基準ですとか、市民の声をどの程度反映できるものなのかですとか、このあたりを併せて再質問いたします。

**○松永修巳議長** 稲葉財政部長。

**○稲葉清孝財政部長** お答えいたします。

これまで実施した住民説明会やワークショップからの要望などを踏まえ、子どものための複合的な遊具に加え、多世代が楽しめる健康増進にも寄与する健康遊具の設置を検討しております。なお、設置する遊具については、設計事業者や庁内関係部署と協議し、安全性に配慮してまいります。

以上でございます。

**○松永修巳議長** つちや議員。

**○つちや正順議員** ありがとうございます。具体的にはこれからということだと思いますけれども、別の質問者の質疑でも同じような御答弁があつて大変参考になったんですけれども、よくよく住民説明会、ワークショップ等で住民の意見、要望も踏まえていただけるということをお願いしたいと思います。

また、健康遊具というものをつけるというお話でしたけれども、こちらのほうにも、もう当然、皆さん御承知のとおり、あのあたりは御高齢の方々もたくさんお散歩なんかにご利用されていますので、その視点もぜひ取り入れていただいて造っていただけたらなというふうに思います。

そして、(2)再々質問、先ほど少し触れましたけれども、ルールの話でございます。公園のルールについて確

認しておきたいのですが、その利用について、ボールの使用制限だとかペットの扱いですとか、よく各公園に利用ルールが掲示してありますけれども、ああいったものを検討しているのか、あるいはどういう内容を掲示する予定でいるのか、現状決まっているものがありましたら教えてください。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

児童遊園地を安全かつ快適に御利用いただくためには、ルールの周知は大変重要と認識しております。そこで、景観に配慮しつつ、ボール遊びや犬の散歩時のリードの着用などについて、利用上の注意事項として掲示したいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。ボール遊びとか犬のリードについて、ルールについて教えていただきましたけれども、これまた同じく先順位者の方が公園内のたばこのポイ捨ての質疑をされていて、これも本当にすごく大変参考になったんですけれども、児童遊園地ですから、公園とは少し運用が違うということで、児童遊園ですと令和2年に要綱が改正されて、全面禁煙というふうになっておりますけれども、しかし、やっぱりポイ捨ての心配というのはあるわけで、そしてごみですね。ポイ捨てのごみの問題もあるわけでして、そのあたりについてもよく配慮していただいて、造っていただけたらと思います。

最後になりますけれども、この項目最後にいたしますけれども、この児童遊園の幼児広場と児童広場に分けるという話でしたけれども、何かこういった点を中心に、もう少しこの新しく完成する公園とこれまでの公園の違い、これも決まっているところまでになると思いますけれども、教えていただきたいと思います。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

旧施設には未就学児向けの遊具は設置されておりましたが、利用者などは特に限定はされておませんでした。一方、新施設には、乳幼児を安全に遊ばせたいといった意向を踏まえまして幼児広場を設置することとしましたものでございます。なお、あわせて、子どもの飛び出しを防止するための柵を兼ねた腰かけの設置、こういったものも検討しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。まだまだ中身についてはこれからということなんでしょうけれども、走り回りたい子どもたちもいれば、まだまだつかまり立ちで、うちの子どもはまだ公園は危ないかなという方でも利用できることになるかと思っておりますので、これはとても安心で、ありがたいことだと思います。繰り返しになりますけれども、具体的な要望等々、また市民から柔軟に取り入れていただいて、引き続き設計、建築に取り組んでいただきたいと思っております。一日も早くできることを本当に楽しみにしておりますので、よろしく願いいたします。この項目は、これで終わりたいと思っております。

続きまして、大項目の3つ目、新型コロナウイルスワクチン健康被害見舞金について質問いたします。

今回質問に選択させていただいたんですけれども、先順位者の方々、非常に詳しく質問していただきましたので多くは聞きません。ただ、1点だけ、それらの答弁を踏まえて伺いたいんですけれども、この制度、本市の健康被害見舞金の前提となっているのが国の健康被害救済制度ということ、そういう答弁があったと思います。そこで、国の健康被害救済制度の認定状況、これがどうなっているのか伺いたいと思います。これだけお願いします。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 国の救済制度への申請状況は、11月24日時点で受理数が5,207件です。そのうち審査された案件は1,377件で、おおむね9割に当たる1,228件が認定されています。なお、3,830件が審査待ちとなっています。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 御答弁いただきました。御答弁はもうこれだけで結構なんですけれども、これでおおむね全てのこの制度に関する内容が出そろったと思います。少しだけまとめさせていただきたいんですけども、まず、本市独自の見舞金については、この審議後に1月から支給するという運びであるということ、そして、このワクチン接種による健康被害に対する支援制度を千葉県内で実施している自治体はなくて、県外では愛知県、山梨県が県単位で、大阪府泉大津市では市単位で実施しているということ、そして今年度の相談件数は約1,100件、その多くはワクチン接種後の発熱や家庭でのケアの方法についてであり、接種後によく見られる症状に関する内容であったということ、それから、これも大事ですね。市川市における新型コロナウイルスワクチンの接種数は延べ140万人であり、そのうち健康被害による予防接種健康被害救済制度について、国へ届けた数は26件で、割合でいうと約5万人に1人であったということ、もう少し言うと、市に申請された主な症状は急性心筋炎や脳梗塞、呼吸困難、そして国で認定された3人の主な症状は、指の硬直、顔面の神経麻痺、アナフィラキシーといったものだったというふうに伺っております。市としての方針としては、接種対象者は生後6か月以上の全ての方であり、かつ対象範囲が広くて、本市でも延べ140万回の接種を実施していることから、接種後に副反応が生じ、国の健康被害救済制度を申請する方も多くなっているという意識があるということ、その中で、この制度が必要なんだということをおおむね答弁の中で伺ったかと思えます。

まず前提として申し上げておきますけれども、私はこの制度は非常に勇気のある、意味のある制度を用意してくださったと思います。振り返りましたけど、千葉県の中でもそうそうこの制度をつくっているところはないと。と申しますのも、実は私にもこのコロナのワクチンに関していろいろなお問合せがあったのは事実としてあります。これは皆様も、もしかしたらそういう身に覚えがあるかもしれません。当然国は、今ワクチンを打ちなさいという方針で政府広報のCMをやっていますね。それに対してどうこう言うつもりは全くありません。ただ、一方でワクチンを打つことに対して不安を感じている方ですとか、疑義が生じて、これは本当に大丈夫なんですかという人がいることも事実なんです。こういう人がいるということは事実ですし、こういう人たちを無視してはいけないし、それを無視していいものなのかといたら、私は、そんなことはないと思いますので、そういう意味で、私自身も自分の個人の判断で、現在ワクチンを接種しています。ただ、ここで自治体として大事なものは、打つ打たないを強制するということではなくて、打った人がいたならば、打った人の選択を尊重する、打たない人がいたならば、それもやっぱり尊重しなければいけない。その選択の中で何か健康被害だとか、その方にとって困ったことがあったらば、自治体がまずは率先してそれを救済するという姿勢が必要なんだということだと思います。

こういうふうに言いましたけど、これをやっている自治体が少ない中で、今回、市川市はこういう制度をやったわけですから、非常に市民に寄り添ったすばらしい政策だったと思います。数の多い少ないだとか市民の関心の高い低いではなく、まだまだ分からないこともいっぱいありますし、これは議論がまだまだあることなので、健康被害どうなっていくかは分かりません。ただ、困っている人がいるなら、まず助けようという発想、これが一番大事なんだと思いますので、引き続きこの制度をよろしく願います。

ここで、(2)に移りますけれども、健康被害の救済制度について、広報の面でこれからどのような展開を考え

ているのかだけ、(2)伺います。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 健康被害救済制度については、接種する医療機関や集団接種会場に制度の案内を掲示しているほか、広報紙や市公式ウェブサイトにも掲載しています。また、広報紙の1月1日号では、この救済制度と本市の見舞金制度について、制度の概要や申請の方法、流れについて分かりやすく紹介する予定です。今後も健康被害に遭われた方が申請できるよう、一層の周知や広報に努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。これからまだまだ、もしかすると問題が広がっていくかもしれませんので、引き続き今の姿勢で住民を守ってほしいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、最後の大項目の質問にまいります。風致地区内旗ざお敷地の大型共同住宅建築について質問をしてみたいです。

この緑地指導については、もう以前の定例会でも私から質問とお願いをしてみました。議論もさせていただいたと思っています。もちろんまだ十分ではありませんけれども、この緑地保全をめぐる一連の考え方について、私は今も変わりがありません。風致地区の緑は守っていくべきであるという、そういう考え方でございます。これを前提に質問を進めていきたいと思うんですけれども、令和4年の9月定例会でリーフレットを作成していただけたというお話がございました。建物の建築については条例上の制限がないことから、敷地内の緑化を促すリーフレット等を作成し誘導を図れるよう検討していくという御答弁をいただきました。その後のリーフレットの作成の進捗、今後の対応について伺います。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 リーフレットの作成の進捗状況ですが、これまで窓口での相談時には、市川市の風致地区の概要や風致地区内で許可を要する行為、制限の内容など、許可申請に係る事項を記した「市川市の風致地区」というリーフレットを配布しておりました。今回、新たに風致地区内の緑化を促す資料として、「風致地区の景観の維持における植栽のお願い」と題したリーフレットを作成し、今まで窓口にてお願いしていた既存樹木の保存や生け垣緑化等について明文化し、敷地になるべく樹木等を植栽していただけるよう、11月下旬より窓口にて配布を開始したところであります。今後といたしましては、風致地区の許可申請を記した今までのリーフレットに加え、今回作成した緑を促すリーフレットを併せて配布し、風致地区内の緑化を誘導してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。リーフレット、これですね。このリーフレットを作成していただいたということでございますけれども、11月下旬から配布を始めているということでした。大事なのは、これが住民の方々にとって納得いく内容になっているのかどうか、そして再検討の余地はないのか、この点が重要であると思いますので、継続して門戸を開いて、住民の方々とのコミュニケーションを図っていただきたいと思っております。

もう1点伺います。この風致に関しまして、本当に工事現場の周囲の住民の方々がいざと活動していただいているわけでございますけれども、こういった風致を守る会の市民の方々に対して、令和4年3月29日、市川市街づくり部から質問に対する回答の文書があったということ、これはもう御確認いただいていると思っておりますけれども、そこに高さの制限を超えない場合には、建築物を建築する場合に風致の維持に有効な措置としての緑化措置等を求めている旨の記載があります。この内容と今回作成したリーフレットの違いをどのように捉

えればいいのか、取扱いを変更したのかどうか伺います。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 リーフレットに記載されている内容につきましては、今まで窓口にてお願いしていたことを分かりやすくまとめたものであり、風致地区条例の解釈や指導方法については違いはございません。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 違いはないということでした。そして取扱いに変更はないということでした。

もう1点伺ってまいります。風致地区内の植栽を誘導するということでしたけれども、中に具体的な指針というものはあるのでしょうか、伺います。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 緑化の誘導は行政指導であり、具体的な指針はございませんが、分かりやすいようイラストによる緑化イメージ図を用いて誘導してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 御答弁をいただきました。これも指針は特にないという御答弁でしたけれども、12月18日、今週、住民に対して説明会をしていただけたということ、私も伺いました。この問題は住民の方の疑問や言いたいことが非常に多岐にわたっています。今言ったような緑化への取組等々、それだけじゃありません。かつまた議員が後でまた質問されると思いますが、切り口、論点がいっぱいありますので、ぜひしっかりと説明会のときに住民の方々と議論をしていただきたいと思います。

その説明会は2時間ということなので、2時間でしたかね。時間が限られていますので、今、緑地保全にフォーカスした市民の声をここでお伝えするだけしておきますので、説明会でもしかしたら取り扱うかもしれませんので、ちょっと聞いておいてほしいんですけども、まず、風致地区内において従前が宅地である場合の建築行為において、敷地内に植栽の必要性を認めるということなのかどうか。そしてもう一つ、前回定例会において風致地区内の緑化についての答弁で、宅地開発条例と風致地区条例の両方が適用されるケースとしましては、例えば事業区域の面積が300㎡以上の集合住宅の建築で、同時に宅地造成が行われる場合がありますが、この場合、宅地開発条例の緑地率及び風致地区条例の緑地率のいずれか高い率に適合することを審査しており、合算した率では審査することはございませんと言っていた。これは今も変わらないのか。そして、宅地開発条例第23条は都市緑化法に基づいて公益的施設としての緑化施設を要請している一方で、風致地区は都市計画法に従って風致の維持を求めているのであって、2つの法律がそれぞれ求めている内容が違うのに、なぜそれを1つにするのか、都市計画法に定める風致地区は特別法によるものであるのに、1つにすることはできないはずであると、これも意見ですけれども、ありますので、この緑地保全、そして緑地指導についても、この議会で触れたもの、まだまだ触れていないものもありますけれども、こういうことも含めて話してほしいんですけども、私からまず一つ、市役所の職員の皆さんに申し上げておきたいのは、ある日突然、自分の家の隣に大きい建物がどんと建てられると。説明を聞きに行ってきたら、その業者の方は、条例なんて関係ないと、破ってもいいんだと、建てたいものを建てるし、あなたたちの意見は聞かないんだと、端的に言えばこういう状況ですよ。そういう方々がろばいしている中、混乱して当たり前だと思うんです。そういう方々にいろいろ市として気を遣う部分はあると思うんですけども、もっともっと懐に入って寄り添っていただきたいと思うんです。私は、あくまでこれは悪いのは、やっぱりどこまでいっても業者だと思いますので、それに伴って市役所とも、本来であれば住民の方々が連携してそこに立ち向かうのに、住民の我々からすると、市役所のほうがこっちを向いていないんじゃないか

ということなので、今回説明会をしていただきますけれども、あくまでも今そういう状況ですので、引き続き御対応をお願いしたいと思います。

そういう願いも込めて、(2)の次、安全確認における住民、市役所、業者間の情報共有について、最後の質問に行きたいと思います。今、工事車両の往来が、今工事は止まっていますけれども、最近までありました。この工事予定日の内容ですとか、工事予定日自体ですとか、あるいは何かイレギュラーがあった場合、この住民、市役所、業者間、3者間で情報共有を行ってほしいなというふうに思っているわけですが、これについて、今現状どうなっているのかから、まず伺います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

これまで市が知り得る工事日程等につきましては、近隣住民の方々と可能な限り共有するよう努めてまいりましたが、一部急な工事日の変更には対応ができていない状況にありました。本市といたしましては、事業者に対し工事の日程や内容について随時報告するよう求めており、引き続き事業者から得られた工事の情報については近隣住民と共有を図ってまいりたいと考えております。

また、工事車両の通行につきましては、通学時間帯の通行を控えること及び現場に交通整理員を配置すること等について、事業者が地元の小学校と協議を行っておりますので、今後も協議の内容を遵守し、安全対策を徹底するよう事業者に求めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 御答弁いただきました。今の市側の経緯が事実だとすれば、やっぱりこれは改めてとんでもない話だなと思うわけです。これだけ騒ぎが起きているのに、市役所に対しても工事の日程を知らせるとか、知らせたり知らせなかったり、急に言ってきたりと、そういう状況なわけですよね。やっぱり本当に改めて憤りというか、そういうものを感じるわけですが、もう少し具体的に伺いたいんですけども、これまで工事の予定等について事業者とどんなやり取りがあったか、もう少し臨場感を持って伺いたいということ。

それと、下校時間帯に工事車両の通行について市民から私のほうにも情報が入ることがありますけれども、こうした場合の対応について、事業者に対して市民が、例えば市役所に何か連携してほしい、協力してほしいという場合には、我々としてはどういうふうになればいいのか教えていただきたいと思えます。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

これまで市からも事業者に連絡を取り、工事の日程や内容の確認に努めてまいりましたが、事業者からの情報提供は、工事の直前や、連絡がなく急な変更の場合もあったため、近隣住民との情報共有が十分に行えていない状況となっております。工事車両の通行におきましては、これまでも市には近隣住民の方から連絡をいただいております。その都度、市から事業者に対し厳重に注意するとともに、地元小学校との協議内容を厳守するよう、安全対策を徹底するよう、また指導を行っております。今後もそのようなことがないよう、事業者並びに施工業者へ注意、指導を行うとともに、仮に守られないような事態が発生した場合は、市に御連絡をいただければ、事業者に対し厳重注意を行い、安全対策を徹底するよう指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。今ここまで伺ってきたのは、市側から見た視点というか、見えている状況ですよね。こういうことをやっぱり住民の方にもどんどんと共有してほしいと思うんですね。住民の方

から連絡があったときに、聞いていません、聞いていますとか、そういう対応だけではなくて、実際、我々も現状こうなんですよということを、これが事実であるならばしっかりとコミュニケーションしてほしいと思うんですね。それも含めて私は寄り添うことの第一歩だと思うので、ぜひ共有していただきたいと思います。

今、市側の視点でしたけれども、じゃ、今度は住民側の視点、こういった一連の出来事を住民側はどういう視点で見ていたのか。御案内しますけれども、ここに現場を見たときのメモ紙があります。2022年3月23日から3月31日までの重機を使った貯留槽の工事、5月11日のコンクリート注入工事は事前連絡がない。道路通行止めを伴う水道布設工事に11月18日金曜日の夜に案内が配布され、11月21日月曜日に実施、実質ゼロ日前の案内である。当日は道路迂回の案内もない。前の通り、デイスサービスの車、宅配業者、灯油の配達業者など大変支障を来していたと。そして、水道工事に関しては9月14日実施と案内が入ったが、連絡なしで中止。10月14日も中止。11月15日も、いずれも連絡なしで中止。10月15日、11月17日、複数回にわたる重機を扱う大きいコンクリート車、連絡もなく通行していたと。毎回ではないですが、直近では12月1日、2日も下校時間帯に大きなトラックが誘導の警備員もなく出入りしていると。実はこれ、私は日にちを覚えていないんですけど、大型車両が急に入ってきてという現場は、私も目撃しています。実際この目で見ていますので、学校も含めて連絡体制を取るようにはしていただいていると言いますが、結果を見たらどうか。住民の方々が見えている景色はこれなわけですよ。そうすると、いろんな不信が生まれてくるということは、もう分かっていただけだと思います。そういうことを前提に、ぜひ12月18日、住民との話し合い、どういう展開になるか分かりませんが、どうか双方膝を突き合わせて、建設的な説明会になるようお願いをしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○松永修巳議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時50分散会



第 8 日

令和4年12月16日（金曜日）

令和4年12月市川市議会定例会議事日程（第8号）

令和4年12月16日（金曜日）午前10時開議

- 第1 一般質問 稲葉健二議員、秋本のり子議員、越川雅史議員、かつまた竜大議員
- 第2 発議第11号 市川市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 第3 発議第12号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出について
- 第4 委員会の閉会中継続審査の件
- 第5 委員会の閉会中継続調査の件

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 発議第11号 市川市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第3 発議第12号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出について
- 日程第4 委員会の閉会中継続審査の件
- 日程第5 委員会の閉会中継続調査の件

---

出席議員 42名

|   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|
| や | な | ぎ | 美 | 智 | 子 |
| さ | と | う | ゆ | き | の |
| 長 |   | 友 | 正 |   | 徳 |
| 佐 |   | 直 | 友 |   | 樹 |
| つ | ち | や | 正 |   | 順 |
| 小 | 山 | 田 | 直 |   | 人 |
| つ | か | こ | た | か | の |
| 鈴 |   | 木 | 雅 |   | 斗 |
| 国 |   | 松 | ひ | ろ | き |
| 石 |   | 原 | た | か | ゆ |
| 清 |   | 水 | み | な | 子 |
| 廣 |   | 田 | 徳 |   | 子 |
| 増 |   | 田 | 好 |   | 秀 |
| 中 |   | 町 | け |   | い |
| 久 | 保 | 川 | 隆 |   | 志 |
| 浅 |   | 野 | さ |   | ち |
| 中 |   | 村 | よ | し | お |
| 細 |   | 田 | 伸 |   | 一 |
| 石 |   | 原 | み | さ | 子 |
| 青 |   | 山 | ひ | ろ | か |
| 大 | 久 | 保 | た | か | し |
| 小 |   | 泉 | 文 |   | 人 |

|   |   |      |
|---|---|------|
| 高 | 坂 | 進    |
| 金 | 子 | 貞    |
| 秋 | 本 | のり   |
| か | つ | ま    |
| 西 | 村 | 竜    |
| 宮 | 本 |      |
| 中 | 山 | 幸    |
| 松 | 永 | 鉄    |
| 荒 | 木 | 詩    |
| 石 | 原 | よしのり |
| 加 | 藤 | 武    |
| 稲 | 葉 | 健    |
| 越 | 川 | 雅    |
| 大 | 場 |      |
| 堀 | 越 |      |
| か | い | づ    |
| 松 | 井 |      |
| 竹 | 内 | 清    |
| 松 | 永 | 修    |
| 岩 | 井 | 清    |
|   |   | 海    |
|   |   | 巳    |
|   |   | 郎    |

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

|   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|
| 市 | 長 | 田 | 中 | 甲 |
| 副 | 市 | 松 | 丸 | 多 |
| 代 | 表 | 菅 | 原 | 卓 |
| 監 | 査 | 田 | 中 | 庸 |
| 委 | 員 | 水 | 野 | 雅 |
| 教 | 育 | 麻 | 生 | 文 |
| 長 |   | 植 | 草 | 耕 |
| 危 | 機 | 鹿 | 倉 | 信 |
| 管 | 理 | 小 | 沢 | 俊 |
| 監 |   | 稲 | 葉 | 清 |
| 広 | 報 | 佐 | 藤 | 敏 |
| 室 | 長 | 森 | 田 | 敏 |
| 長 |   | 蛸 | 島 | 和 |
| 総 | 務 | 小 | 塚 | 眞 |
| 部 | 長 | 関 |   | 武 |
| 長 |   |   |   | 彦 |
| 中 | 核 |   |   |   |
| 市 | 準 |   |   |   |
| 備 | 担 |   |   |   |
| 当 | 理 |   |   |   |
| 事 |   |   |   |   |
| 企 | 画 |   |   |   |
| 部 | 長 |   |   |   |
| 財 | 政 |   |   |   |
| 部 | 長 |   |   |   |
| 長 |   |   |   |   |
| 情 | 報 |   |   |   |
| 政 | 策 |   |   |   |
| 部 | 長 |   |   |   |
| 長 |   |   |   |   |
| 文 | 化 |   |   |   |
| ス | ポ |   |   |   |
| ー | ツ |   |   |   |
| 部 | 長 |   |   |   |
| 市 | 民 |   |   |   |
| 部 | 長 |   |   |   |
| 長 |   |   |   |   |
| 経 | 済 |   |   |   |
| 部 | 長 |   |   |   |
| 長 |   |   |   |   |
| 観 | 光 |   |   |   |
| 部 | 長 |   |   |   |

|                   |     |       |
|-------------------|-----|-------|
| 福 祉 部 長           | 立 場 | 久 美 子 |
| こ ども 政 策 部 長      | 秋 本 | 賢 一   |
| 保 健 部 長           | 二 宮 | 賢 司   |
| 環 境 部 長           | 根 本 | 泰 雄   |
| 街 づ くり 部 長        | 川 島 | 俊 介   |
| 道 路 交 通 部 長       | 藤 田 | 泰 博   |
| 水 と 緑 の 部 長       | 高 久 | 利 明   |
| 行 徳 支 所 長         | 菊 田 | 滋 也   |
| 消 防 局 長           | 本 住 | 敏 敏   |
| 選 挙 管 理 委 員 会 長   | 小 林 | 茂 雄   |
| 事 務 局 長           | 藤 城 | 久 保   |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 板 垣 | 道 佳   |
| 会 計 管 理 者         | 小 倉 | 貴 志   |
| 教 育 次 長           | 永 田 | 治 康   |
| 生 涯 学 習 部 長       | 藤 井 | 義 康   |
| 学 校 教 育 部 長       |     |       |

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|           |     |       |
|-----------|-----|-------|
| 事 務 局 長   | 小 泉 | 貞 之   |
| 事 務 局 次 長 | 六 郷 | 真 紀 子 |
| (議事担当)    |     |       |
| 主 幹       | 米 津 | 孝 成   |
| 副 主 幹     | 金 子 | 貴 一   |
| 主 査       | 尾 本 | 悠 介   |
| 主 任 書 記   | 北 川 | 陽 一   |
| 主 任 書 記   | 高 柳 | 陽 一   |
| (調査担当)    |     |       |
| 主 幹       | 上 原 | 高 悠   |
| 主 査       | 前 田 | 康 貴   |
| 主 査       | 岡 澤 | 英 智   |
| 主 任 書 記   | 荒 木 | 智 明   |
| 書 記       | 福 井 | 寿 明   |

午前10時開議

○松永修巳議長 ただいまから本日の会議を開きます。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 松井努議員。

○松井 努議員 議長にお伺いをいたします。憲法32条「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。」と定めています。令和4年11月28日は、第800号千葉地裁での名誉毀損による慰謝料請求事件の裁判に、松永修巳議長は議会事務局長を伴って傍聴に来られました。この日は、原告である私と、被告越川議員ほか21名の議員が出廷をした口頭弁論の最終日でした。裁判長からの、審理が終わり来年1月27日午前10時10分に判決を下すという宣言がされました。12月2日、議会の開会日に、突然、越川議員、中山議員、清水議員、増田議員、稲葉議員から、私、松井努に対し、議員辞職を含め自らの責任の取り方を示すよう勧告する決議が出され、23対17で賛成多数で可決されました。この決議の内容は、まさに上記裁判での係争中の事案であります。そして、この決議案、主な争点は、私が裁判を起こしたことは許されないと理由であります。そこで、冒頭に記した憲法32条、何人も、裁判を受ける権利を奪はれないと定めております。議長の見解をお伺いいたします。

○松永修巳議長 ただいまの議事進行につきましては、おっしゃるとおり、私も重々承知しております。憲法に定める裁判権の行使については、そのとおりであると思います。ただし、本会議での採決の結果について、一々裁判訴訟に持ち込むということが、果たして適当であるかどうかということは、やはり疑問に感じざるを得ません。今、松井議員からの議事進行については御意見として伺っておきますので、御承知おきをいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 松井努議員。

○松井 努議員 それは逃げですね。いいですか。地方自治法104条「普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。」議会を統理するんですよ。整理するんですよ。しかも、公平、公正が議長の務めでしょう。今の話聞いていますと、三権分立の日本のこの法治国家の中で、議会の決議に勝るものはない。要するに議会の決議より以上のものはない。裁判を訴えたほうが悪いというふうに聞こえましたが、それでいいんですか。お答えください。

○松永修巳議長 別に私は裁判を起こしたことが悪いとかいいとかは言っておりません。議長といたしましては、先ほど申し上げたとおり、議事の進行に関係ないものでございまして、本議事進行につきましては、私のほうから松井議員に御注意を申し上げたいと思います。1月27日に判決が出ますので、その結果において、また新たな展開が生じるものと考えております。

以上でありますので、御意見として承っておきます。これ以上進めることはちょっと議事進行に値しないと思いますので、発言を御遠慮願います。

〔「議長、これは大変な問題ですよ。最後に一言だけお願いします」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 簡潔に願います。

○松井 努議員 この問題は、市川市のこれからの判例、事例として残る形になりますよ。議会の議決が裁判に起こされたということは大変重要なことであると私は思っておりますよ。それを、今の意見聞いていると、議会で決まったことについて、私が今言っていることについて、何ら議長としては検討する余地がないというふうに聞こえましたね。それでいいんですか。それじゃあ、あなた、だって、今回は……。

○松永修巳議長 発言を止めてくださいよ、お願いします。これ議事進行でありますけども……。

○松井 努議員 そうじゃないですよ。いいですか。この私の議員辞職勧告の主な争点の中は、裁判を起こしたことを許さないって書いてあるんですよ。裁判をやる権利、私にあるんですよ。それをあなた、議会がそろって、議長まで不公平なそんな態度、発言はないでしょう。

○松永修巳議長 着席願います。それは松井本人の意見でありまして、ほかの方の意見もございまして、その結果については後ほど判明しますので、その後また検討していきたい、このように考えます。議長の議事整理権、保持権は十分承知しておりますので、御了承願います。

日程第1 一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

稲葉健二議員。

[稲葉健二議員登壇]

○稲葉健二議員 おはようございます。創生市川の稲葉健二でございます。一般質問を行わせていただきます。

初めに、キャッシュレス決済についてお聞きします。

現在社会生活の中で、現金以外の決済方法が急速に進んでいます。スマートフォンの進化が後押しをしている状況です。市役所の住民票を取る際の手数料も、少し前までとは違って、かなりの決済方法が利用できるようになってきました。市川市文化会館も使用料やチケットを購入する際に、QR決済やクレジット決済が利用できています。八幡市民会館も12月1日から現金以外にPay Payが使えるようになりました。市民生活の中でキャッシュレス決済が進む中で、市は今後どのように考えていくものなのか。また、短期的に考えるものと中期的に考えるものと分けてお答えください。

次に、市の手数料、使用料、税金の取扱いについてお聞きします。現在どのようにキャッシュレス決済が進んでいるのか。また、現状の説明と課題があればお願いします。現金の取扱いでは、釣銭の準備や収納したお金の処理など、職員にとっても負担が多い部分があると思います。また、市が現金で直接収納する以外では、経由する収納先に手数料を支払っていると思います。手数料も収納機関によって差もあるようです。市民の方からは、キャッシュレス決済方法が多様化してくれば便利であるし、現金の持ち歩きもしないで済むという意見や、自分が主としている決済方法が対応していない、クレジットカード決済が1万円を超えると、払う側が手数料を支払わなければならないなどの声を聞いています。今後の市の方向性をお聞かせください。

次に、地域通貨との連携についてお聞きします。市川市は来年の5月に特定の地域でデジタル地域通貨の実証実験を行います。スマートフォンが使えない方のためには、カード式で対応を予定しています。この実証実験に異論を唱えるわけではありませんが、このような実証実験をスタートする前に、市の手数料、使用料、税金の取扱いが主立ったキャッシュレス決済に対応ができていない前提で進め、同時にスマートフォンの取扱いや利用拡大に向けての施策も行うほうが、市民生活に直接メリットがあるように思います。大阪府の泉佐野市の庁舎には携帯電話会社の店舗が入っていて、携帯電話の取扱いはもちろんですが、使い方の相談も受けていました。もちろん実証実験のコンセプトと違うことは理解していますが、地域の商店などの利益、市民の利益を考える上では、市の収納に関わる取扱いがキャッシュレス決済に十分対応し、加えて、市民のキャッシュレスを応援する施策を考えながら進めるべきではないでしょうか。

次に、公立幼稚園についてお聞きします。

公立幼稚園の来年度募集に対して、現在申請者がどのくらい来ているのか。就園率も含めてお聞かせください。御存じのように、公立幼稚園は現在6園あります。園区制度があり、指定地域以外からの入園はできません。今まで稲荷木幼稚園、二俣幼稚園などは公立幼稚園としての保育から違う施策へ移行しました。行徳地区に

ある3園のうち2園はある程度の園児がりましたが、ほかの4園は以前から就園率が議論されていました。公立幼稚園の在り方については、平成22年、市川市幼児教育振興審議会の諮問、答申を経て、市川市教育委員会では基本的な方針を定めました。また、公立幼稚園においては、園児数減少により、幼児教育の効果に支障が生じるおそれがあることから、適正規模に関する考え方を示す必要が生じています。加えて、私立幼稚園を含めた地域の実情、バランス、周辺幼稚園の受入れ可能な状況なども配慮して、今後の方向性を決めるべきであると思います。市の見解をお聞かせください。

次に、基幹園の考え方をお聞きします。市は公立幼稚園を地域に分けて、基幹園として3園を残して、公の役割を果たすようにしています。その基幹園としての役割や地域性や方向性などについて、市の考え方をお願いします。その中で、基幹園において適正規模を下回る場合は、公の役割を果たすことを前提として取扱うともあります。現実的に適正規模を下回る場合はどのように考えるものなのか、お聞かせください。

次に、幼児教育センター構想についてお聞きします。稲荷木幼稚園の廃園の際に、施設を使った幼児教育センター構想が議論されたこともあったと思いますが、現在の幼児教育センター構想とはどのようなものなのか、市としてどのように進めているのかお聞かせください。

先述の答申では、幼児教育センター構想との関連については、発達支援を含め、同センター構想で求められる機能と既に実施している事業及び基幹園で担うべき機能を含めて整理を行っていくこととし、具体的な廃園後の施設活用については、求められる機能を統括する拠点としての役割を視野に、関係部署と協議を行うものとするがあります。前段の基幹園と幼児教育センター構想の今後の考え方をお示してください。

次に、安心、安全なまちづくりについてお聞きします。

初めに、防犯灯についてお聞きします。防犯灯は市川市民にとって、地域を守る身近で重要な施策の一つであると認識しています。加えて、市川市は防犯灯のLED化に向けて先行的に進め、成果が出ているように思います。現在の設置状況、LED化率、今後の計画などをお答えください。特に、最近、自治連に提案した防犯灯施策も含めてお願いします。

また、地域の事情で必要な場所に建てられないなどの話を聞いたことがあります。市役所の第1庁舎の建て替え前は、国道沿いに防犯灯や道路灯が設置されていたと思いますが、建て替えによって、国道側を無電柱化として進めたことによって、明かりがなくなってしまうました。歩道部は広がり、歩きやすくなりましたが、夜間は明かりがなく、暗くて不安であるという声をお聞きしています。道路際に再度建てるにも、無電柱化を行っている上では難しいと思います。

そこでお聞きしますが、現在、第1庁舎の1階の照明を歩道部に近い部分だけ夜間点灯して、歩道を歩く方の安心、安全を支援することができないか、市の考え方をお聞かせください。

次に、市民マナー条例や客引き行為等禁止条例についてお聞きします。客引き条例は施行後1年以上が経過している中、どのように効果が出ているのか、今後の方向性をお聞かせください。

マナー条例は以前も質問しましたが、今後の展開をどのように考えるのか、お聞かせください。本来、マナー条例は、ポイ捨てや路上喫煙者の過料を取るのではなく、環境をよくしていくことが目的です。マナーや環境をよくしていくということは、罰則や喫煙所をつくることで進めるものではなく、いかにマナーを構築するための施策を進めることであると考えます。条例ができて18年以上がたち、今後どのように進めるべきか、市の考え方をお聞かせください。

次に、小学校区防災拠点協議会と災害時の地域連携についてお聞きします。この項目は議会で何回も取り上げています。市川市は人口密度の高い市です。その中で、北部、中部、南部で災害時の課題も違ってきます。また、小学校区防災拠点協議会がまだ立ち上がっていないところもあります。人口規模が50万人に近づいている市

川市で、災害時に市の職員などだけに頼って進めることは不可能です。いかに市民の方と一緒に進めることが大切で、その核となるのが自治会です。在宅避難が難しい方が避難所に入るための支援や、小学校区防災拠点と地域がどのように連携するのか考えなければならないと思います。

例えば、支援物資などが必要なときに拠点と地域がどのように連携するかなど、共有しておかなければならないことがあると思います。自治会などと災害時の協定を締結して、お互いのやるべきことや支援体制の役割などを明確化すべきであると思います。市の考え方をお聞かせください。

次に、避難行動要支援者名簿の在り方、進め方についてお聞きします。この名簿の取扱いの現在の状況、課題をお聞かせください。災害時に要支援者名簿に載っている方の安否確認などはどのように行うべきか。名簿を自治会などが受け取っていない地域の安否確認は、誰が、どのように行うのかお聞かせください。

また、民生委員の方も名簿をお持ちだと思います。地域の民生委員の方とはどのように連携するものなのかもお願いします。

次に、市民との協働活動に関する保険についてお聞きします。この項目も過去に何回も取り上げています。保険に関して、前回の質問からの検討状況をお願いします。市は市民の方と協働で行うことによって、市政運営や地域づくりを大きく前に進めることができるものと思っています。しかし、活動を行う上でリスクは必ずあるものです。協力をさせていただく市民の方に最低限対応ができる保険の在り方は重要であると考えます。活動内容などに分けて御答弁をお願いします。

以上、1回目の質問とします。

○松永修巳議長 質問は終わりました。

答弁を求めます。

佐藤情報政策部長。

○佐藤敏和情報政策部長 私からは1つ目の大項目、キャッシュレス決済についてのうち(1)キャッシュレス決済に対する市の考え方についてお答えいたします。

本市のキャッシュレス決済は、主に市税などを対象としたクレジットカードによる支払いを平成25年度に開始いたしました。これは納税手法の選択肢を増やすことによる市民サービスの向上や、事務効率化を目的としたものです。その後、幼稚園保育料や保育園給食費など利用科目を増やし、市民サービスの拡大に努めてまいりました。

一方で、市民の社会生活はスマートフォンの急速な普及を背景に、電子マネーなどを活用する決済の多様化が見られるようになってまいりました。このことから、令和3年1月からは、利用頻度の高い施設使用料や証明発行手数料なども汎用性の高い交通系の電子マネーやスマートフォンによるコード決済で可能となるよう、さらなる市民サービスの拡大を行ったところでございます。この結果、取扱い可能な決済手段は、現在30ブランド、120品目となり、本市のキャッシュレスサービスは県内トップレベルの水準となっております。

そこで、今後のキャッシュレス決済の考え方ですが、現金決済に必要な釣銭資金などの現金管理リスクの低減、市民の待ち時間の短縮、また、現在のコロナ禍では、非接触による感染予防対策としても効果があることから、キャッシュレス決済は推進していくべきものというふうに考えております。短期的には、施設ごとに異なる取扱いブランドの統一に取り組み、また、中期的には未導入の施設や品目について、キャッシュレス決済が可能か調査を進めるなど、さらなる市民サービスの向上に努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 私からは大項目、キャッシュレス決済についてのうち(2)についてお答えいたします。



初めに、市の手数料、使用料、税金に関する現状についてです。手数料や使用料の支払いでは、いまだ現金によるものが大半を占め、今年度のキャッシュレス決済の割合は、10月末時点で約11%となっております。御指摘のとおり、現金の取扱いには、釣銭及び収納金の盗難リスクや金融機関へ入金する際の紛失リスクが考えられ、キャッシュレス決済が普及することでリスクの軽減につながるものと認識しております。そこで、手数料及び使用料に関わるキャッシュレス決済についてでございますが、電子マネー、コード支払い、クレジットカードがそれぞれ利用可能となっており、今後こうしたツールの活用を促進するための周知に努めてまいります。

一方、税につきましては、一部のコード支払いとクレジットカードが利用可能ではありますが、電子マネーは使えないことから、キャッシュレス決済のこうしたツールの拡大が課題と捉えております。

次に、クレジットカードによる納税についてです。総務省からは、他の収納手段における手数料との均衡を保つことが必要であり、それを超える部分は納税者本人が負担すべき性格のものである旨の指針が示されております。こうした指針を受け、本市では1件当たり110円を負担し、納税者の負担額を軽減しております。納税額が1万円までの納税者負担を近隣市と比較しますと、船橋市は55円、松戸市は110円、浦安市は5,000円までが27円、1万円までは82円であるのに対し、本市はゼロ円となっております。

そこで、クレジットカードにおけるさらなる納税者の負担軽減についてであります。クレジットカードによる納税は、1万円を超えるごとに手数料が110円加算される仕組みとなっており、市が全額負担した場合には財政への影響が無視できないというように認識しております。また、仮にクレジットカードによる納税者の負担分を市が全て負担するとした場合は、納税額に応じて手数料も変動し、他の納税方法との均衡が保てないばかりか、高額納税者ほど恩恵を受けることとなります。さらに、カード会社によってはポイント還元といったサービスもあり、市が手数料の全額を負担することへのハードルと考えております。こうしたことから、自己負担を全て無料にするといった負担軽減策につきましては、現行制度の下では難しいものと考えております。

以上でございます。

**○松永修巳議長** 小沢企画部長。

**○小沢俊也企画部長** 私からは大項目、キャッシュレス決済についてのうち(3)地域通貨との連携についてお答えいたします。

キャッシュレス化につきましては、経済活動における市民や店舗の利便性が向上することから、本市においても積極的に進めるべきであると考えております。今回、本市が導入を予定しているデジタル地域通貨では、利用者の方にスマートフォンアプリ、またはカードを使用していただきますが、いずれも店舗での支払いに現金を要さない、いわゆるキャッシュレス決済でございます。デジタル地域通貨の導入の目的は、地域経済の活性化と市民活動の後押しであることから、必ずしもキャッシュレス化の推進と一体の施策であるとは考えておりません。しかしながら、これまで現金しか使ってこなかった方が、デジタル地域通貨をきっかけとしてキャッシュレス決済の利便性を実感すれば、今後のキャッシュレス決済の普及にもつながると考えております。

以上でございます。

**○松永修巳議長** 秋本こども政策部長。

**○秋本賢一こども政策部長** 私からは大項目、公立幼稚園について(1)のうち就園率についてお答えをいたします。

公立幼稚園の就園率につきましては、令和4年5月1日時点において、6園の合計で、定員1,190名のところ、入園児数は331名となり、就園率は27.8%であります。また、令和5年に年少クラスの入園申請をしている方は、11月29日時点で、募集定員490名に対して106名となっております。なお、募集は現在も継続しております。近年、保護者は2年保育の公立幼稚園よりも3年保育の私立幼稚園を選ぶ傾向にあることなどから、公立幼

稚園の就園率は減少傾向であります。特に令和元年10月の幼児教育・保育の無償化の開始以降、その傾向が顕著であります。

以上であります。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 私からは大項目、公立幼稚園についての(1)のうち今後の考え方について、(2)、(3)についてお答えいたします。

初めに、今後の公立幼稚園の在り方についてでございますが、今後、基本的方針の見直しも含め検討会を立ち上げ、協議を行ってまいります。

続きまして、(2)今後の基幹園の在り方、施策についてお答えいたします。現在、百合台幼稚園、大洲幼稚園、南行徳幼稚園を基幹園とし、この3園には、公の役割として、特別支援教育、教育機会の確保、幼児教育の研究、子育て支援施策、人材育成機能を持たせています。平成28年、市川市幼児教育振興審議会から公立幼稚園のあり方に関する基本的方針の一部見直しについて答申を受けました。この答申の中で、基幹園においても適正規模を下回る場合、公の役割を果たすことを前提に、その取扱いについては今後の検討課題とするとしております。適正規模を下回っている基幹園がありますので、今後、この答申に従い、検討会の中で公の役割を担う基幹園の在り方について検討してまいります。

最後に、(3)幼児教育センター構想についてお答えします。幼児教育センターに求められる機能は、保護者への相談機能、幼稚園教諭、保育士への支援機能、幼児教育の課題や研究の共有であり、これらの機能は、公の役割と併せて基幹園3園に施してまいりました。今後、幼児教育センターの機能をどのような施設でどのように担うかについては、基幹園の在り方と併せて検討会の中で協議してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 蛸島市民部長。

○蛸島和紀市民部長 私からは大項目3つ目、安心、安全なまちづくりについてのうち(1)、(2)、(5)についてお答えいたします。

まず、(1)防犯灯についてです。自治会で管理しております防犯灯につきましては、東日本大震災での電力不足を踏まえ、自治会連合協議会と本市が共同で節電対策に取り組むため、環境に優しく省電力であるLED灯への切り替えを促す補助制度を平成23年度より開始いたしました。令和4年4月1日現在で、市全体の防犯灯は約2万6,000灯、そのうち約2万灯がLED灯となっており、LED化率は約77%と順調に切り替えが進んでおります。今後、残る約6,000灯の蛍光灯や水銀灯を毎年約1,500灯ずつLED灯に切り替え、3年後の令和7年度末にはLED化率が100%となるよう計画を進めております。

また、LED灯の寿命は10年と言われる中、LED灯を導入してから既に10年以上が経過し、当初に設置したLED灯から順次、寿命が来ることが予見されております。将来的に古いLED灯の交換も含め、補助制度の見直しは随時行うべきと考えております。その中で、各自治会等の要望を踏まえ、来年度以降の補助制度見直しを先日の自治会連合協議会理事会の場でお話をさせていただきました。内容につきましては、これまでの防犯灯に付加機能をつけたものも新たに対象にすることや、維持管理費の見直しなどを説明し、おおむね理解をいただいたところであります。今後におきましても、防犯灯の適正な維持、管理に努めることに併せ、地域の安全、安心に資する施策を考えてまいりたいと思っております。

次に、市役所第1庁舎前の明かりを歩道に近い部分だけ夜間点灯できないかとの御質問ですが、まず、近隣の自治会より時間帯や照度なども含め、どのような要望なのかを伺い、関係部署と連携し協議してまいります。

次に、(2)市民マナー条例や客引き行為等禁止条例についてです。客引き行為等禁止条例は、令和3年9月1

日に施行し、同年12月1日から市内の5つの駅周辺の特定地区で行われる客引き行為などに対して罰則規定を設け、運用してきております。条例施行後、マナー条例推進指導員が兼務して夜間の巡回指導に当たっており、巡回時に客待ちと思われる者を見かけた場合には、条例の説明と併せてチラシを配布して指導に当たっております。この1年間の巡回指導の中では、条例で禁止しておりますカラオケ店や居酒屋等による特定の市民に対する客引き行為の確認はなく、現在まで指導や罰則規定等の適用実績はありません。今後も県条例の管轄をする警察との情報共有、連携をこれまで以上に図りながら対応の強化を進めていきたいと考えております。

次に、マナー条例でございます。平成16年4月1日に市民等の健康と安全で清潔な生活環境を保持することを目的に施行され、これまで市内15地区を路上禁煙・美化推進地区と定めて運用してきております。運用の状況は電柱表示板や路面シートなどによりマナー条例の注意喚起を促すほか、指導員による巡回指導を実施し、推進地区内の道路上における喫煙や空き缶などのポイ捨て、犬のふんの放置に対し、違反した場合に過料を科しております。現状把握として、この過料の推移を見ますと、条例施行当初に約5,000件を超えていた過料件数が、令和元年度には980件まで減少してきておりましたが、令和2年度以降は徐々にですが、増加に転じてきております。今後につきましては、引き続き各種注意喚起を行うとともに、過料件数が多い地区では指導員の巡回数を増やすなど、これまでの対策を強化、実施してまいりたいと考えております。

次に、これからのマナー条例の考え方です。公共の場所を利用する際に、吸い殻や空き缶などの投げ捨てなど、快適な生活環境を阻害する心ない行為をする方が少なからずいるのも事実であります。例えば歩きながらの喫煙は、吸い殻の投げ捨てや、周囲の方がやけどの被害に遭う要因につながるだけでなく、受動喫煙による健康被害への影響もあります。このように、以前はマナーやモラルとして良心に委ねられてきた問題をルール化し、確立、運用したものが、まさに16年に施行したマナー条例となります。本来、このマナー条例は、マナーを守らない人がいなくなれば必要のない条例ではありますが、条例施行から18年が経過しても違反者がいなくなるというのが実情です。マナー条例の違反者がいなくなる状況を鑑みましても、この先も過料を科して条例で規制するだけでは限界があるものとも考えております。このため、改めて路上禁煙・美化推進地区内の道路上で禁止行為としております喫煙やポイ捨て等について、条例や過料で規制する以外の方法も様々な視点を持ち、模索していきたいと考えております。

次に、(5)市民との協働活動に対する保険についてです。初めに、ふれあい保険の内容についてですが、この保険は、自治会などの市民団体が行う継続的、計画的な公益性のある活動中に起きた予期せぬ事故に対するサポートとして市が加入しており、その対象は市民団体の構成員のみとなっております。以前御質問いただいた中では、災害時に団体の構成員でない市民の方が活動に協力してけがをした際、保険の対象にならないかとの趣旨の御質問を受けまして、同内容を改めて各保険会社へ確認をしましたところ、不特定多数の市民を、例えばなんですが、全市民を対象にした場合には、その保険料は1年度当たり二十数億円とかなり高額になることの回答を受けました。そのため、ふれあい保険の制度では不特定多数の市民の活動までカバーすることは事実上できないと判断したところでございます。

続いて、活動に御協力いただく市民の方に対しての保険の在り方についてです。市民の方と協働で行う活動については、市といたしましても非常に有益で、公益性、公共性があると捉えております。地域づくりに貢献いただいている自治会の構成員が、計画的、継続的な公益性のある活動、例えば防災訓練や防犯パトロールなどの活動中に事故が起きてしまった場合には、ふれあい保険により救済できることとなります。また、災害時には民生委員や小学校区防災拠点協議会など、市民の方に協力を仰いでいる活動がございます。活動の内容や所属している団体によって対象となる制度が変わりますが、事前に計画されている活動であれば、ふれあい保険や団体ごとに参加している保険で救済できる体制をこれまで整えてきております。しかしながら、各団体の構成員でない

人、例えば災害時に近くの方へ協力を仰ぎ、その協力者が救助活動中にけがをした場合などは、ふれあい保険等の現状の制度では救済することができないことが課題であると捉えております。

以上であります。

**○松永修巳議長** 水野危機管理監。

**○水野雅雄危機管理監** 私からは安心、安全なまちづくりについての(3)です。

過去の災害では、公助の支援が遅れたことから、まずは自分の身を守る自助、次に地域で助け合う共助、そして地域との連携を前提とした公助による支援の順で災害対策が推進されてきました。共助の中心的な組織である自治会は、地域住民に最も近く、災害時に最も重要となる隣近所の関係の中で日々活動されています。また、地域の様々な事柄についても精通している組織です。災害時も自治会の皆さんは共助の担い手として、地域のため活動していただきたいと思っておりますし、その意気込みは感じています。特に大災害時は避難所の運営や避難者のニーズの把握など、職員も初めての経験となります。そして混乱も想定されます。何より円滑な活動のためには、質問者の指摘どおり、相互の支援体制や役割分担について、事前に統一的なルールをつくり、共に理解し準備することが大切と考えています。いま一度災害時における自治会や小学校区防災拠点協議会、市災害対策本部の役割や支援について手順を整理し、皆さんの意見も聞いた上で、協定も含め、どのような方法でどのような内容を共有するか、今後判断し、対応したいと思っております。そして、このことを通じて、自治会の皆さんと、より強固に連携できる、そして互いに寄り添うことができる関係づくりを進め、災害に備えたいと考えています。

以上です。

**○松永修巳議長** 立場福祉部長。

**○立場久美子福祉部長** 私からは(4)避難行動要支援者名簿の在り方、進め方についてお答えいたします。

避難行動要支援者名簿は、災害時に1人で避難することが困難で、支援を要する方々のうち、事前に自治会、町会や民生委員への情報提供に同意された方々の名簿でございます。令和4年12月1日現在、要件を満たす4,327人の登録となり、市内227自治会、町会のうち、本市と覚書を取り交わしている142の自治会、町会に名簿を提供しております。災害時における名簿の具体的な活用方法としては、可能な範囲での声かけ等による情報伝達や安否確認等を想定しており、市では、自治会、町会や民生委員から寄せられた情報を集約し、必要な支援につなげてまいります。また、名簿には自治会、町会に未加入の方の登録もあり、市では手続の際に自治会加入の有無を確認し、積極的な加入を促しております。

自治会、町会の皆様におかれましては、加入を勧めるのと併せて民生委員と連携し、避難訓練等への参加呼びかけなどを通じて、日頃から声をかけ合うような関係づくりの一助になればと考えております。市内全ての自治会、町会と覚書を取り交わし、名簿をお渡しできるよう、課題の解決等に取り組んではおりますが、一方で、名簿未提供の自治会、町会の地域の対象の方は、基本である自助の備えとともに、公助の支援の届くまで過ごせるよう、近所付き合いなど共助につながる関係を心がける必要があります。災害時にあつては、地域における顔の見える関係を重要とするため、引き続き、より多くの自治会、町会の皆様に名簿を受け取っていただけるよう努めてまいります。

以上でございます。

**○松永修巳議長** 答弁は終わりました。

稲葉議員。

**○稲葉健二議員** 答弁ありがとうございました。それでは、キャッシュレスのほうから順次再質問させていただきますので、よろしく申し上げます。

まず、情報政策部のほうにお聞きしますが、本来、情報政策部なのか、企画部なのか、その辺をよく私

のほうで判断ができませんが、キャッシュレス決済を進めて、スマートフォンの活用によって市の施策というのは、例えばどれだけリスクが減ったり、逆に言うと効果が上がったりする活用が、これから当然DXも含めて、どんどんいろんな応用編が出てくると思います。それに対して、市は前向きに考えていかなきゃいけないときに、やはり部がいろいろまたいたり、そういう形のときに、やはり市が進めるべき方向をしっかりと決めて、短期、中期としっかりと進めるべきだと思いますが、それについての御意見を伺います。

○松永修巳議長 佐藤情報政策部長。

○佐藤敏和情報政策部長 全庁で取り組む施策については御指摘のとおりというふうな認識はございますが、そもそも、まず端末など整備がなければ、その話も進まないということから、まずハードの整備については私どもが率先して取り組んでいくべきものというふうに考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひそのようにお願いします。市の公共施設もマルチ端末を持っている施設と、QRを読み込んでいる状態で1端末しか使えないというような形のところも随分あるので、そこら辺をまず、同じ条件で整備できるような形でぜひお願いします。

財政部のほうについてお聞きしますけど、4月に国の方向として、こういう交付金とか、そういう形で検討が出そうだという話が出ていると思いますけれども、もちろん具体的にこうだ、ああだという形にはまだなっていないと思いますけど、それが出た際に、素早くそれに対応できるような考え方が1つと、あと、先ほどクレジットの手数料の件、確かにそのとおりだと思いますけれども、ただ、QR決済は上限30万まで、だけどクレジットは1万円を超えともうすぐ手数料がついてくる。ですから、クレジットでももう少し上限を上げるような形でも進められないか、この2点についてお聞かせください。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

まず、国の動きといたしましては、デジタルガバメントの推進の一環として、来年度、令和5年度の課税分から地方税統一QRコードという方式が取り入れられます。現在もこの詳細につきましては、関係機関で検討されていますので、具体的にどういうものがこれでキャッシュレス可能になるかというところはあるんですが、ただ、国がこういった形で主導されるということで、いずれにしても我々、現行よりはかなりこのキャッシュレス決済が拡大されるものというように期待をしておりますので、まずこの動向を注視していきたいというふうに考えております。

それから、もう1点のクレジットカードの関係でございますけれども、これは御質問者からの御指摘の点を踏まえまして、国の動向を注視すると。また、類似事例なども調査研究をさせていただいて、何とか対応策を検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひよろしくお願いします。それで、経済部にお聞きします。マルチ決済端末とかが進んで、市がどんどんそういう形で、公共施設も、市のいろいろなセクションもそういう形に対応ができる。これを当然ながら、市内の商工業者たちも同じような状態に進めていくには、当然市がやっぱりある程度それに対して応援をしたり、例えばマルチ端末に対しては補助をしてあげたり、勉強を応援したり、そういう形が必要かと思いますが、それについての見解をお聞かせください。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 お答えいたします。

御指摘のとおりキャッシュレス決済の普及促進には、買手と売手の双方に働きかけることが重要と考えております。このことから、売手となる店舗など市内事業者に対しまして、商工会議所とも連携して、キャッシュレス決済導入の取組を支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひよろしく申し上げます。急激に変革するというのは危険な部分はあるんですけども、やはりこれからキャッシュレス決済が主軸となっていくことは間違いないという形で、市がどのようにイニシアチブを取るか、ぜひよろしく申し上げます。

それでは、次に公立幼稚園について伺います。公立幼稚園、先ほど就園率がかなりの状態になっているということはお聞きしました。そこで、まず第1点聞きますけれども、子どもたちが減ってきて、その原因が何点かあったとしても、先ほど答弁の中にあった3年保育をやっていないとか、預かり保育をしていないとか、そういう原因がもしあったとして、市がそれを今度埋めるために3年保育を始めますとか、こども園化にしますとか、預かり保育を始めますというような逆行するような考え方はないのか、あるのか、それについてお聞かせください。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

現在のところ、公立幼稚園の認定こども園への移行、3年保育や預かり保育の導入については検討しておりません。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひそのように申し上げます。公立を廃園するとか、潰せとか、そういう議論をしているのではなくて、やはりこれから公がやらなきゃいけないこと、そして民がやらなきゃいけないことをちゃんとすみ分けて進むことが大事であって、子どもの取り合いをするべきではないというふうな形で私は考えていますので、ぜひそのように申し上げます。

今回の就園率の低下に関しては、適正規模の議論から始まってしまうと、20人から35人という適正規模に、もう下の20人にそろそろ危ないなという危険サインが一、二年前から多分出ていたと思っています。もちろんすぐ1人下回ったから廃園だとか、そういう議論をしているのではなくて、もう推測、予想される時期に来ていたんだろうと私は思っています。それに対して、いつ頃からスタートするのが適当なのか。

それと、当然そこに百合台、大洲、南行徳と基幹園の3園があったわけですね。そこになったときに、その基幹園を残すときに、その基幹園の子どもの数が減ってしまったら、基幹園として今度成り立つのか成り立たないのか、その部分において今後見直す状況、そこら辺の経緯をお話しできればと思います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 現在の適正規模につきましては、答申にあるとおり20人から35人が適正であるということで答申をいただいているところでございます。今後につきましては、入園時の動向をきちっとこちらのほうで把握するなど見直しを持ちまして、今後立ち上げます協議会で検討していくことになると思います。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひよろしく申し上げます。別に子どもが減ったからすぐとかというよりも、例えば少ない人

数で来年入った子どもは、2年間その少ない子どもでやらなければいけない。じゃ、来年その後にいっぱい入ってくる見込みが立たないのであれば、やはり先に考えて進めていかないと、子どもの幼児教育の環境が整わない中で進めていくのは、あまりいいことではないと思っています。その部分において、今度、今までに張っていた小学校との連携というのがあります。小学校の連携が、今までだと公立幼稚園と公立小学校で連携したり、いろいろな形でつながっていたと思いますが、それが当然取れなくなってくる。そうすると地域においては、例えば公立の小学校と周りに民間の幼稚園、私立幼稚園が何園もある。何園もあった中で、みんなが同じ小学校に行くわけではない。そうすると広域的に、例えばA小学校に行く子もB小学校に行く子もいるとなると、そこに対してどのぐらい、要するに広域的に考える中で協議体、合議体みたいなもので連携するしかないのかなと思っています。これについての御意見をお願いします。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 幼稚園と小学校の連携につきましては、今後、より一層幼児教育を行う施設からも、例えば学校運営協議会ですとかブロック校長会への参加を通じて、幼児期から児童期への円滑な接続を支える連携を地域の視点から考えていくようにすること、また、教員については、今年度、学区の小学校に入学する幼児教育を行う施設をまとめたグループをつくり、研修会を計画いたしました。今年度実施できませんでした。こういった活動を通して、そういったブロックの協議体を含めて幼少の連携が図れるように推進してまいりたいと思います。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひよろしくお願いいたします。先ほど、今後検討していくとか、検討会とか、協議会とかという言葉が出ました。これは当然ながら、こども政策部と教育委員会とが、どのようにお互い進めていくとか、どういう形が一番子どもたちのためになる。そして、子どもたちの将来のためになるということをやっていくときに、なかなか市長部局と教育委員会というセクションのもとの違いがある部分において、今後、その検討会の進め方とか組織の在り方とか、どう構成したらいいかどうかという部分において、小倉教育次長からお話しただければ。

○松永修巳議長 小倉教育次長。

○小倉貴志教育次長 御質問にお答えいたします。

検討会の詳細につきましては、これからこども政策部と教育委員会とで協議をして決める予定であります。想定としましては、行政内部だけで進めるのではなく、私立幼稚園や公立幼稚園、保育園、あるいは専門家などから広く御意見を伺いながら、子どもたちや保護者にとって、よりよい方向性を見いだしていきたいと思っています。最終的には、今後の幼稚園の在り方につきましては、市川市幼児教育振興審議会での審議を経て決定していくことになりますけれども、現在の状況を踏まえた適切な青写真が描けるよう、円滑な協議を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひよろしくお願いいたします。そのときに、例えば統廃合したり、職員をどうしていくとか、その職員のスキルをどう活用してあげたらいいのかとか、例えばその配置を転換にどういうふうに職員の今後の部分を生かせるかというものを含めて、そのところで協議していただければありがたいと思います。

以上でこの部分は終わります。

続いて、防犯灯を含めた町の安全、安心のほうに進みます。防犯灯事業、市川市が東日本の大震災の後に電力

のことを考えてLED化を進めたことが、今、結局、電力が高騰したり、こういう状況では、それが生きてきているというふうには理解しています。特に平成29年と令和3年度で電気料の単純な比較でいくと2,000万ぐらい減数になっている。これはやっぱり効果としていいことと、節電をする原因というか原点に戻れるような形があります。ただ、令和7年ぐらいでLED化がほぼ100%という1つの区切りが出たときに、今後、次に進めなきゃいけないのは、LEDの交換とか修理だけではなくて、先ほどの答弁にもあったように、防犯灯を含めた新しい提案を自治連にされているようですけれども、そういう形で、LEDが終わっているわけではないんですけど、1つの区切りがあったところから、次の防犯システム、例えば防犯カメラなのか、こういう昔、はやったスーパー防犯灯とか、一時、はやったと思いますけれども、そういうものが自治会にふさわしい、その地域にふさわしいとかを、やはり自治会たちの協議とかいろんな意見を吸い上げて進めるべきだと思いますが、これについての御意見を伺います。

○松永修巳議長 蛸島市民部長。

○蛸島和紀市民部長 お答えいたします。

ただいま御質問いただきましたとおり、自治会等の御意見をいただきながら、さらに新しい手だても、今後提案をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひそのように。相対的な意見では賛成だとしても、うちの自治会ではこれは嫌だとか、こっちは私のほうが欲しいとか、いろんな意見はやっぱりあると思うんですね。ですから、1つの施策が必ず全自治会に、例えば防犯灯はうちは要らないというのはほとんどあり得ない。でも、次の施策というのはなかなか現実的に欲しいものなのか、欲しくないものなのか、それとも選べるものなのか、そういう施策を考えていかないと、地域事情に合わないものを無理に進めてもいけないし、無理にそこにお金をかけてもいけないと思います。そこら辺は、やはりその地域事情に合うものをなるべくリクエストできるような形を取っていただきたいと思っています。現実的には、やはり今現在はほとんど出ていないと思いますけれども、例えば今後、その防犯灯を建てる場所を貸してもらおうとか、そういう賃借が発生するケースもあり得るかと思えます。現実的に東京電力の電柱なんかは賃借料を払っているような状態で、土地を借りているわけですね。現在は無いでしょうけど、今後、東電のところに、例えば防犯灯をつけたときに東電に賃借料を払う時代が来るかもしれないし、人の土地のところに建てた場合に求められたときに、そういう対応も将来的に出てくる可能性がある。これについての御意見を願います。

○松永修巳議長 蛸島市民部長。

○蛸島和紀市民部長 お答えいたします。

ただいま御質問者のおっしゃったとおり、現在、個人の私有地に独立ポールを建てて防犯灯の設置をしているようなことはあるんですけれども、使用料を支払っているという話は聞いてございません。仮に今おっしゃった私有地で土地使用料を自治会が支払いたいというような要望がありましたら、市として、どのような事情なのか聞き取りを行いながら、防犯灯の維持管理費などの活用を含めて検討してまいりたい、研究してまいりたいと思っております。

以上です。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 よろしく願います。

それでは、マナー条例のほうに移ります。マナー条例で現況、例えば通学路のところに喫煙所があって、そこ



で吸われている方の副流煙が、当然子どもたちが歩いているところに流れてきて、そういう箇所も何か所もあって、改善要望してもなかなか民地でルールにのっとって吸っている限りにおいては。じゃ、そこを禁止にすることも当然できないわけなので、そういうことも含めて、例えばそういうところを今後指導してもらったり、その次のステップとして、例えば捕まえるとか、回って巡回するだけではなく、そういうところに、すみませんが遠慮してもらえませんかとか、そういうような活動にぜひ進めていただきたいと思います。

それと、マナー条例が18年たって、駅前の吸い殻とかポイ捨てを議論されているとか定点観測じゃなくて、やはり私たちは今現在住んでいる中で、駅前から歩いて家に帰る途中のポイ捨てに18年間、数字は同じです。ですから、駅前を掃除しても何しても、結局、家に帰る間に吸っている人間たちが、そこに捨てていっている方がほとんど変わっていないという感じですね。そうすると、要するに規則で締めたり、罰則で求めても18年変わってきていない。じゃ、次の施策として、市長がおっしゃる健康寿命日本一を目指すのであれば、当然ながら吸わない社会、環境をよくする社会の人、要するに市民の啓蒙をするほうが、そっちに向けて進みやすく、当然ながら理念であるとは言ったとしても、現実的に罰則を18年やっても変わっていないわけですよ。じゃ、そこに喫煙所を途中に設けたからやめてくれるかと、こういう議論でもないんですね。ですから、そういう社会を、例えば今、マナーサポーターの方とか一般市民で協力してくださる方、自治会、商店会の方たちにいろんなヒアリングをして、その中から新しいアイデアをどんどんもらって、そういう施策として進めるべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

○松永修巳議長 蛸島市民部長。

○蛸島和紀市民部長 お答えいたします。

2月定例会の際に、まさに御質問者のほうから言われましたマナーサポーターへのアンケートなんですけれども、実際、大変申し訳ありません。ただいま準備中ございまして、はっきりした答えはまだ出ておりませんが、新型コロナウイルス感染拡大により、駅周辺など人の集まる場所での違反者の声かけ、まさに啓発物資配布の啓発活動、そういったことを今休止している状況でありました。ですが、引き続き自粛していることを再開し始めて、改めて今言われたようなことを進めてまいりたいと思っております。

以上であります。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひ地域で住んでいる人とか、被害と言ったら言葉としては非常に悪いことかもしれませんが、家の前にいっぱいポイ捨てをやったり、例えば私たちが防犯パトロールしている中で吸い殻を拾って歩くと、毎回吸い殻の量が十分にあるわけですね。これは18年前前から同じなんですね。ですから、これは、じゃ、罰則を強化するとか指導員をもっと強化すれば直るか、そういうことではなくて、やはり市民とつくる健康寿命日本一というような形で方向変換とか、理念を変えて進めるべきだと、これは要望いたします。

続いて、小学校区防災拠点協議会についてお聞きします。これは、あくまでもやはり自治会とか地域の人とか、そういう形がどういう役割をお互いがしなきゃいけないのか。災害時はどういうことが、市はこうしてくれる、自分たちもこれを応援する、こういう役割をしっかりとお互いが共有をして、それも関わっている人だけじゃなくて、その地域にいる人たちに下ろすような、こういう施策をぜひ進めてください。これは答弁は結構です。今後、ぜひよろしく願います。

要支援者名簿についてです。これはもうずっと課題として言い続けている部分です。というのは、市役所の縦割りも1つの原因だというのは当然です。ですから、例えば名簿の取扱いは福祉部。その登録者を拡大したり、本当は登録をしなきゃいけない人が16%しか登録していない。そこを掘り起こすのも福祉部。そして、民生委員を所管しているのも福祉部。だけど、名簿の拡大を自治会にお願いするときの窓口は、やっぱり市民部になるん

ですね。そして今度、その人たちが拠点に行ったときに、拠点のところで避難してきた人が要支援者であったことの確認とかになると、今度は危機管理とも情報交換ができていないとできないんです。だから、名簿一つにしても、これだけ市役所というのは連携ができないと充実的な活動につながらない。ですから、うちは知らないとか、うちは聞いていないとか、これがよく起きるものです。ですから、福祉部に聞きますけれども、今後これを連携しないと、現実的な支援者名簿は生きてこない。これに対しての見解をお聞かせください。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

今後とも要支援者の支援体制整備を進めるため、関係部署と連携し、自治会、町会及び民生委員の皆様の御意見を伺いながら、制度への賛同を得られるよう努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 そうですね。例えばさっきの自治連の会議に福祉部の所管の人間が来て、こういう説明をして、ぜひ名簿を預かってもらいたい、こういう形で災害時は連携してほしい、そこに来られない、来ていないということ自体がまず信じられないです。そういう形が1つずつ進んでいかないと、要するにうちは関係ないとか、うちは聞いていない、これで全て終わっちゃうんですよ。これに関しては、今後十分に気をつけていただきたいと思っています。

続いて保険なんですけれども、これは先ほど言ったように全市民に掛けると二十何億、これはもう現実的でない話は当然理解します。でも、現実には、例えばちょっと災害時に頼んだ人が、自治会とかはこれから総会の活動計画、そして役員会でそれを了解すれば、ふれあい保険の対象にはなるというふうには理解しました。ですから、かなり見えてきたものがあります。でも、やっぱりそこにたまたま来た人が自治会員じゃない人にお手伝いを頼んでしまう。それがやっぱり対象外になる。これも納得ができていない。こういう場合はどのように対応が可能でしょうか。

○松永修巳議長 蛸島市民部長。

○蛸島和紀市民部長 お答えいたします。

御質問いただいた臨時に御協力いただいた方につきましては、救済できる制度は、おっしゃるとおりで現状ございません。しかしながら、災害時に協力していただく方の存在は、先ほど危機管理のほうからもありましたとおり、共助の観点から見ても必要不可欠だと。救済していきたいとも考えています。そのため、災害時に協力していただいた市民が、災害時の活動でけがをした場合については、福祉部が所管する市川市災害見舞金品支給規則で対象にできるのではないかというような検討を、ただいま調整を進めているところであります。対象となる方の定義をするなど規則改正が必要ではありますが、年度内を目標に結論を出したいと思っております。

以上であります。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひその年度内というところに期待をしたいと思っておりますけれども、ただ、災害はあした来るかもしれないし、それについてのスピード感は持った形で意識してもらいたい。そして、何よりもお願いしたいのは、こういうのは、私たちはそこを勉強するというか、すぐヒアリングさせていただいて、そこに対してある程度分かってきますけど、これを一般市民の方たちも分かってもらわなければ何にもなんないことであって、そして、それに関わる自治会の方たちとか地域の方たちが、こういうときはこうなんだ、だからこうやって助けるんだ。まずそこから共助していく部分をどれだけ応援ができるのか、どういう形だったら進めていかれるかを市がサポートしていかないと、勝手にやってくれでは、それもおかしな話。例えばいっぱい保険を掛けてあげるか

ら安心してやってください、これも違うでしょう。だけど、そこに漏れなくいろんな方たちが応援できるようなシステムをつくるのが市の役目であり、これからの市川市をちゃんと見守れる50万都市にするべきであるということをお願い申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○松永修巳議長 秋本のり子議員。

○秋本のり子議員 無所属の会の秋本のり子でございます。一問一答で質問させていただきます。

では最初に、1問目は新型コロナウイルス感染症第8波についてです。

2019年12月初旬に中国の武漢市で第1例目の感染者が報告されてから丸3年がたちます。第8波になるまで、ここまで続くとは私は考えておりませんでした。もう共存するということを考えていく時代だと思っています。では、第1問目、第7波までの対策を踏まえ、準備、改善した点について伺います。新型コロナウイルス感染症について、感染者が増加傾向にあり、第8波に入ったと言われておりますけれども、本市における感染状況を伺います。また、これまで行ってきた市としての対策と今後の対応について伺います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 現在、新型コロナウイルス感染症の新規感染者は全国的に増加しており、第8波との報道もされている状況です。本年9月26日以降、感染者の全数届出が見直されたことで、市民の感染者数や年代、性別などの内訳は正確に把握できなくなりました。千葉県からは、1週間に1度、市町村ごとに直近7日間の感染者数などが報告されています。直近1週間の感染者数は3,320人で、前週比の1.15倍となっています。千葉県から来る内容は、市町村ごとの医療機関での届出数や千葉県新型コロナウイルス感染症陽性者登録センターへの登録数、また、陽性者のうち入院中や自宅療養者の内訳です。本市は10月下旬頃から増加傾向となっています。新型コロナウイルス感染症への対応は都道府県が行っていますが、昨年5波では、デルタ株の影響によって感染者が急増したことで、保健所業務が逼迫しました。そのため、健康観察や安否確認、パルスオキシメーターの配布など、自宅療養者への支援業務について、市と保健所の連携を強化した経緯もあります。今後は、季節性インフルエンザとの同時流行を十分に想定しなければならないと思います。今月2日には市内の私立幼稚園でインフルエンザによる学級閉鎖があり、千葉県によると、約2年9か月ぶりとのことでした。

同時流行の対策を市川保健所に確認したところ、感染症対策では3密の回避や手洗い、手指消毒、状況に応じたマスクの着用、適切な換気など、共通の対策が有効であると伺っています。このことを踏まえて、今後も継続して一人一人の感染症対策の重要性について情報発信していきたいと、そのように思っています。

以上です。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 御答弁ありがとうございました。健康観察や安否確認、パルスオキシメーターの配布など、自宅療養者への支援業務について、市と保健所の連携を強化した経緯があると伺いました。逼迫していたときの経験が第8波に生かされること、もろもろの支援業務が滞りませんよう、よろしく願いいたしたいと思いません。

次に行きます。2番目、若年の自宅療養者への支援について伺います。この8月に若年の近隣の陽性者から自宅待機の苦しさや寄せられました。かかった医療機関では、陽性と検査結果が伝えられたとき、御本人に、保健所から連絡が来ますから、それに従ってください、それまで自宅にいてくださいと言われていたのですが、待てど連絡は来ませんでした。苦しい時間は過ぎ去りましたが、どうしたらよいか分からずじまい。医療機関と保健所の連携はどうなっているのでしょうか。若いから重症化しないとは言えません。後遺症で苦しんでいる方も多いと聞きます。1問目の答弁で、今年の9月26日以降、感染者の全数届出が見直されたこと。若年層の方たちは保健所

の支援を受けられなくなってしまうと思っている方もいらっしゃると思います。市としてもっと情報発信をする考えがないか伺います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 全数届出の見直しによって、医師による発生届の対象は、65歳以上の方、入院を要する方、重症化リスクがあり治療薬の投与または酸素投与が必要な方、妊婦の方の4類型に限定されました。この類型に当てはまらない方は保健所による健康観察などは行われません。陽性者は、安心して自宅療養ができるよう、御自身で千葉県新型コロナウイルス感染症陽性者登録センターに登録することで、健康相談やパルスオキシメーターの貸出し、配食サービスなどの支援を受けることができます。千葉県では、この対策の変更について、千葉県医師会などを通じて県内の医療機関などに周知するとともに、報道発表や県のホームページへの掲載など広く周知を行っています。本市としても、市公式ウェブサイトで陽性者となった場合のフローチャートを紹介するほか、千葉県の専用ページにリンクを張るなど、分かりやすい周知に努めているところです。新型コロナウイルス感染症への対策は取組の内容が変更されることも多く、内容が複雑になる場合もあります。今後も広報紙への掲載をはじめ、様々な手段で分かりやすく情報提供を行っていきます。

また、今回、質問者からの提案を受けまして、12月17日号で「新型コロナウイルスに感染された方へ」ということで、今答弁した内容のことを掲載するという対応をしたいと思っています。

以上です。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 御答弁ありがとうございました。12月17日号の広報紙で宣伝をしていただけたということ、大変ありがたく思います。若者は大丈夫と言うけれども、本当にそうなのだろうか。その方は訴えます。医療機関から言われたことは守って自宅にいた。でも、Cメール1つ保健所からは送られてこなかった。SNSということも進められているようですけども、何か抜け落ちていた。体調が悪いとき、高熱で苦しんでいるとき、PCやそういったものに慣れた若い方々でも大変でしょう。分かりやすい周知に今後も努めていただけますように、御答弁にありましたように、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で2番目に行きます。まちづくりについて伺います。

市長は就任されて程なく、第1庁舎のレイアウトの見直しに鋭意取り組まれていらっしゃいました。その頃、我が無所属の会でも、1階のエレベーター前ホールで来庁者が困っていらっしゃるのを見て、ここにエレベーターが到着するまで、つかまれる手すりとか、または椅子、ベンチなどを設置すること、これが大切だと思い、市長に申入れ書を送らせていただきました。早速、エレベーターの横には椅子が設置されました。手すりについては相談中でございます。高齢であること、または身体障がい者、またはワクチンを打ちに来た方々等々、この前でエレベーターが少ない中で長い時間待っているのは大変だと思いますので、こういうような取組も進めていただきたいと考えています。

では、本市のバリアフリー化についての基本構想及び対応について伺います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

本市のバリアフリー化に向けた整備につきましては、平成18年に施行された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法及び同法に基づく条例に沿って行っております。また、まちづくりの指針である市川市都市計画マスタープランでは、高齢者や障がい者の方々が安全に安心して暮らせる都市づくり、快適な交通環境づくりを目指し、公園、道路、公共公益施設などのバリアフリー化の推進を図るものと位置づけております。具体的な整備といたしましては、都市公園では、平成24年より市川市移動等円滑化のた

めに必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例により、段差のある箇所においてはスロープを設けるなどのバリアフリー化を進めております。次に、道路につきましても、平成24年より、市川市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例により、歩道を設ける場合には必要となる幅の確保や段差を設けないことに加え、主要な駅と官公庁施設を結ぶ経路などには、視覚障がい者誘導用の点字ブロックの設置も行うなどのバリアフリー化を進めております。また、建築物につきましても、公共施設のほか、民間事業者が建設する大型商業施設や病院など不特定多数の方が利用する施設についても、バリアフリー新法に基づき、廊下や階段に手すりを設置のほか、多機能型のトイレを設置するなどのバリアフリー化を進めております。

本市といたしましては、法や条例に基づき、道路や都市公園、不特定多数の方が利用する建築物などを高齢者、障がい者などが安全かつ快適に利用できるよう配慮した整備を継続的に行うことにより、町全体のバリアフリー化が推進していくものと認識しております。

以上でございます。

**○松永修巳議長** 秋本議員。

**○秋本のり子議員** ありがとうございます。それぞれの所管でいろいろな条例ができて、それによってバリアフリー化が進められるようお願いしたいと思います。公園や道路のバリアフリー化は条例で定められていることですが、公園はどのような施設がバリアフリー化が必要とされているのか。また、その実績を、この市内のことですが、伺いたいと思います。

**○松永修巳議長** 高久水と緑の部長。

**○高久利明水と緑の部長** 初めに、バリアフリー化が必要とされる公園施設でございます。条例におきましては、不特定かつ多数の方が利用し、または、主に高齢者の方や障がいをお持ちの方が利用する出入口や園路、駐車場、トイレ、水飲み場などの施設をバリアフリー化が特に必要な施設と位置づけ、それぞれの基準に従い、整備を行うこととしております。

次に、バリアフリー化の実績でございますが、近年では、令和3年度にオープンした小塚山公園の道免き谷津エリアや、先月に公園エリアの一部がオープンしたびあばーく妙典につきましては、現在も整備中の施設もございますが、高低差がある箇所にはスロープを設置し、階段を利用しなくても園内を行き来できるようになっており、階段の上部など段差のある箇所には点字ブロックを設置し、転落することがないように配慮しております。また、駐車場には車椅子用のスペースを設け、多目的トイレや車椅子用の水飲み場も整備しております。さらに、びあばーく妙典では、条例において定められた施設ではありませんが、インクルーシブ遊具を整備しております。この遊具は、様々な個性を持った子どもたちが一緒に遊ぶことができるように考えられており、子どもたちがこの遊具で遊びながら、びあばーくという愛称に込められた誰もが垣根なく友達になれるという思いを感じていただければと考えております。

以上でございます。

**○松永修巳議長** 秋本議員。

**○秋本のり子議員** ありがとうございます。実績も伺いました。道免き谷津エリア、そしてびあばーく妙典、それぞれに条例で定められていなくても車椅子が通りやすいように、また、障がい者が同行者とともに歩けるような入り口、その広さ、そういったものをできるだけ整備できますように、今後もよろしくお願ひしたいと思います。

では、道路のバリアフリー化を実施しているというの伺いました。理解しましたが、どのように状況を確認し、今後整備を進めていくのか伺います。

**○松永修巳議長** 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

道路のバリアフリー化につきましては、主要な旅客施設を中心に半径500mを重点整備地区とし、主に地区内における駅から官公庁施設や福祉施設など、それらを結ぶ路線の整備を進めております。重点整備地区におけるその他の路線や地区外の路線につきましても、職員が現場に出かけた際や、市民の方等からの要望を受けての現場確認により、改善が必要と判断した箇所の整備を順次進めております。また、市が管理していない道路について、市民の方から要望があった際などには、当該道路の道路管理者に要望を伝え、対応をお願いしております。今後も、現在継続して整備している路線や市民の方から要望があった箇所など、順次バリアフリー化を進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 伺いました。今後も現在継続している整備についての路線、そして市民から要望があった箇所、順次バリアフリー化を進めていくという答弁を伺いました。

では、2番目のほうにまいります。当事者の声とその対応について伺っていきます。やはり障がいを持った方、また高齢になったり、私もそうなのですが、高齢者はこう行きたいとか、そう思ってもなかなかすつと行けることはありません。その声を聞く機会と対応というのはとても大切だと思っています。ぜひこのところはどのような御見解があるか伺わせてください。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

障がいのある当事者の声を聞く機会につきましては、市の障がい福祉施策等を協議する場である市川市自立支援協議会と市内の障がい者団体の集まりである市川市障害者団体連絡会を挙げられます。市川市自立支援協議会は、障害者総合支援法に基づき、地域における障がい者等への支援に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うもので、当事者、地域福祉関係者、学識経験者等25名の委員により構成され、障がいのある方の声や地域の課題、取組を共有できる場となっております。また、市川市障害者団体連絡会は、21の障がい者団体が構成され、その定例会には市の担当職員も出席しており、当事者からの多様な声を聞くことのできる場となっております。具体的な例を申し上げますと、新庁舎建設の際には、当事者の声をお聞きするため、連絡会において担当部署へ直接御意見を伝えていただいております。昨年度は、ぴあばーく妙典の公園整備に関連して、全ての子どもたちの遊べるインクルーシブ遊具の設置について、当事者の声を聞くアンケートを通して、連絡会からの声を担当部署へ届ける機会となりました。また、災害対策におきましても、避難所等での必要な配慮等について連絡会からヒアリングを行うなど、意見を聞く取組を行っております。

今後も様々な機会を捉え、障がいの有無にかかわらず、安心して安全に暮らせるよう、当事者の貴重な声を関係部署に届けられるよう努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 ありがとうございます。協議会、連絡会が開かれ、そしてその会議には市の担当職員が行き、当事者の声を聞くことができる場となっている。それを利用して、またそれをフィードバックしていくと。昨年度のぴあばーく妙典の公園整備に関連しまして、この遊具の設置に当たっては、連絡会の方々の声を届ける機会となったというお話、御答弁ありましたように、一つ一つの事業に対して当事者の声を聞くということは大切なことだと思います。私もつえを使う前の自分と今と比較したときに、何も使わなかったときのことが、もう思い出せません。ですから、そういうように健康な方々が思っているものと違うことが結構起こりますし、感じ

ているところもあると思いますので、ぜひ声を吸い上げていただきたいと思います。

では、新庁舎建設の際に、障がい者からの、当事者からの意見をどのように取り入れてきたのかについて教えてください。

**○松永修巳議長** 川島街づくり部長。

**○川島俊介街づくり部長** お答えいたします。

本市は新庁舎設計時の平成26年5月、8月及び11月の3回にわたり、障害者団体連絡会を通じて各団体の代表者の方々に建設計画の説明を行うとともに、意見の聴取を行っております。いただいた主な意見といたしましては、トイレによる要望内容が最も多く、多目的トイレに全てを集約するのではなく、機能別に設置してほしい、水を流すボタンなどの位置は統一した配置にしてほしい、多目的トイレには介護用に使える広いスペースを設けてほしいなどの御意見がございました。これらの御意見を踏まえまして、新庁舎の建設におきましては、多目的トイレのほかにオストメイトを配置したトイレの設置や、水を流すボタンなどの配置を統一化及び多目的トイレ内に可動型の大型ベッドの設置などの対応を行いました。そのほかにも、市議会の傍聴の際に聴覚障がい者へ配慮してほしいとの意見に対しまして、脱着式の傍聴席を2席設け、席を回転して設置することで、手話通訳者が対面できるようにするなどの対応を図っております。

以上でございます。

**○松永修巳議長** 秋本議員。

**○秋本のり子議員** ありがとうございます。トイレに関することが多いけれども、これは実際に外に出るとなると、外出するとなると、こういうところが気になる場所です。この質問の冒頭で、無所属の会の取組をお話ししましたが、そういう意見はこの時点では少なかったようです。造ってみてから、建ててみてから分かることもあると思います。今後も当事者の声をいろいろな場面で吸い上げていただきたいと思います。御答弁ありがとうございます。

では、次の質問に行きます。障がい児・者の洋服リフォームに関する助成について、現状と今後の支援について伺います。

障がい児を抱える親御さんから、途中で麻痺した体を支えるため、車椅子を使って装着しています。そのときにお母様は、自分が洋服がとても苦手だから困っていますと、こういうものの補助まではいただけないでしょうかという質問から始まりました。障がい児を抱える保護者の方は大変ですが、また、高齢で途中で半身が麻痺した体を支えて生きていらっしゃる方、そして、そういう方々の洋服リフォームとか、そういう種類、チャックが特別に見えないところについているものとか、そういったものについての補助が本市ではあるのかどうか、現状をお聞かせください。

**○松永修巳議長** 立場福祉部長。

**○立場久美子福祉部長** お答えいたします。

本市では、障がいのある方の洋服のリフォームについて助成は行っておりません。近隣市等においても助成の制度はないことを確認しております。障がいのある方のお体、状況に合わせた洋服などのリフォームを請け負う事業者は少しずつ増えているものの、まだまだ充足しているとは言い難く、情報も少なく、苦慮されている方は多数いらっしゃるものと考えているところでございます。こども政策部発達支援課では、相談者や利用者へ、お子さんのための脱ぎ着しやすく配慮の行き届いたおしやれを楽しむことのできる洋服を販売する事業者のカタログなどの情報を提供しております。また、世田谷区では、区民のボランティア活動として、高齢世代の方を中心に定期的に集まり、高齢者や障がい児・者の洋服のリフォームをしているとの情報も得ているところです。

障がいのある方のその人らしい生き生きとした人生のため、障がいをサポートした上で、おしやれを楽しめる

ような生活など、選択肢のあることはとても重要なことと考えております。今後は洋服のリフォーム費用の助成について、国や他市の状況を注視するとともに、おしゃれを楽しんでいただける環境を整えられるよう、情報の収集と提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 御答弁ありがとうございます。まだこの助成は行っておりませんということでした。理解いたします。ただ、装具を装着した上から着る洋服、半身麻痺の方が着る洋服、思わぬ事故や病気などに、まず本人がその状態に慣れず、そこまで御家族も考えられない、受け入れるまでの時間はそれぞれに時間がかかるという当事者のお話をお聞きしました。そして、これは女性の問題でもあります。女性が半身麻痺になった方が、旦那様が、その洋服の準備は御自分にはできないとおっしゃいました。でも、やっぱりやっていただかなくてはならないので、ふだん着るお洋服の準備から何から、それまで家事をなさったことがない方が奥様のお世話をすることになりました。そういったような話を聞くと、やはり当事者にとって障がいのお金は、身体障がいに対するものは出ますけれども、それをどういうふうにするか。また、そういうような提案も御家族にできたらいいなと思っています。まだ助成はできないけれども、こういうことをやっているNPOがある、業者がある、そういうような提案を今後も引き続き教えてあげていただけたらと思います。

以上でこの3番目の質問は終わります。

次に、海外から移住してきた子どものための日本語教育の環境について伺います。

日本語教室で指導員をされている方から、何とか日本語を学ぶ環境をよくしてあげてほしいとの熱心な訴えをお聞きいたしました。現状について、どのような方が指導を行っているのか、学習者の人数、そして国籍など伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

初めに、海外から移住してきた外国人に対する日本語教育を取り巻く現状についてです。令和元年に国において、日本語教育の推進に関する法律が施行され、地域の実情に応じて日本語教育に関する施策を策定、実施することが地方公共団体の責務とされました。このことを受け、千葉県では令和3年に千葉県地域日本語教育推進事業プランを策定し、県の実情に即した地域で日本語教育を推進するための具体的な取組がまとめられております。本市では、20年以上前から市民活動団体が自主的に日本語ボランティア教室を実施しておりましたが、外国人住民の増加に伴い、日本語ボランティア教室へのニーズが高まってきたことから、平成28年度から日本語ボランティア教室を市の主催事業として位置づけ、市川市国際交流協会と連携して実施しております。

次に、本市における子どもの就学に関する日本語教育の環境についてです。小中学校への編入や入学前には義務教育課が日本語指導教室を開催し、学校へ入学した後には指導課が学習環境を整えておりますが、その補完的な役割を日本語ボランティア教室が担い、支援しております。それぞれの支援内容につきましては、日本語指導教室では、平仮名や片仮名の練習、日常会話や学校生活に必要なマナーやルールを市川市国際交流協会の会員を中心とした日本語指導サポーターが行っております。また、学校への入学後につきましては、小学校6校、中学校3校、義務教育学校1校に設置されたワールドクラスで、教員が日本語指導を含めた学習指導や学校生活の支援を行っているほか、子どもたちがふだん使っている言語を通訳できる講師を派遣するなど、学習環境を整えております。日本語ボランティア教室は、現在、市内に15教室ございますが、そのうち2教室が子ども向けの教室となっております。子ども向けの教室では、主に日本語指導教室の受講が修了し、ワールドクラスが設置されていない学校に通学している児童生徒を受け入れており、現在約30名に対し約25名の指導者で対応しております。



児童生徒の国籍につきましては、中国、ベトナム、ネパール、フィリピンなど、ほとんどがアジア圏でございます。なお、指導者につきましては、本市が主催した日本語ボランティア養成講座の受講生や市川市国際交流協会の会員を中心としたボランティアで構成されております。

以上でございます。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 20年前から市民団体が働いていたという、外国人の住民が増加している今、こういう方々の市民団体の働きかけが今も続いていることに感謝するばかりですが、日本語ボランティア教室へのニーズもまだ高まってきています。平成28年度から日本語ボランティア教室を市の主催事業と位置づけています。市川市国際交流協会も連携して実施されているということです。学校に入った後は、小学校6校、中学校3校、義務教育学校1校に設置されたワールドクラスで子どもたちの母語を通訳できる講師を派遣するなど、学習環境が整えられているとお聞きしました。それも、現在約30名の児童生徒に対して25名の指導者で対応していると、手厚く皆さんで育て合っている、対応しているということをお聞きいたしました。この子ども向けの日本語教室に通っている児童生徒はアジア圏の子どもが多いと聞きますが、日本人のボランティア指導者で今対応できているのか教えてください。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

日本語ボランティア教室では、学習者がふだん話している言語を使わずに、主に日本語だけを使って教える手法を取っているため、必ずしも指導者の語学力は必要としておりません。また、日本語ボランティア教室は、単に日本語を教えるだけでなく、外国人の住民との関係づくりや異文化交流の場としての側面も持っております。このことから、日本語ボランティア教室の指導者には、異国で暮らしている人たちを支援するサポート役としての役割も御理解の上、御協力をいただいております。

以上でございます。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 これがボランティアで行われている、ほぼ無償状態で行われていることに、本当に感謝しています。日本語教室の指導者には、異国で暮らす人の生活支援も御協力いただいていると御答弁がありました。日本語を教えることから、その地域で生きていくことまで支援している、そういう側面があるということ、感謝しています。

では、第2問に行きます。利用者と保護者、そして指導者の声、その対応について伺ってまいります。日本語教室を利用している児童生徒とその保護者、そして児童生徒に指導を行っている指導者からどのような御意見、そして御要望が上がっているのか、また、それに対してどのような対応を行っているのか伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

利用者やその保護者からの声といたしましては、教室に空きがない場合は待機になることから、いつ入れるのかといった利用の手続に関することや、開催日を増やしてほしいといった御質問や御意見をいただいております。また、指導者からは、児童生徒に対しての日本語の指導には、大人に対する指導とは異なったスキルが必要となることから、子ども向けに特化した研修の機会を設けてほしいとの御要望をいただいております。

このような御意見、御要望に対する対応についてでございますが、現在、子ども向けの教室につきましては、市内の北部と南部に1か所ずつ、それぞれ月2回開催しております。近年、増加傾向にある外国人の児童生徒に対応していくためには、実施回数を増やしていくことが有効であると考えていますが、そのためには、高齢化が

進んでいるボランティア指導者の確保が大きな課題となっております。このことから、来年度はコロナ禍で3年間中止となっているボランティア養成講座を開催し、ボランティア講師を育成することや、今年度既にボランティアとして指導している方を対象に、子ども向けの指導を研修テーマとしたスキルアップ研修を開催しておりますので、来年度以降も継続していきたいと考えております。

今後も市川市国際交流協会と連携し、継続的で安定した教室の運営に努め、日本語学習の支援や環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 御答弁ありがとうございます。やはり利用者や保護者からは、いつ入れるのかという、その実施回数が少ないのではないかと、ぜひ増やしてほしいという御要望が出ていたようです。でも、それに対応して指導者の高齢化の課題、これも同時に解決しなくてはならないと伺いました。日本語学習の支援や環境づくりに、具体的にはどのような取組、そしてそれを改善していくのか、今御答弁がありましたことですが、それも含めてスケジュールを伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

日本語ボランティア教室には20年以上指導に携わっているベテランの指導者もいるため、まずは来年度には、指導歴の浅いボランティアをベテランの指導者がサポートする体制を整え、指導者の定着とスキルアップに努めていきたいと考えております。また、日本語学習の支援や学習環境づくりを適切に進めていくためには、利用者や指導者からの声が重要だと思いますので、アンケート調査などを行い、広く意見を伺ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 御答弁ありがとうございます。冒頭で申し上げた指導者からの声の中に、音や映像で捉えると一目瞭然と言われました。大人でも子どもでもそうですが、とても理解が早いそうです。必要な設備は指導者に相談し、環境を整えてください。そして、アンケート調査もぜひ取っていただきたいと思います。アンケート調査は必要で、そして、今問題となったことをぜひ一つ一つ解決していただきたいと思います。予算もつくことですので大変だと思いますが、異国に来て生活するのは大変だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、5番目に行きます。大柏川第一調節池緑地のビジターセンターについてです。

このビジターセンターの建物の表示の現状について伺います。先月、私はここビジターセンターを訪れ、そしてこの調節池緑地を散歩してまいりました。とても日の当たる晴れたいい日でした。お子さんたちがここに遊びに来ていました。お昼も食べられるようで、椅子とテーブルのところをみんなで座っていらっしやいました。ほほ笑ましい状況でした。ですが、これはうちの会派の前議員もずっと扱ってきた問題でございました。そして、このビジターセンターには、建物の表示が緑地北側にある駐車場入り口の門扉の脇と緑地に面している大柏川とニッケルトンプラザ通りの歩道との間の柵に簡易な表示をしています。そして、建物本体にはビジターセンターであることの表示はされていません。私もそのときに全部一回りして見てまいりました。建物本体に名称の表示がないということ。やはりこの建物が何であるか、建物に名称を表示し、ここを訪れる方々へ周知する必要があります。どのような対応ができるか伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

大柏川ビジターセンターは、大柏川第一調節池緑地の整備に伴い、調節池の機能や自然の紹介、各種イベントなどの実施が可能なスペースとして、また、緑地内における環境学習の拠点として整備し、平成19年6月の緑地のオープンとともに開館をいたしました。今御質問にありましたとおり、建物の表示名につきましては、駐車場入り口の門扉の脇、そして緑地に面している大柏川とニッケコルトンプラザ通りの歩道との間に簡易的な表示のみであって、建物にはセンターのあることの表示はされておられません。今後、ビジターセンター建物への表示につきましては、市民の方が分かりやすいよう、壁面、または外の柱に大柏川ビジターセンターの名称を表示するなど、対応を検討してまいりたいと考えております。また、緑地外周のフェンスへの表示につきましても、周囲の景観に配慮しながら、より分かりやすいものとなるように見直し、対応をしてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 対応していくと御答弁ありました。市民が分かりやすいように、壁面または外の柱に大柏川ビジターセンターの名称を表示するなど、対応を検討したいとの御答弁でしたけど、これをいつ頃までに対応していただけるか伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

表示場所、表示方法などを検討し、予算の確保に努め、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 ぜひ早く予算をつけていただきまして、つけていただけたらありがたいと思います。やはりこれは会派の申し送りですので、ぜひぜひスピーディーな対応をお願いしたいと思います。

では次に、2番目、えほんコーナーの利用状況及び管理について伺います。この大柏川ビジターセンター内に平成30年7月に設置されたえほんコーナーについて、利用状況と管理方法について伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

えほんコーナーは、図書館が少ない本市北部地域の子どもたちが身近に本に触れることができるように、中央図書館と連携し、ビジターセンター内の12㎡のスペースを活用し、自然と触れ合いながら学べる読書環境の場として、平成30年7月に開設したものでございます。えほんコーナーの利用者数は、令和2年度、3年度において、新型コロナウイルス感染症拡大の状況に応じコーナーを閉鎖したことから減少し、本年11月末日までの合計で約9,300人となっております。本年3月下旬からは通常の利用時間で再開しておりますが、現在でも感染防止の観点から、密にならないように注意を促しているところであります。そして、えほんコーナーの管理につきましては、ビジターセンターに勤務する職員が行っております。

以上でございます。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 分かりました。本当にこのえほんコーナーは狭いといいますか、本が横のところの片面にずらっと、この間はクリスマスに関係する本とか、ぬいぐるみとかいろいろ並べられていました。このセンターの中は生き物もありますので、温度管理していると思いますが、少し温度が低めの設定なのか、外よりは寒く感じたところでした。では、このえほんコーナー開設後の本の入替えなどの対応について伺いたいと思います。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 平成30年7月にえほんコーナーを開設した際には、中央図書館におきまして、乳幼児

向けの絵本約700冊を設置いたしました。また、その翌年、令和元年度には、新たに蒸気機関車をかたどった書架を導入するとともに、本の追加補充を実施しております。現在、えほんコーナーには約1,000冊の絵本が並んでおります。このえほんコーナーは約12㎡と非常に限られたスペースであり、本の冊数を増やすのには限界がありますことから、今後は入替えを適宜行ってまいりたいと考えております。

入替えに際しましては、図書館のリサイクル本を有効活用し、乳幼児向けの絵本のほか、生物、自然に関する図鑑などの補充を進め、環境学習を目的としたビジターセンターの特色を生かせるよう配慮してまいります。

なお、中央図書館では、今御質問者のお言葉にもありましたが、先月、入替え作業及び書架の整理のため職員が赴き、その際、クリスマスシーズンに向けた飾りつけを実施いたしました。今後こうした季節に合わせた飾りつけやぬいぐるみの設置、またお薦めする本の紹介文を掲示するなど、訪れる方々に一層親しまれるような工夫を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 本の管理や子どもたちへの対応から、本に詳しい方が常駐していたほうがよいのではないかと考えます。というのは、中央図書館の職員の方が入替えに来てくださったというお話もあります。例えばタイアした司書などボランティアをお願いする考えはないか、伺っていきたいと思います。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 えほんコーナーの魅力を向上させるために、職員だけではなく地域で活動するボランティアの方などとの連携を深めていくことは大変有効であると認識しております。教育委員会では、今年度、市川市子どもの読書活動推進計画の見直し作業を進めているところでございますが、この計画の中におきましても、子どもが本に親しみながら成長していくために、家庭、学校、地域が連携して読書環境を整備していくことの重要性や、連携に関する様々な施策を盛り込みたいと考えているところでございます。その施策の一例といたしまして、読み聞かせの経験と知識が豊富な人材を発掘するとともに、図書館などの施設と結びつけ、読み聞かせイベントを開催するなど、新たな活動が生まれるような支援を進めていくといったことが考えられます。

今後、大柏川ビジターセンターが、まさにそのような新たな実践の場となることを目指して、地域で活動するボランティア団体との連携を深めるなど、取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 御答弁ありがとうございます。読み聞かせの人材発掘とかボランティア団体との連携などを進めるとのことですけれども、具体的なスケジュールを伺いたいと思っています。私は北部に図書館がないという問題、これを地域住民がもっともっと意識していくために、至るところに絵本だったり大人用の本だったりでもそうなんですけれども、すぐ手に届くところ、また、そういうことに接して育つこと、とても大切だと思います。この施設の中のえほんコーナーは、コーナーというだけで狭いのですけれども、本当に貴重な存在の一つだと思っています。読み聞かせの人材の発掘、そしてボランティア団体との連携、どういうふうに進めますか、お聞きいたします。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 現在、市川市子どもの読書活動推進計画の改定のための手続を進めている段階でございますが、この計画の実施期間は令和5年度から7年度までの3か年を予定しております。新しい計画の期間内のできるだけ早期の段階で連携しての取組が実現するよう、既に把握している読書関係グループの方々につきましては、今年度のうちから速やかに関係の構築を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 読書関係グループとは速やかに関係の構築を進めていきたいという御答弁がありましたので、ぜひその言葉どおり進めていただきたいと思います。

いろいろな質問に対して御答弁いただき、ありがとうございました。私の一般質問をこれで終わります。

~~~~~

○松永修巳議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

---

午後1時開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 一般質問を継続いたします。

越川雅史議員。

○越川雅史議員 無所属の会の越川雅史でございます。一般質問を行います。

最初の質問は、市有バス貸出事業についてです。

市有バス貸出事業については、2020年度より中止されておりますが、過去においては、子ども会の行事や自治会の研修活動に供され、好評を博してきたことは皆さん御承知のとおりです。ところが、令和2年3月には、コロナ禍の影響を受け中止となり、その後は大型バス2台のリース期間が終了したこともあり、市民の間には、もう市有バス貸出事業は廃止になってしまったのではないかと誤解が広まっていることも懸念されます。その一方で、人々の活動が徐々に活発化していく中で、同事業の復活を望む声も根強く聞かれるところ です。

私はこの間、財政部との間において、本事業の再開へ向けた協議を重ねてまいりましたが、そろそろ新年度の方針も定まったのではないかと考えられます。そこで、2023年度以降における同事業の在り方について、本市の見解を伺います。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

市有バス貸出事業については、各団体の研修活動などを支援するため、青少年団体や自治会、高齢者クラブなどにバスを御利用いただく事業となっております。コロナ禍により休止するまでは、大型バス2台、中型バス1台、マイクロバス1台の4台体制で、年間約600件の利用に対応しておりましたが、現在は大型バス2台のリース期間が終了し、中型バス1台に他部署からの保管転換されたマイクロバス1台を加えたマイクロバス2台、計3台体制となっております。

御質問者からは、かねてから同事業の再開について御要望いただいております、以前と同規模での事業再開に向け検討を重ねてまいりましたが、市有バスの体制が縮小されたこともあり、令和5年度につきましては利用対象を限定するなど、規模を縮小して再開したいと考えております。具体的には、市主催事業やシティセールス関連事業のほか、市の代表としての大会などへの参加や、他自治体が主催する地域間交流を目的とした事業への参加などに限定したいと考えております。なお、参加者が多く、大型バスでの対応が求められるケースにつきましては、委託などの選択肢も含め、引き続き検討したいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 令和5年度については利用対象を限定するものの、再開していくとのことで安心いたしました。

た。

1点だけ再質問いたします。利用対象団体として、市主催事業に準ずる事業として、市の代表として出場する各種スポーツの大会、例えばバスケットボールやバトントワリングなど、どのスポーツでもよいのですが、県大会や関東大会に市の代表として出場するチームが利用するケースも想定されるかと思えます。こうしたケースにおいて、特に他県に遠征する場合には、利用時間が午前9時から午後9時までと硬直化していたり、利用行程が片道100km以内の日帰りに限定されてしまうと、非常に使い勝手が悪くなってしまうのではないかと懸念する次第です。

また、同一団体、または同一代表者につき、年当たり2回以内に限定されてしまうと、例えば1回戦、2回戦勝ち進んだとしても、準々決勝以降使えなくなってしまうのですとか、先輩たちの代で2回使ったから、後輩たちの代では使えなくなってしまうなどといったような事態が生ずれば、これは不合理的な制約と受け止められてしまうことも懸念されます。もちろん直営で実施していた際には、利用時間や利用行程を管理する必要がありましたし、従前は対象範囲が広がったので、利用回数の制限にも合理性はあったかと思えますが、今後は利用対象を限定した上で、業務委託も選択肢に加わるわけですから、せめて不合理的な制約となり得る部分は柔軟に見直していただきたいと思うのですが、この点、御見解を求めます。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

委託などの今後の検討に合わせ、利用されるケースに応じて柔軟な対応ができるよう、仕様や基準につきましても見直しを検討してまいります。また、利用対象につきましても、各事業の公益性などを踏まえ、総合的に判断したいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 私はこれまで数多くのスポーツ大会を視察してまいりました。今後は、公立中学校等の運動部活動は地域移行を控えており、従前は使用していなかったクラブチームなどが新たな利用者になることも想定されます。せっかくスポーツに理解がある、造詣が深い田中市長が御就任されたわけですから、田中教育長とも連携を深めていただき、実情把握と必要な改善に努めていただき、不合理的な制約と思われる部分が取り除かれることに期待を寄せまして、次に進みます。

次は、田中市長がさきの所信表明において、福祉に関連して言及した個々の状況に適した外出支援についてです。

田中市長は、さきの所信表明において、コロナ禍から脱却し、健康のために活動できる日々を取り戻すためには、「年齢や障がいを理由に外出が困難となつてはいけません」、「個々の状況に適した外出支援を充実させる」との見解を表明されました。この所信表明を受け、私は6月の代表質問において、デイサービスでの外出を伴う機能訓練については、前市政下において策定された屋外サービス適正チェックリストが事業者を萎縮させており、市内営業所が運営するデイサービスでは、他市の事業所に比して外出が困難となっている実態を指摘し、同チェックリストの改善を求めました。

そこで、同チェックリストの見直しと、その後におけるデイサービスでの外出を伴う機能訓練の実施状況について、この間どのような改善が図られたのか、福祉部長に御答弁を求めます。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

令和元年度に配布した屋外サービス適正チェックリストは、本年7月4日に廃止し、今後、屋外サービスを提

供する場合には国の基準に沿って提供するように、通所介護事業者、いわゆるデイサービス事業者と居宅介護支援事業者に周知いたしました。その後、8月に外出を伴う機能訓練の実施状況を把握するため、130の市内デイサービス事業者を対象に、市川市内通所介護事業所等の現状に関する調査を行い、約48%の62事業者より回答を得ました。回答の一部を紹介いたしますと、屋外でのサービス提供実績の有無の問いでは、約85%の53事業者は提供の実績なし、残り9事業者は提供の実績ありとの回答でありました。また、今後の屋外でのサービス提供についての問いでは、外出を伴う機能訓練の実績なしと回答した53事業者のうち約79%の42事業者は今後も実施の予定はなく、約21%の11事業者は今後実施する予定であるとの回答でありました。

屋外でのサービス提供について実施の予定なしとした主な理由は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束していないため、人員配置が難しい、必要性を感じていないとなっております。また、自由意見欄に、市の指導により外出できないとアンケートに記入した事業者は3事業者ございました。この3事業者については、個別に電話にて、令和元年度に配布した屋外サービス適正チェックリストを廃止したこと、今後、屋外サービスを提供する場合は国の基準に沿って提供するように説明し、誤解のないように努めました。個別連絡の中で自由に外出したいとの意見もいただきましたが、介護保険制度上、利用者個人の希望による外出は保険外サービスとなるため、介護保険サービスとして外出するためには、機能訓練の一環として通所介護計画に位置づけられなければならないことを説明し、御理解をいただいたところであります。さらに、本年10月に市内の介護保険事業者向けに毎年定期的実施しております集団指導においても同様の周知を行いました。指導後に行ったデイサービス事業者向けのアンケートでは、機能訓練に準じた外出の取扱いが明記され、対応について検討の余地が出たとの回答もあり、事業者の意識改善につながったと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 御答弁を伺いましたが、現状調査を実施した結果、回答した62事業者のうち約2割に当たる少なくとも11事業者は、実施予定ありとのことでした。やはりデイサービスでの外出を伴う機能訓練サービスの提供には、このコロナ禍にあっても一定のニーズがあることが裏づけられました。では、実施予定ありと回答した11事業者について、福祉部長はそれぞれの事業者がいつ頃、どのような形で屋外でのサービスを提供する予定であるのか把握されているのでしょうか。まずはこの点、確認いたします。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

本年8月に実施いたしました調査においては、事業者個々の具体的な予定などは把握しておりません。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 では、実施予定ありと回答した各事業者が計画している外出を伴う活動は、国の基準に沿って問題なく実施できるものであるのかどうか。また、当該事業所の通所介護計画との整合性が確保されているのかどうかについて、福祉部は検証などを行っているのでしょうか。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

機能訓練を外で行っている事業者に聞き取り調査は行っております。こちらの内容について、今後、実施意向のある事業者に情報提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 今までやってきたんですかという聞き方をしているのに、今後やっていきますという、こういうはぐらかすような答弁が従前から変わっていない。こういうところが市政の信頼回復の第一歩なのではないかなと指摘をしたいと思います。

私は、この点、半年も前に質問をこの場でして、所管部には、9月、あるいは12月には改めてここで質問をして福祉部の本気度をこの議場において検証すると、半年前から通告をしていたはずですが、それぞれの事業者がいつ頃、どのような形で屋外でのサービスを提供する計画であるのかどうか、全くもって把握していないとのことでした。また、もし仮に各事業者がいつ頃、どのような形で屋外でのサービスを提供する計画であるのか把握していたとしても、当該活動が国の基準に沿って問題なく実施できるものなのかどうか、当該事業所の通所介護計画との整合性が確保されているのかどうか、福祉部が検証し、必要なアドバイスを提供する、あるいは丁寧に相談に応じるといった姿勢を示していないのであれば、本市が事業者を積極的に支援しているとは到底言い難い状況であると指摘せざるを得ません。そして、これは何も私が一方的に要請しているような事項ではなく、田中市長が所信表明で述べられたことに端を発していて、デイサービスの事業者のニーズに応える話をしているわけですから、本当にこの程度の対応で十分だと言えるのでしょうか。これまでの姿勢について反省すべき点は反省した上で、今後において利用者個々のニーズに応じたきめ細やかな介護サービスを提供していくお気持ちがあるのであれば、その決意をお聞かせください。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

外出を伴う機能訓練を実施したいとの意向をお持ちの事業者に対しましては、電話にて継続調査を実施し、状況を把握するとともに、介護保険制度の誤解を生じないよう支援していきたいと考えております。具体的に申し上げますと、外出を伴う機能訓練を実際に実施している事業所の訓練の実施状況や人員配置、安全配慮などの事例を共有する、通所介護計画の書き方など実務的な例を共有するなど、外出を伴う機能訓練を実施したいとの意向を実現できるよう、相談対応、助言等を支援してまいりたいと考えております。

利用される方を第一に考え、そのための事業所運営について、今後も利用者個々のニーズに応じたきめ細やかな介護サービスを提供できるよう、適切な支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 本年10月に、いわゆる集団指導を実施した際のアンケートでは、回答を寄せた事業者から、プラン作成者として確認すべき点、留意点等を御提示いただければ助かりますといった回答があったとのことでした。これは議場で言っていないんですが、事前の調査でそう伺っておりますが、利用者個々のニーズに応じたきめ細やかな介護サービスを提供していくお気持ちがあるのであれば、例えば他の事業所が実施している外出可能な事例の紹介や通所介護計画の記載方法などを即座に提示すべきだったと指摘をしておきます。今後は、こうした事業者の声を1か月以上も放置することなく、迅速に対応されますよう要請をして、次に進みます。

続いての質問は、菅野駅前ロータリーの施設計画についてです。

私は、これまで調査を重ねる中で、菅野駅前ロータリーの施設計画は住民に対する意見聴取がほとんど行われていないまま計画が策定されたものと認識をしております。去る11月22日には地元住民向け説明会が開催されましたが、実際に当該施設計画を支持する住民の声は皆無であり、多くの方が白紙撤回、全面見直しを求める姿を目の当たりにした次第です。そこで、当該計画はどのような調査と経緯を踏まえて立案され、地元自治会や住民に対してどのように説明をし、了承を得てきたのか。また、地元自治会や住民の声をどのように計画に反映しているのか御説明ください。



同様に、議会に対しては、当該計画をどのように説明してきたのか御説明ください。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

初めに、本計画の概要について説明をさせていただきます。菅野駅前ロータリー施設計画は、駅の地下を通る外環道路の整備により創出された駅前の外環道路区域内である用地を有効活用するため、交通利便施設を配置しようとしたものでございます。施設配置の考え方については、大きく3つの区域に分けて構成しております。駅の南側の国道14号に近い箇所は、この地域特有の景観である平田緑地との一体性を将来につなげるため、クロマツ植栽地を中心といたしました。駅前周辺は交通接続点としての機能向上を図るため、タクシープールや駐輪場等の交通利便施設を整備する区域としております。また、駅の北側は外環道路上部の蓋架け部を利用した公園を整備することといたしました。駅前ロータリーの基本形状等については外環道路事業者と協議し、同事業者が道路や歩道橋などの整備を行い、ロータリー内部や歩道上の施設は市が整備することとしてきたものでございます。本市が整備を計画している施設は、駅南側ロータリーにはタクシープール、駅の南北両側の歩道橋下部の歩道上に駐輪場、駅北側ロータリーにはタクシープール、駐車場、大型車等待機所を整備する計画でございました。

そこで、御質問の施設計画立案についてですが、当該地が駅前の新たな交通接続点となることから、市が必要と考える施設を計画したものでございます。計画立案に関する経緯については、平成9年から市内で検討を進めてまいりました。平成10年には国に対して、菅野駅付近の蓋架け上部利用についての要望書を提出し、その中で、駅南側は平田緑地との一体的な整備、北側は緑地空間の創出、また、南北とも交通機能の確保等を求めてまいりました。その後、平成17年に市内組織である東京外郭環状道路対策協議会で必要施設の検討を行い、駅前広場、バスベイ、タクシー乗降場、福祉車両の乗降場、駐輪場などを設けていく方針といたしました。駐輪場については、菅野駅東側の踏切周辺に駐輪されている自転車の状況も調査し、駐輪場の規模を決めてきました。また、タクシープールの台数については、千葉県タクシー協会と平成24年よりヒアリングを行い、考え方を確認し、南北それぞれ5台程度とまとめてきました。その後、引き続き外環道路事業者や交通管理者である市川警察等との協議、自治会長等への説明を行いながら、令和2年度に詳細設計業務を実施いたしました。

次に、地元自治会や住民に対する説明についてでございます。地元への説明については、主に平成28年1月から地元の平田町会及び菅野2丁目自治会、菅野3丁目自治会の各自治会長を中心に、市から計画案の説明を行いました。その後、令和元年度までに3自治会に対し複数回説明を行っております。また、その間、2つの自治会からは、ロータリー等の施設計画に関する市への要望書の提出がございました。令和元年度の時点で、施設の配置イメージ等についておおむねの理解が得られたものと認識していたことから、令和2年度以降は各自治会に対し説明は行っておらず、今回の整備実施の際に説明に伺い、改めて整備の実施、施設計画について自治会への周知等をお願いしたところでございます。

続いて、自治会や住民の声をどのように反映したかにつきましては、自治会への説明経緯の中で、自治会から要望を受けたこと等から、この内容等を踏まえ、駅に架かる歩道橋の下部に駐輪場を配置するなどの計画案といたしました。

最後に、議会に対する説明についてでございます。議会に対しては、東京外郭環状道路の調査検討をするために東京外郭環状道路特別委員会が設置されていることから、同委員会で協議会を開き、そこで計画案を説明し、意見を伺い、進めてまいりました。具体的には、平成29年4月に開催した協議会において、北側ロータリーに大型バスの停車スペース増設の意見等があり、大型車等待機所として計画に盛り込んだものでございます。また、平成30年9月定例会の代表質問、本年の2月定例会における代表質問で整備概要を答弁しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 長々と御答弁をいただきましたが、端的に、地域住民の方々に対する御説明は十分に行ってきたと御認識されているのでしょうか。それとも、説明が不足していたことを素直に認められるのでしょうか。地域住民の皆様からは、説明会開催を要望する声が上がリ、11月22日に開催された説明会には、実際に多くの方が御来場されました。また、意見書の締切りが、当初、11月末日であったところ、12月22日までの延長を求められ、道路交通部長はこの要請を受け入れざるを得なかった経緯に鑑み、適切な御答弁を求めます。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えいたします。

地元自治会、住民の方々には自治会を中心に説明をまいりましたが、今回、計画案を聞いていないですとか、説明会に当たっていろいろな意見が出されたことから、市民の方に対して十分な説明がされていなかったと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 2度御答弁を伺いましたが、御答弁において、自治会、あるいは自治会長というフレーズが何度も聞かれました。あたかも自治会や自治会長に責任を転嫁しているかのような言い回しに聞こえてしまい、違和感を拭えません。このような答弁をされてしまっただけでは、自治会はたまったものではないでしょうし、自治会長の引受手はいなくなってしまうのではないかと心配になってしまいます。自治会における自治会長の役割の中で、本市からの説明を一身に受け、それを正確かつ迅速に地域住民に周知徹底するなどといった役割が当然にあるとは私は全く思いません。本市の地域特性に照らせば、自治会長が幾らそういう意欲を持って取り組んでいっても、日中不在がちな御家庭も多く、連絡を試みようにも、個人情報の壁にも阻まれる昨今、自治会長といえども地域住民に説明を尽くすことも、多くの意見を正確に集約することも困難であり、たとえ交通計画課が自治会や自治会長を中心に説明をしたところで、それイコール住民に説明したと言い張ることには到底無理があると私は指摘をまいりましたが、この点、素直に反省されるのでしょうか、伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えいたします。

今、議員がおっしゃられたように、計画の内容が各住民の方々にも伝わっていないということですので、やはり十分な説明が足りておらず、やり方を考えないといけないというふうに思っております。

以上です。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 通告文には『『白紙撤回』を求める数多くの意見が聞かれた』と書きましたが、駐輪場に限っては設置を望む声があることは私も理解しております。ただし、タクシーの5台分の待機場所や大型バスの駐車スペース、時間貸しの駐車場などは誰も望んでおらず、見直しの対象に含まれるべきかと考えます。地域の利便性向上がこのロータリー施設計画の主目的であるのであれば、説明会でいただいた声や今月22日までに寄せられる意見に基づいて計画を見直すという理解でよろしいのでしょうか。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 いただいた意見をきちっと検討して、変更施設案としてまとめてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 変更計画案をつくるということですから、見直すということかと理解をいたしました。11月22日の説明会における本市側の御発言を念のため確認させていただきます。タクシー5台分の待機場所や大型バスの駐車スペース、時間貸しの駐車場のうち、例えば法律、あるいは条例など何らかの規定等に基づき、補助金なども含まれるかもしれませんが、絶対に設置しなければならない施設は、今述べた3つのうち1つでもあるのでしょうか。それとも、これらは必要不可欠な施設とまでは言えず、どれ1つ設置しないことも選択肢として可能なのでしょうか、お答えください。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えいたします。

大型車待機所につきましては特に規定はございませんが、タクシープールや駐車場等については、国等の監修しています駅前広場の指針などにも交通の接続点として事例として挙がっております。そういったことも踏まえながら、地元の意見等も検討して、関係者ともども協議をしながら、案を策定していきたいと考えております。

以上です。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 タクシープールの話はしていません。プールのほかに5台待機所があります。これは必要不可欠なのか、もう一度御答弁をお願いします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えいたします。

5台という数字に関しては特に規定はございません。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 聞かれたことに素直に答えていただきたいんですが、今は5台分の待機場所がある。この待機場所は必要不可欠なのですか。タクシープールについて私は話していません。タクシープールで何台かタクシーは停車、駐車できると思います。タクシーの待機場所が別に設けられています。5台はもういいです。この待機場所は必要不可欠なのかどうか、御答弁を求めます。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えいたします。

待機場所は、駅前の道路が駐停車禁止になっておりますので、タクシーを利用する際は、やはり待機場所を設けないとできないということです。しかしながら、タクシーの待機場所そのものが必要かどうかというと、絶対必要だということではございません。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 時間貸しの駐車場はいかがでしょうか。そのガイドラインで示されているのは理解しています。必要不可欠かどうか伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 必要不可欠ではございません。

以上です。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 話を少し戻しますが、最初の御答弁では、2自治会からロータリーの施設計画に関する市への

要望書の提出があったとのくだりがありました。この2自治会からの要望書とは、平田町会及び菅野2丁目自治会からの要望書を指しているものと理解しています。そこで、念のため確認しますが、道路交通部長はこの2つの要望書の内容を把握されているのでしょうか。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えいたします。

要望書の控えを見ております。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 平成28年に提出された古い文書ではありますが、私はこの2自治会の要望書を取り寄せて中身を拝読いたしました。最初の御答弁では、令和元年度までに地元の3自治会に対し複数回説明を行っている。また、その間、2自治体からロータリーの施設計画に関する市への要望書の提出があった。だから、令和元年度の時点で施設の配置イメージについておおむねの理解が得られたと認識していると、ざっくりこんなような御答弁だったかと思います。こうした御答弁をされてしまうと、あたかも地元自治会が要望書を提出して、タクシー5台分の待機場所や大型バスの駐車スペース、時間貸しの駐車場といった施設の設置を要望していたかのように聞こえてしまいますが、これは事実と反している点を指摘し、私が抗議する立場かどうかは置いておいて、ただ抗議したいかなと思います。2つの自治会からの要望書、要望はトイレの設置やクロマツの植樹、あずまやの設置、掲示板、案内板の設置、公園の形状、防犯機器の導入といったものであり、何度も読みましたが、いずれの自治会からの要望書にも、タクシー5台分の待機場所や大型バスの駐車スペース、時間貸しの駐車場に関する記載はなかったはずですが、この点、御認識を伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、タクシースペースや大型車待機所等の御要望はございませんでした。

以上です。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 菅野駅周辺は、皆様御承知のとおり、クロマツを中心に樹木、植栽等で緑の多い閑静な住宅地であったものの、2000年以降、今日までの20年以上の期間、外環道路建設を目的とした用地買収と家屋解体工事作業等により、すっかり変貌を遂げ、景観が著しく悪化してしまった。これを元どおり緑の多い閑静な住宅地に戻してほしい、これが地域住民の総意に近い声であると私は確信をしております。地域住民が望まない、誰も歓迎しない施設を早期に整備するよりも、ロータリーの整備が、たとえ数年遅れることになったとしても、駐輪場の整備を除いた部分が数年間、現状のままであったとしても、地域住民の意見を取り入れて、御納得していただける施設計画をつくり上げなければ、将来に禍根を残すことを懸念する次第です。

今回の計画策定に当たり、住民の方々への説明が十分でなかった点を素直に反省するのであれば、この忠告を聞き入れるべきとお伝えをして、また、今回の質問に限らず、私は今後もこの計画の進捗を注視し続けることをここにお約束いたしまして、田中市長に御答弁、御見解を求めます。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 越川議員から御質問をいただきました。私も最初、道路交通部長から報告を受けた際に、問題点があるということ認識いたしまして、その後は、逐一、道路交通部長から連絡を受けるということを繰り返してまいりました。私も実際に菅野に参りまして、住民ともお話をしてまいりましたが、地域の皆さん方の要望というのをしっかり聞いて、この菅野、特に北側の問題に関しては、時間をかけて皆さん方と納得できるものに

してもらいたいということを強く道路交通部長をはじめ皆さんに伝えておりますので、御安心をいただきたいというふうに思います。

また、この件は越川議員のこのような意見もあったということを踏まえて対応してまいりたいと思います。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 ありがとうございます。

次に進みます。最後は、さきの9月定例会において麻生広報室長が村越前市長、笠原前副市長、大津前副市長の3人が絡んでいたと御答弁された、いわゆるパワハラでっち上げ事案についてです。

前定例会においても申し上げましたが、この問題にいち早く終止符を打ちたいのは、紛れもなく私自身であって、もうこうした質問通告をしなくて済む日が来ることを1年以上待ち望んでおりましたが、完全かつ最終的に決着が図られるまでは途中で投げ出すことはできず、やむを得ず質問通告に至った次第です。

なぜ今回の質問で取り上げたのか、誤解のないように説明させていただきますが、この問題は何も私一個人に限定された問題と矮小化して取り扱うべきではなく、市議会及び市議会議員と行政機関である本市及びその理事者との間における信頼関係の問題であることはもちろん、本市のコンプライアンス並びに市政の信頼回復と大きく関連する問題であると理解しているからです。本件については、前市長が昨年9月2日の代表者会議において、越川議員からの非常に悪質な事例、脅迫、恐喝、暴言、資料等の強要、執拗な叱責、否定、職員に対する無視、拒絶、侮辱、全て調査の上、発言表にまとめてありますなどと客観的な事実、証拠に基づかない内容、客観的な証拠に基づき調査で裏づけられたわけでもない内容をまとめた文書が公文書として提出されたことは、皆さん御承知のとおりですが、1年以上たった現時点においても、これが撤回も修正も訂正もされないまま、依然として放置された状態となっております。つまり、公文書としての効力を有した状態に置かれております。私は、昨日、公文書公開請求を行い、この文書を取り寄せてみましたが、昨年9月2日の状態から1ミリたりとも変わることはないこの文書が市川市の公文書として提示されました。もしここで私がこの問題に完全かつ最終の決着をつけることなく、うやむやなまま放り出してしまえば、私自身が悪しき前例をつくってしまうことに加担することとなり、同僚議員各位や、今後市議会議員になられる方々に御迷惑をおかけすることにもなりかねない。例えば総務部が増田議員について、事実に基づかない文書を作成したとしても、一たび世に公表してしまえば、増田議員が幾ら事実無根だと抗議したところで、撤回も修正も訂正もされないまま放置された状態が未来永劫継続してしまうなんてことだけは避けなければなりません。私の一身に関わる事柄に端を発している以上、後始末まで自分の責任で終わらせなければならない、そんな思いで今この場に立っております。

9人もの行政職員が、それも全て幹部職員が、書けって言われれば書くしかないじゃんなどと、およそコンプライアンスや行政職員に当然に求められる規範意識などを顧みることなく、本市行政の信頼を失墜させる事件に加担したという重たい現実が、事実が厳然として存在し、既に松丸副市長において、当該職員らがパワハラ被害を訴える書面を作成する際に、どのような状況ややり取りがあったのか調査を実施し、これが完了しているわけですから、調査報告書をまとめた上で議会に公式に報告するとともに、世に明らかにして、本件を完全かつ最終的に決着させることが、本市のコンプライアンスの確保とこうした事案の再発防止に向け、本市が取り得る唯一の手段であり、物事のしかるべき道筋であるかと私は考えます。ただ、私は確かに若干の政治経験こそありますが、行政に関しては、御覧のとおりずぶの素人ですので、もしかしたら、私は根本的な認識違いや勘違いをしている可能性も否定できません。

そこでまずは、公文書とは一体どのような性質の文書であるのか確認をさせていただきたいのですが、公文書というのは、一旦作成し、世に公表した以上、たとえ虚偽の内容が含まれていることが判明したとしても、撤回も修正も訂正も差し替えもせずに、未来永劫そのまま放置し続けるものなのでしょうか。総務部長お答えくださ

い。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 公文書につきましては、職員が職務上作成したものであります。その公文書に間違い等がございました場合には、訂正をすべきものと考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 確かに市長は交代されました。本件事案に田中市長は一切関わっていないことは、私も承知しておりますし、それは麻生広報室長がさきの議会において、村越前市長、笠原前副市長、大津前副市長の3人が絡んでいたと御答弁されたことから明らかかと思えます。

この点を踏まえて再質問いたしますが、市長が替わっているから、前市長時代に作成した公文書だからという理由で虚偽内容が記載された公文書を、撤回も修正も訂正も差し替えもせずに、そのまま放置し続けることは正当化されるのでしょうか。行政の継続性の観点からも、虚偽内容が記載された公文書を未来永劫放置することは好ましくないことであると、行政の素人である私は考えるのですが、この点、総務部長の御見解をお聞かせください。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

ただいま御答弁をいたしましたとおり、公文書に間違い等がございました場合には、訂正等をすべきであるというふうに考えております。また、市長が交代があった場合でも、行政の継続性という点もございしますので、適切な対応をすべきであるというふうに考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 前市長が昨年9月2日の代表者会議に提出した文書について、私は虚偽内容が記載された公文書と申し上げておりますが、総務部長はこの文書の内容をどのように評価されているのでしょうか。虚偽公文書といったところで、単なる誤字、脱字や日付、数字などの軽微な間違いが含まれている程度と御認識されているのか、放置したとしても誰も困る人はいないと認識しているのか、それとも人の名誉を毀損するような内容が含まれている、あるいは人権を侵害するような重大な虚偽記載が含まれていると評価しているのか、率直な御認識で結構ですので、総務部長に御答弁を求めます。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 本年の6月と9月の定例会におきまして御答弁をさせていただいておりますとおり、昨年の4月に実施をいたしましたパワーハラスメントに特化したアンケート調査、こちらにおきまして、越川議員のパワーハラスメントによって退職した職員、それから病気休暇を取得した職員、不眠や高血圧の薬の服用をしている職員がいるといった申告はございませんでしたが、そのアンケートの結果として、昨年の9月2日開催の各派代表者会議で配付いたしました資料におきまして、そういった職員がいるという旨の記載をいたしました。そのような職員がいなかったにもかかわらず、これを、いるというふうに記載いたしまして公にいたしましたので、御質問者の各種権利、人権等に関わる問題であったというふうに認識をしております。

以上であります。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 麻生広報室長が村越前市長、笠原前副市長、大津前副市長の3人が絡んでいたと御答弁された今回の事件ですが、こうした時の市長と副市長が共謀し、市議会議員に関わる虚偽の事項について公文書を作成

し、世に公表するといった事案は、全国どこの自治体においても決して珍しいことではなく、本市の長い歴史の中でも度々起こることなのではないでしょうか、一々公文書の撤回や修正や訂正などする必要もない、言うなれば取るに足りない程度のことと御認識されているのでしょうか、それとも、本市制八十有余年の歴史において前代未聞のことであり、今後二度とあってはならない重大な事件と受け止められているのでしょうか、総務部長の御認識をお聞かせください。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 再び繰り返されることのないようにしなければいけないというふうに考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 この公文書、撤回も修正も訂正も差し替えもされずにそのまま放置されているわけですから、公文書公開請求がなされれば、現市政下においても、そのまま公文書として堂々と世に出されてしまう現実があることは、冒頭に述べたとおりです。そして、私が何もしなければ、こうした状況、対応が未来永劫続いてしまいます。本市が今後も同様の対応を取り続ける場合、もはや前市政による虚偽公文書の作成やでっち上げではなく、現市政において、私に対する虚偽の事実が公文書として拡散されていることになると、論理的にはそういう解釈が成り立ってしまうと、私のみならず他の第三者もそう受け止めてしまうことを懸念している次第です。

そこで、念のため確認をいたしますが、今後において公文書公開請求があった場合、引き続き、この村越前市長らが精魂込めて丹念に書き上げたこの公文書を、現市政においても正当な公文書と受け継ぎ、現市政の責任において、このまま堂々と未来永劫、世に公開し続けていくおつもりなのかどうか。総務部長にはもう4回も御答弁いただいておりますので、公文書管理担当理事にお聞きしたいところですが、現在設置されておられませんので、松丸副市長、御説明ください。

○松永修巳議長 松丸副市長。

○松丸多一副市長 公文書公開制度、まず一般論といたしましては、実施機関が保有している公文書である限り、公開請求対象文書として特定をされれば、現に公開決定をした時点における公文書として公開するものとなります。ただ、非公開情報があれば、当然適正な処理をしてということになります。公文書として存在している限りは、それが公文書公開請求制度の趣旨でございますので、適正に処理をすることとなります。

以上であります。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 私には佐藤義一先生という市議会における師匠がおり、多くのことを学ばせていただきました。特に印象深いお言葉は、政治は忍耐だという格言であり、質問は時に寸止めも必要だという技術論を教えてくださいました。そんな私も3期目が終わろうとしています。1期生の頃の私であれば、ここから勝負とばかりに、意気軒高に時間の限り質問を続けていたかもしれませんが、昨日のさとうゆきの議員の格調高い優しく丁寧な語り口での質問に感銘を受けましたので、今日はここで止めておきます。

その上で、質問を締めくくるに当たり一言申し上げますと、私は、この問題は完全かつ最終的に決着できるものと信じ切っておりました。信頼性のある調査が実施され、報告書が作成され、議会に公式に報告されることを通じて真相が世に明らかになる、そう信じておりました。何かの間違いであってほしいと今でも信じたいところです。市議会議員に関わる虚偽の内容を含む公文書が、一たび世に公表されてしまったら、それは市長が交代しようが、時が経過しようが、撤回も修正も訂正も差し替えもされずに未来永劫放置され、世に公開され続けてしまう。本市においてそのような前例が確立してしまったら、これが本市のスタンダードな対応となってしまうと、議員各位は本当にはばかりことなく市政を監視する機能を発揮することができるのでしょうか。権力を有す

る行政機関を監視するといった市議会議員に課せられた使命と役割を全うすることができるのでしょうか。各議員におかれましても、この点、我が事として受け止めていただけるよう呼びかけをいたしまして、私の一般質問を終わります。(発言する者あり) 質問を続けなかつもりでありましたが、市長に、じゃ御答弁を求めます。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 越川議員の質問といたしますか、お訴えというものをしっかりと聞かせていただきました。私が思うことはただ1つ、過ちは改むるをはばかりることなかれ。誤っている点がありましたら、訂正をしまいたいと思います。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 ありがとうございます。安心いたしました。これで私の一般質問を終わります。

~~~~~

○松永修巳議長 かつまた竜大議員。

○かつまた竜大議員 皆さん、こんにちは。緑の社会のかつまた竜大でございます。通告に従いまして初回から一問一答で一般質問を行わせていただきたいと思います。

まず最初に、議長をお願いをさせていただきたいんですが、大項目2の順番をちょっと入れ替えしまして、(2)を一番最後にお伺いしたいと思いますので、どうぞ御計らいのほど、よろしくお伺いしたいと思います。

それでは、まず最初の質問でございます。障がい者の相談支援体制についてお伺いをしたいと思います。

この相談支援体制に関しましては、今定例会において先順位の方お2人、もう既に質問されていますので、その方々とはかぶらないような形でお伺いしたいと思います。10月23日、船橋市において開催されましたセミナーにおいて、習志野市で障がい児、障がい者の支援を行う団体の代表者の話をお伺いしました。その方は事業所の経営のほか、現場の支援者である相談支援専門員としても活動されています。セミナーの内容は、強度行動障がいのある方や医療的ケアを必要とされる方について、また、災害時の支援や施設内での虐待事件についてなど多岐にわたっていました。その中で様々な支援を必要とする方、そしてそれに向き合う方々の存在を知り、障がい者の相談支援体制に多くの課題を感じました。

障がい福祉サービスの利用には、サービス等利用計画を必要とし、これには障がい者本人によって作成されたセルフプランと相談支援専門員によって作成されたものがありますが、より望ましいのは相談支援専門員によって作成したものだと聞いております。一方で、サービス等利用計画の作成に必要な知識や業務内容の幅広さに対し、報酬単価は低く、相談支援事業所の運営は大変困難な状況であるとも伺いました。そこで、市川市の相談支援体制の現状を伺うに当たりまして、障がい者が必要とするサービスを利用する際、相談や手続を経て実際に利用するに至るまで、どのような流れとなっているか。また、サービス等利用計画の意義について具体的に伺います。また、相談支援専門員の役割や市内の相談支援専門員の数、報酬等の現状についてもお伺いします。よろしくお伺いします。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

障がい福祉サービスは、居宅介護ホームヘルプ等の訪問系サービス、就労移行支援等の通所系サービス、グループホームや施設入所支援等の居住系サービスなどとなっており、利用に当たっては、市へ支給決定をするための相談、申請の後、市職員による心身等の状況に関する調査を受けていただきます。居宅介護や生活介護など障がい支援区分の認定を必要とするサービスを利用する場合には、当該調査に加え、主治医の意見書等の内容も踏まえて、市の認定審査会にて障がい支援区分を認定いたします。あわせて、個々の状況に即したサービス等利用計画を市へ提出し、市の支給決定を受けることとなります。支給決定を受けた障がい者は、市から交付された受



給者証によって事業者と契約を結び、障がい福祉サービスの利用を開始いたします。

支給決定のために必要となるサービス等利用計画は、利用者の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案し、利用する障がい福祉サービスの種類及び内容等を記載したもので、利用者または家族によって作成されるセルフプランと相談支援専門員によって作成されるものがあります。セルフプランについては、利用者、または家族自ら作成することによって自身の思いを直接反映でき、また、比較的スムーズにサービスの利用を開始できるという利点を持っているものの、利用事業者との様々な調整をも自身で行わなくてはならないため、大きな負担を伴うという側面もございます。一方、相談支援専門員によって作成される利用計画は、利用者や事業者とのスケジュール調整等をした上で作成されるため、その作成とサービスの利用まで、ある程度の期間を要するものの、専門知識を持ち、利用者の状況を客観的かつ的確に把握した上で作成されること、また、利用者との定期的な面談により、必要に応じてサービスの見直しが行われることから、セルフプランに比べ、より利用者のニーズに見合った支援へつなぐことを可能としているという利点がございます。このことから、市としましては、相談支援専門員による作成の利点を利用者に対し説明しているところでございます。

次に、相談支援専門員についてでございます。相談支援専門員の役割は、障がい者の望む生活を実現するため、障がい福祉サービスの利用計画を作成することのみならず、経済面、精神面等の様々な悩みや不安に対する全般的な相談支援を行うことなど多岐にわたります。相談支援専門員は相談支援事業所に所属しており、令和4年4月1日現在で市内の相談支援事業所は35か所、相談支援専門員は111名、これを常勤換算にすると約44名となります。

相談支援に関する国で定める基本的な報酬単価は、利用計画の作成に対して1回当たり約1万6,100円、サービスの利用状況の把握や見直しのため定期的に行われるモニタリングに対し、1回当たり約1万3,300円となっており、支援内容に応じた各種加算は存在するものの、事業所の運営を安定して維持していくことは厳しいという意見を聞いております。

以上でございます。

**○松永修巳議長** かつまた議員。

**○かつまた竜大議員** 福祉部長、今お伺いしました。ありがとうございます。今回このセミナーを聞いたんですけども、10月23日、そこでその講師の方、先生がおっしゃっていたのは、相談支援員をぜひ守ってほしいと。そういうことで、私もある面、そのセミナーを聞いて、今回このような質問をしようと思った次第であります。今、福祉部長のほうから様々な流れといいますか、そういったものをお伺いいたしました。

そこで再質問をさせていただきたいんですけども、私のほうでお伺いしたいのは、まさにその相談支援専門員の方々に関する問題ということで、今回私のほうでは相談支援専門員の方々の状況といいますか、そういったことを、より詳しくお伺いをしたいと思います。特に今、現状に関しましては、大変金額等、また人数等お聞きしました。延べと言ったらいいか111人で、実際に常勤換算したら44人ということでお伺いしましたが、この数がどういう状況なのかということで、サービス等利用計画に関して、そして相談支援専門員に関する市川市が捉えている課題認識及び今後の取組についてお伺いしたいと思います。

**○松永修巳議長** 立場福祉部長。

**○立場久美子福祉部長** お答えいたします。

サービス等利用計画における課題としては、本市においてはセルフプランを選択される方の割合の高さにあると考えております。令和4年3月末現在、本市の障がい福祉サービス利用者約2,700名のうち、セルフプランを選択している方の割合は約40%となっており、全国平均の約15%に比べ大変高い傾向にあります。障がい福祉サ

サービスの利用に当たっては、先ほど申し上げましたとおり、利用者の現状に見合った最適な支援となるよう、セルフプランにて障がい福祉サービスを利用する方に対して、相談支援専門員の作成する利点を説明しているところでございます。また、サービス利用者の増加に対して、相談支援事業所及び相談支援専門員の不足も課題と考えており、本市といたしまして、相談支援専門員について、障がい福祉サービス事業所職員向けの研修等で相談支援に携わることの意義を伝えるなどして、新規参入の働きかけに努めていくとともに、報酬の増額等についても機会を捉えて国や県へ要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 福祉部長、お伺いしました。今、市川市の特徴として御答弁いただきました。市川市の場合は、この2,700名中4割の方が、セルフプラン率というんですか、4割ということで、全国平均の1割5分、15%と比較すると非常に高いということが分かりました。ただ、現状、相談支援員の方の数であったりとか事業所の数で考えると、今、市川市が全国と同じような15%、セルフプラン率という比率になると、今度、事業所さんの数も足りないし、相談支援員さんの数も足りないと、こういう問題があるということよく分かりました。いずれにせよ、市川市は千葉県内でも非常に人口が多い。約50万人という中では、なかなかそこまで事業所を増やす、また相談支援員さんの数を増やす、非常に大変なことかなと、1つの課題ということで分かりました。この問題に関しましては、私も今回初めてお伺いしましたので、私自身もよく研究、調査をさせていただきまして、またいろいろとお伺いを先々していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。福祉部長、どうもお世話になりました。ありがとうございます。

続きまして、次の質問に移りたいと思っております。大項目といたしまして、八幡風致地区路地状（旗ざお）敷地の大型共同住宅建築についてということでお伺いいたします。

先順位、つちや議員もこのことに関して質問されておりました。このことに関しましては、今年6月定例会、9月定例会において私も質問させていただきました。また、ほかの議員の方も質問されまして、今定例会のつちや議員も含めると、延べ7人の方が質問されているという状況で、またいろんな、様々な答弁をいただいたという中で、私は今回、住民の皆さん、また自治会の皆さんも含めて、いろんな6月定例会、9月定例会の答弁等に関する御意見、また、さらに要望、また、こういったことを聞いてもらいたいということがございまして、今定例会においても質問させていただきたいと思っておりますので、理事者の皆さん、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、最初でございますが、(1)としまして、これは本当にありがたいことではございましたが、路地状敷地における大規模共同住宅の建築制限に係る県条例の改正を求める意見書が9月定例会において全会一致という形で成立をしまして、そして提出をされたという状況でございます。これは非常にありがたいことだと思います。これに関しまして、今日お聞きの方も、傍聴の方もいらっしゃるんで、簡単にこの意見書を前段だけ少し読ませていただきたいと思っておりますけれども、「路地状の通路の奥に敷地が広がる路地状敷地、いわゆる『旗ざお地』については、災害時等に、袋状の土地から避難路となる通路部分に住民等が殺到し、速やかな避難が阻害される危険性が指摘されている。また、旗ざお地は、その特殊な形状ゆえに日照や通風の悪さ、用途制限、建築コストやインフラコストの採算性の低さなどから利用が敬遠されがちであり、地価は道路沿いの整った土地の6～7割、場合によっては半値以下になることもあるという。そうした事情を逆手に、旗ざお地なら地価が高い住宅地と比べて割安に建設ができるとして、投資目的による大規模共同住宅の建築が全国的に問題となっている。特に、東京都に隣接する宅地として人気が高い本市においては、土地相続の際に宅地が分割され、その一部が旗ざお地となる例も少なくないことから、旗ざお地における共同住宅の建築が今後増える可能性があり、首都圏直下型地震な

ど大規模災害の発生が想定される中、本市の旗ざお地における安全対策こそ喫緊の課題である」と、これは前段だけですが、ほか続きますが、こういった意見書が出されまして、全会一致で、そして提出をされたという状況でございます、その提出後の状況について、まず教えていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

本年9月定例会で可決された千葉県建築基準法施行条例の改正を求める意見書につきましては、市町村独自の基準を制定できるようにするため、同条例に除外規定を設けることについて意見書を提出したもので、10月3日付で千葉県知事に送付されております。同条例は千葉県建築指導課の所管となり、今後の方針を確認いたしましたところ、提出された意見書に対しましては、本市と協議等を行っていくものと伺っております。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 街づくり部長、お伺ひしました。まだ現状においては、10月3日付で知事に送付をして、まさにこれからという状況なのかなと思ひます。いずれにせよ、こちらに関しましては、よい方向に向かうように見守りをしていきたい。また、今後も確認をさせていただきたいと思ひます。

続きまして、先ほども議長にお願ひしましたが、(2)は後回しということで、(3)の社員寮についてということでございます。

まずはア、社員寮の定義についてということであります。この社員寮の定義に関しましては、住民の皆さんからいろいろな御意見をいただきました。これは、駐車場の設置台数ということで、敷地内整備台数を条例で決めて制限をしている。これは住民の方からの声なんですけれども、一方で、社員寮であることを緩和条件としている。それにもかかわらず社員寮の定義がないとはどういうことか。定義がなければ何でもできるのではないかと、この社員寮の定義について市民からお問合せをいただいております。これに関しまして見解をお願ひしたいと思ひます。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

社員寮の定義につきましては、市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例、以下、宅地開発条例等と言わせていただきますが、これにおいて現在定めてはおりません。条例では、自動車所有者の入居を制限するなど、その性質上、自動車の駐車需要を発生させないと認められる建築物の用途の一つとして取り扱っているところでございます。このため、駐車場の審査におきましては、駐車需要の制限に関する申出書兼誓約書、様式1となりますが、これで用途が社員寮であることを確認するとともに、管理規約、賃貸借契約書や重要事項説明などの写しの提出を求め、社員寮として使用する旨の記載があることをもって社員寮と判断しているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 今、道路交通部長から御答弁をいただきました。そもそも今回質問をしましても、街づくり部長から答弁をいただく場合、道路交通部長から答弁をいただく場合、また水と緑の部長からいただく場合と3つの部がまたがっているというような状況の中で、市民の皆さんはなかなかそういうのは御理解しにくいんですね。私も、多分その辺、御理解しにくいだろうなということで、市はこういう組織になっているというのを結構後ですけどお渡しをいたしました。それでようやく御理解をされたというような経過があったんですけれども、そこで、今、道路交通部長から御答弁いただきましたけれども、当然この間、市民の方はいろんな交渉な

り、さらには質問をされてきたわけであります。それこそ道路交通部ではなく街づくり部のほうに、川島部長に對しまして質問をして、そのやり取りが私のほうも、今回こんなやり取りをしていたんですよということでお聞きをしております。

例えば、これは今年の4月13日に市民の方が質問されて、そして、翌14日には返信があったんですが、要は、簡単に言いますと、市民のほうでは、社員寮であるという業者の申請は真実であるか。あと、この用途は容易には変更されないと考えるのか。要するに社員寮ということで通ったとしても、結局その業者の申請が本当なのかとか、さらには、それが通った後、当初は社員寮として使われても、その後変わってしまうという可能性があるんじゃないかということでお聞きしたところ、川島部長からの答弁では、まず真実であるかということに関しましては、市が事業者を確認した上では、審査書類の記載どおりとの回答を得ております、仮に記載事項と異なる内容であれば、行政として厳正な指導を行ってまいりますと。また、容易には変更されないと考えるのかという質問に関しましては、事業者側が将来にわたって行くことを推測することは困難です、しかしながら、条例の協定に基づき主要目的が変更された場合には指導を行ってまいりますというような答弁をされています。さらには、翌14日には、その返信に對しまして市民の側は、行政として厳正な指導を行ってまいりますと御記載がありますが、それはどういった中身なのか御教示くださいということに對しては、川島部長のほうから、お答えしますと。それは実態に合わせた指導という意味ですと。例えば社員寮という実態がなければ、駐車台数を3台に増設する等の指導ですと。そして、翌15日でございますけれども、社員寮という実態がなければとありましたが、実態とは例えばどのようなものかという質問に関しましては、川島部長のお答えとしましては、社会通念上の意味での実態と考えますが、実務的内容については担当課にて担当いたしますと。こういう答弁というかメールでのお答えがあって、結局、市民の方は、その担当部というのはよく分かっていないわけですから、今、道路交通部長からお答えいただきましたけれども、結局やり取りは街づくり部長とされているという中で、こういうお答えをいただいたわけでありますから、したがって、市民としては、やはり実態がないんじゃないか、そして、さらには社員寮として申請はしても、今後変えられてしまう可能性はないのかということで、こういうお答えをメールでいただいているわけで、そこに関しましては、市民の側としては、この社員寮の定義の問題に関しましては、やはり大きく非常に関心を持ち、かつ、非常に納得がいかない。そういうことでこの定義についてお伺いをした次第であります。本来的には、やはりこの定義に関してはきちんと、より詳しいものを設けるべきであると私は考えますが、これに関しまして、どのようにお考えになりますでしょうか。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えいたします。

定義については、現時点では確かに条例上定めておりませんが、今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 今後考えていきたいというようなことが道路交通部長からありまして、街づくり部長からなかったんですが、いずれにせよ、ちょっと時間もないので、これはこれでお聞きしたということで進めていきたいと思っております。

そして、続きまして(3)のイでございますが、駐車場の整備台数の緩和措置についてということであります。これに関しましても市民からいろいろ御意見をいただいております。これは、そもそもこの問題に関しましては、田中甲市長が就任する前から起きているということで、2021年、昨年7月22日、この施主さんが、そもそも社員寮ではないと集会で発言をされているんですよ。そこからなぜか変わってしまったというのが1つ大きな問題であると私は捉えておりますけれども、やはり市民といたしましては、この緩和措置に関しましては、これ

は今回、6月、9月の議会答弁を聞いて、また、今までの経過を見ていると、やはりどうも、要は業者寄りといえますか、事業者側に有利に、また、さらには、それこそこれは今年5月22日なんですけれども、集会がございまして、このとき、これは施工会社、建築をしている会社の顧問の方が、要はアドバイスを市川市より受けたという、こういうことをおっしゃっていて、その際、市川市幹部も同席されていて、その事業者の答弁をその場では否定をしていなかったんですね。これは市民の皆さん、きちんと記録を取っていらっしゃいますし、テープも取っているんですけれども、そういうことで、この緩和措置に関しては、まさに事業者側に配慮したような緩和措置になっているんじゃないかと、こういう疑問があります。これに関してはどうでしょうか。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

駐車場附置台数の緩和措置は宅地開発条例にて定められているところでございます。条例に基づく具体的な定めや扱いについては、自動車駐車場整備に関する基準細則で定めており、全ての住戸の専有部分の床面積が35㎡未満である学生寮、社員寮その他の単身世帯の集合住宅とは、建物の住戸部分の全ての住戸の専有部分の床面積が35㎡未満であり、その用途が、学生寮、社員寮、一括管理された寄宿舎、週契約・月契約のように短期間の契約を目的とした賃貸住宅、学生専用の単身用の集合住宅としております。また、自動車の所有を制限する等その性質上自動車の駐車需要を発生させないと認められるものとは、賃貸借契約、管理規約等で自動車の持込みを禁止する旨の制限を課し、かつ、これらの制限及び用途を容易に変更しないものをいうとしており、市としましては、誓約書及び賃貸借契約書、または管理規約等を提出させ、確認しているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 お伺いしました。ちょっと時間もないので先に進めたいと思います。

続きまして、(3)のウでございます。社員寮が駐車場の整備台数の緩和条件の運用対象となった事例の実態について、これ実は請願も絡むのですけれども、やはり今、社員寮ということで認められて、駐車場の整備台数が緩和されて、それこそ3台必要なものが、今回だと1台ということになっているのですが、その事例の実態についてお伺いをしたいと思います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

適用対象となったその後、供用開始後の実態については、今後調査を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 これはぜひきちんと実態について調査をしていただきたいと思います。このことに関しましては、今回の建設経済委員会において請願が出されまして、その請願は継続審議にはなりましたが、その委員会の議論の中でも、委員長はどう判断されるか分かりませんが、委員の方からも、これはきちんと調査すべきであると、こういう御意見もありましたので、ぜひぜひ委員長におかれまして、よろしくお伺いをしたいと思います。ということで、ぜひしっかりとお伺いをしたいと思います。

では、そのまた次に進みたいと思います。(4)いわゆる宅地開発条例及び風致地区条例の解釈についてということで2つ並べておりますが、風致地区条例の解釈についてということでやっていきたいと思いますが、今回、条例違反と条例未履行の違いについてということで通告文には書いております。なぜこういった形で書いたかということ、住民の皆さんは条例違反と捉えているわけなんです。しかしながら、条例違反ではないですかということ、市川市の職員に聞いたところ、いや、これは条例違反ではありません、条例未履行であると、こういう答

えがあったという中で、改めてこれはどういうことですかということを確認したいので、この質問を出しました。これについての答弁をお願いしたいと思います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

本建築計画における宅地開発条例に基づく手続といたしましては、雨水貯留施設やごみ収集所など条例に規定する公共的施設についての関係行政機関との協議は全て終えており、事前協議申出書の提出まで進んでいる状況でございます。また、条例に基づく近隣住民説明につきましても、近隣住民の要望を受けまして、説明会をこれまで5回開催しておりますが、事業者が本年7月に行った計画内容の変更については説明が行われていないため、計画内容の変更についても説明を行うよう指導を続けているところでございます。したがって、現時点では当該宅地開発事業について協定の締結には至っておらず、条例の手続の一部が未履行の状態となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 今、街づくり部長から答弁いただきました。条例未履行という御説明があったんですが、これももう解釈の仕方だと思うんですけども、確かに部長のおっしゃるように、今、条例未履行かもしれません。ただ、今後どうなるかですよね。結局、そのまま業者が条例を未履行のまま工事が進んで、そして建物が完成をしたという形になれば、結局、未履行のまま終わってしまったということであれば、どの時点で考えるかということですが、そうすると、結局は条例違反して造ったのではないかということになりますから、今、部長の答弁をお聞きしましたけれども、住民側の皆さんの考えで言うと、結果的に条例未履行のままで終わってしまうのではないかと、そういう危惧があるので、そのまま建ってしまったこと、それを想定して考えて条例違反ではないかと、こういうことでおっしゃっているんだと思います。ちょっと申し訳ございません。そこはまさに解釈の違いであるかなと思いますが、やはり今後、先々まで近隣住民の皆さんはお住まいになるわけですから、将来、未来のことも想定しておっしゃっているわけですから、これは条例違反ではないかと、こういうことを私からは住民の皆さんに代わってお伝えをしたいと思います。

続きまして、建築確認制度についてということでお伺いをしたいと思います。これ、実はすみません。9月もちょっとお聞きしているんですけど、いろいろと様々な事態がこの間に進んでおりますので、また改めてこの建築確認制度について聞いていきたいと思っております。

まず、この建築確認についてということで、今日、傍聴の方、初めて来られた方もいますので、まず確認申請とはどういうものでしょうか。また、確認申請の流れ、さらには、今回の事案に関しまして、計画変更以降の建築確認についてということでお伺いしたいと思います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

建築物を建築する際には、工事を着手する前に設計図書などをそろえて市または国が指定した民間の確認検査機関に確認申請書を提出し、建築基準法並びに関係する法令等に適合しているか確認を受ける必要がございます。この建築確認申請は、平成11年5月の建築基準法改正により、本市を含む行政庁以外でも、民間の確認検査機関で確認済証等の交付が可能となりました。通常、市は民間の確認検査機関が建築確認申請の受付や確認済証を交付した際に報告を受けております。当該建築物につきましては、令和3年11月11日に民間の確認検査機関に当初計画の確認申請書が提出され、同年12月23日付で確認済証が交付されており、本市は令和4年1月5日に報告を受けております。その後、令和4年7月15日に、同じ民間の確認検査機関に当初計画の計画変更確認申請書

が提出され、同年7月28日付で確認済証が交付されており、本市は翌日となる7月29日にその報告を受けております。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 お伺いしました。建築確認制度について、建築確認について、今回の事案の流れを御答弁いただきました。そこで再質問をさせていただきたいんですけども、これは建築審査会の事案でございますので、詳細について答弁できないというのは理解をしておりますけれども、実は市川市建築審査会の口頭審査が10月31日に行われまして、そこを私は傍聴もさせていただきましたけれども、この建築審査会の結果の概略についてお伺いをしたいと思います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

7月28日付で行われました計画変更確認処分に対して取消しを求める審査請求が市川市建築審査会に提起されました。この請求を受け、市川市建築審査会におきましては、当該処分が建築基準法に基づく適正な処分であるかについて書面での審理を重ねるとともに、関係者招集の下、公開での口頭審査を行っております。これら書面及び口頭での審理を経まして、市川市建築審査会は11月28日に計画変更の建築確認処分を取り消すと裁決をしたところでございます。この裁決に至った理由につきまして具体的にお答えすることはできませんが、提出された証拠をもって安全な構造ではないと断定することはできないが、不備な資料に基づいて適合していると判断し、処分を行ったことは適当でないとの判断によるものでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 今、部長から答弁をお聞きしました。今お聞きしたばかりなんで、これに関しては一応お聞きしたということで、了解いたしました。

そこで、次に進みたいと思いますけれども、イとしまして建築確認申請の手続についてということなんですけれども、この、いわゆる審査会において、今回そのような、今、部長が答弁されたような形で決定したということで、現場のほうは、工事のほうはストップをしている、止まっているという状況であります。そこで、これはまさに住民の皆さんからの要望なんですけれども、このような今、宅地開発条例の手続問題もありますので、そういった手続が、いわゆる未履行状態ということで市は答弁されておりますけれども、それが完了するまで確認申請の手続は進められないようにすることはできないのでしょうか。そしてまた、こういった事例の場合、ほかの自治体はどうなっているのか。また、やはり未履行という、手続が完了していないわけですから、罰則などの規定を設けるべきではないかと、こういう御質問をいただいております。それを部長にお伺いしたいと思います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

宅地開発条例は、本市における優良な宅地開発事業の施行の誘導を目的として市が独自に制定したものであり、建築基準法とは趣旨、目的が全く異なるものでございます。したがって、宅地開発条例において建築基準法上の手続などを制限する規定を設けることはできません。

次に、他の自治体の事例についてです。他の自治体におきましては、事業者が条例適用事業の協議を行わない場合や、建築物が条例の規定に適合しない場合に勧告を行い、さらに勧告に従わなければ公表を行うといった規定を設けている例もございます。本市の宅地開発条例におきましても、必要と認めるときは、事業者に対し、適

切な措置を講ずるよう助言、指導、または勧告を行う規定を設けておりますが、これ以上の罰則を設けることにつきましては、今後研究してまいります。

以上でございます。

**○松永修巳議長** かつまた議員。

**○かつまた竜大議員** 部長、答弁お聞きしました。結局は建築基準法、要は条例対法律という中で、法のほうが上回るということで、そのような止める手続が行えないというような答弁だったかと思います。これはやはり条例と法律の違いと申しますか、大きな問題だと私は思いました。

あと今、他市の、ほかの自治体の事例ということでお聞きしましたが、やはり勧告に従わなければ公表を行う、そういう規定を設けている例もあるわけですから、ぜひ市川市においても、やはりこういった何かしらの規定と申しますか、できれば罰則、そういったことを設けてもらいたいと要望させていただきたいと思いません。

以上、(5)はこれで終わりにしたいと思います。

そして次、(6)でございますね。コンプライアンスについてということで、法令遵守ということでお伺いをします。

まず、アの条例に対する市の認識及び考え方についてということでもあります。本来、私は総務部に対して聞きたかったんですけれども、市民の皆さんから、条例に対する市の認識及び考え方についてに関してなんですけれども、これは実際どうなんだろうということがあります。あと、今私も(5)の質問でまとめて言いましたように、法律と比較して、条例とはどういうものなのか。あえて条例違反と言わせてもらいますが、条例違反が横行するようでは、条例の意味がないのではないかと申すことを、まずお伺いしたいと思います。

**○松永修巳議長** 川島街づくり部長。

**○川島俊介街づくり部長** お答えいたします。

条例は市民の代表である議員で構成される議会の議決により制定されるものであり、市が定めることのできる最高の法規範であります。そのため、行政がその事務を執行するに当たっては、条例の趣旨や目的に沿って、条例に定められた条項を厳格に運用することが求められるものであります。先ほども御答弁させていただきましたが、宅地開発条例は、本市における優良な宅地開発事業の施行の誘導を行う観点から独自に制定したもので、建築基準法などの規定を受けて制定されたものではなく、その趣旨や目的が全く異なるものであります。このことより建築基準法やその他の関係法令をクリアした建築計画に基づく建築工事に対して、その停止や計画の変更などの措置を、この宅地開発条例を根拠にして行うことはできないものであります。

以上でございます。

**○松永修巳議長** かつまた議員。

**○かつまた竜大議員** お伺いしました。ちょっと時間も迫ってきていますので、その次のイの本市職員の対応についてをお伺いしたいと思います。この本市職員の対応についてということに関しましては、法令遵守ということで、コンプライアンスという観点から、本市職員はきちんとそれに対応しているんでしょうかという質問です。先ほども少しお話をいたしました、今年の5月22日、ちょっと繰り返しになっちゃいますけれども、要は建築施工会社の顧問の方が、市川市よりアドバイスを受けたと。結局、これは住民の方がそれこそ情報公開請求をやったことによって、昨年8月6日に、結局、施工会社が、これは道路交通部のほうなんですけれども、交通計画課に、敷地内に駐車場を1台しか確保できず、共同住宅の計画から社員寮に変更し、台数の確保に充てたいためということで相談申請を行ったところ、9月6日に正式申請をして、9月30日に許可をされた、という事実が分かったわけでありまして、ここからして、こういう事実が分かったことによって、コンプライアンスと



いう観点からすると、本市職員の対応に関しましては、本当に住民のために動いているのかではなく、事業者のために、施工会社のために動いているのではないかと、こういう疑念を持っていらっしゃるわけでございます。これに関してはどのようにお考えでしょうか。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

本市の職員は宅地開発条例の趣旨、目的を十分理解した上で、宅地開発条例の規定にのっとった対応をしているものと認識しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 お伺いしました。いずれにせよ、このコンプライアンスに関しましては、市民からもいろんな声が入ってきております。それこそ、ちょっとこれは御紹介させていただきたいと思えますけれども、要は、市民の皆さんはいろいろ詳細に調べて、様々なことが今分かっていらっしゃるんですよね。それこそ私も今回質問をするに当たりまして、時系列でこういうもの、こういう経過がありましたよというのを全部教えていただきまして、それに基づいて私も質問しているわけでございます。要は、事業者側、そして施工会社側への対応、一方で住民に対する対応に関して、やはりこれはちょっとおかしいんじゃないかと。住民が疎外をされているような、そんなような状況が見受けられるということで、例えばこんなことも、それこそ昨日御連絡をいただいたんですが、今度12月18日、あさって日曜日でございますが、市役所で説明会があるということで、こういうことが近隣住民の方にメールが入ったそうであります。全部じゃないけど、ちょっと読み上げますけれども、私は八幡5丁目の問題になっている敷地の近所に住んでいる者です。先日、12月18日曜日に市役所での説明会があることを知りました。文書には「近隣住民の皆様へ」と書かれておりますが、ごく近隣の我が家のポストには、このお知らせは投函されておられません。市役所の開発指導課に問い合わせたところ、説明会のお知らせを配布したのは当該敷地に隣接している10軒のお宅だけとの回答でした。あたかも近隣地域に配布していると誤認する文書ですが、実際には隣接10軒にしか配っていないそうです。騒音問題、住環境問題等、近隣広範囲に影響が及ぶ案件にもかかわらず、10世帯のみへの説明はおかしいと指摘したところ、宅地開発条例では中高層以外の建物の場合、このような説明は隣接している世帯のみでよいと記載されているからとのこと。その方が書かれているには、そうならば、「近隣住民の皆様へ」ではなく、「隣接住民の皆様へ」とするべきであろうと厳しく指摘しました。ちょっと長いんで、これ以上は読み上げませんが、こんなお話も届いているんですよね。

したがいまして、コンプライアンスという観点でいけば、やはりこれは確かに法令遵守で、条例を守ってこういうことをやっていると言われたら、それでおしまいなんですけれども、ただ、今までの経過というものを今日この場では全部言えませんが、いろいろ見ていると、そしてお聞きしているわけですが、これはやはり問題があるかなということです。

あと、今回は質問を取り下げましたけれども、それこそ、この施工会社におかれましては、いわゆる住民の皆さんは、あくまでも口でしか言っていないですけれども、それこそコンクリートミキサー車が来て圧送、要は生コンを流すというときに、帰ってもらいたいと。条例をきちんと守っていないということで、帰ってもらいたいということで1回目は帰ったんですけど、次に来られたときは、何と警察への110番マニュアルというものを作成して、これがたまたま隣接しているお住まいにそれが入ってしまったようですね。要は、施工会社側の社員の方が間違えて入れちゃったようなんですけれども、それによって、住民の方はそういうマニュアルが作られていることを知ったわけなんですけど、それによって、2回目のコンクリート打設のときには市川警察署の警部補の方が2名、その現場に来られた、こういう事案もあるんですよね。これは県警本部の事案なので、市川市議会で質問し

ませんけれども、こんなこともされているということで、近隣住民の皆さんは非常に憤慨をしているということはお伝えをさせていただきたいと思います。

そして(2)のほうに移っていききたいと思います。本件における宅地開発問題と風致地区の規制問題についてということで、改めて、特にこの風致地区に関してお伺いをしたいと思います。

風致地区に関しては、先順位のつちや議員もお伺いしておりましたけれども、これは6月定例会で私はお伺いをしました。その答弁も聞きました。ただ、その答弁どおりに物事を進めていくと、もうこのままでは市川市では本当に緑化、緑がなくなってしまうと思います。本来この緑化というものは非常に大切なことであります。今定例会においては、SDGsのことも非常に課題となりまして、まさに地球温暖化対策というのは非常に大事ですよね。ちなみに、船橋市においては、風致地区はこのように解釈しております。風致地区は都市において自然的な要素に富んだ良好な自然的景観を維持し、都市環境の保全を図るために定める地区ですということで、これは船橋市の解釈ですね。自然的景観を重要視していますが、都市環境の保全を図るということもきちんと定めておりますよね。市川市はこの風致地区に関してどのように考えているのか、これに関しまして、まずはお伺いをしたいと思います。

**○松永修巳議長** 高久水と緑の部長。

**○高久利明水と緑の部長** 風致地区条例では、宅地の造成等を伴う敷地においては一定の緑地を確保することとなっておりますが、宅地造成を伴わない建築物の建築に対しましては、敷地内の緑化は申請者の任意となっていることから、当該建物については条例違反とはなっておりませんが、今後、緑化につきましては、リーフレットを用いて誘導してまいります。また、風致地区内の緑を維持していくためには地権者の合意が前提となりますが、緑地保全、緑化といった新たな項目を盛り込んだ地区計画制度の活用等がございます。この制度は、地権者の個人資産の売却に影響を及ぼす側面があるため、住民の方々と十分な協議が必要であるものと考えております。

以上でございます。

**○松永修巳議長** かつまた議員。

**○かつまた竜大議員** 少し前向きな答弁も少しあったかなと思いますけれども、非常に今のままでは、やはり心配であります。そもそもこの条例の解釈に私は問題があると思っておりますけれども、今日ちょうどタイミングよくというか、市川市総合計画審議会の市川市総合計画の策定についての答申というものがありまして、その中、2ページ目に大事なことが書かれておりますよね。今後の市川市の総合計画を策定するに当たりましては、SDGsの観点からやっていかなきゃいけないと、こういったこともまさに書かれているわけですよ。それこそこの緑化ということは、温暖化対策の中で都市のヒートアイランド化を防ぐということも非常に大事だと思いますけれども、それをヒートアイランドを防ぐという意味でも、この緑化ということは今後とも大事なことになると思います。実際、東京の場合は皇居の緑が東京都内中心部の気温上昇を防いでいると、こういうことも報道されております。「皇居にクールアイランド効果 周辺市街地の夏の気温低下に貢献」という、こういうネットの記事も昨日読んでまいりましたけれども、まさに緑化をするということは、景観だけでなく温暖化対策という意味でも非常に大事であると思います。

最後にちょっとまとめさせていただきたいと思いますが、6月、9月、そして今回ということで、結局のところ、最初にも少しお話をしましたが、街づくり部、水と緑の部、道路交通部にお伺いをしておりますが、この3つの部の連携といいますか、それにも大きな課題があるんじゃないかなと思います。それこそ過去には建設局、建設局長がいらっしゃって、その方は今、ある自治会の会長さんをされていると思いましたが、きちんと横串が刺さっていないのかなと思う部分も多々ございます。そういった意味では、副市長の話もありますけれど

も、やはり国交省の方を呼ぶというお話も、これも私はしっかりと検討しなければいけないかなと思っておりません。

そしてあともう一つ、自治会の方のお話もさせていただきたいと思いますが、今回、あくまでも市は隣接をしている住民の方しか対象にしていけないというようなことでありますけれども、あそこは、八幡5丁目は大和自治会さんですね。そこの役員の方の発言もきちんと御紹介をさせていただきたいと思いますが、市は個々の問題として解決しようとしているが、これで終わりではなく、全体はつながっている。さらには、はっきり言って、これ言っちゃいますけど、自治会も怒っている。市に対する不信感を持っている。みどりの基本計画に反している。市は風致地区をどのように考えているのかということ、実際、大和自治会においては、きちんと今回のこの事案を自治会として議題として取り上げていくということも、自治会としては決定されている。全てじゃないけど、決定したという内容は私もその議案書を見させていただきましたけれども、そういった意味では、地域全体の問題になっていると思いますので、ぜひ市長におかれましても、いろんな形で、今回、事業者とも会っていただきました。また、様々な形でやっていただいたことには感謝いたしております。ぜひ住民の皆さんの声、そして自治会の皆さんの声もしっかりと聞いていただきたいということ、それをお願いさせていただきます。私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○松永修巳議長 これをもって一般質問を終結いたします。

---

○松永修巳議長 日程第2 発議第11号市川市議会の個人情報保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思っております。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松永修巳議長 起立者多数であります。よって提案理由の説明を省略することは可決されました。

これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより発議第11号市川市議会の個人情報保護に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

○松永修巳議長 日程第3 発議第12号帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思

ます。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松永修巳議長 起立者多数であります。よって提案理由の説明を省略することは可決されました。

これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより発議第12号带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

---

○松永修巳議長 日程第4委員会の閉会中継続審査の件を議題といたします。

各委員会において審査中の事件につき、委員長から、会議規則第110条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

○松永修巳議長 日程第5委員会の閉会中継続調査の件を議題といたします。

各委員会において調査中の事件につき、委員長から、会議規則第110条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

---

○松永修巳議長 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和4年12月市川市議会定例会を閉会いたします。

午後2時59分閉議・閉会

令和4年12月7日

市議会議長

松永修巳様

総務委員長 久保川 隆 志

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件名	審査結果	理由又は意見
議案第32号	市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	可決	原案妥当
議案第33号	市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定について	可決	原案妥当
議案第34号	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	可決	原案妥当
議案第35号	市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	可決	原案妥当
議案第36号	市川市手数料条例の一部改正について	可決	原案妥当
議案第39号	令和4年度市川市一般会計補正予算（第7号）のうち本委員会に付託された事項	可決	原案妥当

令和4年12月7日

市議会議長

松 永 修 巳 様

健康福祉委員長 石 原 みさ子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件 名	審査結果	理由又は意見
議案第37号	市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	可 決	原案妥当
議案第38号	市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	可 決	原案妥当
議案第39号	令和4年度市川市一般会計補正予算（第7号）のうち本委員会に付託された事項	可 決	原案妥当
議案第40号	令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	可 決	原案妥当

令和4年12月7日

市議会議長

松 永 修 巳 様

環境文教委員長 宮 本 均

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条及び第142条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件 名	審査結果	理由又は意見
議案第39号	令和4年度市川市一般会計補正予算（第7号）のうち本委員会に付託された事項	可 決	原案妥当
請願第4－1号	携帯電話基地局を設置又は改造する時には事業者はその計画を地域住民等に対して説明を行うこと及び設置済みの携帯電話基地局についてその事業者は地域住民等の求めに応じて説明を行うことの条例化を求める請願	不 採 択	願意不相当



令和4年12月7日

市議会議長

松 永 修 巳 様

建設経済委員長 大久保 たかし

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件 名	審査結果	理由又は意見
議案第39号	令和4年度市川市一般会計補正予算（第7号）のうち本委員会に付託された事項	可 決	原案妥当
議案第41号	令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第3号）	可 決	原案妥当

閉会中継続審査申し出書

(令和4年12月定例会)

○建設経済委員会

請願第4－5号

市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例に関する請願

○東京外郭環状道路に関連する特別委員会

東京外郭環状道路に関連する問題に関する調査・検討について

○行徳臨海部に関連する特別委員会

行徳臨海部に関連する問題に関する調査・検討について

○中核市移行に関する特別委員会

中核市移行に関する調査・検討について

閉会中継続調査申し出書

○総務委員会

- 1 国際交流について
- 2 人事管理について
- 3 男女共同参画について
- 4 総合計画について
- 5 行政改革について
- 6 行政組織について
- 7 広報広聴について
- 8 財政運営について
- 9 契約及び工事検査について
- 10 情報政策について
- 11 ボランティア支援事業について
- 12 消防行政及び危機管理対策について
- 13 他の常任委員会の所管に属さない事項について

○環境文教委員会

- 1 文化振興について
- 2 スポーツ振興について
- 3 環境保全、公害対策について
- 4 ごみ対策について
- 5 し尿処理対策について
- 6 学校施設及び管理について
- 7 教育振興対策について
- 8 生涯学習について
- 9 保健体育について

○議会運営委員会

- 1 議会の運営に関する事項
- 2 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- 3 議長の諮問に関する事項

○健康福祉委員会

- 1 保健・医療・福祉行政について
- 2 高齢者支援について
- 3 介護保険事業について
- 4 児童福祉対策について
- 5 母子（父子）福祉対策について
- 6 心身障がい者（児）福祉対策について
- 7 生活保護について
- 8 霊園、斎場について
- 9 国民健康保険事業について

○建設経済委員会

- 1 商工業行政について
- 2 労働対策について
- 3 農水産行政について
- 4 観光行政について
- 5 都市計画事業について
- 6 建築物に係る紛争の調整等について
- 7 建築行政について
- 8 土地区画整理事業について
- 9 都市再開発事業について
- 10 住宅行政について
- 11 交通安全対策について
- 12 一般土木事業について
- 13 河川対策について
- 14 下水道事業について
- 15 みどりの保全及び推進事業について

会議録署名議員

市川市議会議長 松 永 修 巳

市川市議会副議長 大 場 諭

市川市議会議員 清 水 みな子

” 中 山 幸 紀

令和4年9月市川市議会定例会会議録正誤表

正 誤 箇 所	正	誤
目 次 7 ページ 29 行目	第4日 9月12日（月曜日）	第4日 9月12日（水曜日）
” 7 ” 37 ”	発議第4号	発議第1号
” 8 ” 33 ”	「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願
” 15 ” 14 ”	(3)小学校の防犯体制について	(3)道小学校の防犯体制について
本 文 50 ” 19 ”	便益	減益
” 52 ” 38 ”	戸数	個数
” 74 ” 5 ”	○鹿倉信一中核市準備担当理事	○鹿倉中核市準備担当理事
” 83 ” 33 ”	そのとおり	そのどおり
” 86 ” 27 ”	○鹿倉信一中核市準備担当理事	○鹿倉中核市準備担当理事
” 93 ” 38 ”	○鹿倉信一中核市準備担当理事	○鹿倉中核市準備担当理事
” 97 ” 33 ”	いただきたいな	いただきないな
” 101 ” 2 ”	○鹿倉信一中核市準備担当理事	○鹿倉中核市準備担当理事
” 130 ” 38 ”	通過	追加
” 132 ” 37 ”	起訴状	起訴上
” 219 ” 30 ”	滞納している人から	滞納している人が人から
” 246 ” 31 ”	ああいう住宅街	ああいういう住宅街
” 321 ” 10 ”	一般集積所	一般集積場
” 330 ” 21 ”	延びる	伸びる
” 402 ” 7 ”	3件程度	3年程度